

令和 4 年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧	新	備考																												
共通 -1	<p>1 共通対策編 第 1 章 総則 (略) 第 1 節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 1 指定地方行政機関</p>	<p>1 共通対策編 第 1 章 総則 (略) 第 1 節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 1 指定地方行政機関</p>																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察庁関東管区警察局</td> <td> <p>ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する こと イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関する こと ウ 管区内防災関係機関との連携に関する こと エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告 連絡に関する こと オ 警察通信の確保及び統制に関する こと カ 津波・噴火警報等の伝達に関する こと</p> </td> </tr> <tr> <td>総務省東海総合通信局</td> <td> <p>ア 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信 施設)の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び 非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星 携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び 臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関する こと カ 非常通信協議会の運営に関する こと</p> </td> </tr> <tr> <td>財務省東海財務局 (静岡財務事務所)</td> <td> <p>ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡 調整に関する こと イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関する こと</p> </td> </tr> <tr> <td>厚生労働省東海北陸 厚生局</td> <td> <p>ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整</p> </td> </tr> <tr> <td>厚生労働省静岡労働 局</td> <td> <p>ア 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防 の指導 イ 事業場等の被災状況の把握 ウ 操業再開時における労働災害防止のための監督指導 エ 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導</p> </td> </tr> <tr> <td>農林水産省関東農政 局</td> <td> <p>ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に 関 すること イ 応急用食料・物資の支援に関する こと ウ 食品の需給・価格動向の調査に関する こと エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関する こと</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	警察庁関東管区警察局	<p>ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する こと イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関する こと ウ 管区内防災関係機関との連携に関する こと エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告 連絡に関する こと オ 警察通信の確保及び統制に関する こと カ 津波・噴火警報等の伝達に関する こと</p>	総務省東海総合通信局	<p>ア 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信 施設)の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び 非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星 携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び 臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関する こと カ 非常通信協議会の運営に関する こと</p>	財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	<p>ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡 調整に関する こと イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関する こと</p>	厚生労働省東海北陸 厚生局	<p>ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整</p>	厚生労働省静岡労働 局	<p>ア 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防 の指導 イ 事業場等の被災状況の把握 ウ 操業再開時における労働災害防止のための監督指導 エ 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導</p>	農林水産省関東農政 局	<p>ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に 関 すること イ 応急用食料・物資の支援に関する こと ウ 食品の需給・価格動向の調査に関する こと エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関する こと</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察庁関東管区警察局</td> <td> <p>ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する こと イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関する こと ウ 管区内防災関係機関との連携に関する こと エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告 連絡に関する こと オ 警察通信の確保及び統制に関する こと カ 津波・噴火警報等の伝達に関する こと</p> </td> </tr> <tr> <td>総務省東海総合通信局</td> <td> <p>ア 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信 施設)の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び 非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星 携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び 臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関する こと カ 非常通信協議会の運営に関する こと</p> </td> </tr> <tr> <td>財務省東海財務局 (静岡財務事務所)</td> <td> <p>ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡 調整に関する こと イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関する こと</p> </td> </tr> <tr> <td>厚生労働省東海北陸 厚生局</td> <td> <p>ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整</p> </td> </tr> <tr> <td>厚生労働省静岡労働 局</td> <td> <p>ア 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防 の指導 イ 事業場等の被災状況の把握 ウ 操業再開時における労働災害防止のための監督指導 エ 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導</p> </td> </tr> <tr> <td>農林水産省関東農政 局</td> <td> <p>ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に 関 すること イ 応急用食料・物資の支援に関する こと ウ 食品の需給・価格動向の調査に関する こと エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関する こと</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	警察庁関東管区警察局	<p>ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する こと イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関する こと ウ 管区内防災関係機関との連携に関する こと エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告 連絡に関する こと オ 警察通信の確保及び統制に関する こと カ 津波・噴火警報等の伝達に関する こと</p>	総務省東海総合通信局	<p>ア 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信 施設)の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び 非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星 携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び 臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関する こと カ 非常通信協議会の運営に関する こと</p>	財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	<p>ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡 調整に関する こと イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関する こと</p>	厚生労働省東海北陸 厚生局	<p>ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整</p>	厚生労働省静岡労働 局	<p>ア 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防 の指導 イ 事業場等の被災状況の把握 ウ 操業再開時における労働災害防止のための監督指導 エ 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導</p>	農林水産省関東農政 局	<p>ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に 関 すること イ 応急用食料・物資の支援に関する こと ウ 食品の需給・価格動向の調査に関する こと エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関する こと</p>	
機 関 名	処理すべき事務又は業務																														
警察庁関東管区警察局	<p>ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する こと イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関する こと ウ 管区内防災関係機関との連携に関する こと エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告 連絡に関する こと オ 警察通信の確保及び統制に関する こと カ 津波・噴火警報等の伝達に関する こと</p>																														
総務省東海総合通信局	<p>ア 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信 施設)の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び 非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星 携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び 臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関する こと カ 非常通信協議会の運営に関する こと</p>																														
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	<p>ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡 調整に関する こと イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関する こと</p>																														
厚生労働省東海北陸 厚生局	<p>ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整</p>																														
厚生労働省静岡労働 局	<p>ア 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防 の指導 イ 事業場等の被災状況の把握 ウ 操業再開時における労働災害防止のための監督指導 エ 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導</p>																														
農林水産省関東農政 局	<p>ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に 関 すること イ 応急用食料・物資の支援に関する こと ウ 食品の需給・価格動向の調査に関する こと エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関する こと</p>																														
機 関 名	処理すべき事務又は業務																														
警察庁関東管区警察局	<p>ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する こと イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関する こと ウ 管区内防災関係機関との連携に関する こと エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告 連絡に関する こと オ 警察通信の確保及び統制に関する こと カ 津波・噴火警報等の伝達に関する こと</p>																														
総務省東海総合通信局	<p>ア 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信 施設)の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び 非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星 携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び 臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関する こと カ 非常通信協議会の運営に関する こと</p>																														
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	<p>ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡 調整に関する こと イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関する こと</p>																														
厚生労働省東海北陸 厚生局	<p>ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整</p>																														
厚生労働省静岡労働 局	<p>ア 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防 の指導 イ 事業場等の被災状況の把握 ウ 操業再開時における労働災害防止のための監督指導 エ 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導</p>																														
農林水産省関東農政 局	<p>ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に 関 すること イ 応急用食料・物資の支援に関する こと ウ 食品の需給・価格動向の調査に関する こと エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関する こと</p>																														

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧		新		備考
		オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ 被害農業者に対する金融対策に関すること		オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ 被害農業者に対する金融対策に関すること	
	農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握	農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握	
	林野庁関東森林管理局	ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること イ 民有林直轄治山事業等の実施に関すること ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること	林野庁関東森林管理局	ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること イ 民有林直轄治山事業等の実施に関すること ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること	
	経済産業省関東経済産業局	ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること ウ 被災中小企業の振興に関すること エ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） オ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）	経済産業省関東経済産業局	ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること ウ 被災中小企業の振興に関すること エ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） オ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）	地震対策編構成の見直し
	経済産業省中部経済産業局	ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。） イ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))	経済産業省中部経済産業局	ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。） イ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))	
	経済産業省関東東北産業保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡）	経済産業省関東東北産業保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡）	

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧		新		備考
		<p>エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）</p>		<p>エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）</p>	
	<p>経済産業省 中部近畿産業保安監督部</p>	<p>ア 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。）</p> <p>イ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。））</p>	<p>経済産業省 中部近畿産業保安監督部</p>	<p>ア 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。）</p> <p>イ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。））</p>	
	<p>国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局</p>	<p>管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>ア 災害予防</p> <p>(ア) 所管施設の耐震性の確保</p> <p>(イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実</p> <p>(ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</p> <p>(エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用</p> <p>(オ) 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施</p> <p>イ 初動対応</p> <p>地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ 応急・復旧</p> <p>(ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施</p> <p>(イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保</p> <p>(ウ) 所管施設の緊急点検の実施</p> <p>(エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置</p> <p>(オ) 県及び市町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付</p> <p>(カ) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保</p>	<p>国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局</p>	<p>管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>ア 災害予防</p> <p>(ア) 所管施設の耐震性の確保</p> <p>(イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実</p> <p>(ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</p> <p>(エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用</p> <p>(オ) 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施</p> <p>イ 初動対応</p> <p>地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ 応急・復旧</p> <p>(ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施</p> <p>(イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保</p> <p>(ウ) 所管施設の緊急点検の実施</p> <p>(エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置</p> <p>(オ) 県及び市町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付（ただし、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等において、災害対策用建設機械等が派遣される場合は、出動及び管理も行う）</p> <p>(カ) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保</p>	<p>地震対策編構成の見直し</p>
	<p>国土交通省中部運輸局</p>	<p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。</p>	<p>国土交通省中部運輸局</p>	<p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。</p>	

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p>ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。</p> <p>エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。</p> <p>オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。</p> <p>カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。</p> <p>キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。</p> <p>ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達のあっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。</p> <p>ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。</p> <p>コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。</p> <p>サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。</p>	<p>ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。</p> <p>エ 緊急海上輸送の要請(県内船舶が利用できない場合の他県に対する支援要請を含む)に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。</p> <p>オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。</p> <p>カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。</p> <p>キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。</p> <p>ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達のあっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。</p> <p>ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。</p> <p>コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。</p> <p>サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。</p>	<p>地震対策編構成の見直し</p>
<p>国土交通省 東京航空局東京空港 事務所</p>	<p>ア 災害時における航空機の運航に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること</p> <p>イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること</p> <p>ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること</p>	<p>ア 災害時における航空機の運航に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること</p> <p>イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること</p> <p>ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること</p>	
<p>国土地理院 中部地方測量部</p>	<p>ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</p> <p>イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</p> <p>ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。</p> <p>エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</p>	<p>ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</p> <p>イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</p> <p>ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。</p> <p>エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</p>	
<p>気象庁東京管区気象台 (静岡地方気象台)</p>	<p>ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。</p> <p>イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。</p>	<p>ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。</p> <p>イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。</p> <p>ウ 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市町長から通報された時、気象庁本庁へ報告するとともに適切な措置を行う。</p> <p>エ 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。</p> <p>オ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。</p>	<p>地震対策編構成の見直し</p>

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧		新		備考
		ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。		カ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 キ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 ク 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。	
	海上保安庁 第三管区海上保安本部	ア 災害予防 (ア) 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施 (イ) 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発 (ウ) 港湾の状況等の調査研究 イ 災害応急対策 (ア) 船艇、航空機等による警報等の伝達 (イ) 船艇、航空機等を活用した情報収集 (ウ) 活動体制の確立 (エ) 船艇、航空機等による海難救助等 (オ) 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送 (カ) 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与 (キ) 要請に基づく関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援 (ク) 排出油等の防除等 (ケ) 避難指示、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 (コ) 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示 (サ) 海上における治安の維持 (シ) 危険物等積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置 ウ 災害復旧・復興対策	海上保安庁 第三管区海上保安本部	ア 災害予防 (ア) 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施 (イ) 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発 (ウ) 港湾の状況等の調査研究 イ 災害応急対策 (ア) 船艇、航空機等による警報等の伝達 <b>周知</b> (イ) 船艇、航空機等を活用した情報収集 (ウ) 活動体制の確立 (エ) 船艇、航空機等による海難救助等 (オ) 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送 (カ) 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与 (キ) 要請に基づく関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援 (ク) 排出油 <b>その他船舶交通の障害となる物</b> の防除等 (ケ) <b>危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告</b> 、入港制限、移動命令、 <b>航行制限、荷役の中止勧告、水路の検測、応急航路標識の設置</b> 等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 (コ) 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示 (サ) 海上における治安の維持 (シ) <b>巡視船艇による主要港湾等の被害調査</b> ウ 災害復旧・復興対策	地震対策編構成の見直し
	環境省 関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等	環境省 関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等	
	環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集	環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集	
	防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援	防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援	
	2 指定公共機関		2 指定公共機関		
	機 関 名	処理すべき事務又は業務		機 関 名	処理すべき事務又は業務

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧	新	備考	
	<p>独立行政法人国立病院機構 知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣、被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う</p>	<p>独立行政法人国立病院機構 知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣、被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う</p>	地震対策編構成の見直し	
	<p>独立行政法人水資源機構 豊川用水水源施設(ダム、頭首工、導水路等)の管理及び補修・改修並びに災害復旧に関する事</p>	<p>独立行政法人水資源機構 豊川用水水源施設(ダム、頭首工、導水路等)の管理、補修・改修、<b>被害状況の把握及び防災関係機関への緊急事態の通報</b>並びに災害復旧に関する事</p>		
	<p>日本郵便株式会社 東海支社                      ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。                      (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付                      (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除                      (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除                      (エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分                      イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。</p>	<p>日本郵便株式会社 東海支社                      ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。                      (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付                      (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除                      (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除                      (エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分                      イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防<b>及び発災時の迅速・適切な対応</b>に努める。</p>		地震対策編構成の見直し
	<p>日本銀行                      ア 通貨の円滑な供給の確保                      イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保                      ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置                      エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</p>	<p>日本銀行                      ア 通貨の円滑な供給の確保                      イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保                      ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置                      エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請  <b>オ 各種措置に関する広報</b></p>		地震対策編構成の見直し
	<p>日本赤十字社静岡県支部                      ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関する事                      イ 血液製剤の確保及び供給のための措置                      ウ 被災者に対する救援物資の配布                      エ 義援金の募集                      オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整                      カ その他必要な事項</p>	<p>日本赤十字社静岡県支部                      ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関する事                      イ 血液製剤の確保及び供給のための措置                      ウ 被災者に対する救援物資の配布                      エ 義援金の募集                      オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整                      カ その他必要な事項</p>		地震対策編構成の見直し
	<p>日本放送協会 気象予警報、災害情報その他の災害広報</p>	<p>日本放送協会 気象予警報、災害情報その他の<b>有効適切な</b>災害広報</p>		地震対策編構成の見直し
	<p>中日本高速道路株式会社                      ア 管轄する道路の建設及び維持管理                      イ <b>災害時の輸送路の確保</b></p>	<p>中日本高速道路株式会社                      ア 管轄する道路の建設及び維持管理                      イ <b>交通状況に関する関係機関との情報連絡</b>                      ウ <b>緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施</b>                      エ <b>県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力</b></p>		地震対策編構成の見直し
	<p>東海旅客鉄道株式会社                      東日本旅客鉄道株式会社                      日本貨物鉄道株式会社                      ア 鉄道防災施設の整備                      イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保                      ウ 災害時の応急輸送対策                      エ 被災施設の調査及び復旧</p>	<p>東海旅客鉄道株式会社                      東日本旅客鉄道株式会社                      日本貨物鉄道株式会社                      ア 鉄道防災施設の整備                      イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保                      ウ 災害時の応急輸送対策                      エ <b>災害時における応急救護活動</b>                      オ <b>応急復旧用資材等の確保</b>                      カ <b>危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導</b>                      キ 被災施設の調査及び<b>早期</b>復旧</p>		地震対策編構成の見直し

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧		新		備考
	西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社	ア 電気通信施設の防災対策及び復旧対策 イ 電気通信の特別取扱い ウ 気象警報の伝達(西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社)	西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社	ア 電気通信施設の防災対策及び復旧対策 イ 電気通信の特別取扱い ウ 気象警報の伝達(西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社) エ 防災関係機関の重要通信の優先確保 オ 被害施設の早期復旧 カ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供	地震対策編構成の見直し
	岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等によるLP ガス輸入基地、2次基地から充填所へのLP ガスの配送	岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等によるLP ガス輸入基地、2次基地から充填所へのLP ガスの配送	
	日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	ア 災害対策に必要な物資の輸送確保 イ 災害時の応急輸送対策	日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	ア 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運行 イ 災害時の応急輸送対策	地震対策編構成の見直し
	東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社	ア 電力供給施設の防災対策 イ 災害時における電力供給の確保 ウ 被災施設の調査及び復旧	東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社	ア 電力供給施設の防災対策 イ 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 ウ 災害時における電力供給の確保 エ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用したの広報 オ 被災施設の調査及び復旧	地震対策編構成の見直し
	電源開発株式会社 電源開発送変電ネットワーク株式会社	ア 電力供給施設の防災対策 イ 被災施設の調査及び復旧	電源開発株式会社 電源開発送変電ネットワーク株式会社	ア 電力供給施設の防災対策 イ 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 ウ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用したの広報 エ 被災施設の調査及び復旧	地震対策編構成の見直し
	KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施	KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施	指定公共機関の新規指定に伴う修正(令和4年2月1日内閣府告示第5号)
	一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	

頁	旧		新		備考
	小建設業協会		小建設業協会		
	株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン・イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する	株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン・イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する	
	3 指定地方公共機関		3 指定地方公共機関		
	機 関 名	処理すべき事務又は業務	機 関 名	処理すべき事務又は業務	
	土地改良区	ア 土地改良施設の防災計画 イ 農地たん水の防排除活動 ウ 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧	土地改良区	ア 土地改良施設の防災計画 イ 農地たん水の防排除活動(用水の緊急遮断) ウ 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧 エ 消防機関が行う消火活動への協力	地震対策編構成の見直し
	都市ガス会社	ア ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策  イ 被災施設の調査及び復旧	都市ガス会社	ア ガス供給施設の防災対策 イ 二次災害の発生防止のための緊急遮断 ウ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 エ 必要に応じて代替燃料の供給 オ 災害応急復旧の早期実施	地震対策編構成の見直し
	一般社団法人静岡県LPガス協会		一般社団法人静岡県LPガス協会	ア ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策 イ 被災施設の調査及び復旧 ウ 需要家へのガス栓の閉止等の広報 エ 必要に応じた代替燃料の供給の協力	
	地方鉄道会社	ア 鉄道施設の整備 イ 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 ウ 災害時の応急輸送対策 エ 被災施設の調査及び復旧	静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 伊豆急行株式会社 岳南電車株式会社 大井川鐵道株式会社 遠州鐵道株式会社 天竜浜名湖鐵道株式会社	ア 鉄道施設の整備 イ 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 ウ 災害時の応急輸送対策 エ 被災施設の調査及び復旧	
	海運業者 一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協	ア 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 イ 災害時の応急輸送対策	海運業者 一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協	ア 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 イ 災害時の応急輸送対策	

頁	旧		新		備考
	会		会		
	静岡県道路公社	ア 管轄する道路の建設及び維持管理 イ <b>災害時の輸送路の確保</b>	静岡県道路公社	ア 管轄する道路の建設及び維持管理 イ <b>交通状況に関する関係防災機関との情報連絡</b> ウ <b>緊急輸送路確保のための応急復旧</b> エ <b>県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力</b> オ <b>地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力</b>	地震対策編構成の見直し
	<b>民間放送機関</b>	気象予警報、災害情報その他の <b>災害</b> 広報	<b>静岡放送株式会社</b> <b>株式会社テレビ静岡</b> <b>株式会社静岡朝日テレビ</b> <b>株式会社静岡第一テレビ</b> <b>静岡エフエム放送株式会社</b>	気象予警報、災害情報その他の <b>あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく</b> 災害広報	地震対策編構成の見直し
	一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。） ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）	一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。） ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）	
	一般社団法人静岡県警備業協会	災害時の道路、交差点等での交通整理支援	一般社団法人静岡県警備業協会	災害時の道路、交差点等での交通整理支援	
	公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者(※)等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力	公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者(※)等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力	
	一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	
	富士山静岡空港株式会社	ア 緊急事態を想定した訓練の実施 イ 緊急事態発生時の静岡空港現地対策本部の設置 <b>ウ</b> 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等 <b>エ</b> 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援	富士山静岡空港株式会社	ア 緊急事態を想定した訓練の実施 イ 緊急事態発生時の静岡空港現地対策本部の設置 <b>ウ</b> <b>空港利用者の避難場所等の確保及び調整</b> <b>エ</b> 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等 <b>オ</b> 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援	地震対策編構成の見直し
共通 -11	(略) 第3節 県の社会条件  ○ 本県は太平洋沿岸ベルト地帯に属し、京浜と中京の大工業地帯にはさまれ幾多のすぐれた条件を備えているため、あらゆる面においてかなりのテンポで高度経済成長を遂げてきた。 ○ 特に、従来からの東海道線、国道1号、その他の幹線国道等に加えて東海道新幹線、東名高速道路が整備されたが、由比地区ではこれらの幹線が、急峻な山地斜面と海岸との間の狭い平坦部に集中し、防災上の大きな問題点となっている。		(略) 第3節 県の社会条件  ○ 本県は太平洋沿岸ベルト地帯に属し、京浜と中京の大工業地帯にはさまれ幾多のすぐれた条件を備えているため、あらゆる面においてかなりのテンポで高度経済成長を遂げてきた。 ○ 特に、従来からの東海道線、国道1号、その他の幹線国道等に加えて東海道新幹線、東名高速道路が整備されたが、由比地区ではこれらの幹線が、急峻な山地斜面と海岸との間の狭い平坦部に集中し、防災上の大きな問題点となっている。		

頁	旧	新	備考														
<p>共通 -12</p>	<p>○ 一方、自然景観と温暖な気候にも恵まれ観光面においても各所でめざましい開発がなされ、県内外の観光客等の収容施設が各所に所在し、災害対策上の一つの問題点となっている。</p> <table border="1" data-bbox="290 342 1083 468"> <tr> <td rowspan="3">問題点</td> <td>1 無計画な宅地造成</td> <td>4 道路の未整備</td> </tr> <tr> <td>2 上・下水道の不足</td> <td>5 河川の未整備</td> </tr> <tr> <td>3 ごみ・し尿処理の不徹底</td> <td>6 住宅の不足</td> </tr> </table> <p>いくつかの問題があり、これらが災害の起こりやすい条件を助長してきている。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 予想される災害と地域</p> <p>(略)</p> <p>5 土石流・地すべり・がけ崩れ</p> <p>○県内で砂防指定地が <b>1,703</b> 箇所、地すべり防止区域が <b>189</b> 箇所、急傾斜地崩壊危険区域が <b>1,293</b> 箇所及び土砂災害警戒区域が <b>18,213</b> 箇所（いずれも令和<b>2</b>年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料編Ⅱ4-2-1～4-2-3、4-2-9 参照）</p> <p>(略)</p>	問題点	1 無計画な宅地造成	4 道路の未整備	2 上・下水道の不足	5 河川の未整備	3 ごみ・し尿処理の不徹底	6 住宅の不足	<p>○ 一方、自然景観と温暖な気候にも恵まれ観光面においても各所でめざましい開発がなされ、県内外の観光客等の収容施設が各所に所在し、災害対策上の一つの問題点となっている。<b>その他にも、いくつかの問題があり、これらが災害の起こりやすい条件を助長してきている。</b></p> <table border="1" data-bbox="1418 342 2211 468"> <tr> <td rowspan="3">問題点</td> <td>1 無計画な宅地造成</td> <td>4 道路の未整備</td> </tr> <tr> <td>2 上・下水道の不足</td> <td>5 河川の未整備</td> </tr> <tr> <td>3 ごみ・し尿処理の不徹底</td> <td>6 住宅の不足</td> </tr> </table> <p><b>○ また、デジタル技術の発達により、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進とともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、津波を含むあらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策を行う必要がある。</b></p> <p>(略)</p> <p>第4節 予想される災害と地域</p> <p>(略)</p> <p>5 土石流・地すべり・がけ崩れ</p> <p>○県内で砂防指定地が <b>1,725</b> 箇所、地すべり防止区域が <b>190</b> 箇所、急傾斜地崩壊危険区域が <b>1,306</b> 箇所及び土砂災害警戒区域が <b>18,218</b> 箇所（いずれも令和<b>3</b>年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料編Ⅱ4-2-1～4-2-3、4-2-9 参照）</p> <p>(略)</p>	問題点	1 無計画な宅地造成	4 道路の未整備	2 上・下水道の不足	5 河川の未整備	3 ごみ・し尿処理の不徹底	6 住宅の不足	<p>防災基本計画及び「津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和4年3月）を踏まえた修正（防災基本計画抜粋）</p> <p>○効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。</p> <p>○津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。</p> <p>時点更新</p>
	問題点		1 無計画な宅地造成	4 道路の未整備													
2 上・下水道の不足			5 河川の未整備														
3 ごみ・し尿処理の不徹底		6 住宅の不足															
問題点	1 無計画な宅地造成	4 道路の未整備															
	2 上・下水道の不足	5 河川の未整備															
	3 ごみ・し尿処理の不徹底	6 住宅の不足															

頁	旧	新	備考				
共通 -15	第2章 災害予防計画 (略)  第1節 通信施設等整備改良計画 (略)	第2章 災害予防計画 (略)  第1節 通信施設等整備改良計画 (略)					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 388 356 420">区 分</th> <th data-bbox="356 388 1320 420">内 容</th> </tr> </thead> </table>	区 分	内 容	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1350 388 1484 420">区 分</th> <th data-bbox="1484 388 2448 420">内 容</th> </tr> </thead> </table>	区 分	内 容	
	区 分	内 容					
	区 分	内 容					
	県防災行政無線施設の改良	県防災行政無線施設の改良					
通信設備の防災対策	通信設備の防災対策						
防災関係機関等相互間の通信手段	防災関係機関等相互間の通信手段						
気象観測施設の充足整備	気象観測施設の充足整備	観測要素が変更になったこと、時点更新及び表記の修正  表記の修正					

頁	旧	新	備考																																																						
	<p>土木総合防災情報システム」(SIPOSⅡ)の整備を行い、平成10年度4月からメインとなる河川・海岸情報収集システムの運用を開始した。</p> <p>・SIPOSⅡの老朽化に伴い、リアルタイム映像監視等の新たな機能を備えた「静岡県土木総合防災情報システム」(SIPOSⅢ)の本格運用を平成22年4月から開始した。</p>																																																								
	<p>被災者等への情報伝達手段の整備</p> <p>・県及び市町は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町防災行政無線等の無線系(戸別受信機を含む。)の整備を図るとともに、有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。</p> <p>・県及び市町は、災害時に孤立が予想される地域について、衛星携帯電話などにより、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努める。</p>	<p>被災者等への情報伝達手段の整備</p> <p>・県及び市町は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町防災行政無線等の無線系(戸別受信機を含む。)の整備を図るとともに、有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。</p> <p>・県及び市町は、災害時に孤立が予想される地域について、衛星携帯電話などにより、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努める。</p>																																																							
	<p>・気象観測施設の現況 (平成31年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関名</th> <th>雨量観測施設</th> <th>風向・風速観測施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象庁</td> <td>30(30)</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>47(47)</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>118(117)</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>195(194)</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p>( )内はテレメーター</p> <p>水位観測施設の現況 (平成31年4月1日現在)</p> <p>設置場所：資料編Ⅱ6-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関名</th> <th>水位観測施設</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省</td> <td>28(28)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>162(160)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>190(188)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>( )内はテレメーター</p>	関係機関名	雨量観測施設	風向・風速観測施設	気象庁	30(30)	18	国土交通省	47(47)	12	静岡県	118(117)	0	計	195(194)	30	関係機関名	水位観測施設	備考	国土交通省	28(28)		静岡県	162(160)		計	190(188)		<p>・気象観測施設の現況 (令和4年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関名</th> <th>雨量観測施設</th> <th>風向・風速観測施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象庁</td> <td>31(31)</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>47(47)</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>118(117)</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>196(195)</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p>( )内はテレメーター</p> <p>水位観測施設の現況 (令和4年4月1日現在)</p> <p>設置場所：資料編Ⅱ6-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関名</th> <th>水位観測施設</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省</td> <td>28(28)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>161(160)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>189(188)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>( )内はテレメーター</p>	関係機関名	雨量観測施設	風向・風速観測施設	気象庁	31(31)	18	国土交通省	47(47)	12	静岡県	118(117)	0	計	196(195)	30	関係機関名	水位観測施設	備考	国土交通省	28(28)		静岡県	161(160)		計	189(188)		<p>時点更新</p>
関係機関名	雨量観測施設	風向・風速観測施設																																																							
気象庁	30(30)	18																																																							
国土交通省	47(47)	12																																																							
静岡県	118(117)	0																																																							
計	195(194)	30																																																							
関係機関名	水位観測施設	備考																																																							
国土交通省	28(28)																																																								
静岡県	162(160)																																																								
計	190(188)																																																								
関係機関名	雨量観測施設	風向・風速観測施設																																																							
気象庁	31(31)	18																																																							
国土交通省	47(47)	12																																																							
静岡県	118(117)	0																																																							
計	196(195)	30																																																							
関係機関名	水位観測施設	備考																																																							
国土交通省	28(28)																																																								
静岡県	161(160)																																																								
計	189(188)																																																								
共通 -16	<p>第2節 防災ヘリコプター及び防災資機材整備計画 (略)</p> <p>2 応急活動のための資材、機材の整備計画</p> <p>消防団をはじめ応急対策活動に従事するものの装備のため、次に掲げる資機材の整備を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 防災ヘリコプター及び防災資機材整備計画 (略)</p> <p>2 応急活動のための資材、機材の整備計画</p> <p>消防団をはじめ応急対策活動に従事するものの装備のため、次に掲げる資機材の整備を図る。</p> <p>また、県及び市町は、資機材の保有状況を把握するとともに、平時から救助・救急関係省庁と情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○救助・救急関係省庁及び地方公共団体は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、平時から情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。</p>																																																						
共通 -17	<p>第4節 防災知識の普及計画 (略)</p> <p>1 普及方法 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校教育、社会教育を通じての普及</td> <td>災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて、防災教育の徹底を図る。</td> </tr> <tr> <td>職員及び関係者に対する普及</td> <td>防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制、適正な判断力等をあらゆる機会を利用してその徹底を図る。</td> </tr> <tr> <td>ラジオ・テレビ・新聞、印刷物等による普及</td> <td>県民等に対し、その時期に応じてラジオ・テレビ・新聞等の広報媒体を通じ、又、印刷物等を作成・配布し防災知識の高揚を図る。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	学校教育、社会教育を通じての普及	災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて、防災教育の徹底を図る。	職員及び関係者に対する普及	防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制、適正な判断力等をあらゆる機会を利用してその徹底を図る。	ラジオ・テレビ・新聞、印刷物等による普及	県民等に対し、その時期に応じてラジオ・テレビ・新聞等の広報媒体を通じ、又、印刷物等を作成・配布し防災知識の高揚を図る。	<p>第4節 防災知識の普及計画 (略)</p> <p>1 普及方法 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校教育、社会教育を通じての普及</td> <td>災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて、防災教育の徹底を図る。</td> </tr> <tr> <td>職員及び関係者に対する普及</td> <td>防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制、適正な判断力等をあらゆる機会を利用してその徹底を図る。</td> </tr> <tr> <td>ラジオ・テレビ・新聞、印刷物等による普及</td> <td>県民等に対し、その時期に応じてラジオ・テレビ・新聞等の広報媒体を通じ、又、印刷物等を作成・配布し防災知識の高揚を図る。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	学校教育、社会教育を通じての普及	災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて、防災教育の徹底を図る。	職員及び関係者に対する普及	防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制、適正な判断力等をあらゆる機会を利用してその徹底を図る。	ラジオ・テレビ・新聞、印刷物等による普及	県民等に対し、その時期に応じてラジオ・テレビ・新聞等の広報媒体を通じ、又、印刷物等を作成・配布し防災知識の高揚を図る。	<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○国〔消防庁、文部科学省〕及び市町村(都道府県)は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。</p>																																						
区分	内容																																																								
学校教育、社会教育を通じての普及	災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて、防災教育の徹底を図る。																																																								
職員及び関係者に対する普及	防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制、適正な判断力等をあらゆる機会を利用してその徹底を図る。																																																								
ラジオ・テレビ・新聞、印刷物等による普及	県民等に対し、その時期に応じてラジオ・テレビ・新聞等の広報媒体を通じ、又、印刷物等を作成・配布し防災知識の高揚を図る。																																																								
区分	内容																																																								
学校教育、社会教育を通じての普及	災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて、防災教育の徹底を図る。																																																								
職員及び関係者に対する普及	防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制、適正な判断力等をあらゆる機会を利用してその徹底を図る。																																																								
ラジオ・テレビ・新聞、印刷物等による普及	県民等に対し、その時期に応じてラジオ・テレビ・新聞等の広報媒体を通じ、又、印刷物等を作成・配布し防災知識の高揚を図る。																																																								

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧		新		備考
	映画、スライド、講演会等による普及	防災関係者並びに県民等に対し、映画、スライド、講演会を適宜開催しその普及を図る。	映画、スライド、講演会等による普及	防災関係者並びに県民等に対し、映画、スライド、講演会を適宜開催しその普及を図る。	
	県ホームページ、アプリ「静岡県防災」による普及	県民等に対し、静岡県ホームページや静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」を通じ、ハザードマップの確認、防災知識の習得や避難トレーニングなど災害から命を守るための知識の普及を図る。	県ホームページ、アプリ「静岡県防災」による普及	県民等に対し、静岡県ホームページや静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」を通じ、ハザードマップの確認、防災知識の習得や避難トレーニングなど災害から命を守るための知識の普及を図る。	
(略)			(略)		
3 県の実施事項			3 県の実施事項		
(1) 県職員等に対する教育			(1) 県職員等に対する教育		
○ 県職員として、行政をすすめる中で、積極的に地震等の防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど、次の事項について研修会等を通じて教育を行う。			○ 県職員として、行政をすすめる中で、積極的に地震等の防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど、次の事項について研修会等を通じて教育を行う。		
○ 教育に当たっては、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。			○ 教育に当たっては、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。		
教育事項	ア 地震・津波等の防災に関する基礎知識 イ 東海地震等の災害発生に関する知識 ウ 第4次地震被害想定の内容 エ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策 オ 「静岡県地域防災計画」の内容と県が実施している地震等の防災対策 カ 地震等が発生した場合及び地震が予知された場合、具体的に取るべき行動に関する知識 キ 職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担） ク 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらに基づきとられる措置  ケ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置 コ 家庭の地震等の防災対策と自主防災組織の育成強化対策 サ 地震等の防災対策の課題その他必要な事項		教育事項	ア 地震・津波等の防災に関する基礎知識 イ 東海地震等の災害発生に関する知識 ウ 第4次地震被害想定の内容 エ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策 オ 「静岡県地域防災計画」の内容と県が実施している地震等の防災対策 カ 地震等が発生した場合及び地震が予知された場合、具体的に取るべき行動に関する知識 キ 職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担） ク 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらに基づきとられる措置 ケ 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらに基づきとられる措置 コ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置 サ 家庭の地震等の防災対策と自主防災組織の育成強化対策 シ 地震等の防災対策の課題その他必要な事項	東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正
(2) 生徒等に対する教育			(2) 生徒等に対する教育		
○ 県教育委員会は、公立学校に対し、幼児・児童・生徒（以下「生徒等」という。）に対する地震等の防災教育の指針を示し、その実施を指導する。			○ 県教育委員会は、公立学校に対し、幼児・児童・生徒（以下「生徒等」という。）に対する地震等の防災教育の指針を示し、その実施を指導する。		
○ 住んでいる地域の特徴・災害リスクや過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。			○ 住んでいる地域の特徴・災害リスクや過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。		
○ 県は、私立学校に対し、これに準じた教育を行うよう指導する。			○ 県は、私立学校に対し、これに準じた教育を行うよう指導する。		
区分	内容		区分	内容	
生徒等に対する指導	自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。 ア 災害発生時の実践的な防災対応能力を身につけられるよう、学校の防災訓練の充実を図る。		生徒等に対する指導	自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。 ア 災害発生時の実践的な防災対応能力を身につけられるよう、学校の防災訓練の充実を図る。	

頁	旧	新	備考																								
	イ 社会に奉仕する精神を培うとともに、防災ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種の取組を活用して、ボランティア活動への参加を促進する。	イ 社会に奉仕する精神を培うとともに、防災ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種の取組を活用して、ボランティア活動への参加を促進する。	事業終了に伴う修正																								
	<b>防災推進協力校</b> 学校防災推進協力校を指定し、学校及び地域の防災課題を踏まえた、地域の安全を支える人づくりと安全な学校づくりの推進を図る。	(削除) (削除)																									
	応急救護の技能習得 中学生、高校生を中心に応急救護の実践的技能の修得の徹底を図る。	応急救護の技能習得 中学生、高校生を中心に応急救護の実践的技能の修得の徹底を図る。																									
	<p>(3) 県民に対する防災思想の普及</p> <p>○県は、地震発生時、<b>東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令</b>時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p> <p>○この際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>○県は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。</p> <p>○3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」、11月を「地震防災強化月間」と定め、それぞれ、津波避難対策、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。</p> <p>○この場合、自主防災組織及び専門的知識を持つふじのくに防災フェロー、ふじのくに防災士その他防災士等の積極的な活用を図る。また、県及び市町は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。</p> <p><b>(新設)</b></p>	<p>(3) 県民に対する防災思想の普及</p> <p>○県は、地震発生時、<b>南海トラフ地震臨時情報発表</b>時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p> <p>○この際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>○県は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。</p> <p>○3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」、11月を「地震防災強化月間」と定め、それぞれ、津波避難対策、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。</p> <p>○この場合、自主防災組織及び専門的知識を持つふじのくに防災フェロー、ふじのくに防災士その他防災士等の積極的な活用を図る。また、県及び市町は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。</p> <p><b>○県は、国及び市町と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</b></p>	<p>東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正</p> <p>関係機関からの意見を反映</p>																								
	(略)	(略)																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">一般的な啓発内容</td> <td>ア 東海地震等防災の基礎的な知識</td> </tr> <tr> <td>イ 第4次地震被害想定の内容</td> </tr> <tr> <td>ウ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策</td> </tr> <tr> <td>エ 突発地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策</td> </tr> <tr> <td>オ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の<b>基礎</b>的知識</td> </tr> <tr> <td>カ 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらの情報発表時にとるべき行動等の基本的知識</td> </tr> <tr> <td>キ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置</td> </tr> <tr> <td>ク 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性</td> </tr> <tr> <td>ケ 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	一般的な啓発内容	ア 東海地震等防災の基礎的な知識	イ 第4次地震被害想定の内容	ウ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策	エ 突発地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策	オ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の <b>基礎</b> 的知識	カ 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらの情報発表時にとるべき行動等の基本的知識	キ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置	ク 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性	ケ 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">一般的な啓発内容</td> <td>ア 東海地震等防災の基礎的な知識</td> </tr> <tr> <td>イ 第4次地震被害想定の内容</td> </tr> <tr> <td>ウ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策</td> </tr> <tr> <td>エ 突発地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策</td> </tr> <tr> <td>オ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の<b>基本</b>的知識</td> </tr> <tr> <td>カ 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらの情報発表時にとるべき行動等の基本的知識</td> </tr> <tr> <td>キ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置</td> </tr> <tr> <td>ク 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性</td> </tr> <tr> <td>ケ 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	一般的な啓発内容	ア 東海地震等防災の基礎的な知識	イ 第4次地震被害想定の内容	ウ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策	エ 突発地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策	オ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の <b>基本</b> 的知識	カ 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらの情報発表時にとるべき行動等の基本的知識	キ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置	ク 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性	ケ 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策	表現の適正化
区分	内容																										
一般的な啓発内容	ア 東海地震等防災の基礎的な知識																										
	イ 第4次地震被害想定の内容																										
	ウ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策																										
	エ 突発地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策																										
	オ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の <b>基礎</b> 的知識																										
	カ 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらの情報発表時にとるべき行動等の基本的知識																										
	キ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置																										
ク 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性																											
ケ 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策																											
区分	内容																										
一般的な啓発内容	ア 東海地震等防災の基礎的な知識																										
	イ 第4次地震被害想定の内容																										
	ウ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策																										
	エ 突発地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策																										
	オ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の <b>基本</b> 的知識																										
	カ 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらの情報発表時にとるべき行動等の基本的知識																										
	キ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置																										
ク 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性																											
ケ 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策																											

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧		新		備考
		<p>コ 津波・山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識                      サ 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識                      シ 住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の準備                      ス 居住用の建物・家財の保険・共済加入等の生活再建に向けた事前の備え                      セ 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識                      ソ 避難生活に関する知識                      タ 要配慮者への配慮及び男女双方の視点への配慮                      チ 安否情報の確認のためのシステム                      ツ 地域コミュニティ等との連携による森林保全活動の重要性                      テ 地域コミュニティ、文化財愛護団体等との連携による文化財保護活動の重要性                      ト 避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において被災者や支援者が性犯罪・性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための、「暴力は許されない」意識の普及・徹底</p>		<p>コ 津波・山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識                      サ 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識                      シ 住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の準備                      ス 居住用の建物・家財の保険・共済加入等の生活再建に向けた事前の備え                      セ 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識                      ソ 避難生活に関する知識                      タ 要配慮者への配慮及び男女双方の視点への配慮                      チ 安否情報の確認のためのシステム                      ツ 地域コミュニティ等との連携による森林保全活動の重要性                      テ 地域コミュニティ、文化財愛護団体等との連携による文化財保護活動の重要性                      ト 避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において被災者や支援者が性犯罪・性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための、「暴力は許されない」意識の普及・徹底</p>	
	手段・方法	<p>・パンフレット、リーフレット、ポスター、映画フィルム、ビデオテープ及び報道機関等の媒体や防災士等の専門的知識を有する人材を活用し、地域の実情に合わせたより具体的な手法により、市町と協力して普及を図る。                      ・特に突然発生した地震に対する住民の行動指針について周知徹底を図る。</p>	手段・方法	<p>・パンフレット、リーフレット、ポスター、映画フィルム、ビデオテープ及び報道機関等の媒体や防災士等の専門的知識を有する人材を活用し、地域の実情に合わせたより具体的な手法により、市町と協力して普及を図る。                      ・特に突然発生した地震に対する住民の行動指針について周知徹底を図る。</p>	
	静岡県地震防災センターによる啓発	<p>・静岡県地震防災センターは、地震、津波、風水害、火山災害(以下「地震防災等」という。)に関する体験学習や家庭内対策等の展示を行うとともに、研修等を開催し、県民及び自主防災組織等の地震防災等に関する知識の啓発及び意識の高揚を図る。                      その際、相談等に応じ適切な助言及び指導を行う。                      ・地震防災等に関する意識啓発用の資機材の貸出しを行うとともに、インターネットにより必要な情報を提供する。                      ・大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p>	静岡県地震防災センターによる啓発	<p>・静岡県地震防災センターは、地震、津波、風水害、火山災害(以下「地震防災等」という。)に関する体験学習や家庭内対策等の展示を行うとともに、研修等を開催し、県民及び自主防災組織等の地震防災等に関する知識の啓発及び意識の高揚を図る。                      その際、相談等に応じ適切な助言及び指導を行う。                      ・地震防災等に関する意識啓発用の資機材の貸出しを行うとともに、インターネットにより必要な情報を提供する。                      ・大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p>	
	静岡県富士山世界遺産センターによる啓発	<p>・県は、静岡県富士山世界遺産センターの展示を通じて、活火山としての富士山の災害リスクを県民等の来館者に啓発する。</p>	静岡県富士山世界遺産センターによる啓発	<p>・県は、静岡県富士山世界遺産センターの展示を通じて、活火山としての富士山の災害リスクを県民等の来館者に啓発する。</p>	
	ふじのくに地球環境史ミュージアムによる啓発	<p>・県は、ふじのくに地球環境史ミュージアムの展示等を通じて、静岡県の地形や自然環境、地震、津波、風水害等の自然災害のリスクを啓発する。</p>	ふじのくに地球環境史ミュージアムによる啓発	<p>・県は、ふじのくに地球環境史ミュージアムの展示等を通じて、静岡県の地形や自然環境、地震、津波、風水害等の自然災害のリスクを啓発する。</p>	
	伊豆半島ジオパーク推進協議会	<p>県は、伊豆半島ジオパーク推進協議会と連携した以下のような取組により、地質災害(土砂災害、地震災害、火山災害等)について知識の普及に努める。                      ・ジオパークの普及活動を通じた地域住民への災害リスク等の啓発</p>	美しい伊豆創造センターと	<p>県は、美しい伊豆創造センターと連携した以下のような取組により、地質災害(土砂災害、地震災害、火山災害等)について知識の普及に努める。                      ・ジオパークの普及活動を通じた地域住民への災害リスク等の啓発</p>	組織変更に伴う修正

頁	旧	新	備考								
<p>共通 -23</p> <p>第6節 住民の避難体制 (略)</p> <p>3 避難所の指定、整備 (略)</p>	<p>議会と連携した啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジオツーリズムを通じた県内外の観光客への啓発</li> <li>・学校でのジオパーク教育を通じた防災教育</li> <li>・ジオパークの運営組織やジオガイドの専門知識の活用</li> </ul>	<p>連携した啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジオツーリズムを通じた県内外の観光客への啓発</li> <li>・学校でのジオパーク教育を通じた防災教育</li> <li>・ジオパークの運営組織やジオガイドの専門知識の活用</li> </ul>	<p>東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正</p>								
	<p>社会教育を通じての啓発</p> <p>・県教育委員会は、PTA、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、県民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の地震防災に寄与する意識を高める。</p> <table border="1" data-bbox="400 457 1291 661"> <tr> <td>啓発内容</td> <td>・県民に対する一般的な啓発に準ずる。 ・その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。</td> </tr> <tr> <td>手段・方法</td> <td>・各種学級、講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。</td> </tr> </table>	啓発内容		・県民に対する一般的な啓発に準ずる。 ・その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。	手段・方法	・各種学級、講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。	<p>社会教育を通じての啓発</p> <p>・県教育委員会は、PTA、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、県民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の地震防災に寄与する意識を高める。</p> <table border="1" data-bbox="1528 457 2418 661"> <tr> <td>啓発内容</td> <td>・県民に対する一般的な啓発に準ずる。 ・その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。</td> </tr> <tr> <td>手段・方法</td> <td>・各種学級、講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。</td> </tr> </table>	啓発内容	・県民に対する一般的な啓発に準ずる。 ・その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。	手段・方法	・各種学級、講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。
	啓発内容	・県民に対する一般的な啓発に準ずる。 ・その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。									
	手段・方法	・各種学級、講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。									
	啓発内容	・県民に対する一般的な啓発に準ずる。 ・その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。									
	手段・方法	・各種学級、講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。									
<p>各種団体を通じての啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料の提供、映画フィルム等の貸出し等を通じて、地震防災思想の普及に努める。</li> <li>・これによって、それぞれの団体の構成員である民間事務所等の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。</li> <li>・県及び市町は、国(総務省)と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。</li> </ul>	<p>各種団体を通じての啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料の提供、映画フィルム等の貸出し等を通じて、地震防災思想の普及に努める。</li> <li>・これによって、それぞれの団体の構成員である民間事務所等の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。</li> <li>・県及び市町は、国(総務省)と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。</li> </ul>										
<p>自動車運転者に対する啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県公安委員会は、運転免許更新時の講習及び自動車教習所における教習等の機会を通じ、警戒宣言発令時及び地震発生時において、自動車運転者が措置すべき事項について徹底を図る。</li> <li>・県は、警戒宣言時における自動車の運転の自粛について啓発に努める。</li> </ul>	<p>自動車運転者に対する啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県公安委員会は、運転免許更新時の講習及び自動車教習所における教習等の機会を通じ、南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時において、自動車運転者が措置すべき事項について徹底を図る。</li> <li>・県は、南海トラフ地震臨時情報発表時における自動車の運転の自粛について啓発に努める。</li> </ul>										
<p>防災上重要な施設管理者に対する教育</p> <p>県は、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。</p>	<p>防災上重要な施設管理者に対する教育</p> <p>県は、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、南海トラフ地震臨時情報発表時、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。</p>										
<p>相談窓口等</p> <p>県は、それぞれの機関において、所管する事項について、県民の地震対策の相談に積極的に応ずる。</p> <table border="1" data-bbox="400 1480 1291 1606"> <tr> <td>総括的な事項</td> <td>危機管理部、各地域局</td> </tr> <tr> <td>建物等に関する事項</td> <td>建築安全推進課、各土木事務所(建築住宅課又は都市計画課)</td> </tr> </table>	総括的な事項	危機管理部、各地域局	建物等に関する事項	建築安全推進課、各土木事務所(建築住宅課又は都市計画課)	<p>相談窓口等</p> <p>県は、それぞれの機関において、所管する事項について、県民の地震対策の相談に積極的に応ずる。</p> <table border="1" data-bbox="1528 1480 2418 1606"> <tr> <td>総括的な事項</td> <td>危機管理部、各地域局</td> </tr> <tr> <td>建物等に関する事項</td> <td>建築安全推進課、各土木事務所(建築住宅課又は都市計画課)</td> </tr> </table>	総括的な事項	危機管理部、各地域局	建物等に関する事項	建築安全推進課、各土木事務所(建築住宅課又は都市計画課)		
総括的な事項	危機管理部、各地域局										
建物等に関する事項	建築安全推進課、各土木事務所(建築住宅課又は都市計画課)										
総括的な事項	危機管理部、各地域局										
建物等に関する事項	建築安全推進課、各土木事務所(建築住宅課又は都市計画課)										

頁	旧	新	備考
	<p>(1)避難所の指定 (略)</p> <p>②市町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定する。</p> <p>(略)</p> <p>④市町は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。特に、良好な生活環境確保のためにはトイレ(衛生)、キッチン(食事)、睡眠(ベッド)に関する環境の向上が重要であることから、市町はこれらの環境改善に努め、県はこれを支援するものとする。また、県及び市町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2)2次的避難所の整備</p> <p>①福祉避難所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、周知するものとする。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、市町は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障害のある方等の要配慮者が、必要となった際に福祉避難所へ直接避難することを促進するため、個別避難計画の策定に当たり、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整するよう努めるものとする。</li> <li>市町は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。</li> <li>市町は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル(県モデル)」に基づいた「市町福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。</li> <li>市町は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。</li> <li>市町は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等をおこなうものとする。</li> </ul>	<p>(1)避難所の指定 (略)</p> <p>②市町は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定する。</p> <p>(略)</p> <p>④市町は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。特に、良好な生活環境確保のためにはトイレ(衛生)、キッチン(食事)、睡眠(ベッド)に関する環境の向上が重要であることから、市町はこれらの環境改善に努め、県はこれを支援するものとする。また、<b>停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</b>なお、県及び市町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2)2次的避難所の整備</p> <p>①福祉避難所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、一般の避難所では生活することが困難な<b>障害のある方、医療的ケアを必要とする方等の</b>要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、周知するものとする。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、市町は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障害のある方等の要配慮者が、必要となった際に福祉避難所へ直接避難することを促進するため、個別避難計画の策定に当たり、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整するよう努めるものとする。</li> <li>市町は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。</li> <li>市町は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル(県モデル)」に基づいた「市町福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。</li> <li>市町は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。</li> <li>市町は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等をおこなうものとする。<b>特に、医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医</b></li> </ul>	<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</p>

頁	旧	新	備考							
<p>共通 -25</p>	<p>(略)</p> <p>5 避難情報と住民がとるべき行動(安全確保措置)の周知・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市町は、日頃から住民等への周知啓発に努める。特に、「避難」とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる人は避難する必要がないことを強く啓発するものとする。</li> <li>避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難地、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難(立退き避難・水平避難)を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、避難地等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町は、日頃から住民等への周知啓発に努める。</li> <li>住民は避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。</li> <li>県及び保健所設置市の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、県及び市町の防災担当部局と必要な情報を共有するとともに、災害時の避難対応(避難先の確保、避難方法、避難先での対応等)について調整し、連携して対応するよう努めるものとする。</li> </ul> <p>第7節 防災訓練</p> <p>県・市町における本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立、県民の防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する。また、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。</p>	<p>療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 避難情報と住民がとるべき行動(安全確保措置)の周知・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市町は、日頃から住民等への周知啓発に努める。特に、ハザードマップ等により平素から自宅等の危険の有無を確認すべきこと、市町から避難情報が発令されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難情報が出されなくても身の危険を感じたら躊躇なく避難すべきことを強く啓発するものとする。周知啓発に資するため、県及び市町は、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実に努めるものとする。</li> <li>避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難地、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難(立退き避難・水平避難)を基本とする。ただし、「避難」とは「難」を「避」けることであり、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により「屋内安全確保」を行う。また、避難時の周囲の状況等により、避難地等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行う。</li> <li>住民は避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。</li> <li>県及び市町は、河川氾濫、土砂災害、地震・津波等の災害リスクごとに「いつ」、「どこへ」避難するかをあらかじめ整理し記載する「わたしの避難計画」を、河川氾濫に係る避難行動計画(マイ・タイムライン)の作成と並行して推進し、住民の早期避難意識の醸成を図る。</li> <li>県及び保健所設置市の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、県及び市町の防災担当部局と必要な情報を共有するとともに、災害時の避難対応(避難先の確保、避難方法、避難先での対応等)について調整し、連携して対応するよう努めるものとする。</li> </ul> <p>第7節 防災訓練</p> <p>県・市町における本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立、県民の防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する。また、県、市町等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。さらに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。なお、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。</p>	<p>関係機関からの意見の反映</p> <p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>国、地方公共団体等は、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとし、国〔国土地理院〕は、複数の災害リスク情報等を一元的かつわかりやすく表示・提供できるシステムを構築するとともに、避難所等に関する統一的な地理空間情報を整備し、関係機関と連携して情報の充実に努めるものとする。</p> <p>表現の適正化</p> <p>本県で実施している施策の反映</p> <p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○国〔国土交通省等〕、地方公共団体等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</p>							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 1745 439 1780">区分</th> <th data-bbox="439 1745 1320 1780">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 1780 439 1852">総合防災訓練の実施</td> <td data-bbox="439 1780 1320 1852">・災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	総合防災訓練の実施	・災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1350 1745 1567 1780">区分</th> <th data-bbox="1567 1745 2448 1780">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1350 1780 1567 1852">総合防災訓練の実施</td> <td data-bbox="1567 1780 2448 1852">・災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	総合防災訓練の実施	・災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。
区分	内容									
総合防災訓練の実施	・災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。									
区分	内容									
総合防災訓練の実施	・災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。									

頁	旧	新	備考																														
共通 -26	<p>・特に「災害対策基本法」の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況にかんがみ、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等の協力を得て、おおむね次の事項に重点をおき、県は、総合防災訓練を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="474 378 1291 577"> <tr> <td>(1)水防</td> <td>(2)消火</td> <td>(3)交通規制</td> </tr> <tr> <td>(4)航空偵察</td> <td>(5)道路啓開</td> <td>(6)救出・救護</td> </tr> <tr> <td>(7)避難・誘導</td> <td>(8)通信情報連絡</td> <td>(9)救助物資輸送</td> </tr> <tr> <td>(10)避難所運営</td> <td>(11)給水・炊出し</td> <td>(12)応急復旧</td> </tr> <tr> <td>(13)遺体措置</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>・総合防災訓練では、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p>	(1)水防	(2)消火	(3)交通規制	(4)航空偵察	(5)道路啓開	(6)救出・救護	(7)避難・誘導	(8)通信情報連絡	(9)救助物資輸送	(10)避難所運営	(11)給水・炊出し	(12)応急復旧	(13)遺体措置			<p>・特に「災害対策基本法」の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況にかんがみ、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等の協力を得て、おおむね次の事項に重点をおき、県は、総合防災訓練を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1587 378 2404 577"> <tr> <td>(1)水防</td> <td>(2)消火</td> <td>(3)交通規制</td> </tr> <tr> <td>(4)航空偵察</td> <td>(5)道路啓開</td> <td>(6)救出・救護</td> </tr> <tr> <td>(7)避難・誘導</td> <td>(8)通信情報連絡</td> <td>(9)救助物資輸送</td> </tr> <tr> <td>(10)避難所運営</td> <td>(11)給水・炊出し</td> <td>(12)応急復旧</td> </tr> <tr> <td>(13)遺体措置</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>・総合防災訓練では、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p>	(1)水防	(2)消火	(3)交通規制	(4)航空偵察	(5)道路啓開	(6)救出・救護	(7)避難・誘導	(8)通信情報連絡	(9)救助物資輸送	(10)避難所運営	(11)給水・炊出し	(12)応急復旧	(13)遺体措置			<p>る。</p> <p>(防災基本計画抜粋) ○救助・救急関係省庁、地方公共団体及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</p>
	(1)水防	(2)消火	(3)交通規制																														
	(4)航空偵察	(5)道路啓開	(6)救出・救護																														
	(7)避難・誘導	(8)通信情報連絡	(9)救助物資輸送																														
	(10)避難所運営	(11)給水・炊出し	(12)応急復旧																														
	(13)遺体措置																																
	(1)水防	(2)消火	(3)交通規制																														
	(4)航空偵察	(5)道路啓開	(6)救出・救護																														
(7)避難・誘導	(8)通信情報連絡	(9)救助物資輸送																															
(10)避難所運営	(11)給水・炊出し	(12)応急復旧																															
(13)遺体措置																																	
<p>県救助作業隊員訓練の実施</p> <p>・災害が発生した場合に、県職員で編成する県救助作業隊は直ちに応急対策を行わなければならない。</p> <p>・これらに従事する者の実際に即した訓練が必要であるため、おおむね次の事項に重点をおき実施する。</p> <p>(1)渡河 (2)登山 (3)飯ごう炊飯 (4)輸送 (5)荷役 (6)命令・伝達</p>	<p>県救助作業隊員訓練の実施</p> <p>・災害が発生した場合に、県職員で編成する県救助作業隊は直ちに応急対策を行わなければならない。</p> <p>・これらに従事する者の実際に即した訓練が必要であるため、おおむね次の事項に重点をおき実施する。</p> <p>(1)渡河 (2)登山 (3)飯ごう炊飯 (4)輸送 (5)荷役 (6)命令・伝達</p>																																
<p><b>(新設)</b></p> <p><b>(新設)</b></p>	<p><b>県、市町及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、救助・救急関係省庁とともに「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</b></p>																																
<p>県災害対策本部・方面本部要員訓練の実施</p> <p>災害対策本部及び方面本部において応急対策活動に従事する災害対策本部要員及び方面本部要員に対し、実践に即した訓練を行う。</p>	<p>県災害対策本部・方面本部要員訓練の実施</p> <p>災害対策本部及び方面本部において応急対策活動に従事する災害対策本部要員及び方面本部要員に対し、実践に即した訓練を行う。</p>																																
<p>非常通信訓練</p> <p>災害時において、災害地から県災害対策本部及び方面本部並びに関係官公署に対する災害通報及び情報発信が迅速正確に行い得るよう、通信訓練を実施する。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。</p>	<p>非常通信訓練</p> <p>災害時において、災害地から県災害対策本部及び方面本部並びに関係官公署に対する災害通報及び情報発信が迅速正確に行い得るよう、通信訓練を実施する。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。</p>																																
<p>防災訓練のための交通の禁止又は制限</p> <p>・県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>・その場合、禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した災害対策基本法施行規則第5条に掲げる標示を設置することとなっている。</p>	<p>防災訓練のための交通の禁止又は制限</p> <p>・県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>・その場合、禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した災害対策基本法施行規則第5条に掲げる標示を設置することとなっている。</p>																																
<p>防災訓練実施後の評価等</p> <p>防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。</p>	<p>防災訓練実施後の評価等</p> <p>防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。</p>																																
<p>第8節 自主防災組織の育成</p> <p>地震、風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防、警察等関係機関の防災活動（公助）が地域の末端に十分即応できない事態が予測</p>	<p>第8節 自主防災組織の育成</p> <p>地震、風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防、警察等関係機関の防災活動（公助）が地域の末端に十分即応できない事態が予測</p>																																

頁	旧	新	備考																														
	<p>される。</p> <p>特に、広域被災が予想される<b>東海地震等</b>に際しては、国、県、市町をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、発災初期においては公助が地域の末端まで行き届かないおそれが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動（自助・共助）が必要であり、また、この活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。</p> <p>当面、<b>東海地震等</b>の対策を主眼に地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、あわせて、風水害等に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。</p> <p>また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。</p> <p>1 自主防災組織の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組 織</td> <td>自治会等を活用し防災担当役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、女性の責任者又は副責任者等を置くなど女性の参画の促進に努めるものとする。</td> </tr> <tr> <td>編 成</td> <td>本部組織として、消火班、救出・救助班、情報班、避難誘導班、生活班等を置き必要に応じて小単位の下部組織を置く。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">活動内容</td> <td>平 常 時 防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成等を行う。</td> </tr> <tr> <td>災 害 時 地域の警戒、情報の収集・伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、避難所の立上げ、在宅避難者の支援等を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 推進方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町</td> <td>地域住民に対して、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換して、地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに防災資機材等の整備についての助成を行う。 また、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導する。</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td><b>東海地震等</b>の対策を主眼とした自主防災の組織、活動内容の手引書を作成するほか、市町を行う自主防災組織の防災資機材等の整備についての助成を行い、<b>東海地震等</b>の対策にあわせて、風水害等に際しても自主防災組織が機能するように組織化を推進していく。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>4 県民の果たすべき役割</p> <p>○地震、津波等の防災に関し、県民が果たすべき役割は極めて大きい。</p> <p>○県民は、自分達の安全は、自らの手で守る意欲をもち、平常時から発災後にいたるまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施し、災害が発生した場合の備えに万全を期する必要がある。</p>	区 分	内 容	組 織	自治会等を活用し防災担当役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、女性の責任者又は副責任者等を置くなど女性の参画の促進に努めるものとする。	編 成	本部組織として、消火班、救出・救助班、情報班、避難誘導班、生活班等を置き必要に応じて小単位の下部組織を置く。	活動内容	平 常 時 防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成等を行う。	災 害 時 地域の警戒、情報の収集・伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、避難所の立上げ、在宅避難者の支援等を行う。	実施主体	内 容	市町	地域住民に対して、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換して、地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに防災資機材等の整備についての助成を行う。 また、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導する。	県	<b>東海地震等</b> の対策を主眼とした自主防災の組織、活動内容の手引書を作成するほか、市町を行う自主防災組織の防災資機材等の整備についての助成を行い、 <b>東海地震等</b> の対策にあわせて、風水害等に際しても自主防災組織が機能するように組織化を推進していく。	<p>される。</p> <p>特に、広域被災が予想される<b>南海トラフ地震等</b>に際しては、国、県、市町をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、発災初期においては公助が地域の末端まで行き届かないおそれが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動（自助・共助）が必要であり、また、この活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。</p> <p>当面、<b>南海トラフ地震等</b>の対策を主眼に地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、あわせて、風水害等に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。</p> <p>また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。</p> <p>1 自主防災組織の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組 織</td> <td>自治会等を活用し防災担当役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、<b>県及び市町は、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の3割以上の配置など、女性の参画が促進されるよう、自主防災組織への助言・支援等に努めるものとする。</b></td> </tr> <tr> <td>編 成</td> <td>本部組織として、消火班、救出・救助班、情報班、避難誘導班、生活班等を置き、必要に応じて小単位の下部組織を置く。<b>併せて、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる防災委員を置く。</b></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">活動内容</td> <td>平 常 時 防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成、<b>各種台帳の整備・点検等</b>を行う。</td> </tr> <tr> <td>災 害 時 地域の警戒、情報の収集・伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、避難所の立上げ、在宅避難者の支援等を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 推進方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町</td> <td>地域住民に対して、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換して、地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに防災資機材等の整備についての助成を行う。 また、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導する。</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td><b>南海トラフ地震等</b>の対策を主眼とした自主防災の組織、活動内容の手引書を作成するほか、市町を行う自主防災組織の防災資機材等の整備についての助成を行い、<b>南海トラフ地震等</b>の対策にあわせて、風水害等に際しても自主防災組織が機能するように組織化を推進していく。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>4 県民の果たすべき役割</p> <p>○地震、津波等の防災に関し、県民が果たすべき役割は極めて大きい。</p> <p>○県民は、自分達の安全は、自らの手で守る意欲をもち、平常時から発災後にいたるまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施し、災害が発生した場合の備えに万全を期する必要がある。</p>	区 分	内 容	組 織	自治会等を活用し防災担当役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、 <b>県及び市町は、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の3割以上の配置など、女性の参画が促進されるよう、自主防災組織への助言・支援等に努めるものとする。</b>	編 成	本部組織として、消火班、救出・救助班、情報班、避難誘導班、生活班等を置き、必要に応じて小単位の下部組織を置く。 <b>併せて、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる防災委員を置く。</b>	活動内容	平 常 時 防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成、 <b>各種台帳の整備・点検等</b> を行う。	災 害 時 地域の警戒、情報の収集・伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、避難所の立上げ、在宅避難者の支援等を行う。	実施主体	内 容	市町	地域住民に対して、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換して、地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに防災資機材等の整備についての助成を行う。 また、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導する。	県	<b>南海トラフ地震等</b> の対策を主眼とした自主防災の組織、活動内容の手引書を作成するほか、市町を行う自主防災組織の防災資機材等の整備についての助成を行い、 <b>南海トラフ地震等</b> の対策にあわせて、風水害等に際しても自主防災組織が機能するように組織化を推進していく。	<p>東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正</p> <p>最近の防災に関する施策の進展を踏まえた修正</p> <p>平常時は住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わり、災害時には、副会長とともに会長を補佐し、各班の活動を統括する防災委員が必要であるため</p> <p>「自主防災組織台帳」、「世帯台帳」、「人材台帳」、「避難行動要支援者台帳」などの台帳は、「組織内にどのような人がいるのか」「災害時に技術的に活用できる人はいるのか」「特に支援を必要とする人はどこに何人いるのか」などを把握できるよう、これらの整備や見直し点検などが必要であるため</p> <p>東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正</p>
区 分	内 容																																
組 織	自治会等を活用し防災担当役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、女性の責任者又は副責任者等を置くなど女性の参画の促進に努めるものとする。																																
編 成	本部組織として、消火班、救出・救助班、情報班、避難誘導班、生活班等を置き必要に応じて小単位の下部組織を置く。																																
活動内容	平 常 時 防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成等を行う。																																
	災 害 時 地域の警戒、情報の収集・伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、避難所の立上げ、在宅避難者の支援等を行う。																																
実施主体	内 容																																
市町	地域住民に対して、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換して、地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに防災資機材等の整備についての助成を行う。 また、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導する。																																
県	<b>東海地震等</b> の対策を主眼とした自主防災の組織、活動内容の手引書を作成するほか、市町を行う自主防災組織の防災資機材等の整備についての助成を行い、 <b>東海地震等</b> の対策にあわせて、風水害等に際しても自主防災組織が機能するように組織化を推進していく。																																
区 分	内 容																																
組 織	自治会等を活用し防災担当役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、 <b>県及び市町は、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の3割以上の配置など、女性の参画が促進されるよう、自主防災組織への助言・支援等に努めるものとする。</b>																																
編 成	本部組織として、消火班、救出・救助班、情報班、避難誘導班、生活班等を置き、必要に応じて小単位の下部組織を置く。 <b>併せて、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる防災委員を置く。</b>																																
活動内容	平 常 時 防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成、 <b>各種台帳の整備・点検等</b> を行う。																																
	災 害 時 地域の警戒、情報の収集・伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、避難所の立上げ、在宅避難者の支援等を行う。																																
実施主体	内 容																																
市町	地域住民に対して、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換して、地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに防災資機材等の整備についての助成を行う。 また、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導する。																																
県	<b>南海トラフ地震等</b> の対策を主眼とした自主防災の組織、活動内容の手引書を作成するほか、市町を行う自主防災組織の防災資機材等の整備についての助成を行い、 <b>南海トラフ地震等</b> の対策にあわせて、風水害等に際しても自主防災組織が機能するように組織化を推進していく。																																

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧		新		備考
	区 分	内 容	区 分	内 容	
	平常時からの実施事項	ア 防災気象に関する知識の吸収 イ 地震防災等に関する知識の吸収 ウ 地域の危険度の理解 エ 家庭における防災の話し合い オ <b>警戒宣言発令</b> 時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認 カ 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施 キ 家屋の補強等 ク 家具その他落下倒壊危険物の対策 ケ 飲料水、食料、携帯トイレ、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料・飲料水については最低7日分） コ 自動車のこまめな満タン給油 サ 居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え シ 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動 ス 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも5日分）	平常時からの実施事項	ア 防災気象に関する知識の吸収 イ 地震防災等に関する知識の吸収 ウ 地域の危険度の理解 エ 家庭における防災の話し合い オ <b>南海トラフ地震臨時情報発表</b> 時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認 カ 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施 キ 家屋の補強等 ク 家具その他落下倒壊危険物の対策 ケ <b>就寝時の非常持ち出し品、屋外避難用衣類、運動靴の配備</b> コ 飲料水、食料、携帯トイレ、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料・飲料水については最低7日分） サ <b>通信機器の充電装置、バッテリーの準備</b> シ 自動車のこまめな満タン給油 ス 居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え セ 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動 ソ 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも5日分）	東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正
	<b>東海地震注意情報</b> 発表時の実施事項	ア 正確な情報の把握 イ 適切な避難（ <b>東海地震</b> 注意情報発表時に避難の実施を必要とする避難行動要支援者に限る。）	<b>削除</b>	<b>削除</b>	東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正
	警戒宣言発令時の実施事項	平常時の準備を生かし自主防災活動を中心として概ね次の事項が実施できるようにする。 ア 正確な情報の把握 イ 火災予防措置 ウ 非常持出品の準備 エ 適切な避難及び避難生活 オ 自動車の運転の自粛	<b>南海トラフ地震臨時情報発表</b> 時の実施事項	平常時の準備を生かし自主防災活動を中心として概ね次の事項が実施できるようにする。 ア 正確な情報の把握 イ 火災予防措置 ウ 非常持出品の準備 エ 適切な避難及び避難生活 オ 自動車の運転の自粛	
	災害発生後の実施事項	ア 出火防止及び初期消火 イ 地域における相互扶助による被災者の救出活動 ウ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護 エ 自力による生活手段の確保	災害発生後の実施事項	ア 出火防止及び初期消火 イ 地域における相互扶助による被災者の救出活動 ウ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護 エ 自力による生活手段の確保	
	5 地域における自主防災組織の果たすべき役割 ○地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。 ○自主防災組織は、県や市町と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって、平常時から次の活動をするものとする。		5 地域における自主防災組織の果たすべき役割 ○地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。 ○自主防災組織は、県や市町と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって、平常時から次の活動をするものとする。		
	防災知識の学習	・正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。 ・主な啓発事項は、東海地震等の知識、 <b>東海地震に関連する情報及び警戒宣言</b>	防災知識の学習	・正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。 ・主な啓発事項は、東海地震等の知識、 <b>南海トラフ地震臨時情報</b> の意義や内容、	東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p>の意義や内容、平常時における防災対策、<b>東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時</b>の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。</p>	<p>平常時における防災対策、<b>南海トラフ地震臨時情報発表時</b>の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割、<b>女性</b>が<b>自主防災組織に参画する重要性</b>等である。</p>	<p>防災に男女共同参画の視点が必要なことを理解してもらう必要があるため</p> <p>東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正</p> <p>東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正</p>
	<p>「防災委員」の自主防災組織内での活動</p> <p>防災委員は住民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内においても、役員として、又は、組織の長の相談役、補佐役として『自主防災地図の作成』以下の諸活動の企画、実施に参画するものとする。</p>	<p>「防災委員」の自主防災組織内での活動</p> <p>防災委員は住民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内においても、役員として、又は、組織の長の相談役、補佐役として『自主防災地図の作成』以下の諸活動の企画、実施に参画するものとする。</p>	
	<p>自主防災地図の作成</p> <p>自主防災組織は、地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することにより的確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の的確化を図る。</p>	<p>自主防災地図の作成</p> <p>自主防災組織は、地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することにより的確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の的確化を図る。</p>	
	<p>自主防災組織の防災計画書の作成</p> <p>地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。</p>	<p>自主防災組織の防災計画書の作成</p> <p>地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。</p>	
	<p>自主防災組織の台帳の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び<b>警戒宣言</b>時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。</li> <li>避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳）の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。</li> </ul> <p>ア 世帯台帳（基礎となる個票） イ 避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳） ウ 人材台帳 エ 自主防災組織台帳</p>	<p>自主防災組織の台帳の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び<b>南海トラフ地震臨時情報発表時</b>の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。</li> <li>避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳）の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。</li> </ul> <p>ア 世帯台帳（基礎となる個票） イ 避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳） ウ 人材台帳 エ 自主防災組織台帳</p>	
	<p>防災点検の日の設置</p> <p>家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。</p>	<p>防災点検の日の設置</p> <p>家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。</p>	
	<p>避難所の運営体制の整備</p> <p>各市町の「避難所運営マニュアル」や県の「避難生活の手引き」、「避難所運営マニュアル」等を参考に、市町及び施設管理者と協力して避難所ごとのルールやマニュアル等の運営体制を整備する。</p>	<p>避難所の運営体制の整備</p> <p>各市町の「避難所運営マニュアル」や県の「避難生活の手引き」、「避難所運営マニュアル」等を参考に、市町及び施設管理者と協力して避難所ごとのルールやマニュアル等の運営体制を整備する。</p>	
	<p>防災訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時、<b>東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時</b>の対応に関する次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。</li> <li>この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市町等と有機的な連携をとるものとする。</li> <li>また、災害時要援護者への配慮及び男女共同参画の視点を生かした訓練の実施に努めるものとする。</li> </ul> <p>ア 情報の収集及び伝達の訓練 イ 出火防止及び初期消火の訓練 ウ 避難訓練 エ 救出及び救護の訓練 オ 炊き出し訓練</p>	<p>防災訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時、<b>南海トラフ地震臨時情報発表時</b>の対応に関する次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。</li> <li>この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市町等と有機的な連携をとるものとする。</li> <li>また、災害時要援護者への配慮及び男女共同参画の視点を生かした訓練の実施に努めるものとする。</li> </ul> <p>ア 情報の収集及び伝達の訓練 イ 出火防止及び初期消火の訓練 ウ 避難訓練 エ 救出及び救護の訓練 オ 炊き出し訓練</p>	
	<p>地域内の他組織との連携</p> <p>地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。</p>	<p>地域内の他組織との連携</p> <p>地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。</p>	

頁	旧	新	備考																																																
	<p>6 県、市町の指導及び助成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 262 385 304">区 分</th> <th data-bbox="385 262 1320 304">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 304 385 451">自主防災組織づくりの推進</td> <td data-bbox="385 304 1320 451">県は、地域局を中心として市町に積極的に協力するとともに、自主防災組織と防災関係団体等による協働を促進し、地域防災力の強化と底上げに努める。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 451 385 577">防災委員制度</td> <td data-bbox="385 451 1320 577"> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、自主防災組織及び住民の防災対策の啓発活動を強化するため防災委員を委嘱する。</li> <li>防災委員の任期は3年以上とする。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 577 385 1039">地域防災指導員制度</td> <td data-bbox="385 577 1320 1039"> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、自主防災組織の活性化を図るため、地域防災指導員を選任・育成する。</li> <li>県は、市町と連携して、災害図上訓練（DIG）をはじめとする研修を実施するほか必要な情報の提供を行い、地域防災指導員の能力向上を図る。</li> <li>地域防災指導員は、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等による地域防災力の強化と底上げを図るため、次の各号に掲げる活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 同一生活圏における複数の自主防災組織の連携強化と防災情報の共有化</li> <li>イ 個別指導等によるきめ細かな自主防災活動の指導</li> <li>ウ 県又は市町の施策の広報や推進、普及協力</li> <li>エ 県又は市町に対する防災モニターとしての地域防災情報の収集、伝達</li> <li>オ 連合自主防災組織会長等の補佐、支援</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1039 385 1680">自主防災に関する意識の高揚</td> <td data-bbox="385 1039 1320 1680"> <p>県及び市町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に研修会を開催する。その際、女性の参画の促進及び自主防災組織における男女共同参画に関する理解の促進に努めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="415 1186 578 1270">研 修 名</th> <th data-bbox="578 1186 667 1270">実施機 関</th> <th data-bbox="667 1186 890 1270">対 象 者</th> <th data-bbox="890 1186 1291 1270">目 的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="415 1270 578 1501">自主防災組織中核的リーダー研修</td> <td data-bbox="578 1270 667 1501">市町</td> <td data-bbox="667 1270 890 1501">市町長の推薦による自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・班長等)</td> <td data-bbox="890 1270 1291 1501">防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="415 1501 578 1659">防災委員研修</td> <td data-bbox="578 1501 667 1659">市町</td> <td data-bbox="667 1501 890 1659">防災委員</td> <td data-bbox="890 1501 1291 1659">防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1680 385 1856">組織活動の促進</td> <td data-bbox="385 1680 1320 1856">市町は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、津波避難計画の作成、その他の活動の充実を図る。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	自主防災組織づくりの推進	県は、地域局を中心として市町に積極的に協力するとともに、自主防災組織と防災関係団体等による協働を促進し、地域防災力の強化と底上げに努める。	防災委員制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、自主防災組織及び住民の防災対策の啓発活動を強化するため防災委員を委嘱する。</li> <li>防災委員の任期は3年以上とする。</li> </ul>	地域防災指導員制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、自主防災組織の活性化を図るため、地域防災指導員を選任・育成する。</li> <li>県は、市町と連携して、災害図上訓練（DIG）をはじめとする研修を実施するほか必要な情報の提供を行い、地域防災指導員の能力向上を図る。</li> <li>地域防災指導員は、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等による地域防災力の強化と底上げを図るため、次の各号に掲げる活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 同一生活圏における複数の自主防災組織の連携強化と防災情報の共有化</li> <li>イ 個別指導等によるきめ細かな自主防災活動の指導</li> <li>ウ 県又は市町の施策の広報や推進、普及協力</li> <li>エ 県又は市町に対する防災モニターとしての地域防災情報の収集、伝達</li> <li>オ 連合自主防災組織会長等の補佐、支援</li> </ul> </li> </ul>	自主防災に関する意識の高揚	<p>県及び市町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に研修会を開催する。その際、女性の参画の促進及び自主防災組織における男女共同参画に関する理解の促進に努めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="415 1186 578 1270">研 修 名</th> <th data-bbox="578 1186 667 1270">実施機 関</th> <th data-bbox="667 1186 890 1270">対 象 者</th> <th data-bbox="890 1186 1291 1270">目 的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="415 1270 578 1501">自主防災組織中核的リーダー研修</td> <td data-bbox="578 1270 667 1501">市町</td> <td data-bbox="667 1270 890 1501">市町長の推薦による自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・班長等)</td> <td data-bbox="890 1270 1291 1501">防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="415 1501 578 1659">防災委員研修</td> <td data-bbox="578 1501 667 1659">市町</td> <td data-bbox="667 1501 890 1659">防災委員</td> <td data-bbox="890 1501 1291 1659">防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。</td> </tr> </tbody> </table>	研 修 名	実施機 関	対 象 者	目 的	自主防災組織中核的リーダー研修	市町	市町長の推薦による自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・班長等)	防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。	防災委員研修	市町	防災委員	防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。	組織活動の促進	市町は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、津波避難計画の作成、その他の活動の充実を図る。	<p>6 県、市町の指導及び助成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1350 262 1513 304">区 分</th> <th data-bbox="1513 262 2448 304">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1350 304 1513 451">自主防災組織づくりの推進</td> <td data-bbox="1513 304 2448 451">県は、地域局を中心として市町に積極的に協力するとともに、自主防災組織と防災関係団体等による協働を促進し、地域防災力の強化と底上げに努める。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 451 1513 577">防災委員制度</td> <td data-bbox="1513 451 2448 577"> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、自主防災組織及び住民の防災対策の啓発活動を強化するため防災委員を委嘱する。</li> <li>防災委員の任期は3年以上とする。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 577 1513 1039">地域防災指導員制度</td> <td data-bbox="1513 577 2448 1039"> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、自主防災組織の活性化を図るため、地域防災指導員を選任・育成する。</li> <li>県は、市町と連携して、災害図上訓練（DIG）をはじめとする研修を実施するほか必要な情報の提供を行い、地域防災指導員の能力向上を図る。</li> <li>地域防災指導員は、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等による地域防災力の強化と底上げを図るため、次の各号に掲げる活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 同一生活圏における複数の自主防災組織の連携強化と防災情報の共有化</li> <li>イ 個別指導等によるきめ細かな自主防災活動の指導</li> <li>ウ 県又は市町の施策の広報や推進、普及協力</li> <li>エ 県又は市町に対する防災モニターとしての地域防災情報の収集、伝達</li> <li>オ 連合自主防災組織会長等の補佐、支援</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 1039 1513 1680">自主防災に関する意識の高揚</td> <td data-bbox="1513 1039 2448 1680"> <p>県及び市町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に研修会を開催する。その際、女性の参画の促進及び自主防災組織における男女共同参画に関する理解の促進に努めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1543 1186 1706 1270">研 修 名</th> <th data-bbox="1706 1186 1795 1270">実施機 関</th> <th data-bbox="1795 1186 2018 1270">対 象 者</th> <th data-bbox="2018 1186 2418 1270">目 的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1543 1270 1706 1501">自主防災組織中核的リーダー研修</td> <td data-bbox="1706 1270 1795 1501">市町</td> <td data-bbox="1795 1270 2018 1501">市町長の推薦による自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・班長等)</td> <td data-bbox="2018 1270 2418 1501">防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1543 1501 1706 1659">防災委員研修</td> <td data-bbox="1706 1501 1795 1659">市町</td> <td data-bbox="1795 1501 2018 1659">防災委員</td> <td data-bbox="2018 1501 2418 1659">防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 1680 1513 1856">組織活動の促進</td> <td data-bbox="1513 1680 2448 1856">市町は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、津波避難計画の作成、その他の活動の充実を図る。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	自主防災組織づくりの推進	県は、地域局を中心として市町に積極的に協力するとともに、自主防災組織と防災関係団体等による協働を促進し、地域防災力の強化と底上げに努める。	防災委員制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、自主防災組織及び住民の防災対策の啓発活動を強化するため防災委員を委嘱する。</li> <li>防災委員の任期は3年以上とする。</li> </ul>	地域防災指導員制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、自主防災組織の活性化を図るため、地域防災指導員を選任・育成する。</li> <li>県は、市町と連携して、災害図上訓練（DIG）をはじめとする研修を実施するほか必要な情報の提供を行い、地域防災指導員の能力向上を図る。</li> <li>地域防災指導員は、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等による地域防災力の強化と底上げを図るため、次の各号に掲げる活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 同一生活圏における複数の自主防災組織の連携強化と防災情報の共有化</li> <li>イ 個別指導等によるきめ細かな自主防災活動の指導</li> <li>ウ 県又は市町の施策の広報や推進、普及協力</li> <li>エ 県又は市町に対する防災モニターとしての地域防災情報の収集、伝達</li> <li>オ 連合自主防災組織会長等の補佐、支援</li> </ul> </li> </ul>	自主防災に関する意識の高揚	<p>県及び市町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に研修会を開催する。その際、女性の参画の促進及び自主防災組織における男女共同参画に関する理解の促進に努めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1543 1186 1706 1270">研 修 名</th> <th data-bbox="1706 1186 1795 1270">実施機 関</th> <th data-bbox="1795 1186 2018 1270">対 象 者</th> <th data-bbox="2018 1186 2418 1270">目 的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1543 1270 1706 1501">自主防災組織中核的リーダー研修</td> <td data-bbox="1706 1270 1795 1501">市町</td> <td data-bbox="1795 1270 2018 1501">市町長の推薦による自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・班長等)</td> <td data-bbox="2018 1270 2418 1501">防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1543 1501 1706 1659">防災委員研修</td> <td data-bbox="1706 1501 1795 1659">市町</td> <td data-bbox="1795 1501 2018 1659">防災委員</td> <td data-bbox="2018 1501 2418 1659">防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。</td> </tr> </tbody> </table>	研 修 名	実施機 関	対 象 者	目 的	自主防災組織中核的リーダー研修	市町	市町長の推薦による自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・班長等)	防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。	防災委員研修	市町	防災委員	防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。	組織活動の促進	市町は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、津波避難計画の作成、その他の活動の充実を図る。	
区 分	内 容																																																		
自主防災組織づくりの推進	県は、地域局を中心として市町に積極的に協力するとともに、自主防災組織と防災関係団体等による協働を促進し、地域防災力の強化と底上げに努める。																																																		
防災委員制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、自主防災組織及び住民の防災対策の啓発活動を強化するため防災委員を委嘱する。</li> <li>防災委員の任期は3年以上とする。</li> </ul>																																																		
地域防災指導員制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、自主防災組織の活性化を図るため、地域防災指導員を選任・育成する。</li> <li>県は、市町と連携して、災害図上訓練（DIG）をはじめとする研修を実施するほか必要な情報の提供を行い、地域防災指導員の能力向上を図る。</li> <li>地域防災指導員は、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等による地域防災力の強化と底上げを図るため、次の各号に掲げる活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 同一生活圏における複数の自主防災組織の連携強化と防災情報の共有化</li> <li>イ 個別指導等によるきめ細かな自主防災活動の指導</li> <li>ウ 県又は市町の施策の広報や推進、普及協力</li> <li>エ 県又は市町に対する防災モニターとしての地域防災情報の収集、伝達</li> <li>オ 連合自主防災組織会長等の補佐、支援</li> </ul> </li> </ul>																																																		
自主防災に関する意識の高揚	<p>県及び市町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に研修会を開催する。その際、女性の参画の促進及び自主防災組織における男女共同参画に関する理解の促進に努めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="415 1186 578 1270">研 修 名</th> <th data-bbox="578 1186 667 1270">実施機 関</th> <th data-bbox="667 1186 890 1270">対 象 者</th> <th data-bbox="890 1186 1291 1270">目 的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="415 1270 578 1501">自主防災組織中核的リーダー研修</td> <td data-bbox="578 1270 667 1501">市町</td> <td data-bbox="667 1270 890 1501">市町長の推薦による自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・班長等)</td> <td data-bbox="890 1270 1291 1501">防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="415 1501 578 1659">防災委員研修</td> <td data-bbox="578 1501 667 1659">市町</td> <td data-bbox="667 1501 890 1659">防災委員</td> <td data-bbox="890 1501 1291 1659">防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。</td> </tr> </tbody> </table>	研 修 名	実施機 関	対 象 者	目 的	自主防災組織中核的リーダー研修	市町	市町長の推薦による自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・班長等)	防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。	防災委員研修	市町	防災委員	防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。																																						
研 修 名	実施機 関	対 象 者	目 的																																																
自主防災組織中核的リーダー研修	市町	市町長の推薦による自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・班長等)	防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。																																																
防災委員研修	市町	防災委員	防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。																																																
組織活動の促進	市町は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、津波避難計画の作成、その他の活動の充実を図る。																																																		
区 分	内 容																																																		
自主防災組織づくりの推進	県は、地域局を中心として市町に積極的に協力するとともに、自主防災組織と防災関係団体等による協働を促進し、地域防災力の強化と底上げに努める。																																																		
防災委員制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、自主防災組織及び住民の防災対策の啓発活動を強化するため防災委員を委嘱する。</li> <li>防災委員の任期は3年以上とする。</li> </ul>																																																		
地域防災指導員制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、自主防災組織の活性化を図るため、地域防災指導員を選任・育成する。</li> <li>県は、市町と連携して、災害図上訓練（DIG）をはじめとする研修を実施するほか必要な情報の提供を行い、地域防災指導員の能力向上を図る。</li> <li>地域防災指導員は、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等による地域防災力の強化と底上げを図るため、次の各号に掲げる活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 同一生活圏における複数の自主防災組織の連携強化と防災情報の共有化</li> <li>イ 個別指導等によるきめ細かな自主防災活動の指導</li> <li>ウ 県又は市町の施策の広報や推進、普及協力</li> <li>エ 県又は市町に対する防災モニターとしての地域防災情報の収集、伝達</li> <li>オ 連合自主防災組織会長等の補佐、支援</li> </ul> </li> </ul>																																																		
自主防災に関する意識の高揚	<p>県及び市町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に研修会を開催する。その際、女性の参画の促進及び自主防災組織における男女共同参画に関する理解の促進に努めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1543 1186 1706 1270">研 修 名</th> <th data-bbox="1706 1186 1795 1270">実施機 関</th> <th data-bbox="1795 1186 2018 1270">対 象 者</th> <th data-bbox="2018 1186 2418 1270">目 的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1543 1270 1706 1501">自主防災組織中核的リーダー研修</td> <td data-bbox="1706 1270 1795 1501">市町</td> <td data-bbox="1795 1270 2018 1501">市町長の推薦による自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・班長等)</td> <td data-bbox="2018 1270 2418 1501">防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1543 1501 1706 1659">防災委員研修</td> <td data-bbox="1706 1501 1795 1659">市町</td> <td data-bbox="1795 1501 2018 1659">防災委員</td> <td data-bbox="2018 1501 2418 1659">防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。</td> </tr> </tbody> </table>	研 修 名	実施機 関	対 象 者	目 的	自主防災組織中核的リーダー研修	市町	市町長の推薦による自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・班長等)	防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。	防災委員研修	市町	防災委員	防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。																																						
研 修 名	実施機 関	対 象 者	目 的																																																
自主防災組織中核的リーダー研修	市町	市町長の推薦による自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・班長等)	防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。																																																
防災委員研修	市町	防災委員	防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。																																																
組織活動の促進	市町は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、津波避難計画の作成、その他の活動の充実を図る。																																																		

頁	旧		新		備考
共通 -30	コミュニティ防災センターの活用	<p>市町はコミュニティ防災センターを設置し、自主防災活動の拠点として次の事項等について活用する。</p> <p>ア 平常時は自主防災活動の中心として、防災訓練及び防災知識の普及の場とする。</p> <p>イ <b>警戒宣言発令</b>時は、自主防災組織の地震防災応急対策の活動拠点とするとともに、避難を必要とする者を受け入れる施設とする。</p> <p>ウ 地震発生後は、緊急に避難するための施設として活用するほか、自主防災活動等の拠点とする。</p>	コミュニティ防災センターの活用	<p>市町はコミュニティ防災センターを設置し、自主防災活動の拠点として次の事項等について活用する。</p> <p>ア 平常時は自主防災活動の中心として、防災訓練及び防災知識の普及の場とする。</p> <p>イ <b>南海トラフ地震臨時情報発表</b>時は、自主防災組織の地震防災応急対策の活動拠点とするとともに、避難を必要とする者を受け入れる施設とする。</p> <p>ウ 地震発生後は、緊急に避難するための施設として活用するほか、自主防災活動等の拠点とする。</p>	<p>「自主防災新聞」廃刊に伴う修正</p> <p>表現の修正</p>
	地域防災活動推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、自主防災組織の会長等を委員に選任し、地域防災活動推進委員会を設ける。</li> <li>推進委員会は、自主防災組織への助言・指導、<b>「自主防災」新聞による</b>情報提供、提言等により、自主防災組織活性化のための業務を推進する。</li> </ul>	地域防災活動推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、自主防災組織の会長等を委員に選任し、地域防災活動推進委員会を設ける。</li> <li>推進委員会は、自主防災組織への助言・指導、<b>地域の優良事例などの</b>情報提供、提言等により、自主防災組織活性化のための業務を推進する。</li> </ul>	
	自主防災組織への助成	<p>自主防災組織の活動に必要な防災用資機材及び倉庫の整備を促進するため、県及び市町は必要な助成を行う。</p>	自主防災組織への助成	<p>自主防災組織の活動に必要な防災用資機材及び倉庫の整備を促進するため、県及び市町は必要な助成を行う。</p>	
	静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」の活用	<p>県及び市町は、当該アプリに搭載した「地域防災力見える化システム」を活用し、地域防災力の向上に努めるものとする。</p>	静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」の活用	<p>県及び市町は、当該アプリに搭載した<b>機能を活用し、自主防災組織毎の状況を把握及び理解するとともに、自主防災組織の役員が自らの組織の状況を評価し改善できるようにするなど、</b>地域防災力の向上に努めるものとする。</p>	
(略)		(略)			
第11節 ボランティア活動に関する計画		第11節 ボランティア活動に関する計画			
区分	内容		区分	内容	
ボランティア活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（以下「(福)静岡県社会福祉協議会」という。）、特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会（以下「静岡県ボランティア協会」という。）等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。</li> <li>県は、災害時にボランティア活動の申出者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努めるものとする。</li> </ul>		ボランティア活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（以下「(福)静岡県社会福祉協議会」という。）、特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会（以下「静岡県ボランティア協会」という。）等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。</li> <li>県は、災害時にボランティア活動の申出者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努めるものとする。</li> </ul>	
ボランティア活動経費の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な災害が発生した場合に、ボランティアが災害救助活動等を効果的に実施できる体制を整備するため、県は、公益信託制度を利用した「静岡県災害ボランティア活動ファンド」により基金を運用し、災害ボランティア活動経費の確保を図る。</li> <li>県は、大規模な災害が発生した際に、ボランティア活動と県が実施する救助との調整事務を(福)静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会が運営する静岡県災害ボランティア本部・情報センターに委託して実施する場合、その人件費(社協等職員の時間外勤務手当(休日勤務、宿日直を含む。))及び社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金に限る)及び旅費(県外から災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費)を負担する。</li> </ul>		ボランティア活動経費の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>南海トラフ地震等</b>大規模な災害が発生した場合に、ボランティアが災害救助活動等を効果的に実施できる体制を整備するため、県は、公益信託制度を利用した「静岡県災害ボランティア活動ファンド」により基金を運用し、災害ボランティア活動経費の確保を図る。</li> <li>県は、大規模な災害が発生した際に、ボランティア活動と県が実施する救助との調整事務を(福)静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会が運営する静岡県災害ボランティア本部・情報センターに委託して実施する場合、その人件費(社協等職員の時間外勤務手当(休日勤務、宿日直を含む。))及び社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金に限る)及び旅費(県外から災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費)を負担する。</li> </ul>	
				表現の補足	

頁	旧	新	備考																									
共通 -32	<p>(略)</p> <p>第14節 応急住宅</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">応急住宅</td> <td>建設型 応急住宅</td> <td>県及び市町は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。</td> </tr> <tr> <td>賃貸型 応急住宅</td> <td>県及び市町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備するものとする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">公営住宅</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分		内 容	応急住宅	建設型 応急住宅	県及び市町は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。	賃貸型 応急住宅	県及び市町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備するものとする。	公営住宅			<p>(略)</p> <p>第14節 応急住宅・<b>災害廃棄物処理</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">応急住宅</td> <td>建設型 応急住宅</td> <td>県及び市町は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。</td> </tr> <tr> <td>賃貸型 応急住宅</td> <td>県及び市町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備するものとする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">公営住宅</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>災害廃棄物処理</b></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>県及び市町は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</b></li> <li>・<b>県及び市町は、国とともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。</b></li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分		内 容	応急住宅	建設型 応急住宅	県及び市町は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。	賃貸型 応急住宅	県及び市町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備するものとする。	公営住宅			<b>災害廃棄物処理</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>県及び市町は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</b></li> <li>・<b>県及び市町は、国とともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。</b></li> </ul>	<p>地震対策編構成の見直し</p> <p>(防災基本計画抜粋) ○国〔環境省〕及び地方公共団体は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。 ○国〔環境省〕及び地方公共団体は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。</p>
区 分		内 容																										
応急住宅	建設型 応急住宅	県及び市町は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。																										
	賃貸型 応急住宅	県及び市町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備するものとする。																										
公営住宅																												
区 分		内 容																										
応急住宅	建設型 応急住宅	県及び市町は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。																										
	賃貸型 応急住宅	県及び市町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備するものとする。																										
公営住宅																												
<b>災害廃棄物処理</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>県及び市町は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</b></li> <li>・<b>県及び市町は、国とともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。</b></li> </ul>																										
共通 -32	<p>第15節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県、市町</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、石油連盟と締結した「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」に基づき、重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、県が別途指定したもの）の燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。</li> <li>・県及び市町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努めるものとする。</li> <li>・県及び市町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</li> <li>・県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。</li> <li>・県及び市町は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>重要施設の管理者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県、市町及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、<b>安全な位置に</b>代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。</li> </ul> <p>特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	県、市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、石油連盟と締結した「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」に基づき、重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、県が別途指定したもの）の燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。</li> <li>・県及び市町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努めるものとする。</li> <li>・県及び市町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</li> <li>・県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。</li> <li>・県及び市町は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。</li> </ul>	重要施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県、市町及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、<b>安全な位置に</b>代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。</li> </ul> <p>特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。</p>	<p>第15節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県、市町</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、石油連盟と締結した「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」に基づき、重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、県が別途指定したもの）の燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。</li> <li>・県及び市町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努めるものとする。</li> <li>・県及び市町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</li> <li>・県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。</li> <li>・県及び市町は、防災機能を有する道の駅を<b>広域的な防災拠点もしくは地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。なお、防災機能を有する道の駅は資料編Ⅱ（10-2-3）のとおりである。</b></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>重要施設の管理者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県、市町及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、<b>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等を安全な位置に</b>整備し、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。</li> </ul> <p>特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	県、市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、石油連盟と締結した「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」に基づき、重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、県が別途指定したもの）の燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。</li> <li>・県及び市町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努めるものとする。</li> <li>・県及び市町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</li> <li>・県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。</li> <li>・県及び市町は、防災機能を有する道の駅を<b>広域的な防災拠点もしくは地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。なお、防災機能を有する道の駅は資料編Ⅱ（10-2-3）のとおりである。</b></li> </ul>	重要施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県、市町及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、<b>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等を安全な位置に</b>整備し、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。</li> </ul> <p>特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。</p>	<p>関係機関からの意見の反映</p> <p>(防災基本計画抜粋) ○国、公共機関、地方公共団体及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バ</p>													
実施主体	内 容																											
県、市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、石油連盟と締結した「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」に基づき、重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、県が別途指定したもの）の燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。</li> <li>・県及び市町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努めるものとする。</li> <li>・県及び市町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</li> <li>・県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。</li> <li>・県及び市町は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。</li> </ul>																											
重要施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県、市町及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、<b>安全な位置に</b>代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。</li> </ul> <p>特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。</p>																											
実施主体	内 容																											
県、市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、石油連盟と締結した「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」に基づき、重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、県が別途指定したもの）の燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。</li> <li>・県及び市町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努めるものとする。</li> <li>・県及び市町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</li> <li>・県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。</li> <li>・県及び市町は、防災機能を有する道の駅を<b>広域的な防災拠点もしくは地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。なお、防災機能を有する道の駅は資料編Ⅱ（10-2-3）のとおりである。</b></li> </ul>																											
重要施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県、市町及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、<b>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等を安全な位置に</b>整備し、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。</li> </ul> <p>特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。</p>																											

頁	旧	新	備考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</li> <li>・県、市町及び上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大に努めるものとする。</li> <li>・県は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。</li> <li>・県、市町、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</li> <li>・県、市町及び上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大に努めるものとする。</li> <li>・県は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。</li> <li>・県、市町、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。</li> </ul>	<p>ルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。</p>
<p>共通 -34</p>	<p>ライフライン事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。</li> <li>・ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。</li> <li>・電気、通信等のライフライン施設については、発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</li> <li>・被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。</li> <li>・下水道管理者は民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。</li> <li>・県、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>第20節 災害に強いまちづくり ○県及び市町は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」※1及び「グリーンインフラ」※2の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。 注)※1の例として、水田の貯留機能を活用した洪水抑制、海岸防災林の造成により津波防災</p>	<p>ライフライン事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。</li> <li>・ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。</li> <li>・電気、通信等のライフライン施設については、発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</li> <li>・被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。</li> <li>・下水道管理者は民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。</li> <li>・県、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>第20節 災害に強いまちづくり ○県及び市町は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」※1及び「グリーンインフラ」※2の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。 注)※1の例として、水田の貯留機能を活用した洪水抑制、海岸防災林の造成により津波防災</p>	

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p>機能を持たせること等が、※2の例として森の防潮堤づくり、多自然川づくり等の取組が挙げられる。</p> <p>○県及び市町は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。</p> <p>○市町は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</p> <p><b>(新設)</b></p> <p><b>(新設)</b></p>	<p>機能を持たせること等が、※2の例として森の防潮堤づくり、多自然川づくり等の取組が挙げられる。</p> <p>○県及び市町は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。</p> <p>○市町は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</p> <p><b>○県及び市町は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。</b></p> <p><b>○県は、水循環保全条例の規定に基づき指定した「水源保全地域」内で土地取引や開発行為を行う際に事業者等から提出される届出書の情報について、知事、副知事及び関係部局長からなる「水循環保全本部」において定期的に共有し、事業者等への指導内容を判断するものとする。</b></p>	<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国〔経済産業省、総務省〕が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。</p> <p>本県において実施する施策の反映</p>

頁	旧	新	備考																												
共通 -37	<p>第3章 災害応急対策計画 (略)</p> <p>第2節 組織計画 1 災害対策組織</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組織名等</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡県防災会議</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>編制は、〈静岡県防災会議委員の任命に関する要綱〉(資料編I 3)の定めるところによる。</li> <li>運営は、「静岡県防災会議条例」(昭和37年静岡県条例第42号)(資料編I 1)及び「静岡県防災会議運営要領」(昭和37年12月14日静岡県公告)(資料編I 2)の定めるところによる。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>静岡県災害対策本部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>編制は、〈静岡県災害対策編制図〉及び〈静岡県災害対策本部方面本部編制図〉の定めるところによる。</li> <li>設置基準は、静岡県災害対策本部運営要領別表共通の1「災害時の配備体制とその基準」のとおり。</li> <li>運営は、「静岡県災害対策本部条例」(昭和37年静岡県条例第43号)(資料編I 4)及び「静岡県災害対策本部運営要領」(昭和37年12月14日施行)(資料編I 5)の定めるところによる。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>静岡県水防協議会</td> <td>水防協議会の組織に関し必要な事項は静岡県水防計画書(第20章第4節)の定めるところによる。</td> </tr> <tr> <td>静岡県水防本部</td> <td>水防本部体制は、「静岡県水防計画書」(第2章)のとおりとし、静岡県災害対策本部が設置されたときは、これに統合されるものとする。</td> </tr> <tr> <td>静岡県警察本部 災害 警備本部等</td> <td>県警察本部災害警備本部等の組織に関し必要な事項は〈第23節 県警察災害警備計画〉の定めるところによる。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>標識は、本部活動を円滑に進めるため、標識を定めるものとする。</li> <li>本部職員の証票は、県職員身分証明書をもって兼ねるものとし、法第83条第2項(強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票)による身分を示す証票も本証で兼ねるものとする。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	組織名等	概要	静岡県防災会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>編制は、〈静岡県防災会議委員の任命に関する要綱〉(資料編I 3)の定めるところによる。</li> <li>運営は、「静岡県防災会議条例」(昭和37年静岡県条例第42号)(資料編I 1)及び「静岡県防災会議運営要領」(昭和37年12月14日静岡県公告)(資料編I 2)の定めるところによる。</li> </ul>	静岡県災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>編制は、〈静岡県災害対策編制図〉及び〈静岡県災害対策本部方面本部編制図〉の定めるところによる。</li> <li>設置基準は、静岡県災害対策本部運営要領別表共通の1「災害時の配備体制とその基準」のとおり。</li> <li>運営は、「静岡県災害対策本部条例」(昭和37年静岡県条例第43号)(資料編I 4)及び「静岡県災害対策本部運営要領」(昭和37年12月14日施行)(資料編I 5)の定めるところによる。</li> </ul>	静岡県水防協議会	水防協議会の組織に関し必要な事項は静岡県水防計画書(第20章第4節)の定めるところによる。	静岡県水防本部	水防本部体制は、「静岡県水防計画書」(第2章)のとおりとし、静岡県災害対策本部が設置されたときは、これに統合されるものとする。	静岡県警察本部 災害 警備本部等	県警察本部災害警備本部等の組織に関し必要な事項は〈第23節 県警察災害警備計画〉の定めるところによる。	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>標識は、本部活動を円滑に進めるため、標識を定めるものとする。</li> <li>本部職員の証票は、県職員身分証明書をもって兼ねるものとし、法第83条第2項(強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票)による身分を示す証票も本証で兼ねるものとする。</li> </ul>	<p>第3章 災害応急対策計画 (略)</p> <p>第2節 組織計画 1 災害対策組織</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組織名等</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡県防災会議</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>編制は、〈静岡県防災会議委員の任命に関する要綱〉(資料編I 3)の定めるところによる。</li> <li>運営は、「静岡県防災会議条例」(昭和37年静岡県条例第42号)(資料編I 1)及び「静岡県防災会議運営要領」(昭和37年12月14日静岡県公告)(資料編I 2)の定めるところによる。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>静岡県災害対策本部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>編制は、〈静岡県災害対策編制図〉及び〈静岡県災害対策本部方面本部編制図〉の定めるところによる。</li> <li>設置基準は、静岡県災害対策本部運営要領別表共通の1「災害時の配備体制とその基準」のとおり。</li> <li>運営は、「静岡県災害対策本部条例」(昭和37年静岡県条例第43号)(資料編I 4)及び「静岡県災害対策本部運営要領」(昭和37年12月14日施行)(資料編I 5)の定めるところによる。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>静岡県水防協議会</td> <td>水防協議会の組織に関し必要な事項は「<b>静岡県水防計画書</b>」(第20章第4節)の定めるところによる。</td> </tr> <tr> <td>静岡県水防本部</td> <td>水防本部体制は、「静岡県水防計画書」(第2章)のとおりとし、静岡県災害対策本部が設置されたときは、これに統合されるものとする。</td> </tr> <tr> <td>静岡県警察本部 災害 警備本部等</td> <td>県警察本部災害警備本部等の組織に関し必要な事項は〈第23節 県警察災害警備計画〉の定めるところによる。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>標識は、本部活動を円滑に進めるため、標識を定めるものとする。</li> <li>本部職員の証票は、県職員身分証明書をもって兼ねるものとし、法第83条第2項(強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票)による身分を示す証票も本証で兼ねるものとする。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	組織名等	概要	静岡県防災会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>編制は、〈静岡県防災会議委員の任命に関する要綱〉(資料編I 3)の定めるところによる。</li> <li>運営は、「静岡県防災会議条例」(昭和37年静岡県条例第42号)(資料編I 1)及び「静岡県防災会議運営要領」(昭和37年12月14日静岡県公告)(資料編I 2)の定めるところによる。</li> </ul>	静岡県災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>編制は、〈静岡県災害対策編制図〉及び〈静岡県災害対策本部方面本部編制図〉の定めるところによる。</li> <li>設置基準は、静岡県災害対策本部運営要領別表共通の1「災害時の配備体制とその基準」のとおり。</li> <li>運営は、「静岡県災害対策本部条例」(昭和37年静岡県条例第43号)(資料編I 4)及び「静岡県災害対策本部運営要領」(昭和37年12月14日施行)(資料編I 5)の定めるところによる。</li> </ul>	静岡県水防協議会	水防協議会の組織に関し必要な事項は「 <b>静岡県水防計画書</b> 」(第20章第4節)の定めるところによる。	静岡県水防本部	水防本部体制は、「静岡県水防計画書」(第2章)のとおりとし、静岡県災害対策本部が設置されたときは、これに統合されるものとする。	静岡県警察本部 災害 警備本部等	県警察本部災害警備本部等の組織に関し必要な事項は〈第23節 県警察災害警備計画〉の定めるところによる。	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>標識は、本部活動を円滑に進めるため、標識を定めるものとする。</li> <li>本部職員の証票は、県職員身分証明書をもって兼ねるものとし、法第83条第2項(強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票)による身分を示す証票も本証で兼ねるものとする。</li> </ul>	表記の修正
組織名等	概要																														
静岡県防災会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>編制は、〈静岡県防災会議委員の任命に関する要綱〉(資料編I 3)の定めるところによる。</li> <li>運営は、「静岡県防災会議条例」(昭和37年静岡県条例第42号)(資料編I 1)及び「静岡県防災会議運営要領」(昭和37年12月14日静岡県公告)(資料編I 2)の定めるところによる。</li> </ul>																														
静岡県災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>編制は、〈静岡県災害対策編制図〉及び〈静岡県災害対策本部方面本部編制図〉の定めるところによる。</li> <li>設置基準は、静岡県災害対策本部運営要領別表共通の1「災害時の配備体制とその基準」のとおり。</li> <li>運営は、「静岡県災害対策本部条例」(昭和37年静岡県条例第43号)(資料編I 4)及び「静岡県災害対策本部運営要領」(昭和37年12月14日施行)(資料編I 5)の定めるところによる。</li> </ul>																														
静岡県水防協議会	水防協議会の組織に関し必要な事項は静岡県水防計画書(第20章第4節)の定めるところによる。																														
静岡県水防本部	水防本部体制は、「静岡県水防計画書」(第2章)のとおりとし、静岡県災害対策本部が設置されたときは、これに統合されるものとする。																														
静岡県警察本部 災害 警備本部等	県警察本部災害警備本部等の組織に関し必要な事項は〈第23節 県警察災害警備計画〉の定めるところによる。																														
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>標識は、本部活動を円滑に進めるため、標識を定めるものとする。</li> <li>本部職員の証票は、県職員身分証明書をもって兼ねるものとし、法第83条第2項(強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票)による身分を示す証票も本証で兼ねるものとする。</li> </ul>																														
組織名等	概要																														
静岡県防災会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>編制は、〈静岡県防災会議委員の任命に関する要綱〉(資料編I 3)の定めるところによる。</li> <li>運営は、「静岡県防災会議条例」(昭和37年静岡県条例第42号)(資料編I 1)及び「静岡県防災会議運営要領」(昭和37年12月14日静岡県公告)(資料編I 2)の定めるところによる。</li> </ul>																														
静岡県災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>編制は、〈静岡県災害対策編制図〉及び〈静岡県災害対策本部方面本部編制図〉の定めるところによる。</li> <li>設置基準は、静岡県災害対策本部運営要領別表共通の1「災害時の配備体制とその基準」のとおり。</li> <li>運営は、「静岡県災害対策本部条例」(昭和37年静岡県条例第43号)(資料編I 4)及び「静岡県災害対策本部運営要領」(昭和37年12月14日施行)(資料編I 5)の定めるところによる。</li> </ul>																														
静岡県水防協議会	水防協議会の組織に関し必要な事項は「 <b>静岡県水防計画書</b> 」(第20章第4節)の定めるところによる。																														
静岡県水防本部	水防本部体制は、「静岡県水防計画書」(第2章)のとおりとし、静岡県災害対策本部が設置されたときは、これに統合されるものとする。																														
静岡県警察本部 災害 警備本部等	県警察本部災害警備本部等の組織に関し必要な事項は〈第23節 県警察災害警備計画〉の定めるところによる。																														
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>標識は、本部活動を円滑に進めるため、標識を定めるものとする。</li> <li>本部職員の証票は、県職員身分証明書をもって兼ねるものとし、法第83条第2項(強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票)による身分を示す証票も本証で兼ねるものとする。</li> </ul>																														
共通 -40	<p>(略)</p> <p>&lt;危機担当監&gt;</p> <p>知事戦略局理事兼総務課長、経営管理部総務局長、くらし・環境部政策管理局长兼総務課長、スポーツ・文化観光部政策管理局长兼総務課長、健康福祉部政策管理局长、経済産業部政策管理局长、交通基盤部政策管理局长、出納局次長兼会計総務課長、企業局参事、教育委員会 <b>教育部理事(総括担当)</b></p>	<p>(略)</p> <p>&lt;危機担当監&gt;</p> <p>知事戦略局理事兼総務課長、経営管理部総務局長、くらし・環境部政策管理局长兼総務課長、スポーツ・文化観光部政策管理局长兼総務課長、健康福祉部政策管理局长、経済産業部政策管理局长、交通基盤部政策管理局长、出納局次長兼会計総務課長、企業局参事、教育委員会 <b>教育部参事(政策管理担当)</b></p>	組織改編に伴う修正																												
共通 -42	<p>(略)</p> <p>2 職員動員及び配備</p> <p>○ 職員の動員及び配備は、災害対策本部運営要領及び地震防災応急対策要員及び災害対策要員指名要領の定めるところによる。</p> <p>○ 本部長、副本部長及び本部員並びに指令部各班員等及び各部各班員のうち初動体制を確保するために必要な要員は、直ちに災害対策本部の業務に就く。</p>	<p>(略)</p> <p>2 職員動員及び配備</p> <p>○ 職員の動員及び配備は、災害対策本部運営要領及び地震防災応急対策要員及び災害対策要員指名要領の定めるところによる。</p> <p>○ 本部長、副本部長及び本部員並びに指令部各班員等及び各部各班員のうち初動体制を確保するために必要な要員は、直ちに災害対策本部の業務に就く。<b>この際、局地的に大災害が発生した場合は、必要により、被災市町に県指令部から総括支援を行う要員及び航空調整</b></p>	関係機関からの意見の反映																												

頁	旧	新	備考																						
	<p>○ 方面本部長、副方面本部長及び方面本部員並びに方面本部指令班員及び被害情報等を収集するために市町に派遣する要員並びに方面本部各班員のうち初動体制を確保するために必要な要員は、直ちに方面本部の業務に就く。</p> <p>○ それ以外の要員は、その他の要員として、あらかじめ指定された業務に就く。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 応援計画 (略)</p> <p>2 実施方法</p>	<p><b>等を行う要員を速やかに派遣する。</b></p> <p>○ 方面本部長、副方面本部長及び方面本部員並びに方面本部指令班員及び被害情報等を収集するために市町に派遣する要員並びに方面本部各班員のうち初動体制を確保するために必要な要員は、直ちに方面本部の業務に就く。</p> <p>○ それ以外の要員は、その他の要員として、あらかじめ指定された業務に就く。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 応援・<b>受援</b>計画 (略)</p> <p>2 実施方法</p>	<p>地震対策編構成の見直し</p>																						
	<table border="1" data-bbox="222 562 1320 976"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>分</th> <th>内</th> <th>容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県、市町職員の 応援</td> <td>(1)救助作業隊</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>県の派遣能力は資料編Ⅱ(11-1-1)〈県救助作業隊応援動員計画表〉に掲げる最大限とする。</li> <li>県職員を派遣する場合の作業内容、隊編成、指揮命令系統等その他必要事項については、資料編Ⅱ(11-1-2)〈救助作業隊服務要綱〉によるものとする。</li> <li>県及び市町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(2)技術職員</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>県の技術者の現況応援職員数は資料編Ⅱ(11-1-3)〈県技術職員応援動員計画表〉のとおりとする。</li> <li>県の技術職員の派遣は、派遣される職員個人の技術、経験等に期待するものであって、救助作業隊の応援動員のように応急措置の初期段階で即座に派遣しうるものではなく、応急復旧の段階に至り、公共団体相互の協力援助に関する措置として求め得るものである。</li> <li>県及び市町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区	分	内	容	県、市町職員の 応援	(1)救助作業隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の派遣能力は資料編Ⅱ(11-1-1)〈県救助作業隊応援動員計画表〉に掲げる最大限とする。</li> <li>県職員を派遣する場合の作業内容、隊編成、指揮命令系統等その他必要事項については、資料編Ⅱ(11-1-2)〈救助作業隊服務要綱〉によるものとする。</li> <li>県及び市町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</li> </ul>		(2)技術職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の技術者の現況応援職員数は資料編Ⅱ(11-1-3)〈県技術職員応援動員計画表〉のとおりとする。</li> <li>県の技術職員の派遣は、派遣される職員個人の技術、経験等に期待するものであって、救助作業隊の応援動員のように応急措置の初期段階で即座に派遣しうるものではなく、応急復旧の段階に至り、公共団体相互の協力援助に関する措置として求め得るものである。</li> <li>県及び市町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</li> </ul>		<table border="1" data-bbox="1350 562 2448 976"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>分</th> <th>内</th> <th>容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県、市町職員の 応援</td> <td>(1)救助作業隊</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>県の派遣能力は資料編Ⅱ(11-1-1)〈県救助作業隊応援動員計画表〉に掲げる最大限とする。</li> <li>県職員を派遣する場合の作業内容、隊編成、指揮命令系統等その他必要事項については、資料編Ⅱ(11-1-2)〈救助作業隊服務要綱〉によるものとする。</li> <li>県及び市町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。<b>また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。</b></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(2)技術職員</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>県の技術者の現況応援職員数は資料編Ⅱ(11-1-3)〈県技術職員応援動員計画表〉のとおりとする。</li> <li>県の技術職員の派遣は、派遣される職員個人の技術、経験等に期待するものであって、救助作業隊の応援動員のように応急措置の初期段階で即座に派遣しうるものではなく、応急復旧の段階に至り、公共団体相互の協力援助に関する措置として求め得るものである。</li> <li>県及び市町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区	分	内	容	県、市町職員の 応援	(1)救助作業隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の派遣能力は資料編Ⅱ(11-1-1)〈県救助作業隊応援動員計画表〉に掲げる最大限とする。</li> <li>県職員を派遣する場合の作業内容、隊編成、指揮命令系統等その他必要事項については、資料編Ⅱ(11-1-2)〈救助作業隊服務要綱〉によるものとする。</li> <li>県及び市町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。<b>また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。</b></li> </ul>		(2)技術職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の技術者の現況応援職員数は資料編Ⅱ(11-1-3)〈県技術職員応援動員計画表〉のとおりとする。</li> <li>県の技術職員の派遣は、派遣される職員個人の技術、経験等に期待するものであって、救助作業隊の応援動員のように応急措置の初期段階で即座に派遣しうるものではなく、応急復旧の段階に至り、公共団体相互の協力援助に関する措置として求め得るものである。</li> <li>県及び市町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</li> </ul>		<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○国〔総務省〕は、大規模災害からの復旧・復興を円滑に進めるため、地方公共団体に対して、復旧・復興支援技術職員派遣制度の周知や、中長期派遣可能な技術職員の登録の呼びかけ等を行うものとする。</p>
区	分	内	容																						
県、市町職員の 応援	(1)救助作業隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の派遣能力は資料編Ⅱ(11-1-1)〈県救助作業隊応援動員計画表〉に掲げる最大限とする。</li> <li>県職員を派遣する場合の作業内容、隊編成、指揮命令系統等その他必要事項については、資料編Ⅱ(11-1-2)〈救助作業隊服務要綱〉によるものとする。</li> <li>県及び市町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</li> </ul>																							
	(2)技術職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の技術者の現況応援職員数は資料編Ⅱ(11-1-3)〈県技術職員応援動員計画表〉のとおりとする。</li> <li>県の技術職員の派遣は、派遣される職員個人の技術、経験等に期待するものであって、救助作業隊の応援動員のように応急措置の初期段階で即座に派遣しうるものではなく、応急復旧の段階に至り、公共団体相互の協力援助に関する措置として求め得るものである。</li> <li>県及び市町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</li> </ul>																							
区	分	内	容																						
県、市町職員の 応援	(1)救助作業隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の派遣能力は資料編Ⅱ(11-1-1)〈県救助作業隊応援動員計画表〉に掲げる最大限とする。</li> <li>県職員を派遣する場合の作業内容、隊編成、指揮命令系統等その他必要事項については、資料編Ⅱ(11-1-2)〈救助作業隊服務要綱〉によるものとする。</li> <li>県及び市町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。<b>また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。</b></li> </ul>																							
	(2)技術職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の技術者の現況応援職員数は資料編Ⅱ(11-1-3)〈県技術職員応援動員計画表〉のとおりとする。</li> <li>県の技術職員の派遣は、派遣される職員個人の技術、経験等に期待するものであって、救助作業隊の応援動員のように応急措置の初期段階で即座に派遣しうるものではなく、応急復旧の段階に至り、公共団体相互の協力援助に関する措置として求め得るものである。</li> <li>県及び市町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</li> </ul>																							
	<p>消防団の応援動員要請</p> <p>・応援動員要請は原則として、当該消防団を管理する市町長に対して下記事項により行う。</p> <table border="1" data-bbox="445 1459 1083 1648"> <tr> <td>ア 応援動員規模</td> <td>エ 装具等</td> </tr> <tr> <td>イ 期間</td> <td>オ 集合時間及び集合場所</td> </tr> <tr> <td>ウ 作業内容及び作業場所</td> <td>カ その他必要と認める事項</td> </tr> </table> <p>・応援動員能力は資料編Ⅱ(11-2)〈消防団員数一覧表〉に掲げるとおりである。</p> <p>なお、災害の状況により、段階的に応援派遣を行う。</p> <p>・動員派遣中の消防団に対する指揮系統は原則として、当該派遣先の市町長の下におき、それによることが不可能又は困難な場合もしくは適当でない場合は、その都度知事が指示するものとする。</p>	ア 応援動員規模	エ 装具等	イ 期間	オ 集合時間及び集合場所	ウ 作業内容及び作業場所	カ その他必要と認める事項	<p>消防団の応援動員要請</p> <p>・応援動員要請は原則として、当該消防団を管理する市町長に対して下記事項により行う。</p> <table border="1" data-bbox="1573 1459 2211 1648"> <tr> <td>ア 応援動員規模</td> <td>エ 装具等</td> </tr> <tr> <td>イ 期間</td> <td>オ 集合時間及び集合場所</td> </tr> <tr> <td>ウ 作業内容及び作業場所</td> <td>カ その他必要と認める事項</td> </tr> </table> <p>・応援動員能力は資料編Ⅱ(11-2)〈消防団員数一覧表〉に掲げるとおりである。</p> <p>なお、災害の状況により、段階的に応援派遣を行う。</p> <p>・動員派遣中の消防団に対する指揮系統は原則として、当該派遣先の市町長の下におき、それによることが不可能又は困難な場合もしくは適当でない場合は、その都度知事が指示するものとする。</p>	ア 応援動員規模	エ 装具等	イ 期間	オ 集合時間及び集合場所	ウ 作業内容及び作業場所	カ その他必要と認める事項											
ア 応援動員規模	エ 装具等																								
イ 期間	オ 集合時間及び集合場所																								
ウ 作業内容及び作業場所	カ その他必要と認める事項																								
ア 応援動員規模	エ 装具等																								
イ 期間	オ 集合時間及び集合場所																								
ウ 作業内容及び作業場所	カ その他必要と認める事項																								

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧		新		備考
	警察官の応援 動員要請	警察官の応援動員を必要とする場合は、警察本部長に対し出動を要請する。	警察官の応援 動員要請	警察官の応援動員を必要とする場合は、警察本部長に対し出動を要請する。	
	自衛隊の派遣 要請	自衛隊の派遣に関し必要な事項は<第27節 自衛隊派遣要請計画>の定めるところによるものとする。	自衛隊の派遣 要請	自衛隊の派遣に関し必要な事項は<第27節 自衛隊派遣要請計画>の定めるところによるものとする。	
	海上保安庁に 対する支援要 請	海上保安庁への支援要請に関し必要な事項は<第28節 海上保安庁に対する支援要請計画>の定めるところによるものとする。	海上保安庁に 対する支援要 請	海上保安庁への支援要請に関し必要な事項は<第28節 海上保安庁に対する支援要請計画>の定めるところによるものとする。	
	医療助産関係 者の応援動員 要請(従事命令を 含む)	医師、歯科医師、薬剤師及び看護師、助産師の応援動員に関し必要な事項は<第13節 医療・助産計画>の定めるところによるものとする。	医療助産関係 者の応援動員 要請(従事命令を 含む)	医師、歯科医師、薬剤師及び看護師、助産師の応援動員に関し必要な事項は<第13節 医療・助産計画>の定めるところによるものとする。	
	土木業者、建設 業者及び技術 者等の応援動 員要請(従事命令 を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動員要請を行う場合は、他の機関の動員と競合することのないよう当該関係機関と調整協議し、業者名簿を参照して当該応援動員対象業者又は個人に直接、行うものとする。</li> <li>・応援動員の範囲及び応援動員能力は資料編Ⅱ(11-3)&lt;県内建設業者応援動員計画表&gt;に掲げるところにより行うものとする。</li> <li>・応援動員の派遣中の指揮は原則として、当該派遣先の市町長が行うものとし、それによることが不可能又は困難な場合、また適当でない場合はその都度知事が指示するものとする。</li> </ul>	土木業者、建 設業者及び技 術者等の応援 動員要請(従事 命令を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動員要請を行う場合は、他の機関の動員と競合することのないよう当該関係機関と調整協議し、業者名簿を参照して当該応援動員対象業者又は個人に直接、行うものとする。</li> <li>・応援動員の範囲及び応援動員能力は資料編Ⅱ(11-3)&lt;県内建設業者応援動員計画表&gt;に掲げるところにより行うものとする。</li> <li>・応援動員の派遣中の指揮は原則として、当該派遣先の市町長が行うものとし、それによることが不可能又は困難な場合、また適当でない場合はその都度知事が指示するものとする。</li> </ul>	
(新設)	(新設)	(新設)	市町	<p>市町長は、当該市町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>知事等に対する応援要請等</p> <p>ア 応援を必要とする理由</p> <p>イ 応援を必要とする人員、資機材等</p> <p>ウ 応援を必要とする場所</p> <p>エ 応援を必要とする期間</p> <p>オ その他応援に関し必要な事項</p> <p>他の市町長に対する応援要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町長は、当該市町の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長に対し応援を求めるものとする。</li> <li>・「消防組織法」第39条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援を求めるものとする。この場合応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。</li> </ul> <p>県から市町に対する応援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知事は、市町から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限の協力をする。</li> <li>・知事は市町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町長に対し次の事項を示して当該市町の災害</li> </ul>	地震対策編構成の見直し

頁	旧		新		備考
				<p>応急対策の実施状況を勘案しながら、市町相互間の                      応援について必要な指示又は調整を行う。</p> <p>ア 応援を必要とする理由                      イ 応援を必要とする人員、装備、資機材等                      ウ 応援を必要とする場所                      エ 応援を必要とする期間                      オ その他応援に関し必要な事項</p>	
	関係機関等への協力要請	<p>(1)災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の応援動員のみでは不足する場合には、法第29条の規定に基づき、それぞれ指定行政機関、指定地方行政機関の長に対して次の事項を明らかにした上で職員の出遣を要請することができる。</p> <p>ア 出遣を要請する理由                      イ 出遣を要請する職員の職種別人員数                      ウ 出遣を必要とする期間                      エ 出遣される職員の給与その他の勤務条件                      オ その他職員の出遣について必要な事項</p>	関係機関等への協力要請	<p>(1)災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の応援動員のみでは不足する場合には、法第29条の規定に基づき、それぞれ指定行政機関、指定地方行政機関の長に対して次の事項を明らかにした上で職員の出遣を要請することができる。</p> <p>ア 出遣を要請する理由                      イ 出遣を要請する職員の職種別人員数                      ウ 出遣を必要とする期間                      エ 出遣される職員の給与その他の勤務条件                      オ その他職員の出遣について必要な事項</p>	
		<p>(2)法第30条の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、次の事項を明らかにした上で職員の出遣についてあつせんを求めることができる。</p> <p>ア 出遣のあつせんを求める理由                      イ 出遣のあつせんを求める職員の職種別人員数                      ウ 出遣を必要とする期間                      エ 出遣される職員の給与その他の勤務条件                      オ その他職員の出遣のあつせんについて必要な事項</p> <p>(3)法第70条第3項の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関の長等に対し、応急措置の実施を要請することができる。</p> <p>(4)法第74条の3の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関の長に対し、応援を求め又は災害応急対策の実施を要請することができる。</p>		<p>(2)法第30条の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、次の事項を明らかにした上で職員の出遣についてあつせんを求めることができる。</p> <p>ア 出遣のあつせんを求める理由                      イ 出遣のあつせんを求める職員の職種別人員数                      ウ 出遣を必要とする期間                      エ 出遣される職員の給与その他の勤務条件                      オ その他職員の出遣のあつせんについて必要な事項</p> <p>(3)法第70条第3項の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関の長等に対し、応急措置の実施を要請することができる。</p> <p>(4)法第74条の3の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関の長に対し、応援を求め又は災害応急対策の実施を要請することができる。</p>	
	(新設)	(新設)	全国知事会に対する応援要請	<p>知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、相互応援協定に基づき、全国知事会に応援を要請する。</p>	地震対策編構成の見直し
	消防庁、他都県への応援要請	被災者を迅速に救助するため必要な場合には<第33節 突発的災害にかかる応急対策計画>1(3)「各機関への要請」に定めるところにより消防庁、他都県に応援を要請する。	消防庁、他都県への応援要請	被災者を迅速に救助するため必要な場合には<第33節 突発的災害にかかる応急対策計画>1(3)「各機関への要請」に定めるところにより消防庁、他都県に応援を要請する。	
	受入体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、すべての応援動員者の作業が効率的に行われるよう、応援動員派遣先の市町長と協議して、応援動員者の受入体制に支障のないよう措置するものとする。</li> <li>応援動員を受ける市町長は、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。</li> <li>県及び市町は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染</li> </ul>	受入体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、すべての応援動員者の作業が効率的に行われるよう、応援動員派遣先の市町長と協議して、応援動員者の受入体制に支障のないよう措置するものとする。</li> <li>応援動員を受ける市町長は、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。</li> <li>県及び市町は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染</li> </ul>	

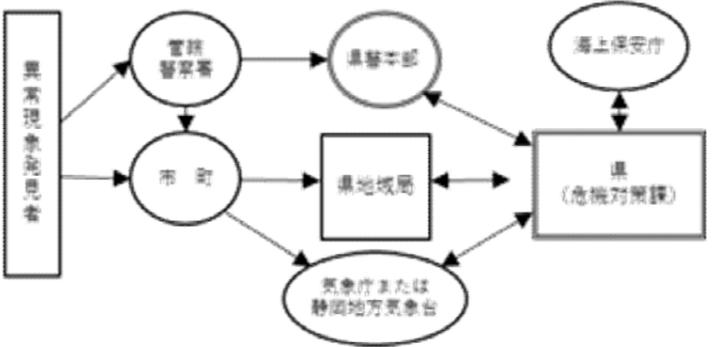
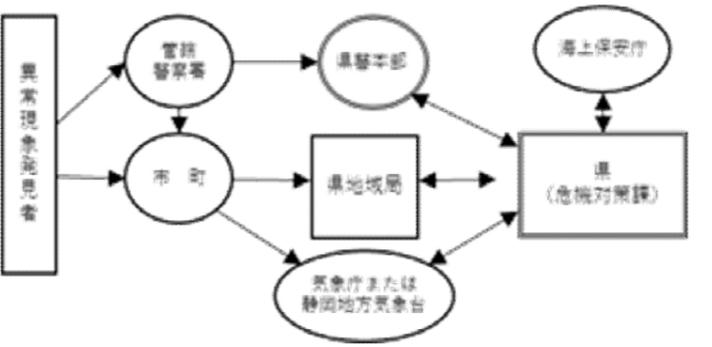
頁	旧	新	備考						
共通 -47	<p>症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県及び市町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</li> </ul> <p>(略)</p>	<p>症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県及び市町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</li> </ul> <p>(略)</p> <p><b>3 富士山静岡空港の活用</b></p> <p>県は、全国の防災関係機関等から災害応急対策活動に係る広域応援を受け入れるため、救助・消火活動、医療活動等を総合的かつ広域的に行う大規模な広域防災拠点として富士山静岡空港を活用する。</p> <table border="1" data-bbox="1350 535 2448 850"> <thead> <tr> <th data-bbox="1350 535 1469 577">区分</th> <th data-bbox="1469 535 2448 577">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1350 661 1469 766">富士山静岡空港</td> <td data-bbox="1469 577 2448 850"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○警察災害派遣隊航空機、緊急消防援助隊航空機、自衛隊災害派遣部隊航空機、ドクターヘリ等の駐機・給油等を行う救助活動拠点</li> <li>○災害派遣医療チーム（DMAT）の空路参集拠点</li> <li>○広域医療搬送等を行う航空搬送拠点</li> <li>○広域物資輸送拠点の補完（航空輸送拠点）</li> <li>○陸上自衛隊が設置する後方支援拠点</li> <li>○警察災害派遣隊、緊急消防援助隊等の陸路での集結及び活動等の拠点</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	内 容	富士山静岡空港	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警察災害派遣隊航空機、緊急消防援助隊航空機、自衛隊災害派遣部隊航空機、ドクターヘリ等の駐機・給油等を行う救助活動拠点</li> <li>○災害派遣医療チーム（DMAT）の空路参集拠点</li> <li>○広域医療搬送等を行う航空搬送拠点</li> <li>○広域物資輸送拠点の補完（航空輸送拠点）</li> <li>○陸上自衛隊が設置する後方支援拠点</li> <li>○警察災害派遣隊、緊急消防援助隊等の陸路での集結及び活動等の拠点</li> </ul>	地震対策編構成の見直し		
	区分	内 容							
富士山静岡空港	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警察災害派遣隊航空機、緊急消防援助隊航空機、自衛隊災害派遣部隊航空機、ドクターヘリ等の駐機・給油等を行う救助活動拠点</li> <li>○災害派遣医療チーム（DMAT）の空路参集拠点</li> <li>○広域医療搬送等を行う航空搬送拠点</li> <li>○広域物資輸送拠点の補完（航空輸送拠点）</li> <li>○陸上自衛隊が設置する後方支援拠点</li> <li>○警察災害派遣隊、緊急消防援助隊等の陸路での集結及び活動等の拠点</li> </ul>								
<p>第4節 通信情報計画</p> <p>情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、県、市町及び防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。</p> <p>1 県</p> <table border="1" data-bbox="222 1123 1320 1858"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 1123 430 1207">区分</th> <th data-bbox="430 1123 1320 1207">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 1459 430 1606">気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知</td> <td data-bbox="430 1207 1320 1858"> <ul style="list-style-type: none"> <li>国（気象庁）から伝達される気象、地象及び水象に関する情報（以下、「気象等情報」という。）は災害対策本部（災害対策本部設置前においては警戒本部又は危機管理部）で受理する。</li> <li>市町及び防災関係機関に対する気象等情報の伝達は防災行政無線を中心に行う。</li> <li>気象等情報は報道機関の協力を得て、県民に周知徹底を図る。</li> <li>気象等の予報及び警報の種類と発表基準は、資料編Ⅱ（5-3-1）、その伝達経路は資料編Ⅱ（5-3-2、5-3-5）、土砂災害警戒情報の発表については、資料編Ⅱ（5-3-3）、その伝達については資料編Ⅱ（5-3-4）、地震動警報（緊急地震速報）、大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波情報の種類は、資料編Ⅱ（5-2-3）、津波対策編（第3章第2節1）、その伝達経路は資料編Ⅱ（5-3-6、5-3-8）、噴火警報・予報の発表基準は火山災害対策編（Ⅰ第1章第1節5、Ⅱ第1章第2節）、その伝達経路は（Ⅰ第3章第1節、Ⅱ第3章第1、資料編Ⅱ（5-3-8））による。</li> <li>必要に応じて静岡地方气象台と共同で、土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施するものとする。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>国（気象庁）から伝達される気象、地象及び水象に関する情報（以下、「気象等情報」という。）は災害対策本部（災害対策本部設置前においては警戒本部又は危機管理部）で受理する。</li> <li>市町及び防災関係機関に対する気象等情報の伝達は防災行政無線を中心に行う。</li> <li>気象等情報は報道機関の協力を得て、県民に周知徹底を図る。</li> <li>気象等の予報及び警報の種類と発表基準は、資料編Ⅱ（5-3-1）、その伝達経路は資料編Ⅱ（5-3-2、5-3-5）、土砂災害警戒情報の発表については、資料編Ⅱ（5-3-3）、その伝達については資料編Ⅱ（5-3-4）、地震動警報（緊急地震速報）、大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波情報の種類は、資料編Ⅱ（5-2-3）、津波対策編（第3章第2節1）、その伝達経路は資料編Ⅱ（5-3-6、5-3-8）、噴火警報・予報の発表基準は火山災害対策編（Ⅰ第1章第1節5、Ⅱ第1章第2節）、その伝達経路は（Ⅰ第3章第1節、Ⅱ第3章第1、資料編Ⅱ（5-3-8））による。</li> <li>必要に応じて静岡地方气象台と共同で、土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施するものとする。</li> </ul>	<p>第4節 通信情報計画</p> <p>情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、県、市町及び防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。</p> <p>1 県</p> <table border="1" data-bbox="1350 1123 2448 1858"> <thead> <tr> <th data-bbox="1350 1123 1558 1207">区分</th> <th data-bbox="1558 1123 2448 1207">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1350 1459 1558 1606">気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知</td> <td data-bbox="1558 1207 2448 1858"> <ul style="list-style-type: none"> <li>国（気象庁）から伝達される気象、地象及び水象に関する情報（以下、「気象等情報」という。）は災害対策本部（災害対策本部設置前においては警戒本部又は危機管理部）で受理する。</li> <li>市町及び防災関係機関に対する気象等情報の伝達は防災行政無線を中心に行う。</li> <li>気象等情報は報道機関の協力を得て、県民に周知徹底を図る。</li> <li>気象等の予報及び警報の種類と発表基準は、資料編Ⅱ（5-3-1）、その伝達経路は資料編Ⅱ（5-3-2、5-3-5）、土砂災害警戒情報の発表については、資料編Ⅱ（5-3-3）、その伝達については資料編Ⅱ（5-3-4）、地震動警報（緊急地震速報）、大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波情報の種類は、資料編Ⅱ（5-2-3）、津波対策編（第3章第2節1）、その伝達経路は資料編Ⅱ（5-3-6、5-3-8）、噴火警報・予報の発表基準は火山災害対策編（Ⅰ第1章第1節5、Ⅱ第1章第2節）、その伝達経路は（Ⅰ第3章第1節、Ⅱ第3章第1、資料編Ⅱ（5-3-8））による。</li> <li>必要に応じて静岡地方气象台と共同で、土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施するものとする。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>国（気象庁）から伝達される気象、地象及び水象に関する情報（以下、「気象等情報」という。）は災害対策本部（災害対策本部設置前においては警戒本部又は危機管理部）で受理する。</li> <li>市町及び防災関係機関に対する気象等情報の伝達は防災行政無線を中心に行う。</li> <li>気象等情報は報道機関の協力を得て、県民に周知徹底を図る。</li> <li>気象等の予報及び警報の種類と発表基準は、資料編Ⅱ（5-3-1）、その伝達経路は資料編Ⅱ（5-3-2、5-3-5）、土砂災害警戒情報の発表については、資料編Ⅱ（5-3-3）、その伝達については資料編Ⅱ（5-3-4）、地震動警報（緊急地震速報）、大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波情報の種類は、資料編Ⅱ（5-2-3）、津波対策編（第3章第2節1）、その伝達経路は資料編Ⅱ（5-3-6、5-3-8）、噴火警報・予報の発表基準は火山災害対策編（Ⅰ第1章第1節5、Ⅱ第1章第2節）、その伝達経路は（Ⅰ第3章第1節、Ⅱ第3章第1、資料編Ⅱ（5-3-8））による。</li> <li>必要に応じて静岡地方气象台と共同で、土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施するものとする。</li> </ul>
区分	内 容								
気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>国（気象庁）から伝達される気象、地象及び水象に関する情報（以下、「気象等情報」という。）は災害対策本部（災害対策本部設置前においては警戒本部又は危機管理部）で受理する。</li> <li>市町及び防災関係機関に対する気象等情報の伝達は防災行政無線を中心に行う。</li> <li>気象等情報は報道機関の協力を得て、県民に周知徹底を図る。</li> <li>気象等の予報及び警報の種類と発表基準は、資料編Ⅱ（5-3-1）、その伝達経路は資料編Ⅱ（5-3-2、5-3-5）、土砂災害警戒情報の発表については、資料編Ⅱ（5-3-3）、その伝達については資料編Ⅱ（5-3-4）、地震動警報（緊急地震速報）、大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波情報の種類は、資料編Ⅱ（5-2-3）、津波対策編（第3章第2節1）、その伝達経路は資料編Ⅱ（5-3-6、5-3-8）、噴火警報・予報の発表基準は火山災害対策編（Ⅰ第1章第1節5、Ⅱ第1章第2節）、その伝達経路は（Ⅰ第3章第1節、Ⅱ第3章第1、資料編Ⅱ（5-3-8））による。</li> <li>必要に応じて静岡地方气象台と共同で、土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施するものとする。</li> </ul>								
区分	内 容								
気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>国（気象庁）から伝達される気象、地象及び水象に関する情報（以下、「気象等情報」という。）は災害対策本部（災害対策本部設置前においては警戒本部又は危機管理部）で受理する。</li> <li>市町及び防災関係機関に対する気象等情報の伝達は防災行政無線を中心に行う。</li> <li>気象等情報は報道機関の協力を得て、県民に周知徹底を図る。</li> <li>気象等の予報及び警報の種類と発表基準は、資料編Ⅱ（5-3-1）、その伝達経路は資料編Ⅱ（5-3-2、5-3-5）、土砂災害警戒情報の発表については、資料編Ⅱ（5-3-3）、その伝達については資料編Ⅱ（5-3-4）、地震動警報（緊急地震速報）、大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波情報の種類は、資料編Ⅱ（5-2-3）、津波対策編（第3章第2節1）、その伝達経路は資料編Ⅱ（5-3-6、5-3-8）、噴火警報・予報の発表基準は火山災害対策編（Ⅰ第1章第1節5、Ⅱ第1章第2節）、その伝達経路は（Ⅰ第3章第1節、Ⅱ第3章第1、資料編Ⅱ（5-3-8））による。</li> <li>必要に応じて静岡地方气象台と共同で、土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施するものとする。</li> </ul>								

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧		新		備考														
	<p>・静岡県内で震度5強以上の地震が発生した場合や火山噴火等で、静岡県地方気象台と共同で発表する、土砂災害警戒情報の発表基準を見直す必要があると考えられた場合、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用するものとする。</p> <p>・なお、水防予警報の収集及び伝達については「風水害対策編」の定めるところによる。</p>		<p>・静岡県内で震度5強以上の地震が発生した場合や火山噴火等で、静岡県地方気象台と共同で発表する、土砂災害警戒情報の発表基準を見直す必要があると考えられた場合、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用するものとする。</p> <p>・なお、水防予警報の収集及び伝達については「風水害対策編」の定めるところによる。</p>																
被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集、伝達	<p>収集、伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱部局等を「情報広報実施要領」にあらかじめ定める。</p> <p>なお、災害発生直後においては、災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に留意する。</p> <p>ア 緊所要請事項 イ 被害状況 ウ 火災の発生状況と延焼拡大状況 エ 市町及び防災関係機関の災害応急対策実施状況 オ 交通規制等道路交通状況 カ ガス、水道、電気等生活関連施設の状況 キ 避難状況 ク 緊急輸送実施状況 ケ 自衛隊活動状況 コ 災害拠点病院及び救護病院の活動状況</p>		<p>収集、伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱部局等を「情報広報実施要領」にあらかじめ定める。</p> <p>なお、災害発生直後においては、災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に留意する。</p> <p>ア 緊所要請事項 イ 被害状況 ウ 火災の発生状況と延焼拡大状況 エ 市町及び防災関係機関の災害応急対策実施状況 オ 交通規制等道路交通状況 カ ガス、水道、電気等生活関連施設の状況 キ 避難状況 ク 緊急輸送実施状況 ケ 自衛隊活動状況 コ 災害拠点病院及び救護病院の活動状況</p>																
情報収集方法等	<p>災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集及び伝達は、防災行政無線、衛星携帯電話、インターネットメール等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。</p> <table border="1" data-bbox="460 1234 1320 1858"> <tr> <td data-bbox="460 1234 638 1354">計測機器による収集</td> <td data-bbox="638 1234 1320 1354">本庁、総合庁舎、<b>水産試験場富士養鱒場</b>及び市町等に設置した計測震度計や雨量計、水位計等により、震度情報や降水量等の情報収集を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="460 1354 638 1474">航空偵察による収集</td> <td data-bbox="638 1354 1320 1474">県（災害対策本部）は、大規模災害発生後、直ちに防災ヘリコプターや無人航空機による偵察の活用及び自衛隊等の協力を得て航空偵察により被害概況を収集する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="460 1474 638 1858" rowspan="2">職員派遣による収集</td> <td data-bbox="638 1474 1320 1593">ア 方面本部は大規模災害発生後、直ちに職員を市町に派遣し、市町より被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="638 1593 1320 1858">イ 公共土木施設等の被害状況等の情報の収集 公共土木施設等の管理者は、あらかじめ定める計画に基づき、現地に職員を派遣し道路、港湾、漁港及び空港等被害状況の情報を収集する。 なお、職員の派遣が困難の場合は、建設業協会等に対別に定める協定に基づき、公共土木施設の被害状況等の収集を要請する。</td> </tr> </table>		計測機器による収集	本庁、総合庁舎、 <b>水産試験場富士養鱒場</b> 及び市町等に設置した計測震度計や雨量計、水位計等により、震度情報や降水量等の情報収集を行う。	航空偵察による収集	県（災害対策本部）は、大規模災害発生後、直ちに防災ヘリコプターや無人航空機による偵察の活用及び自衛隊等の協力を得て航空偵察により被害概況を収集する。	職員派遣による収集	ア 方面本部は大規模災害発生後、直ちに職員を市町に派遣し、市町より被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。	イ 公共土木施設等の被害状況等の情報の収集 公共土木施設等の管理者は、あらかじめ定める計画に基づき、現地に職員を派遣し道路、港湾、漁港及び空港等被害状況の情報を収集する。 なお、職員の派遣が困難の場合は、建設業協会等に対別に定める協定に基づき、公共土木施設の被害状況等の収集を要請する。	<p>災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集及び伝達は、防災行政無線、衛星携帯電話、インターネットメール等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。</p> <table border="1" data-bbox="1587 1234 2448 1858"> <tr> <td data-bbox="1587 1234 1765 1354">計測機器による収集</td> <td data-bbox="1765 1234 2448 1354">本庁、総合庁舎、<b>水産・海洋技術研究所富士養鱒場</b>及び市町等に設置した計測震度計や雨量計、水位計等により、震度情報や降水量等の情報収集を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1587 1354 1765 1474">航空偵察による収集</td> <td data-bbox="1765 1354 2448 1474">県（災害対策本部）は、大規模災害発生後、直ちに防災ヘリコプターや無人航空機による偵察の活用及び自衛隊等の協力を得て航空偵察により被害概況を収集する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1587 1474 1765 1858" rowspan="2">職員派遣による収集</td> <td data-bbox="1765 1474 2448 1593">ア 方面本部は大規模災害発生後、直ちに職員を市町に派遣し、市町より被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1765 1593 2448 1858">イ 公共土木施設等の被害状況等の情報の収集 公共土木施設等の管理者は、あらかじめ定める計画に基づき、現地に職員を派遣し道路、港湾、漁港及び空港等被害状況の情報を収集する。 なお、職員の派遣が困難の場合は、建設業協会等に対別に定める協定に基づき、公共土木施設の被害状況等の収集を要請する。</td> </tr> </table>		計測機器による収集	本庁、総合庁舎、 <b>水産・海洋技術研究所富士養鱒場</b> 及び市町等に設置した計測震度計や雨量計、水位計等により、震度情報や降水量等の情報収集を行う。	航空偵察による収集	県（災害対策本部）は、大規模災害発生後、直ちに防災ヘリコプターや無人航空機による偵察の活用及び自衛隊等の協力を得て航空偵察により被害概況を収集する。	職員派遣による収集	ア 方面本部は大規模災害発生後、直ちに職員を市町に派遣し、市町より被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。	イ 公共土木施設等の被害状況等の情報の収集 公共土木施設等の管理者は、あらかじめ定める計画に基づき、現地に職員を派遣し道路、港湾、漁港及び空港等被害状況の情報を収集する。 なお、職員の派遣が困難の場合は、建設業協会等に対別に定める協定に基づき、公共土木施設の被害状況等の収集を要請する。	組織改正に伴う修正
計測機器による収集	本庁、総合庁舎、 <b>水産試験場富士養鱒場</b> 及び市町等に設置した計測震度計や雨量計、水位計等により、震度情報や降水量等の情報収集を行う。																		
航空偵察による収集	県（災害対策本部）は、大規模災害発生後、直ちに防災ヘリコプターや無人航空機による偵察の活用及び自衛隊等の協力を得て航空偵察により被害概況を収集する。																		
職員派遣による収集	ア 方面本部は大規模災害発生後、直ちに職員を市町に派遣し、市町より被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。																		
	イ 公共土木施設等の被害状況等の情報の収集 公共土木施設等の管理者は、あらかじめ定める計画に基づき、現地に職員を派遣し道路、港湾、漁港及び空港等被害状況の情報を収集する。 なお、職員の派遣が困難の場合は、建設業協会等に対別に定める協定に基づき、公共土木施設の被害状況等の収集を要請する。																		
計測機器による収集	本庁、総合庁舎、 <b>水産・海洋技術研究所富士養鱒場</b> 及び市町等に設置した計測震度計や雨量計、水位計等により、震度情報や降水量等の情報収集を行う。																		
航空偵察による収集	県（災害対策本部）は、大規模災害発生後、直ちに防災ヘリコプターや無人航空機による偵察の活用及び自衛隊等の協力を得て航空偵察により被害概況を収集する。																		
職員派遣による収集	ア 方面本部は大規模災害発生後、直ちに職員を市町に派遣し、市町より被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。																		
	イ 公共土木施設等の被害状況等の情報の収集 公共土木施設等の管理者は、あらかじめ定める計画に基づき、現地に職員を派遣し道路、港湾、漁港及び空港等被害状況の情報を収集する。 なお、職員の派遣が困難の場合は、建設業協会等に対別に定める協定に基づき、公共土木施設の被害状況等の収集を要請する。																		

頁	旧		新		備考
	<p>参集途上の職員による収集</p> <p>勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。</p>	<p>参集途上の職員による収集</p> <p>勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。</p>	<p>参集途上の職員による収集</p> <p>勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。</p>	<p>参集途上の職員による収集</p> <p>勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。</p>	
	<p>防災関係機関からの収集</p> <p>防災関係機関から防災相互無線等により被害情報の収集を行う。 また、防災関係機関から派遣される情報連絡担当員が被害情報を収集する。</p>	<p>防災関係機関からの収集</p> <p>防災関係機関から防災相互無線等により被害情報の収集を行う。 また、防災関係機関から派遣される情報連絡担当員が被害情報を収集する。</p>	<p>防災関係機関からの収集</p> <p>防災関係機関から防災相互無線等により被害情報の収集を行う。 また、防災関係機関から派遣される情報連絡担当員が被害情報を収集する。</p>	<p>防災関係機関からの収集</p> <p>防災関係機関から防災相互無線等により被害情報の収集を行う。 また、防災関係機関から派遣される情報連絡担当員が被害情報を収集する。</p>	
	<p>その他留意事項</p> <p>市町が被災等により被害状況等の報告ができなくなき場合は、上記の手段を用いて被害情報を積極的に収集する。</p>	<p>その他留意事項</p> <p>市町が被災等により被害状況等の報告ができなくなき場合は、上記の手段を用いて被害情報を積極的に収集する。</p>	<p>その他留意事項</p> <p>市町が被災等により被害状況等の報告ができなくなき場合は、上記の手段を用いて被害情報を積極的に収集する。</p>	<p>その他留意事項</p> <p>市町が被災等により被害状況等の報告ができなくなき場合は、上記の手段を用いて被害情報を積極的に収集する。</p>	
	<p>市町からの報告</p> <p>ア 被害速報(随時)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町長は、災害が発生したときから応急措置が完了するまで、資料編Ⅱ(7-1)に定める&lt;被害程度の認定基準&gt;に基づき、資料編Ⅱ(7-2)&lt;被害速報(随時)&gt;により、当該市町を管轄する方面本部長(地域局長)を経て、本部長(知事)に報告する。</li> <li>被害規模を早期に把握するため、市町長は119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集し方面本部長(地域局長)に報告する。</li> <li>方面本部長(地域局長)に連絡がつかない場合は本部長(知事)に、本部長(知事)に連絡がつかない場合は内閣総理大臣に報告する。なお、連絡が付き次第、本部長(知事)及び方面本部長(地域局長)にも報告する。</li> </ul> <p>イ 定時報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>方面本部長(地域局長)は資料編Ⅱ(7-3)&lt;被害状況集計表&gt;により、市町長から定時の被害状況を収集するものとし、その結果を速やかに本部長(知事)に報告するものとする。</li> <li>収集時間は、災害発生の都度定めるものとするが、市町長はその定められた時間には、可能な限り最新の被害状況を資料編Ⅱ(7-4)&lt;災害定時及び確定報告書&gt;により把握しておくものとする。</li> </ul> <p>ウ 確定報告</p> <p>市町長は、被害状況確定後速やかに資料編Ⅱ(7-4)&lt;災害定時及び確定報告書&gt;により方面本部長(地域局長)を経由して、本部長(知事)に文書をもって報告するものとする。</p>	<p>市町からの報告</p> <p>ア 被害速報(随時)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町長は、災害が発生したときから応急措置が完了するまで、資料編Ⅱ(7-1)に定める&lt;被害程度の認定基準&gt;に基づき、資料編Ⅱ(7-2)&lt;被害速報(随時)&gt;により、当該市町を管轄する方面本部長(地域局長)を経て、本部長(知事)に報告する。</li> <li>被害規模を早期に把握するため、市町長は119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集し方面本部長(地域局長)に報告する。</li> <li>方面本部長(地域局長)に連絡がつかない場合は本部長(知事)に、本部長(知事)に連絡がつかない場合は内閣総理大臣に報告する。なお、連絡が付き次第、本部長(知事)及び方面本部長(地域局長)にも報告する。</li> </ul> <p>イ 定時報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>方面本部長(地域局長)は資料編Ⅱ(7-3)&lt;被害状況集計表&gt;により、市町長から定時の被害状況を収集するものとし、その結果を速やかに本部長(知事)に報告するものとする。</li> <li>収集時間は、災害発生の都度定めるものとするが、市町長はその定められた時間には、可能な限り最新の被害状況を資料編Ⅱ(7-4)&lt;災害定時及び確定報告書&gt;により把握しておくものとする。</li> </ul> <p>ウ 確定報告</p> <p>市町長は、被害状況確定後速やかに資料編Ⅱ(7-4)&lt;災害定時及び確定報告書&gt;により方面本部長(地域局長)を経由して、本部長(知事)に文書をもって報告するものとする。</p>	<p>市町からの報告</p> <p>ア 被害速報(随時)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町長は、災害が発生したときから応急措置が完了するまで、資料編Ⅱ(7-1)に定める&lt;被害程度の認定基準&gt;に基づき、資料編Ⅱ(7-2)&lt;被害速報(随時)&gt;により、当該市町を管轄する方面本部長(地域局長)を経て、本部長(知事)に報告する。</li> <li>被害規模を早期に把握するため、市町長は119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集し方面本部長(地域局長)に報告する。</li> <li>方面本部長(地域局長)に連絡がつかない場合は本部長(知事)に、本部長(知事)に連絡がつかない場合は内閣総理大臣に報告する。なお、連絡が付き次第、本部長(知事)及び方面本部長(地域局長)にも報告する。</li> </ul> <p>イ 定時報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>方面本部長(地域局長)は資料編Ⅱ(7-3)&lt;被害状況集計表&gt;により、市町長から定時の被害状況を収集するものとし、その結果を速やかに本部長(知事)に報告するものとする。</li> <li>収集時間は、災害発生の都度定めるものとするが、市町長はその定められた時間には、可能な限り最新の被害状況を資料編Ⅱ(7-4)&lt;災害定時及び確定報告書&gt;により把握しておくものとする。</li> </ul> <p>ウ 確定報告</p> <p>市町長は、被害状況確定後速やかに資料編Ⅱ(7-4)&lt;災害定時及び確定報告書&gt;により方面本部長(地域局長)を経由して、本部長(知事)に文書をもって報告するものとする。</p>	<p>市町からの報告</p> <p>ア 被害速報(随時)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町長は、災害が発生したときから応急措置が完了するまで、資料編Ⅱ(7-1)に定める&lt;被害程度の認定基準&gt;に基づき、資料編Ⅱ(7-2)&lt;被害速報(随時)&gt;により、当該市町を管轄する方面本部長(地域局長)を経て、本部長(知事)に報告する。</li> <li>被害規模を早期に把握するため、市町長は119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集し方面本部長(地域局長)に報告する。</li> <li>方面本部長(地域局長)に連絡がつかない場合は本部長(知事)に、本部長(知事)に連絡がつかない場合は内閣総理大臣に報告する。なお、連絡が付き次第、本部長(知事)及び方面本部長(地域局長)にも報告する。</li> </ul> <p>イ 定時報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>方面本部長(地域局長)は資料編Ⅱ(7-3)&lt;被害状況集計表&gt;により、市町長から定時の被害状況を収集するものとし、その結果を速やかに本部長(知事)に報告するものとする。</li> <li>収集時間は、災害発生の都度定めるものとするが、市町長はその定められた時間には、可能な限り最新の被害状況を資料編Ⅱ(7-4)&lt;災害定時及び確定報告書&gt;により把握しておくものとする。</li> </ul> <p>ウ 確定報告</p> <p>市町長は、被害状況確定後速やかに資料編Ⅱ(7-4)&lt;災害定時及び確定報告書&gt;により方面本部長(地域局長)を経由して、本部長(知事)に文書をもって報告するものとする。</p>	
	<p>内閣総理大臣に対する報告</p> <p>ア 法第53条第2項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告すべき災害は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 県が災害対策本部を設置した災害</li> <li>② 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害</li> <li>③ ①又は②に定める災害になるおそれのある災害のいずれかである。</li> </ol> <p>イ 大規模な災害等や社会的影響が大きい災害等が発生した場合には、迅速な情報の収集・伝達に特に留意し、災害等の概要と被害等の状況を把握できる範囲内で第一報を行う。 交通機関、建築物、危険物施設等における事故等により多数の死傷者が発生し又は発生するおそれのある場合には、当該災害等(以下「特定</p>	<p>内閣総理大臣に対する報告</p> <p>ア 法第53条第2項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告すべき災害は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 県が災害対策本部を設置した災害</li> <li>② 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害</li> <li>③ ①又は②に定める災害になるおそれのある災害のいずれかである。</li> </ol> <p>イ 大規模な災害等や社会的影響が大きい災害等が発生した場合には、迅速な情報の収集・伝達に特に留意し、災害等の概要と被害等の状況を把握できる範囲内で第一報を行う。 交通機関、建築物、危険物施設等における事故等により多数の死傷者が発生し又は発生するおそれのある場合には、当該災害等(以下「特定</p>	<p>内閣総理大臣に対する報告</p> <p>ア 法第53条第2項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告すべき災害は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 県が災害対策本部を設置した災害</li> <li>② 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害</li> <li>③ ①又は②に定める災害になるおそれのある災害のいずれかである。</li> </ol> <p>イ 大規模な災害等や社会的影響が大きい災害等が発生した場合には、迅速な情報の収集・伝達に特に留意し、災害等の概要と被害等の状況を把握できる範囲内で第一報を行う。 交通機関、建築物、危険物施設等における事故等により多数の死傷者が発生し又は発生するおそれのある場合には、当該災害等(以下「特定</p>	<p>内閣総理大臣に対する報告</p> <p>ア 法第53条第2項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告すべき災害は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 県が災害対策本部を設置した災害</li> <li>② 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害</li> <li>③ ①又は②に定める災害になるおそれのある災害のいずれかである。</li> </ol> <p>イ 大規模な災害等や社会的影響が大きい災害等が発生した場合には、迅速な情報の収集・伝達に特に留意し、災害等の概要と被害等の状況を把握できる範囲内で第一報を行う。 交通機関、建築物、危険物施設等における事故等により多数の死傷者が発生し又は発生するおそれのある場合には、当該災害等(以下「特定</p>	

頁	旧	新	備考																														
共通 -49	<p>事故災害等」という。)が発生したという旨の伝達を主眼に第一報を行う。 把握できる範囲内で第一報を行った後は、被害等の状況（特に死傷者の数）の判明又は災害等の状況の変化にしたがい、逐次、第二報以降の情報の収集・伝達を行うこととする。</p> <p>ウ 市町が県に報告できず、内閣総理大臣に報告する場合もこれに準じて行うものとする。</p> <p>エ 内閣総理大臣への報告は、県からは消防庁に報告すれば足りるものであり、消防庁が内閣府（内閣総理大臣）へ報告することとされている。 平成7年の法改正により、中央防災会議へは、内閣総理大臣から通報することとされているところである。</p> <p>(消防庁応急対策室)</p> <table border="1" data-bbox="489 682 1270 802"> <thead> <tr> <th></th> <th>電 話</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日 (9:30~18:15)</td> <td>03-5253-7527</td> <td>03-5253-7537</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>03-5253-7777</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 報告は次の基準に該当するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="489 840 1320 1192"> <tbody> <tr> <td>a 「災害救助法」の適用基準に合致するもの</td> </tr> <tr> <td>b 都道府県又は市町が災害対策本部を設置したもの</td> </tr> <tr> <td>c 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で多くの被害を生じているもの</td> </tr> <tr> <td>d 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの</td> </tr> <tr> <td>e その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告が必要であると認められるもの</td> </tr> <tr> <td>f 「火災・災害等即報要領」で定める「速報基準」に該当するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、内閣総理大臣への報告は、報告すべき災害を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内に可能な限り早く、分かる範囲でその第一報を県から消防庁へ報告し、消防庁が内閣府（内閣総理大臣）へ報告するものとする。</p>		電 話	F A X	平日 (9:30~18:15)	03-5253-7527	03-5253-7537	上記以外	03-5253-7777	03-5253-7553	a 「災害救助法」の適用基準に合致するもの	b 都道府県又は市町が災害対策本部を設置したもの	c 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で多くの被害を生じているもの	d 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの	e その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告が必要であると認められるもの	f 「火災・災害等即報要領」で定める「速報基準」に該当するもの	<p>事故災害等」という。)が発生したという旨の伝達を主眼に第一報を行う。 把握できる範囲内で第一報を行った後は、被害等の状況（特に死傷者の数）の判明又は災害等の状況の変化にしたがい、逐次、第二報以降の情報の収集・伝達を行うこととする。</p> <p>ウ 市町が県に報告できず、内閣総理大臣に報告する場合もこれに準じて行うものとする。</p> <p>エ 内閣総理大臣への報告は、県からは消防庁に報告すれば足りるものであり、消防庁が内閣府（内閣総理大臣）へ報告することとされている。 平成7年の法改正により、中央防災会議へは、内閣総理大臣から通報することとされているところである。</p> <p>(消防庁応急対策室)</p> <table border="1" data-bbox="1617 682 2398 802"> <thead> <tr> <th></th> <th>電 話</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日 (9:30~18:15)</td> <td>03-5253-7527</td> <td>03-5253-7537</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>03-5253-7777</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 報告は次の基準に該当するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1617 840 2448 1192"> <tbody> <tr> <td>a 「災害救助法」の適用基準に合致するもの</td> </tr> <tr> <td>b 都道府県又は市町が災害対策本部を設置したもの</td> </tr> <tr> <td>c 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で多くの被害を生じているもの</td> </tr> <tr> <td>d 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの</td> </tr> <tr> <td>e その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告が必要であると認められるもの</td> </tr> <tr> <td>f 「火災・災害等即報要領」で定める「速報基準」に該当するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、内閣総理大臣への報告は、報告すべき災害を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内に可能な限り早く、分かる範囲でその第一報を県から消防庁へ報告し、消防庁が内閣府（内閣総理大臣）へ報告するものとする。</p>		電 話	F A X	平日 (9:30~18:15)	03-5253-7527	03-5253-7537	上記以外	03-5253-7777	03-5253-7553	a 「災害救助法」の適用基準に合致するもの	b 都道府県又は市町が災害対策本部を設置したもの	c 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で多くの被害を生じているもの	d 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの	e その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告が必要であると認められるもの	f 「火災・災害等即報要領」で定める「速報基準」に該当するもの	
		電 話	F A X																														
	平日 (9:30~18:15)	03-5253-7527	03-5253-7537																														
上記以外	03-5253-7777	03-5253-7553																															
a 「災害救助法」の適用基準に合致するもの																																	
b 都道府県又は市町が災害対策本部を設置したもの																																	
c 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で多くの被害を生じているもの																																	
d 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの																																	
e その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告が必要であると認められるもの																																	
f 「火災・災害等即報要領」で定める「速報基準」に該当するもの																																	
	電 話	F A X																															
平日 (9:30~18:15)	03-5253-7527	03-5253-7537																															
上記以外	03-5253-7777	03-5253-7553																															
a 「災害救助法」の適用基準に合致するもの																																	
b 都道府県又は市町が災害対策本部を設置したもの																																	
c 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で多くの被害を生じているもの																																	
d 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの																																	
e その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告が必要であると認められるもの																																	
f 「火災・災害等即報要領」で定める「速報基準」に該当するもの																																	
<p>国・防災関係機関への要請等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国に対する被害状況の画像情報等及び講じた措置の概要の報告並びに必要な措置の要請は、災害対策本部から中央防災無線等により行う。</li> <li>・防災関係機関に対し、県災害対策本部から必要な措置の要請を行う。</li> <li>・県は、国が主催する連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町等を通じて把握した被災地の状況等を共有し、必要な調整を行うよう努めるものとする。</li> </ul>	<p>国・防災関係機関への要請等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国に対する被害状況の画像情報等及び講じた措置の概要の報告並びに必要な措置の要請は、災害対策本部から中央防災無線等により行う。</li> <li>・防災関係機関に対し、県災害対策本部から必要な措置の要請を行う。</li> <li>・県は、国が主催する連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町等を通じて把握した被災地の状況等を共有し、必要な調整を行うよう努めるものとする。</li> </ul>																																
<p>県防災会議に対する報告</p> <p>必要に応じ被害状況及び応急対策等の措置について、県防災会議に報告するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>県防災会議に対する報告</p> <p>必要に応じ被害状況及び応急対策等の措置について、県防災会議に報告するものとする。</p> <p>(略)</p>																																
<p>5 異常現象発見の通報 災害の発生するおそれがある異常な現象（著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹、</p>	<p>5 異常現象発見の通報 災害の発生するおそれがある異常な現象（著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹、</p>																																

頁	旧	新	備考														
<p>共通 -50</p>	<p>噴火現象、火山性異常現象、頻発地震、異常潮位、異常波浪等) を発見した者は、その概況を遅滞なく通報するものとする。</p>  <p>(略)</p>	<p>噴火現象、火山性異常現象、頻発地震、異常潮位、異常波浪等) を発見した者は、その概況を遅滞なく通報するものとする。<b>また、火山噴火や竜巻等を見つけた通報を受けた市町は、気象庁(0570-015-024)へ通報するものとする。</b></p>  <p>(略)</p>	<p>災害対策基本法 第54条第4項に基づき修正</p>														
	<p>第5節 災害広報計画 (略) 1 県</p> <table border="1" data-bbox="222 850 1320 1858"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広報事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害初期における各種の混乱防止、被害の実情周知による人心の安定、復興意欲の高揚を図るため、「情報広報実施要領」等に基づき、避難地の住民及びその他の者に対し広報を行うとともに、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、救護、交通事情等に関する公的機関における相談業務を必要に応じて実施する。</li> <li>・実施に際しては、報道機関、市町及び防災関係機関との連携を密にして、迅速かつ的確な広報を行う。</li> <li>・広報事項の主なものは次のとおりである。</li> </ul> <p>ア 気象、地象、水象に関する情報 イ 地震発生時の注意事項、特に出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起 ウ 電気、ガス、水道、電話、道路、空港等の被害状況及び復旧見込み エ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報 オ 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み カ 人心安定のため県民に対する呼びかけ キ 自主防災組織に対する活動実施要請 ク その他社会秩序保持のための必要事項</p> </td> </tr> <tr> <td>報道機関に対する協力等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県(災害対策本部)が報道機関に対応する場合の総括責任者は知事戦略局長とする。</li> <li>・報道機関に対する情報の発表は原則として、県政記者会及び社会部記者会を通じて行う。</li> <li>又は資料編Ⅱ(1-3) &lt;報道機関一覧表&gt;に掲げる各社(支局)に対して個別に行う。</li> <li>・県(災害対策本部)が災害記録を収集しようとする場合は、報道機関が撮影したものについて提供を依頼する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>広報実施</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の広報及び情報の発表は、報道機関の協力を得て、次の広報媒</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	広報事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害初期における各種の混乱防止、被害の実情周知による人心の安定、復興意欲の高揚を図るため、「情報広報実施要領」等に基づき、避難地の住民及びその他の者に対し広報を行うとともに、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、救護、交通事情等に関する公的機関における相談業務を必要に応じて実施する。</li> <li>・実施に際しては、報道機関、市町及び防災関係機関との連携を密にして、迅速かつ的確な広報を行う。</li> <li>・広報事項の主なものは次のとおりである。</li> </ul> <p>ア 気象、地象、水象に関する情報 イ 地震発生時の注意事項、特に出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起 ウ 電気、ガス、水道、電話、道路、空港等の被害状況及び復旧見込み エ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報 オ 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み カ 人心安定のため県民に対する呼びかけ キ 自主防災組織に対する活動実施要請 ク その他社会秩序保持のための必要事項</p>	報道機関に対する協力等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県(災害対策本部)が報道機関に対応する場合の総括責任者は知事戦略局長とする。</li> <li>・報道機関に対する情報の発表は原則として、県政記者会及び社会部記者会を通じて行う。</li> <li>又は資料編Ⅱ(1-3) &lt;報道機関一覧表&gt;に掲げる各社(支局)に対して個別に行う。</li> <li>・県(災害対策本部)が災害記録を収集しようとする場合は、報道機関が撮影したものについて提供を依頼する。</li> </ul>	広報実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の広報及び情報の発表は、報道機関の協力を得て、次の広報媒</li> </ul>	<p>第5節 災害広報計画 (略) 1 県</p> <table border="1" data-bbox="1350 850 2448 1858"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広報事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害初期における各種の混乱防止、被害の実情周知による人心の安定、復興意欲の高揚を図るため、「情報広報実施要領」等に基づき、避難地の住民及びその他の者に対し広報を行うとともに、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、救護、交通事情等に関する公的機関における相談業務を必要に応じて実施する。</li> <li>・実施に際しては、報道機関、市町及び防災関係機関との連携を密にして、迅速かつ的確な広報を行う。</li> <li>・広報事項の主なものは次のとおりである。</li> </ul> <p>ア 気象、地象、水象に関する情報 イ 地震発生時の注意事項、特に出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起 ウ 電気、ガス、水道、電話、道路、空港等の被害状況及び復旧見込み エ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報 オ 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み カ 人心安定のため県民に対する呼びかけ キ 自主防災組織に対する活動実施要請 ク その他社会秩序保持のための必要事項</p> </td> </tr> <tr> <td>報道機関に対する協力等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県(災害対策本部)が報道機関に対応する場合の総括責任者は知事戦略局長とする。</li> <li>・報道機関に対する情報の発表は原則として、県政記者会及び社会部記者会を通じて行う。</li> <li>又は資料編Ⅱ(1-3) &lt;報道機関一覧表&gt;に掲げる各社(支局)に対して個別に行う。</li> <li>・県(災害対策本部)が災害記録を収集しようとする場合は、報道機関が撮影したものについて提供を依頼する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>広報実施</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の広報及び情報の発表は、報道機関の協力を得て、次の広報媒</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	広報事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害初期における各種の混乱防止、被害の実情周知による人心の安定、復興意欲の高揚を図るため、「情報広報実施要領」等に基づき、避難地の住民及びその他の者に対し広報を行うとともに、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、救護、交通事情等に関する公的機関における相談業務を必要に応じて実施する。</li> <li>・実施に際しては、報道機関、市町及び防災関係機関との連携を密にして、迅速かつ的確な広報を行う。</li> <li>・広報事項の主なものは次のとおりである。</li> </ul> <p>ア 気象、地象、水象に関する情報 イ 地震発生時の注意事項、特に出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起 ウ 電気、ガス、水道、電話、道路、空港等の被害状況及び復旧見込み エ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報 オ 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み カ 人心安定のため県民に対する呼びかけ キ 自主防災組織に対する活動実施要請 ク その他社会秩序保持のための必要事項</p>	報道機関に対する協力等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県(災害対策本部)が報道機関に対応する場合の総括責任者は知事戦略局長とする。</li> <li>・報道機関に対する情報の発表は原則として、県政記者会及び社会部記者会を通じて行う。</li> <li>又は資料編Ⅱ(1-3) &lt;報道機関一覧表&gt;に掲げる各社(支局)に対して個別に行う。</li> <li>・県(災害対策本部)が災害記録を収集しようとする場合は、報道機関が撮影したものについて提供を依頼する。</li> </ul>	広報実施
区分	内容																
広報事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害初期における各種の混乱防止、被害の実情周知による人心の安定、復興意欲の高揚を図るため、「情報広報実施要領」等に基づき、避難地の住民及びその他の者に対し広報を行うとともに、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、救護、交通事情等に関する公的機関における相談業務を必要に応じて実施する。</li> <li>・実施に際しては、報道機関、市町及び防災関係機関との連携を密にして、迅速かつ的確な広報を行う。</li> <li>・広報事項の主なものは次のとおりである。</li> </ul> <p>ア 気象、地象、水象に関する情報 イ 地震発生時の注意事項、特に出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起 ウ 電気、ガス、水道、電話、道路、空港等の被害状況及び復旧見込み エ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報 オ 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み カ 人心安定のため県民に対する呼びかけ キ 自主防災組織に対する活動実施要請 ク その他社会秩序保持のための必要事項</p>																
報道機関に対する協力等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県(災害対策本部)が報道機関に対応する場合の総括責任者は知事戦略局長とする。</li> <li>・報道機関に対する情報の発表は原則として、県政記者会及び社会部記者会を通じて行う。</li> <li>又は資料編Ⅱ(1-3) &lt;報道機関一覧表&gt;に掲げる各社(支局)に対して個別に行う。</li> <li>・県(災害対策本部)が災害記録を収集しようとする場合は、報道機関が撮影したものについて提供を依頼する。</li> </ul>																
広報実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の広報及び情報の発表は、報道機関の協力を得て、次の広報媒</li> </ul>																
区分	内容																
広報事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害初期における各種の混乱防止、被害の実情周知による人心の安定、復興意欲の高揚を図るため、「情報広報実施要領」等に基づき、避難地の住民及びその他の者に対し広報を行うとともに、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、救護、交通事情等に関する公的機関における相談業務を必要に応じて実施する。</li> <li>・実施に際しては、報道機関、市町及び防災関係機関との連携を密にして、迅速かつ的確な広報を行う。</li> <li>・広報事項の主なものは次のとおりである。</li> </ul> <p>ア 気象、地象、水象に関する情報 イ 地震発生時の注意事項、特に出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起 ウ 電気、ガス、水道、電話、道路、空港等の被害状況及び復旧見込み エ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報 オ 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み カ 人心安定のため県民に対する呼びかけ キ 自主防災組織に対する活動実施要請 ク その他社会秩序保持のための必要事項</p>																
報道機関に対する協力等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県(災害対策本部)が報道機関に対応する場合の総括責任者は知事戦略局長とする。</li> <li>・報道機関に対する情報の発表は原則として、県政記者会及び社会部記者会を通じて行う。</li> <li>又は資料編Ⅱ(1-3) &lt;報道機関一覧表&gt;に掲げる各社(支局)に対して個別に行う。</li> <li>・県(災害対策本部)が災害記録を収集しようとする場合は、報道機関が撮影したものについて提供を依頼する。</li> </ul>																
広報実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の広報及び情報の発表は、報道機関の協力を得て、次の広報媒</li> </ul>																

頁	旧		新		備考																										
	方法	<p>体により一元的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時情報共有システム（Lアラート）を介したメディアの活用を図る。</li> <li>停電や通信障害発生時には、情報を得る手段が限られることにも配慮する。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="371 304 1329 856"> <tr> <td data-bbox="371 304 563 388">印刷媒体</td> <td colspan="2" data-bbox="563 304 1329 388">県民だより(臨時号等)、災害記録写真グラフ等、ポスター、チラシ類、県政記者会加盟の日刊紙</td> </tr> <tr> <td data-bbox="371 388 563 703" rowspan="2">視聴覚媒体</td> <td data-bbox="563 388 676 462">ラジオ</td> <td data-bbox="676 388 1329 462">NHK、SBS（静岡放送）、K・MIX（静岡エフエム放送）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="563 462 676 577">テレビ</td> <td data-bbox="676 462 1329 577">NHK、SBS（静岡放送）、SUT（テレビ静岡）、SATV（静岡朝日テレビ）、SDT（静岡第一テレビ）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="371 577 1329 703">同時通報用無線、有線放送、インターネット（県、市町の公式ホームページ、「静岡県 防災」Twitter、Facebook 等）、道路情報提供装置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="371 703 563 856">広報車、ヘリコプターによる広報</td> <td colspan="2" data-bbox="563 703 1329 856">被災地に対して現地広報を行う場合には、市町に協力を求めて実施する。 ただし被災地が広範囲な場合には必要に応じ、防災ヘリコプター、県所有の車両を用いて実施する。</td> </tr> </table>	印刷媒体	県民だより(臨時号等)、災害記録写真グラフ等、ポスター、チラシ類、県政記者会加盟の日刊紙		視聴覚媒体	ラジオ	NHK、SBS（静岡放送）、K・MIX（静岡エフエム放送）	テレビ	NHK、SBS（静岡放送）、SUT（テレビ静岡）、SATV（静岡朝日テレビ）、SDT（静岡第一テレビ）	同時通報用無線、有線放送、インターネット（県、市町の公式ホームページ、「静岡県 防災」Twitter、Facebook 等）、道路情報提供装置		広報車、ヘリコプターによる広報	被災地に対して現地広報を行う場合には、市町に協力を求めて実施する。 ただし被災地が広範囲な場合には必要に応じ、防災ヘリコプター、県所有の車両を用いて実施する。		方法	<p>体により一元的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時情報共有システム（Lアラート）を介したメディアの活用を図る。</li> <li>停電や通信障害発生時には、情報を得る手段が限られることにも配慮する。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1498 304 2457 856"> <tr> <td data-bbox="1498 304 1691 388">印刷媒体</td> <td colspan="2" data-bbox="1691 304 2457 388">災害記録写真グラフ等、ポスター、チラシ類、県政記者会加盟の日刊紙</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1498 388 1691 703" rowspan="2">視聴覚媒体</td> <td data-bbox="1691 388 1804 462">ラジオ</td> <td data-bbox="1804 388 2457 462">NHK、SBS（静岡放送）、K・MIX（静岡エフエム放送）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1691 462 1804 577">テレビ</td> <td data-bbox="1804 462 2457 577">NHK、SBS（静岡放送）、SUT（テレビ静岡）、SATV（静岡朝日テレビ）、SDT（静岡第一テレビ）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1498 577 2457 703">同時通報用無線、有線放送、インターネット（県、市町の公式ホームページ、「静岡県 防災」Twitter、Facebook 等）、道路情報提供装置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1498 703 1691 856">広報車、ヘリコプターによる広報</td> <td colspan="2" data-bbox="1691 703 2457 856">被災地に対して現地広報を行う場合には、市町に協力を求めて実施する。 ただし被災地が広範囲な場合には必要に応じ、防災ヘリコプター、県所有の車両を用いて実施する。</td> </tr> </table>	印刷媒体	災害記録写真グラフ等、ポスター、チラシ類、県政記者会加盟の日刊紙		視聴覚媒体	ラジオ	NHK、SBS（静岡放送）、K・MIX（静岡エフエム放送）	テレビ	NHK、SBS（静岡放送）、SUT（テレビ静岡）、SATV（静岡朝日テレビ）、SDT（静岡第一テレビ）	同時通報用無線、有線放送、インターネット（県、市町の公式ホームページ、「静岡県 防災」Twitter、Facebook 等）、道路情報提供装置		広報車、ヘリコプターによる広報	被災地に対して現地広報を行う場合には、市町に協力を求めて実施する。 ただし被災地が広範囲な場合には必要に応じ、防災ヘリコプター、県所有の車両を用いて実施する。		<p>「大規模地震等に関する情報及び広報活動実施要領」及び「大規模地震等に関する情報及び広報活動実施細則」の改訂に伴う修正</p>
印刷媒体	県民だより(臨時号等)、災害記録写真グラフ等、ポスター、チラシ類、県政記者会加盟の日刊紙																														
視聴覚媒体	ラジオ	NHK、SBS（静岡放送）、K・MIX（静岡エフエム放送）																													
	テレビ	NHK、SBS（静岡放送）、SUT（テレビ静岡）、SATV（静岡朝日テレビ）、SDT（静岡第一テレビ）																													
同時通報用無線、有線放送、インターネット（県、市町の公式ホームページ、「静岡県 防災」Twitter、Facebook 等）、道路情報提供装置																															
広報車、ヘリコプターによる広報	被災地に対して現地広報を行う場合には、市町に協力を求めて実施する。 ただし被災地が広範囲な場合には必要に応じ、防災ヘリコプター、県所有の車両を用いて実施する。																														
印刷媒体	災害記録写真グラフ等、ポスター、チラシ類、県政記者会加盟の日刊紙																														
視聴覚媒体	ラジオ	NHK、SBS（静岡放送）、K・MIX（静岡エフエム放送）																													
	テレビ	NHK、SBS（静岡放送）、SUT（テレビ静岡）、SATV（静岡朝日テレビ）、SDT（静岡第一テレビ）																													
同時通報用無線、有線放送、インターネット（県、市町の公式ホームページ、「静岡県 防災」Twitter、Facebook 等）、道路情報提供装置																															
広報車、ヘリコプターによる広報	被災地に対して現地広報を行う場合には、市町に協力を求めて実施する。 ただし被災地が広範囲な場合には必要に応じ、防災ヘリコプター、県所有の車両を用いて実施する。																														
市町との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町から広報の要請を受けた場合、報道機関等の協力を得てこれを実施するものとする。</li> <li>災害応急対策上必要な事項を各市町を通じて広報しようとする場合は、その都度市町に依頼する。</li> </ul>		市町との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町から広報の要請を受けた場合、報道機関等の協力を得てこれを実施するものとする。</li> <li>災害応急対策上必要な事項を各市町を通じて広報しようとする場合は、その都度市町に依頼する。</li> </ul>																											
外部機関との連携等	<ul style="list-style-type: none"> <li>県（災害対策本部）は、外部機関から災害対策に関する事項について、県の広報媒体の活用により広報を依頼された場合は、これを受領しその広報に必要な媒体を活用する。</li> <li>県以外の広報媒体を利用しなければならないときは、その都度関係機関と協議する。</li> <li>県（災害対策本部）は、県以外の機関からの災害対策上必要な広報事項を受領した場合は、必要な広報手段を講じなければならない。</li> </ul>		外部機関との連携等	<ul style="list-style-type: none"> <li>県（災害対策本部）は、外部機関から災害対策に関する事項について、県の広報媒体の活用により広報を依頼された場合は、これを受領しその広報に必要な媒体を活用する。</li> <li>県以外の広報媒体を利用しなければならないときは、その都度関係機関と協議する。</li> <li>県（災害対策本部）は、県以外の機関からの災害対策上必要な広報事項を受領した場合は、必要な広報手段を講じなければならない。</li> </ul>																											
国会、中央諸官庁に対する広報	<p>県（災害対策本部）は、災害の規模により、国会、中央官庁に対して広報する必要があると認めるときは、中央連絡部（東京事務所）を通じ直接災害情報資料を提供して広報に努める。</p>		国会、中央諸官庁に対する広報	<p>県（災害対策本部）は、災害の規模により、国会、中央官庁に対して広報する必要があると認めるときは、中央連絡部（東京事務所）を通じ直接災害情報資料を提供して広報に努める。</p>																											
県民からの問い合わせ等の処理	<p>復旧状況等の問い合わせ、情報提供や相談に対応するため、県民サービスセンターに窓口を設置する。</p>		県民からの問い合わせ等の処理	<p>復旧状況等の問い合わせ、情報提供や相談に対応するため、県民サービスセンターに窓口を設置する。</p>																											
被災者の安否に関する情報の提供等	<p>県は、市町と連携し、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用した安否情報の提供等が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努める。</p>		被災者の安否に関する情報の提供等	<p>県は、市町と連携し、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用した安否情報の提供等が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努める。</p> <p>また、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、別に定めた方針（資料編Ⅰ13～15）に基づき市町及び警察等と連携し、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。</p>		<p>「災害時における安否不明者の氏名等の公表について(方針)」、「災害時における行方不明者の氏名等の公表について(方針)」及び「災害による</p>																									

頁	旧		新		備考
共通 -54	2 市町		2 市町		死亡者の氏名等の公表について(方針)」(いずれも令和3年11月12日策定)の策定に伴う修正
	区分	内 容	区分	内 容	
	広報事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町災害対策本部が広報すべき事項については、その文案及び優先順位をあらかじめ要領に定め、住民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。</li> <li>広報事項の主なものは、次のとおりである。</li> </ul> ア 気象、地象、水象に関する情報 イ 地震発生時の注意事項、特に出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起 ウ 電気、ガス、水道、電話、道路、空港等の被害状況及び復旧見込み エ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報 オ 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み カ 人心安定のため県民に対する呼びかけ キ 自主防災組織に対する活動実施要請 ク その他社会秩序保持のための必要事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町災害対策本部が広報すべき事項については、その文案及び優先順位をあらかじめ要領に定め、住民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。</li> <li>広報事項の主なものは、次のとおりである。</li> </ul> ア 気象、地象、水象に関する情報 イ 地震発生時の注意事項、特に出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起 ウ 電気、ガス、水道、電話、道路、空港等の被害状況及び復旧見込み エ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報 オ 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み カ 人心安定のため県民に対する呼びかけ キ 自主防災組織に対する活動実施要請 ク その他社会秩序保持のための必要事項		
	広報実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>同時通報用無線、市町用防災行政無線(戸別受信機を含む。)、有線放送、コミュニティFM、IP通信網、CATV、広報車等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。</li> <li>地域住民等に対する災害時の情報伝達手段として、災害時情報共有システム(Lアラート)を介したメディアの活用を図る</li> <li>自主防災組織を通じての連絡</li> <li>停電や通信障害発生時には、情報を得る手段に限られることにも配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同時通報用無線、市町用防災行政無線(戸別受信機を含む。)、有線放送、コミュニティFM、IP通信網、CATV、広報車等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。</li> <li>地域住民等に対する災害時の情報伝達手段として、災害時情報共有システム(Lアラート)を介したメディアの活用を図る</li> <li>自主防災組織を通じての連絡</li> <li>停電や通信障害発生時には、情報を得る手段に限られることにも配慮する。</li> </ul>		
	県に対する広報の要請	県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。	県に対する広報の要請	県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。	
被災者の安否に関する情報の提供等	市町は、安否情報システム等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努めるものとする。	被災者の安否に関する情報の提供等	市町は、安否情報システム等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努めるものとする。 また、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、別に定めた方針(資料編I13~15)に基づき県及び警察等と連携し、氏名等の公表を前提とした安否不明者、行方不明者及び死亡者の情報の収集・把握、関係者との調整、名簿の作成等を行う。	「災害時における安否不明者の氏名等の公表について(方針)」、「災害時における行方不明者の氏名等の公表について(方針)」及び「災害による死亡者の氏名等の公表について(方針)」(いずれも令和3年11月12日策定)の策定に伴う修正	
(略)			(略)		
	第7節 避難救出計画		第7節 避難救出計画		
	1 避難誘導		1 避難誘導		
	災害から住民の安全を確保するため、市町長は防災関係機関と連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。 その際、市町は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、高齢者等避難の伝達を行うなど、自らが定めるマニュアル・計画に沿った避難支援に努める。		災害から住民の安全を確保するため、市町長は防災関係機関と連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。 その際、市町は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、高齢者等避難の伝達を行うなど、自らが定めるマニュアル・計画に沿った避難支援に努める。 地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に		地震対策編構成の見直し

頁	旧	新	備考																
	<p>住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。</p> <p>(1)高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</p> <p>市町長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難情報を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。</p> <p><b>また</b>、県は、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市町に積極的に助言する。</p> <p>①避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動</p>	<p><b>状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、県及び市町は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。</b></p> <p>住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。<b>なお、地震災害発生時においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。</b></p> <p>(1)高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</p> <p>市町長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難情報を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。</p> <p>県は、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市町に積極的に助言する。<b>また、市町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</b></p> <p>①避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動</p>	<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>都道府県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。</p> <p>さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</p>																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>行動を住民等に促す情報</th> <th>住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)</th> <th>住民等がとるべき行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル1</td> <td>早期注意情報(警報級の可能性) ※1 (気象庁が発表)</td> <td></td> <td>・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動	警戒レベル1	早期注意情報(警報級の可能性) ※1 (気象庁が発表)		・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>行動を住民等に促す情報</th> <th>住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)</th> <th>住民等がとるべき行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル1</td> <td>早期注意情報(警報級の可能性) ※1 (気象庁が発表)</td> <td></td> <td>・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動	警戒レベル1	早期注意情報(警報級の可能性) ※1 (気象庁が発表)		・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	
警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動																
警戒レベル1	早期注意情報(警報級の可能性) ※1 (気象庁が発表)		・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。																
警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動																
警戒レベル1	早期注意情報(警報級の可能性) ※1 (気象庁が発表)		・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>行動を住民等に促す情報</th> <th>住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)</th> <th>住民等がとるべき行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル2</td> <td>大雨注意報・洪水注意報 (気象庁が発表)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫注意情報</li> <li><b>洪水警報の危険度分布(注意)</b></li> <li><b>大雨警報(土砂災害)の危険度分布(注意)</b></li> </ul> </td> <td>・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動	警戒レベル2	大雨注意報・洪水注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫注意情報</li> <li><b>洪水警報の危険度分布(注意)</b></li> <li><b>大雨警報(土砂災害)の危険度分布(注意)</b></li> </ul>	・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>行動を住民等に促す情報</th> <th>住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)</th> <th>住民等がとるべき行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル2</td> <td>大雨注意報・洪水注意報 (気象庁が発表)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫注意情報</li> <li><b>洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(注意)</b></li> <li><b>土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(注意)</b></li> </ul> </td> <td>・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動	警戒レベル2	大雨注意報・洪水注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫注意情報</li> <li><b>洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(注意)</b></li> <li><b>土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(注意)</b></li> </ul>	・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。	<p>名称変更に伴う修正</p>
警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動																
警戒レベル2	大雨注意報・洪水注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫注意情報</li> <li><b>洪水警報の危険度分布(注意)</b></li> <li><b>大雨警報(土砂災害)の危険度分布(注意)</b></li> </ul>	・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。																
警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動																
警戒レベル2	大雨注意報・洪水注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫注意情報</li> <li><b>洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(注意)</b></li> <li><b>土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(注意)</b></li> </ul>	・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>行動を住民等に促す情報</th> <th>住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)</th> <th>住民等がとるべき行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル3</td> <td>高齢者等避難(市町長が発令)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫警戒情報</li> <li>洪水警報</li> <li><b>洪水警報の危険度分布(警戒)</b></li> <li>大雨警報(土砂災害)</li> <li><b>大雨警報(土砂災害)の危険度分布(警戒)</b></li> </ul> </td> <td>危険な場所から高齢者等避難                      ・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。                      ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動	警戒レベル3	高齢者等避難(市町長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫警戒情報</li> <li>洪水警報</li> <li><b>洪水警報の危険度分布(警戒)</b></li> <li>大雨警報(土砂災害)</li> <li><b>大雨警報(土砂災害)の危険度分布(警戒)</b></li> </ul>	危険な場所から高齢者等避難 ・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで	<table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>行動を住民等に促す情報</th> <th>住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)</th> <th>住民等がとるべき行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル3</td> <td>高齢者等避難(市町長が発令)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫警戒情報</li> <li>洪水警報</li> <li><b>洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(警戒)</b></li> <li>大雨警報(土砂災害)</li> <li><b>土砂キキクル(大雨警報(土砂災害))</b></li> </ul> </td> <td>危険な場所から高齢者等避難                      ・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。                      ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動	警戒レベル3	高齢者等避難(市町長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫警戒情報</li> <li>洪水警報</li> <li><b>洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(警戒)</b></li> <li>大雨警報(土砂災害)</li> <li><b>土砂キキクル(大雨警報(土砂災害))</b></li> </ul>	危険な場所から高齢者等避難 ・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで	
警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動																
警戒レベル3	高齢者等避難(市町長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫警戒情報</li> <li>洪水警報</li> <li><b>洪水警報の危険度分布(警戒)</b></li> <li>大雨警報(土砂災害)</li> <li><b>大雨警報(土砂災害)の危険度分布(警戒)</b></li> </ul>	危険な場所から高齢者等避難 ・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで																
警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動																
警戒レベル3	高齢者等避難(市町長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫警戒情報</li> <li>洪水警報</li> <li><b>洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(警戒)</b></li> <li>大雨警報(土砂災害)</li> <li><b>土砂キキクル(大雨警報(土砂災害))</b></li> </ul>	危険な場所から高齢者等避難 ・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで																



頁	旧	新	備考								
共通 -57	<p>が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮特別警報として発表されるため、両方が警戒レベル4相当情報に位置付けられている。</p> <p>注8 ※4の大雨特別警報は、洪水や土砂の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報〔洪水〕や警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、市町長は警戒レベル5の緊急安全確保の発令基準としては用いない。</p> <p>注9 ※5の高潮氾濫発生情報は、水位周知海岸において知事が発表する情報である。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。</p> <p>(略)</p> <p>2 被災者の救助</p> <p>(1)救助の実施</p> <p>市町長は、救助を要する住民があるときは、直ちに救助隊を編成し、できる限り救助活動を実施する。</p> <p>(2)住民等による救助の呼びかけ</p> <p>市町長は、隣保互助の精神を訴え、住民及び企業、団体等にある自警団、奉仕団、救助隊に対し救助活動に積極的に協力するよう呼びかける。</p> <p>(3)空からの救助</p> <p>重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できない人々を空から救助するなど、ヘリコプター使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立しておく。</p> <p>(4)救急用資材の整備</p> <p>平素より救出資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。</p>	<p>め、また、高潮特別警報は、<b>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される</b>ため、両方が警戒レベル4相当情報に位置付けられている。</p> <p>注8 ※4の大雨特別警報は、洪水や土砂の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報〔洪水〕や警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、市町長は警戒レベル5の緊急安全確保の発令基準としては用いない。</p> <p>注9 ※5の高潮氾濫発生情報は、水位周知海岸において知事が発表する情報である。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。</p> <p>(略)</p> <p>2 被災者の救助</p> <p>(1)基本方針</p> <p>・救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。)に対する救出活動は、市町長が行うことを原則とする。</p> <p>・県、県警察及び自衛隊は、市町長が行う救出活動に協力する。</p> <p>・県及び市町は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、別に定めた方針(資料編I13~15)に基づき、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。</p> <p>・県は救出活動に関する応援について市町間の総合調整を行う。</p> <p>・市町は、当該市町の区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。</p> <p>・自主防災組織、事業所等及び県民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。</p> <p>・自衛隊の救出活動は「第27節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより行う。</p> <p>・救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</p> <p>(2)実施主体と実施内容</p> <table border="1" data-bbox="1350 1234 2442 1864"> <thead> <tr> <th data-bbox="1350 1234 1484 1276">実施主体</th> <th data-bbox="1484 1234 2442 1276">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1350 1276 1484 1633">県</td> <td data-bbox="1484 1276 2442 1633">                     ・知事は、市町から負傷者等の救出活動について応援を求められ、特に必要があると認めたときは、その状況に応じ次の措置を講ずる。                      ア 県職員を派遣し救出活動を支援する。                      イ 他の市町長に対し応援を指示する。                      ウ 自衛隊に対し支援を要請する。                      エ 救出活動の総合調整を行う。                      オ 行方不明者の捜索・救助を容易にするため、航空機等による騒音の発生を禁止するサイレントタイムの設定を行い、関係機関に対し協力を要請する。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 1633 1484 1675">県警察</td> <td data-bbox="1484 1633 2442 1675">                     被害状況に応じて可能な限り警察官を派遣し、負傷者等の救出にあたる。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 1675 1484 1864">市町</td> <td data-bbox="1484 1675 2442 1864">                     ・平素より救出資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。                      ・職員を動員し負傷者等を救出する。                      ・市町長は、隣保互助の精神を訴え、住民及び企業、団体等にある自警団、奉仕団、救助隊に対し救助活動に積極的に協力するよう呼びかける。                 </td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	県	・知事は、市町から負傷者等の救出活動について応援を求められ、特に必要があると認めたときは、その状況に応じ次の措置を講ずる。 ア 県職員を派遣し救出活動を支援する。 イ 他の市町長に対し応援を指示する。 ウ 自衛隊に対し支援を要請する。 エ 救出活動の総合調整を行う。 オ 行方不明者の捜索・救助を容易にするため、航空機等による騒音の発生を禁止するサイレントタイムの設定を行い、関係機関に対し協力を要請する。	県警察	被害状況に応じて可能な限り警察官を派遣し、負傷者等の救出にあたる。	市町	・平素より救出資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。 ・職員を動員し負傷者等を救出する。 ・市町長は、隣保互助の精神を訴え、住民及び企業、団体等にある自警団、奉仕団、救助隊に対し救助活動に積極的に協力するよう呼びかける。	<p>地震対策編構成の見直し</p> <p>「災害時における安否不明者の氏名等の公表について(方針)」、「災害時における行方不明者の氏名等の公表について(方針)」及び「災害による死亡者の氏名等の公表について(方針)」(いずれも令和3年11月12日策定)の策定に伴う修正</p> <p>地震対策編構成の見直し</p>
	実施主体	内 容									
県	・知事は、市町から負傷者等の救出活動について応援を求められ、特に必要があると認めたときは、その状況に応じ次の措置を講ずる。 ア 県職員を派遣し救出活動を支援する。 イ 他の市町長に対し応援を指示する。 ウ 自衛隊に対し支援を要請する。 エ 救出活動の総合調整を行う。 オ 行方不明者の捜索・救助を容易にするため、航空機等による騒音の発生を禁止するサイレントタイムの設定を行い、関係機関に対し協力を要請する。										
県警察	被害状況に応じて可能な限り警察官を派遣し、負傷者等の救出にあたる。										
市町	・平素より救出資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。 ・職員を動員し負傷者等を救出する。 ・市町長は、隣保互助の精神を訴え、住民及び企業、団体等にある自警団、奉仕団、救助隊に対し救助活動に積極的に協力するよう呼びかける。										

頁	旧	新	備考						
		<p>・重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できない人々を空から救助するなど、ヘリコプター使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立しておく。</p> <p>・市町長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。</p> <p>ア 応援を必要とする理由</p> <p>イ 応援を必要とする人員、資機材等</p> <p>ウ 応援を必要とする場所</p> <p>エ 応援を必要とする期間</p> <p>オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項</p>							
		<p>自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。</p> <p>①組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。</p> <p>②救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。</p> <p>③自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。</p> <p>④自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。</p> <p>⑤救出活動を行うときは、可能な限り市町、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受けるものとする。</p>							
		<p>自衛隊 県の要請に基づき救出活動を実施する。</p>							
		<p>(略)</p> <p>3 避難地への避難誘導・運営</p>							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 1125 1495 1163">区分</th> <th data-bbox="1495 1125 2445 1163">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1347 1163 1495 1285">避難地への市町職員等の配置</td> <td data-bbox="1495 1163 2445 1285">市町が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市町職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 1285 1495 1848">地震災害発生時における避難方法</td> <td data-bbox="1495 1285 2445 1848"> <p>災害の状況により異なるが原則として次により避難する。</p> <p>要避難地区で避難を要する場合</p> <p>ア 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域</p> <p>(ア) 火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。</p> <p>(イ) 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。</p> <p>(ウ) 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により一次避難地又は広域避難地へ避難する。</p> <p>(エ) 一次避難地へ避難した住民等は、当該一次避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市町職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに、幹線避難路を経て広域避難地へ避難する。</p> <p>イ 山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	避難地への市町職員等の配置	市町が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市町職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。	地震災害発生時における避難方法	<p>災害の状況により異なるが原則として次により避難する。</p> <p>要避難地区で避難を要する場合</p> <p>ア 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域</p> <p>(ア) 火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。</p> <p>(イ) 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。</p> <p>(ウ) 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により一次避難地又は広域避難地へ避難する。</p> <p>(エ) 一次避難地へ避難した住民等は、当該一次避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市町職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに、幹線避難路を経て広域避難地へ避難する。</p> <p>イ 山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主</p>	地震対策編構成の見直し
区分	内容								
避難地への市町職員等の配置	市町が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市町職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。								
地震災害発生時における避難方法	<p>災害の状況により異なるが原則として次により避難する。</p> <p>要避難地区で避難を要する場合</p> <p>ア 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域</p> <p>(ア) 火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。</p> <p>(イ) 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。</p> <p>(ウ) 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により一次避難地又は広域避難地へ避難する。</p> <p>(エ) 一次避難地へ避難した住民等は、当該一次避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市町職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに、幹線避難路を経て広域避難地へ避難する。</p> <p>イ 山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主</p>								

頁	旧	新	備考												
	<p><b>3 避難所の開設・運営等</b> (略)</p> <p>(2)避難所の管理、運営 (略)</p> <p>②避難所の管理、運営の留意点</p> <p>市町は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。</p> <p>ア 避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告</p> <p>イ 混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内</p> <p>ウ 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示</p> <p>エ 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握</p> <p>オ 避難行動要支援者への配慮</p> <p>カ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーテーション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施</p> <p>キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施</p> <p>ク 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮</p> <p>ケ 相談窓口の設置（女性指導員の配置）</p> <p>コ 高齢者、障害のある人、性的マイノリティ、乳幼児等の要配慮者への配慮</p> <p>サ 避難所運営組織に男女同数選出する等、男女双方の意見が取り入れられる体制への配慮</p>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>的に安全な場所へ避難する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の区域で避難を要する場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。</td> </tr> <tr> <td>幹線避難路の確保</td> <td>市町は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。</td> </tr> <tr> <td>避難地における業務</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>要請等により避難地に配置された市町職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 火災等の危険の状況に関する情報の収集</li> <li>イ 地震等に関する情報の伝達</li> <li>ウ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）</li> <li>エ 必要な応急救護</li> <li>オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。</td> </tr> </table> <p><b>4 避難所の開設・運営等</b> (略)</p> <p>(2)避難所の管理、運営 (略)</p> <p>②避難所の管理、運営の留意点</p> <p>市町は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。</p> <p>ア 避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告</p> <p>イ 混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内</p> <p>ウ 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示</p> <p>エ 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握</p> <p>オ 避難行動要支援者への配慮</p> <p>カ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーテーション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施</p> <p>キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施</p> <p>ク 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮</p> <p>ケ 相談窓口の設置（女性指導員の配置）</p> <p>コ 高齢者、障害のある人、性的マイノリティ、乳幼児等の要配慮者への配慮</p> <p>サ 避難所運営組織に男女同数選出する等、男女双方の意見が取り入れられる体制への配慮</p>		的に安全な場所へ避難する。		その他の区域で避難を要する場合		住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。	幹線避難路の確保	市町は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。	避難地における業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>要請等により避難地に配置された市町職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 火災等の危険の状況に関する情報の収集</li> <li>イ 地震等に関する情報の伝達</li> <li>ウ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）</li> <li>エ 必要な応急救護</li> <li>オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動</li> </ul> </li> </ul>		市町が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。	
	的に安全な場所へ避難する。														
	その他の区域で避難を要する場合														
	住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。														
幹線避難路の確保	市町は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。														
避難地における業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>要請等により避難地に配置された市町職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 火災等の危険の状況に関する情報の収集</li> <li>イ 地震等に関する情報の伝達</li> <li>ウ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）</li> <li>エ 必要な応急救護</li> <li>オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動</li> </ul> </li> </ul>														
	市町が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。														

頁	旧	新	備考						
	<p>シ 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮</p> <p>ス 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮</p> <p>セ 避難所における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子供等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供</p> <p>ソ ペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底</p> <p>タ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めること</p> <p>チ 各避難所の運営者ととともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換を行うこと</p> <p>ツ 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施及び自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮した保健福祉担当部局から防災担当部局への避難所運営に必要な情報の共有</p> <p><b>4</b> 災害救助法に基づく県の実施事項 (略)</p> <p><b>5</b> 市町長の要求、要請に基づく県の実施事項 (略)</p> <p><b>6</b> 避難行動要支援者への支援 (略)</p> <p><b>7</b> 広域避難・広域一時滞在 (略)</p>	<p>シ 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮</p> <p>ス 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮</p> <p>セ 避難所における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子供等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供</p> <p>ソ ペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底</p> <p>タ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めること</p> <p>チ 各避難所の運営者ととともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、<b>NPO、ボランティア</b>等との定期的な情報交換を行うこと</p> <p>ツ 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施及び自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮した保健福祉担当部局から防災担当部局への避難所運営に必要な情報の共有</p> <p><b>5</b> 災害救助法に基づく県の実施事項 (略)</p> <p><b>6</b> 市町長の要求、要請に基づく県の実施事項 (略)</p> <p><b>7</b> 避難行動要支援者への支援 (略)</p> <p><b>8</b> 広域避難・広域一時滞在 (略)</p>	<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p>						
<p>共通 -62</p>	<p>第9節 食料供給計画</p> <p>災害により日常の食事に支障があるり災者に対し必要な食料品を確保し支給するため、県の実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置する。</p> <p>なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。</p>	<p>第9節 食料供給計画</p> <p>災害により日常の食事に支障があるり災者に対し必要な食料品を確保し支給するため、県、<b>市町等</b>の実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置する。</p> <p>なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、<b>避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント(情報の評価・分析)の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。</b></p> <p><b>1 実施主体と実施内容</b></p> <table border="1" data-bbox="1350 1585 2448 1858"> <tr> <td data-bbox="1350 1585 1498 1701">応急食料の確保計画量</td> <td data-bbox="1498 1585 2448 1701">県及び市町は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 1701 1498 1743">実施主体</td> <td data-bbox="1498 1701 2448 1743">内 容</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 1743 1498 1858">県</td> <td data-bbox="1498 1743 2448 1858"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知事は、市町から応急食料の調達又はあっせんの要請があったときは、調達又はあっせんに努める。</li> <li>・災害の規模に鑑み、被災市町が自ら応急食料の調達・輸送を行うことが困難な</li> </ul> </td> </tr> </table>	応急食料の確保計画量	県及び市町は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。	実施主体	内 容	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事は、市町から応急食料の調達又はあっせんの要請があったときは、調達又はあっせんに努める。</li> <li>・災害の規模に鑑み、被災市町が自ら応急食料の調達・輸送を行うことが困難な</li> </ul>	<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○被災地方公共団体は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</p> <p>地震対策編構成の見直し</p>
応急食料の確保計画量	県及び市町は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。								
実施主体	内 容								
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事は、市町から応急食料の調達又はあっせんの要請があったときは、調達又はあっせんに努める。</li> <li>・災害の規模に鑑み、被災市町が自ら応急食料の調達・輸送を行うことが困難な</li> </ul>								

頁	旧	新	備考								
		<p>場合にも被災者に応急食料を確実に届けられるよう、応急食料の要請体制、調達体制、輸送体制の整備を図るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急食料の調達先は、原則として、あらかじめ供給協定を締結した食料保有者(資料編Ⅱ(12-2-1)のとおり)とする。これによっても不足するときは、他の食料保有者から調達する。</li> <li>・ 応急食料の輸送は、原則として当該食料調達先の業者等に依頼する。当該食料調達先に依頼できないときは、&lt;第19節 輸送計画&gt;に基づき措置する。</li> <li>・ 災害応急対策が完了するまでの間、必要に応じて、協定を締結した食料保有者の応急食料の在庫量の把握を行う。</li> <li>・ 県は、備蓄食料の状況等を踏まえ、供給すべき食料が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国又は政府本部に、食料の調達を要請するものとする。</li> <li>・ 必要に応じて、保管命令、収用等応急食料の供給を確保する措置を講ずる。</li> <li>・ 知事は、国に対する応援要請によっても応急食料が不足する場合は、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、応急食料の調達を要請する。</li> </ul>									
		<p>・ 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して応急食料を配分する。</p> <p>・ 応急食料の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した食料保有者とする。これによって調達できないときは、他の食料保有者から調達する。市町長は、応急食料の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあつせんを要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 調達又はあつせんを必要とする理由</li> <li>イ 必要な食料の品目及び数量</li> <li>ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者</li> <li>エ 連絡課及び連絡責任者</li> <li>オ 荷役作業員の派遣の必要の有無</li> <li>カ 経費負担区分</li> <li>キ その他参考となる事項</li> </ul> <p>・ 応急食料の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。</p> <p>・ 避難所、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊き出しの施設を設け、又は食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。</p>									
		<p>県民及び自主防災組織</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急食料は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに県民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市町に供給を要請する。</li> <li>・ 自主防災組織は市町が行う応急食料の配分に協力する。</li> <li>・ 自主防災組織は必要により炊き出しを行う。</li> </ul>									
		<p>農林水産省</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県から応急食料の調達について協力要請があった時は、応急食料をあつせんし又は調達する。</li> </ul>									
	<p>1 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料給与の対象者</td> <td>ア 避難所に避難した者 イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	食料給与の対象者	ア 避難所に避難した者 イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者	<p>2 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料給与の対象者</td> <td>ア 避難所に避難した者 イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	食料給与の対象者	ア 避難所に避難した者 イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者	
区分	内容										
食料給与の対象者	ア 避難所に避難した者 イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者										
区分	内容										
食料給与の対象者	ア 避難所に避難した者 イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者										

頁	旧	新	備考									
	<p>ウ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等 エ 被害を受け現在地に居住することができず、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失し、持ち合わせがない者</p>	<p>ウ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等 エ 被害を受け現在地に居住することができず、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失し、持ち合わせがない者</p>	組織再編に伴う修正									
対象品目	<p>ア 主食 米、弁当、パン、乾パン、麺類、インスタント食品等の主食 イ 副食（調味料を含む。）</p>	<p>ア 主食 米、弁当、パン、乾パン、麺類、インスタント食品等の主食 イ 副食（調味料を含む。）</p>										
対象経費	<p>ア 主食費 (ア) 米穀販売業者及び農林水産省生産局から購入した米穀 (イ) 小売業者及び産業給食提供業者から購入した弁当等 (ウ) 小売・製造業者から購入したパン、乾パン、麺類、インスタント食品等 イ 副食費（調味料を含む。） ウ 燃料費 エ 雑費 器物（炊飯器、鍋、ヤカン、バケツ等）の使用謝金又は借上料、アルミホイール等の包装紙類、茶わん、はし、使いすて食器等の購入費</p>	<p>ア 主食費 (ア) 米穀販売業者及び農林水産省農産局長から購入した米穀 (イ) 小売業者及び産業給食提供業者から購入した弁当等 (ウ) 小売・製造業者から購入したパン、乾パン、麺類、インスタント食品等 イ 副食費（調味料を含む。） ウ 燃料費 エ 雑費 器物（炊飯器、鍋、ヤカン、バケツ等）の使用謝金又は借上料、アルミホイール等の包装紙類、茶わん、はし、使いすて食器等の購入費</p>										
費用の限度	資料編Ⅱ（20-1-2）のとおり	資料編Ⅱ（20-1-2）のとおり										
実施期間	災害発生の日から7日以内 ただし、期間内に炊出しその他による食品給与を打切ることが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間の延長をすることができる。	災害発生の日から7日以内 ただし、期間内に炊出しその他による食品給与を打切ることが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間の延長をすることができる。										
<p><b>2 市町長の要請に基づく県の実施事項</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応急食料の調達あっせん</td> <td>資料編Ⅱ（12-2-1）の調達予定先より調達あっせんを行うものとする。</td> </tr> <tr> <td>輸送方法</td> <td>ア 調達あっせんによる応急食料の輸送は原則として、当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。 イ 輸送が当該食料発注業者等において措置できないときは、＜第19節 輸送計画＞に基づき措置するものとする。</td> </tr> </tbody> </table>		区分		内容	応急食料の調達あっせん	資料編Ⅱ（12-2-1）の調達予定先より調達あっせんを行うものとする。	輸送方法	ア 調達あっせんによる応急食料の輸送は原則として、当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。 イ 輸送が当該食料発注業者等において措置できないときは、＜第19節 輸送計画＞に基づき措置するものとする。				
区分	内容											
応急食料の調達あっせん	資料編Ⅱ（12-2-1）の調達予定先より調達あっせんを行うものとする。											
輸送方法	ア 調達あっせんによる応急食料の輸送は原則として、当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。 イ 輸送が当該食料発注業者等において措置できないときは、＜第19節 輸送計画＞に基づき措置するものとする。											
<p><b>3 市町長の要請事項</b> ○市町長は、応急食料の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で知事に調達あっせんを要請するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">要請時、明確にすべき事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 調達あっせんを必要とする理由</td> <td>オ 連絡課及び連絡責任者</td> </tr> <tr> <td>イ 必要食料品目</td> <td>カ 荷役作業員の有無</td> </tr> <tr> <td>ウ 必要数量</td> <td>キ その他参考となる事項</td> </tr> <tr> <td>エ 引渡しを受ける場所及び引受責任者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		要請時、明確にすべき事項		ア 調達あっせんを必要とする理由	オ 連絡課及び連絡責任者	イ 必要食料品目	カ 荷役作業員の有無	ウ 必要数量	キ その他参考となる事項	エ 引渡しを受ける場所及び引受責任者		
要請時、明確にすべき事項												
ア 調達あっせんを必要とする理由	オ 連絡課及び連絡責任者											
イ 必要食料品目	カ 荷役作業員の有無											
ウ 必要数量	キ その他参考となる事項											
エ 引渡しを受ける場所及び引受責任者												
<p><b>4</b> 交通、通信が途絶して市町長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置（略）</p>		<p><b>3</b> 交通、通信が途絶して市町長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置（略）</p>										
<p><b>5</b> 応急食糧の保管状況</p>		<p><b>4</b> 応急食糧の保管状況</p>										

頁	旧	新	備考								
共通 -63	<p>(略)</p> <p><b>6 国への要請</b> ○県は、備蓄食料の状況等を踏まえ、供給すべき食料が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国又は非常災害対策本部等に、食料の調達を要請するものとする。</p> <p>第10節 衣料、生活必需品、その他の物資供給計画 災害により物資の販売機構等が混乱し、物資を入手できない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を確保するため、県の実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置する。 なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>第10節 衣料、生活必需品、その他の物資<b>及び燃料</b>供給計画 災害により物資の販売機構等が混乱し、物資を入手できない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品<b>その他の物資(以下この節において「物資」という。)</b>及び<b>燃料</b>を確保するため、県、<b>市町等</b>の実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置する。 なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p> <p><b>1 実施主体と実施内容</b></p> <table border="1" data-bbox="1350 678 2442 1875"> <tr> <td data-bbox="1350 678 1498 793"><b>物資の確保計画量</b></td> <td data-bbox="1498 678 2442 793">県及び市町は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 793 1498 835"><b>実施主体</b></td> <td data-bbox="1498 793 2442 835">内 容</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 835 1498 1686"><b>県</b></td> <td data-bbox="1498 835 2442 1686"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知事は、市町から物資の調達又はあっせんの要請があったときは、調達又はあっせんに努める。</li> <li>・災害の規模に鑑み、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けられるよう、物資の要請体制、調達体制、輸送体制の整備を図るものとする。</li> <li>・物資の調達先は、原則として、あらかじめ供給協定を締結した物資保有者等(資料編Ⅱ(12-3-1)及び(12-3-2)のとおり)とする。これによっても不足するときは、他の物資保有者から調達する。</li> <li>・物資の輸送は、原則として当該物資調達先の業者等に依頼する。当該物資調達先に依頼できないときは、&lt;第19節 輸送計画&gt;に基づき措置する。</li> <li>・災害応急対策が完了するまでの間、必要に応じて、協定を締結した物資保有者の緊急物資の在庫量の把握を行う。</li> <li>・県は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国又は政府本部に、物資の調達を要請するものとする。</li> <li>・必要に応じて、保管命令、収用等物資の供給を確保する措置を講ずる。</li> <li>・知事は、国に対する応援要請によっても物資が不足する場合は、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、物資の調達を要請する。</li> <li>・知事は、市町から炊き出しに必要なLPガス及び燃料器具の調達について、あっせんの要請があったときは、一般社団法人静岡県LPガス協会に対し、その調達につき協力を要請する。</li> <li>・県は、県内の重要施設等の燃料需要を取りまとめ、緊急性に応じて優先順位を決定した上で、政府本部に対して、燃料の供給を要請する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 1686 1498 1875"><b>市町</b></td> <td data-bbox="1498 1686 2442 1875"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して物資を配分する。</li> <li>・物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。これによっても調達できないときは、他の物資保有者から調達する。市町長は、物資の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあっせんを要請する。</li> </ul> </td> </tr> </table>	<b>物資の確保計画量</b>	県及び市町は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。	<b>実施主体</b>	内 容	<b>県</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事は、市町から物資の調達又はあっせんの要請があったときは、調達又はあっせんに努める。</li> <li>・災害の規模に鑑み、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けられるよう、物資の要請体制、調達体制、輸送体制の整備を図るものとする。</li> <li>・物資の調達先は、原則として、あらかじめ供給協定を締結した物資保有者等(資料編Ⅱ(12-3-1)及び(12-3-2)のとおり)とする。これによっても不足するときは、他の物資保有者から調達する。</li> <li>・物資の輸送は、原則として当該物資調達先の業者等に依頼する。当該物資調達先に依頼できないときは、&lt;第19節 輸送計画&gt;に基づき措置する。</li> <li>・災害応急対策が完了するまでの間、必要に応じて、協定を締結した物資保有者の緊急物資の在庫量の把握を行う。</li> <li>・県は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国又は政府本部に、物資の調達を要請するものとする。</li> <li>・必要に応じて、保管命令、収用等物資の供給を確保する措置を講ずる。</li> <li>・知事は、国に対する応援要請によっても物資が不足する場合は、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、物資の調達を要請する。</li> <li>・知事は、市町から炊き出しに必要なLPガス及び燃料器具の調達について、あっせんの要請があったときは、一般社団法人静岡県LPガス協会に対し、その調達につき協力を要請する。</li> <li>・県は、県内の重要施設等の燃料需要を取りまとめ、緊急性に応じて優先順位を決定した上で、政府本部に対して、燃料の供給を要請する。</li> </ul>	<b>市町</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して物資を配分する。</li> <li>・物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。これによっても調達できないときは、他の物資保有者から調達する。市町長は、物資の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあっせんを要請する。</li> </ul>	地震対策編構成の見直し
	<b>物資の確保計画量</b>	県及び市町は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。									
<b>実施主体</b>	内 容										
<b>県</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事は、市町から物資の調達又はあっせんの要請があったときは、調達又はあっせんに努める。</li> <li>・災害の規模に鑑み、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けられるよう、物資の要請体制、調達体制、輸送体制の整備を図るものとする。</li> <li>・物資の調達先は、原則として、あらかじめ供給協定を締結した物資保有者等(資料編Ⅱ(12-3-1)及び(12-3-2)のとおり)とする。これによっても不足するときは、他の物資保有者から調達する。</li> <li>・物資の輸送は、原則として当該物資調達先の業者等に依頼する。当該物資調達先に依頼できないときは、&lt;第19節 輸送計画&gt;に基づき措置する。</li> <li>・災害応急対策が完了するまでの間、必要に応じて、協定を締結した物資保有者の緊急物資の在庫量の把握を行う。</li> <li>・県は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国又は政府本部に、物資の調達を要請するものとする。</li> <li>・必要に応じて、保管命令、収用等物資の供給を確保する措置を講ずる。</li> <li>・知事は、国に対する応援要請によっても物資が不足する場合は、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、物資の調達を要請する。</li> <li>・知事は、市町から炊き出しに必要なLPガス及び燃料器具の調達について、あっせんの要請があったときは、一般社団法人静岡県LPガス協会に対し、その調達につき協力を要請する。</li> <li>・県は、県内の重要施設等の燃料需要を取りまとめ、緊急性に応じて優先順位を決定した上で、政府本部に対して、燃料の供給を要請する。</li> </ul>										
<b>市町</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して物資を配分する。</li> <li>・物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。これによっても調達できないときは、他の物資保有者から調達する。市町長は、物資の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあっせんを要請する。</li> </ul>										

頁	旧	新	備考						
	<p>1 災害救助法に基づく県の実施事項 (略)</p> <p>2 市町長の要請に基づいて行う県の実施事項</p> <table border="1" data-bbox="222 1386 1320 1701"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衣料、生活必需品等の調達あっせん</td> <td>調達あっせんは資料編Ⅱ(12-3-1)＜商工会議所等一覧表＞、資料編Ⅱ(12-3-2)＜生活必需品等調達協定業者一覧表＞により行うものとする。</td> </tr> <tr> <td>輸送方法</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>県の調達あっせんによる衣料、生活必需品等応急物資の輸送は、原則として当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。</li> <li>当該物資発注先の業者等において輸送措置ができないときは、＜第19節 輸送計画＞に基づき行うものとする。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>3 市町長の要請事項</p> <p>○市町長は衣料、生活必需品等の調達が不可能又は困難な場合には、次の事項を明らかにした上で知事に調達あっせんを要請するものとする。</p> <p>要請時、明確にすべき事項</p>	区 分	内 容	衣料、生活必需品等の調達あっせん	調達あっせんは資料編Ⅱ(12-3-1)＜商工会議所等一覧表＞、資料編Ⅱ(12-3-2)＜生活必需品等調達協定業者一覧表＞により行うものとする。	輸送方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の調達あっせんによる衣料、生活必需品等応急物資の輸送は、原則として当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。</li> <li>当該物資発注先の業者等において輸送措置ができないときは、＜第19節 輸送計画＞に基づき行うものとする。</li> </ul>	<p>ア 調達又はあっせんを必要とする理由</p> <p>イ 必要な物資の品目及び数量</p> <p>ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者</p> <p>エ 連絡課及び連絡責任者</p> <p>オ 荷役作業員の派遣の必要の有無</p> <p>カ 経費負担区分</p> <p>キ その他参考となる事項</p> <p>・物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。</p> <p>・市町は、炊き出しに必要なLPガス及び器具等の支給又はあっせんを行う。</p> <p>・市町長は、炊き出しに必要とするLPガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんを要請する。</p> <p>ア 必要なLPガスの量</p> <p>イ 必要な器具の種類及び個数</p> <p>県民及び自主防災組織</p> <p>・物資は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに県民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市町に供給を要請する。</p> <p>・自主防災組織は市町が行う物資の配分に協力する。</p> <p>・地域内のLPガス販売業者等の協力を得て、使用可能なLPガス、及び器具等を確保するものとする。</p> <p>日本赤十字社静岡県支部</p> <p>日本赤十字社静岡県支部が備蓄している非常災害用救援物資を被災者のニーズに応じて、速やかに市町を通じ被災者に配分する。</p> <p>経済産業省</p> <p>県から物資の調達について協力要請があった時は、物資をあっせんし又は調達する。</p> <p>2 災害救助法に基づく県の実施事項 (略)</p>	
区 分	内 容								
衣料、生活必需品等の調達あっせん	調達あっせんは資料編Ⅱ(12-3-1)＜商工会議所等一覧表＞、資料編Ⅱ(12-3-2)＜生活必需品等調達協定業者一覧表＞により行うものとする。								
輸送方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の調達あっせんによる衣料、生活必需品等応急物資の輸送は、原則として当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。</li> <li>当該物資発注先の業者等において輸送措置ができないときは、＜第19節 輸送計画＞に基づき行うものとする。</li> </ul>								

頁	旧	新	備考																		
共通 -64	<table border="1"> <tr> <td>ア 必要品目</td> <td>オ 荷役作業員の有無</td> </tr> <tr> <td>イ 必要数量</td> <td>カ 経費負担区分</td> </tr> <tr> <td>ウ 引渡し場所及び受取責任者</td> <td>キ その他参考となる事項</td> </tr> <tr> <td>エ 連絡課及び連絡責任者</td> <td></td> </tr> </table>	ア 必要品目	オ 荷役作業員の有無	イ 必要数量	カ 経費負担区分	ウ 引渡し場所及び受取責任者	キ その他参考となる事項	エ 連絡課及び連絡責任者													
	ア 必要品目	オ 荷役作業員の有無																			
イ 必要数量	カ 経費負担区分																				
ウ 引渡し場所及び受取責任者	キ その他参考となる事項																				
エ 連絡課及び連絡責任者																					
<p><b>4</b> 市町長の要請を待たずに行う県の実施事項 (略)</p> <p><b>5</b> 国への要請 ○県は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国又は非常災害対策本部等に、物資の調達を要請するものとする。</p> <p>第11節 給水計画 災害により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料に適する水を供給するために県及び市町の実施する事項を定め、給水に支障のないように措置する。</p>	<p><b>3</b> 市町長の要請を待たずに行う県の実施事項 (略)</p> <p>第11節 給水計画 災害により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料に適する水を供給するために県、市町、<b>県民及び自主防災組織</b>の実施する事項を定め、給水に支障のないように措置する。</p> <p><b>1</b> 実施主体と実施内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">県</td> <td>・知事は、市町から飲料水の調達について、あっせんの要請があったときは、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、飲料水の提供及びあっせんを要請するとともに、隣接市町、自衛隊又は国に対し協力を要請する。</td> </tr> <tr> <td>・知事は、市町から応急給水を実施するため必要な資機材等の調達について要請があったときは、市町間の調整を行い、必要なときは国に対し調整の要請を行う。</td> </tr> <tr> <td>・知事は、災害の程度及び給水活動の実施状況の把握に努めるとともに、その適切な実施を図るための指示、指導等を行う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">市町</td> <td>・飲料水の確保が困難な地域に対し、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。その際、高齢者等または傾斜地などで給水場所までの飲料水の運搬作業が困難な地域の住民にも配慮するよう努めるものとする。</td> </tr> <tr> <td>・市町長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を明らかにした上で、知事に調達のあっせんに要請する。</td> </tr> <tr> <td>ア 給水を必要とする人員</td> </tr> <tr> <td>イ 給水を必要とする期間及び給水量</td> </tr> <tr> <td>ウ 給水する場所</td> </tr> <tr> <td>エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量</td> </tr> <tr> <td>オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数</td> </tr> <tr> <td>カ その他必要事項</td> </tr> <tr> <td>・自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。</td> </tr> <tr> <td>・地震発生後約8日以内を目途に仮設共用栓等を設置し、最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給を受ける者</td> <td>災害のため現に飲料水を得ることができない者</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	県	・知事は、市町から飲料水の調達について、あっせんの要請があったときは、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、飲料水の提供及びあっせんを要請するとともに、隣接市町、自衛隊又は国に対し協力を要請する。	・知事は、市町から応急給水を実施するため必要な資機材等の調達について要請があったときは、市町間の調整を行い、必要なときは国に対し調整の要請を行う。	・知事は、災害の程度及び給水活動の実施状況の把握に努めるとともに、その適切な実施を図るための指示、指導等を行う。	市町	・飲料水の確保が困難な地域に対し、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。その際、高齢者等または傾斜地などで給水場所までの飲料水の運搬作業が困難な地域の住民にも配慮するよう努めるものとする。	・市町長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を明らかにした上で、知事に調達のあっせんに要請する。	ア 給水を必要とする人員	イ 給水を必要とする期間及び給水量	ウ 給水する場所	エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量	オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数	カ その他必要事項	・自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。	・地震発生後約8日以内を目途に仮設共用栓等を設置し、最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。	飲料水の供給を受ける者	災害のため現に飲料水を得ることができない者	<p>地震対策編構成の見直し</p> <p>地震対策編構成の見直し</p> <p>関係機関からの意見の反映</p>
実施主体	内 容																				
県	・知事は、市町から飲料水の調達について、あっせんの要請があったときは、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、飲料水の提供及びあっせんを要請するとともに、隣接市町、自衛隊又は国に対し協力を要請する。																				
	・知事は、市町から応急給水を実施するため必要な資機材等の調達について要請があったときは、市町間の調整を行い、必要なときは国に対し調整の要請を行う。																				
	・知事は、災害の程度及び給水活動の実施状況の把握に努めるとともに、その適切な実施を図るための指示、指導等を行う。																				
市町	・飲料水の確保が困難な地域に対し、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。その際、高齢者等または傾斜地などで給水場所までの飲料水の運搬作業が困難な地域の住民にも配慮するよう努めるものとする。																				
	・市町長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を明らかにした上で、知事に調達のあっせんに要請する。																				
	ア 給水を必要とする人員																				
	イ 給水を必要とする期間及び給水量																				
	ウ 給水する場所																				
	エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量																				
	オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数																				
	カ その他必要事項																				
	・自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。																				
	・地震発生後約8日以内を目途に仮設共用栓等を設置し、最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。																				
飲料水の供給を受ける者	災害のため現に飲料水を得ることができない者																				

頁	旧	新	備考																								
	<p><b>1</b> 災害救助法に基づく県の実施事項 (略)</p> <p><b>2</b> 市町長の要請に基づいて行う県の実施事項</p> <table border="1" data-bbox="222 766 1320 1039"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協 力 要 請</td> <td>知事は、市町から飲料水の調達についてあつせんの要請があつたときは、隣接市町、自衛隊又は国に対し、協力を要請する。</td> </tr> <tr> <td>調 整 要 請</td> <td>知事は、市町から応急給水を実施するために必要な資機材等の調達について要請があつたときは市町間の調整を行い必要ときは、国に対し調整を要請する。</td> </tr> <tr> <td>指 示 指 導</td> <td>知事は災害の程度及び救助活動の実施状況の把握に努めるとともに、その適切な実施を図るための指示、指導等を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3</b> 市町の実施事項</p> <table border="1" data-bbox="222 1123 1320 1879"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応 急 給 水</td> <td>飲料水の確保が困難な地域に対し、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。</td> </tr> <tr> <td>調 達 要 請</td> <td>市町長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは次の事項を明らかにした上で、知事に調達のあつせんに要請する。 ア 給水対象人員 イ 給水期間及び給水量 ウ 給水場所 エ 給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別必要数量 オ 給水車両のみ借上げの場合その台数 カ その他必要事項</td> </tr> <tr> <td>住 民 へ の 広 報</td> <td>自助努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。</td> </tr> <tr> <td>給 水 活 動</td> <td>災害発生後8日以内を目途に仮設共用栓等を設置し、最低の生活に必要な水を供給するよう努める。 飲料水の供給を受ける者 災害のため現に飲料水を得ることができない者 飲料水の供給量 大人1人1日最小限おおむね3リットル 飲料水の供給期限 災害発生の日から7日以内 ただし内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	協 力 要 請	知事は、市町から飲料水の調達についてあつせんの要請があつたときは、隣接市町、自衛隊又は国に対し、協力を要請する。	調 整 要 請	知事は、市町から応急給水を実施するために必要な資機材等の調達について要請があつたときは市町間の調整を行い必要ときは、国に対し調整を要請する。	指 示 指 導	知事は災害の程度及び救助活動の実施状況の把握に努めるとともに、その適切な実施を図るための指示、指導等を行う。	区 分	内 容	応 急 給 水	飲料水の確保が困難な地域に対し、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。	調 達 要 請	市町長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは次の事項を明らかにした上で、知事に調達のあつせんに要請する。 ア 給水対象人員 イ 給水期間及び給水量 ウ 給水場所 エ 給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別必要数量 オ 給水車両のみ借上げの場合その台数 カ その他必要事項	住 民 へ の 広 報	自助努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。	給 水 活 動	災害発生後8日以内を目途に仮設共用栓等を設置し、最低の生活に必要な水を供給するよう努める。 飲料水の供給を受ける者 災害のため現に飲料水を得ることができない者 飲料水の供給量 大人1人1日最小限おおむね3リットル 飲料水の供給期限 災害発生の日から7日以内 ただし内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期	<table border="1" data-bbox="1350 186 2448 588"> <tbody> <tr> <td>飲料水の供給量</td> <td>大人1人1日最小限おおむね3リットル</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給期限</td> <td>災害発生の日から7日以内 ただし内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。</td> </tr> <tr> <td>県民及び自主防災組織</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。</li> <li>地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市町の応急給水により飲料水を確保する。</li> <li>地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。</li> <li>市町の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2</b> 災害救助法に基づく県の実施事項 (略)</p>	飲料水の供給量	大人1人1日最小限おおむね3リットル	飲料水の供給期限	災害発生の日から7日以内 ただし内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。	県民及び自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。</li> <li>地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市町の応急給水により飲料水を確保する。</li> <li>地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。</li> <li>市町の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。</li> </ul>	
区 分	内 容																										
協 力 要 請	知事は、市町から飲料水の調達についてあつせんの要請があつたときは、隣接市町、自衛隊又は国に対し、協力を要請する。																										
調 整 要 請	知事は、市町から応急給水を実施するために必要な資機材等の調達について要請があつたときは市町間の調整を行い必要ときは、国に対し調整を要請する。																										
指 示 指 導	知事は災害の程度及び救助活動の実施状況の把握に努めるとともに、その適切な実施を図るための指示、指導等を行う。																										
区 分	内 容																										
応 急 給 水	飲料水の確保が困難な地域に対し、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。																										
調 達 要 請	市町長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは次の事項を明らかにした上で、知事に調達のあつせんに要請する。 ア 給水対象人員 イ 給水期間及び給水量 ウ 給水場所 エ 給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別必要数量 オ 給水車両のみ借上げの場合その台数 カ その他必要事項																										
住 民 へ の 広 報	自助努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。																										
給 水 活 動	災害発生後8日以内を目途に仮設共用栓等を設置し、最低の生活に必要な水を供給するよう努める。 飲料水の供給を受ける者 災害のため現に飲料水を得ることができない者 飲料水の供給量 大人1人1日最小限おおむね3リットル 飲料水の供給期限 災害発生の日から7日以内 ただし内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期																										
飲料水の供給量	大人1人1日最小限おおむね3リットル																										
飲料水の供給期限	災害発生の日から7日以内 ただし内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。																										
県民及び自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。</li> <li>地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市町の応急給水により飲料水を確保する。</li> <li>地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。</li> <li>市町の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。</li> </ul>																										

頁	旧	新	備考							
<p>共通 -65</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="219 184 388 281"></td> <td data-bbox="388 184 1311 281">を延長することができる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 281 388 323">その他</td> <td data-bbox="388 281 1311 323">その他の必要事項</td> </tr> </table>		を延長することができる。	その他	その他の必要事項					
		を延長することができる。								
その他	その他の必要事項									
<p>第12節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画</p> <p>災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、<b>簡単な住宅を仮設し</b>、また、災害のため被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して居住の安定を図るため、県の実施事項を定め、住宅の確保に支障のないよう措置する。</p> <p>応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p> <p>なお、他の都道府県の応急仮設住宅等への受入れについては、「第7節 避難救出計画」の「7 広域避難・広域一時滞在」による。</p>	<p>第12節 <b>被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定</b>、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画</p> <p>県及び市町は、地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、安全対策（被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定）を実施するほか、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、<b>建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。</b></p> <p><b>また</b>、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、<b>応急的な住宅を提供し</b>、また、災害のため被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して居住の安定を図るため、県の実施事項を定め、住宅の確保に支障のないよう措置する。</p> <p>応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p> <p>なお、他の都道府県の応急仮設住宅等への受入れについては、「第7節 避難救出計画」の「7 広域避難・広域一時滞在」による。</p> <p><b>1 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 1159 1448 1192">実施主体</th> <th data-bbox="1448 1159 2439 1192">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1347 1192 1448 1432" rowspan="2"> <p><b>県</b></p> </td> <td data-bbox="1448 1192 2439 1318"> <p>県は、被災状況に応じて地震被災建築物応急危険度判定支援本部及び地震被災建築物応急危険度判定支援支部を設置し、その旨を各市町、国及び建築関係団体へ連絡するとともに、支援要請等必要な調整を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1448 1318 2439 1432"> <p>県は、市町から支援要請を受けたときは、被災宅地危険度判定士に協力を要請する等の支援措置を講ずることとし、また、被災規模により必要があると認めるときは、国又は他の都道府県に対して支援を要請する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 1432 1448 1789" rowspan="2"> <p><b>市町</b></p> </td> <td data-bbox="1448 1432 2439 1633"> <p>・市町は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。</p> <p>・併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1448 1633 2439 1789"> <p>市町は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	<p><b>県</b></p>	<p>県は、被災状況に応じて地震被災建築物応急危険度判定支援本部及び地震被災建築物応急危険度判定支援支部を設置し、その旨を各市町、国及び建築関係団体へ連絡するとともに、支援要請等必要な調整を行う。</p>	<p>県は、市町から支援要請を受けたときは、被災宅地危険度判定士に協力を要請する等の支援措置を講ずることとし、また、被災規模により必要があると認めるときは、国又は他の都道府県に対して支援を要請する。</p>	<p><b>市町</b></p>	<p>・市町は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。</p> <p>・併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。</p>	<p>市町は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。</p>	<p>地震対策編構成の見直し</p> <p>表現の適正化</p> <p>地震対策編構成の見直し</p>
実施主体	内 容									
<p><b>県</b></p>	<p>県は、被災状況に応じて地震被災建築物応急危険度判定支援本部及び地震被災建築物応急危険度判定支援支部を設置し、その旨を各市町、国及び建築関係団体へ連絡するとともに、支援要請等必要な調整を行う。</p>									
	<p>県は、市町から支援要請を受けたときは、被災宅地危険度判定士に協力を要請する等の支援措置を講ずることとし、また、被災規模により必要があると認めるときは、国又は他の都道府県に対して支援を要請する。</p>									
<p><b>市町</b></p>	<p>・市町は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。</p> <p>・併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。</p>									
	<p>市町は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。</p>									

頁	旧	新	備考																									
		<p><b>県民</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。</li> <li>・県民は判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</li> </ul> <p><b>2 災害危険区域の指定</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定の目的</td> <td>・災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築に関する制限を定める。</td> </tr> <tr> <td>指定の方法</td> <td>・条例により区域を指定し、周知する。</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 応急住宅の確保</b></p> <p><b>(1) 基本方針</b></p> <p>避難所生活を早期に解消するために、マニュアル（災害時の応急住宅対策マニュアル）等に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。</p> <p><b>(2) 県の実施事項</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害状況の把握</td> <td>市町の被災状況により、県下全体の被災状況を把握する。</td> </tr> <tr> <td>体制の整備</td> <td>応急住宅対策に関する体制を整備する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">応急住宅の確保</td> <td>建設型応急住宅の建設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況等を基に、県下の建設戸数を決定する。</li> <li>・あらかじめ協定した社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設を行う。この場合において、被災者に関する世帯人員数や高齢者・障害のある人等に配慮した仕様の設定及び設計を行う。</li> <li>・知事が、状況により必要と認めた場合は、応急仮設住宅の建設を市町長が行うこととする。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>賃貸型応急住宅の借上げ</td> <td>民間賃貸住宅を必要に応じ、応急住宅として確保する。なお、不動産業界団体等に対し必要に応じ、協力を要請する。</td> </tr> <tr> <td>公営住宅等の一時入居</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急住宅として活用可能な県内の公営住宅等の空家状況を把握する。</li> <li>・県営住宅等の空家に必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。</li> <li>・国及び他県等へ必要に応じ、被災者の一時入居について要請する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>応急住宅の入居者の認定及び管理</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知事は、応急住宅の入居者の認定及び管理について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。</li> <li>・入居者の認定に当たっては、一人暮らしの高齢者や障害のある人、乳幼児、妊産婦等、要配慮者を優先的に入居させると共に、従前地区のコミュニティの維持に配慮するよう努める。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td>・知事は、住宅の応急修理及びその対象者の認定について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。</td> </tr> <tr> <td>建築資機材及び</td> <td>・県の実施する住宅の応急修理に必要な建築資機材は、「住宅の応急復旧</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	指定の目的	・災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築に関する制限を定める。	指定の方法	・条例により区域を指定し、周知する。	区分	内容	被害状況の把握	市町の被災状況により、県下全体の被災状況を把握する。	体制の整備	応急住宅対策に関する体制を整備する。	応急住宅の確保	建設型応急住宅の建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況等を基に、県下の建設戸数を決定する。</li> <li>・あらかじめ協定した社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設を行う。この場合において、被災者に関する世帯人員数や高齢者・障害のある人等に配慮した仕様の設定及び設計を行う。</li> <li>・知事が、状況により必要と認めた場合は、応急仮設住宅の建設を市町長が行うこととする。</li> </ul>	賃貸型応急住宅の借上げ	民間賃貸住宅を必要に応じ、応急住宅として確保する。なお、不動産業界団体等に対し必要に応じ、協力を要請する。	公営住宅等の一時入居	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急住宅として活用可能な県内の公営住宅等の空家状況を把握する。</li> <li>・県営住宅等の空家に必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。</li> <li>・国及び他県等へ必要に応じ、被災者の一時入居について要請する。</li> </ul>	応急住宅の入居者の認定及び管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事は、応急住宅の入居者の認定及び管理について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。</li> <li>・入居者の認定に当たっては、一人暮らしの高齢者や障害のある人、乳幼児、妊産婦等、要配慮者を優先的に入居させると共に、従前地区のコミュニティの維持に配慮するよう努める。</li> </ul>	住宅の応急修理	・知事は、住宅の応急修理及びその対象者の認定について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。	建築資機材及び	・県の実施する住宅の応急修理に必要な建築資機材は、「住宅の応急復旧	<p>地震対策編構成の見直し</p> <p>地震対策編構成の見直し</p>
区分	内容																											
指定の目的	・災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築に関する制限を定める。																											
指定の方法	・条例により区域を指定し、周知する。																											
区分	内容																											
被害状況の把握	市町の被災状況により、県下全体の被災状況を把握する。																											
体制の整備	応急住宅対策に関する体制を整備する。																											
応急住宅の確保	建設型応急住宅の建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況等を基に、県下の建設戸数を決定する。</li> <li>・あらかじめ協定した社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設を行う。この場合において、被災者に関する世帯人員数や高齢者・障害のある人等に配慮した仕様の設定及び設計を行う。</li> <li>・知事が、状況により必要と認めた場合は、応急仮設住宅の建設を市町長が行うこととする。</li> </ul>																										
	賃貸型応急住宅の借上げ	民間賃貸住宅を必要に応じ、応急住宅として確保する。なお、不動産業界団体等に対し必要に応じ、協力を要請する。																										
	公営住宅等の一時入居	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急住宅として活用可能な県内の公営住宅等の空家状況を把握する。</li> <li>・県営住宅等の空家に必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。</li> <li>・国及び他県等へ必要に応じ、被災者の一時入居について要請する。</li> </ul>																										
応急住宅の入居者の認定及び管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事は、応急住宅の入居者の認定及び管理について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。</li> <li>・入居者の認定に当たっては、一人暮らしの高齢者や障害のある人、乳幼児、妊産婦等、要配慮者を優先的に入居させると共に、従前地区のコミュニティの維持に配慮するよう努める。</li> </ul>																											
住宅の応急修理	・知事は、住宅の応急修理及びその対象者の認定について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。																											
建築資機材及び	・県の実施する住宅の応急修理に必要な建築資機材は、「住宅の応急復旧																											

頁	旧	新	備考																
		<p><b>建築業者等の調達、あつせん</b></p> <p>に必要な資機材の供給に関する同意書を提出した業者等に協力を求めて調達する。</p> <p>また、建築資材については資料編Ⅱ(12-5)＜建築資材調達予定先一覧表＞に基づき調達をあつせんし、建築業者等については＜第3節 応援・受援計画＞により措置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町長からあつせんの要請があったときは、知事はアに定める者に対し協力を要請する。</li> <li>・資機材の輸送については、原則として、当該物資発注先に依頼するものとする。</li> </ul> <p>なお、当該物資発注先において輸送できないときは、＜第19節 輸送計画＞に基づき措置する。</p>																	
		<p><b>住居等に流入した土石等障害物の除去</b></p> <p>知事は、市町長から要請があったときは、障害物除去要員の派遣及び機械器具の調達・あつせんを行う。</p>																	
		<p><b>(3)市町の実施事項</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 814 1525 846">区 分</th> <th data-bbox="1525 814 2448 846">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1347 846 1525 930">被害状況の把握</td> <td data-bbox="1525 846 2448 930">「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 930 1525 972">体制の整備</td> <td data-bbox="1525 930 2448 972">応急住宅対策に関する体制を整備する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 972 1436 1402">応急仮設住宅の確保</td> <td data-bbox="1436 972 2448 1402"> <p><b>建設型応急住宅の建設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。</li> <li>・建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。</li> </ul> <p><b>賃貸型応急住宅の借上げ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 1402 1525 1518">応急仮設住宅の管理運営</td> <td data-bbox="1525 1402 2448 1518"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。</li> <li>・その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 1518 1525 1675">応急住宅の入居者の認定</td> <td data-bbox="1525 1518 2448 1675"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。</li> <li>・入居者の認定を市町長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 1675 1525 1791">市町営住宅等の一時入居</td> <td data-bbox="1525 1675 2448 1791">市町営住宅等の空家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 1791 1525 1871">応急住宅の管理</td> <td data-bbox="1525 1791 2448 1871">住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	被害状況の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。	体制の整備	応急住宅対策に関する体制を整備する。	応急仮設住宅の確保	<p><b>建設型応急住宅の建設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。</li> <li>・建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。</li> </ul> <p><b>賃貸型応急住宅の借上げ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。</li> </ul>	応急仮設住宅の管理運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。</li> <li>・その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。</li> </ul>	応急住宅の入居者の認定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。</li> <li>・入居者の認定を市町長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。</li> </ul>	市町営住宅等の一時入居	市町営住宅等の空家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。	応急住宅の管理	住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。	
区 分	内 容																		
被害状況の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。																		
体制の整備	応急住宅対策に関する体制を整備する。																		
応急仮設住宅の確保	<p><b>建設型応急住宅の建設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。</li> <li>・建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。</li> </ul> <p><b>賃貸型応急住宅の借上げ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。</li> </ul>																		
応急仮設住宅の管理運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。</li> <li>・その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。</li> </ul>																		
応急住宅の入居者の認定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。</li> <li>・入居者の認定を市町長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。</li> </ul>																		
市町営住宅等の一時入居	市町営住宅等の空家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。																		
応急住宅の管理	住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。																		

頁	旧	新	備考												
		<p>・入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。</p> <p>建築業関係団体の協力を得て、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。</p> <p>・市町長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。</p> <table border="1" data-bbox="1528 577 2433 1050"> <tr> <td data-bbox="1528 577 1825 808">応急仮設住宅の場合</td> <td data-bbox="1825 577 2433 808">                     ① 被害世帯数（全焼、全壊、流失）                      ② 設置を必要とする住宅の戸数                      ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量                      ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数                      ⑤ 連絡責任者                      ⑥ その他参考となる事項                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1528 808 1825 1050">住宅応急修理の場合</td> <td data-bbox="1825 808 2433 1050">                     ① 被害世帯数（半焼、半壊）                      ② 修理を必要とする住宅の戸数                      ③ 修理に必要な資機材の品目及び数量                      ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数                      ⑤ 連絡責任者                      ⑥ その他参考となる事項                 </td> </tr> </table> <p>・市町は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市町の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。</p> <p>・住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救援活動を行う。なお、市町長は、市町のみによって対応できないときは、次の事項を示して知事に応援を要請する。</p> <p>ア 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）                      イ 除去に必要な人員                      ウ 除去に必要な期間                      エ 除去に必要な機械器具の品目別数量                      オ 除去した障害物の集積場所の有無</p>	応急仮設住宅の場合	① 被害世帯数（全焼、全壊、流失） ② 設置を必要とする住宅の戸数 ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項	住宅応急修理の場合	① 被害世帯数（半焼、半壊） ② 修理を必要とする住宅の戸数 ③ 修理に必要な資機材の品目及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項									
応急仮設住宅の場合	① 被害世帯数（全焼、全壊、流失） ② 設置を必要とする住宅の戸数 ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項														
住宅応急修理の場合	① 被害世帯数（半焼、半壊） ② 修理を必要とする住宅の戸数 ③ 修理に必要な資機材の品目及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項														
共通 -65	<p>1 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <table border="1" data-bbox="222 1554 1320 1858"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 1554 415 1638">区分</th> <th colspan="2" data-bbox="415 1554 1320 1638">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 1638 415 1858">応急仮設住宅設置</td> <td data-bbox="415 1638 563 1858">入居対象者</td> <td data-bbox="563 1638 1320 1858">住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができない者</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容		応急仮設住宅設置	入居対象者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができない者	<p>4 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <table border="1" data-bbox="1350 1554 2433 1858"> <thead> <tr> <th data-bbox="1350 1554 1543 1638">区分</th> <th colspan="2" data-bbox="1543 1554 2433 1638">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1350 1638 1543 1858">応急仮設住宅設置</td> <td data-bbox="1543 1638 1691 1858">入居対象者</td> <td data-bbox="1691 1638 2433 1858">住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができない者又は、住家が半壊又は半焼し、補修を行わなければ住家としての利用ができず、自らの住家に居住することが困難であり、かつ、応急修理の期間が災害の発生の日から1カ月を超えると見込まれる者（内閣府との事前協議必要）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容		応急仮設住宅設置	入居対象者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができない者又は、住家が半壊又は半焼し、補修を行わなければ住家としての利用ができず、自らの住家に居住することが困難であり、かつ、応急修理の期間が災害の発生の日から1カ月を超えると見込まれる者（内閣府との事前協議必要）	<p>「応急修理期間中における応急仮設住宅の使用について」(令和2年7月16日)を踏まえた修正</p>
区分	内 容														
応急仮設住宅設置	入居対象者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができない者													
区分	内 容														
応急仮設住宅設置	入居対象者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができない者又は、住家が半壊又は半焼し、補修を行わなければ住家としての利用ができず、自らの住家に居住することが困難であり、かつ、応急修理の期間が災害の発生の日から1カ月を超えると見込まれる者（内閣府との事前協議必要）													

頁	旧		新		備考
	規模及び費用	資料編Ⅱ(20-1-2)のとおり	規模及び費用	資料編Ⅱ(20-1-2)のとおり	
	整備開始期間	災害発生の日から20日以内 ただし、事前に内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。	整備開始期間	災害発生の日から20日以内 ただし、事前に内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。	
	住宅応急修理 修理対象者	災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	住宅応急修理 修理対象者	災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	
	住宅応急修理 規模及び経費	資料編Ⅱ(20-1-2)のとおり	住宅応急修理 規模及び経費	資料編Ⅱ(20-1-2)のとおり	
共通 -67	住宅応急修理 修理期間	災害発生の日から1か月以内 ただし、期間内に完成できない場合は、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。	住宅応急修理 修理期間	災害発生の日から3か月以内 ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内	災害救助法改正に伴う修正
	<p><b>2 市町長の要請に基づく県の実施事項</b> (略)</p> <p><b>3 市町長の要請事項</b> (略)</p> <p><b>4 災害復旧用材(国有林材)の供給及び県有林材の活用</b> (略)</p> <p><b>5 要配慮者への配慮</b> (略)</p> <p><b>6 住宅の応急復旧活動</b> (略)</p> <p><b>7 非常災害時における特例</b> (略)</p> <p>第13節 医療・助産計画 災害により医療機関が混乱し、医療・助産の途を失った者に対して、県及び市町の実施事項を定め、医療・助産に支障のないよう措置する。</p>	<p>(略)</p> <p><b>5 災害復旧用材(国有林材)の供給及び県有林材の活用</b> (略)</p> <p><b>6 要配慮者への配慮</b> (略)</p> <p><b>7 住宅の応急復旧活動</b> (略)</p> <p><b>8 非常災害時における特例</b> (略)</p> <p>第13節 医療・助産計画 災害により医療機関が混乱し、医療・助産の途を失った者に対して、県、市町等の実施事項を定め、医療・助産に支障のないよう措置する。</p> <p><b>1 基本方針</b></p> <p><b>ア</b> 市町は、当該市町域内の医療救護を行うため、救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。</p> <p><b>イ</b> 県は、あらかじめ指定した災害拠点病院により、他の医療救護施設で処置の困難な重症患者の処置及び受入を広域的に行い、市町独自では対応できない事態に対応する。</p> <p><b>ウ</b> 県は、県内での治療が困難な重症患者を、航空機により、被災地外の医療機関へ搬送(以下「広域医療搬送」という。)するとともに、被災地外からのDMAT(災害派遣医療チーム)、DPAT(災害派遣精神医療チーム)等医療チーム(救護班)受入による治療を実施する。</p> <p><b>エ</b> 県は、災害拠点病院及び市町等の要請により、災害拠点病院及び救護病院等の最寄りのヘリポートから重症患者の地域医療搬送を行う。なお、ヘリポートまでの重症患者の搬送については、災害拠点病院等の要請により市町が行う。</p>	地震対策編構成の見直し		

頁	旧	新	備考															
		<p>オ 県及び市町は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。</p> <p>カ 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け(以下「トリアージ」という。)を行い、効率的な活動に努めるものとする。</p> <p>キ 県及び市町は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。</p> <p>ク 県は、国、他の都道府県及び医療関係団体等と連携し、県が委嘱する災害医療コーディネーター等の協力の下、広域的な医療救護活動を実施する。</p> <p>ケ 県は、県内が被災していない場合は、国又は被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、災害派遣福祉チーム(DWAT)の応援派遣を行うものとする。</p> <p>コ 特に、高齢者、障害のある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p>サ 県及び市町は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</p> <p><b>2 救護所、救護病院及び災害拠点病院</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1344 814 1492 846">区 分</th> <th data-bbox="1492 814 2448 846">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1344 846 1492 1171" rowspan="6">救護所</td> <td data-bbox="1492 846 2448 930"> <p>設置</p> <p>市町は、あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 930 2448 1171" rowspan="5"> <p>活動</p> <p>ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別(トリアージ)。</p> <p>イ 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置</p> <p>ウ 中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院への搬送手配</p> <p>エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配</p> <p>オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告</p> <p>カ その他必要な事項</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1344 1171 1492 1518" rowspan="5">救護病院</td> <td data-bbox="1492 1171 2448 1276"> <p>設置</p> <p>市町は、あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 1276 2448 1518" rowspan="4"> <p>活動</p> <p>ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別(トリアージ)。</p> <p>イ 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ</p> <p>ウ 重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点へ搬送手配</p> <p>エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配</p> <p>オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への受入状況等の報告</p> <p>カ その他必要な事項</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1344 1518 1492 1873" rowspan="4">災害拠点病院</td> <td data-bbox="1492 1518 2448 1675"> <p>設置</p> <p>県は、あらかじめ、国の定める指定要件を満たす「地域災害拠点病院」を、原則として二次保健医療圏に1か所指定するとともに、災害拠点病院のうち、災害医療に関して県の中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」について、原則として1か所指定する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 1675 2448 1873" rowspan="3"> <p>活動</p> <p>ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別(トリアージ)</p> <p>イ 他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置</p> <p>ウ 重症患者の航空搬送拠点への搬送手配</p> <p>エ DMA T等医療チームの受入れ及び派遣</p> <p>オ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	救護所	<p>設置</p> <p>市町は、あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。</p>	<p>活動</p> <p>ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別(トリアージ)。</p> <p>イ 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置</p> <p>ウ 中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院への搬送手配</p> <p>エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配</p> <p>オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告</p> <p>カ その他必要な事項</p>	救護病院	<p>設置</p> <p>市町は、あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。</p>	<p>活動</p> <p>ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別(トリアージ)。</p> <p>イ 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ</p> <p>ウ 重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点へ搬送手配</p> <p>エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配</p> <p>オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への受入状況等の報告</p> <p>カ その他必要な事項</p>	災害拠点病院	<p>設置</p> <p>県は、あらかじめ、国の定める指定要件を満たす「地域災害拠点病院」を、原則として二次保健医療圏に1か所指定するとともに、災害拠点病院のうち、災害医療に関して県の中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」について、原則として1か所指定する。</p>	<p>活動</p> <p>ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別(トリアージ)</p> <p>イ 他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置</p> <p>ウ 重症患者の航空搬送拠点への搬送手配</p> <p>エ DMA T等医療チームの受入れ及び派遣</p> <p>オ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し</p>					地震対策編構成の見直し
区 分	内 容																	
救護所	<p>設置</p> <p>市町は、あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。</p>																	
	<p>活動</p> <p>ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別(トリアージ)。</p> <p>イ 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置</p> <p>ウ 中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院への搬送手配</p> <p>エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配</p> <p>オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告</p> <p>カ その他必要な事項</p>																	
		救護病院	<p>設置</p> <p>市町は、あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。</p>															
			<p>活動</p> <p>ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別(トリアージ)。</p> <p>イ 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ</p> <p>ウ 重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点へ搬送手配</p> <p>エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配</p> <p>オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への受入状況等の報告</p> <p>カ その他必要な事項</p>															
				災害拠点病院	<p>設置</p> <p>県は、あらかじめ、国の定める指定要件を満たす「地域災害拠点病院」を、原則として二次保健医療圏に1か所指定するとともに、災害拠点病院のうち、災害医療に関して県の中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」について、原則として1か所指定する。</p>													
					<p>活動</p> <p>ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別(トリアージ)</p> <p>イ 他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置</p> <p>ウ 重症患者の航空搬送拠点への搬送手配</p> <p>エ DMA T等医療チームの受入れ及び派遣</p> <p>オ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し</p>													

頁	旧	新	備考																											
		<p><b>3 実施主体と実施内容</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1350 262 1498 304">実施主体</th> <th data-bbox="1498 262 2448 304">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><b>県</b></td> <td>あらかじめ定める県医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。</td> </tr> <tr> <td>・知事は、市町から救護班（DMAT、DPAT等医療チーム）の派遣要請があったときは関係機関（資料編Ⅱ（14-2-3））に対して救護班の派遣を要請する。</td> </tr> <tr> <td>・知事は、市町から医薬品等の調達について要請があったときは静岡県医薬品卸業協会、静岡県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び一般社団法人静岡県薬事振興会（資料編Ⅱ（14-3-1））から調達・あっせんを図る。</td> </tr> <tr> <td>・知事は、市町から輸血用血液の調達・あっせんについて要請があったときは、静岡県赤十字血液センター（資料編Ⅱ（14-2-2））へ供給を要請する。</td> </tr> <tr> <td>・知事は、市町から救護班の派遣や患者輸送及び医薬品等の輸送について要請があり、必要と認めるときは緊急輸送計画の定めるところにより緊急輸送を行う。</td> </tr> <tr> <td>・知事は、市町から医師の派遣要請があったときは、一般社団法人静岡県医師会に対して、日本医師会災害医療チーム（JMAT）の派遣を要請する。</td> </tr> <tr> <td>・知事は、市町から薬剤師等の派遣要請があったときは、公益社団法人静岡県薬剤師会に対して、その確保及び派遣を要請する。</td> </tr> <tr> <td>・被害の状況の推移に応じて、救護病院で医療救護ができないときは、市町間の医療救護活動について必要な調整を行い、又は災害拠点病院（資料編Ⅱ（14-2-1））への重症患者の受入れの要請等必要な措置を講ずる。</td> </tr> <tr> <td>・被害の状況に応じて県内の医療救護施設で対応できないときは、重症患者を広域医療搬送するために必要な措置を講ずる。</td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><b>市町</b></td> <td>あらかじめ定める医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。</td> </tr> <tr> <td>・救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。</td> </tr> <tr> <td>・傷病者を必要に応じて、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。</td> </tr> <tr> <td>・傷病者の受入れに当たっては医療救護施設が効果的に機能するよう受入状況の把握につとめ、必要な調整を行う。</td> </tr> <tr> <td>・救護所、救護病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。</td> </tr> <tr> <td>・医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんを要請する。</td> </tr> <tr> <td>・市町長は、医療助産の供給が不足すると思われる場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ア 必要な救護班数</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">イ 救護班の派遣場所</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ウ その他必要事項（災害発生の原因）</td> </tr> <tr> <td>・被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><b>県民及び自主防災組織</b></td> <td>・傷病者については家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。</td> </tr> <tr> <td>・傷病者で救護を要する者を最寄りの救護所又は救護病院に搬送する。</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>4 日本赤十字社静岡県支部の活動</b></p>	実施主体	内 容	<b>県</b>	あらかじめ定める県医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。	・知事は、市町から救護班（DMAT、DPAT等医療チーム）の派遣要請があったときは関係機関（資料編Ⅱ（14-2-3））に対して救護班の派遣を要請する。	・知事は、市町から医薬品等の調達について要請があったときは静岡県医薬品卸業協会、静岡県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び一般社団法人静岡県薬事振興会（資料編Ⅱ（14-3-1））から調達・あっせんを図る。	・知事は、市町から輸血用血液の調達・あっせんについて要請があったときは、静岡県赤十字血液センター（資料編Ⅱ（14-2-2））へ供給を要請する。	・知事は、市町から救護班の派遣や患者輸送及び医薬品等の輸送について要請があり、必要と認めるときは緊急輸送計画の定めるところにより緊急輸送を行う。	・知事は、市町から医師の派遣要請があったときは、一般社団法人静岡県医師会に対して、日本医師会災害医療チーム（JMAT）の派遣を要請する。	・知事は、市町から薬剤師等の派遣要請があったときは、公益社団法人静岡県薬剤師会に対して、その確保及び派遣を要請する。	・被害の状況の推移に応じて、救護病院で医療救護ができないときは、市町間の医療救護活動について必要な調整を行い、又は災害拠点病院（資料編Ⅱ（14-2-1））への重症患者の受入れの要請等必要な措置を講ずる。	・被害の状況に応じて県内の医療救護施設で対応できないときは、重症患者を広域医療搬送するために必要な措置を講ずる。	<b>市町</b>	あらかじめ定める医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。	・救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。	・傷病者を必要に応じて、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。	・傷病者の受入れに当たっては医療救護施設が効果的に機能するよう受入状況の把握につとめ、必要な調整を行う。	・救護所、救護病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。	・医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんを要請する。	・市町長は、医療助産の供給が不足すると思われる場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。	ア 必要な救護班数	イ 救護班の派遣場所	ウ その他必要事項（災害発生の原因）	・被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。	<b>県民及び自主防災組織</b>	・傷病者については家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。	・傷病者で救護を要する者を最寄りの救護所又は救護病院に搬送する。	地震対策編構成の見直し
実施主体	内 容																													
<b>県</b>	あらかじめ定める県医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。																													
	・知事は、市町から救護班（DMAT、DPAT等医療チーム）の派遣要請があったときは関係機関（資料編Ⅱ（14-2-3））に対して救護班の派遣を要請する。																													
	・知事は、市町から医薬品等の調達について要請があったときは静岡県医薬品卸業協会、静岡県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び一般社団法人静岡県薬事振興会（資料編Ⅱ（14-3-1））から調達・あっせんを図る。																													
	・知事は、市町から輸血用血液の調達・あっせんについて要請があったときは、静岡県赤十字血液センター（資料編Ⅱ（14-2-2））へ供給を要請する。																													
	・知事は、市町から救護班の派遣や患者輸送及び医薬品等の輸送について要請があり、必要と認めるときは緊急輸送計画の定めるところにより緊急輸送を行う。																													
	・知事は、市町から医師の派遣要請があったときは、一般社団法人静岡県医師会に対して、日本医師会災害医療チーム（JMAT）の派遣を要請する。																													
	・知事は、市町から薬剤師等の派遣要請があったときは、公益社団法人静岡県薬剤師会に対して、その確保及び派遣を要請する。																													
	・被害の状況の推移に応じて、救護病院で医療救護ができないときは、市町間の医療救護活動について必要な調整を行い、又は災害拠点病院（資料編Ⅱ（14-2-1））への重症患者の受入れの要請等必要な措置を講ずる。																													
	・被害の状況に応じて県内の医療救護施設で対応できないときは、重症患者を広域医療搬送するために必要な措置を講ずる。																													
	<b>市町</b>	あらかじめ定める医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。																												
・救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。																														
・傷病者を必要に応じて、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。																														
・傷病者の受入れに当たっては医療救護施設が効果的に機能するよう受入状況の把握につとめ、必要な調整を行う。																														
・救護所、救護病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。																														
・医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんを要請する。																														
・市町長は、医療助産の供給が不足すると思われる場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。																														
ア 必要な救護班数																														
イ 救護班の派遣場所																														
ウ その他必要事項（災害発生の原因）																														
・被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。																														
<b>県民及び自主防災組織</b>	・傷病者については家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。																													
	・傷病者で救護を要する者を最寄りの救護所又は救護病院に搬送する。																													

頁	旧	新	備考												
	<p>1 災害救助法に基づく県の実施事項 (略)</p> <p>2 市町長の要請に基づく県の実施事項 (1)救護病院等への救護班 (DMAT、DPAT 等医療チーム) の派遣 資料編Ⅱ (14-2-3) (2)一般社団法人静岡県医師会への日本医師会災害医療チーム(JMAT)の派遣要請 (3)静岡県医薬品卸業協会、静岡県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び一般社団法人静岡県薬事振興会からの医薬品等の調達・あっせん 資料編Ⅱ (14-3-1) (4)静岡県赤十字血液センターからの輸血用血液の調達・あっせん 資料編Ⅱ (14-2-2) (5)公益社団法人静岡県薬剤師会への薬剤師等の確保及び派遣の要請 (6)災害拠点病院に対する重症患者受入れ等の要請 資料編Ⅱ (14-2-1)</p> <p>3 市町長の要請事項 ○市町長は、医療助産の供給が不足すると思われる場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんに要請するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="222 1291 1320 1417"> <tr> <th colspan="2">要請時、明確にすべき事項</th> </tr> <tr> <td>ア 必要な救護班数</td> <td>ウ その他必要事項 (災害発生の原因)</td> </tr> <tr> <td>イ 救護班の派遣場所</td> <td></td> </tr> </table> <p>4 医療救護活動の実施 ○県は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行う。 ○県は、県内が被災していない場合は、国又は被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、災害派遣福祉チーム(DWAT)の応援派遣を行うものとする。 ○多数の負傷者が発生した場合には、県医療救護計画で定める体制の中で適切な医療救護活動を実施するものとする。 ○医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じてトリアージを行い、効率的な活動に努めるものとする。</p>	要請時、明確にすべき事項		ア 必要な救護班数	ウ その他必要事項 (災害発生の原因)	イ 救護班の派遣場所		<table border="1" data-bbox="1350 184 2448 619"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療救護班の派遣</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本赤十字社静岡県支部長は、県から医療救護班の派遣要請があったときは、ただちに出勤させる。</li> <li>・医療救護班は医療救護を行う地域の市町と連携を保ち、医療救護、助産及び遺体の措置等の応援を行う。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>広域応援</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本赤十字社静岡県支部長は、災害の状況に応じ第3ブロック代表支部長(日本赤十字社愛知県支部長)に対し、医療救護班の派遣を要請する。</li> <li>・日本赤十字社静岡県支部長は、日本赤十字社に対し、必要に応じ輸血用血液の確保及び緊急輸送について援助を要請する。</li> <li>・医療救護班及び輸血用血液の輸送のためのヘリポート、輸送車両の確保について必要があるときは県に必要な措置を要請する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>5 災害救助法に基づく県の実施事項 (略)</p>	区 分	内 容	医療救護班の派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本赤十字社静岡県支部長は、県から医療救護班の派遣要請があったときは、ただちに出勤させる。</li> <li>・医療救護班は医療救護を行う地域の市町と連携を保ち、医療救護、助産及び遺体の措置等の応援を行う。</li> </ul>	広域応援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本赤十字社静岡県支部長は、災害の状況に応じ第3ブロック代表支部長(日本赤十字社愛知県支部長)に対し、医療救護班の派遣を要請する。</li> <li>・日本赤十字社静岡県支部長は、日本赤十字社に対し、必要に応じ輸血用血液の確保及び緊急輸送について援助を要請する。</li> <li>・医療救護班及び輸血用血液の輸送のためのヘリポート、輸送車両の確保について必要があるときは県に必要な措置を要請する。</li> </ul>	
要請時、明確にすべき事項															
ア 必要な救護班数	ウ その他必要事項 (災害発生の原因)														
イ 救護班の派遣場所															
区 分	内 容														
医療救護班の派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本赤十字社静岡県支部長は、県から医療救護班の派遣要請があったときは、ただちに出勤させる。</li> <li>・医療救護班は医療救護を行う地域の市町と連携を保ち、医療救護、助産及び遺体の措置等の応援を行う。</li> </ul>														
広域応援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本赤十字社静岡県支部長は、災害の状況に応じ第3ブロック代表支部長(日本赤十字社愛知県支部長)に対し、医療救護班の派遣を要請する。</li> <li>・日本赤十字社静岡県支部長は、日本赤十字社に対し、必要に応じ輸血用血液の確保及び緊急輸送について援助を要請する。</li> <li>・医療救護班及び輸血用血液の輸送のためのヘリポート、輸送車両の確保について必要があるときは県に必要な措置を要請する。</li> </ul>														

頁	旧	新	備考								
共通 -68	<p><b>5 健康への配慮</b>                      ○特に、高齢者、障害のある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。                      ○県及び市町は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</p> <p>6 非常災害時における特例 (略)</p> <p>第14節 防疫計画 (略)</p> <p>2 市町長の実施事項及び要請事項</p>	<p>6 非常災害時における特例 (略)</p> <p>第14節 防疫計画 (略)</p> <p>2 市町長の実施事項及び要請事項 (略)</p> <p><b>3 県民及び自主防災組織の実施事項</b>                      飲食物の衛生に注意して感染症及び食中毒の発生を防止する。</p> <p><b>4 関係団体の実施事項</b>                      飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止について、県及び市町から要請があった場合は、積極的に協力を行う。</p> <p><b>5 その他</b>                      地震・津波被害の被災地においては、津波汚泥や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。</p>	<p>地震対策編構成の見直し</p> <p>地震対策編構成の見直し</p> <p>地震対策編構成の見直し</p>								
共通 -69	<p>第15節 清掃及び災害廃棄物処理計画                      被災地の塵芥収集処理及びし尿の汲取処分、死亡獣畜の処理等清掃業務及び災害廃棄物処理を適切に行うため県の実施事項を定め、清掃作業等に支障のないよう措置する。</p> <p>1 <b>実施事項等</b></p> <table border="1" data-bbox="222 1386 1320 1848"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 1386 371 1428">区分</th> <th data-bbox="371 1386 1320 1428">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 1428 371 1501"><b>基本方針</b></td> <td data-bbox="371 1428 1320 1501">・「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」を踏まえて円滑・迅速に処理する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1501 371 1701"><b>県の実施事項</b></td> <td data-bbox="371 1501 1320 1701">・当該市町区域内の塵芥及びし尿の処理場のあっせん 資料編Ⅱ (15-2-1)                      ・清掃用運搬機材のあっせん 資料編Ⅱ (15-2-2、15-2-3)                      ・死亡獣畜処理場(市町又は清掃業者)のあっせん 資料編Ⅱ (15-3-1)                      ・災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、関係団体等への協力要請、処理方法の市町への周知等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1701 371 1848"><b>市町長の要請・実施事項</b></td> <td data-bbox="371 1701 1320 1848">・市町長は、独自に清掃作業を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんに要請するものとする。                      ア 処理対象物名及び数量                      イ 処理対象戸数</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	<b>基本方針</b>	・「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」を踏まえて円滑・迅速に処理する。	<b>県の実施事項</b>	・当該市町区域内の塵芥及びし尿の処理場のあっせん 資料編Ⅱ (15-2-1) ・清掃用運搬機材のあっせん 資料編Ⅱ (15-2-2、15-2-3) ・死亡獣畜処理場(市町又は清掃業者)のあっせん 資料編Ⅱ (15-3-1) ・災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、関係団体等への協力要請、処理方法の市町への周知等	<b>市町長の要請・実施事項</b>	・市町長は、独自に清掃作業を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんに要請するものとする。 ア 処理対象物名及び数量 イ 処理対象戸数	<p>第15節 清掃及び災害廃棄物処理計画                      被災地の塵芥収集処理及びし尿の汲取処分、死亡獣畜の処理等清掃業務及び災害廃棄物処理を適切に行うため県、<b>市町等</b>の実施事項を定め、清掃作業等に支障のないよう措置する。</p> <p>1 <b>基本方針</b>                      ・し尿及び生活系ごみの処理は、災害時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。                      ・応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物を「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。                      ・災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。                      ・災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。</p> <p>2 <b>し尿処理</b></p>	<p>地震対策編構成の見直し</p> <p>地震対策編構成の見直し</p> <p>地震対策編構成の見直し</p>
区分	内容										
<b>基本方針</b>	・「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」を踏まえて円滑・迅速に処理する。										
<b>県の実施事項</b>	・当該市町区域内の塵芥及びし尿の処理場のあっせん 資料編Ⅱ (15-2-1) ・清掃用運搬機材のあっせん 資料編Ⅱ (15-2-2、15-2-3) ・死亡獣畜処理場(市町又は清掃業者)のあっせん 資料編Ⅱ (15-3-1) ・災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、関係団体等への協力要請、処理方法の市町への周知等										
<b>市町長の要請・実施事項</b>	・市町長は、独自に清掃作業を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんに要請するものとする。 ア 処理対象物名及び数量 イ 処理対象戸数										

頁	旧	新	備考								
	<p>ウ 当該市町所在の処理場の使用可否 エ 実施期間 オ その他必要事項</p> <p>・災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1341 184 1495 226">実施主体</th> <th data-bbox="1495 184 2445 226">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1341 226 1495 575">県</td> <td data-bbox="1495 226 2445 575"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町の要請に基づき、市町の行うし尿処理について処理場(資料編Ⅱ(15-2-1))や清掃用運搬機材(資料編Ⅱ(15-2-2))のあつせん、必要な指導を行う。</li> <li>・市町の要請に基づき、県内市町、他県、国又は関係団体に対して、し尿処理の応援を要請する。</li> <li>ただし、被災状況に応じ、必要と認めた場合は、市町の要請の有無にかかわらず国等に応援を要請する。</li> <li>・流域下水道の被災状況を把握し、必要に応じて水洗便所の使用の制限について流域関係市町に連絡を行う。</li> <li>・速やかに流域下水道施設の応急復旧に努めるものとする。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1341 575 1495 1079">市 町</td> <td data-bbox="1495 575 2445 1079"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず仮設便所等で処理するよう広報を行う。</li> <li>・災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。</li> <li>・独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。</li> </ul> <p>ア 処理対象物名及び数量 イ 処理対象戸数 ウ 当該市町所在の処理場の使用可否 エ 実施期間 オ その他必要事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。</li> <li>・速やかに下水道施設、し尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1341 1079 1495 1199">県民及び自主防災組織</td> <td data-bbox="1495 1079 2445 1199"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し処理することとする。</li> <li>・自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町の要請に基づき、市町の行うし尿処理について処理場(資料編Ⅱ(15-2-1))や清掃用運搬機材(資料編Ⅱ(15-2-2))のあつせん、必要な指導を行う。</li> <li>・市町の要請に基づき、県内市町、他県、国又は関係団体に対して、し尿処理の応援を要請する。</li> <li>ただし、被災状況に応じ、必要と認めた場合は、市町の要請の有無にかかわらず国等に応援を要請する。</li> <li>・流域下水道の被災状況を把握し、必要に応じて水洗便所の使用の制限について流域関係市町に連絡を行う。</li> <li>・速やかに流域下水道施設の応急復旧に努めるものとする。</li> </ul>	市 町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず仮設便所等で処理するよう広報を行う。</li> <li>・災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。</li> <li>・独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。</li> </ul> <p>ア 処理対象物名及び数量 イ 処理対象戸数 ウ 当該市町所在の処理場の使用可否 エ 実施期間 オ その他必要事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。</li> <li>・速やかに下水道施設、し尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。</li> </ul>	県民及び自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し処理することとする。</li> <li>・自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。</li> </ul>	
実施主体	内 容										
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町の要請に基づき、市町の行うし尿処理について処理場(資料編Ⅱ(15-2-1))や清掃用運搬機材(資料編Ⅱ(15-2-2))のあつせん、必要な指導を行う。</li> <li>・市町の要請に基づき、県内市町、他県、国又は関係団体に対して、し尿処理の応援を要請する。</li> <li>ただし、被災状況に応じ、必要と認めた場合は、市町の要請の有無にかかわらず国等に応援を要請する。</li> <li>・流域下水道の被災状況を把握し、必要に応じて水洗便所の使用の制限について流域関係市町に連絡を行う。</li> <li>・速やかに流域下水道施設の応急復旧に努めるものとする。</li> </ul>										
市 町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず仮設便所等で処理するよう広報を行う。</li> <li>・災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。</li> <li>・独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。</li> </ul> <p>ア 処理対象物名及び数量 イ 処理対象戸数 ウ 当該市町所在の処理場の使用可否 エ 実施期間 オ その他必要事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。</li> <li>・速やかに下水道施設、し尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。</li> </ul>										
県民及び自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し処理することとする。</li> <li>・自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。</li> </ul>										
		<p>3 廃棄物(生活系)処理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1341 1276 1495 1318">実施主体</th> <th data-bbox="1495 1276 2445 1318">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1341 1318 1495 1591">県</td> <td data-bbox="1495 1318 2445 1591"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町の要請に基づき市町の行うごみ処理について処理場(資料編Ⅱ(15-2-1))や死亡獣畜処理場(市町又は清掃業者)(資料編Ⅱ(15-3-1))、清掃用運搬資機材(資料編Ⅱ(15-2-3))のあつせん、必要な指導を行う。</li> <li>・市町の要請に基づき、県内市町、他県、国に対して、ごみ処理の応援を要請する。</li> <li>ただし、被災状況に応じ、必要と認めた場合は、市町の要請の有無にかかわらず国等に応援を要請する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1341 1591 1495 1864">市 町</td> <td data-bbox="1495 1591 2445 1864"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。</li> <li>・収集体制を住民に広報する。</li> <li>・独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。</li> </ul> <p>ア 処理対象物名及び数量 イ 処理対象戸数</p> </td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町の要請に基づき市町の行うごみ処理について処理場(資料編Ⅱ(15-2-1))や死亡獣畜処理場(市町又は清掃業者)(資料編Ⅱ(15-3-1))、清掃用運搬資機材(資料編Ⅱ(15-2-3))のあつせん、必要な指導を行う。</li> <li>・市町の要請に基づき、県内市町、他県、国に対して、ごみ処理の応援を要請する。</li> <li>ただし、被災状況に応じ、必要と認めた場合は、市町の要請の有無にかかわらず国等に応援を要請する。</li> </ul>	市 町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。</li> <li>・収集体制を住民に広報する。</li> <li>・独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。</li> </ul> <p>ア 処理対象物名及び数量 イ 処理対象戸数</p>	<p>地震対策編構成の見直し</p>		
実施主体	内 容										
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町の要請に基づき市町の行うごみ処理について処理場(資料編Ⅱ(15-2-1))や死亡獣畜処理場(市町又は清掃業者)(資料編Ⅱ(15-3-1))、清掃用運搬資機材(資料編Ⅱ(15-2-3))のあつせん、必要な指導を行う。</li> <li>・市町の要請に基づき、県内市町、他県、国に対して、ごみ処理の応援を要請する。</li> <li>ただし、被災状況に応じ、必要と認めた場合は、市町の要請の有無にかかわらず国等に応援を要請する。</li> </ul>										
市 町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。</li> <li>・収集体制を住民に広報する。</li> <li>・独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。</li> </ul> <p>ア 処理対象物名及び数量 イ 処理対象戸数</p>										

頁	旧	新	備考						
		<p>ウ 当該市町所在の処理場の使用可否 エ 実施期間 オ その他必要事項 ・収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。</p> <p>自主防災組織 ・地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設置し住民に周知する。 ・仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。</p> <p>県民 ・ごみの分別、搬出については、市町の指導に従う。 ・河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。</p>							
		<p>4 災害廃棄物処理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 583 1457 653">実施主体</th> <th data-bbox="1457 583 2448 653">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1347 653 1457 1360">県</td> <td data-bbox="1457 653 2448 1360"> <p>災害廃棄物処理対策組織の設置 災害廃棄物の処理に関する諸事務を実施するため、災害廃棄物処理対策組織を設置する。</p> <p>情報の収集 ・災害廃棄物に関する被災状況の把握について、市町を支援・指導する。 ・市町の被災状況を集計し、県全体の被災状況を把握する。</p> <p>関係団体等への協力要請 収集、整理した情報に基づき、災害廃棄物の処理について、以下の機関へ協力を要請する。 ア 国、近隣都県、県内非被災市町 イ 関係団体 (ア) 公益社団法人静岡県産業廃棄物協会 (イ) 静岡県環境整備事業協同組合 (ウ) 日本環境保全協会静岡県連合会</p> <p>処理方法の市町への周知 災害廃棄物の処理を円滑に推進するため、「静岡県災害廃棄物処理計画」等による「災害廃棄物処理実行計画」(以下「実行計画」という。)を被災市町へ周知し、対応状況の把握・助言を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 1360 1457 1873">市町</td> <td data-bbox="1457 1360 2448 1873"> <p>災害廃棄物処理対策組織の設置 市町内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。</p> <p>情報の収集 市町内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。 ア 家屋の被害棟数等の被災状況 イ ごみ処理施設等の被災状況 ウ 産業廃棄物処理施設等の被災状況 エ 災害廃棄物処理能力の不足量の推計 オ 仮置場、仮設処理場の確保状況</p> <p>発生量の推計 収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。</p> <p>仮置場、仮</p> </td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	県	<p>災害廃棄物処理対策組織の設置 災害廃棄物の処理に関する諸事務を実施するため、災害廃棄物処理対策組織を設置する。</p> <p>情報の収集 ・災害廃棄物に関する被災状況の把握について、市町を支援・指導する。 ・市町の被災状況を集計し、県全体の被災状況を把握する。</p> <p>関係団体等への協力要請 収集、整理した情報に基づき、災害廃棄物の処理について、以下の機関へ協力を要請する。 ア 国、近隣都県、県内非被災市町 イ 関係団体 (ア) 公益社団法人静岡県産業廃棄物協会 (イ) 静岡県環境整備事業協同組合 (ウ) 日本環境保全協会静岡県連合会</p> <p>処理方法の市町への周知 災害廃棄物の処理を円滑に推進するため、「静岡県災害廃棄物処理計画」等による「災害廃棄物処理実行計画」(以下「実行計画」という。)を被災市町へ周知し、対応状況の把握・助言を行う。</p>	市町	<p>災害廃棄物処理対策組織の設置 市町内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。</p> <p>情報の収集 市町内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。 ア 家屋の被害棟数等の被災状況 イ ごみ処理施設等の被災状況 ウ 産業廃棄物処理施設等の被災状況 エ 災害廃棄物処理能力の不足量の推計 オ 仮置場、仮設処理場の確保状況</p> <p>発生量の推計 収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。</p> <p>仮置場、仮</p>	地震対策編構成の見直し
実施主体	内 容								
県	<p>災害廃棄物処理対策組織の設置 災害廃棄物の処理に関する諸事務を実施するため、災害廃棄物処理対策組織を設置する。</p> <p>情報の収集 ・災害廃棄物に関する被災状況の把握について、市町を支援・指導する。 ・市町の被災状況を集計し、県全体の被災状況を把握する。</p> <p>関係団体等への協力要請 収集、整理した情報に基づき、災害廃棄物の処理について、以下の機関へ協力を要請する。 ア 国、近隣都県、県内非被災市町 イ 関係団体 (ア) 公益社団法人静岡県産業廃棄物協会 (イ) 静岡県環境整備事業協同組合 (ウ) 日本環境保全協会静岡県連合会</p> <p>処理方法の市町への周知 災害廃棄物の処理を円滑に推進するため、「静岡県災害廃棄物処理計画」等による「災害廃棄物処理実行計画」(以下「実行計画」という。)を被災市町へ周知し、対応状況の把握・助言を行う。</p>								
市町	<p>災害廃棄物処理対策組織の設置 市町内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。</p> <p>情報の収集 市町内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。 ア 家屋の被害棟数等の被災状況 イ ごみ処理施設等の被災状況 ウ 産業廃棄物処理施設等の被災状況 エ 災害廃棄物処理能力の不足量の推計 オ 仮置場、仮設処理場の確保状況</p> <p>発生量の推計 収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。</p> <p>仮置場、仮</p>								

頁	旧	新	備考														
<p>共通 -69</p>	<p><b>2</b> 非常災害時における特例 (略)</p> <p>第16節 遺体の搜索及び措置埋葬計画 災害により、行方不明になり既に死亡していると推定される者の搜索及び災害により遺族等が混乱期のため、遺体識別等のために遺体の措置及び埋葬ができない者に対して、県の実施事項を定め、遺体の搜索、措置及び埋葬に支障のないよう対処する。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1347 184 1460 264">設処理場の確保</td> <td data-bbox="1460 184 2445 264">を確保する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 264 1460 344">処理施設の確保</td> <td data-bbox="1460 264 2445 344">中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 344 1460 462">関係団体への協力の要請</td> <td data-bbox="1460 344 2445 462">収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 462 1460 579">災害廃棄物の処理の実施</td> <td data-bbox="1460 462 2445 579">県が示す実行計画に基づき、また事前に策定した市町災害廃棄物実行計画に則り、被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 579 1460 659">解体家屋の撤去</td> <td data-bbox="1460 579 2445 659">解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 659 1460 814">企業</td> <td data-bbox="1460 659 2445 814"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。</li> <li>・市町から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力をを行う。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 814 1460 932">県民</td> <td data-bbox="1460 814 2445 932"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、市町の指示する方法にて搬出等を行う。</li> <li>・河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。</li> </ul> </td> </tr> </table> <p><b>5</b> 非常災害時における特例 (略)</p> <p>第16節 遺体の搜索及び措置埋葬計画 災害により、行方不明になり既に死亡していると推定される者の搜索及び災害により遺族等が混乱期のため、遺体識別等のために遺体の措置及び埋葬ができない者に対して、県、<b>市町等</b>の実施事項を定め、遺体の搜索、措置及び埋葬に支障のないよう対処する。</p> <p><b>1</b> 基本方針</p> <p>(1)市町は、県が作成した遺体処理計画策定の手引に基づいて遺体処理計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。</p> <p>(2)遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。</p> <p>(3)県は、市町の遺体処理計画の策定状況を把握するとともに、策定及びその内容について市町に助言する。</p> <p>(4)当該地域内の遺体の搜索及び措置は、市町が行うことを原則とし、海上保安庁、警察等は遺体の搜索及び措置に協力する。</p> <p>(5)市町はあらかじめ遺体収容施設を定めることが困難な場合には、県と協議し、遺体収容施設をあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>(6)市町は、遺体の措置を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。</p> <p>(7)県は、市町が遺体措置を行う必要が生じた場合において、市町から要請があったときは、必要に応じて大規模な遺体収容施設を設置する。</p> <p><b>2</b> 実施主体と実施内容</p>	設処理場の確保	を確保する。	処理施設の確保	中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。	関係団体への協力の要請	収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。	災害廃棄物の処理の実施	県が示す実行計画に基づき、また事前に策定した市町災害廃棄物実行計画に則り、被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。	解体家屋の撤去	解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。	企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。</li> <li>・市町から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力をを行う。</li> </ul>	県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、市町の指示する方法にて搬出等を行う。</li> <li>・河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。</li> </ul>	<p>県の処理方針の改正に伴う修正</p> <p>地震対策編構成の見直し</p> <p>地震対策編構成の見直し</p> <p>地震対策編構成の見直し</p>
設処理場の確保	を確保する。																
処理施設の確保	中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。																
関係団体への協力の要請	収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。																
災害廃棄物の処理の実施	県が示す実行計画に基づき、また事前に策定した市町災害廃棄物実行計画に則り、被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。																
解体家屋の撤去	解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。																
企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。</li> <li>・市町から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力をを行う。</li> </ul>																
県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、市町の指示する方法にて搬出等を行う。</li> <li>・河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。</li> </ul>																

頁	旧	新	備考																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1350 184 1478 262">実施主体</th> <th data-bbox="1478 184 2445 262">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1350 262 1478 340">遺体の捜索</td> <td data-bbox="1478 262 2445 340">市町職員、消防吏員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 340 1478 451">遺体収容施設</td> <td data-bbox="1478 340 2445 451"> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1608 340 1656 451">設 置</th> <th data-bbox="1656 340 2445 451">活 動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1608 340 1656 451">設 置</td> <td data-bbox="1656 340 2445 451">市町は、地震災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 451 1656 562">活 動</td> <td data-bbox="1656 451 2445 562">市町は、遺体収容施設において次の活動を行う。 ア 警察の協力を得て遺体措置を行う。 イ 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 562 1656 674">活 動</td> <td data-bbox="1656 562 2445 674">ウ 被災現場、救護所、救護病院（仮設救護病院）、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。 エ 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。 オ 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 451 1478 562">市 町</td> <td data-bbox="1478 451 2445 562">遺体の処置</td> <td data-bbox="1478 451 2445 562">市町は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な処置（洗浄、縫合、消毒、一時保存）を行い、親族等に引き渡す。相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 562 1478 674">市 町</td> <td data-bbox="1478 562 2445 674">広域火葬</td> <td data-bbox="1478 562 2445 674">大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 674 1478 785">市 町</td> <td data-bbox="1478 674 2445 785">県への要請</td> <td data-bbox="1478 674 2445 785">市町長は、遺体の捜索、措置、火葬について、当該市町で対応できないときは、次の事項を明らかにして県に対しあつせんを要請する。 ア 捜索、措置、火葬に必要な職員数 イ 捜索が必要な地域 ウ 火葬施設の規格(釜の大きさ、燃料等)及び使用可否 エ 必要な輸送車両の台数 オ 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量 カ 広域火葬の応援が必要な遺体数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 785 1478 896">県</td> <td data-bbox="1478 785 2445 896"></td> <td data-bbox="1478 785 2445 896">市町長から遺体の捜索及び措置に関し、要請があった場合、次の措置を講ずる。 ・知事は、市町から医師の派遣の要請があったときは、医師に対する協力要請派遣のため必要な措置を講ずる。 ・知事は、県職員、自衛隊、消防団、青年団等遺体の捜索及び措置に必要な要員の派遣、遺体の措置に必要な器具、資材、輸送車両等の調達又はあつせんを行う。 ・知事は、大規模な遺体収容所の設置を行う。 ・知事は、火葬要員のあつせんを行う。 ・知事は、静岡県広域火葬計画に基づき、県内の市町、さらには他の都道府県の</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	遺体の捜索	市町職員、消防吏員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。	遺体収容施設	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1608 340 1656 451">設 置</th> <th data-bbox="1656 340 2445 451">活 動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1608 340 1656 451">設 置</td> <td data-bbox="1656 340 2445 451">市町は、地震災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 451 1656 562">活 動</td> <td data-bbox="1656 451 2445 562">市町は、遺体収容施設において次の活動を行う。 ア 警察の協力を得て遺体措置を行う。 イ 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 562 1656 674">活 動</td> <td data-bbox="1656 562 2445 674">ウ 被災現場、救護所、救護病院（仮設救護病院）、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。 エ 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。 オ 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。</td> </tr> </tbody> </table>	設 置	活 動	設 置	市町は、地震災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。	活 動	市町は、遺体収容施設において次の活動を行う。 ア 警察の協力を得て遺体措置を行う。 イ 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。	活 動	ウ 被災現場、救護所、救護病院（仮設救護病院）、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。 エ 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。 オ 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。	市 町	遺体の処置	市町は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な処置（洗浄、縫合、消毒、一時保存）を行い、親族等に引き渡す。相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。	市 町	広域火葬	大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。	市 町	県への要請	市町長は、遺体の捜索、措置、火葬について、当該市町で対応できないときは、次の事項を明らかにして県に対しあつせんを要請する。 ア 捜索、措置、火葬に必要な職員数 イ 捜索が必要な地域 ウ 火葬施設の規格(釜の大きさ、燃料等)及び使用可否 エ 必要な輸送車両の台数 オ 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量 カ 広域火葬の応援が必要な遺体数	県		市町長から遺体の捜索及び措置に関し、要請があった場合、次の措置を講ずる。 ・知事は、市町から医師の派遣の要請があったときは、医師に対する協力要請派遣のため必要な措置を講ずる。 ・知事は、県職員、自衛隊、消防団、青年団等遺体の捜索及び措置に必要な要員の派遣、遺体の措置に必要な器具、資材、輸送車両等の調達又はあつせんを行う。 ・知事は、大規模な遺体収容所の設置を行う。 ・知事は、火葬要員のあつせんを行う。 ・知事は、静岡県広域火葬計画に基づき、県内の市町、さらには他の都道府県の	
実施主体	内 容																												
遺体の捜索	市町職員、消防吏員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。																												
遺体収容施設	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1608 340 1656 451">設 置</th> <th data-bbox="1656 340 2445 451">活 動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1608 340 1656 451">設 置</td> <td data-bbox="1656 340 2445 451">市町は、地震災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 451 1656 562">活 動</td> <td data-bbox="1656 451 2445 562">市町は、遺体収容施設において次の活動を行う。 ア 警察の協力を得て遺体措置を行う。 イ 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 562 1656 674">活 動</td> <td data-bbox="1656 562 2445 674">ウ 被災現場、救護所、救護病院（仮設救護病院）、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。 エ 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。 オ 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。</td> </tr> </tbody> </table>	設 置	活 動	設 置	市町は、地震災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。	活 動	市町は、遺体収容施設において次の活動を行う。 ア 警察の協力を得て遺体措置を行う。 イ 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。	活 動	ウ 被災現場、救護所、救護病院（仮設救護病院）、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。 エ 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。 オ 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。																				
設 置	活 動																												
設 置	市町は、地震災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。																												
活 動	市町は、遺体収容施設において次の活動を行う。 ア 警察の協力を得て遺体措置を行う。 イ 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。																												
活 動	ウ 被災現場、救護所、救護病院（仮設救護病院）、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。 エ 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。 オ 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。																												
市 町	遺体の処置	市町は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な処置（洗浄、縫合、消毒、一時保存）を行い、親族等に引き渡す。相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。																											
市 町	広域火葬	大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。																											
市 町	県への要請	市町長は、遺体の捜索、措置、火葬について、当該市町で対応できないときは、次の事項を明らかにして県に対しあつせんを要請する。 ア 捜索、措置、火葬に必要な職員数 イ 捜索が必要な地域 ウ 火葬施設の規格(釜の大きさ、燃料等)及び使用可否 エ 必要な輸送車両の台数 オ 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量 カ 広域火葬の応援が必要な遺体数																											
県		市町長から遺体の捜索及び措置に関し、要請があった場合、次の措置を講ずる。 ・知事は、市町から医師の派遣の要請があったときは、医師に対する協力要請派遣のため必要な措置を講ずる。 ・知事は、県職員、自衛隊、消防団、青年団等遺体の捜索及び措置に必要な要員の派遣、遺体の措置に必要な器具、資材、輸送車両等の調達又はあつせんを行う。 ・知事は、大規模な遺体収容所の設置を行う。 ・知事は、火葬要員のあつせんを行う。 ・知事は、静岡県広域火葬計画に基づき、県内の市町、さらには他の都道府県の																											

頁	旧	新	備考																												
<p>共通 -71</p>	<p>1 災害救助法に基づく県の実施事項 (略)</p> <p>2 市町長の要請に基づく県の実施事項 (1) 遺体の捜索及び措置に必要な要員の派遣 要員は県職員、自衛隊、消防団、青年団等の派遣及び協力依頼により行うものとし、検案については救護班を派遣するものとする。 (2) 遺体の措置に必要な器具、資材の調達あつせん (3) 輸送車両のあつせん (4) 大規模な遺体収容所の設置 (5) 火葬要員のあつせん (6) 他の市町又は各都道府県に対する広域火葬応援の依頼、調整</p> <p>3 市町長の要請事項 市町長が、遺体の捜索、措置、埋葬について知事に対し応援を求める場合には、次の事項を明らかにした上で、そのあつせんに要請するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="222 1081 1320 1270"> <thead> <tr> <th colspan="2">要請時、明確にすべき事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 捜索、措置、火葬に必要な職員数</td> <td>エ 必要な輸送車両の台数</td> </tr> <tr> <td>イ 捜索が必要な地域</td> <td>オ 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量</td> </tr> <tr> <td>ウ 火葬施設の規格(釜の大きさ、燃料等)及び使用可否</td> <td>カ 広域火葬の応援が必要な遺体数</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第18節 社会秩序維持計画</p> <p>災害時における社会混乱を鎮め民心を安定させるため、社会秩序を維持するための活動について県及び市町の実施事項を定め、社会秩序の維持に支障のないよう措置する。</p> <p>(略)</p> <p>2 県警察</p> <table border="1" data-bbox="222 1543 1320 1858"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関係機関に対する協力</td> <td>地域の平穏を害する不法行為を未然に防止するため、物資の配給、その他救助活動等を行う関係機関の活動に対し可能な限り協力する。</td> </tr> <tr> <td>不法事態に対する措置</td> <td>駅、物資集積場所、金融機関等において集団不法行為により治安上重大な事態が発生し、また発生するおそれのある場合は、所要の警備力を集中し事態の収拾を図る。</td> </tr> <tr> <td>地域安全情報の伝達</td> <td>必要に応じて災害総合相談所を開設し、住民からの各種相談、照会に対応するとともに、住民の生活に必要な情報収集に努め、地域安全情報として各</td> </tr> </tbody> </table>	要請時、明確にすべき事項		ア 捜索、措置、火葬に必要な職員数	エ 必要な輸送車両の台数	イ 捜索が必要な地域	オ 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量	ウ 火葬施設の規格(釜の大きさ、燃料等)及び使用可否	カ 広域火葬の応援が必要な遺体数	区分	内容	関係機関に対する協力	地域の平穏を害する不法行為を未然に防止するため、物資の配給、その他救助活動等を行う関係機関の活動に対し可能な限り協力する。	不法事態に対する措置	駅、物資集積場所、金融機関等において集団不法行為により治安上重大な事態が発生し、また発生するおそれのある場合は、所要の警備力を集中し事態の収拾を図る。	地域安全情報の伝達	必要に応じて災害総合相談所を開設し、住民からの各種相談、照会に対応するとともに、住民の生活に必要な情報収集に努め、地域安全情報として各	<table border="1" data-bbox="1350 184 2448 420"> <tbody> <tr> <td></td> <td>応援を得て、火葬場の割り振り調整、応援資機材集積拠点の指定等、広域火葬を行うために必要な措置を講ずる。</td> </tr> <tr> <td>県民及び自主防災組織</td> <td>行方不明者についての情報を、市町に提供するよう努める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <p>(略)</p> <p>第18節 社会秩序維持計画</p> <p>災害時における社会混乱を鎮め民心を安定させるため、社会秩序を維持するための活動について県及び市町の実施事項を定め、社会秩序の維持に支障のないよう措置する。</p> <p>(略)</p> <p>2 県警察</p> <table border="1" data-bbox="1350 1543 2448 1858"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関係機関に対する協力</td> <td>地域の平穏を害する不法行為を未然に防止するため、救助活動等を行う関係機関の活動に対し可能な限り協力する。</td> </tr> <tr> <td>不法事態に対する措置</td> <td>駅、物資集積場所、金融機関等において集団不法行為により治安上重大な事態が発生し、また発生するおそれのある場合は、所要の警備力を集中し事態の収拾を図る。</td> </tr> <tr> <td>地域安全情報の伝達</td> <td>必要に応じて災害総合相談所を開設し、住民からの各種相談、照会に対応するとともに、住民の生活に必要な情報収集に努め、地域安全情報として各</td> </tr> </tbody> </table>		応援を得て、火葬場の割り振り調整、応援資機材集積拠点の指定等、広域火葬を行うために必要な措置を講ずる。	県民及び自主防災組織	行方不明者についての情報を、市町に提供するよう努める。	区分	内容	関係機関に対する協力	地域の平穏を害する不法行為を未然に防止するため、救助活動等を行う関係機関の活動に対し可能な限り協力する。	不法事態に対する措置	駅、物資集積場所、金融機関等において集団不法行為により治安上重大な事態が発生し、また発生するおそれのある場合は、所要の警備力を集中し事態の収拾を図る。	地域安全情報の伝達	必要に応じて災害総合相談所を開設し、住民からの各種相談、照会に対応するとともに、住民の生活に必要な情報収集に努め、地域安全情報として各	<p>地震対策編構成の見直し</p> <p>地震対策編構成の見直し</p>
	要請時、明確にすべき事項																														
ア 捜索、措置、火葬に必要な職員数	エ 必要な輸送車両の台数																														
イ 捜索が必要な地域	オ 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量																														
ウ 火葬施設の規格(釜の大きさ、燃料等)及び使用可否	カ 広域火葬の応援が必要な遺体数																														
区分	内容																														
関係機関に対する協力	地域の平穏を害する不法行為を未然に防止するため、物資の配給、その他救助活動等を行う関係機関の活動に対し可能な限り協力する。																														
不法事態に対する措置	駅、物資集積場所、金融機関等において集団不法行為により治安上重大な事態が発生し、また発生するおそれのある場合は、所要の警備力を集中し事態の収拾を図る。																														
地域安全情報の伝達	必要に応じて災害総合相談所を開設し、住民からの各種相談、照会に対応するとともに、住民の生活に必要な情報収集に努め、地域安全情報として各																														
	応援を得て、火葬場の割り振り調整、応援資機材集積拠点の指定等、広域火葬を行うために必要な措置を講ずる。																														
県民及び自主防災組織	行方不明者についての情報を、市町に提供するよう努める。																														
区分	内容																														
関係機関に対する協力	地域の平穏を害する不法行為を未然に防止するため、救助活動等を行う関係機関の活動に対し可能な限り協力する。																														
不法事態に対する措置	駅、物資集積場所、金融機関等において集団不法行為により治安上重大な事態が発生し、また発生するおそれのある場合は、所要の警備力を集中し事態の収拾を図る。																														
地域安全情報の伝達	必要に応じて災害総合相談所を開設し、住民からの各種相談、照会に対応するとともに、住民の生活に必要な情報収集に努め、地域安全情報として各																														
			<p>関係機関からの意見の反映</p>																												

頁	旧	新	備考		
共通 -72	種広報媒体を通じて伝達する。	種広報媒体を通じて伝達する。	地震対策編構成の見直し		
	銃砲刀剣類等に対する措置	銃砲刀剣類及び危険物等の保管状況等に関する調査を行い、保安上必要な措置を講ずるものとする。		銃砲刀剣類等に対する措置	銃砲刀剣類及び危険物等の保管状況等に関する調査を行い、保安上必要な措置を講ずるものとする。
	その他の活動	ア 犯罪情報の収集、集団不法行為及び暴利行為の予防・取締り イ 流言飛語が横行した場合における原因究明及び適切な情報提供 ウ その他社会秩序維持・民生安定化に係る必要な措置 エ 復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。		その他の活動	ア 犯罪情報の収集、集団不法行為及び暴利行為の予防・取締り イ 流言飛語が横行した場合における原因究明及び適切な情報提供 ウ その他社会秩序維持・民生安定化に係る必要な措置 エ 復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。
	第19節 輸送計画 (略)			第19節 輸送計画 (略)	
	1 実施方法			1 県	
	区分	項目		内	容
	陸上輸送	陸上輸送は、県有車両の活用、陸上自衛隊の要請、東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下「鉄道」という）の利用、運送業者の協力により行うものとし、災害の態様、その他の事情を勘案して適宜実施するものとする。		資料編Ⅱ（10-4-4）＜県有車両一覧表＞に基づき実施するものとし、その実施者は、本庁所属車両（静岡県レンタカー協会との協定に基づく調達車両を含む。）については、県災害対策本部出納第2班長とし、出先機関所属車両については、その出先機関を所管する県災害対策本部の方面本部とする。	
		陸上自衛隊の要請		＜第27節 自衛隊派遣要請計画＞による	
		鉄道の利用		鉄道輸送に関する東海旅客鉄道株式会社静岡支社、東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部、東日本旅客鉄道株式会社横浜支社及び日本貨物鉄道株式会社静岡支店との連絡は、それぞれの会社と行う。	
		民間営業車両の協力要請		民間営業車両の借上げは、中部運輸局静岡運輸支局を通し資料編Ⅱ（10-4-5）により協力要請する外、必要に応じ協定締結により要請するものとする。	
海上等輸送		海上等輸送は、海上自衛隊、海上保安庁、中部運輸局及び防災関係機関等の協力を得て次の船舶により行う。なお、知事は必要に応じて、国又は他都県に対して、協力を要請する。			
海上等輸送	輸送方法	県有船舶 県有船舶は、資料編Ⅱ（10-6-6）のとおりである。			
	海上自衛隊の艦艇	＜第27節 自衛隊派遣要請計画＞により行うものとする。			
	海上保安庁の船艇	＜第28節 海上保安庁に対する支援要請計画＞により行うものとする。			
	輸送路の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路管理者は警察、自衛隊等の協力を得て通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。</li> <li>災害対策本部は、緊急輸送ルート上の被害状況を把握し、通行可否を確認する。</li> <li>道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。更にあらかじめ指定された第1次、第2次、第3次の緊急輸送路の順を基本に緊急輸送路等の応急復旧を行い、輸送機能の充実に努める。</li> </ul>			
輸送手段の	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送は、次の車両により行う。</li> </ul>				
緊急輸送対策の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、災害応急対策の各段階に応じた的確な対応をとるものとする。</li> <li>(2) 緊急輸送は県民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とする。</li> <li>(3) 県内で輸送手段等の調整ができないときは、国又は全国知事会に協力を要請する。</li> </ul>				
緊急輸送の対象等	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 災害応急対策要員として配備される者、又は配置替えされる者</li> <li>イ 医療、助産その他救護等のため輸送を必要とする者</li> <li>ウ 食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資</li> <li>エ リ災者を受け入れるため必要な資機材</li> <li>オ 公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材</li> <li>カ その他知事が必要と認めるもの</li> </ul>				
緊急輸送体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通施設の被害状況を勘案し、状況に応じた緊急輸送計画を作成する。</li> <li>なお、緊急輸送計画の作成に当たっては乗員、機材、燃料の確保状況、輸送施設の被害状況、復旧状況、輸送必要物資の量を勘案する。</li> </ul>				
(1) 陸上輸送体制	陸上輸送は、県有車両の活用、陸上自衛隊の要請、東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下「鉄道」という）の利用、運送業者の協力により行うものとし、災害の態様、その他の事情を勘案して適宜実施するものとする。				
区分	内		容		
輸送路の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路管理者は警察、自衛隊等の協力を得て通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。</li> <li>災害対策本部は、緊急輸送ルート上の被害状況を把握し、通行可否を確認する。</li> <li>道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。更にあらかじめ指定された第1次、第2次、第3次の緊急輸送路の順を基本に緊急輸送路等の応急復旧を行い、輸送機能の充実に努める。</li> </ul>				
輸送手段の	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送は、次の車両により行う。</li> </ul>				

頁	旧	新	備考						
	<p>ア 民間船舶（漁船を除く。） 民間船舶への協力要請は中部運輸局静岡運輸支局を通し、資料編Ⅱ（10-6-8）により協力要請するものとする。</p> <p>イ 漁船 漁船への協力要請は、関係漁業協同組合を通じて行うものとする。</p> <p>ウ マリーナ協会所属船舶等（（公財）浜名湖総合環境財団及び静岡県マリーナ協会（西部支部）） 浜名湖内において、災害時に被災者、緊急物資及び応急対策に必要な人員、資機材等の輸送が必要と判断された場合には、浜松市及び湖西市は、（公財）浜名湖総合環境財団及び静岡県マリーナ協会（西部支部）に対して協力要請するものとする。</p> <p>船舶の運用調整を図るため必要に応じ海上保安庁、中部運輸局、海上自衛隊及び県の各機関をもって海上等輸送連絡所を設置するものとする。</p> <p>航空輸送を必要とする場合は、航空機、防災ヘリコプターの活用及び＜第27節 自衛隊派遣要請計画＞により行うものとする。</p> <p>県内のヘリコプター離着陸可能場所は資料編Ⅱ（10-7-1）のとおりである。 なお、大規模な災害が発生し、多数のヘリコプターの応援を受ける場合には、静岡空港及び資料編Ⅱ（10-7-2）の防災拠点ヘリポートを利用するものとする。</p> <p>ヘリポートに使用した用地等の損失補償は、公共用地を使用した場合は原則として無償とし、民間用地については、その都度関係者と協議のうえ負担額を定めるものとする。</p>	<p><b>確保</b></p> <p>・知事は県内において輸送手段の調達ができない場合、又は、県外から輸送を行う場合が必要があるときは、国又は全国知事会に協力を要請する。</p> <p>ア 県有車両 資料編Ⅱ（10-4-4）＜県有車両一覧表＞に基づき実施するものとし、その実施者は、本庁所属車両（静岡県レンタカー協会との協定に基づく調達車両を含む。）については、県災害対策本部出納第2班長とし、出先機関所属車両については、その出先機関を所管する県災害対策本部の方面本部とする。</p> <p>イ 自衛隊の車両 ＜第27節 自衛隊派遣要請計画＞による</p> <p>ウ 鉄道輸送会社等の車両 鉄道輸送に関する東海旅客鉄道株式会社静岡支社、東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部、東日本旅客鉄道株式会社横浜支社及び日本貨物鉄道株式会社静岡支店との連絡は、それぞれの会社と行う。</p> <p>エ 民間営業車両 民間営業車両の借上げは、中部運輸局静岡運輸支局を通し資料編Ⅱ（10-4-5）により協力要請するほか、必要に応じ協定締結により要請するものとする。</p> <p><b>広域物資拠点及び要員の確保</b></p> <p>・方面本部ごとの広域物資拠点は、別に定める。 ・緊急物資の荷捌業務等を円滑に行うため、広域物資拠点に県職員を派遣する。</p>							
		<p>(2)海上等輸送体制</p> <p>海上等輸送は、海上自衛隊、海上保安庁、中部運輸局及び防災関係機関等の協力を得て行う。 なお、知事は必要に応じて、国又は他都県に対して、協力を要請する。</p> <table border="1" data-bbox="1350 1155 2448 1858"> <thead> <tr> <th data-bbox="1350 1155 1513 1197">区分</th> <th data-bbox="1513 1155 2448 1197">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1350 1197 1513 1470"><b>輸送路の確保</b></td> <td data-bbox="1513 1197 2448 1470"> <p>・港湾及び漁港の管理者は、市町、自衛隊、海上保安庁等の協力を得て交通の可能な航路、港湾等の施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。</p> <p>・災害対策本部は、港湾施設等の被害状況や荷役業者の確保等を勘案し、使用可能な港湾を選定する。</p> <p>・港湾及び漁港の管理者は、自衛隊、海上保安庁の協力を得て、港内の航行可能路を選定するとともに海上輸送ルート確保に努める。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 1470 1513 1858"><b>輸送手段の確保</b></td> <td data-bbox="1513 1470 2448 1858"> <p>・緊急輸送は、次の船舶により行う。</p> <p>ア 県有船舶 県有船舶は、資料編Ⅱ（10-6-6）のとおりである。</p> <p>イ 海上自衛隊の艦艇 ＜第27節 自衛隊派遣要請計画＞により行うものとする。</p> <p>ウ 海上保安庁の船舶 ＜第28節 海上保安庁に対する支援要請計画＞により行うものとする。 なお、清水、下田海上保安部の保有船舶は、資料編Ⅱ（10-6-7）のとおりである。</p> <p>エ その他官公庁船</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	<b>輸送路の確保</b>	<p>・港湾及び漁港の管理者は、市町、自衛隊、海上保安庁等の協力を得て交通の可能な航路、港湾等の施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。</p> <p>・災害対策本部は、港湾施設等の被害状況や荷役業者の確保等を勘案し、使用可能な港湾を選定する。</p> <p>・港湾及び漁港の管理者は、自衛隊、海上保安庁の協力を得て、港内の航行可能路を選定するとともに海上輸送ルート確保に努める。</p>	<b>輸送手段の確保</b>	<p>・緊急輸送は、次の船舶により行う。</p> <p>ア 県有船舶 県有船舶は、資料編Ⅱ（10-6-6）のとおりである。</p> <p>イ 海上自衛隊の艦艇 ＜第27節 自衛隊派遣要請計画＞により行うものとする。</p> <p>ウ 海上保安庁の船舶 ＜第28節 海上保安庁に対する支援要請計画＞により行うものとする。 なお、清水、下田海上保安部の保有船舶は、資料編Ⅱ（10-6-7）のとおりである。</p> <p>エ その他官公庁船</p>	
区分	内容								
<b>輸送路の確保</b>	<p>・港湾及び漁港の管理者は、市町、自衛隊、海上保安庁等の協力を得て交通の可能な航路、港湾等の施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。</p> <p>・災害対策本部は、港湾施設等の被害状況や荷役業者の確保等を勘案し、使用可能な港湾を選定する。</p> <p>・港湾及び漁港の管理者は、自衛隊、海上保安庁の協力を得て、港内の航行可能路を選定するとともに海上輸送ルート確保に努める。</p>								
<b>輸送手段の確保</b>	<p>・緊急輸送は、次の船舶により行う。</p> <p>ア 県有船舶 県有船舶は、資料編Ⅱ（10-6-6）のとおりである。</p> <p>イ 海上自衛隊の艦艇 ＜第27節 自衛隊派遣要請計画＞により行うものとする。</p> <p>ウ 海上保安庁の船舶 ＜第28節 海上保安庁に対する支援要請計画＞により行うものとする。 なお、清水、下田海上保安部の保有船舶は、資料編Ⅱ（10-6-7）のとおりである。</p> <p>エ その他官公庁船</p>								

頁	旧	新	備考						
		<p>オ 民間船舶(漁船を除く。) 民間船舶への協力要請は中部運輸局静岡運輸支局を通し、資料編Ⅱ(10-6-8)により協力要請するものとする。</p> <p>カ 漁船 漁船への協力要請は、関係漁業協同組合を通じて行うものとする。</p> <p>キ マリーナ協会所属船舶等((公財)浜名湖総合環境財団及び静岡県マリーナ協会(西部支部)) 浜名湖内において、災害時に被災者、緊急物資及び応急対策に必要な人員、資機材等の輸送が必要と判断された場合には、浜松市及び湖西市は、(公財)浜名湖総合環境財団及び静岡県マリーナ協会(西部支部)に対して協力要請するものとする。</p>							
		<p>海上等輸送連絡所の設置 船舶の運用調整を図るため必要に応じ海上保安庁、中部運輸局、海上自衛隊及び県の各機関をもって海上等輸送連絡所を設置するものとする。</p>							
		<p>緊急物資集積場所及び要員の確保 ・港湾及び漁港の管理者は、港湾・漁港施設、公共用地等を利用して緊急物資集積場所を確保する。 ・緊急物資の荷捌業務等を円滑に行うため、緊急物資集積場所に県職員を派遣する。</p>							
		<p>(3)航空輸送体制</p> <p>ア 航空輸送を必要とする場合は、航空機、防災ヘリコプターの活用及び&lt;第2-7節 自衛隊派遣要請計画&gt;により行うものとする。</p> <p>イ 県内のヘリコプター離着陸可能場所は資料編Ⅱ(10-7-1)のとおりである。 なお、大規模な災害が発生し、多数のヘリコプターの応援を受ける場合には、静岡空港及び資料編Ⅱ(10-7-2)の防災拠点ヘリポートを利用するものとする。</p> <p>ウ ヘリポートに使用した用地等の損失補償は、公共用地を使用した場合は原則として無償とし、民間用地については、その都度関係者と協議のうえ負担額を定めるものとする。</p>							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1350 1241 1525 1276">区 分</th> <th data-bbox="1525 1241 2445 1276">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1350 1276 1525 1709">輸送施設の確保</td> <td data-bbox="1525 1276 2445 1709"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部は、航空緊急輸送計画を作成するため、静岡空港の利用可能状況を把握するとともに、自衛隊に要請し浜松基地、静浜基地、板妻駐屯地の利用可能状況を把握する。</li> <li>・ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めたヘリポートで行うことを原則とする。</li> <li>・方面本部は、管内市町を通じあらかじめ定めたヘリポートの使用可能状況を把握し、災害対策本部に報告する。</li> <li>・必要に応じて、三保飛行場の利用可能状況を把握する。</li> <li>・一時に多量の緊急物資の輸送が必要になった場合は、自衛隊に空中投下による輸送を依頼する。</li> <li>・なお、投下場所の選定、安全の確保についてはその都度定める。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 1709 1525 1864">輸送の手段</td> <td data-bbox="1525 1709 2445 1864"> <p>緊急輸送は、他都道府県等及び自衛隊、日本赤十字社静岡県支部等の協力を得て次の航空機により行う。</p> <p>ア 自衛隊等の航空機 イ 県等のヘリコプター</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	輸送施設の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部は、航空緊急輸送計画を作成するため、静岡空港の利用可能状況を把握するとともに、自衛隊に要請し浜松基地、静浜基地、板妻駐屯地の利用可能状況を把握する。</li> <li>・ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めたヘリポートで行うことを原則とする。</li> <li>・方面本部は、管内市町を通じあらかじめ定めたヘリポートの使用可能状況を把握し、災害対策本部に報告する。</li> <li>・必要に応じて、三保飛行場の利用可能状況を把握する。</li> <li>・一時に多量の緊急物資の輸送が必要になった場合は、自衛隊に空中投下による輸送を依頼する。</li> <li>・なお、投下場所の選定、安全の確保についてはその都度定める。</li> </ul>	輸送の手段	<p>緊急輸送は、他都道府県等及び自衛隊、日本赤十字社静岡県支部等の協力を得て次の航空機により行う。</p> <p>ア 自衛隊等の航空機 イ 県等のヘリコプター</p>	
区 分	内 容								
輸送施設の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部は、航空緊急輸送計画を作成するため、静岡空港の利用可能状況を把握するとともに、自衛隊に要請し浜松基地、静浜基地、板妻駐屯地の利用可能状況を把握する。</li> <li>・ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めたヘリポートで行うことを原則とする。</li> <li>・方面本部は、管内市町を通じあらかじめ定めたヘリポートの使用可能状況を把握し、災害対策本部に報告する。</li> <li>・必要に応じて、三保飛行場の利用可能状況を把握する。</li> <li>・一時に多量の緊急物資の輸送が必要になった場合は、自衛隊に空中投下による輸送を依頼する。</li> <li>・なお、投下場所の選定、安全の確保についてはその都度定める。</li> </ul>								
輸送の手段	<p>緊急輸送は、他都道府県等及び自衛隊、日本赤十字社静岡県支部等の協力を得て次の航空機により行う。</p> <p>ア 自衛隊等の航空機 イ 県等のヘリコプター</p>								

頁	旧	新	備考																						
		<p>ウ 他の都道府県等のヘリコプター エ 赤十字飛行隊及び民間の航空機</p> <p>緊急物資集積場所及び要員の確保 自衛隊の各部隊と事前の協議を行い、必要に応じて、浜松基地、静浜基地、板妻駐屯地内に緊急物資集積場所を設けるとともに必要に応じ連絡調整に当るため、県職員を派遣する。</p> <p>(4)緊急輸送のための燃料確保対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車、船舶の燃料</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>県有車両、県有船舶の燃料、その他県の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。</li> <li>県は、緊急車両等に対する優先的な給油が実施されるよう調整を行うと共に、燃料の不足が見込まれる場合は、供給を要請する。</li> <li>給油所等の稼働状況及び燃料保有状況について、関係者間で共有する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>航空機の燃料</td> <td>県の所有する防災ヘリコプター、県内で運行するドクターヘリ及び他の都道府県からの応援ヘリコプターの災害応急対策活動等のため必要な燃料については、静岡空港の防災用備蓄燃料を使用するとともに、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5)燃料の調整等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは災害対策本部において調整を行う。なお、この場合、次により調整することを原則とする。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>優先順位</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1順位</td> <td>県民の生命の安全を確保するために必要な輸送</td> </tr> <tr> <td>第2順位</td> <td>災害の拡大防止のために必要な輸送</td> </tr> <tr> <td>第3順位</td> <td>災害応急対策のために必要な輸送</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 市町及び防災関係機関の緊急輸送</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町の災害応急対策を実施するため必要な緊急輸送は市町が行うことを原則とする。</li> <li>市町長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、輸送の内容に応じて、各計画に定めるところに従って県に対し必要な措置を要請する。</li> <li>緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については県に準ずる。</li> <li>市町は、管内のヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>防災関係機関</td> <td>防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は災害対策本部に必要な措置を要請する。</td> </tr> <tr> <td>国土交通省中部運輸局</td> <td>中部運輸局は、静岡運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車並びに船舶の出動可能数の確認を行うとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	自動車、船舶の燃料	<ul style="list-style-type: none"> <li>県有車両、県有船舶の燃料、その他県の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。</li> <li>県は、緊急車両等に対する優先的な給油が実施されるよう調整を行うと共に、燃料の不足が見込まれる場合は、供給を要請する。</li> <li>給油所等の稼働状況及び燃料保有状況について、関係者間で共有する。</li> </ul>	航空機の燃料	県の所有する防災ヘリコプター、県内で運行するドクターヘリ及び他の都道府県からの応援ヘリコプターの災害応急対策活動等のため必要な燃料については、静岡空港の防災用備蓄燃料を使用するとともに、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。	優先順位	内 容	第1順位	県民の生命の安全を確保するために必要な輸送	第2順位	災害の拡大防止のために必要な輸送	第3順位	災害応急対策のために必要な輸送	実施主体	内 容	市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町の災害応急対策を実施するため必要な緊急輸送は市町が行うことを原則とする。</li> <li>市町長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、輸送の内容に応じて、各計画に定めるところに従って県に対し必要な措置を要請する。</li> <li>緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については県に準ずる。</li> <li>市町は、管内のヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。</li> </ul>	防災関係機関	防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は災害対策本部に必要な措置を要請する。	国土交通省中部運輸局	中部運輸局は、静岡運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車並びに船舶の出動可能数の確認を行うとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。	
区 分	内 容																								
自動車、船舶の燃料	<ul style="list-style-type: none"> <li>県有車両、県有船舶の燃料、その他県の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。</li> <li>県は、緊急車両等に対する優先的な給油が実施されるよう調整を行うと共に、燃料の不足が見込まれる場合は、供給を要請する。</li> <li>給油所等の稼働状況及び燃料保有状況について、関係者間で共有する。</li> </ul>																								
航空機の燃料	県の所有する防災ヘリコプター、県内で運行するドクターヘリ及び他の都道府県からの応援ヘリコプターの災害応急対策活動等のため必要な燃料については、静岡空港の防災用備蓄燃料を使用するとともに、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。																								
優先順位	内 容																								
第1順位	県民の生命の安全を確保するために必要な輸送																								
第2順位	災害の拡大防止のために必要な輸送																								
第3順位	災害応急対策のために必要な輸送																								
実施主体	内 容																								
市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町の災害応急対策を実施するため必要な緊急輸送は市町が行うことを原則とする。</li> <li>市町長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、輸送の内容に応じて、各計画に定めるところに従って県に対し必要な措置を要請する。</li> <li>緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については県に準ずる。</li> <li>市町は、管内のヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。</li> </ul>																								
防災関係機関	防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は災害対策本部に必要な措置を要請する。																								
国土交通省中部運輸局	中部運輸局は、静岡運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車並びに船舶の出動可能数の確認を行うとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。																								

頁	旧	新	備考						
共通 -74	<p><b>2</b> 災害救助法の規定による輸送の範囲(略)</p> <p><b>3 市町の要請事項</b> ○市町長が、輸送計画について、知事に対し応援を求める場合には、輸送の内容により、各計画に定めるところに従って要請するものとする。</p> <p>第20節 交通応急対策計画 交通施設に係る災害に際して、県知事、道路管理者、県公安委員会、鉄道事業者、空港管理者等の実施すべき応急措置の大綱を定め、もって応急作業を効率化するとともに、被災者及び救助物資等の輸送の円滑化を図る。</p>	<p><b>3</b> 災害救助法の規定による輸送の範囲(略)</p> <p>第20節 交通応急対策計画 交通施設に係る災害に際して、<b>自動車運転者</b>、県知事、道路管理者、県公安委員会、鉄道事業者、空港管理者等の実施すべき応急措置の大綱を定め、もって応急作業を効率化するとともに、被災者及び救助物資等の輸送の円滑化を図る。</p> <p><b>1 陸上交通の確保</b> <b>(1)陸上交通確保の基本方針</b> ・県は、国土交通省、中日本高速道路株式会社、市町、自衛隊、鉄道事業者等の協力を求め主要道路及び鉄道の被害状況について情報の収集を行う。 ・県公安委員会(県警察)は、緊急交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限することができる。 ・道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。 この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。 ・県公安委員会(県警察)及び道路関係者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。 ・道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。</p> <p><b>(2)自動車運転者のとるべき措置</b></p> <table border="1" data-bbox="1347 1209 2445 1873"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 1209 1495 1251">区 分</th> <th data-bbox="1495 1209 2445 1251">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1347 1251 1495 1402">緊急地震速報を聞いたとき</td> <td data-bbox="1495 1251 2445 1402"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。</li> <li>・急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。</li> <li>・大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 1402 1495 1873">地震等が発生したとき</td> <td data-bbox="1495 1402 2445 1873"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。</li> <li>ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。</li> <li>イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。</li> <li>ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。</li> <li>・やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</li> <li>・避難のために車両を使用しないこと。</li> <li>・災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等(交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。)における一般車両</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	緊急地震速報を聞いたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。</li> <li>・急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。</li> <li>・大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。</li> </ul>	地震等が発生したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。</li> <li>ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。</li> <li>イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。</li> <li>ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。</li> <li>・やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</li> <li>・避難のために車両を使用しないこと。</li> <li>・災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等(交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。)における一般車両</li> </ul>	<p>地震対策編構成の見直し</p> <p>地震対策編構成の見直し</p> <p>地震対策編構成の見直し</p>
	区 分	内 容							
緊急地震速報を聞いたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。</li> <li>・急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。</li> <li>・大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。</li> </ul>								
地震等が発生したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。</li> <li>ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。</li> <li>イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。</li> <li>ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。</li> <li>・やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</li> <li>・避難のために車両を使用しないこと。</li> <li>・災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等(交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。)における一般車両</li> </ul>								

頁	旧	新	備考																										
		<p>の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間（以下「指定道路区間」という）においても、同様とする。</p> <p>ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。</p> <p>(ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所</p> <p>(イ) 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所</p> <p>イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。</p> <p>ウ 通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。</p>																											
	<p><b>1</b> 道路管理者等の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 884 400 919">区 分</th> <th data-bbox="400 884 1320 919">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 919 400 1003">応急態勢の確立</td> <td data-bbox="400 919 1320 1003">道路管理者は、異常気象、トンネル火災等による災害が発生した時は、非常呼集等により速やかに応急態勢を確立し、応急対策を実施するものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1003 400 1119">主要交通路等の確保</td> <td data-bbox="400 1003 1320 1119">主要な道路、橋梁（資料編Ⅱ（10-4-1）、資料編Ⅱ（10-4-2））及び港湾、漁港（資料編Ⅱ（10-6-3））の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の際により随時迂回路を設定する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1119 400 1318">災害時における通行の禁止又は制限</td> <td data-bbox="400 1119 1320 1318"> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。</li> <li>道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明らかに記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を道路標識をもって明示する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1318 400 1518">放置車両の移動等</td> <td data-bbox="400 1318 1320 1518">放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は災害対策基本法に基づく区間指定を行い、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等自ら車両の移動等を行うものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1518 400 1860" rowspan="2">道路の応急復旧</td> <td data-bbox="400 1518 1320 1822"> <p>ア 応急復旧の実施責任者</p> <p>道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。</p> <p>ただし、県は、政令市以外の市町が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町道について、当該市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行うものとする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1822 1320 1860">イ 市町長の責務</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	応急態勢の確立	道路管理者は、異常気象、トンネル火災等による災害が発生した時は、非常呼集等により速やかに応急態勢を確立し、応急対策を実施するものとする。	主要交通路等の確保	主要な道路、橋梁（資料編Ⅱ（10-4-1）、資料編Ⅱ（10-4-2））及び港湾、漁港（資料編Ⅱ（10-6-3））の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の際により随時迂回路を設定する。	災害時における通行の禁止又は制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。</li> <li>道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明らかに記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を道路標識をもって明示する。</li> </ul>	放置車両の移動等	放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は災害対策基本法に基づく区間指定を行い、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等自ら車両の移動等を行うものとする。	道路の応急復旧	<p>ア 応急復旧の実施責任者</p> <p>道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。</p> <p>ただし、県は、政令市以外の市町が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町道について、当該市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行うものとする。</p>	イ 市町長の責務	<p><b>(2)</b> 道路管理者等の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1350 884 1528 919">区 分</th> <th data-bbox="1528 884 2448 919">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1350 919 1528 1003">応急態勢の確立</td> <td data-bbox="1528 919 2448 1003">道路管理者は、異常気象、トンネル火災等による災害が発生した時は、非常呼集等により速やかに応急態勢を確立し、応急対策を実施するものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 1003 1528 1119">主要交通路等の確保</td> <td data-bbox="1528 1003 2448 1119">主要な道路、橋梁（資料編Ⅱ（10-4-1）、資料編Ⅱ（10-4-2））及び港湾、漁港（資料編Ⅱ（10-6-3））の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の際により随時迂回路を設定する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 1119 1528 1318">災害時における通行の禁止又は制限</td> <td data-bbox="1528 1119 2448 1318"> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。</li> <li>道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明らかに記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を道路標識をもって明示する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 1318 1528 1518">放置車両の移動等</td> <td data-bbox="1528 1318 2448 1518">放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は災害対策基本法に基づく区間指定を行い、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等自ら車両の移動等を行うものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 1518 1528 1860" rowspan="2">道路の応急復旧</td> <td data-bbox="1528 1518 2448 1822"> <p>ア 応急復旧の実施責任者</p> <p>道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。</p> <p>ただし、県は、政令市以外の市町が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町道について、当該市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行うものとする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1528 1822 2448 1860">イ 市町長の責務</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	応急態勢の確立	道路管理者は、異常気象、トンネル火災等による災害が発生した時は、非常呼集等により速やかに応急態勢を確立し、応急対策を実施するものとする。	主要交通路等の確保	主要な道路、橋梁（資料編Ⅱ（10-4-1）、資料編Ⅱ（10-4-2））及び港湾、漁港（資料編Ⅱ（10-6-3））の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の際により随時迂回路を設定する。	災害時における通行の禁止又は制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。</li> <li>道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明らかに記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を道路標識をもって明示する。</li> </ul>	放置車両の移動等	放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は災害対策基本法に基づく区間指定を行い、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等自ら車両の移動等を行うものとする。	道路の応急復旧	<p>ア 応急復旧の実施責任者</p> <p>道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。</p> <p>ただし、県は、政令市以外の市町が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町道について、当該市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行うものとする。</p>	イ 市町長の責務	
区 分	内 容																												
応急態勢の確立	道路管理者は、異常気象、トンネル火災等による災害が発生した時は、非常呼集等により速やかに応急態勢を確立し、応急対策を実施するものとする。																												
主要交通路等の確保	主要な道路、橋梁（資料編Ⅱ（10-4-1）、資料編Ⅱ（10-4-2））及び港湾、漁港（資料編Ⅱ（10-6-3））の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の際により随時迂回路を設定する。																												
災害時における通行の禁止又は制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。</li> <li>道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明らかに記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を道路標識をもって明示する。</li> </ul>																												
放置車両の移動等	放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は災害対策基本法に基づく区間指定を行い、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等自ら車両の移動等を行うものとする。																												
道路の応急復旧	<p>ア 応急復旧の実施責任者</p> <p>道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。</p> <p>ただし、県は、政令市以外の市町が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町道について、当該市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行うものとする。</p>																												
	イ 市町長の責務																												
区 分	内 容																												
応急態勢の確立	道路管理者は、異常気象、トンネル火災等による災害が発生した時は、非常呼集等により速やかに応急態勢を確立し、応急対策を実施するものとする。																												
主要交通路等の確保	主要な道路、橋梁（資料編Ⅱ（10-4-1）、資料編Ⅱ（10-4-2））及び港湾、漁港（資料編Ⅱ（10-6-3））の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の際により随時迂回路を設定する。																												
災害時における通行の禁止又は制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。</li> <li>道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明らかに記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を道路標識をもって明示する。</li> </ul>																												
放置車両の移動等	放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は災害対策基本法に基づく区間指定を行い、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等自ら車両の移動等を行うものとする。																												
道路の応急復旧	<p>ア 応急復旧の実施責任者</p> <p>道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。</p> <p>ただし、県は、政令市以外の市町が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町道について、当該市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行うものとする。</p>																												
	イ 市町長の責務																												

頁	旧	新	備考								
	<p>(ア) 他の道路管理者に対する通報 市町長は、自市町内の国道、県道等、他の管理者に属する道路が損壊等により、通行に支障をきたすことを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。</p> <p>(イ) 緊急の場合における応急復旧 市町長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便益を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。</p> <p>(ウ) 知事に対する応援要請 市町長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し、応急復旧の応援を求めるものとする。</p> <p>ウ 仮設道路の設置</p> <p>既設道路の全てが損壊し、他に交通の方法がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要が生じた場合は、県及び当該市町が協議し、実施責任の範囲を定め所要の措置を講ずるものとする。</p>	<p>(ア) 他の道路管理者に対する通報 市町長は、自市町内の国道、県道等、他の管理者に属する道路が損壊等により、通行に支障をきたすことを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。</p> <p>(イ) 緊急の場合における応急復旧 市町長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便益を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。</p> <p>(ウ) 知事に対する応援要請 市町長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し、応急復旧の応援を求めるものとする。</p> <p>ウ 応急復旧、仮設道路の設置 ・道路管理者は、建設業協会等の協力を求め道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。 ・既設道路の全てが損壊し、他に交通の方法がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要が生じた場合は、県及び当該市町が協議し、実施責任の範囲を定め所要の措置を講ずるものとする。</p>	地震対策編構成の見直し								
	<p>ア 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。</p> <p>イ 緊急の場合における応急復旧の経費 市町長が自市町区域内で他の管理者に属する道路の緊急応急復旧をした場合の経費は当該道路の管理者が負担するものとする。ただし、当該管理者が支弁するいとまがない場合は応急復旧を実施した市町長に対し、その経費の一時繰替支弁を求めることができるものとする。</p> <p>ウ 仮設道路の設置に要する経費 新たに応急仮設道路を設置した場合の経費はその都度県及び当該市町が協議して、経費の負担区分を定めるものとする。</p>	<p>ア 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。</p> <p>イ 緊急の場合における応急復旧の経費 市町長が自市町区域内で他の管理者に属する道路の緊急応急復旧をした場合の経費は当該道路の管理者が負担するものとする。ただし、当該管理者が支弁するいとまがない場合は応急復旧を実施した市町長に対し、その経費の一時繰替支弁を求めることができるものとする。</p> <p>ウ 仮設道路の設置に要する経費 新たに応急仮設道路を設置した場合の経費はその都度県及び当該市町が協議して、経費の負担区分を定めるものとする。</p>									
	<p><b>2</b> 県知事又は県公安委員会の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時における交通の規制等</td> <td> <p>・県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①「道路交通法」第39条第1項の緊急自動車、② 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	災害時における交通の規制等	<p>・県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①「道路交通法」第39条第1項の緊急自動車、② 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</p>	<p><b>(3)</b> 県知事又は県公安委員会の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時における交通の規制等</td> <td> <p>・県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①「道路交通法」第39条第1項の緊急自動車、② 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>・県公安委員会（県警察）は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。</p> <p>・県知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。なお、由比地区における緊急輸送を確保するため、東名高速道路と国道1号の相互利用を必要とし、それが可能な場合は同所に設けた開口部を利用する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	災害時における交通の規制等	<p>・県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①「道路交通法」第39条第1項の緊急自動車、② 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>・県公安委員会（県警察）は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。</p> <p>・県知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。なお、由比地区における緊急輸送を確保するため、東名高速道路と国道1号の相互利用を必要とし、それが可能な場合は同所に設けた開口部を利用する。</p>	地震対策編構成の見直し
区分	内容										
災害時における交通の規制等	<p>・県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①「道路交通法」第39条第1項の緊急自動車、② 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</p>										
区分	内容										
災害時における交通の規制等	<p>・県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①「道路交通法」第39条第1項の緊急自動車、② 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>・県公安委員会（県警察）は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。</p> <p>・県知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。なお、由比地区における緊急輸送を確保するため、東名高速道路と国道1号の相互利用を必要とし、それが可能な場合は同所に設けた開口部を利用する。</p>										

頁	旧		新		備考
		<ul style="list-style-type: none"> <li>県公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。</li> <li>県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行うものとする。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>県公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。</li> <li>県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行うものとする。</li> <li>県公安委員会(県警察)は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。</li> </ul>	
	(新設)	(新設)		<p>ア 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。</p> <p>イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。</p> <p>ウ 警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p>エ 警察官がその場にはいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p>オ 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するためア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p>	
	(新設)	(新設)		<ul style="list-style-type: none"> <li>除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に処分する。</li> <li>適当な処分場所がない場合は避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。</li> </ul>	
	通行の禁止又は制限に係る標示	<p>県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した資料編Ⅱ(10-3-7)に掲げる標示を設置しなければならない。</p>	通行の禁止又は制限に係る標示	<p>県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した資料編Ⅱ(10-3-7)に掲げる標示を設置しなければならない。</p>	
	(新設)	(新設)	交通安全施設の復旧	<p>県公安委員会(県警察)は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。</p>	
	緊急通行車両の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>県知事又は県公安委員会は、緊急通行車両②の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。</li> <li>確認後は当該車両の使用者に対し、「緊急標章」資料編Ⅱ(10-3-9)及び「緊急通行車両確認証明書」資料編Ⅱ(10-3-10)を交付する。</li> </ul>	緊急通行車両の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>県知事又は県公安委員会は、緊急通行車両②の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。</li> <li>確認後は当該車両の使用者に対し、「緊急標章」資料編Ⅱ(10-3-9)及び「緊急通行車両確認証明書」資料編Ⅱ(10-3-10)を交付する。</li> </ul>	

頁	旧	新	備考																
	<p>緊急通行車両の事前届け出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して事前の届出をすることができる。</li> <li>県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認めたものについて「緊急通行車両事前届出済証」資料編Ⅱ（10-3-8）を交付する。</li> <li>事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行われ、確認のため必要な審査も省略される。</li> </ul>	<p>緊急通行車両の事前届け出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して事前の届出をすることができる。</li> <li>県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認めたものについて「緊急通行車両事前届出済証」資料編Ⅱ（10-3-8）を交付する。</li> <li>事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行われ、確認のため必要な審査も省略される。</li> </ul>	<p>道路法 46 条 1 項に基づき修正</p>																
	<p>交通の危険防止のための通行の禁止又は制限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限するものとする。</li> </ul>	<p>交通の危険防止のための通行の禁止又は制限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限するものとする。</li> <li>道路管理者は道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。</li> </ul>																	
	<p><b>3</b> 鉄道事業者の実施事項</p> <table border="1" data-bbox="222 703 1320 1008"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応急態勢の確立</td> <td>鉄道事業者は、鉄道施設に係る災害が発生した時は、災害対策本部の設置等により社内の応急態勢の確立を図る。</td> </tr> <tr> <td>代行輸送等の実施</td> <td>路線等の被害により、列車の通行が不能となった時は、折り返し運転、バス等による代行運転により輸送の確保に努める。</td> </tr> <tr> <td>応急復旧の実施</td> <td>崩土、線路の流失等応急復旧を要する被害が生じたときは、工事関係者の協力を得て、崩土除去並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	応急態勢の確立	鉄道事業者は、鉄道施設に係る災害が発生した時は、災害対策本部の設置等により社内の応急態勢の確立を図る。	代行輸送等の実施	路線等の被害により、列車の通行が不能となった時は、折り返し運転、バス等による代行運転により輸送の確保に努める。	応急復旧の実施	崩土、線路の流失等応急復旧を要する被害が生じたときは、工事関係者の協力を得て、崩土除去並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。	<p><b>(4)</b> 鉄道事業者の実施事項</p> <table border="1" data-bbox="1350 703 2448 1008"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応急態勢の確立</td> <td>鉄道事業者は、鉄道施設に係る災害が発生した時は、災害対策本部の設置等により社内の応急態勢の確立を図る。</td> </tr> <tr> <td>代行輸送等の実施</td> <td>路線等の被害により、列車の通行が不能となった時は、折り返し運転、バス等による代行運転により輸送の確保に努める。</td> </tr> <tr> <td>応急復旧の実施</td> <td>崩土、線路の流失、<b>陥没、路盤の破壊等</b>、応急復旧を要する被害が生じたときは、工事関係者、<b>防災関係機関等</b>の協力を得て、<b>輸送の緊急度に応じて</b>崩土除去、<b>路盤の復旧</b>並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	応急態勢の確立	鉄道事業者は、鉄道施設に係る災害が発生した時は、災害対策本部の設置等により社内の応急態勢の確立を図る。	代行輸送等の実施	路線等の被害により、列車の通行が不能となった時は、折り返し運転、バス等による代行運転により輸送の確保に努める。	応急復旧の実施	崩土、線路の流失、 <b>陥没、路盤の破壊等</b> 、応急復旧を要する被害が生じたときは、工事関係者、 <b>防災関係機関等</b> の協力を得て、 <b>輸送の緊急度に応じて</b> 崩土除去、 <b>路盤の復旧</b> 並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。	<p>地震対策編構成の見直し</p>
区分	内容																		
応急態勢の確立	鉄道事業者は、鉄道施設に係る災害が発生した時は、災害対策本部の設置等により社内の応急態勢の確立を図る。																		
代行輸送等の実施	路線等の被害により、列車の通行が不能となった時は、折り返し運転、バス等による代行運転により輸送の確保に努める。																		
応急復旧の実施	崩土、線路の流失等応急復旧を要する被害が生じたときは、工事関係者の協力を得て、崩土除去並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。																		
区分	内容																		
応急態勢の確立	鉄道事業者は、鉄道施設に係る災害が発生した時は、災害対策本部の設置等により社内の応急態勢の確立を図る。																		
代行輸送等の実施	路線等の被害により、列車の通行が不能となった時は、折り返し運転、バス等による代行運転により輸送の確保に努める。																		
応急復旧の実施	崩土、線路の流失、 <b>陥没、路盤の破壊等</b> 、応急復旧を要する被害が生じたときは、工事関係者、 <b>防災関係機関等</b> の協力を得て、 <b>輸送の緊急度に応じて</b> 崩土除去、 <b>路盤の復旧</b> 並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。																		
		<p><b>2 海上交通の確保</b></p> <table border="1" data-bbox="1350 1092 2448 1858"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報の収集</td> <td>県は地方整備局、運輸局、海上保安庁、自衛隊、市町、漁業協同組合等の協力を求め、海岸施設、港湾施設の被害状況、水路、航路標識の異常の有無、石油コンビナートの被害状況、港内の状況等について情報の収集を行う。</td> </tr> <tr> <td>海上交通の制限</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>海上保安庁は、海難船舶、危険物の流出域、損壊した係留施設・海上構築物及び流出した船舶、木材、筏等が船舶交通に及ぼす影響を調査し、必要な安全対策を講じる。</li> <li>海上保安庁は、海難船舶、漂流物又は沈没した物件等が船舶交通に障害となる場合には、これらの所有者に除去を命じ又は勧告を行う。</li> <li>海上保安庁は、船舶交通の安全を図るため、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行う。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>海上交通確保の措置</td> <td> <p>(1) 海上交通の調整</p> <p>県は、海上保安庁等、防災関係機関と相互に連絡し、県内の海上交通確保について必要な輸送路の選定等の調整を行う。</p> <p>(2) 港湾施設等の応急措置</p> <p>港湾及び漁港の管理者は、管理する港湾、漁港について障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急措置を講ずる。</p> <p>(3) 海上自衛隊及び海上保安庁等に対する支援要請</p> <p>知事は、市町又は港湾及び漁港の管理者から、油の流出による火災の鎮圧、水路・航路の確保のための措置の実施等、海上交通の確保のため必要な措置の実施</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	情報の収集	県は地方整備局、運輸局、海上保安庁、自衛隊、市町、漁業協同組合等の協力を求め、海岸施設、港湾施設の被害状況、水路、航路標識の異常の有無、石油コンビナートの被害状況、港内の状況等について情報の収集を行う。	海上交通の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>海上保安庁は、海難船舶、危険物の流出域、損壊した係留施設・海上構築物及び流出した船舶、木材、筏等が船舶交通に及ぼす影響を調査し、必要な安全対策を講じる。</li> <li>海上保安庁は、海難船舶、漂流物又は沈没した物件等が船舶交通に障害となる場合には、これらの所有者に除去を命じ又は勧告を行う。</li> <li>海上保安庁は、船舶交通の安全を図るため、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行う。</li> </ul>	海上交通確保の措置	<p>(1) 海上交通の調整</p> <p>県は、海上保安庁等、防災関係機関と相互に連絡し、県内の海上交通確保について必要な輸送路の選定等の調整を行う。</p> <p>(2) 港湾施設等の応急措置</p> <p>港湾及び漁港の管理者は、管理する港湾、漁港について障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急措置を講ずる。</p> <p>(3) 海上自衛隊及び海上保安庁等に対する支援要請</p> <p>知事は、市町又は港湾及び漁港の管理者から、油の流出による火災の鎮圧、水路・航路の確保のための措置の実施等、海上交通の確保のため必要な措置の実施</p>									
区分	内容																		
情報の収集	県は地方整備局、運輸局、海上保安庁、自衛隊、市町、漁業協同組合等の協力を求め、海岸施設、港湾施設の被害状況、水路、航路標識の異常の有無、石油コンビナートの被害状況、港内の状況等について情報の収集を行う。																		
海上交通の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>海上保安庁は、海難船舶、危険物の流出域、損壊した係留施設・海上構築物及び流出した船舶、木材、筏等が船舶交通に及ぼす影響を調査し、必要な安全対策を講じる。</li> <li>海上保安庁は、海難船舶、漂流物又は沈没した物件等が船舶交通に障害となる場合には、これらの所有者に除去を命じ又は勧告を行う。</li> <li>海上保安庁は、船舶交通の安全を図るため、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行う。</li> </ul>																		
海上交通確保の措置	<p>(1) 海上交通の調整</p> <p>県は、海上保安庁等、防災関係機関と相互に連絡し、県内の海上交通確保について必要な輸送路の選定等の調整を行う。</p> <p>(2) 港湾施設等の応急措置</p> <p>港湾及び漁港の管理者は、管理する港湾、漁港について障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急措置を講ずる。</p> <p>(3) 海上自衛隊及び海上保安庁等に対する支援要請</p> <p>知事は、市町又は港湾及び漁港の管理者から、油の流出による火災の鎮圧、水路・航路の確保のための措置の実施等、海上交通の確保のため必要な措置の実施</p>																		

頁	旧	新	備考																				
<p>共通 -76</p>	<p>4 空港管理者の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 577 400 619">区 分</th> <th data-bbox="400 577 1320 619">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 619 400 808">応急態勢の確立</td> <td data-bbox="400 619 1320 808">空港管理者は、異常気象、航空機事故等による災害が発生したときは、静岡空港緊急時対応計画に基づき現地対応本部を設置する等により応急態勢を確立し、応急対策を実施する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 808 400 934">空港施設の運用休止</td> <td data-bbox="400 808 1320 934">滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設等が被害を受け、航空機の離着陸の安全に支障をきたすおそれのある場合には、直ちにその運用を休止する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 934 400 1081">応急復旧の実施</td> <td data-bbox="400 934 1320 1081">空港施設の被害状況を把握し応急工事を行い、空港機能の早期復旧に努める。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1081 400 1281">(新設)</td> <td data-bbox="400 1081 1320 1281">(新設)</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 有料道路の通行 (略)</p> <p>6 交通マネジメント (略)</p> <p>第21節 応急教育計画 災害により学用品を失った者や文教施設の被害に対する県の実施事項を定め、小学校児童、中学校及び高等学校生徒の就学に支障のないよう措置する。</p>	区 分	内 容	応急態勢の確立	空港管理者は、異常気象、航空機事故等による災害が発生したときは、静岡空港緊急時対応計画に基づき現地対応本部を設置する等により応急態勢を確立し、応急対策を実施する。	空港施設の運用休止	滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設等が被害を受け、航空機の離着陸の安全に支障をきたすおそれのある場合には、直ちにその運用を休止する。	応急復旧の実施	空港施設の被害状況を把握し応急工事を行い、空港機能の早期復旧に努める。	(新設)	(新設)	<p>3 航空交通の確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1350 577 1528 619">区 分</th> <th data-bbox="1528 577 2448 619">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1350 619 1528 808">応急態勢の確立</td> <td data-bbox="1528 619 2448 808">空港管理者は、異常気象、航空機事故等による災害が発生したときは、静岡空港緊急時対応計画に基づき現地対応本部を設置する等により応急態勢を確立し、滑走路、誘導路、エプロン及び航空保安施設等の空港施設の被害状況、航空機の被害状況、空港利用者の被災状況等空港内及び空港周辺の状況についての情報収集を行うとともに応急対策を実施する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 808 1528 934">空港施設の運用制限・休止</td> <td data-bbox="1528 808 2448 934">滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設等が被害を受け、航空機の離着陸の安全に支障をきたすおそれのある場合には、直ちにその運用を一時休止し、航空機の離着陸の原則禁止等の制限を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 934 1528 1081">空港機能確保の措置</td> <td data-bbox="1528 934 2448 1081"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空港管理者は、県及び東京航空局等関係機関と相互に連絡し、空港機能の確保について必要な調整を行う。</li> <li>・空港管理者は、空港機能を確保するため、空港施設の被害状況を把握し障害物の除去、応急修理等の応急工事を行い、空港機能の早期復旧に努める。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 1081 1528 1281">緊急用務空域指定の依頼</td> <td data-bbox="1528 1081 2448 1281">県災害対策本部内に設置される航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 有料道路の通行 (略)</p> <p>5 交通マネジメント (略)</p> <p>第21節 応急教育計画 小・中・高・特別支援学校(以下この章において「学校」という。)の児童、生徒、教職員及び施設、設備が災害をうけ正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。</p> <p>1 基本方針 (1)県教育委員会は、公立学校に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル(災害安全)」等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施をする。また、県は私立学校に対し、この指針に準じた対策等を実施するよう指導す</p>	区 分	内 容	応急態勢の確立	空港管理者は、異常気象、航空機事故等による災害が発生したときは、静岡空港緊急時対応計画に基づき現地対応本部を設置する等により応急態勢を確立し、滑走路、誘導路、エプロン及び航空保安施設等の空港施設の被害状況、航空機の被害状況、空港利用者の被災状況等空港内及び空港周辺の状況についての情報収集を行うとともに応急対策を実施する。	空港施設の運用制限・休止	滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設等が被害を受け、航空機の離着陸の安全に支障をきたすおそれのある場合には、直ちにその運用を一時休止し、航空機の離着陸の原則禁止等の制限を行う。	空港機能確保の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空港管理者は、県及び東京航空局等関係機関と相互に連絡し、空港機能の確保について必要な調整を行う。</li> <li>・空港管理者は、空港機能を確保するため、空港施設の被害状況を把握し障害物の除去、応急修理等の応急工事を行い、空港機能の早期復旧に努める。</li> </ul>	緊急用務空域指定の依頼	県災害対策本部内に設置される航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。	<p>地震対策編構成の見直し</p> <p>(防災基本計画抜粋) ○航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</p> <p>地震対策編構成の見直し</p>
	区 分	内 容																					
応急態勢の確立	空港管理者は、異常気象、航空機事故等による災害が発生したときは、静岡空港緊急時対応計画に基づき現地対応本部を設置する等により応急態勢を確立し、応急対策を実施する。																						
空港施設の運用休止	滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設等が被害を受け、航空機の離着陸の安全に支障をきたすおそれのある場合には、直ちにその運用を休止する。																						
応急復旧の実施	空港施設の被害状況を把握し応急工事を行い、空港機能の早期復旧に努める。																						
(新設)	(新設)																						
区 分	内 容																						
応急態勢の確立	空港管理者は、異常気象、航空機事故等による災害が発生したときは、静岡空港緊急時対応計画に基づき現地対応本部を設置する等により応急態勢を確立し、滑走路、誘導路、エプロン及び航空保安施設等の空港施設の被害状況、航空機の被害状況、空港利用者の被災状況等空港内及び空港周辺の状況についての情報収集を行うとともに応急対策を実施する。																						
空港施設の運用制限・休止	滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設等が被害を受け、航空機の離着陸の安全に支障をきたすおそれのある場合には、直ちにその運用を一時休止し、航空機の離着陸の原則禁止等の制限を行う。																						
空港機能確保の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空港管理者は、県及び東京航空局等関係機関と相互に連絡し、空港機能の確保について必要な調整を行う。</li> <li>・空港管理者は、空港機能を確保するため、空港施設の被害状況を把握し障害物の除去、応急修理等の応急工事を行い、空港機能の早期復旧に努める。</li> </ul>																						
緊急用務空域指定の依頼	県災害対策本部内に設置される航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。																						

頁	旧	新	備考																		
		<p>る。</p> <p>(2)また、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、市町、市町教育委員会又は県立学校等の要請により、必要な措置を講ずる。なお、「災害救助法」に基づく教科書、学用品等の給与に関する措置は、共通対策編による。</p> <p>(3)学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。</p> <p>(4)中学生及び高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。</p> <p>2 計画の作成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 615 1478 657">区分</th> <th data-bbox="1478 615 2445 657">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1347 657 1478 961">災害応急対策</td> <td data-bbox="1478 657 2445 961"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。</li> <li>・計画に定める項目は、次のとおりとする。</li> <li>ア 学校の防災組織と教職員の任務</li> <li>イ 教職員動員計画</li> <li>ウ 情報連絡活動</li> <li>エ 生徒等の安全確保のための措置</li> <li>オ その他、「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 961 1478 1829">応急教育</td> <td data-bbox="1478 961 2445 1829"> <p>計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1495 1003 1673 1087">被害状況の把握</td> <td data-bbox="1673 1003 2433 1087"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1495 1087 1673 1192">施設・設備の確保</td> <td data-bbox="1673 1087 2433 1192"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。</li> <li>・被害の状況により、必要に応じて市町又は地域住民等の協力を求める。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1495 1192 1673 1402">教育再開の決定・連絡</td> <td data-bbox="1673 1192 2433 1402"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。</li> <li>・教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1495 1402 1673 1507">教育環境の整備</td> <td data-bbox="1673 1402 2433 1507"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1495 1507 1673 1612">給食業務の再開</td> <td data-bbox="1673 1507 2433 1612"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1495 1612 1673 1829">学校が地域の避難所となる場合の対応</td> <td data-bbox="1673 1612 2433 1829"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市町、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。</li> <li>・避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市町等と必要な協議を行う。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。</li> <li>・計画に定める項目は、次のとおりとする。</li> <li>ア 学校の防災組織と教職員の任務</li> <li>イ 教職員動員計画</li> <li>ウ 情報連絡活動</li> <li>エ 生徒等の安全確保のための措置</li> <li>オ その他、「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策</li> </ul>	応急教育	<p>計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1495 1003 1673 1087">被害状況の把握</td> <td data-bbox="1673 1003 2433 1087"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1495 1087 1673 1192">施設・設備の確保</td> <td data-bbox="1673 1087 2433 1192"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。</li> <li>・被害の状況により、必要に応じて市町又は地域住民等の協力を求める。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1495 1192 1673 1402">教育再開の決定・連絡</td> <td data-bbox="1673 1192 2433 1402"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。</li> <li>・教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1495 1402 1673 1507">教育環境の整備</td> <td data-bbox="1673 1402 2433 1507"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1495 1507 1673 1612">給食業務の再開</td> <td data-bbox="1673 1507 2433 1612"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1495 1612 1673 1829">学校が地域の避難所となる場合の対応</td> <td data-bbox="1673 1612 2433 1829"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市町、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。</li> <li>・避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市町等と必要な協議を行う。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	被害状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。</li> </ul>	施設・設備の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。</li> <li>・被害の状況により、必要に応じて市町又は地域住民等の協力を求める。</li> </ul>	教育再開の決定・連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。</li> <li>・教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。</li> </ul>	教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。</li> </ul>	給食業務の再開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。</li> </ul>	学校が地域の避難所となる場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市町、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。</li> <li>・避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市町等と必要な協議を行う。</li> </ul>	地震対策編構成の見直し
区分	内 容																				
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。</li> <li>・計画に定める項目は、次のとおりとする。</li> <li>ア 学校の防災組織と教職員の任務</li> <li>イ 教職員動員計画</li> <li>ウ 情報連絡活動</li> <li>エ 生徒等の安全確保のための措置</li> <li>オ その他、「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策</li> </ul>																				
応急教育	<p>計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1495 1003 1673 1087">被害状況の把握</td> <td data-bbox="1673 1003 2433 1087"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1495 1087 1673 1192">施設・設備の確保</td> <td data-bbox="1673 1087 2433 1192"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。</li> <li>・被害の状況により、必要に応じて市町又は地域住民等の協力を求める。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1495 1192 1673 1402">教育再開の決定・連絡</td> <td data-bbox="1673 1192 2433 1402"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。</li> <li>・教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1495 1402 1673 1507">教育環境の整備</td> <td data-bbox="1673 1402 2433 1507"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1495 1507 1673 1612">給食業務の再開</td> <td data-bbox="1673 1507 2433 1612"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1495 1612 1673 1829">学校が地域の避難所となる場合の対応</td> <td data-bbox="1673 1612 2433 1829"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市町、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。</li> <li>・避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市町等と必要な協議を行う。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	被害状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。</li> </ul>	施設・設備の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。</li> <li>・被害の状況により、必要に応じて市町又は地域住民等の協力を求める。</li> </ul>	教育再開の決定・連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。</li> <li>・教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。</li> </ul>	教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。</li> </ul>	給食業務の再開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。</li> </ul>	学校が地域の避難所となる場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市町、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。</li> <li>・避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市町等と必要な協議を行う。</li> </ul>								
被害状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。</li> </ul>																				
施設・設備の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。</li> <li>・被害の状況により、必要に応じて市町又は地域住民等の協力を求める。</li> </ul>																				
教育再開の決定・連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。</li> <li>・教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。</li> </ul>																				
教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。</li> </ul>																				
給食業務の再開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。</li> </ul>																				
学校が地域の避難所となる場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市町、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。</li> <li>・避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市町等と必要な協議を行う。</li> </ul>																				

頁	旧	新	備考																	
共通 -77	<p><b>1</b> 災害救助法に基づく県の実施事項 (略)</p> <p><b>2</b> 市町長の要請等に基づく県の実施事項 (略)</p> <p>第22節 社会福祉計画 県及び市町は、被災者に対する生活保護法の適用、生活福祉資金等資金の貸付を行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p>	<p><b>3</b> 災害救助法に基づく県の実施事項 (略)</p> <p><b>4</b> 市町長の要請等に基づく県の実施事項 (略)</p> <p>第22節 社会福祉計画 県及び市町は、被災者に対する生活保護法の適用、生活福祉資金等資金の貸付を行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p> <p><b>1 基本方針</b>                      (1)市町その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。                      (2)健康福祉センターは、必要に応じ民間団体に可能な分野における協力を依頼する。                      (3)各実施機関の体制をもってしては、援護措置の実施が困難な場合は、知事は、要請に基づき応援要員を派遣する。                      (4)市町は、速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設し、健康福祉センターはこれに協力する。                      (5)生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、実効のある当面の措置を講ずる。</p>	<p>関係機関からの意見の反映</p>																	
	<p><b>1</b> 実施事項</p> <table border="1" data-bbox="222 1470 1320 1837"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>り災社会福祉施設の応急復旧</li> <li>り災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあっせん</li> <li>臨時保育所の開設の指導及び職員のあっせん</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">り災低所得者に対する生活保護の適用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">り災者の生活相談</td> <td>実施機関 市町（被害が大きい場合は県と共催）</td> </tr> <tr> <td>相談種目 生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>り災社会福祉施設の応急復旧</li> <li>り災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあっせん</li> <li>臨時保育所の開設の指導及び職員のあっせん</li> </ul>	り災低所得者に対する生活保護の適用		り災者の生活相談	実施機関 市町（被害が大きい場合は県と共催）	相談種目 生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談	<p><b>2</b> 実施事項</p> <table border="1" data-bbox="1350 1470 2448 1837"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>り災社会福祉施設の応急復旧</li> <li>り災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあっせん</li> <li>臨時保育所の開設の指導及び職員のあっせん</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">り災低所得者に対する生活保護の適用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">り災者の生活相談</td> <td>実施機関 市町（被害が大きい場合は県と共催）</td> </tr> <tr> <td>相談種目 生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>り災社会福祉施設の応急復旧</li> <li>り災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあっせん</li> <li>臨時保育所の開設の指導及び職員のあっせん</li> </ul>	り災低所得者に対する生活保護の適用		り災者の生活相談	実施機関 市町（被害が大きい場合は県と共催）	相談種目 生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談
区分	内容																			
り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>り災社会福祉施設の応急復旧</li> <li>り災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあっせん</li> <li>臨時保育所の開設の指導及び職員のあっせん</li> </ul>																			
り災低所得者に対する生活保護の適用																				
り災者の生活相談	実施機関 市町（被害が大きい場合は県と共催）																			
	相談種目 生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談																			
区分	内容																			
り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>り災社会福祉施設の応急復旧</li> <li>り災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあっせん</li> <li>臨時保育所の開設の指導及び職員のあっせん</li> </ul>																			
り災低所得者に対する生活保護の適用																				
り災者の生活相談	実施機関 市町（被害が大きい場合は県と共催）																			
	相談種目 生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談																			

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧			新			備考
	り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け	協力機関	県、 <b>県</b> 社会福祉協議会、日本司法支援センター静岡地方事務所(法テラス静岡)、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関		協力機関	県、社会福祉協議会( <b>県・市町</b> )、静岡県災害対策士業連絡会、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関	
		実施機関	社会福祉協議会(県、市町)		実施機関	社会福祉協議会(県、市町)	
		協力機関	県、市町、民生委員・児童委員		協力機関	県、市町、民生委員・児童委員	
		貸付対象	り災低所得者世帯(災害により低所得世帯となった者も含む。)		貸付対象	り災低所得者世帯(災害により低所得世帯となった者も含む。)	
	貸付額	「生活福祉資金貸付金制度要綱」による		貸付額	「生活福祉資金貸付金制度要綱」による		
	り災母子・寡婦世帯等に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け	実施機関	県(健康福祉センター)、市(政令指定都市に限る。)		実施機関	県(健康福祉センター)、市(政令指定都市に限る。)	
		協力機関	市町、民生委員・児童委員、母子福祉協力員		協力機関	市町、民生委員・児童委員、母子福祉協力員	
		貸付対象	り災母子世帯・寡婦(災害により母子世帯・寡婦となった者を含む。)		貸付対象	り災母子世帯・寡婦(災害により母子世帯・寡婦となった者を含む。)	
		貸付額	「母子及び寡婦福祉法施行令」第7条に規定する額		貸付額	「母子及び <b>父子並びに</b> 寡婦福祉法施行令」第7条に規定する額	
	り災身体障害児者に対する補装具の交付等	実施機関	児 童	県、市町	実施機関	児 童	県、市町
			18歳以上	市町		18歳以上	市町
		協力機関	児 童	民生委員・児童委員、身体障害者相談員	協力機関	児 童	民生委員・児童委員、身体障害者相談員
18歳以上			民生委員・児童委員、身体障害者相談員、身体障害者更生相談所	18歳以上		民生委員・児童委員、身体障害者相談員、身体障害者更生相談所	
対象		り災身体障害児者		対象	り災身体障害児者		
交付等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害で補装具を亡失又はき損した身体障害児者に対する修理又は交付</li> <li>・災害で負傷又は疾病にかかった身体障害児者の更生(育成)医療の給付</li> <li>・り災身体障害児者の更生相談</li> </ul>		交付等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害で補装具を亡失又はき損した身体障害児者に対する修理又は交付</li> <li>・災害で負傷又は疾病にかかった身体障害児者の更生(育成)医療の給付</li> <li>・り災身体障害児者の更生相談</li> </ul>			
災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け	実施機関	市町		実施機関	市町		
	支給及び貸付対象	災害弔慰金	自然災害により死亡した者の遺族	支給及び貸付対象	災害弔慰金	自然災害により死亡した者の遺族	
		災害障害見舞金	自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者		災害障害見舞金	自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者	
		災害援護資金	り災世帯主		災害援護資金	り災世帯主	
支給及び貸付額	「災害弔慰金の支給等に関する法律」第3条、第8条及び第10条の規定に基づき市町が条例で定める額		支給及び貸付額	「災害弔慰金の支給等に関する法律」第3条、第8条及び第10条の規定に基づき市町が条例で定める額			
被災者(自立)生活再建支援制度	実施機関	(財)都道府県会館(県単制度は県)		被災者(自立)生活再建支援制度	実施機関	(財)都道府県会館(県単制度は県)	

頁	旧			新			備考
		支給対象	住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯		支給対象	住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯	
		支給額	「被災者生活再建支援法」第3条に定める額		支給額	「被災者生活再建支援法」第3条に定める額	
	義援金の募集及び配分	実施機関	県、市町		実施機関	県、市町	
		協力機関	教育委員会（県、市町）、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、社会福祉協議会（県、市町）、報道機関、その他関係機関		協力機関	教育委員会（県、市町）、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、社会福祉協議会（県、市町）、報道機関、その他関係機関	
		募集方法	災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け、協議決定		募集方法	災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け、協議決定	
		配分方法	関係機関で配分委員会を設け、協議決定		配分方法	関係機関で配分委員会を設け、協議決定	
	義援品の受け入れ	実施機関	県、市町		実施機関	県、市町	
		協力機関	報道機関、その他関係機関		協力機関	報道機関、その他関係機関	
		受入方法	被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受入れの調整に努める。		受入方法	被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受入れの調整に努める。	
	<p>第23節 県警察災害警備計画</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、県民の生命、身体及び財産の保護を最優先とした災害警備活動等に努める。</p> <p>(略)</p> <p>2 災害警備本部等の設置</p>			<p>第23節 県警察災害警備計画</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、県民の生命、身体及び財産の保護を最優先とした災害警備活動等に努める。</p> <p>(略)</p> <p>2 災害警備本部等の設置</p>			
	区分	組織	設置基準	区分	組織	設置基準	
	県本部	災害警備準備室	ア 暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが県内に発表されたとき	県	災害警備準備室	ア 暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが県内に発表されたとき	東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正
イ 県内において震度4又は5弱の地震が発生した場合			イ 県内において震度4又は5弱の地震が発生した場合				
ウ 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合		ウ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合					
	災害警戒警備本部	ア 東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合又は発せられることが予想される場合		県本部	災害警戒警備本部	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合	
		イ 東海地震注意情報が発表された場合		県本部	災害警備本部	ア 暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが県内に発表され、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき	
	災害警備本部	災害警備本部	ア 暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが県内に発表され、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき		災害警備本部	イ 県内に震度5強以上の地震が発生した場合	
			イ 県内に震度5強以上の地震が発生した場合			ウ 県内に大津波警報、津波警報が発表された場合	
			ウ 県内に大津波警報、津波警報が発表された場合			エ 上記以外の自然現象により、大規模な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき	

頁	旧		新		備考	
警察署		オ 大規模な災害が県内で発生し、又は発生しようとするとき		オ 大規模な災害が県内で発生し、又は発生しようとするとき		
	署災害警備準備室	ア 暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが管内に発表されたとき イ 管内において震度4又は5弱の地震が発生した場合 ウ 県内に津波注意報が発表された場合（津波浸水域管轄署） エ 上記以外の自然現象により、災害が管内で発生し、又は発生するおそれがあるとき	署災害警備準備室	ア 暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが管内に発表されたとき イ 管内において震度4又は5弱の地震が発生した場合 ウ 県内に津波注意報が発表された場合（津波浸水域管轄署） エ 上記以外の自然現象により、災害が管内で発生し、又は発生するおそれがあるとき		
	署災害警戒警備本部	ア 東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合又は発せられることが予想される場合 イ 東海地震注意情報が発表された場合	署災害警戒警備本部	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合		
	署災害警備本部	ア 暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが管内に発表され、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき イ 県内に震度6弱以上又は管内及び管内を含む警備区域に震度5強以上の地震が発生した場合 ウ 県内に津波警報が発表された場合（津波浸水域管轄署） エ 県内に大津波警報が発表された場合（全署） オ 上記以外の自然現象により、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき カ 大規模な災害が県内で発生し、又は発生しようとするとき	署災害警備本部	ア 暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが管内に発表され、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき イ 県内に震度6弱以上又は管内及び管内を含む警備区域に震度5強以上の地震が発生した場合 ウ 県内に津波警報が発表された場合（津波浸水域管轄署） エ 県内に大津波警報が発表された場合（全署） オ 上記以外の自然現象により、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき カ 大規模な災害が県内で発生し、又は発生しようとするとき		
共通 -79	第24節 消防計画 各種災害に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、災害による被害の軽減を図る。		第24節 消防計画 各種災害に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、災害による被害の軽減を図る。			
区分	内容		区分	内容		
市町消防活動体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、その地域に係る各種災害が発生した場合においては、これらの災害による被害の軽減を図るため、市町消防計画に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。</li> <li>地震災害に際しては、その特殊性に着目して、同時多発火災に対処しうよう特に配慮するものとする。</li> </ul>		市町消防活動体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、その地域に係る各種災害が発生した場合においては、これらの災害による被害の軽減を図るため、市町消防計画に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。</li> <li>地震災害に際しては、その特殊性に着目して、同時多発火災に対処しうよう特に配慮するものとする。</li> </ul>		
広域協力活動体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町長は、災害が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行うものとする。</li> <li>その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。</li> <li>発災市町等において発生した災害が応援市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合</li> <li>発災市町等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合</li> <li>発災市町等を災害から防御するため、応援市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合</li> </ul>		広域協力活動体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町長は、災害が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行うものとする。</li> <li>その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。</li> <li>発災市町等において発生した災害が応援市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合</li> <li>発災市町等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合</li> <li>発災市町等を災害から防御するため、応援市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合</li> </ul>		

頁	旧	新	備考									
	<p>大規模林野火災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのある時は、知事に空中消火活動の要請をすることができる。</li> <li>要請を受けた知事は、県防災ヘリコプターによる支援を行うほか、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、災害地の周辺市町の各消防機関等は、あらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。</li> </ul>	<p>大規模林野火災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのある時は、知事に空中消火活動の要請をすることができる。</li> <li>要請を受けた知事は、県防災ヘリコプターによる支援を行うほか、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、災害地の周辺市町の各消防機関等は、あらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。</li> </ul>										
	<p>危険物施設の災害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>危険物施設管理者等は、関係者（自衛消防隊等）と協力して、初期消火活動に努めるとともに、被害拡大防止のための応急措置を講ずるものとする。</li> <li>消火活動を行うに当たっては、危険物の性状等に十分留意するものとする。</li> </ul>	<p>危険物施設の災害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>危険物施設管理者等は、関係者（自衛消防隊等）と協力して、初期消火活動に努めるとともに、被害拡大防止のための応急措置を講ずるものとする。</li> <li>消火活動を行うに当たっては、危険物の性状等に十分留意するものとする。</li> </ul>										
	<p>ガス災害対策</p> <p>市町は、都市ガス及び高圧ガスによる災害の特殊性にかんがみ、都市ガス事業者及び高圧ガス事業者等関係者と協力してガス災害発生の防止及びその拡大の防止のための応急措置を講ずるものとする。</p>	<p>ガス災害対策</p> <p>市町は、都市ガス及び高圧ガスによる災害の特殊性にかんがみ、都市ガス事業者及び高圧ガス事業者等関係者と協力してガス災害発生の防止及びその拡大の防止のための応急措置を講ずるものとする。</p>										
	<p>消防庁への応援要請</p> <p>非常災害の場合は、＜第33節 突発的災害にかかる応急対策計画＞1(3)「各機関への要請」により、消防庁に応援要請をするものとする。</p>	<p>消防庁への応援要請</p> <p>非常災害の場合は、＜第33節 突発的災害にかかる応急対策計画＞1(3)「各機関への要請」により、消防庁に応援要請をするものとする。</p>										
<p>地震対策編構成の見直し</p> <p>なお、地震により発生する火災は、各地に同時に多発する可能性が大きい。したがって次の基本方針により消防活動を行う。</p> <p><b>基本方針</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>県民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。</li> <li>地域の住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては二次災害の防止に努める。</li> <li>消防本部及び消防団は、地震時の同時多発火災に対処するための市町消防計画の定めるところにより多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。</li> <li>消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</li> </ol> <table border="1" data-bbox="1350 1360 2448 1869"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">消防本部及び消防団</td> <td>消防長は消防署及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、市町災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。</td> </tr> <tr> <td>火災発生状況等の把握</td> </tr> <tr> <td>ア 延焼火災の状況 イ 自主防災組織の活動状況 ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路 エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防活動の留意事項</td> <td>消防長は地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を指揮する。</td> </tr> <tr> <td>ア 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。 イ 多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ち</td> </tr> </tbody> </table>				実施主体	内 容	消防本部及び消防団	消防長は消防署及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、市町災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。	火災発生状況等の把握	ア 延焼火災の状況 イ 自主防災組織の活動状況 ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路 エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況	消防活動の留意事項	消防長は地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を指揮する。	ア 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。 イ 多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ち
実施主体	内 容											
消防本部及び消防団	消防長は消防署及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、市町災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。											
	火災発生状況等の把握											
	ア 延焼火災の状況 イ 自主防災組織の活動状況 ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路 エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況											
消防活動の留意事項	消防長は地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を指揮する。											
	ア 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。 イ 多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ち											

頁	旧	新	備考																		
(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1347 184 1484 457"></td> <td data-bbox="1484 184 1620 457"></td> <td data-bbox="1620 184 2445 457"> <p>に開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。</p> <p>ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。</p> <p>エ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。</p> <p>オ 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 457 1484 693">事業所(研究室、実験室を含む。)</td> <td data-bbox="1484 457 1620 693"> <p>火災予防措置</p> <p>火災が発生した場合の措置</p> </td> <td data-bbox="1620 457 2445 693"> <p>火気の消火及びLPガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。</p> <p>・自衛消防隊(班)等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。</p> <p>・必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 693 1484 1045"></td> <td data-bbox="1484 693 1620 1045">災害拡大防止措置</td> <td data-bbox="1620 693 2445 1045"> <p>・都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。</p> <p>イ 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。</p> <p>ウ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 1045 1484 1239">自主防災組織</td> <td data-bbox="1484 1045 1620 1239"></td> <td data-bbox="1620 1045 2445 1239"> <p>・各家庭等におけるガス栓の閉止、LPガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。</p> <p>・火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。</p> <p>・消防隊(消防署、消防団)が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 1239 1484 1398">県民</td> <td data-bbox="1484 1239 1620 1398"></td> <td data-bbox="1620 1239 2445 1398"> <p>使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターガス栓、LPガスは容器のバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 1398 1484 1474">初期消火活動</td> <td data-bbox="1484 1398 1620 1474"></td> <td data-bbox="1620 1398 2445 1474"> <p>火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消火活動を行う。</p> </td> </tr> </table>			<p>に開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。</p> <p>ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。</p> <p>エ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。</p> <p>オ 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。</p>	事業所(研究室、実験室を含む。)	<p>火災予防措置</p> <p>火災が発生した場合の措置</p>	<p>火気の消火及びLPガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。</p> <p>・自衛消防隊(班)等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。</p> <p>・必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。</p>		災害拡大防止措置	<p>・都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。</p> <p>イ 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。</p> <p>ウ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。</p>	自主防災組織		<p>・各家庭等におけるガス栓の閉止、LPガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。</p> <p>・火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。</p> <p>・消防隊(消防署、消防団)が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。</p>	県民		<p>使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターガス栓、LPガスは容器のバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。</p>	初期消火活動		<p>火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消火活動を行う。</p>	<p>地震対策編構成の見直し</p> <p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○国〔内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省等〕及び市町村(都道府県)は、防災ボランティアの活動環</p>
		<p>に開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。</p> <p>ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。</p> <p>エ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。</p> <p>オ 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。</p>																			
事業所(研究室、実験室を含む。)	<p>火災予防措置</p> <p>火災が発生した場合の措置</p>	<p>火気の消火及びLPガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。</p> <p>・自衛消防隊(班)等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。</p> <p>・必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。</p>																			
	災害拡大防止措置	<p>・都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。</p> <p>イ 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。</p> <p>ウ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。</p>																			
自主防災組織		<p>・各家庭等におけるガス栓の閉止、LPガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。</p> <p>・火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。</p> <p>・消防隊(消防署、消防団)が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。</p>																			
県民		<p>使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターガス栓、LPガスは容器のバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。</p>																			
初期消火活動		<p>火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消火活動を行う。</p>																			
共通 -80	<p>第26節 ボランティア活動支援計画</p> <p>県及び市町は、ボランティアの自主性を尊重し、(福)静岡県社会福祉協議会や(特活)静岡県ボランティア協会及びその他のボランティア団体等との連携を図りながらボランティアの受入れ体制を整備し、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。</p> <p>1 県の実施事項</p>	<p>第26節 ボランティア活動支援計画</p> <p>県及び市町は、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重し、(福)静岡県社会福祉協議会や(特活)静岡県ボランティア協会及びその他のボランティア団体等との連携を図りながらボランティアの受入れ体制を整備し、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。</p> <p>1 県の実施事項</p>	<p>地震対策編構成の見直し</p> <p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○国〔内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省等〕及び市町村(都道府県)は、防災ボランティアの活動環</p>																		

頁	旧		新		備考
	区 分	内 容	区 分	内 容	
	行政・NPO・ボランティア等の三者連携	県は、国及び市町とともに、防災ボランティアの活動環境として、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。	行政・NPO・ボランティア等の三者連携	県は、国及び市町とともに、防災ボランティアの活動環境として、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、 <b>ボランティア活動や避難所運営等に関する</b> 研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。	境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
	静岡県災害ボランティア本部・情報センターの設置及び運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、<b>災害対策本部を設置した場合</b>、静岡県総合社会福祉会館に(福)静岡県社会福祉協議会及び(特活)静岡県ボランティア協会と連携して、ボランティア活動の申出者に対する情報の提供、参加要請、ボランティアの配置調整等を行う静岡県災害ボランティア本部・情報センターを設置する。</li> <li>静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、(福)静岡県社会福祉協議会及び(特活)静岡県ボランティア協会の職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営するものとする。</li> <li>静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、必要により、市町災害ボランティアセンターの支援、市町災害ボランティアセンターとの連絡調整及び近隣市町間の調整を行う市町支援チームを組織し、市町へ派遣する。</li> <li>県は、随時、静岡県災害ボランティア本部・情報センターと情報交換、協議等を行う。</li> <li>県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センターの構成員の宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。</li> </ul>	静岡県災害ボランティア本部・情報センターの設置及び運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、<b>災害ボランティアの必要性に応じて</b>、静岡県総合社会福祉会館に(福)静岡県社会福祉協議会及び(特活)静岡県ボランティア協会と連携して、ボランティア活動の申出者に対する情報の提供、参加要請、ボランティアの配置調整等を行う静岡県災害ボランティア本部・情報センターを設置する。</li> <li>静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、(福)静岡県社会福祉協議会及び(特活)静岡県ボランティア協会の職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営するものとする。</li> <li>静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、必要により、市町災害ボランティアセンターの支援、市町災害ボランティアセンターとの連絡調整及び近隣市町間の調整を行う市町支援チームを組織し、市町へ派遣する。</li> <li>県は、随時、静岡県災害ボランティア本部・情報センターと情報交換、協議等を行う。</li> <li>県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センターの構成員の宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。</li> </ul>	災害対策本部が設置されるような大規模災害でなくとも、一部損壊などの被害が多数存在する場合、市町災害ボランティアセンターを設置する可能性があるため。
	ボランティア団体等に対する情報の提供	県は、(福)静岡県社会福祉協議会及び(特活)静岡県ボランティア協会と連携して、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。	ボランティア団体等に対する情報の提供	県は、(福)静岡県社会福祉協議会及び(特活)静岡県ボランティア協会と連携して、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。	
	ボランティア活動経費の助成	<b>県は、「静岡県災害ボランティア活動ファンド」の基金を取り崩し、静岡県災害ボランティア本部・情報センターの活動経費に充当する。</b>	ボランティア活動経費の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>南海トラフ地震等大規模な災害が発生した場合に、ボランティアが災害救助活動等を効果的に実施できる体制を整備するため、県は、公益信託制度を利用した「静岡県災害ボランティア活動ファンド」により基金を運用し、災害ボランティア活動経費の確保を図る。</b></li> <li><b>県は、大規模な災害が発生した際に、ボランティア活動と県が実施する救助との調整事務を(福)静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会が運営する静岡県災害ボランティア本部・情報センターに委託して実施する場合、その人件費(社協等職員の時間外勤務手当(休日勤務、宿日直を含む。))及び社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金に限る)及び旅費(県外から災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費)を負担する。</b></li> </ul>	共通編第2章第11節「ボランティア活動経費の確保」と記載を統一
	ボランティア活動資機材の提供	県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センターにおけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。	ボランティア活動資機材の提供	県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センターにおけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。	
	2 市町の実施事項		2 市町の実施事項		
	区 分	内 容	区 分	内 容	

頁	旧	新	備考																																														
	市町災害ボランティアセンターの設置及び運用	市町災害ボランティアセンターの設置及び運用	災害対策本部が設置されるような大規模災害でなくとも、一部損壊などの被害が多数存在する場合、市町災害ボランティアセンターを設置する可能性があるため。																																														
	ボランティア活動拠点の設置	ボランティア活動拠点の設置																																															
	ボランティア団体等に対する情報の提供	ボランティア団体等に対する情報の提供																																															
	ボランティア活動資機材の提供	ボランティア活動資機材の提供																																															
共通 -81	<p>第27節 自衛隊派遣要請計画 (略)</p> <p>1 災害派遣要請の範囲 (略)</p>	<p>第27節 自衛隊派遣要請計画 (略)</p> <p>1 災害派遣要請の範囲 (略)</p>																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 1171 273 1203">区</th> <th colspan="2" data-bbox="647 1171 964 1203">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 1203 273 1417" rowspan="3">要請要件</td> <td data-bbox="273 1203 400 1255">緊急性</td> <td data-bbox="400 1203 1320 1255">差し迫った必要性があること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="273 1255 400 1339">公共性</td> <td data-bbox="400 1255 1320 1339">公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="273 1339 400 1417">非代替性</td> <td data-bbox="400 1339 1320 1417">自衛隊が派遣される以外に適切な手段がないこと</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1417 273 1850" rowspan="5">要請内容</td> <td data-bbox="273 1417 549 1465">被害状況の把握</td> <td data-bbox="549 1417 1320 1465">車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動</td> </tr> <tr> <td data-bbox="273 1465 549 1528">避難の援助</td> <td data-bbox="549 1465 1320 1528">避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="273 1528 1320 1581">遭難者等の捜索救助</td> </tr> <tr> <td data-bbox="273 1581 549 1633">水防活動</td> <td data-bbox="549 1581 1320 1633">土のう作成、運搬、積込み等の水防活動</td> </tr> <tr> <td data-bbox="273 1633 549 1759">消防活動</td> <td data-bbox="549 1633 1320 1759">利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力し消火活動(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="273 1759 549 1850">道路又は水路の啓開</td> <td data-bbox="549 1759 1320 1850">道路もしくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去</td> </tr> </tbody> </table>	区	内 容		要請要件	緊急性	差し迫った必要性があること	公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること	非代替性	自衛隊が派遣される以外に適切な手段がないこと	要請内容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動	避難の援助	避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助	遭難者等の捜索救助		水防活動	土のう作成、運搬、積込み等の水防活動	消防活動	利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力し消火活動(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)	道路又は水路の啓開	道路もしくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1350 1171 1400 1203">区</th> <th colspan="2" data-bbox="1765 1171 2083 1203">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1350 1203 1400 1417" rowspan="3">要請要件</td> <td data-bbox="1400 1203 1528 1255">緊急性</td> <td data-bbox="1528 1203 2448 1255">差し迫った必要性があること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1400 1255 1528 1339">公共性</td> <td data-bbox="1528 1255 2448 1339">公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1400 1339 1528 1417">非代替性</td> <td data-bbox="1528 1339 2448 1417">自衛隊が派遣される以外に適切な手段がないこと</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 1417 1400 1850" rowspan="5">要請内容</td> <td data-bbox="1400 1417 1676 1465">被害状況の把握</td> <td data-bbox="1676 1417 2448 1465">車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1400 1465 1676 1528">避難の援助</td> <td data-bbox="1676 1465 2448 1528">避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1400 1528 2448 1581">遭難者等の捜索救助</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1400 1581 1676 1633">水防活動</td> <td data-bbox="1676 1581 2448 1633">土のう作成、運搬、積込み等の水防活動</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1400 1633 1676 1759">消防活動</td> <td data-bbox="1676 1633 2448 1759">利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力し消火活動(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1400 1759 1676 1850">道路又は水路の啓開</td> <td data-bbox="1676 1759 2448 1850">道路もしくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去</td> </tr> </tbody> </table>	区	内 容		要請要件	緊急性	差し迫った必要性があること	公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること	非代替性	自衛隊が派遣される以外に適切な手段がないこと	要請内容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動	避難の援助	避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助	遭難者等の捜索救助		水防活動	土のう作成、運搬、積込み等の水防活動	消防活動	利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力し消火活動(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)	道路又は水路の啓開	道路もしくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去	
区	内 容																																																
要請要件	緊急性	差し迫った必要性があること																																															
	公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること																																															
	非代替性	自衛隊が派遣される以外に適切な手段がないこと																																															
要請内容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動																																															
	避難の援助	避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助																																															
	遭難者等の捜索救助																																																
	水防活動	土のう作成、運搬、積込み等の水防活動																																															
	消防活動	利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力し消火活動(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)																																															
道路又は水路の啓開	道路もしくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去																																																
区	内 容																																																
要請要件	緊急性	差し迫った必要性があること																																															
	公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること																																															
	非代替性	自衛隊が派遣される以外に適切な手段がないこと																																															
要請内容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動																																															
	避難の援助	避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助																																															
	遭難者等の捜索救助																																																
	水防活動	土のう作成、運搬、積込み等の水防活動																																															
	消防活動	利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力し消火活動(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)																																															
道路又は水路の啓開	道路もしくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去																																																

頁	旧	新	備考																																
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="222 184 549 262">応急医療、救護及び防疫</td> <td data-bbox="549 184 1317 262">被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動(薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 262 549 340">人員及び物資の緊急輸送</td> <td data-bbox="549 262 1317 340">救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 340 549 382">炊飯及び給水支援</td> <td data-bbox="549 340 1317 382">被災者に対する炊飯及び給水</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 382 549 499">物資の無償貸付及び譲与</td> <td data-bbox="549 382 1317 499">「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 499 549 577">危険物の保安及び除去</td> <td data-bbox="549 499 1317 577">自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 577 549 619">(新設)</td> <td data-bbox="549 577 1317 619"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 619 549 661">(新設)</td> <td data-bbox="549 619 1317 661"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 661 549 741">その他</td> <td data-bbox="549 661 1317 741">その他知事が必要と認めるものについては、関係部隊の長と協議して決定する。</td> </tr> </table>	応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動(薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用)	人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送	炊飯及び給水支援	被災者に対する炊飯及び給水	物資の無償貸付及び譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与	危険物の保安及び除去	自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去	(新設)		(新設)		その他	その他知事が必要と認めるものについては、関係部隊の長と協議して決定する。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1341 184 1668 262">応急医療、救護及び防疫</td> <td data-bbox="1668 184 2445 262">被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動(薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1341 262 1668 340">人員及び物資の緊急輸送</td> <td data-bbox="1668 262 2445 340">救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1341 340 1668 382">炊飯及び給水支援</td> <td data-bbox="1668 340 2445 382">被災者に対する炊飯及び給水</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1341 382 1668 499">物資の無償貸付及び譲与</td> <td data-bbox="1668 382 2445 499">「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1341 499 1668 577">危険物の保安及び除去</td> <td data-bbox="1668 499 2445 577">自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1341 577 1668 619">防災要員等の輸送</td> <td data-bbox="1668 577 2445 619"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1341 619 1668 661">連絡幹部の派遣</td> <td data-bbox="1668 619 2445 661"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1341 661 1668 741">その他</td> <td data-bbox="1668 661 2445 741">その他知事が必要と認めるものについては、関係部隊の長と協議して決定する。</td> </tr> </table>	応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動(薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用)	人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送	炊飯及び給水支援	被災者に対する炊飯及び給水	物資の無償貸付及び譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与	危険物の保安及び除去	自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去	防災要員等の輸送		連絡幹部の派遣		その他	その他知事が必要と認めるものについては、関係部隊の長と協議して決定する。	地震対策編構成の見直し
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動(薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用)																																		
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送																																		
炊飯及び給水支援	被災者に対する炊飯及び給水																																		
物資の無償貸付及び譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与																																		
危険物の保安及び除去	自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去																																		
(新設)																																			
(新設)																																			
その他	その他知事が必要と認めるものについては、関係部隊の長と協議して決定する。																																		
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動(薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用)																																		
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送																																		
炊飯及び給水支援	被災者に対する炊飯及び給水																																		
物資の無償貸付及び譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与																																		
危険物の保安及び除去	自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去																																		
防災要員等の輸送																																			
連絡幹部の派遣																																			
その他	その他知事が必要と認めるものについては、関係部隊の長と協議して決定する。																																		
(略)		(略)																																	
4 自衛隊との連絡		4 自衛隊との連絡																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 825 371 867">区分</th> <th data-bbox="371 825 1317 867">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 867 371 1056">情報の交換</td> <td data-bbox="371 867 1317 1056">知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し、災害応急対策を効果的に実施するため、陸上自衛隊第34普通科連隊長(時間の余裕がなく緊急を要するときは関係部隊等の長)と密接な情報交換を行うものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1056 371 1287">連絡班の派遣</td> <td data-bbox="371 1056 1317 1287">知事は、陸上自衛隊第34普通科連隊長に対し、県災害対策本部に連絡班(無線機等を付す。)の派遣を依頼し、派遣要請の授受及びこれに伴う措置の迅速化を図るものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1287 371 1413">連絡所の設置</td> <td data-bbox="371 1287 1317 1413">知事は自衛隊災害派遣業務を調整し、また迅速化を図るため通常県庁に、状況により指揮連絡上最も適切なところに自衛隊連絡班による連絡所を設置するものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1413 371 1528">(新設)</td> <td data-bbox="371 1413 1317 1528">(新設)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	情報の交換	知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し、災害応急対策を効果的に実施するため、陸上自衛隊第34普通科連隊長(時間の余裕がなく緊急を要するときは関係部隊等の長)と密接な情報交換を行うものとする。	連絡班の派遣	知事は、陸上自衛隊第34普通科連隊長に対し、県災害対策本部に連絡班(無線機等を付す。)の派遣を依頼し、派遣要請の授受及びこれに伴う措置の迅速化を図るものとする。	連絡所の設置	知事は自衛隊災害派遣業務を調整し、また迅速化を図るため通常県庁に、状況により指揮連絡上最も適切なところに自衛隊連絡班による連絡所を設置するものとする。	(新設)	(新設)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 825 371 867">区分</th> <th data-bbox="371 825 1317 867">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 867 371 1056">情報の交換</td> <td data-bbox="371 867 1317 1056">知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し、災害応急対策を効果的に実施するため、陸上自衛隊にあっては第34普通科連隊長(時間の余裕がなく緊急を要するときは関係部隊等の長)を通じて東部方面総監部、海上自衛隊にあっては横須賀地方総監部と、航空自衛隊にあっては第1航空団(浜松基地)と密接な情報交換を行うものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1056 371 1287">連絡班の派遣</td> <td data-bbox="371 1056 1317 1287"> <ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、陸上自衛隊第34普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊第1航空団司令(浜松基地)に対し、県災害対策本部に連絡班(無線機等を付す。)の派遣を依頼し、派遣要請の授受及びこれに伴う措置の迅速化を図るものとする。</li> <li>自衛隊派遣業務の円滑化を図るため災害対策本部及び方面本部に自衛隊連絡室を設置し連絡調整を行う。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1287 371 1413">連絡所の設置</td> <td data-bbox="371 1287 1317 1413">知事は自衛隊災害派遣業務を調整し、また迅速化を図るため通常県庁に、状況により指揮連絡上最も適切なところに自衛隊連絡班による連絡所を設置するものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1413 371 1528">自衛隊支援活動の総合調整</td> <td data-bbox="371 1413 1317 1528">知事は、派遣部隊の長と協議し対策の緊急性、重要性を判断し支援活動の優先順位を定め、自衛隊の実施する活動が円滑かつ効果的に実施されるよう調整を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	情報の交換	知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し、災害応急対策を効果的に実施するため、陸上自衛隊にあっては第34普通科連隊長(時間の余裕がなく緊急を要するときは関係部隊等の長)を通じて東部方面総監部、海上自衛隊にあっては横須賀地方総監部と、航空自衛隊にあっては第1航空団(浜松基地)と密接な情報交換を行うものとする。	連絡班の派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、陸上自衛隊第34普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊第1航空団司令(浜松基地)に対し、県災害対策本部に連絡班(無線機等を付す。)の派遣を依頼し、派遣要請の授受及びこれに伴う措置の迅速化を図るものとする。</li> <li>自衛隊派遣業務の円滑化を図るため災害対策本部及び方面本部に自衛隊連絡室を設置し連絡調整を行う。</li> </ul>	連絡所の設置	知事は自衛隊災害派遣業務を調整し、また迅速化を図るため通常県庁に、状況により指揮連絡上最も適切なところに自衛隊連絡班による連絡所を設置するものとする。	自衛隊支援活動の総合調整	知事は、派遣部隊の長と協議し対策の緊急性、重要性を判断し支援活動の優先順位を定め、自衛隊の実施する活動が円滑かつ効果的に実施されるよう調整を行う。														
区分	内容																																		
情報の交換	知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し、災害応急対策を効果的に実施するため、陸上自衛隊第34普通科連隊長(時間の余裕がなく緊急を要するときは関係部隊等の長)と密接な情報交換を行うものとする。																																		
連絡班の派遣	知事は、陸上自衛隊第34普通科連隊長に対し、県災害対策本部に連絡班(無線機等を付す。)の派遣を依頼し、派遣要請の授受及びこれに伴う措置の迅速化を図るものとする。																																		
連絡所の設置	知事は自衛隊災害派遣業務を調整し、また迅速化を図るため通常県庁に、状況により指揮連絡上最も適切なところに自衛隊連絡班による連絡所を設置するものとする。																																		
(新設)	(新設)																																		
区分	内容																																		
情報の交換	知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し、災害応急対策を効果的に実施するため、陸上自衛隊にあっては第34普通科連隊長(時間の余裕がなく緊急を要するときは関係部隊等の長)を通じて東部方面総監部、海上自衛隊にあっては横須賀地方総監部と、航空自衛隊にあっては第1航空団(浜松基地)と密接な情報交換を行うものとする。																																		
連絡班の派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、陸上自衛隊第34普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊第1航空団司令(浜松基地)に対し、県災害対策本部に連絡班(無線機等を付す。)の派遣を依頼し、派遣要請の授受及びこれに伴う措置の迅速化を図るものとする。</li> <li>自衛隊派遣業務の円滑化を図るため災害対策本部及び方面本部に自衛隊連絡室を設置し連絡調整を行う。</li> </ul>																																		
連絡所の設置	知事は自衛隊災害派遣業務を調整し、また迅速化を図るため通常県庁に、状況により指揮連絡上最も適切なところに自衛隊連絡班による連絡所を設置するものとする。																																		
自衛隊支援活動の総合調整	知事は、派遣部隊の長と協議し対策の緊急性、重要性を判断し支援活動の優先順位を定め、自衛隊の実施する活動が円滑かつ効果的に実施されるよう調整を行う。																																		
(略)		(略)																																	
6 災害派遣部隊の撤収要請	○知事は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう当該市町長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。	6 災害派遣部隊の撤収要請 ○知事は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう当該市町長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなったと認めた場合は、陸上自衛隊第34普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊第1航空団司令(浜松基地)に対して、災害派遣部隊の撤収を要請する。																																	
7 経費の負担区分		7 経費の負担区分																																	

頁	旧	新	備考												
共通 -84	<p>○自衛隊が災害応急対策のために必要とする資材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は、原則として当該市町が負担するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第28節 海上保安庁に対する支援要請計画 (略)</p> <p>3 市町長の支援要請の依頼手続 (略)</p>	<p>○自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業のために必要とする資機材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は、原則として当該市町が負担するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第28節 海上保安庁に対する支援要請計画 (略)</p> <p>3 市町長の支援要請の依頼手続 (略)</p> <p>4 海上保安庁との連絡</p> <table border="1" data-bbox="1350 577 2448 777"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報交換</td> <td>知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、第三管区海上保安本部と密接な情報交換を行う。</td> </tr> <tr> <td>連絡員の派遣</td> <td>知事は、清水海上保安部又は下田海上保安部に対して連絡員の派遣を要請する。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	情報交換	知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、第三管区海上保安本部と密接な情報交換を行う。	連絡員の派遣	知事は、清水海上保安部又は下田海上保安部に対して連絡員の派遣を要請する。	地震対策編構成の見直し						
区 分	内 容														
情報交換	知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、第三管区海上保安本部と密接な情報交換を行う。														
連絡員の派遣	知事は、清水海上保安部又は下田海上保安部に対して連絡員の派遣を要請する。														
共通 -86	<p>(略)</p> <p>第32節 下水道災害応急対策計画</p> <p>○下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、<b>公共下水道等</b>の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>第32節 下水道災害応急対策計画</p> <p>○下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、<b>下水道施設</b>の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。</p>	表記の修正												
共通 -86	<p>第33節 突発的災害に係る応急対策計画 (略)</p> <p>1 県の体制 (略)</p> <p>(3)災害対策本部の実施する応急対策 被災者の迅速な救助活動を最優先に次の災害応急対策を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="222 1270 1320 1858"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報の収集、伝達等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>方面本部は、関係市町、消防機関、また必要に応じて事故現場等に職員を派遣し、正確な情報を迅速に本部に伝達する。</li> <li>本部は、方面本部情報及び本部収集情報を基に、速やかに関係機関に必要な要請をするとともに、国、関係市町及び防災関係機関に対し迅速な情報伝達を行うものとする。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>人的被害の把握</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>本部は、人的被害の数（死者・行方不明者数等）について、一元的に集約、調整を行うものとする。</li> <li>本部は、関係機関（警察、消防、市町本部等）が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は本部に連絡するものとする。</li> <li>本部は、当該情報が得られた際は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	情報の収集、伝達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>方面本部は、関係市町、消防機関、また必要に応じて事故現場等に職員を派遣し、正確な情報を迅速に本部に伝達する。</li> <li>本部は、方面本部情報及び本部収集情報を基に、速やかに関係機関に必要な要請をするとともに、国、関係市町及び防災関係機関に対し迅速な情報伝達を行うものとする。</li> </ul>	人的被害の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部は、人的被害の数（死者・行方不明者数等）について、一元的に集約、調整を行うものとする。</li> <li>本部は、関係機関（警察、消防、市町本部等）が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は本部に連絡するものとする。</li> <li>本部は、当該情報が得られた際は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。</li> </ul>	<p>第33節 突発的災害に係る応急対策計画 (略)</p> <p>1 県の体制 (略)</p> <p>(4)災害対策本部の実施する応急対策 被災者の迅速な救助活動を最優先に次の災害応急対策を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1350 1270 2448 1858"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報の収集、伝達等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>方面本部は、関係市町、消防機関、また必要に応じて事故現場等に職員を派遣し、正確な情報を迅速に本部に伝達する。</li> <li>本部は、方面本部情報及び本部収集情報を基に、速やかに関係機関に必要な要請をするとともに、国、関係市町及び防災関係機関に対し迅速な情報伝達を行うものとする。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>人的被害の把握</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>本部は、人的被害の数（死者・行方不明者数等）について、一元的に集約、調整を行うものとする。</li> <li>本部は、関係機関（警察、消防、市町本部等）が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は本部に連絡するものとする。</li> <li>本部は、当該情報が得られた際は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。</li> <li>本部は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、安否不明者、行方不明者及び死亡者について、市町及び警察と連携し、人数のほか、別に定めた方針（資料編Ⅰ13～15）に基づきの氏名等の情報を集約し公表す</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	情報の収集、伝達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>方面本部は、関係市町、消防機関、また必要に応じて事故現場等に職員を派遣し、正確な情報を迅速に本部に伝達する。</li> <li>本部は、方面本部情報及び本部収集情報を基に、速やかに関係機関に必要な要請をするとともに、国、関係市町及び防災関係機関に対し迅速な情報伝達を行うものとする。</li> </ul>	人的被害の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部は、人的被害の数（死者・行方不明者数等）について、一元的に集約、調整を行うものとする。</li> <li>本部は、関係機関（警察、消防、市町本部等）が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は本部に連絡するものとする。</li> <li>本部は、当該情報が得られた際は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。</li> <li>本部は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、安否不明者、行方不明者及び死亡者について、市町及び警察と連携し、人数のほか、別に定めた方針（資料編Ⅰ13～15）に基づきの氏名等の情報を集約し公表す</li> </ul>	「災害時における安否不明者の氏名等の公表について(方針)」、「災害時における行方不明者の氏名等の公表
区 分	内 容														
情報の収集、伝達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>方面本部は、関係市町、消防機関、また必要に応じて事故現場等に職員を派遣し、正確な情報を迅速に本部に伝達する。</li> <li>本部は、方面本部情報及び本部収集情報を基に、速やかに関係機関に必要な要請をするとともに、国、関係市町及び防災関係機関に対し迅速な情報伝達を行うものとする。</li> </ul>														
人的被害の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部は、人的被害の数（死者・行方不明者数等）について、一元的に集約、調整を行うものとする。</li> <li>本部は、関係機関（警察、消防、市町本部等）が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は本部に連絡するものとする。</li> <li>本部は、当該情報が得られた際は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。</li> </ul>														
区 分	内 容														
情報の収集、伝達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>方面本部は、関係市町、消防機関、また必要に応じて事故現場等に職員を派遣し、正確な情報を迅速に本部に伝達する。</li> <li>本部は、方面本部情報及び本部収集情報を基に、速やかに関係機関に必要な要請をするとともに、国、関係市町及び防災関係機関に対し迅速な情報伝達を行うものとする。</li> </ul>														
人的被害の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部は、人的被害の数（死者・行方不明者数等）について、一元的に集約、調整を行うものとする。</li> <li>本部は、関係機関（警察、消防、市町本部等）が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は本部に連絡するものとする。</li> <li>本部は、当該情報が得られた際は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。</li> <li>本部は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、安否不明者、行方不明者及び死亡者について、市町及び警察と連携し、人数のほか、別に定めた方針（資料編Ⅰ13～15）に基づきの氏名等の情報を集約し公表す</li> </ul>														

頁	旧		新		備考
各 機 関 へ の 要 請	自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、陸上自衛隊第34普通科連隊に要請する。</li> <li>人や物資の輸送等必要に応じて航空自衛隊、海上自衛隊にも要請する、要請の方法、手続きは&lt;第27節 自衛隊派遣計画&gt;による。</li> </ul>	自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、陸上自衛隊第34普通科連隊に要請する。</li> <li>人や物資の輸送等必要に応じて航空自衛隊、海上自衛隊にも要請する、要請の方法、手続きは&lt;第27節 自衛隊派遣計画&gt;による。</li> </ul>	について(方針)」及び「災害による死亡者の氏名等の公表について(方針)」(いずれも令和3年11月12日策定)の策定に伴う修正
	海上保安庁	人や物資の緊急輸送及び災害応急対策について必要がある場合には第三管区海上保安本部清水海上保安部又は下田海上保安部に要請する。要請の方法、手続きは<第28節 海上保安庁に対する支援要請計画>による。	海上保安庁	人や物資の緊急輸送及び災害応急対策について必要がある場合には第三管区海上保安本部清水海上保安部又は下田海上保安部に要請する。要請の方法、手続きは<第28節 海上保安庁に対する支援要請計画>による。	
	消防庁、他都県	被災者を迅速に救助するため必要な場合には、適宜、表2に掲げる消防庁、中部圏9県と名古屋市(「災害応援に関する協定書」、関東知事会の構成都県(「震災時等の相互応援に関する協定」)等に応援要請をするものとする。	消防庁、他都県	被災者を迅速に救助するため必要な場合には、適宜、表2に掲げる消防庁、中部圏9県と名古屋市(「災害応援に関する協定書」、関東知事会の構成都県(「震災時等の相互応援に関する協定」)等に応援要請をするものとする。	
	緊急医療活動	ア 静岡DMAT(災害派遣医療チーム) 静岡DMATが出動し対応する必要がある場合には、健康福祉部医療健康局地域医療課を通じて要請する。 イ 日本赤十字社静岡県支部への要請 緊急医療等の救護業務の実施が必要な場合には、地域医療課を通じて要請する。 ウ 県医師会等への要請 現地での医療救護活動の実施等が必要な場合には、地域医療課を通じて、(一社)県医師会、公益社団法人県病院協会等に協力を要請する。 エ 静岡DPAT(災害派遣精神医療チーム) 静岡DPATが出動し対応する必要がある場合には、健康福祉部障害者支援局障害福祉課を通じて要請する。 オ 静岡DWAT(災害派遣福祉チーム) 静岡DWATが出動し対応する必要がある場合には、健康福祉部福祉長寿局地域福祉課を通じて要請する。	各機関への要請	ア 静岡DMAT(災害派遣医療チーム) 静岡DMATが出動し対応する必要がある場合には、健康福祉部医療健康局地域医療課を通じて要請する。 イ 日本赤十字社静岡県支部への要請 緊急医療等の救護業務の実施が必要な場合には、地域医療課を通じて要請する。 ウ 県医師会等への要請 現地での医療救護活動の実施等が必要な場合には、地域医療課を通じて、(一社)県医師会、公益社団法人県病院協会等に協力を要請する。 エ 静岡DPAT(災害派遣精神医療チーム) 静岡DPATが出動し対応する必要がある場合には、健康福祉部障害者支援局障害福祉課を通じて要請する。 オ 静岡DWAT(災害派遣福祉チーム) 静岡DWATが出動し対応する必要がある場合には、健康福祉部福祉長寿局地域福祉課を通じて要請する。	
緊急消防援助隊・広域航空消防応援要綱	知事は、市町長からの要請があったとき又は県内の災害状況に応じ(その詳細な状況の把握が困難な場合を含む)消防の広域応援の必要があると認めるときは、「消防組織法(昭和22年法律第226号)」第44条に基づき、消防庁長官に対し応援出動等の措置を要請する。	各機関への要請	知事は、市町長からの要請があったとき又は県内の災害状況に応じ(その詳細な状況の把握が困難な場合を含む)消防の広域応援の必要があると認めるときは、「消防組織法(昭和22年法律第226号)」第44条に基づき、消防庁長官に対し <b>次の事項を明らかにして</b> 応援出動等の措置を要請する。 ア 災害の種別・状況 イ 人的・物的被害の状況 ウ 必要な応援部隊の種類と部隊数 エ 応援部隊の集結場所及び到達ルート	地震対策編構成の見直し	
警察災害派遣隊等	県公安委員会は、県内警備力をもって災害に対処することができない場合、警察庁又は他の都道府県警察に対し、「警察法(昭和22年法律第162号)」第60条に基づく援助要求を行う。	各機関への要請	県公安委員会は、 <b>大規模な災害が発生し、</b> 県内警備力をもって災害に対処することができない場合、警察庁又は他の都道府県警察に対し、「警察法(昭和22年法律第162号)」第60条 <b>第1項に基づき、次の事項を明らかにして</b> 援助要求を行う。 <b>ただし、機動警察通信隊については県警察が管区警察局に要請する。</b> ア 援助を必要とする理由 イ 援助を必要とする人員、航空機、装備、資機材、服装、携行品等及び期間 ウ 援助を必要とする場所		

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧		新		備考
				<p>エ 県内経路(特に道路の破損がある場合)</p> <p>オ その他必要事項</p>	
	各機関の調整・2次災害防止のための措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部は、防災関係機関調整会議等により、各機関の活動等に資する情報(要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等)の共有及び総合的な活動調整を行うものとする。</li> <li>災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム(DMAT)等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。</li> <li>事故の態様により、2次災害の発生のおそれがある場合は速やかに関係機関と連絡をとり、必要に応じて合同調整所等を活用して、部隊と関係機関との間で情報共有及び活動調整を行うなど、2次災害防止のために必要な措置をとる。</li> </ul>	各機関の調整・2次災害防止のための措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部は、防災関係機関調整会議等により、各機関の活動等に資する情報(要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等)の共有及び総合的な活動調整を行うものとする。</li> <li>災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム(DMAT)等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。</li> <li>事故の態様により、2次災害の発生のおそれがある場合は速やかに関係機関と連絡をとり、必要に応じて合同調整所等を活用して、部隊と関係機関との間で情報共有及び活動調整を行うなど、2次災害防止のために必要な措置をとる。</li> </ul>	
	航空機の運用調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機の運用に関し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行う。</li> </ul>	航空機の運用調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機の運用に関し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行う。</li> </ul>	
国との連携	<p>ア 中央防災無線(緊急連絡用回線)による国との連携 大災害発生時に内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と直接通信連絡を行う必要がある場合は、中央防災無線(緊急連絡用回線)を用いて連絡する。</p> <p>イ 非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部との連携 国に非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置され、国の現地対策本部がおかれた場合には、災害対策本部は当該現地対策本部との連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努めるものとする。</p>	<p>ア 中央防災無線(緊急連絡用回線)による国との連携 大災害発生時に内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と直接通信連絡を行う必要がある場合は、中央防災無線(緊急連絡用回線)を用いて連絡する。</p> <p>イ 非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部との連携 国に非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置され、国の現地対策本部がおかれた場合には、災害対策本部は当該現地対策本部との連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努めるものとする。</p>	国との連携	<p>ア 中央防災無線(緊急連絡用回線)による国との連携 大災害発生時に内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と直接通信連絡を行う必要がある場合は、中央防災無線(緊急連絡用回線)を用いて連絡する。</p> <p>イ 非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部との連携 国に非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置され、国の現地対策本部がおかれた場合には、災害対策本部は当該現地対策本部との連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努めるものとする。</p>	
(略)	(略)		(略)		



令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧			新			備考			
	表1			表1						
	機 関 名	N	T	T	機 関 名	N	T	T	防 災 無 線	
	消 防 庁 応 急 対 策 室	03-5253-7527			消 防 庁 応 急 対 策 室	03-5253-7527			(8-90-49013)	
	県警察本部警備部災害対策課	054-271-0110			県警察本部警備部災害対策課	054-271-0110				
	県警察本部地域課 航空隊	054-622-6251			県警察本部地域課 航空隊	054-622-6251				
	静岡地方気象台	054-286-3521			静岡地方気象台	054-286-3521			160-9000	
	陸上自衛隊第34普通科連隊第3科	0550-89-1310			陸上自衛隊第34普通科連隊第3科	0550-89-1310			150-9000	
	航空自衛隊第1航空団防衛部	053-472-1111			航空自衛隊第1航空団防衛部	053-472-1111			153-9000	
	海上自衛隊横須賀地方総監部	046-822-3522			海上自衛隊横須賀地方総監部	046-822-3522			156-9106	
	清水海上保安部 警備救難課	054-353-0118			清水海上保安部 警備救難課	054-353-0118			157-9000	
	下田海上保安部 警備救難課	0558-25-0118			下田海上保安部 警備救難課	0558-25-0118			158-9106	
	日本赤十字社静岡県支部	054-252-8131			日本赤十字社静岡県支部	054-252-8131			159-9000	
	(一社)静岡県医師会	054-246-6151			(一社)静岡県医師会	054-246-6151				
	西日本電信電話(株)静岡支店災害対策室	054-205-9122			西日本電信電話(株)静岡支店災害対策室	054-205-9122				
	東京電力パワーグリッド(株)静岡総支社	055-915-5474			東京電力パワーグリッド(株)静岡総支社	055-915-5474				
	中部電力(株)静岡支店	054-273-9001			中部電力(株)静岡支店	054-273-9001				
	中部電力パワーグリッド(株)静岡支社	054-273-9012			中部電力パワーグリッド(株)静岡支社	054-273-9012				
	静岡ガス(株)安全推進室	054-284-7984			静岡ガス(株)安全推進室	054-284-7984				
	(一社)静岡県LPガス協会	054-255-2451			(一社)静岡県LPガス協会	054-255-2451				
	東海旅客鉄道(株)静岡支社管理部総務課	054-284-2319			東海旅客鉄道(株)静岡支社管理部総務課	054-284-2319				
	静岡鉄道(株)総務部総務課	054-254-5114			静岡鉄道(株)総務部総務課	054-254-5114				
	中日本高速道路(株)静岡保全・サービスセンター	054-286-5181			中日本高速道路(株)静岡保全・サービスセンター	054-286-5181				
	静岡県道路公社	054-254-3407			静岡県道路公社	054-254-3407				
	日本通運(株)静岡支店	054-254-3344			日本通運(株)静岡支店	054-254-3344				
	(一社)静岡県トラック協会	054-283-1910			(一社)静岡県トラック協会	054-283-1910				
	日本放送協会静岡放送局放送部	054-654-4012			日本放送協会静岡放送局放送部	054-654-4012				
	静岡放送(株)報道部	054-284-8950			静岡放送(株)報道部	054-284-8950				
	(株)テレビ静岡報道部	054-261-6115			(株)テレビ静岡報道部	054-261-6115				
	(株)	054-251-3301			(株)静岡朝日テレビ					表記の修正
	静岡朝日テレビ	054-283-6515			報道制作センター	054-251-3301				
	報道情報センター	053-457-1154			(株)静岡第一テレビ報道部	054-283-6515				組織変更に伴う修正
	(株)静岡第一テレビ報道部				静岡エフエム放送(株)制作本部	053-457-1154				
	静岡エフエム放送(株)制作本部									
	(新設)				第34節 県有施設及び設備等の対策計画					地震対策編構成の見直し
					災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な県有施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。					

頁	旧	新	備考										
共通 -98		<p><b>1 県防災行政無線</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1350 226 1528 268">区 分</th> <th data-bbox="1528 226 2442 268">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1350 268 1528 499">県庁統制局の機能確保</td> <td data-bbox="1528 268 2442 499"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統制局に障害がある場合は、予備機切替により、復旧時間を短縮し、保守要員による速やかな復旧措置を講ずる。(なお、接続ケーブルに異常が生じた時は、予備ケーブルを使用する。)</li> <li>・県出先機関等及び市町との連絡に障害がある場合は、孤立防止用衛星電話、防災相互無線、移動系無線等を使用し、中継局経由、又は口頭中継により応急連絡を行う。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 499 1528 772">中継局の機能確保</td> <td data-bbox="1528 499 2442 772"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中継局施設に障害がある場合は、予備機切替により復旧時間の短縮を図るとともに保守要員による復旧措置を講ずる。</li> <li>・多重区間に障害があり中継が困難な場合は、衛星系によるが、その他移動系無線機を使用して連絡を確保する。</li> <li>・上記2つの措置によっても中継局の機能を確保することが困難なときは、海上自衛隊に要請し県下の東西2点において無線機を使用して海上中継による応急中継回線を確保する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 772 1528 961">総合庁舎局等の機能確保</td> <td data-bbox="1528 772 2442 961"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合庁舎・土木多重局施設に障害がある場合は、予備機切替により復旧時間を短縮し、保守要員により復旧措置を講ずる。</li> <li>・電源部の故障、建築物の破損等関連施設の損壊が発生し、無線通信施設が使用不能のときは、可搬型衛星地球局のほか移動系無線機を活用して応急回線の設定を行い通信を確保する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 961 1528 1171">市町及び他機関端末局</td> <td data-bbox="1528 961 2442 1171"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・端末局に障害がある場合は、基板交換による応急措置を行い、通信の確保を図る。</li> <li>・障害が発生したときは孤立防止用無線、防災相互無線、市町地域防災無線及び消防無線等を使用して応急回線を設定し、方面本部と市町、方面本部と県庁の間の通信を確保する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	県庁統制局の機能確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統制局に障害がある場合は、予備機切替により、復旧時間を短縮し、保守要員による速やかな復旧措置を講ずる。(なお、接続ケーブルに異常が生じた時は、予備ケーブルを使用する。)</li> <li>・県出先機関等及び市町との連絡に障害がある場合は、孤立防止用衛星電話、防災相互無線、移動系無線等を使用し、中継局経由、又は口頭中継により応急連絡を行う。</li> </ul>	中継局の機能確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中継局施設に障害がある場合は、予備機切替により復旧時間の短縮を図るとともに保守要員による復旧措置を講ずる。</li> <li>・多重区間に障害があり中継が困難な場合は、衛星系によるが、その他移動系無線機を使用して連絡を確保する。</li> <li>・上記2つの措置によっても中継局の機能を確保することが困難なときは、海上自衛隊に要請し県下の東西2点において無線機を使用して海上中継による応急中継回線を確保する。</li> </ul>	総合庁舎局等の機能確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合庁舎・土木多重局施設に障害がある場合は、予備機切替により復旧時間を短縮し、保守要員により復旧措置を講ずる。</li> <li>・電源部の故障、建築物の破損等関連施設の損壊が発生し、無線通信施設が使用不能のときは、可搬型衛星地球局のほか移動系無線機を活用して応急回線の設定を行い通信を確保する。</li> </ul>	市町及び他機関端末局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・端末局に障害がある場合は、基板交換による応急措置を行い、通信の確保を図る。</li> <li>・障害が発生したときは孤立防止用無線、防災相互無線、市町地域防災無線及び消防無線等を使用して応急回線を設定し、方面本部と市町、方面本部と県庁の間の通信を確保する。</li> </ul>	
	区 分	内 容											
	県庁統制局の機能確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統制局に障害がある場合は、予備機切替により、復旧時間を短縮し、保守要員による速やかな復旧措置を講ずる。(なお、接続ケーブルに異常が生じた時は、予備ケーブルを使用する。)</li> <li>・県出先機関等及び市町との連絡に障害がある場合は、孤立防止用衛星電話、防災相互無線、移動系無線等を使用し、中継局経由、又は口頭中継により応急連絡を行う。</li> </ul>											
	中継局の機能確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中継局施設に障害がある場合は、予備機切替により復旧時間の短縮を図るとともに保守要員による復旧措置を講ずる。</li> <li>・多重区間に障害があり中継が困難な場合は、衛星系によるが、その他移動系無線機を使用して連絡を確保する。</li> <li>・上記2つの措置によっても中継局の機能を確保することが困難なときは、海上自衛隊に要請し県下の東西2点において無線機を使用して海上中継による応急中継回線を確保する。</li> </ul>											
	総合庁舎局等の機能確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合庁舎・土木多重局施設に障害がある場合は、予備機切替により復旧時間を短縮し、保守要員により復旧措置を講ずる。</li> <li>・電源部の故障、建築物の破損等関連施設の損壊が発生し、無線通信施設が使用不能のときは、可搬型衛星地球局のほか移動系無線機を活用して応急回線の設定を行い通信を確保する。</li> </ul>											
	市町及び他機関端末局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・端末局に障害がある場合は、基板交換による応急措置を行い、通信の確保を図る。</li> <li>・障害が発生したときは孤立防止用無線、防災相互無線、市町地域防災無線及び消防無線等を使用して応急回線を設定し、方面本部と市町、方面本部と県庁の間の通信を確保する。</li> </ul>											
		<p><b>2 警察通信無線</b></p> <p>(1)固定局の障害については、高出力型携帯無線機又は無線自動車を固定局の代行として運用する。</p> <p>(2)中継局施設に障害がある場合は、代行中継局を開設して通信の確保を図る。</p>											
		<p><b>3 公共施設等</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1350 1438 1528 1480">区 分</th> <th data-bbox="1528 1438 2442 1480">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1350 1480 1528 1606">被害状況の収集、施設の点検、情報連絡</td> <td data-bbox="1528 1480 2442 1606"> <p>道路管理者相互に連携し、パトロール等により被害情報の収集、橋梁等施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 1606 1528 1711">応急措置の実施、2次災害の防止</td> <td data-bbox="1528 1606 2442 1711"> <p>県公安委員会及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、緊急輸送路を基本とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 1711 1528 1869">緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施</td> <td data-bbox="1528 1711 2442 1869"> <p>緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	被害状況の収集、施設の点検、情報連絡	<p>道路管理者相互に連携し、パトロール等により被害情報の収集、橋梁等施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。</p>	応急措置の実施、2次災害の防止	<p>県公安委員会及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、緊急輸送路を基本とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。</p>	緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施	<p>緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。</p>			
	区 分	内 容											
	被害状況の収集、施設の点検、情報連絡	<p>道路管理者相互に連携し、パトロール等により被害情報の収集、橋梁等施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。</p>											
応急措置の実施、2次災害の防止	<p>県公安委員会及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、緊急輸送路を基本とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。</p>												
緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施	<p>緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。</p>												

頁	旧	新	備考
		<p>被害情報の収集、施設の点検、情報連絡</p> <p>パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。</p>	
		<p>水門等の操作</p> <p>津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。</p>	
	河川及び海岸保全施設	<p>応急措置の実施、2次災害の防止</p> <p>従前の防災機能が損なわれ2次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。</p>	
		<p>資機材の確保、応急復旧工事の実施</p> <p>施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。</p>	
		<p>市町長への連絡</p> <p>避難等が必要な場合は、すみやかに当該市町長へ状況の連絡に努める。</p>	
		<p>被害情報の収集、施設の点検、情報連絡</p> <p>パトロールや砂防ボランティア・地域住民からの情報連絡等により、指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。</p>	
	砂防、地すべり及び急傾斜地等	<p>応急措置の実施、2次災害の防止</p> <p>2次災害のおそれのある場合、危険箇所への立ち入り禁止措置等、必要な応急措置を講ずる。</p>	
		<p>資機材の確保、応急工事の実施</p> <p>2次災害の発生等、危険性を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。</p>	
		<p>市町長への連絡</p> <p>避難等が必要な場合は、すみやかに当該市町長へ状況の連絡に努める。</p>	
		<p>被害状況の収集、施設の点検、情報連絡</p> <p>パトロール等により岸壁等港湾及び漁港施設の被害情報の収集、施設機能の点検を行うとともに、港湾及び漁港施設利用者に対し、被害状況の調査及び点検の実施を要請する。また、関係機関に情報を伝達する。</p>	
	港湾及び漁港施設等	<p>応急措置の実施、2次災害の防止</p> <p>危険箇所の立ち入り禁止措置や、水閘門等の機能欠損箇所における応急修繕等の応急措置を講ずる。</p>	
		<p>緊急輸送岸壁の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施</p> <p>・緊急輸送岸壁の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、応急復旧工事を実施する。 ・また、港湾及び漁港施設利用者に対し、港湾機能の障害となるもの等への早期対策を要請する。</p>	
	ダム、ため池及び用水路	<p>被害状況の把握</p> <p>ダム、ため池及び用水路の被害状況を調査する。</p>	
		<p>応急措置の実施及び下流域の市</p> <p>施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに被害の及ぶおそれがある下流域の市町長又は警察署長に対し</p>	

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧	新	備考																		
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1350 184 1513 304"></td> <td data-bbox="1513 184 1721 304">町又は警察署長への必要な措置の要請</td> <td data-bbox="1721 184 2448 304">状況を連絡し、避難指示等必要な措置をとるよう要請するとともに迅速に応急措置を講ずる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 304 1513 499">本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎等</td> <td data-bbox="1513 304 1721 388">被害状況の把握</td> <td data-bbox="1721 304 2448 388">庁舎管理者は、本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎の施設及び設備を点検し、被害状況を確認する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1513 388 1721 499">緊急措置の実施</td> <td data-bbox="1721 388 2448 499">施設及び設備が破損した場合は、防災機関として機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1350 499 1513 583">危険物保有施設</td> <td data-bbox="1513 499 2448 583">発火危険物、有毒薬品、有毒ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のため必要な応急措置を講ずる。</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1350 583 1513 699">水道用水供給及び工業用水道施設</td> <td data-bbox="1513 583 2448 699"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の発生状況に応じて、取水、送水を停止し、施設の被害状況を調査し必要な措置を講ずる。</li> <li>・被害の拡大防止と応急復旧を行い、用水の確保に努める。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1350 699 1513 741">静岡空港</td> <td data-bbox="1513 699 2448 741">第9節「交通の確保対策」の3「航空交通の確保」に準じる。</td> </tr> </table>		町又は警察署長への必要な措置の要請	状況を連絡し、避難指示等必要な措置をとるよう要請するとともに迅速に応急措置を講ずる。	本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎等	被害状況の把握	庁舎管理者は、本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎の施設及び設備を点検し、被害状況を確認する。		緊急措置の実施	施設及び設備が破損した場合は、防災機関として機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。		危険物保有施設	発火危険物、有毒薬品、有毒ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のため必要な応急措置を講ずる。		水道用水供給及び工業用水道施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の発生状況に応じて、取水、送水を停止し、施設の被害状況を調査し必要な措置を講ずる。</li> <li>・被害の拡大防止と応急復旧を行い、用水の確保に努める。</li> </ul>		静岡空港	第9節「交通の確保対策」の3「航空交通の確保」に準じる。	
	町又は警察署長への必要な措置の要請	状況を連絡し、避難指示等必要な措置をとるよう要請するとともに迅速に応急措置を講ずる。																			
本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎等	被害状況の把握	庁舎管理者は、本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎の施設及び設備を点検し、被害状況を確認する。																			
	緊急措置の実施	施設及び設備が破損した場合は、防災機関として機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。																			
	危険物保有施設	発火危険物、有毒薬品、有毒ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のため必要な応急措置を講ずる。																			
	水道用水供給及び工業用水道施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の発生状況に応じて、取水、送水を停止し、施設の被害状況を調査し必要な措置を講ずる。</li> <li>・被害の拡大防止と応急復旧を行い、用水の確保に努める。</li> </ul>																			
	静岡空港	第9節「交通の確保対策」の3「航空交通の確保」に準じる。																			
		<p>4 コンピュータ</p> <p>(1) コンピュータ・システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。</p> <p>(2) コンピュータ・システムに障害が生じた場合には、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。</p>																			

頁	旧	新	備考											
共通 -99	<p>第4章 復旧・復興対策</p> <p>第1節 災害復旧計画</p> <p>災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、「第3章 災害応急対策計画」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を図るものとする。</p>	<p>第4章 復旧・復興対策</p> <p>第1節 災害復旧計画</p> <p>災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、「第3章 災害応急対策計画」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を図るものとする。</p> <p><b>なお、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度等を活用するものとする。</b></p>	<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○被災地方公共団体は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</p>											
共通 -100	<p>(略)</p> <p>第3節被災者の生活再建支援</p> <p>(略)</p> <p>2 被災者の援護</p> <p>被災者が、災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、金銭の支給及び資金の融資等の被災者の援護を行う。</p>	<p>(略)</p> <p>第3節被災者の生活再建支援</p> <p>(略)</p> <p>2 被災者の援護</p> <p>被災者が、災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、金銭の支給及び資金の融資等の被災者の援護を行う。</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県</td> <td>被災状況の把握 ア 被災者の経済再建支援に関する調査、り災証明書の交付等について市町を支援・指導する。県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町に映像配信を行うなど、より多くの市町担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。 イ 調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。</td> </tr> <tr> <td>被災者(自立)生活再建支援金の支給 ・市町からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、被災者生活再建支援法適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。 ・「被災者生活再建支援法」が適用されない市町の被災者に対して、県の制度による支援金を支給する。</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体		内 容	県	被災状況の把握 ア 被災者の経済再建支援に関する調査、り災証明書の交付等について市町を支援・指導する。県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町に映像配信を行うなど、より多くの市町担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。 イ 調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。	被災者(自立)生活再建支援金の支給 ・市町からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、被災者生活再建支援法適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。 ・「被災者生活再建支援法」が適用されない市町の被災者に対して、県の制度による支援金を支給する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県</td> <td>被災状況の把握 ア 被災者の経済再建支援に関する調査、り災証明書の交付等について市町を支援・指導する。県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町に映像配信を行うなど、より多くの市町担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。 イ 調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。</td> </tr> <tr> <td>被災者(自立)生活再建支援金の支給 ・市町からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、被災者生活再建支援法適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。 ・「被災者生活再建支援法」が適用されない市町の被災者に対して、県の制度による支援金を支給する。</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	県	被災状況の把握 ア 被災者の経済再建支援に関する調査、り災証明書の交付等について市町を支援・指導する。県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町に映像配信を行うなど、より多くの市町担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。 イ 調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。	被災者(自立)生活再建支援金の支給 ・市町からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、被災者生活再建支援法適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。 ・「被災者生活再建支援法」が適用されない市町の被災者に対して、県の制度による支援金を支給する。	
実施主体	内 容													
県	被災状況の把握 ア 被災者の経済再建支援に関する調査、り災証明書の交付等について市町を支援・指導する。県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町に映像配信を行うなど、より多くの市町担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。 イ 調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。													
	被災者(自立)生活再建支援金の支給 ・市町からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、被災者生活再建支援法適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。 ・「被災者生活再建支援法」が適用されない市町の被災者に対して、県の制度による支援金を支給する。													
実施主体	内 容													
県	被災状況の把握 ア 被災者の経済再建支援に関する調査、り災証明書の交付等について市町を支援・指導する。県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町に映像配信を行うなど、より多くの市町担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。 イ 調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。													
	被災者(自立)生活再建支援金の支給 ・市町からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、被災者生活再建支援法適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。 ・「被災者生活再建支援法」が適用されない市町の被災者に対して、県の制度による支援金を支給する。													
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>義援金の募集等 ア 県への義援金を受け付けるために、県庁内等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 イ <b>統一的</b>に義援金を配分するために、被災都県、市町、日本赤十字社静岡県支部、静岡県共同募金会及び報道機関等の関係団体から構成される義援金募集・配分委員会(仮称)を設置する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>租税の減免等 地方税法及び条例に基づき、県税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国への要望 国に対し国税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。</td> </tr> </tbody> </table>	県	義援金の募集等 ア 県への義援金を受け付けるために、県庁内等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 イ <b>統一的</b> に義援金を配分するために、被災都県、市町、日本赤十字社静岡県支部、静岡県共同募金会及び報道機関等の関係団体から構成される義援金募集・配分委員会(仮称)を設置する。		租税の減免等 地方税法及び条例に基づき、県税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。		国への要望 国に対し国税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>義援金の募集等 ア 県への義援金を受け付けるために、県庁内等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 イ <b>公正かつ適正</b>に義援金を配分するために、被災都県、市町、日本赤十字社静岡県支部、静岡県共同募金会及び報道機関等の関係団体から構成される義援金募集・配分委員会(仮称)を設置する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>租税の減免等 地方税法及び条例に基づき、県税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国への要望 国に対し国税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>義援金募集・配分委員会設置要綱の表現と統一</p>	県	義援金の募集等 ア 県への義援金を受け付けるために、県庁内等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 イ <b>公正かつ適正</b> に義援金を配分するために、被災都県、市町、日本赤十字社静岡県支部、静岡県共同募金会及び報道機関等の関係団体から構成される義援金募集・配分委員会(仮称)を設置する。		租税の減免等 地方税法及び条例に基づき、県税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。		国への要望 国に対し国税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。
県	義援金の募集等 ア 県への義援金を受け付けるために、県庁内等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 イ <b>統一的</b> に義援金を配分するために、被災都県、市町、日本赤十字社静岡県支部、静岡県共同募金会及び報道機関等の関係団体から構成される義援金募集・配分委員会(仮称)を設置する。													
	租税の減免等 地方税法及び条例に基づき、県税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。													
	国への要望 国に対し国税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。													
県	義援金の募集等 ア 県への義援金を受け付けるために、県庁内等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 イ <b>公正かつ適正</b> に義援金を配分するために、被災都県、市町、日本赤十字社静岡県支部、静岡県共同募金会及び報道機関等の関係団体から構成される義援金募集・配分委員会(仮称)を設置する。													
	租税の減免等 地方税法及び条例に基づき、県税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。													
	国への要望 国に対し国税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。													

頁	旧		新		備考																								
	市町	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="341 201 549 758">被災状況の把握</td> <td data-bbox="549 201 1314 758"> <p>「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成することができる。</p> <p><b>【県への報告】</b>                      ア 死亡者数                      イ 負傷者数                      ウ 全壊・半壊住宅数 等</p> <p><b>【被災者台帳】</b>                      ア 氏名、生年月日、性別                      イ 住所又は居所                      ウ 住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況                      エ 援護の実施の状況                      オ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由等</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 758 549 873">り災証明の発行</td> <td data-bbox="549 758 1314 873">                     ア り災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者にり災証明を発行する。                      イ り災証明調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 873 549 957">災害援護資金の貸付</td> <td data-bbox="549 873 1314 957">「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 957 549 1073">被災者生活再建支援金の申請受付等</td> <td data-bbox="549 957 1314 1073">被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 1073 549 1230">義援金の募集等</td> <td data-bbox="549 1073 1314 1230">                     ア 市町への義援金を受け付けるために、市役所、町役場等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。                      イ 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 1230 549 1314">租税の減免等</td> <td data-bbox="549 1230 1314 1314">地方税法及び条例に基づき、市町税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。</td> </tr> </table>	被災状況の把握	<p>「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成することができる。</p> <p><b>【県への報告】</b>                      ア 死亡者数                      イ 負傷者数                      ウ 全壊・半壊住宅数 等</p> <p><b>【被災者台帳】</b>                      ア 氏名、生年月日、性別                      イ 住所又は居所                      ウ 住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況                      エ 援護の実施の状況                      オ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由等</p>	り災証明の発行	ア り災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者にり災証明を発行する。 イ り災証明調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。	災害援護資金の貸付	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。	被災者生活再建支援金の申請受付等	被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。	義援金の募集等	ア 市町への義援金を受け付けるために、市役所、町役場等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 イ 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。	租税の減免等	地方税法及び条例に基づき、市町税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。	市町	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1469 201 1676 758">被災状況の把握</td> <td data-bbox="1676 201 2442 758"> <p>「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成することができる。</p> <p><b>【県への報告】</b>                      ア 死亡者数                      イ 負傷者数                      ウ 全壊・半壊住宅数 等</p> <p><b>【被災者台帳】</b>                      ア 氏名、生年月日、性別                      イ 住所又は居所                      ウ 住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況                      エ 援護の実施の状況                      オ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由等</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1469 758 1676 873">り災証明の発行</td> <td data-bbox="1676 758 2442 873">                     ア り災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者にり災証明を発行する。                      イ り災証明調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1469 873 1676 957">災害援護資金の貸付</td> <td data-bbox="1676 873 2442 957">「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1469 957 1676 1073">被災者生活再建支援金の申請受付等</td> <td data-bbox="1676 957 2442 1073">被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1469 1073 1676 1230">義援金の募集等</td> <td data-bbox="1676 1073 2442 1230">                     ア 市町への義援金を受け付けるために、市役所、町役場等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。                      イ 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1469 1230 1676 1314">租税の減免等</td> <td data-bbox="1676 1230 2442 1314">地方税法及び条例に基づき、市町税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。</td> </tr> </table>	被災状況の把握	<p>「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成することができる。</p> <p><b>【県への報告】</b>                      ア 死亡者数                      イ 負傷者数                      ウ 全壊・半壊住宅数 等</p> <p><b>【被災者台帳】</b>                      ア 氏名、生年月日、性別                      イ 住所又は居所                      ウ 住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況                      エ 援護の実施の状況                      オ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由等</p>	り災証明の発行	ア り災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者にり災証明を発行する。 イ り災証明調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。	災害援護資金の貸付	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。	被災者生活再建支援金の申請受付等	被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。	義援金の募集等	ア 市町への義援金を受け付けるために、市役所、町役場等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 イ 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。	租税の減免等	地方税法及び条例に基づき、市町税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。	
被災状況の把握	<p>「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成することができる。</p> <p><b>【県への報告】</b>                      ア 死亡者数                      イ 負傷者数                      ウ 全壊・半壊住宅数 等</p> <p><b>【被災者台帳】</b>                      ア 氏名、生年月日、性別                      イ 住所又は居所                      ウ 住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況                      エ 援護の実施の状況                      オ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由等</p>																												
り災証明の発行	ア り災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者にり災証明を発行する。 イ り災証明調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。																												
災害援護資金の貸付	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。																												
被災者生活再建支援金の申請受付等	被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。																												
義援金の募集等	ア 市町への義援金を受け付けるために、市役所、町役場等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 イ 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。																												
租税の減免等	地方税法及び条例に基づき、市町税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。																												
被災状況の把握	<p>「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成することができる。</p> <p><b>【県への報告】</b>                      ア 死亡者数                      イ 負傷者数                      ウ 全壊・半壊住宅数 等</p> <p><b>【被災者台帳】</b>                      ア 氏名、生年月日、性別                      イ 住所又は居所                      ウ 住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況                      エ 援護の実施の状況                      オ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由等</p>																												
り災証明の発行	ア り災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者にり災証明を発行する。 イ り災証明調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。																												
災害援護資金の貸付	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。																												
被災者生活再建支援金の申請受付等	被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。																												
義援金の募集等	ア 市町への義援金を受け付けるために、市役所、町役場等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 イ 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。																												
租税の減免等	地方税法及び条例に基づき、市町税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。																												
社会福祉協議会	生活福祉資金の貸付を実施する。		社会福祉協議会	生活福祉資金の貸付を実施する。																									
義援金募集・配分委員会（仮称）	義援金の配分	統一的な義援金の配分基準を設け、1次・2次配分など多段階に義援金を配分する。	義援金募集・配分委員会（仮称）	義援金の配分	統一的な義援金の配分基準を設け、1次・2次配分など多段階に義援金を配分する。																								
	義援金の処理に関する監査及び配分状況の公表	義援金が公正かつ適正に配分されたことを被災者に示すため、義援金の処理に関する監査を行い、配分状況を公表する。		義援金の処理に関する監査及び配分状況の公表	義援金が公正かつ適正に配分されたことを被災者に示すため、義援金の処理に関する監査を行い、配分状況を公表する。																								

頁	旧	新	備考																												
地震 -1	2 地震対策編 (略) 第1章 総則 (略) 第1節 計画の主旨 (略)	2 地震対策編 (略) 第1章 総則 (略) 第1節 計画の主旨 (略)																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目的</td> <td>平常時に実施する地震防災対策（以下「平常時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、<b>東海地震注意情報が発表された場合に実施する応急対策、警戒宣言が発せられた場合に実施する地震防災応急対策</b>及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより、県土並びに県民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。</td> </tr> <tr> <td>性格</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>本県の地域に係る地震対策について定める。</li> <li>県、市町、防災関係機関、事業所及び県民等が地震対策に取り組むための基本方針である。</li> <li>第3章は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震対策事業及びその他の地震対策事業について定める。</li> <li>「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策のうち、特に緊急に実施するものについて定める。</li> <li>状況の変化に対応できるよう、必要に応じ、見直しを行う。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	目的	平常時に実施する地震防災対策（以下「平常時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、 <b>東海地震注意情報が発表された場合に実施する応急対策、警戒宣言が発せられた場合に実施する地震防災応急対策</b> 及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより、県土並びに県民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。	性格	<ul style="list-style-type: none"> <li>本県の地域に係る地震対策について定める。</li> <li>県、市町、防災関係機関、事業所及び県民等が地震対策に取り組むための基本方針である。</li> <li>第3章は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震対策事業及びその他の地震対策事業について定める。</li> <li>「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策のうち、特に緊急に実施するものについて定める。</li> <li>状況の変化に対応できるよう、必要に応じ、見直しを行う。</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目的</td> <td>平常時に実施する地震防災対策（以下「平常時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、<b>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に実施する防災対応</b>及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより、県土並びに県民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。</td> </tr> <tr> <td>性格</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>本県の地域に係る地震対策について定める。</li> <li>県、市町、防災関係機関、事業所及び県民等が地震対策に取り組むための基本方針である。</li> <li>第3章は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震対策事業及びその他の地震対策事業について定める。</li> <li>「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策のうち、特に緊急に実施するものについて定める。</li> <li>状況の変化に対応できるよう、必要に応じ、見直しを行う。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	目的	平常時に実施する地震防災対策（以下「平常時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、 <b>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に実施する防災対応</b> 及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより、県土並びに県民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。	性格	<ul style="list-style-type: none"> <li>本県の地域に係る地震対策について定める。</li> <li>県、市町、防災関係機関、事業所及び県民等が地震対策に取り組むための基本方針である。</li> <li>第3章は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震対策事業及びその他の地震対策事業について定める。</li> <li>「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策のうち、特に緊急に実施するものについて定める。</li> <li>状況の変化に対応できるよう、必要に応じ、見直しを行う。</li> </ul>	東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正																
	区分	内 容																													
目的	平常時に実施する地震防災対策（以下「平常時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、 <b>東海地震注意情報が発表された場合に実施する応急対策、警戒宣言が発せられた場合に実施する地震防災応急対策</b> 及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより、県土並びに県民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。																														
性格	<ul style="list-style-type: none"> <li>本県の地域に係る地震対策について定める。</li> <li>県、市町、防災関係機関、事業所及び県民等が地震対策に取り組むための基本方針である。</li> <li>第3章は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震対策事業及びその他の地震対策事業について定める。</li> <li>「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策のうち、特に緊急に実施するものについて定める。</li> <li>状況の変化に対応できるよう、必要に応じ、見直しを行う。</li> </ul>																														
区分	内 容																														
目的	平常時に実施する地震防災対策（以下「平常時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、 <b>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に実施する防災対応</b> 及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより、県土並びに県民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。																														
性格	<ul style="list-style-type: none"> <li>本県の地域に係る地震対策について定める。</li> <li>県、市町、防災関係機関、事業所及び県民等が地震対策に取り組むための基本方針である。</li> <li>第3章は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震対策事業及びその他の地震対策事業について定める。</li> <li>「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策のうち、特に緊急に実施するものについて定める。</li> <li>状況の変化に対応できるよう、必要に応じ、見直しを行う。</li> </ul>																														
構成	<p>この計画は本編と<b>資料編</b>から構成し、本編の構成は次の6章による。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>第1章 総則</td> <td>この計画の目的、性格、構成、第4次地震被害想定など計画の基本となる事項</td> </tr> <tr> <td>第2章 平常時対策</td> <td>平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策</td> </tr> <tr> <td>第3章 地震防災施設緊急整備計画</td> <td>整備すべき防災事業の種類、目的、内容等</td> </tr> <tr> <td><b>第4章 地震防災応急対策</b></td> <td><b>東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策</b></td> </tr> <tr> <td>第5章 災害応急対策</td> <td>地震災害が発生した場合の対策</td> </tr> <tr> <td>第6章 復旧・復興対策</td> <td>災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧、復興対策</td> </tr> <tr> <td><b>(新設)</b></td> <td><b>(新設)</b></td> </tr> </tbody> </table>	第1章 総則	この計画の目的、性格、構成、第4次地震被害想定など計画の基本となる事項	第2章 平常時対策	平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策	第3章 地震防災施設緊急整備計画	整備すべき防災事業の種類、目的、内容等	<b>第4章 地震防災応急対策</b>	<b>東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策</b>	第5章 災害応急対策	地震災害が発生した場合の対策	第6章 復旧・復興対策	災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧、復興対策	<b>(新設)</b>	<b>(新設)</b>	<p>この計画は本編及び<b>別紙</b>から構成し、本編の構成は次の6章による。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>第1章 総則</td> <td>この計画の目的、性格、構成、第4次地震被害想定など計画の基本となる事項</td> </tr> <tr> <td>第2章 平常時対策</td> <td>平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策</td> </tr> <tr> <td>第3章 地震防災施設緊急整備計画</td> <td>整備すべき防災事業の種類、目的、内容等</td> </tr> <tr> <td><b>第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応</b></td> <td><b>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策</b></td> </tr> <tr> <td>第5章 災害応急対策</td> <td>地震災害が発生した場合の対策</td> </tr> <tr> <td>第6章 復旧・復興対策</td> <td>災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧、復興対策</td> </tr> <tr> <td><b>別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策</b></td> <td><b>東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策</b></td> </tr> </tbody> </table>	第1章 総則	この計画の目的、性格、構成、第4次地震被害想定など計画の基本となる事項	第2章 平常時対策	平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策	第3章 地震防災施設緊急整備計画	整備すべき防災事業の種類、目的、内容等	<b>第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応</b>	<b>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策</b>	第5章 災害応急対策	地震災害が発生した場合の対策	第6章 復旧・復興対策	災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧、復興対策	<b>別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策</b>	<b>東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策</b>	東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正  地震対策編構成の見直し
第1章 総則	この計画の目的、性格、構成、第4次地震被害想定など計画の基本となる事項																														
第2章 平常時対策	平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策																														
第3章 地震防災施設緊急整備計画	整備すべき防災事業の種類、目的、内容等																														
<b>第4章 地震防災応急対策</b>	<b>東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策</b>																														
第5章 災害応急対策	地震災害が発生した場合の対策																														
第6章 復旧・復興対策	災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧、復興対策																														
<b>(新設)</b>	<b>(新設)</b>																														
第1章 総則	この計画の目的、性格、構成、第4次地震被害想定など計画の基本となる事項																														
第2章 平常時対策	平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策																														
第3章 地震防災施設緊急整備計画	整備すべき防災事業の種類、目的、内容等																														
<b>第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応</b>	<b>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策</b>																														
第5章 災害応急対策	地震災害が発生した場合の対策																														
第6章 復旧・復興対策	災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧、復興対策																														
<b>別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策</b>	<b>東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策</b>																														

頁	旧	新	備考
	<p>(略)</p> <p>第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>県、市町及び防災関係機関が<b>東海地震</b>等の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。</p> <p>県、市町、県の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び<b>地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画</b>(以下「対策計画」という。)を作成すべき者は、それぞれ<b>東海地震</b>等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。</p> <p>1 県</p> <p>(1) 地震対策計画の作成</p> <p>(2) 地震防災に関する組織の整備</p> <p>(3) 自主防災組織の育成指導、その他県民の地震対策の促進</p> <p>(4) 防災思想の普及</p> <p>(5) 防災訓練の実施</p> <p>(6) 地震防災のための施設等の緊急整備</p> <p>(7) 震度観測網及び震度情報ネットワーク等の維持・整備</p> <p>(8) <b>地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理</b></p> <p>(9) <b>東海地震に関連する情報(「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」及び「東海地震に関連する調査情報(臨時)」)、警戒宣言</b>、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報</p> <p>(10) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発</p> <p>(11) 避難の指示に関する事項</p> <p>(12) 水防その他の応急措置</p> <p>(13) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項</p> <p>(14) <b>東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時</b>及び災害時における県有施設及び設備の整備又は点検</p> <p>(15) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持</p> <p>(16) 緊急輸送の確保</p> <p>(17) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施</p> <p>(18) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整</p> <p>(19) その他地震災害の発生の防止又は拡大防止のための措置</p> <p>2 市町</p> <p>(1) 地震対策計画の作成</p> <p>(2) 地震防災に関する組織の整備</p> <p>(3) 自主防災組織の育成指導、その他住民の地震対策の促進</p> <p>(4) 防災思想の普及</p> <p>(5) 防災訓練の実施</p> <p>(6) 地震防災のための施設等の緊急整備</p>	<p>(略)</p> <p>第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>県、市町及び防災関係機関が<b>南海トラフ地震</b>等の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。</p> <p>県、市町、県の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び<b>南海トラフ地震</b>等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。</p> <p>1 県</p> <p>(1) 地震対策計画の作成</p> <p>(2) 地震防災に関する組織の整備</p> <p>(3) 自主防災組織の育成指導、その他県民の地震対策の促進</p> <p>(4) 防災思想の普及</p> <p>(5) 防災訓練の実施</p> <p>(6) 地震防災のための施設等の緊急整備</p> <p>(7) 震度観測網及び震度情報ネットワーク等の維持・整備</p> <p>(8) 対策計画の作成指導及び届出の受理</p> <p>(9) <b>南海トラフ地震臨時情報</b>、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報</p> <p>(10) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発</p> <p>(11) 避難の指示に関する事項</p> <p>(12) 水防その他の応急措置</p> <p>(13) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項</p> <p>(14) <b>南海トラフ地震臨時情報発表時</b>及び災害時における県有施設及び設備の整備又は点検</p> <p>(15) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持</p> <p>(16) 緊急輸送の確保</p> <p>(17) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施</p> <p>(18) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整</p> <p>(19) その他地震災害の発生の防止又は拡大防止のための措置</p> <p>2 市町</p> <p>(1) 地震対策計画の作成</p> <p>(2) 地震防災に関する組織の整備</p> <p>(3) 自主防災組織の育成指導、その他住民の地震対策の促進</p> <p>(4) 防災思想の普及</p> <p>(5) 防災訓練の実施</p> <p>(6) 地震防災のための施設等の緊急整備</p>	<p>東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正</p> <p>東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正</p> <p>東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正</p>

頁	旧	新	備考																								
	<p>(7) <b>地震防災応急計画及び</b>対策計画の作成指導及び届出の受理 (<b>対策計画については</b>、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づく対策計画を作成すべき範囲の存する市町に限る。)</p> <p>(8) <b>東海地震に関連する情報、警戒宣言</b>、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報</p> <p>(9) 避難の指示に関する事項</p> <p>(10) 消防、水防、その他の応急措置</p> <p>(11) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項</p> <p>(12) <b>東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時</b>及び災害時における市町有施設及び設備の整備又は点検</p> <p>(13) 緊急輸送の確保</p> <p>(14) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施</p> <p>(15) その他地震災害発生の防止又は拡大防止のための措置</p> <p>3 防災関係機関</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察庁関東管区警察局</td> <td>ア 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること オ 警察通信の確保及び統制に関すること カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること</td> </tr> <tr> <td>総務省東海総合通信局</td> <td>ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ 非常通信協議会の運営に関すること</td> </tr> <tr> <td>財務省東海財務局</td> <td>ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること</td> </tr> <tr> <td>厚生労働省東海北陸厚生局</td> <td>ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>厚生労働省静岡労働</td> <td>ア 事業場に対する地震防災対策の周知指導</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	警察庁関東管区警察局	ア 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること オ 警察通信の確保及び統制に関すること カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること	総務省東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ 非常通信協議会の運営に関すること	財務省東海財務局	ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること	厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整	厚生労働省静岡労働	ア 事業場に対する地震防災対策の周知指導	<p>(7) 対策計画の作成指導及び届出の受理（南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づく対策計画を作成すべき範囲の存する市町に限る。）</p> <p>(8) <b>南海トラフ地震臨時情報</b>、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報</p> <p>(9) 避難の指示に関する事項</p> <p>(10) 消防、水防、その他の応急措置</p> <p>(11) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項</p> <p>(12) <b>南海トラフ地震臨時情報発表時</b>及び災害時における市町有施設及び設備の整備又は点検</p> <p>(13) 緊急輸送の確保</p> <p>(14) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施</p> <p>(15) その他地震災害発生の防止又は拡大防止のための措置</p> <p>3 防災関係機関</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察庁関東管区警察局</td> <td>ア 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること オ 警察通信の確保及び統制に関すること カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること</td> </tr> <tr> <td>総務省東海総合通信局</td> <td>ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ 非常通信協議会の運営に関すること</td> </tr> <tr> <td>財務省東海財務局</td> <td>ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること</td> </tr> <tr> <td>厚生労働省東海北陸厚生局</td> <td>ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>厚生労働省静岡労働</td> <td>ア 事業場に対する地震防災対策の周知指導</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	警察庁関東管区警察局	ア 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること オ 警察通信の確保及び統制に関すること カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること	総務省東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ 非常通信協議会の運営に関すること	財務省東海財務局	ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること	厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整	厚生労働省静岡労働	ア 事業場に対する地震防災対策の周知指導	<p>東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正</p> <p>東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正</p>
機 関 名	処理すべき事務又は業務																										
警察庁関東管区警察局	ア 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること オ 警察通信の確保及び統制に関すること カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること																										
総務省東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ 非常通信協議会の運営に関すること																										
財務省東海財務局	ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること																										
厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整																										
厚生労働省静岡労働	ア 事業場に対する地震防災対策の周知指導																										
機 関 名	処理すべき事務又は業務																										
警察庁関東管区警察局	ア 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること オ 警察通信の確保及び統制に関すること カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること																										
総務省東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ 非常通信協議会の運営に関すること																										
財務省東海財務局	ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること																										
厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整																										
厚生労働省静岡労働	ア 事業場に対する地震防災対策の周知指導																										

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧		新		備考
	局	イ 事業場の被災状況の把握	局	イ 事業場の被災状況の把握	
	農林水産省関東農政局	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食物品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ 被害農業者に対する金融対策に関すること	農林水産省関東農政局	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食物品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ 被害農業者に対する金融対策に関すること	
	農林水産省関東農政局静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握	農林水産省関東農政局静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握	
	林野庁関東森林管理局	災害復旧用材（国有林材）の供給	林野庁関東森林管理局	災害復旧用材（国有林材）の供給	
	経済産業省関東経済産業局	ア 生活必需品、復旧資材等防止関係物資の円滑な供給の確保に関すること イ 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること ウ 被災中小企業の振興に関すること エ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） オ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）	経済産業省関東経済産業局	ア 生活必需品、復旧資材等防止関係物資の円滑な供給の確保に関すること イ 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること ウ 被災中小企業の振興に関すること エ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） オ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）	
	経済産業省中部経済産業局	ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。） イ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）	経済産業省中部経済産業局	ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。） イ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）	
	経済産業省関東東北産業保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉦山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、	経済産業省関東東北産業保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉦山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、	

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧		新		備考
		<p>伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡）</p> <p>エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）</p>		<p>伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡）</p> <p>エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）</p>	
	<p>経済産業省中部近畿産業保安監督部</p>	<p>ア 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。）</p> <p>イ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。））</p>	<p>経済産業省中部近畿産業保安監督部</p>	<p>ア 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。）</p> <p>イ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。））</p>	
	<p>国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局</p>	<p>管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>ア 災害予防</p> <p>(7) 所管施設の耐震性の確保</p> <p>(イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実</p> <p>(ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</p> <p>(エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用</p> <p>(オ) 港湾における緊急物資輸送ルート確保に関する計画、指導及び事業実施</p> <p>イ 初動対応</p> <p>地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ 応急・復旧</p> <p>(7) 防災関係機関との連携による応急対策の実施</p> <p>(イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保</p> <p>(ウ) 所管施設の緊急点検の実施</p> <p>(エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置</p> <p>(オ) 県からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付</p>	<p>国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局</p>	<p>管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>ア 災害予防</p> <p>(7) 所管施設の耐震性の確保</p> <p>(イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実</p> <p>(ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</p> <p>(エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用</p> <p>(オ) 港湾における緊急物資輸送ルート確保に関する計画、指導及び事業実施</p> <p>イ 初動対応</p> <p>地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ 応急・復旧</p> <p>(7) 防災関係機関との連携による応急対策の実施</p> <p>(イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保</p> <p>(ウ) 所管施設の緊急点検の実施</p> <p>(エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置</p> <p>(オ) 県からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付</p>	
	<p>国土交通省中部運輸局</p>	<p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達</p> <p>イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための、船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨</p> <p>ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導</p> <p>エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業</p>	<p>国土交通省中部運輸局</p>	<p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達</p> <p>イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための、船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨</p> <p>ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導</p> <p>エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業</p>	

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p>者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保</p> <p>オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置</p> <p>カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督</p> <p>キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督</p> <p>ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導</p> <p>ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用する車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備</p> <p>コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令</p> <p>サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。</p>	<p>者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保</p> <p>オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置</p> <p>カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督</p> <p>キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督</p> <p>ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導</p> <p>ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用する車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備</p> <p>コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令</p> <p>サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。</p>	
	<p>国土交通省東京航空局東京空港事務所</p> <p>ア 航空の安全確保のための航空情報を発出すること</p> <p>イ 必要に応じ一般航空機の飛行規制措置を実施すること</p>	<p>国土交通省東京航空局東京空港事務所</p> <p>ア 航空の安全確保のための航空情報を発出すること</p> <p>イ 必要に応じ一般航空機の飛行規制措置を実施すること</p>	
	<p>国土地理院中部地方測量部</p> <p>ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</p> <p>イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</p> <p>ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。</p> <p>エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</p>	<p>国土地理院中部地方測量部</p> <p>ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</p> <p>イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</p> <p>ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。</p> <p>エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</p>	
	<p>気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）</p> <p>ア 県知事に対して速やかに<b>東海地震</b>に関連する情報の通報を行うこと</p> <p>イ 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（<b>東海地震</b>に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説</p> <p>ウ 地震予知のための観測施設の整備並びに観測機器の保守</p> <p>エ 地震予知及び地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力</p> <p>オ 異常現象に関する情報が市町長から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること</p>	<p>気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）</p> <p>ア 県知事に対して速やかに<b>南海トラフ地震</b>に関連する情報の通報を行うこと</p> <p>イ 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（<b>南海トラフ地震</b>に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説</p> <p>ウ 地震予知のための観測施設の整備並びに観測機器の保守</p> <p>エ 地震予知及び地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力</p> <p>オ 異常現象に関する情報が市町長から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること</p>	<p>東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正</p>
	<p>海上保安庁第三管区海上保安本部</p> <p>ア 船舶等に対する<b>東海地震</b>に関連する情報<b>及び警戒宣言</b>に係る情報の伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導</p> <p>イ 海水浴客等に対する<b>東海地震</b>に関連する情報<b>及び警戒宣言発令</b>の情報伝達</p> <p>ウ 海難等の海上における災害に係る救助救出活動</p>	<p>海上保安庁第三管区海上保安本部</p> <p>ア 船舶等に対する<b>南海トラフ地震</b>に関連する情報に係る情報の伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導</p> <p>イ 海水浴客等に対する<b>南海トラフ地震</b>に関連する情報の情報伝達</p> <p>ウ 海難等の海上における災害に係る救助救出活動</p> <p>エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保</p>	<p>東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正</p>

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧		新		備考
		エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 オ 危険物及び油の流出等海上災害に対する防除措置		オ 危険物及び油の流出等海上災害に対する防除措置	
	環境省 関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等	環境省 関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等	
	環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集	環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集	
	防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援	防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援	
	(2) 指定公共機関		(2) 指定公共機関		
	機 関 名	処理すべき事務又は業務	機 関 名	処理すべき事務又は業務	
	独立行政法人国立病院機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う	独立行政法人国立病院機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う	
	独立行政法人水資源機構	ア 佐久間ダムからの取水の停止等地震防災応急対策の実施 イ 警戒体制確立等災害応急対策の実施	独立行政法人水資源機構	ア 佐久間ダムからの取水の停止等地震防災応急対策の実施 イ 警戒体制確立等災害応急対策の実施	
	日本郵便株式会社東海支社	ア 郵便事業の運営に関すること イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること ウ 施設等の被災防止に関すること エ 利用者の避難誘導に関すること	日本郵便株式会社東海支社	ア 郵便事業の運営に関すること イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること ウ 施設等の被災防止に関すること エ 利用者の避難誘導に関すること	
	日本銀行	ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請	日本銀行	ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 <b>オ 各種措置に関する広報</b>	関係機関からの意見を反映
	日本赤十字社静岡県支部	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項	日本赤十字社静岡県支部	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項	
	日本放送協会	ア 地震災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上 イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、 <b>東海地震予知情報</b> 、地震情報及びその他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと エ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること	日本放送協会	ア 地震災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上 イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、 <b>南海トラフ地震臨時情報</b> 、地震情報及びその他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと エ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること	東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p>中日本高速道路株式会社 ア 交通対策に関すること イ 地震防災応急対策及び災害応急対策に関すること</p>	<p>中日本高速道路株式会社 ア 交通対策に関すること イ 地震防災応急対策及び災害応急対策に関すること</p>	
	<p>東海旅客鉄道株式会社 ア <b>警戒宣言、東海地震予知情報</b>、地震情報等の伝達 イ 列車の運転規制措置 ウ 旅客の避難、救護 エ <b>東海地震予知情報</b>、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 オ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 カ 施設等の整備</p>	<p>東海旅客鉄道株式会社 ア <b>南海トラフ地震臨時情報</b>、地震情報等の伝達 イ 列車の運転規制措置 ウ 旅客の避難、救護 エ <b>南海トラフ地震臨時情報</b>、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 オ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 カ 施設等の整備</p>	東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正
	<p>西日本電信電話株式会社 ア <b>警戒宣言発令時</b>及び災害時における重要通信の確保 イ <b>警戒宣言発令時</b>及び災害時における通信疎通状況等の広報 ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配</p>	<p>西日本電信電話株式会社 ア <b>南海トラフ地震臨時情報発表時</b>及び災害時における重要通信の確保 イ <b>南海トラフ地震臨時情報発表時</b>及び災害時における通信疎通状況等の広報 ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配</p>	東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正
	<p>岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパングスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社</p> <p>LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2次基地から充填所への LP ガスの配送</p>	<p>岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパングスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社</p> <p>LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2次基地から充填所への LP ガスの配送</p>	
	<p>日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社</p> <p>防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保</p>	<p>日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社</p> <p>防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保</p>	
	<p>東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社</p> <p>ア <b>警戒宣言発令時</b>及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 イ 復旧用資材等の整備 ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施</p>	<p>東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社</p> <p>ア <b>南海トラフ地震臨時情報発表時</b>及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 イ 復旧用資材等の整備 ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施</p>	東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正
	<p>電源開発株式会社 電源開発送変電ネットワーク株式会社</p> <p>ア <b>警戒宣言発令時</b>における電力施設の巡視、点検等災害予防措置 イ 災害予防広報</p>	<p>電源開発株式会社 電源開発送変電ネットワーク株式会社</p> <p>ア <b>南海トラフ地震臨時情報発表時</b>における電力施設の巡視、点検等災害予防措置 イ 災害予防広報</p>	東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正
	<p>KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社</p> <p>重要な通信を確保するために必要な措置の実施</p>	<p>KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社 <b>楽天モバイル株式会社</b></p> <p>重要な通信を確保するために必要な措置の実施</p>	指定公共機関の新規指定に伴う修正(令和4年2月1日内閣府告示第5号)
	<p>一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中</p> <p>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</p>	<p>一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中</p> <p>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</p>	

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧		新		備考
	小建設業協会		小建設業協会		
	株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する	株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する	
	(3)指定地方公共機関		(3)指定地方公共機関		
	機 関 名	処理すべき事務又は業務	機 関 名	処理すべき事務又は業務	
	一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。） ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）	一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。） ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）	
	都市ガス会社	ア 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報 イ <b>警戒宣言発令時</b> におけるガス供給の確保 ウ 施設設備の耐震予防対策の実施 エ <b>警戒宣言発令時</b> における防災広報、施設の点検等災害予防措置	都市ガス会社	ア 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報 イ <b>南海トラフ地震臨時情報発表時</b> におけるガス供給の確保 ウ 施設設備の耐震予防対策の実施 エ <b>南海トラフ地震臨時情報発表時</b> における防災広報、施設の点検等災害予防措置	東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正
	一般社団法人静岡県LPガス協会	ア 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報 イ 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施 ウ <b>警戒宣言発令時</b> 及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施 エ 燃料の確保に関する協力 オ 協会加入事業所に被害状況調査及び応急復旧	一般社団法人静岡県LPガス協会	ア 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報 イ 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施 ウ <b>南海トラフ地震臨時情報発表時</b> 及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施 エ 燃料の確保に関する協力 オ 協会加入事業所に <b>よる</b> 被害状況調査及び応急復旧	東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正 誤記の修正
	静岡県道路公社	ア 避難路、緊急輸送路の道路施設及び占有物の点検 イ 緊急輸送路を確保するために緊急に対策を必要とする箇所の整備 ウ 緊急輸送路の利用を円滑に行うための交通規制広報、障害物の除去及び応急復旧	静岡県道路公社	ア 避難路、緊急輸送路の道路施設及び占有物の点検 イ 緊急輸送路を確保するために緊急に対策を必要とする箇所の整備 ウ 緊急輸送路の利用を円滑に行うための交通規制広報、障害物の除去及び応急復旧	
	静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 伊豆急行株式会社	ア <b>警戒宣言、東海地震予知情報</b> 等の伝達 イ 列車の運転規制措置 ウ 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報	静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 伊豆急行株式会社	ア <b>南海トラフ地震臨時情報</b> 等の伝達 イ 列車の運転規制措置 ウ 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報	東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたこ

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧		新		備考
	岳南電車株式会社 大井川鐵道株式会社 遠州鐵道株式会社 天竜浜名湖鐵道株式 社		岳南電車株式会社 大井川鐵道株式会社 遠州鐵道株式会社 天竜浜名湖鐵道株式 社		とに伴う修正
	静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレ ビ 株式会社静岡第一テレ ビ 静岡エフエム放送株式 会社	ア 地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポッ ト、定時ニュース番組等による防災知識の普及 イ <b>警戒宣言発令時</b> 及び災害時において特別番組を編成し、 <b>東海地                      震予知情報</b> 、地震情報、その他地震に関する情報、国、県、市町、防 災関係機関等の防災活動状況を放送すること ウ 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備 の整備	静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレ ビ 株式会社静岡第一テレ ビ 静岡エフエム放送株式 会社	ア 地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポッ ト、定時ニュース番組等による防災知識の普及 イ <b>南海トラフ地震臨時情報発表時</b> 及び災害時において特別番組 を編成し、 <b>南海トラフ地震臨時情報</b> 、地震情報、その他地震に関す る情報、国、県、市町、防災関係機関等の防災活動状況を放送する こと ウ 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備 の整備	東海地震に関連する情報の運用が停 止され、令和元年5月に南海トラフ 地震臨時情報の運用が開始されたこ とに伴う修正
	一般社団法人静岡県ト ラック協会 一般社団法人静岡県バス 協会 商業組合静岡県タクシ ー協会	防災関係機関の要請に基づき、協会加盟事業所からの緊急輸送車両 等の確保	一般社団法人静岡県ト ラック協会 一般社団法人静岡県バス 協会 商業組合静岡県タクシ ー協会	防災関係機関の要請に基づき、協会加盟事業所からの緊急輸送車両 等の確保	
	一般社団法人静岡県警 備業協会	災害時の道路交差点での交通整理支援	一般社団法人静岡県警 備業協会	災害時の道路交差点での交通整理支援	
	土地改良区	ア 災害予防 所管施設の耐震性の確保 イ <b>警戒宣言発令時</b> 関係機関等に対する用水状況の情報提供 ウ 応急・復旧 (ア) 関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 所管施設の緊急点検 (ウ) 農業用水及び非常用水の確保	土地改良区	ア 災害予防 所管施設の耐震性の確保 イ <b>南海トラフ地震臨時情報発表時</b> 関係機関等に対する用水状況の情報提供 ウ 応急・復旧 (ア) 関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 所管施設の緊急点検 (ウ) 農業用水及び非常用水の確保	東海地震に関連する情報の運用が停 止され、令和元年5月に南海トラフ 地震臨時情報の運用が開始されたこ とに伴う修正
	公益社団法人静岡県栄 養士会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力	公益社団法人静岡県栄 養士会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力	
	一般社団法人静岡県建 設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	一般社団法人静岡県建 設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	
	富士山静岡空港株式会 社	ア 緊急事態を想定した訓練の実施 イ 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置 ウ 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等 エ 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援	富士山静岡空港株式会 社	ア 緊急事態を想定した訓練の実施 イ 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置 ウ 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等 エ 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援	
	(略) (5) <b>地震防災応急計画及び</b> 対策計画の作成義務者		(略) (5) 対策計画の作成義務者		
	処理すべき事務又は業務		処理すべき事務又は業務		
	ア 地震防災訓練 イ 従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知 ウ 従業員等に対する防災教育及び広報		ア 地震防災訓練 イ 従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知 ウ 従業員等に対する防災教育及び広報		

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p>エ 災害応急対策に必要な資機材等の確保措置</p> <p>オ 防災組織の整備</p> <p>カ <b>東海地震予知情報</b>等の収集及び伝達</p> <p>キ <b>警戒宣言発令時</b>における従業員及び施設利用者等の避難誘導</p> <p>ク <b>警戒宣言発令時</b>における火気の規制、施設・整備等の点検、仕掛工事の中止等安全措置</p> <p>ケ 地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導</p> <p>コ 上記の他、津波の危険が予想される避難対象地区内の<b>地震防災応急計画及び</b>対策計画の作成義務者が実施すべき防災対策は次のとおりである。</p> <p>(ア) 従業員及び施設利用者等に対する津波避難方法等の周知</p> <p>(イ) 津波警報等の収集及び伝達</p> <p>(ウ) 地震発生時における津波からの円滑な避難を確保するための安全措置</p>	<p>エ 災害応急対策に必要な資機材等の確保措置</p> <p>オ 防災組織の整備</p> <p>カ <b>南海トラフ地震臨時情報</b>等の収集及び伝達</p> <p>キ <b>南海トラフ地震臨時情報発表時</b>における従業員及び施設利用者等の避難誘導</p> <p>ク <b>南海トラフ地震臨時情報発表時</b>における火気の規制、施設・整備等の点検、仕掛工事の中止等安全措置</p> <p>ケ 地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導</p> <p>コ 上記の他、津波の危険が予想される避難対象地区内の対策計画の作成義務者が実施すべき防災対策は次のとおりである。</p> <p>(ア) 従業員及び施設利用者等に対する津波避難方法等の周知</p> <p>(イ) 津波警報等の収集及び伝達</p> <p>(ウ) 地震発生時における津波からの円滑な避難を確保するための安全措置</p>	<p>東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正</p>

頁	旧	新	備考								
地震 -29	<p>第2章 平常時対策</p> <p>地震発生時、<b>東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時</b>に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、防災訓練、自主防災活動等について定める。(略)</p> <p>第3節 地震防災訓練の実施</p> <p>○<b>東海地震に関連する情報の発表時、警戒宣言発令時</b>及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。</p> <p>○県民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として県や市町の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。</p> <p>○なお、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>1 県</p> <p>1-1 防災訓練の内容</p> <p>○県は、国、関係都道府県、市町及び防災関係機関と共同し、又は単独で次の訓練を行う。</p> <p>○訓練に当たっては、<b>東海地震に関連する情報が発表され、警戒宣言が発令</b>される場合及び突然地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等逐次訓練内容の高度化を図り、初動体制及び情報収集・伝達体制の強化等により実効性の上がる訓練を行い、防災対応への習熟度を高める。</p> <p>○訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。</p> <p>○随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資する。</p>	<p>第2章 平常時対策</p> <p>地震発生時及び<b>南海トラフ地震臨時情報発表時</b>に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、防災訓練、自主防災活動等について定める。(略)</p> <p>第3節 地震防災訓練の実施</p> <p>○<b>南海トラフ地震臨時情報発表時</b>及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。</p> <p>○県民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として県や市町の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。</p> <p>○なお、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>1 県</p> <p>1-1 防災訓練の内容</p> <p>○県は、国、関係都道府県、市町及び防災関係機関と共同し、又は単独で次の訓練を行う。</p> <p>○訓練に当たっては、<b>南海トラフ地震臨時情報が発表</b>される場合及び突然地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等逐次訓練内容の高度化を図り、初動体制及び情報収集・伝達体制の強化等により実効性の上がる訓練を行い、防災対応への習熟度を高める。</p> <p>○訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。</p> <p>○随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資する。</p>	<p>東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正</p> <p>東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正</p>								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 1008 281 1060">罫</th> <th data-bbox="281 1008 1320 1060">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 1060 281 1852">総合防災訓練</td> <td data-bbox="281 1060 1320 1852"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>東海地震に関連する情報が発表されてから警戒宣言発令</b>、災害発生を経て応急復旧に至る防災対策に係る次の事項、又は、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点をおいて行う。</li> <li>・なお、この訓練は、中央防災会議が中心になって行う総合防災訓練に参加して行うことを原則とする。</li> <li>・この場合は、<b>国の地震災害警戒本部</b>との連携及び国と協議して定めた事項を訓練内容とする。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 職員の動員 (<b>県地震災害警戒本部</b>設置準備のための要員招集)</li> <li>イ <b>東海地震に関連する情報、警戒宣言</b>、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達</li> <li>ウ <b>東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時</b>及び災害発生時の広報</li> <li>エ 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による受援活動</li> <li>オ <b>警戒宣言発令時</b>及び災害発生時の避難誘導、避難の指示及び警戒区域の設定</li> </ul> </li> <li>カ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動</li> <li>キ 交通規制その他の社会秩序の維持</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	罫	内 容	総合防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>東海地震に関連する情報が発表されてから警戒宣言発令</b>、災害発生を経て応急復旧に至る防災対策に係る次の事項、又は、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点をおいて行う。</li> <li>・なお、この訓練は、中央防災会議が中心になって行う総合防災訓練に参加して行うことを原則とする。</li> <li>・この場合は、<b>国の地震災害警戒本部</b>との連携及び国と協議して定めた事項を訓練内容とする。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 職員の動員 (<b>県地震災害警戒本部</b>設置準備のための要員招集)</li> <li>イ <b>東海地震に関連する情報、警戒宣言</b>、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達</li> <li>ウ <b>東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時</b>及び災害発生時の広報</li> <li>エ 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による受援活動</li> <li>オ <b>警戒宣言発令時</b>及び災害発生時の避難誘導、避難の指示及び警戒区域の設定</li> </ul> </li> <li>カ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動</li> <li>キ 交通規制その他の社会秩序の維持</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1350 1008 1409 1060">罫</th> <th data-bbox="1409 1008 2448 1060">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1350 1060 1409 1852">総合防災訓練</td> <td data-bbox="1409 1060 2448 1852"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>南海トラフ地震臨時情報発表</b>、災害発生を経て応急復旧に至る防災対策に係る次の事項、又は、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点をおいて行う。</li> <li>・なお、この訓練は、中央防災会議が中心になって行う総合防災訓練に参加して行うことを原則とする。</li> <li>・この場合は、<b>政府本部</b>との連携及び国と協議して定めた事項を訓練内容とする。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 職員の動員 (<b>県災害警戒本部</b>設置準備のための要員招集)</li> <li>イ <b>南海トラフ地震臨時情報</b>、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達</li> <li>ウ <b>南海トラフ地震臨時情報発表時</b>及び災害発生時の広報</li> <li>エ 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による受援活動</li> <li>オ <b>南海トラフ地震臨時情報発表時</b>及び災害発生時の避難誘導、避難の指示及び警戒区域の設定</li> </ul> </li> <li>カ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動</li> <li>キ 交通規制その他の社会秩序の維持</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	罫	内 容	総合防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>南海トラフ地震臨時情報発表</b>、災害発生を経て応急復旧に至る防災対策に係る次の事項、又は、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点をおいて行う。</li> <li>・なお、この訓練は、中央防災会議が中心になって行う総合防災訓練に参加して行うことを原則とする。</li> <li>・この場合は、<b>政府本部</b>との連携及び国と協議して定めた事項を訓練内容とする。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 職員の動員 (<b>県災害警戒本部</b>設置準備のための要員招集)</li> <li>イ <b>南海トラフ地震臨時情報</b>、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達</li> <li>ウ <b>南海トラフ地震臨時情報発表時</b>及び災害発生時の広報</li> <li>エ 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による受援活動</li> <li>オ <b>南海トラフ地震臨時情報発表時</b>及び災害発生時の避難誘導、避難の指示及び警戒区域の設定</li> </ul> </li> <li>カ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動</li> <li>キ 交通規制その他の社会秩序の維持</li> </ul>	<p>東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正</p>
罫	内 容										
総合防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>東海地震に関連する情報が発表されてから警戒宣言発令</b>、災害発生を経て応急復旧に至る防災対策に係る次の事項、又は、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点をおいて行う。</li> <li>・なお、この訓練は、中央防災会議が中心になって行う総合防災訓練に参加して行うことを原則とする。</li> <li>・この場合は、<b>国の地震災害警戒本部</b>との連携及び国と協議して定めた事項を訓練内容とする。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 職員の動員 (<b>県地震災害警戒本部</b>設置準備のための要員招集)</li> <li>イ <b>東海地震に関連する情報、警戒宣言</b>、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達</li> <li>ウ <b>東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時</b>及び災害発生時の広報</li> <li>エ 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による受援活動</li> <li>オ <b>警戒宣言発令時</b>及び災害発生時の避難誘導、避難の指示及び警戒区域の設定</li> </ul> </li> <li>カ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動</li> <li>キ 交通規制その他の社会秩序の維持</li> </ul>										
罫	内 容										
総合防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>南海トラフ地震臨時情報発表</b>、災害発生を経て応急復旧に至る防災対策に係る次の事項、又は、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点をおいて行う。</li> <li>・なお、この訓練は、中央防災会議が中心になって行う総合防災訓練に参加して行うことを原則とする。</li> <li>・この場合は、<b>政府本部</b>との連携及び国と協議して定めた事項を訓練内容とする。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 職員の動員 (<b>県災害警戒本部</b>設置準備のための要員招集)</li> <li>イ <b>南海トラフ地震臨時情報</b>、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達</li> <li>ウ <b>南海トラフ地震臨時情報発表時</b>及び災害発生時の広報</li> <li>エ 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による受援活動</li> <li>オ <b>南海トラフ地震臨時情報発表時</b>及び災害発生時の避難誘導、避難の指示及び警戒区域の設定</li> </ul> </li> <li>カ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動</li> <li>キ 交通規制その他の社会秩序の維持</li> </ul>										

頁	旧		新		備考				
地震 -30		ク 救援物資の準備及び救援物資の輸送 ケ 消防、水防活動 コ 救援活動 サ 救出・救助 シ 医療救護 ス 避難生活 セ 道路啓開 ソ 航空偵察 タ 応急復旧		ク 救援物資の準備及び救援物資の輸送 ケ 消防、水防活動 コ 救援活動 サ 救出・救助 シ 医療救護 ス 避難生活 セ 道路啓開 ソ 航空偵察 タ 応急復旧					
	個別 防 災 訓 練	総合防災訓練とは別に個別防災訓練を行う。その主要な事項は次のとおりとする。		個別 防 災 訓 練	総合防災訓練とは別に個別防災訓練を行う。その主要な事項は次のとおりとする。		東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正		
		情報の収集伝達訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>東海地震に関する情報の発表時及び警戒宣言発令時には、特に情報の正確・迅速な収集及び伝達が防災対策の基本となることにかんがみ、市町、防災関係機関、報道機関と協力して実施する。</li> <li>この場合、段階的に情報量、参加機関を増加させ、訓練の高度化を図るよう留意する。</li> <li>訓練に当たっては、有線電話がふくそう又は途絶した時、勤務時間外等の条件を適宜、加えるものとする。</li> </ul>		情報の収集伝達訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>南海トラフ地震臨時情報発表時には、特に情報の正確・迅速な収集及び伝達が防災対策の基本となることにかんがみ、市町、防災関係機関、報道機関と協力して実施する。</li> <li>この場合、段階的に情報量、参加機関を増加させ、訓練の高度化を図るよう留意する。</li> <li>訓練に当たっては、有線電話がふくそう又は途絶した時、勤務時間外等の条件を適宜、加えるものとする。</li> </ul>			
		職員の動員訓練	適宜交通機関又は交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間外に実施する。		職員の動員訓練	適宜交通機関又は交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間外に実施する。			
防災業務の訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>各部門が所掌する防災業務に関する訓練は、部局、課（室）若しくは事務所又は<b>県地震災害警戒本部</b>もしくは県災害対策本部が設置された場合のそれらの方面本部単位等（以下「方面本部単位等」という。）において、単独又は関係機関と共同して訓練を実施するものとし、その重点事項は、ア、イを参考に部局、課（室）若しくは事務所又は方面本部単位等において定める。</li> <li>訓練の主なものは次のとおりである。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 方面本部単位等の地震防災応急対策訓練又は災害応急対策訓練</li> <li>イ 学校、病院、社会福祉施設等の避難等安全対策訓練</li> <li>ウ 港湾の地震防災応急対策訓練又は災害応急対策訓練</li> <li>エ 工業用水道等における応急措置訓練</li> </ul> </li> </ul>		防災業務の訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>各部門が所掌する防災業務に関する訓練は、部局、課（室）若しくは事務所又は<b>県災害警戒本部</b>もしくは県災害対策本部が設置された場合のそれらの方面本部単位等（以下「方面本部単位等」という。）において、単独又は関係機関と共同して訓練を実施するものとし、その重点事項は、ア、イを参考に部局、課（室）若しくは事務所又は方面本部単位等において定める。</li> <li>訓練の主なものは次のとおりである。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 方面本部単位等の地震防災応急対策訓練又は災害応急対策訓練</li> <li>イ 学校、病院、社会福祉施設等の避難等安全対策訓練</li> <li>ウ 港湾の地震防災応急対策訓練又は災害応急対策訓練</li> <li>エ 工業用水道等における応急措置訓練</li> </ul> </li> </ul>					
(略)	2 市町		(略)	2 市町					
総合 防 災 訓 練	区 分	内 容		総合 防 災 訓 練	区 分	内 容			
		ア 職員の動員 イ <b>東海地震に関する情報、警戒宣言</b> 、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達 ウ <b>東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時</b> 及び災害発生時の広報 エ <b>警戒宣言発令時</b> 及び災害発生時の避難誘導、避難の指示及び警戒区域の設定 オ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動力 食料、飲料水、医療その				ア 職員の動員 イ <b>南海トラフ地震臨時情報</b> 、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達 ウ <b>南海トラフ地震臨時情報発表時</b> 及び災害発生時の広報 エ <b>南海トラフ地震臨時情報発表時</b> 及び災害発生時の避難誘導、避難の指示及び警戒区域の設定 オ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動			

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧	新	備考																												
	<p>他の救援活動                      キ 消防、水防活動                      ク 救出・救助                      ケ 避難生活                      コ 道路啓開                      サ 応急復旧</p>	<p>カ 食料、飲料水、医療その他の救援活動                      キ 消防、水防活動                      ク 救出・救助                      ケ 避難生活                      コ 道路啓開                      サ 応急復旧</p>																													
	<p>地域防災訓練                      ア 12月第1日曜日を「地域防災の日」と定め、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。                      イ この訓練は、突然発生の地震を想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、要配慮者等に配慮した訓練を実施する。</p>	<p>地域防災訓練                      ア 12月第1日曜日を「地域防災の日」と定め、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。                      イ この訓練は、突然発生の地震を想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、要配慮者等に配慮した訓練を実施する。</p>	<p>東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正</p>																												
	<p>3 防災関係機関                      ○防災関係機関は、それぞれ定めた<b>地震防災強化計画又は地震防災応急計画並びに</b>南海トラフ地震防災対策推進計画、又は対策計画に基づいて訓練を行う。                      ○その主要な機関及び重点事項は次のとおりである。</p>																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 724 498 766">機 関 名 等</th> <th data-bbox="498 724 1320 766">重 点 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 766 498 966">経済産業省関東経済産業局</td> <td data-bbox="498 766 1320 966">ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 生活必需品等の防災関係物資の供給の確保など地震防災応急対策 エ 生活必需品の調達、あっせんなど災害応急対策</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 966 498 1123">国土交通省中部地方整備局</td> <td data-bbox="498 966 1320 1123">ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 所管施設等の点検、状況把握、応急対策 エ 関係機関との情報共有</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1123 498 1207">海上保安庁第三管区海上保安本部</td> <td data-bbox="498 1123 1320 1207">救助活動及び船舶の安全措置の指示等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1207 498 1438">東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社</td> <td data-bbox="498 1207 1320 1438">ア <b>警戒宣言及び東海地震予知情報</b>の伝達 イ 列車の運転規制方及び運転再開方 ウ 旅客の避難誘導</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1438 498 1627">西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社</td> <td data-bbox="498 1438 1320 1627">ア <b>警戒宣言及び東海地震予知情報</b>等の伝達 イ <b>警戒宣言発令</b>を想定した通信ふくそう対策等の地震防災応急対策 ウ 地震発生を想定した通信設備の緊急復旧等の地震災害応急対策</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1627 498 1837">日本赤十字社静岡県支部</td> <td data-bbox="498 1627 1320 1837">ア 医療救護実施のための救護資機材の点検確認、救護班の編成及び訓練等の実施 イ 血液製剤の確保及び供給 ウ 赤十字奉仕団、自主防災組織などに対する救急法の講習等の指導</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名 等	重 点 事 項	経済産業省関東経済産業局	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 生活必需品等の防災関係物資の供給の確保など地震防災応急対策 エ 生活必需品の調達、あっせんなど災害応急対策	国土交通省中部地方整備局	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 所管施設等の点検、状況把握、応急対策 エ 関係機関との情報共有	海上保安庁第三管区海上保安本部	救助活動及び船舶の安全措置の指示等	東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア <b>警戒宣言及び東海地震予知情報</b> の伝達 イ 列車の運転規制方及び運転再開方 ウ 旅客の避難誘導	西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社	ア <b>警戒宣言及び東海地震予知情報</b> 等の伝達 イ <b>警戒宣言発令</b> を想定した通信ふくそう対策等の地震防災応急対策 ウ 地震発生を想定した通信設備の緊急復旧等の地震災害応急対策	日本赤十字社静岡県支部	ア 医療救護実施のための救護資機材の点検確認、救護班の編成及び訓練等の実施 イ 血液製剤の確保及び供給 ウ 赤十字奉仕団、自主防災組織などに対する救急法の講習等の指導	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1320 724 1626 766">機 関 名 等</th> <th data-bbox="1626 724 2448 766">重 点 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1320 766 1626 966">経済産業省関東経済産業局</td> <td data-bbox="1626 766 2448 966">ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 生活必需品等の防災関係物資の供給の確保など地震防災応急対策 エ 生活必需品の調達、あっせんなど災害応急対策</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1320 966 1626 1123">国土交通省中部地方整備局</td> <td data-bbox="1626 966 2448 1123">ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 所管施設等の点検、状況把握、応急対策 エ 関係機関との情報共有</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1320 1123 1626 1207">海上保安庁第三管区海上保安本部</td> <td data-bbox="1626 1123 2448 1207">救助活動及び船舶の安全措置の指示等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1320 1207 1626 1438">東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社</td> <td data-bbox="1626 1207 2448 1438">ア <b>南海トラフ地震臨時情報</b>の伝達 イ 列車の運転規制方及び運転再開方 ウ 旅客の避難誘導</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1320 1438 1626 1627">西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社</td> <td data-bbox="1626 1438 2448 1627">ア <b>南海トラフ地震臨時情報</b>等の伝達 イ <b>南海トラフ地震臨時情報発表</b>を想定した通信ふくそう対策等の地震防災応急対策 ウ 地震発生を想定した通信設備の緊急復旧等の地震災害応急対策</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1320 1627 1626 1837">日本赤十字社静岡県支部</td> <td data-bbox="1626 1627 2448 1837">ア 医療救護実施のための救護資機材の点検確認、救護班の編成及び訓練等の実施 イ 血液製剤の確保及び供給 ウ 赤十字奉仕団、自主防災組織などに対する救急法の講習等の指導</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名 等	重 点 事 項	経済産業省関東経済産業局	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 生活必需品等の防災関係物資の供給の確保など地震防災応急対策 エ 生活必需品の調達、あっせんなど災害応急対策	国土交通省中部地方整備局	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 所管施設等の点検、状況把握、応急対策 エ 関係機関との情報共有	海上保安庁第三管区海上保安本部	救助活動及び船舶の安全措置の指示等	東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア <b>南海トラフ地震臨時情報</b> の伝達 イ 列車の運転規制方及び運転再開方 ウ 旅客の避難誘導	西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社	ア <b>南海トラフ地震臨時情報</b> 等の伝達 イ <b>南海トラフ地震臨時情報発表</b> を想定した通信ふくそう対策等の地震防災応急対策 ウ 地震発生を想定した通信設備の緊急復旧等の地震災害応急対策	日本赤十字社静岡県支部	ア 医療救護実施のための救護資機材の点検確認、救護班の編成及び訓練等の実施 イ 血液製剤の確保及び供給 ウ 赤十字奉仕団、自主防災組織などに対する救急法の講習等の指導	
機 関 名 等	重 点 事 項																														
経済産業省関東経済産業局	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 生活必需品等の防災関係物資の供給の確保など地震防災応急対策 エ 生活必需品の調達、あっせんなど災害応急対策																														
国土交通省中部地方整備局	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 所管施設等の点検、状況把握、応急対策 エ 関係機関との情報共有																														
海上保安庁第三管区海上保安本部	救助活動及び船舶の安全措置の指示等																														
東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア <b>警戒宣言及び東海地震予知情報</b> の伝達 イ 列車の運転規制方及び運転再開方 ウ 旅客の避難誘導																														
西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社	ア <b>警戒宣言及び東海地震予知情報</b> 等の伝達 イ <b>警戒宣言発令</b> を想定した通信ふくそう対策等の地震防災応急対策 ウ 地震発生を想定した通信設備の緊急復旧等の地震災害応急対策																														
日本赤十字社静岡県支部	ア 医療救護実施のための救護資機材の点検確認、救護班の編成及び訓練等の実施 イ 血液製剤の確保及び供給 ウ 赤十字奉仕団、自主防災組織などに対する救急法の講習等の指導																														
機 関 名 等	重 点 事 項																														
経済産業省関東経済産業局	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 生活必需品等の防災関係物資の供給の確保など地震防災応急対策 エ 生活必需品の調達、あっせんなど災害応急対策																														
国土交通省中部地方整備局	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 所管施設等の点検、状況把握、応急対策 エ 関係機関との情報共有																														
海上保安庁第三管区海上保安本部	救助活動及び船舶の安全措置の指示等																														
東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア <b>南海トラフ地震臨時情報</b> の伝達 イ 列車の運転規制方及び運転再開方 ウ 旅客の避難誘導																														
西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社	ア <b>南海トラフ地震臨時情報</b> 等の伝達 イ <b>南海トラフ地震臨時情報発表</b> を想定した通信ふくそう対策等の地震防災応急対策 ウ 地震発生を想定した通信設備の緊急復旧等の地震災害応急対策																														
日本赤十字社静岡県支部	ア 医療救護実施のための救護資機材の点検確認、救護班の編成及び訓練等の実施 イ 血液製剤の確保及び供給 ウ 赤十字奉仕団、自主防災組織などに対する救急法の講習等の指導																														

頁	旧		新		備考
地震 -35	日本放送協会	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 放送送出 エ 視聴者対応等	日本放送協会	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 放送送出 エ 視聴者対応等	
	中日本高速道路株式会社	ア 警戒宣言等の伝達 イ 地震発生に備えた資機材、人員等の配備手配 ウ 交通対策 エ 緊急点検	中日本高速道路株式会社	ア 南海トラフ地震臨時情報等の伝達 イ 地震発生に備えた資機材、人員等の配備手配 ウ 交通対策 エ 緊急点検	
	東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社	ア 情報連絡、災害復旧資機材の整備点検及び復旧 イ 地震防災応急対策 ウ 災害復旧	東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社	ア 情報連絡、災害復旧資機材の整備点検及び復旧 イ 地震防災応急対策 ウ 災害復旧	
	都市ガス会社	ア ガス供給停止等非常態勢の確立 イ 防災に関する整備、資材等の確保、点検 ウ 安全について需要家等に対する広報	都市ガス会社	ア ガス供給停止等非常態勢の確立 イ 防災に関する整備、資材等の確保、点検 ウ 安全について需要家等に対する広報	
	静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 伊豆急行株式会社 岳南電車株式会社 大井川鐵道株式会社 遠州鐵道株式会社 天竜浜名湖鐵道株式会社	ア 乗客の避難 イ 情報伝達	静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鐵道株式会社 伊豆急行株式会社 岳南電車株式会社 大井川鐵道株式会社 遠州鐵道株式会社 天竜浜名湖鐵道株式会社	ア 乗客の避難 イ 情報伝達	
	静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 視聴者対応等	静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 視聴者対応等	
	地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者	ア 情報の収集及び伝達 イ 避難誘導 ウ 火災予防措置及び施設、設備等の点検 エ その他施設、事業の特性に応じた事項	対策計画の作成義務者	ア 情報の収集及び伝達 イ 避難誘導 ウ 火災予防措置及び施設、設備等の点検 エ その他施設、事業の特性に応じた事項	
	第4節 地震災害予防対策の推進 (略) 9 危険予想地域における災害の予防 (1)避難計画の策定 市町は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、	第4節 地震災害予防対策の推進 (略) 9 危険予想地域における災害の予防 (1)避難計画の策定 市町は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、			

頁	旧	新	備考		
地震 -39	避難計画の策定に努めるものとする。		東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正		
	区分	内容			
	要避難地区の指定	市町長は、第4次地震被害想定の結果等から判断して、市町地震防災強化計画において明らかにした、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。			
	避難対象地区の指定	市町長は、 <b>警戒宣言発令時に</b> 避難指示の対象とする地域として、要避難地区のうち、山・がけ崩れの発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。			
	避難地、避難路の指定	市町長は、要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地、避難路等の指定を行う。 ア 避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する。 イ 延焼火災発生時における避難のため、広域避難地、幹線避難路を指定する。 また、必要に応じ一次避難地を指定する。 ウ 突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難ビル等の施設を指定する。			
	避難所の指定	市町長は、要避難地区の状況に応じ、災害によって居住場所を確保できなかった者の一時的な生活支援のため、避難所を指定する。			
	(2) 平常時に実施する災害予防措置			(2) 平常時に実施する災害予防措置	
	区分	内容		区分	内容
	避難誘導体制整備	市町長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障害のある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。		避難誘導体制整備	市町長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障害のある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。
	山・がけ崩れ危険予想地域等	要避難地区については次の予防措置を講ずる。		東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正	
山・がけ崩れ危険予想地域図		・県及び市町は、協力して、過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。			
住民への危険性の周知		・市町長は、地域の実情に即した方法により当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民に対しその危険性の周知に努める。			
<b>警戒宣言発令時</b>		・市町は、警戒宣言が発せられた場合には、市町等からの指示を受けるまでもなく、直ちに危険箇所から離れ、避難地へ避難する等 <b>地域の実情に応じ住民のとりべき行動について周知徹底に努める。</b>			
地震発生時	・市町長は、当該地域において立ってられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ、避難地（耐震性を有する屋内施設を含む。）へ避難する等地域の実情に応じ住民のとりべき行動について周知徹底に努める。	山・がけ崩れ危険予想地域等	要避難地区については次の予防措置を講ずる。 山・がけ崩れ危険予想地域図 ・県及び市町は、協力して、過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。 住民への危険性の周知 ・市町長は、地域の実情に即した方法により当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民に対しその危険性の周知に努める。 <b>削除</b> <b>削除</b> 地震発生時 ・市町長は、当該地域において立ってられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ、避難地（耐震性を有する屋内施設を含む。）へ避難する等地域の実情に応じ住民のとりべき行動について周知徹底に努める。		
(略)		(略)			

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p>18 文化財等の耐震対策</p> <p>○文化財建築物、文化財所蔵施設の所有者等は、その耐震性の向上並びに地震による人的被害を防止するための安全性の確保に努めるために必要な対策を講ずるものとする。</p> <p>○県は上記の取組を支援するため、本県独自の耐震診断指針である「予備基礎診断」の担い手を育成し、所有者・市町等の依頼に応じて派遣する。</p> <p style="text-align: center;">必 要 な 対 策</p> <p>ア 文化財等の耐震措置の実施</p> <p>イ 安全な公開方法、避難方法の設定</p> <p>ウ <b>東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時</b>及び地震発生時における連絡体制の事前整備</p> <p>エ 地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備</p> <p>オ 文化財等の救出、復旧のための総合支援体制の整備</p> <p>カ 地震発生後の火災発生防止のための防災設備整備</p>	<p>18 文化財等の耐震対策</p> <p>○文化財建築物、文化財所蔵施設の所有者等は、その耐震性の向上並びに地震による人的被害を防止するための安全性の確保に努めるために必要な対策を講ずるものとする。</p> <p>○県は上記の取組を支援するため、本県独自の耐震診断指針である「予備基礎診断」の担い手を育成し、所有者・市町等の依頼に応じて派遣する。</p> <p style="text-align: center;">必 要 な 対 策</p> <p>ア 文化財等の耐震措置の実施</p> <p>イ 安全な公開方法、避難方法の設定</p> <p>ウ <b>南海トラフ地震臨時情報発表時</b>及び地震発生時における連絡体制の事前整備</p> <p>エ 地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備</p> <p>オ 文化財等の救出、復旧のための総合支援体制の整備</p> <p>カ 地震発生後の火災発生防止のための防災設備整備</p>	<p>東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正</p>

頁	旧	新	備考																																																																											
地震 -43	<p>第3章 地震防災施設緊急整備計画 (略)</p> <p>第2節 地震対策緊急整備事業計画</p> <p>東海地震による災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく地震対策緊急整備事業を実施する。事業の実施期間は昭和55年度から令和6年度までの45年間である。</p> <p>地震対策緊急整備事業費総括表 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="267 571 854 1864"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>区分</th> <th>計画事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難地整備</td> <td></td> <td>26,711</td> </tr> <tr> <td>避難路整備</td> <td></td> <td>73,513</td> </tr> <tr> <td>消防用施設整備</td> <td></td> <td>55,853</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">緊急輸送路整備</td> <td>道路</td> <td>314,190</td> </tr> <tr> <td>港湾</td> <td>9,408</td> </tr> <tr> <td>漁港</td> <td>1,724</td> </tr> <tr> <td>通信施設整備</td> <td></td> <td>5,424</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">病院整備</td> <td>非木造・改</td> <td>12,991</td> </tr> <tr> <td>木造・改</td> <td>10,047</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">福祉施設整備</td> <td>非木造・改</td> <td>20,238</td> </tr> <tr> <td>非木造・補</td> <td>847</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">学校設備(小・中)</td> <td>木造・改</td> <td>41,047</td> </tr> <tr> <td>非木造・改</td> <td>146,294</td> </tr> <tr> <td>非木造・補</td> <td>63,932</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波対策</td> <td>河川</td> <td>45,199</td> </tr> <tr> <td>海岸</td> <td>73,268</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">山崩れ等防止</td> <td>砂防</td> <td>17,724</td> </tr> <tr> <td>保安施設</td> <td>72,870</td> </tr> <tr> <td>地すべり・急傾斜</td> <td>176,251</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	区分	計画事業費	避難地整備		26,711	避難路整備		73,513	消防用施設整備		55,853	緊急輸送路整備	道路	314,190	港湾	9,408	漁港	1,724	通信施設整備		5,424	病院整備	非木造・改	12,991	木造・改	10,047	福祉施設整備	非木造・改	20,238	非木造・補	847	学校設備(小・中)	木造・改	41,047	非木造・改	146,294	非木造・補	63,932	津波対策	河川	45,199	海岸	73,268	山崩れ等防止	砂防	17,724	保安施設	72,870	地すべり・急傾斜	176,251	<p>第3章 地震防災施設緊急整備計画 (略)</p> <p>第2節 地震対策緊急整備事業計画</p> <p>東海地震による災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく地震対策緊急整備事業を実施する。事業の実施期間は昭和55年度から令和6年度までの45年間である。</p> <p>地震対策緊急整備事業費総括表 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1394 571 1958 1352"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>計画事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難地整備</td> <td>26,711</td> </tr> <tr> <td>避難路整備</td> <td>73,513</td> </tr> <tr> <td>消防用施設整備</td> <td>55,853</td> </tr> <tr> <td>緊急輸送路整備</td> <td>325,322</td> </tr> <tr> <td>通信施設整備</td> <td>5,424</td> </tr> <tr> <td>病院整備</td> <td>12,991</td> </tr> <tr> <td>福祉施設整備</td> <td>31,132</td> </tr> <tr> <td>学校設備(小・中)</td> <td>251,273</td> </tr> <tr> <td>津波対策</td> <td>118,467</td> </tr> <tr> <td>山崩れ等防止</td> <td>279,960</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,180,646</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 この表は、令和3年2月19日、内閣総理大臣の変更同意を得た地震対策緊急整備事業計画である。</p>	事業名	計画事業費	避難地整備	26,711	避難路整備	73,513	消防用施設整備	55,853	緊急輸送路整備	325,322	通信施設整備	5,424	病院整備	12,991	福祉施設整備	31,132	学校設備(小・中)	251,273	津波対策	118,467	山崩れ等防止	279,960	合計	1,180,646	表記の修正
事業名	区分	計画事業費																																																																												
避難地整備		26,711																																																																												
避難路整備		73,513																																																																												
消防用施設整備		55,853																																																																												
緊急輸送路整備	道路	314,190																																																																												
	港湾	9,408																																																																												
	漁港	1,724																																																																												
通信施設整備		5,424																																																																												
病院整備	非木造・改	12,991																																																																												
	木造・改	10,047																																																																												
福祉施設整備	非木造・改	20,238																																																																												
	非木造・補	847																																																																												
学校設備(小・中)	木造・改	41,047																																																																												
	非木造・改	146,294																																																																												
	非木造・補	63,932																																																																												
津波対策	河川	45,199																																																																												
	海岸	73,268																																																																												
山崩れ等防止	砂防	17,724																																																																												
	保安施設	72,870																																																																												
	地すべり・急傾斜	176,251																																																																												
事業名	計画事業費																																																																													
避難地整備	26,711																																																																													
避難路整備	73,513																																																																													
消防用施設整備	55,853																																																																													
緊急輸送路整備	325,322																																																																													
通信施設整備	5,424																																																																													
病院整備	12,991																																																																													
福祉施設整備	31,132																																																																													
学校設備(小・中)	251,273																																																																													
津波対策	118,467																																																																													
山崩れ等防止	279,960																																																																													
合計	1,180,646																																																																													

頁	旧	新	備考																																																																																												
地震 -44	<table border="1" data-bbox="267 184 854 310"> <tr> <td></td> <td>ため池</td> <td>13,115</td> </tr> <tr> <td>合</td> <td>計</td> <td>1,180,646</td> </tr> </table> <p data-bbox="243 352 1323 424">注 この表は、令和3年2月19日、内閣総理大臣の変更同意を得た地震対策緊急整備事業計画である。</p> <p data-bbox="219 466 658 499">第3節 地震防災緊急事業五箇年計画</p> <p data-bbox="219 541 1299 693">東海地震等による災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策の実施に関する目標として「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」を位置づけ、地震防災上緊急に整備すべき施設等についてこの目標に即した地震防災緊急事業五箇年計画を作成・実施する。</p> <p data-bbox="219 697 1299 848">平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画、平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画に続き、平成28年度から令和2年度までの第5次五箇年計画を策定し、実施している。</p> <p data-bbox="219 890 1323 924">地震防災緊急事業五箇年計画事業費総括表 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="267 928 914 1885"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>区分</th> <th>計画事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>避難地</td><td>一次避難地(都市公園)</td><td>1,431</td></tr> <tr><td rowspan="2">避難路</td><td>農道等</td><td>1,407</td></tr> <tr><td>区画整理等</td><td>4,628</td></tr> <tr><td rowspan="2">消防用施設</td><td>河川施設</td><td>80</td></tr> <tr><td>消防施設</td><td>12,648</td></tr> <tr><td rowspan="3">緊急輸送路</td><td>農道</td><td>464</td></tr> <tr><td>道路路</td><td>16,293</td></tr> <tr><td>街路</td><td>1,605</td></tr> <tr><td rowspan="3">共同溝等</td><td>道路路</td><td>2,159</td></tr> <tr><td>街路</td><td>990</td></tr> <tr><td>区画整理等</td><td>305</td></tr> <tr><td rowspan="3">公立幼稚園・小中学校</td><td>校舎</td><td>2,890</td></tr> <tr><td>屋内運動場</td><td>3,579</td></tr> <tr><td>園舎</td><td>105</td></tr> <tr><td>公的建造物</td><td>社会教育施設</td><td>629</td></tr> <tr><td>津波対策</td><td>国土交通省港湾局所管 海岸</td><td>315</td></tr> <tr><td>土砂災害対策</td><td>砂防設備</td><td>2,287</td></tr> <tr><td>防災行政無線</td><td>防災無線通信設備</td><td>2,574</td></tr> <tr><td rowspan="2">水、自家発電設備等</td><td>配水池</td><td>866</td></tr> <tr><td>公立学校プール</td><td>196</td></tr> <tr><td>備蓄倉庫</td><td>備蓄倉庫</td><td>27</td></tr> <tr><td>老朽住宅密集対策</td><td>区画整理等</td><td>57</td></tr> <tr><td>合</td><td>計</td><td>55,535</td></tr> </tbody> </table>		ため池	13,115	合	計	1,180,646	事業名	区分	計画事業費	避難地	一次避難地(都市公園)	1,431	避難路	農道等	1,407	区画整理等	4,628	消防用施設	河川施設	80	消防施設	12,648	緊急輸送路	農道	464	道路路	16,293	街路	1,605	共同溝等	道路路	2,159	街路	990	区画整理等	305	公立幼稚園・小中学校	校舎	2,890	屋内運動場	3,579	園舎	105	公的建造物	社会教育施設	629	津波対策	国土交通省港湾局所管 海岸	315	土砂災害対策	砂防設備	2,287	防災行政無線	防災無線通信設備	2,574	水、自家発電設備等	配水池	866	公立学校プール	196	備蓄倉庫	備蓄倉庫	27	老朽住宅密集対策	区画整理等	57	合	計	55,535	<p data-bbox="1347 466 1786 499">第3節 地震防災緊急事業五箇年計画</p> <p data-bbox="1347 541 2427 693">東海地震等による災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策の実施に関する目標として「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」を位置づけ、地震防災上緊急に整備すべき施設等についてこの目標に即した地震防災緊急事業五箇年計画を作成・実施する。</p> <p data-bbox="1347 697 2427 848">平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画、平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画、平成28年度から令和2年度までの第5次五箇年計画に続き、令和3年度から令和7年度までの第6次五箇年計画を策定し、実施している。</p> <p data-bbox="1347 890 2451 924">地震防災緊急事業五箇年計画事業費総括表 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1394 928 1964 1474"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>計画事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>避難地</td><td>911</td></tr> <tr><td>避難路</td><td>4,328</td></tr> <tr><td>消防用施設</td><td>7,763</td></tr> <tr><td>緊急輸送路</td><td>13,743</td></tr> <tr><td>公立小中学校等</td><td>1,538</td></tr> <tr><td>津波対策</td><td>620</td></tr> <tr><td>山崩れ防止対策</td><td>3,312</td></tr> <tr><td>老朽住宅密集市街地対策</td><td>252</td></tr> <tr><td>その他</td><td>12,339</td></tr> <tr><td>合</td><td>計</td><td>44,806</td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1371 1474 2451 1545">注 この表は、令和4年3月23日、内閣総理大臣の同意を得た地震防災緊急事業五箇年計画である。</p>	事業名	計画事業費	避難地	911	避難路	4,328	消防用施設	7,763	緊急輸送路	13,743	公立小中学校等	1,538	津波対策	620	山崩れ防止対策	3,312	老朽住宅密集市街地対策	252	その他	12,339	合	計	44,806	<p data-bbox="2469 772 2766 806">表記の修正及び時点更新</p>
	ため池	13,115																																																																																													
合	計	1,180,646																																																																																													
事業名	区分	計画事業費																																																																																													
避難地	一次避難地(都市公園)	1,431																																																																																													
避難路	農道等	1,407																																																																																													
	区画整理等	4,628																																																																																													
消防用施設	河川施設	80																																																																																													
	消防施設	12,648																																																																																													
緊急輸送路	農道	464																																																																																													
	道路路	16,293																																																																																													
	街路	1,605																																																																																													
共同溝等	道路路	2,159																																																																																													
	街路	990																																																																																													
	区画整理等	305																																																																																													
公立幼稚園・小中学校	校舎	2,890																																																																																													
	屋内運動場	3,579																																																																																													
	園舎	105																																																																																													
公的建造物	社会教育施設	629																																																																																													
津波対策	国土交通省港湾局所管 海岸	315																																																																																													
土砂災害対策	砂防設備	2,287																																																																																													
防災行政無線	防災無線通信設備	2,574																																																																																													
水、自家発電設備等	配水池	866																																																																																													
	公立学校プール	196																																																																																													
備蓄倉庫	備蓄倉庫	27																																																																																													
老朽住宅密集対策	区画整理等	57																																																																																													
合	計	55,535																																																																																													
事業名	計画事業費																																																																																														
避難地	911																																																																																														
避難路	4,328																																																																																														
消防用施設	7,763																																																																																														
緊急輸送路	13,743																																																																																														
公立小中学校等	1,538																																																																																														
津波対策	620																																																																																														
山崩れ防止対策	3,312																																																																																														
老朽住宅密集市街地対策	252																																																																																														
その他	12,339																																																																																														
合	計	44,806																																																																																													

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p>注 この表は、令和2年3月30日、内閣総理大臣の同意を得た地震防災緊急事業五箇年計画である。</p>		

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧	新	備考
地震 -49	<p>第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応 (略)</p> <p>Ⅲ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置 (略)</p> <p>第7節水道、電気、ガス、通信、放送関係 (略)</p> <p>3 ガス ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。  <u>ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。</u> (略)</p>	<p>第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応 (略)</p> <p>Ⅲ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置 (略)</p> <p>第7節水道、電気、ガス、通信、放送関係 (略)</p> <p>3 ガス ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。  (略)</p>	<p>南海トラフ地震臨時情報発表時、都市ガス供給は継続であり、緊急停止の措置を講じる体制は取らないため。</p>

頁	旧	新	備考												
<p>地震 -53</p>	<p><b>第4-2章 地震防災応急対策(発災前の対策及び津波対策を含む)</b></p> <p>東海地震注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定した時(以下「東海地震注意情報発表時」という。)から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、県、市町、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関などが実施する応急対策について定める。</p> <p>東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令に直ちにつながるものではなく、また東海地震注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、県民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、児童・生徒等の帰宅や要配慮者の避難などの時間を要する応急対策の準備行動などとし、その実施に当たっては、県・市町・防災関係機関等は、できる限り住民等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。</p> <p>地震防災応急対策については、警戒宣言が発せられる時期や東海地震予知情報の内容に応じて対策の進め方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。</p> <p>第1節 防災関係機関の活動</p> <p>東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の県、市町及び防災関係機関の防災活動組織、要員の確保及び防災活動の概要について定める。</p> <p>1 県</p> <p><b>【東海地震注意情報発表時等】</b></p>	<p><b>別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策</b></p> <p><b>(以下は、東海地震に関連する情報が発表された場合における県、市町、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関等の防災対応を定めており、従前は第4-2章として位置付けていたものであるが、現在、気象庁による東海地震に関連する情報の発表は行われていないことから、当面の間地震対策編の別紙として位置付けるものとする。)</b></p> <p>東海地震注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定した時(以下「東海地震注意情報発表時」という。)から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、県、市町、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関などが実施する応急対策について定める。</p> <p>東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令に直ちにつながるものではなく、また東海地震注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、県民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、児童・生徒等の帰宅や要配慮者の避難などの時間を要する応急対策の準備行動などとし、その実施に当たっては、県・市町・防災関係機関等は、できる限り住民等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。</p> <p>地震防災応急対策については、警戒宣言が発せられる時期や東海地震予知情報の内容に応じて対策の進め方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。</p> <p>第1節 防災関係機関の活動</p> <p>東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の県、市町及び防災関係機関の防災活動組織、要員の確保及び防災活動の概要について定める。</p> <p>1 県</p> <p><b>【東海地震注意情報発表時等】</b></p>	<p>東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正</p> <p>※現行計画の第4-2章を、別紙として第6章の後ろに移設</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 1241 418 1272">区分</th> <th data-bbox="418 1241 1308 1272">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 1272 418 1587">防災体制の確保</td> <td data-bbox="418 1272 1308 1587"> <ul style="list-style-type: none"> <li>東海地震注意情報が発表されたときは、知事は、別に定める静岡県地震災害警戒本部等運営要領(昭和54年11月14日施行)(以下「地震災害警戒本部等運営要領」という。)に基づき、指定した参集先に職員を参集させ、地震災害警戒本部及び方面本部の設置の準備並びに地震防災応急対策の円滑な実施のための準備事務等に従事させる。</li> <li>東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたときは、必要な職員を参集させ、警戒本部等運営要領の定める情報収集体制により、情報収集・伝達及び連絡体制を確保させる。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1587 418 1854">主な業務内容</td> <td data-bbox="418 1587 1308 1854"> <p>東海地震注意情報発表時において実施する主な業務は、次のとおりである。</p> <p>ア 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、市町や防災関係機関等との情報の共有</p> <p>イ 東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	防災体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>東海地震注意情報が発表されたときは、知事は、別に定める静岡県地震災害警戒本部等運営要領(昭和54年11月14日施行)(以下「地震災害警戒本部等運営要領」という。)に基づき、指定した参集先に職員を参集させ、地震災害警戒本部及び方面本部の設置の準備並びに地震防災応急対策の円滑な実施のための準備事務等に従事させる。</li> <li>東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたときは、必要な職員を参集させ、警戒本部等運営要領の定める情報収集体制により、情報収集・伝達及び連絡体制を確保させる。</li> </ul>	主な業務内容	<p>東海地震注意情報発表時において実施する主な業務は、次のとおりである。</p> <p>ア 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、市町や防災関係機関等との情報の共有</p> <p>イ 東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1350 1241 1546 1272">区分</th> <th data-bbox="1546 1241 2436 1272">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1350 1272 1546 1587">防災体制の確保</td> <td data-bbox="1546 1272 2436 1587"> <ul style="list-style-type: none"> <li>東海地震注意情報が発表されたときは、知事は、別に定める静岡県地震災害警戒本部等運営要領(昭和54年11月14日施行)(以下「地震災害警戒本部等運営要領」という。)に基づき、指定した参集先に職員を参集させ、地震災害警戒本部及び方面本部の設置の準備並びに地震防災応急対策の円滑な実施のための準備事務等に従事させる。</li> <li>東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたときは、必要な職員を参集させ、警戒本部等運営要領の定める情報収集体制により、情報収集・伝達及び連絡体制を確保させる。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 1587 1546 1854">主な業務内容</td> <td data-bbox="1546 1587 2436 1854"> <p>東海地震注意情報発表時において実施する主な業務は、次のとおりである。</p> <p>ア 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、市町や防災関係機関等との情報の共有</p> <p>イ 東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	防災体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>東海地震注意情報が発表されたときは、知事は、別に定める静岡県地震災害警戒本部等運営要領(昭和54年11月14日施行)(以下「地震災害警戒本部等運営要領」という。)に基づき、指定した参集先に職員を参集させ、地震災害警戒本部及び方面本部の設置の準備並びに地震防災応急対策の円滑な実施のための準備事務等に従事させる。</li> <li>東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたときは、必要な職員を参集させ、警戒本部等運営要領の定める情報収集体制により、情報収集・伝達及び連絡体制を確保させる。</li> </ul>	主な業務内容	<p>東海地震注意情報発表時において実施する主な業務は、次のとおりである。</p> <p>ア 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、市町や防災関係機関等との情報の共有</p> <p>イ 東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報</p>	
区分	内容														
防災体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>東海地震注意情報が発表されたときは、知事は、別に定める静岡県地震災害警戒本部等運営要領(昭和54年11月14日施行)(以下「地震災害警戒本部等運営要領」という。)に基づき、指定した参集先に職員を参集させ、地震災害警戒本部及び方面本部の設置の準備並びに地震防災応急対策の円滑な実施のための準備事務等に従事させる。</li> <li>東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたときは、必要な職員を参集させ、警戒本部等運営要領の定める情報収集体制により、情報収集・伝達及び連絡体制を確保させる。</li> </ul>														
主な業務内容	<p>東海地震注意情報発表時において実施する主な業務は、次のとおりである。</p> <p>ア 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、市町や防災関係機関等との情報の共有</p> <p>イ 東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報</p>														
区分	内容														
防災体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>東海地震注意情報が発表されたときは、知事は、別に定める静岡県地震災害警戒本部等運営要領(昭和54年11月14日施行)(以下「地震災害警戒本部等運営要領」という。)に基づき、指定した参集先に職員を参集させ、地震災害警戒本部及び方面本部の設置の準備並びに地震防災応急対策の円滑な実施のための準備事務等に従事させる。</li> <li>東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたときは、必要な職員を参集させ、警戒本部等運営要領の定める情報収集体制により、情報収集・伝達及び連絡体制を確保させる。</li> </ul>														
主な業務内容	<p>東海地震注意情報発表時において実施する主な業務は、次のとおりである。</p> <p>ア 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、市町や防災関係機関等との情報の共有</p> <p>イ 東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報</p>														

頁	旧		新		備考
		ウ 備蓄物資・資機材等の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備 エ 交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置 オ 市町及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整 カ 「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による応援の準備要請及び受入準備 キ 物資等の調達協定者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請 ク 必要に応じて市町等への職員派遣 ケ 静岡県地震災害警戒本部の設置準備 コ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備		ウ 備蓄物資・資機材等の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備 エ 交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置 オ 市町及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整 カ 「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による応援の準備要請及び受入準備 キ 物資等の調達協定者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請 ク 必要に応じて市町等への職員派遣 ケ 静岡県地震災害警戒本部の設置準備 コ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備	
	【警戒宣言発令時】		【警戒宣言発令時】		
	区分	内容	区分	内容	
	静岡県地震災害警戒本部	知事は、警戒宣言が発せられたときは、静岡県地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。	静岡県地震災害警戒本部	知事は、警戒宣言が発せられたときは、静岡県地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。	
	組織及び所掌事務	・地震災害警戒本部、地震災害警戒本部の方面本部（以下この編で「方面本部」という。）の編制及び運営は、静岡県地震災害警戒本部条例（昭和54年条例第30号）及び地震災害警戒本部等運営要領の定めるところによる。 ・地震災害警戒本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。 なお、方面本部管内の範囲で対策実施又は調整できる事務は、方面本部において対処する。 ア 警戒宣言、東海地震予知情報その他地震防災上必要な情報の収集及び伝達、市町や防災関係機関との情報の共有 イ 地震防災応急対策上必要な広報 ウ 緊急輸送の実施又は調整 エ 災害発生に備えた食料、医薬品等の確保準備 オ 社会秩序を維持する活動 カ 市町及び防災関係機関が実施する地震防災応急対策の連絡調整 キ 「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による応援の受入準備及び調整	組織及び所掌事務	・地震災害警戒本部、地震災害警戒本部の方面本部（以下この編で「方面本部」という。）の編制及び運営は、静岡県地震災害警戒本部条例（昭和54年条例第30号）及び地震災害警戒本部等運営要領の定めるところによる。 ・地震災害警戒本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。 なお、方面本部管内の範囲で対策実施又は調整できる事務は、方面本部において対処する。 ア 警戒宣言、東海地震予知情報その他地震防災上必要な情報の収集及び伝達、市町や防災関係機関との情報の共有 イ 地震防災応急対策上必要な広報 ウ 緊急輸送の実施又は調整 エ 災害発生に備えた食料、医薬品等の確保準備 オ 社会秩序を維持する活動 カ 市町及び防災関係機関が実施する地震防災応急対策の連絡調整 キ 「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による応援の受入準備及び調整	
	国の現地警戒本部との連携	国の地震災害警戒本部が設置され、現地警戒本部が置かれた場合は、静岡県地震災害警戒本部は、当該現地警戒本部との連携を図り、適切な地震防災応急対策を実施する。	国の現地警戒本部との連携	国の地震災害警戒本部が設置され、現地警戒本部が置かれた場合は、静岡県地震災害警戒本部は、当該現地警戒本部との連携を図り、適切な地震防災応急対策を実施する。	
	動員及び配備	地震災害警戒本部等運営要領及び災害応急対策要員及び地震防災応急対策要員指名要領の定めるところによる。	動員及び配備	地震災害警戒本部等運営要領及び災害応急対策要員及び地震防災応急対策要員指名要領の定めるところによる。	
	初動体制の確保	本部長、副本部長及び本部員並びに指令部各班員等及び各部各班員のうち初動体制を確保するために必要な要員は、直ちに地震災害警戒本部の業務に就く。	初動体制の確保	本部長、副本部長及び本部員並びに指令部各班員等及び各部各班員のうち初動体制を確保するために必要な要員は、直ちに地震災害警戒本部の業務に就く。	
		方面本部長、副方面本部長及び方面本部員並びに方面本部指令班員、方面本部支援班員及び被害情報等を収集するために市町に派遣する要員並びに方面本部各班員のうち初動体制を確保するために必要な要員は、直ちに方面本部の業務に就く。			方面本部長、副方面本部長及び方面本部員並びに方面本部指令班員、方面本部支援班員及び被害情報等を収集するために市町に派遣する要員並びに方面本部各班員のうち初動体制を確保するために必要な要員は、直ちに方面本部の業務に就く。

頁	旧			新			備考																												
	その他要員	それ以外の要員は、その他の要員として、あらかじめ指定された業務に就く。		その他要員	それ以外の要員は、その他の要員として、あらかじめ指定された業務に就く。																														
	「東海地震に関連する情報の発表時の配備体制とその基準」			「東海地震に関連する情報の発表時の配備体制とその基準」																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="213 338 270 646">事前配備体制</th> <th data-bbox="270 338 685 373">配備体制</th> <th data-bbox="685 338 914 373">配備基準</th> <th colspan="2" data-bbox="914 338 1329 373">配備局等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="213 373 270 646" rowspan="2">事前配備体制</td> <td data-bbox="270 373 685 646"> <b>【警戒体制】</b>                      各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、状況により他の職員を動員できる体制                 </td> <td data-bbox="685 373 914 646">                     気象庁が東海地震に関連する情報である「東海地震に関連する調査情報(臨時)」を公表したとき                 </td> <td data-bbox="914 373 970 531">本庁</td> <td data-bbox="970 373 1329 531">                     知事戦略局広聴広報課、地域外交局、危機管理部、スポーツ・文化観光部観光交流局、空港振興局、交通基盤部                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="914 531 970 646">出先</td> <td data-bbox="970 531 1329 646">                     必要な地域局、土木事務所、港管理事務所、港管理局、漁港管理事務所                 </td> </tr> </tbody> </table>	事前配備体制	配備体制	配備基準	配備局等		事前配備体制	<b>【警戒体制】</b> 各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、状況により他の職員を動員できる体制	気象庁が東海地震に関連する情報である「東海地震に関連する調査情報(臨時)」を公表したとき	本庁	知事戦略局広聴広報課、地域外交局、危機管理部、スポーツ・文化観光部観光交流局、空港振興局、交通基盤部	出先	必要な地域局、土木事務所、港管理事務所、港管理局、漁港管理事務所						<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1584 338 1641 646">事前配備体制</th> <th data-bbox="1641 338 2036 373">配備体制</th> <th data-bbox="2036 338 2264 373">配備基準</th> <th colspan="2" data-bbox="2264 338 2457 373">配備局等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1584 373 1641 646" rowspan="2">事前配備体制</td> <td data-bbox="1641 373 2036 646"> <b>【警戒体制】</b>                      各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、状況により他の職員を動員できる体制                 </td> <td data-bbox="2036 373 2264 646">                     気象庁が東海地震に関連する情報である「東海地震に関連する調査情報(臨時)」を公表したとき                 </td> <td data-bbox="2264 373 2320 531">本庁</td> <td data-bbox="2320 373 2457 531">                     知事戦略局広聴広報課、地域外交局、危機管理部、スポーツ・文化観光部観光交流局、空港振興局、交通基盤部                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="2264 531 2320 646">出先</td> <td data-bbox="2320 531 2457 646">                     必要な地域局、土木事務所、港管理事務所、港管理局、漁港管理事務所                 </td> </tr> </tbody> </table>	事前配備体制	配備体制	配備基準	配備局等		事前配備体制	<b>【警戒体制】</b> 各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、状況により他の職員を動員できる体制	気象庁が東海地震に関連する情報である「東海地震に関連する調査情報(臨時)」を公表したとき	本庁	知事戦略局広聴広報課、地域外交局、危機管理部、スポーツ・文化観光部観光交流局、空港振興局、交通基盤部	出先	必要な地域局、土木事務所、港管理事務所、港管理局、漁港管理事務所				
事前配備体制	配備体制	配備基準	配備局等																																
事前配備体制	<b>【警戒体制】</b> 各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、状況により他の職員を動員できる体制	気象庁が東海地震に関連する情報である「東海地震に関連する調査情報(臨時)」を公表したとき	本庁	知事戦略局広聴広報課、地域外交局、危機管理部、スポーツ・文化観光部観光交流局、空港振興局、交通基盤部																															
	出先	必要な地域局、土木事務所、港管理事務所、港管理局、漁港管理事務所																																	
事前配備体制	配備体制	配備基準	配備局等																																
事前配備体制	<b>【警戒体制】</b> 各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、状況により他の職員を動員できる体制	気象庁が東海地震に関連する情報である「東海地震に関連する調査情報(臨時)」を公表したとき	本庁	知事戦略局広聴広報課、地域外交局、危機管理部、スポーツ・文化観光部観光交流局、空港振興局、交通基盤部																															
	出先	必要な地域局、土木事務所、港管理事務所、港管理局、漁港管理事務所																																	
	<b>【地震災害警戒本部設置準備体制(全職員動員体制)】</b> 情報の収集及び連絡活動のほか、静岡県地震災害警戒本部・方面本部の設置準備、地震防災応急対策の準備等を行なう体制(ただし勤務時間内においては通常業務に支障が生じないよう留意)	気象庁が東海地震に関連する情報である「東海地震注意情報」を公表したとき	県職員全員				<b>【地震災害警戒本部設置準備体制(全職員動員体制)】</b> 情報の収集及び連絡活動のほか、静岡県地震災害警戒本部・方面本部の設置準備、地震防災応急対策の準備等を行なう体制(ただし勤務時間内においては通常業務に支障が生じないよう留意)	気象庁が東海地震に関連する情報である「東海地震注意情報」を公表したとき	県職員全員																										
	<b>【地震災害警戒本部設置体制(全職員動員体制)】</b> 直ちに静岡県地震災害警戒本部・方面本部を設置し、全職員で情報の収集及び地震災害応急対策を実施する体制	「警戒宣言」が発令されたとき	県職員全員				<b>【地震災害警戒本部設置体制(全職員動員体制)】</b> 直ちに静岡県地震災害警戒本部・方面本部を設置し、全職員で情報の収集及び地震災害応急対策を実施する体制	「警戒宣言」が発令されたとき	県職員全員																										

頁 地震 -56	旧	新	備考
	<p>「静岡県地震災害警戒本部編制図」</p>	<p>「静岡県地震災害警戒本部編制図」</p>	

頁 地震 -57	旧	新	備考
	<p>「静岡県地震災害警戒本部方面本部編制図」</p> <p>方面本部長（地域局長）</p> <p>副方面本部長（地域局副局長兼危機管理監等）</p> <p>方面本部長（地域局長）</p> <p>副方面本部長（地域局副局長兼危機管理監等）</p> <p>※一方面本部管内に同一部局の出先機関が複数ある場合においては、方面本部が設置される庁舎にある出先機関又は直近の出先機関の長を方面本部長とする。</p> <p>※一方面本部管内に同一部局の出先機関が複数ある場合においては、方面本部が設置される庁舎にある出先機関又は直近の出先機関の長を方面本部長とする。</p> <p>「東海地震注意情報に関する対策会議」</p> <p>危機管理監</p> <p>（指令部）</p> <p>危機管理部</p> <p>所管部局（対策部）</p> <p>関係部局（対策部）</p>	<p>「静岡県地震災害警戒本部方面本部編制図」</p> <p>方面本部長（地域局長）</p> <p>副方面本部長（地域局副局長兼危機管理監等）</p> <p>方面本部長（地域局長）</p> <p>副方面本部長（地域局副局長兼危機管理監等）</p> <p>※一方面本部管内に同一部局の出先機関が複数ある場合においては、方面本部が設置される庁舎にある出先機関又は直近の出先機関の長を方面本部長とする。</p> <p>※一方面本部管内に同一部局の出先機関が複数ある場合においては、方面本部が設置される庁舎にある出先機関又は直近の出先機関の長を方面本部長とする。</p> <p>「東海地震注意情報に関する対策会議」</p> <p>危機管理監</p> <p>（指令部）</p> <p>危機管理部</p> <p>所管部局（対策部）</p> <p>関係部局（対策部）</p>	

頁	旧		新		備考
地震 -57	2 市町 【東海地震注意情報発表時等】		2 市町 【東海地震注意情報発表時等】		
	区分	内 容	区分	内 容	
	防災体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>東海地震注意情報が発表されたときは、必要な職員を参集して防災体制を確保し、各市町地域防災計画において定める東海地震注意情報発表時の応急対策を的確に実施するとともに、必要に応じて市町地震災害警戒本部を迅速に設置できるよう準備する。</li> <li>東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたときは、必要な職員を参集し、情報収集・伝達及び連絡体制を確保する。</li> </ul>	防災体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>東海地震注意情報が発表されたときは、必要な職員を参集して防災体制を確保し、各市町地域防災計画において定める東海地震注意情報発表時の応急対策を的確に実施するとともに、必要に応じて市町地震災害警戒本部を迅速に設置できるよう準備する。</li> <li>東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたときは、必要な職員を参集し、情報収集・伝達及び連絡体制を確保する。</li> </ul>	
	応急対策の内容	<p>市町が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策は、県が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策を参考に地域の実情に応じて各市町地域防災計画において定めるものとするが、その主な内容は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 東海地震注意情報の住民等への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び伝達並びに県や防災関係機関との情報の共有化</li> <li>イ 東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報</li> <li>ウ 東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊の活動拠点の開錠等開設の準備</li> <li>エ 備蓄物資・資機材の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備</li> <li>オ 交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置</li> <li>カ 県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整</li> <li>キ 物資等の調達協定締結者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請</li> <li>ク 消防職員の参集等防災体制の確保、消防団員の連絡体制の確保</li> <li>ケ 必要に応じて要配慮者等の避難のための避難地の開設</li> <li>コ 必要に応じて地震災害警戒本部の設置準備</li> <li>サ 県への要請・報告等県との応急対策活動の連携                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 必要に応じ、応急対策の円滑な実施のため県職員の派遣等必要な事項を要請する。</li> <li>(イ) 必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を管轄警察署に要請する。</li> <li>(ウ) 住民等の避難の状況及び応急対策の実施状況を県へ報告する。</li> </ul> </li> <li>シ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備</li> </ul>	応急対策の内容	<p>市町が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策は、県が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策を参考に地域の実情に応じて各市町地域防災計画において定めるものとするが、その主な内容は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 東海地震注意情報の住民等への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び伝達並びに県や防災関係機関との情報の共有化</li> <li>イ 東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報</li> <li>ウ 東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊の活動拠点の開錠等開設の準備</li> <li>エ 備蓄物資・資機材の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備</li> <li>オ 交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置</li> <li>カ 県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整</li> <li>キ 物資等の調達協定締結者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請</li> <li>ク 消防職員の参集等防災体制の確保、消防団員の連絡体制の確保</li> <li>ケ 必要に応じて要配慮者等の避難のための避難地の開設</li> <li>コ 必要に応じて地震災害警戒本部の設置準備</li> <li>サ 県への要請・報告等県との応急対策活動の連携                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 必要に応じ、応急対策の円滑な実施のため県職員の派遣等必要な事項を要請する。</li> <li>(イ) 必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を管轄警察署に要請する。</li> <li>(ウ) 住民等の避難の状況及び応急対策の実施状況を県へ報告する。</li> </ul> </li> <li>シ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備</li> </ul>	
	消防、水防機関の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防本部は、職員の参集、情報収集・伝達、消火・救助活動体制の準備、出火防止のための広報等</li> <li>消防団、水防団は、団員の連絡体制の確保</li> <li>必要に応じて住民等の避難誘導</li> </ul>	消防、水防機関の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防本部は、職員の参集、情報収集・伝達、消火・救助活動体制の準備、出火防止のための広報等</li> <li>消防団、水防団は、団員の連絡体制の確保</li> <li>必要に応じて住民等の避難誘導</li> </ul>	
【警戒宣言発令時】		【警戒宣言発令時】			
券	内 容		券	内 容	
市	市町長は、警戒宣言が発せられたときは、市町地震災害警戒本部（以下「市町警戒本部」という。）を設置する。		市	市町長は、警戒宣言が発せられたときは、市町地震災害警戒本部（以下「市町警戒本部」という。）を設置する。	

頁	旧		新		備考		
	町警戒本部	所掌事務	<p>ア 警戒宣言、東海地震予知情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達</p> <p>イ 県への報告、要請等県との地震防災活動の連携</p> <p>(ア)警戒本部に対し、地震防災応急対策の実施のため、職員の派遣等必要な事項を要請する。</p> <p>(イ)必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を管轄警察署に、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示等を県・県警察本部等にそれぞれ要請する。</p> <p>(ウ)住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。</p> <p>ウ 避難指示又は警戒区域の設定</p> <p>エ 消防職員、団員及び水防団の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備</p> <p>オ 消防、水防等の応急措置</p> <p>カ 避難者等の救護</p> <p>キ 緊急輸送の実施</p> <p>ク 活動拠点の施設管理者に対する開錠等の依頼及び自衛隊先遣部隊の受入</p> <p>ケ 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備</p> <p>コ 自主防災組織活動の指導、連携</p> <p>サ その他地震防災上の措置</p>	町警戒本部	所掌事務	<p>ア 警戒宣言、東海地震予知情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達</p> <p>イ 県への報告、要請等県との地震防災活動の連携</p> <p>(ア)警戒本部に対し、地震防災応急対策の実施のため、職員の派遣等必要な事項を要請する。</p> <p>(イ)必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を管轄警察署に、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示等を県・県警察本部等にそれぞれ要請する。</p> <p>(ウ)住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。</p> <p>ウ 避難指示又は警戒区域の設定</p> <p>エ 消防職員、団員及び水防団の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備</p> <p>オ 消防、水防等の応急措置</p> <p>カ 避難者等の救護</p> <p>キ 緊急輸送の実施</p> <p>ク 活動拠点の施設管理者に対する開錠等の依頼及び自衛隊先遣部隊の受入</p> <p>ケ 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備</p> <p>コ 自主防災組織活動の指導、連携</p> <p>サ その他地震防災上の措置</p>	
			消防、水防機関の措置			消防本部	<p>市町警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 情報の収集と伝達</p> <p>イ 消火活動、救助活動の出動体制の確立</p> <p>ウ 地域住民への避難指示の伝達</p> <p>エ 出火防止のための広報</p>
	消防団、水防団	<p>ア 情報の収集と伝達</p> <p>イ 消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立</p> <p>ウ 火気使用の自粛を住民へ伝達するためのパトロールの実施</p> <p>エ 水利の確保（流水の堰止め等を含む。）</p> <p>オ 住民の避難誘導</p> <p>カ 水防資機材の点検、配備及び確保準備</p> <p>キ 警戒区域からの避難確保のパトロール</p> <p>ク 救助用資機材の確保準備</p> <p>ケ その他状況に応じた防災、水防活動</p>		消防団、水防団	<p>ア 情報の収集と伝達</p> <p>イ 消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立</p> <p>ウ 火気使用の自粛を住民へ伝達するためのパトロールの実施</p> <p>エ 水利の確保（流水の堰止め等を含む。）</p> <p>オ 住民の避難誘導</p> <p>カ 水防資機材の点検、配備及び確保準備</p> <p>キ 警戒区域からの避難確保のパトロール</p> <p>ク 救助用資機材の確保準備</p> <p>ケ その他状況に応じた防災、水防活動</p>		
		<p>3 防災関係機関</p> <p>【東海地震注意情報発表時】</p>			<p>3 防災関係機関</p> <p>【東海地震注意情報発表時】</p>		
	区分	内容	区分	内容			
	防災体制の確保	東海地震注意情報が発表されたときは、平常の業務を継続しつつ、各機関の防災業務計画等に定める東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・円滑に実施するために、必要に応じて職員の参集や連絡体制の確保を行う。	防災体制の確保	東海地震注意情報が発表されたときは、平常の業務を継続しつつ、各機関の防災業務計画等に定める東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・円滑に実施するために、必要に応じて職員の参集や連絡体制の確保を行う。			
	応急対策の内容	東海地震注意情報発表時の応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとし、その具体的内容については各々の防災業務計画等に定める。 ア 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、県や市町と	応急対策の内容	東海地震注意情報発表時の応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとし、その具体的内容については各々の防災業務計画等に定める。 ア 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、県や市町と			

頁	旧	新	備考																																								
	<p>の情報の共有                      イ 利用者に対する東海地震注意情報の伝達及び応急対策上必要な事項等の広報                      ウ 備蓄物資・資機材等の確認・点検、施設等の点検、必要に応じて安全措置の実施                      エ 利用者等の社会的混乱を防止する活動                      オ 県及び市町が実施する応急対策の連絡調整                      カ 東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備                      キ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備</p>	<p>の情報の共有                      イ 利用者に対する東海地震注意情報の伝達及び応急対策上必要な事項等の広報                      ウ 備蓄物資・資機材等の確認・点検、施設等の点検、必要に応じて安全措置の実施                      エ 利用者等の社会的混乱を防止する活動                      オ 県及び市町が実施する応急対策の連絡調整                      カ 東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備                      キ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備</p>																																									
	<p><b>【警戒宣言発令時】</b>                      防災関係機関は、地震防災応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとする。                      (1) 指定地方行政機関</p>																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="210 688 498 732">機 関 名</th> <th data-bbox="498 688 1329 732">地震防災応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="210 732 498 814">警察庁関東管区警察局</td> <td data-bbox="498 732 1329 814">管区内各県警察の実施する警備活動の連絡調整</td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 814 498 896">総務省東海総合通信局</td> <td data-bbox="498 814 1329 896">災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理</td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 896 498 940">財務省東海財務局</td> <td data-bbox="498 896 1329 940">金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 940 498 1052">厚生労働省東海北陸厚生局</td> <td data-bbox="498 940 1329 1052">ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣準備 ウ 関係機関との連絡調整</td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 1052 498 1163">農林水産省関東農政局</td> <td data-bbox="498 1052 1329 1163">ア 情報収集 イ 関係機関との連絡調整 ウ 農地、農業用施設(ダム、堤防、ため池、農道等)の管理、指導</td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 1163 498 1245">農林水産省関東農政局静岡県拠点</td> <td data-bbox="498 1163 1329 1245">食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 1245 498 1327">林野庁関東森林管理局</td> <td data-bbox="498 1245 1329 1327">災害復旧用材（国有林材）の供給等に関する準備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 1327 498 1759">経済産業省関東経済産業局</td> <td data-bbox="498 1327 1329 1759">ア 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 イ 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保 ウ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 1759 498 1873">経済産業省中部経済産業局</td> <td data-bbox="498 1759 1329 1873">ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置	警察庁関東管区警察局	管区内各県警察の実施する警備活動の連絡調整	総務省東海総合通信局	災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理	財務省東海財務局	金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備	厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣準備 ウ 関係機関との連絡調整	農林水産省関東農政局	ア 情報収集 イ 関係機関との連絡調整 ウ 農地、農業用施設(ダム、堤防、ため池、農道等)の管理、指導	農林水産省関東農政局静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握	林野庁関東森林管理局	災害復旧用材（国有林材）の供給等に関する準備	経済産業省関東経済産業局	ア 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 イ 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保 ウ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）	経済産業省中部経済産業局	ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1329 688 1617 732">機 関 名</th> <th data-bbox="1617 688 2448 732">地震防災応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1329 732 1617 814">警察庁関東管区警察局</td> <td data-bbox="1617 732 2448 814">管区内各県警察の実施する警備活動の連絡調整</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 814 1617 896">総務省東海総合通信局</td> <td data-bbox="1617 814 2448 896">災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 896 1617 940">財務省東海財務局</td> <td data-bbox="1617 896 2448 940">金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 940 1617 1052">厚生労働省東海北陸厚生局</td> <td data-bbox="1617 940 2448 1052">ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣準備 ウ 関係機関との連絡調整</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1052 1617 1163">農林水産省関東農政局</td> <td data-bbox="1617 1052 2448 1163">ア 情報収集 イ 関係機関との連絡調整 ウ 農地、農業用施設(ダム、堤防、ため池、農道等)の管理、指導</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1163 1617 1245">農林水産省関東農政局静岡県拠点</td> <td data-bbox="1617 1163 2448 1245">食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1245 1617 1327">林野庁関東森林管理局</td> <td data-bbox="1617 1245 2448 1327">災害復旧用材（国有林材）の供給等に関する準備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1327 1617 1759">経済産業省関東経済産業局</td> <td data-bbox="1617 1327 2448 1759">ア 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 イ 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保 ウ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1759 1617 1873">経済産業省中部経済産業局</td> <td data-bbox="1617 1759 2448 1873">ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置	警察庁関東管区警察局	管区内各県警察の実施する警備活動の連絡調整	総務省東海総合通信局	災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理	財務省東海財務局	金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備	厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣準備 ウ 関係機関との連絡調整	農林水産省関東農政局	ア 情報収集 イ 関係機関との連絡調整 ウ 農地、農業用施設(ダム、堤防、ため池、農道等)の管理、指導	農林水産省関東農政局静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握	林野庁関東森林管理局	災害復旧用材（国有林材）の供給等に関する準備	経済産業省関東経済産業局	ア 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 イ 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保 ウ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）	経済産業省中部経済産業局	ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町	
機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置																																										
警察庁関東管区警察局	管区内各県警察の実施する警備活動の連絡調整																																										
総務省東海総合通信局	災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理																																										
財務省東海財務局	金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備																																										
厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣準備 ウ 関係機関との連絡調整																																										
農林水産省関東農政局	ア 情報収集 イ 関係機関との連絡調整 ウ 農地、農業用施設(ダム、堤防、ため池、農道等)の管理、指導																																										
農林水産省関東農政局静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握																																										
林野庁関東森林管理局	災害復旧用材（国有林材）の供給等に関する準備																																										
経済産業省関東経済産業局	ア 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 イ 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保 ウ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）																																										
経済産業省中部経済産業局	ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町																																										
機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置																																										
警察庁関東管区警察局	管区内各県警察の実施する警備活動の連絡調整																																										
総務省東海総合通信局	災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理																																										
財務省東海財務局	金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備																																										
厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣準備 ウ 関係機関との連絡調整																																										
農林水産省関東農政局	ア 情報収集 イ 関係機関との連絡調整 ウ 農地、農業用施設(ダム、堤防、ため池、農道等)の管理、指導																																										
農林水産省関東農政局静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握																																										
林野庁関東森林管理局	災害復旧用材（国有林材）の供給等に関する準備																																										
経済産業省関東経済産業局	ア 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 イ 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保 ウ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）																																										
経済産業省中部経済産業局	ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町																																										

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧		新		備考
		の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。) イ ガスの安定供給に関する事(磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。))及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))		の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。) イ ガスの安定供給に関する事(磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。))及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))	
	経済産業省関東東北産業保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関する事 イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関する事 ウ 電気の安全確保に関する事(熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。))、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。))、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡) エ ガスの安全確保に関する事(磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。))及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))を除く。	経済産業省関東東北産業保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関する事 イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関する事 ウ 電気の安全確保に関する事(熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。))、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。))、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡) エ ガスの安全確保に関する事(磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。))及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))を除く。	
	経済産業省中部近畿産業保安監督部	ア 電気の安全確保に関する事(熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。))、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。))、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。) イ ガスの安全確保に関する事(磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。))及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))	経済産業省中部近畿産業保安監督部	ア 電気の安全確保に関する事(熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。))、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。))、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。) イ ガスの安全確保に関する事(磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。))及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))	
	国土交通省関東地方整備局 国土交通省中部地方整備局	ア 施設対策等 (ア) 河川管理施設等の対策等 (イ) 道路施設対策等 (ウ) 港湾施設対策等 (エ) 営繕施設対策等 (オ) 電気通信施設等対策等 イ 災害対策用建設機械等の出動及び管理 ウ 他機関との協力 エ 広報	国土交通省関東地方整備局 国土交通省中部地方整備局	ア 施設対策等 (ア) 河川管理施設等の対策等 (イ) 道路施設対策等 (ウ) 港湾施設対策等 (エ) 営繕施設対策等 (オ) 電気通信施設等対策等 イ 災害対策用建設機械等の出動及び管理 ウ 他機関との協力 エ 広報	
	国土交通省中部運輸局	ア 鉄道事業者に対し、最寄駅等で停車した列車乗客の安全な避難誘導の指導 イ 運輸関係等業者に対し、迅速・正確な情報の伝達 ウ 緊急輸送に必要なトラック・バス等の車両及び船舶の配置の要請	国土交通省中部運輸局	ア 鉄道事業者に対し、最寄駅等で停車した列車乗客の安全な避難誘導の指導 イ 運輸関係等業者に対し、迅速・正確な情報の伝達 ウ 緊急輸送に必要なトラック・バス等の車両及び船舶の配置の要請	
	国土交通省東京航空局静岡空港出張所	ア 航空機の安全確保のための航空情報の発出依頼 イ 必要に応じ一般航空機の飛行規制の連絡調整	国土交通省東京航空局静岡空港出張所	ア 航空機の安全確保のための航空情報の発出依頼 イ 必要に応じ一般航空機の飛行規制の連絡調整	
	国土地理院 中部地方測量部	ア 関係機関と更なる情報の共有を図り、密接な連携をとりながら、全力をあげて実態に即応した効果的な措置を図る。	国土地理院 中部地方測量部	ア 関係機関と更なる情報の共有を図り、密接な連携をとりながら、全力をあげて実態に即応した効果的な措置を図る。	
	気象庁東京管区気象	ア 県知事に対する東海地震予知情報の通報	気象庁東京管区気象	ア 県知事に対する東海地震予知情報の通報	

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧		新		備考
	台（静岡地方气象台）	イ 東海地震予知情報等の照会に対する応答と解説 ウ 異常現象に関する情報が市町長から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し、適切な措置を講ずること	台（静岡地方气象台）	イ 東海地震予知情報等の照会に対する応答と解説 ウ 異常現象に関する情報が市町長から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し、適切な措置を講ずること	
	海上保安庁第三管区 海上保安本部	ア 港内在泊船舶に対する東海地震予知情報及び警戒宣言発令の伝達 イ 湾内における船舶交通の入港制限、禁止 ウ マリンレジャー等を行っている者に対する情報伝達 エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保	海上保安庁第三管区 海上保安本部	ア 港内在泊船舶に対する東海地震予知情報及び警戒宣言発令の伝達 イ 湾内における船舶交通の入港制限、禁止 ウ マリンレジャー等を行っている者に対する情報伝達 エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保	
	(2)指定公共機関		(2)指定公共機関		
	機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置	機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置	
	独立行政法人国立病院機構	知事の要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動の準備	独立行政法人国立病院機構	知事の要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動の準備	
	独立行政法人水資源機構	ア 佐久間ダムから取水している時は、水源管理所操作室から必要に応じて取水を停止する。 イ 関係機関への連絡及び情報収集	独立行政法人水資源機構	ア 佐久間ダムから取水している時は、水源管理所操作室から必要に応じて取水を停止する。 イ 関係機関への連絡及び情報収集	
	日本郵便株式会社東海支社	ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導 イ 郵便業務の取り扱い及び郵便局における窓口業務等の取り扱いを一時停止する旨の広報 ウ 郵便物、施設等の被災防止	日本郵便株式会社東海支社	ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導 イ 郵便業務の取り扱い及び郵便局における窓口業務等の取り扱いを一時停止する旨の広報 ウ 郵便物、施設等の被災防止	
	日本銀行	ア 東海地震予知情報等の伝達、避難誘導 イ 通貨の円滑な供給の確保 ウ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 エ 金融機関の業務運営に係る措置 オ 地震防災応急対策に関する広報	日本銀行	ア 東海地震予知情報等の伝達、避難誘導 イ 通貨の円滑な供給の確保 ウ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 エ 金融機関の業務運営に係る措置 オ 地震防災応急対策に関する広報	
	日本赤十字社静岡県支部	ア 医療救護班の派遣準備 イ 血液製剤の確保及び供給の準備 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整	日本赤十字社静岡県支部	ア 医療救護班の派遣準備 イ 血液製剤の確保及び供給の準備 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整	
	日本放送協会	ア 地震に関する情報の迅速な伝達 イ 県及び防災関係機関の依頼によるテレビ、ラジオによる防災放送	日本放送協会	ア 地震に関する情報の迅速な伝達 イ 県及び防災関係機関の依頼によるテレビ、ラジオによる防災放送	
	中日本高速道路株式会社	ア 警戒宣言等の伝達 イ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 ウ 交通対策 エ 緊急点検	中日本高速道路株式会社	ア 警戒宣言等の伝達 イ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 ウ 交通対策 エ 緊急点検	
	東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 イ 列車の運転規制 ウ 旅客の避難、救護 エ 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配	東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 イ 列車の運転規制 ウ 旅客の避難、救護 エ 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配	
	西日本電信電話株式会社	ア 通信の異常ふくそうが起きないように広報の実施 イ 防災関係機関の重要通信の優先接続	西日本電信電話株式会社	ア 通信の異常ふくそうが起きないように広報の実施 イ 防災関係機関の重要通信の優先接続	

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧		新		備考
	東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社	ウ 地震発生後に備えた資機材、人員の確保及び配置	東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社	ウ 地震発生後に備えた資機材、人員の確保及び配置	
	岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガ スエナジー ENEOS グローブ株式 会社 ジクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2次基地から充 填所への LP ガスの配送	岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガ スエナジー ENEOS グローブ株式 会社 ジクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2次基地から充 填所への LP ガスの配送	
	日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保	日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保	
	東京電力パワーグリ ッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリ ッド株式会社	ア 支店及び各事業場等に地震災害警戒本部（非常災害対策本部） の設置 イ 動員体制を確立するとともに、状況に応じ他支店並びに協力会 社等に対し動員準備を要請 ウ 地震防災応急措置の実施状況を支店で掌握し対策を促進 エ 電気による災害の予防広報の実施 オ 電力施設について、必要に応じ特別巡視、点検、応急安全措置等 の実施 カ 工具、車両、発電機車、変圧器車並びに食料等を整備確認して緊 急出動に備えるとともに、手持資機材の数量の確認及び緊急確保	東京電力パワーグリ ッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリ ッド株式会社	ア 支店及び各事業場等に地震災害警戒本部（非常災害対策本部） の設置 イ 動員体制を確立するとともに、状況に応じ他支店並びに協力会 社等に対し動員準備を要請 ウ 地震防災応急措置の実施状況を支店で掌握し対策を促進 エ 電気による災害の予防広報の実施 オ 電力施設について、必要に応じ特別巡視、点検、応急安全措置等 の実施 カ 工具、車両、発電機車、変圧器車並びに食料等を整備確認して緊 急出動に備えるとともに、手持資機材の数量の確認及び緊急確保	
	電源開発株式会社 電源開発送変電ネッ トワーク株式会社	必要に応じて、電力施設の特別巡視・点検・機器調整、応急安全措置 等の実施	電源開発株式会社 電源開発送変電ネッ トワーク株式会社	必要に応じて、電力施設の特別巡視・点検・機器調整、応急安全措置 等の実施	
	KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会 社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施	KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会 社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施	
	一般社団法人日本建 設業連合会中部支部 一般社団法人全国中 小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	一般社団法人日本建 設業連合会中部支部 一般社団法人全国中 小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	
	(3)指定地方公共機関		(3)指定地方公共機関		
	機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置	機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置	
	一般社団法人静岡県医 師会 一般社団法人静岡県歯 科医師会 公益社団法人静岡県薬	ア 救護所等への医療従事者の派遣又は派遣準備 イ 救護班の派遣又は派遣準備	一般社団法人静岡県医 師会 一般社団法人静岡県歯 科医師会 公益社団法人静岡県薬	ア 救護所等への医療従事者の派遣又は派遣準備 イ 救護班の派遣又は派遣準備	

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧		新		備考
	剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会		剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会		
	都市ガス会社	ア 需要家に対する都市ガスによる災害予防広報 イ 施設の点検等災害予防措置	都市ガス会社	ア 需要家に対する都市ガスによる災害予防広報 イ 施設の点検等災害予防措置	
	一般社団法人静岡県LPガス協会	ア 需要家に対するLPガスによる災害の予防の広報 イ 協会加盟事業所による施設及び設備の点検等災害予防措置	一般社団法人静岡県LPガス協会	ア 需要家に対するLPガスによる災害の予防の広報 イ 協会加盟事業所による施設及び設備の点検等災害予防措置	
	静岡県道路公社	ア 道路情報板等による情報伝達 イ 交通対策 ウ 災害発生後に備えた応急復旧体制の確立	静岡県道路公社	ア 道路情報板等による情報伝達 イ 交通対策 ウ 災害発生後に備えた応急復旧体制の確立	
	静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 伊豆急行株式会社 岳南電車株式会社 大井川鐵道株式会社 遠州鐵道株式会社 天竜浜名湖鐵道株式会社	ア 警戒宣言の伝達、東海地震予知情報 イ 列車の運転規制 ウ 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報	静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鐵道株式会社 伊豆急行株式会社 岳南電車株式会社 大井川鐵道株式会社 遠州鐵道株式会社 天竜浜名湖鐵道株式会社	ア 警戒宣言の伝達、東海地震予知情報 イ 列車の運転規制 ウ 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報	
	静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	ア 報道特別番組の編成 イ 東海地震予知情報、国、県、市町、防災関係機関等の地震防災 応急対策実施状況の放送 ウ 知事の呼びかけ、県内各地の状況、防災措置の状況等の放送	静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	ア 報道特別番組の編成 イ 東海地震予知情報、国、県、市町、防災関係機関等の地震防災 応急対策実施状況の放送 ウ 知事の呼びかけ、県内各地の状況、防災措置の状況等の放送	
	一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確保	一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確保	
	土地改良区	ア 地震発生に備えた資機材、人員等の配置の手配 イ 緊急点検	土地改良区	ア 地震発生に備えた資機材、人員等の配置の手配 イ 緊急点検	
	4 自衛隊 【東海地震注意情報発表時】 自衛隊は、東海地震注意情報が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。		4 自衛隊 【東海地震注意情報発表時】 自衛隊は、東海地震注意情報が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。		
	機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置	機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置	
	陸上自衛隊東部方面隊ほか	ア 非常勤務態勢への移行 イ 指揮所の開設	陸上自衛隊東部方面隊ほか	ア 非常勤務態勢への移行 イ 指揮所の開設	

頁	旧		新		備考
地震 -63		ウ 各部隊の災害派遣準備 エ 情報組織の展開 オ 県庁等への連絡班の派遣 カ 通信組織の編成等		ウ 各部隊の災害派遣準備 エ 情報組織の展開 オ 県庁等への連絡班の派遣 カ 通信組織の編成等	
	海上自衛隊横須賀地方隊ほか	ア 司令部の設置準備 イ 各部隊の災害派遣準備 ウ 県庁等への連絡班の派遣等 エ 県及び防災関係機関との連絡体制の強化	海上自衛隊横須賀地方隊ほか	ア 司令部の設置準備 イ 各部隊の災害派遣準備 ウ 県庁等への連絡班の派遣等 エ 県及び防災関係機関との連絡体制の強化	
	航空自衛隊第1航空団(浜松基地)ほか	ア 非常勤務態勢への移行 イ 指揮所の開設 ウ 情報組織の展開 エ 県庁等への連絡班の派遣 オ 偵察機の待機及び航空機の避難準備等	航空自衛隊第1航空団(浜松基地)ほか	ア 非常勤務態勢への移行 イ 指揮所の開設 ウ 情報組織の展開 エ 県庁等への連絡班の派遣 オ 偵察機の待機及び航空機の避難準備等	
	<b>【警戒宣言発令時】</b> 自衛隊は、警戒宣言が発せられたときは、次の措置を講ずるものとする。		<b>【警戒宣言発令時】</b> 自衛隊は、警戒宣言が発せられたときは、次の措置を講ずるものとする。		
	機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置	機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置	
	陸上自衛隊東部方面隊ほか	ア 県庁等への方面現地調整所の開設 イ 地震防災派遣及び発災後の災害派遣の準備 ウ 地震防災派遣命令による航空機を主体とする避難・交通状況の把握及び人員・物資の緊急輸送等の支援	陸上自衛隊東部方面隊ほか	ア 県庁等への方面現地調整所の開設 イ 地震防災派遣及び発災後の災害派遣の準備 ウ 地震防災派遣命令による航空機を主体とする避難・交通状況の把握及び人員・物資の緊急輸送等の支援	
	海上自衛隊横須賀地方隊ほか	ア 司令部の設置(防災派遣命令後) イ 災害派遣部隊を編成し即応態勢を確立 ウ 地震防災派遣を開始 エ 東部方面総監部への連絡員の派出 オ 災害派遣部隊の前進拠点への事前派遣等	海上自衛隊横須賀地方隊ほか	ア 司令部の設置(防災派遣命令後) イ 災害派遣部隊を編成し即応態勢を確立 ウ 地震防災派遣を開始 エ 東部方面総監部への連絡員の派出 オ 災害派遣部隊の前進拠点への事前派遣等	
	航空自衛隊第1航空団(浜松基地)ほか	ア 地震防災派遣及び災害派遣の準備命令に基づく航空機等の待機強化 イ 地上部隊の災害派遣の準備 ウ 浜松基地等の練習機の域外基地への避難 エ 救難機の周辺基地への集中 オ 地震防災派遣命令に基づく航空救難団及び偵察航空隊の一部をもってヘリコプターによる情報収集・伝達、人員・物資の緊急輸送、偵察機による上空撮影・解析	航空自衛隊第1航空団(浜松基地)ほか	ア 地震防災派遣及び災害派遣の準備命令に基づく航空機等の待機強化 イ 地上部隊の災害派遣の準備 ウ 浜松基地等の練習機の域外基地への避難 エ 救難機の周辺基地への集中 オ 地震防災派遣命令に基づく航空救難団及び偵察航空隊の一部をもってヘリコプターによる情報収集・伝達、人員・物資の緊急輸送、偵察機による上空撮影・解析	
	第2節 情報活動 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における情報の収集、伝達を迅速かつ的確に実施するため、県、市町及び防災関係機関の連携の強化、情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。		第2節 情報活動 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における情報の収集、伝達を迅速かつ的確に実施するため、県、市町及び防災関係機関の連携の強化、情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。		
	1 県		1 県		
区 分	内 容	区 分	内 容		
東海地震注意情報、警戒宣言及び	(1)消防庁から通知される東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の受理は消防防災無線電話(地上回線・衛星回線)又は有線電話により、気象庁(静岡地方気象台)から通知される東海地震注意情報及び東海地震	東海地震注意情報、警戒宣言及び	(1)消防庁から通知される東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の受理は消防防災無線電話(地上回線・衛星回線)又は有線電話により、気象庁(静岡地方気象台)から通知される東海地震注意情報及び東海地震		

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p>東海地震予知情報の受理、伝達、周知</p> <p>予知情報の受理は防災情報提供システム又は有線電話・FAX（防災行政無線電話）により、警戒本部設置前は危機管理部において、警戒本部設置後は警戒本部において受理する。</p> <p>(2)市町及び防災関係機関に対する情報の伝達は主として県防災行政無線によって行う。 伝達のルートは、あらかじめ定める「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」（以下「情報広報実施要領」という。）による。</p> <p>(3)東海地震注意情報発表時に参集する要員及び警戒本部要員に対する伝達は、勤務時間内は庁内放送により行う。 勤務時間外及び休日等については、別に定める連絡系統図により行う。</p> <p>(4)東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報等は、報道機関の協力を得て周知徹底を図る。</p>	<p>東海地震予知情報の受理、伝達、周知</p> <p>予知情報の受理は防災情報提供システム又は有線電話・FAX（防災行政無線電話）により、警戒本部設置前は危機管理部において、警戒本部設置後は警戒本部において受理する。</p> <p>(2)市町及び防災関係機関に対する情報の伝達は主として県防災行政無線によって行う。 伝達のルートは、あらかじめ定める「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」（以下「情報広報実施要領」という。）による。</p> <p>(3)東海地震注意情報発表時に参集する要員及び警戒本部要員に対する伝達は、勤務時間内は庁内放送により行う。 勤務時間外及び休日等については、別に定める連絡系統図により行う。</p> <p>(4)東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報等は、報道機関の協力を得て周知徹底を図る。</p>	
	<p>地震防災活動に関する情報の収集等及び伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ効果的に実施するための情報収集及び伝達は県防災行政無線等によって行う。</li> <li>収集及び伝達すべき情報の種類、優先順位、取扱い部局等については「情報広報実施要領」に定める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 避難指示の状況</li> <li>イ 避難の状況</li> <li>ウ 市町及び防災関係機関の東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況</li> <li>エ 住民生活、社会・経済活動等の状況</li> <li>オ 交通機関の運行及び道路交通の状況</li> <li>カ ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況</li> <li>キ 市町からの要請及び防災関係機関への要請</li> </ul> </li> </ul>	<p>地震防災活動に関する情報の収集等及び伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ効果的に実施するための情報収集及び伝達は県防災行政無線等によって行う。</li> <li>収集及び伝達すべき情報の種類、優先順位、取扱い部局等については「情報広報実施要領」に定める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 避難指示の状況</li> <li>イ 避難の状況</li> <li>ウ 市町及び防災関係機関の東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況</li> <li>エ 住民生活、社会・経済活動等の状況</li> <li>オ 交通機関の運行及び道路交通の状況</li> <li>カ ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況</li> <li>キ 市町からの要請及び防災関係機関への要請</li> </ul> </li> </ul>	
	<p>国の現地警戒本部等に対する報告</p> <p>東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言が発令されてから警戒宣言が解除されるまで又は東海地震が発生するまでの間において、県警戒本部等から次の事項について、その状況を逐次報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 避難の状況</li> <li>イ 東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況</li> </ul>	<p>国の現地警戒本部等に対する報告</p> <p>東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言が発令されてから警戒宣言が解除されるまで又は東海地震が発生するまでの間において、県警戒本部等から次の事項について、その状況を逐次報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 避難の状況</li> <li>イ 東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況</li> </ul>	
	<p>防災関係機関の有機的連携の推進</p> <p>(1)放送協定に基づく報道機関の情報伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>あらかじめ締結した放送協定による県等からの要請に基づき、日本放送協会、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ及び静岡エフエム放送株式会社は、県民の的確な応急対応を促すため、東海地震注意情報の発表・警戒宣言の発令・東海地震予知情報等、交通機関の運行状況や道路の交通規制状況等の正確・迅速な情報伝達を実施する。</li> </ul> <p>(2)県、市町間の情報連絡の基本ルート及び情報活動の緊密化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報の収集及び伝達は、警戒本部等と方面本部、方面本部と市町警戒本部等各相互間のルートを基本として、警察署及び関係機関との緊密な連携のもとに行う。</li> </ul>	<p>防災関係機関の有機的連携の推進</p> <p>(1)放送協定に基づく報道機関の情報伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>あらかじめ締結した放送協定による県等からの要請に基づき、日本放送協会、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ及び静岡エフエム放送株式会社は、県民の的確な応急対応を促すため、東海地震注意情報の発表・警戒宣言の発令・東海地震予知情報等、交通機関の運行状況や道路の交通規制状況等の正確・迅速な情報伝達を実施する。</li> </ul> <p>(2)県、市町間の情報連絡の基本ルート及び情報活動の緊密化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報の収集及び伝達は、警戒本部等と方面本部、方面本部と市町警戒本部等各相互間のルートを基本として、警察署及び関係機関との緊密な連携のもとに行う。</li> </ul>	

頁	旧	新	備考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>東海地震注意情報が発表された時及び警戒宣言が発令された時は、情報活動の緊密化のため、警察署は方面本部（同所を管轄する警察署のみ）及び市町警戒本部等に警察官を派遣するものとし、方面本部も必要に応じて職員を市町警戒本部等へ派遣する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東海地震注意情報が発表された時及び警戒宣言が発令された時は、情報活動の緊密化のため、警察署は方面本部（同所を管轄する警察署のみ）及び市町警戒本部等に警察官を派遣するものとし、方面本部も必要に応じて職員を市町警戒本部等へ派遣する。</li> </ul>	
	2 市町		
	区 分	区 分	
	内 容	内 容	
	<p>東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の受理、伝達、周知</p> <p>(1) 県から通知される東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報の受理については、勤務時間内においては防災担当課、勤務時間外及び休日等においては、あらかじめ県に届けた部署において行うものとする。 なお、市町警戒本部設置後においては、市町警戒本部において受理するものとする。</p> <p>(2) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに地震防災信号（サイレン、半鐘）を用いて、地域住民等に伝達するものとする。</p> <p>(3) 東海地震注意情報、東海地震予知情報は、同時通報用無線、有線放送、電話、広報車、自主防災組織等を通じての個別連絡により周知徹底を図るものとする。</p>	<p>東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の受理、伝達、周知</p> <p>(1) 県から通知される東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報の受理については、勤務時間内においては防災担当課、勤務時間外及び休日等においては、あらかじめ県に届けた部署において行うものとする。 なお、市町警戒本部設置後においては、市町警戒本部において受理するものとする。</p> <p>(2) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに地震防災信号（サイレン、半鐘）を用いて、地域住民等に伝達するものとする。</p> <p>(3) 東海地震注意情報、東海地震予知情報は、同時通報用無線、有線放送、電話、広報車、自主防災組織等を通じての個別連絡により周知徹底を図るものとする。</p>	
	<p>地震防災活動に関する情報の収集及び伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部局等を定めておくものとする。</li> <li>消防団員、自主防災組織の構成員の中から地域における情報収集責任者をあらかじめ定め、迅速・的確な情報の収集にあたるものとする。</li> <li>情報の種類の主なものは、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 避難の状況</li> <li>イ 交通機関の運行及び道路交通の状況</li> <li>ウ 防災関係機関の東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施状況</li> <li>エ ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況</li> <li>オ 情報の変容、流言等の状況</li> <li>カ 住民生活、社会・経済活動等の状況</li> <li>キ 避難指示又は警戒区域の設定（地震防災応急対策実施時のみ）</li> <li>ク 消防（水防）職員・団員等の配備命令（地震防災応急対策実施時のみ）</li> <li>ケ 地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等（地震防災応急対策実施時のみ）</li> </ul> </li> </ul>	<p>地震防災活動に関する情報の収集及び伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部局等を定めておくものとする。</li> <li>消防団員、自主防災組織の構成員の中から地域における情報収集責任者をあらかじめ定め、迅速・的確な情報の収集にあたるものとする。</li> <li>情報の種類の主なものは、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 避難の状況</li> <li>イ 交通機関の運行及び道路交通の状況</li> <li>ウ 防災関係機関の東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施状況</li> <li>エ ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況</li> <li>オ 情報の変容、流言等の状況</li> <li>カ 住民生活、社会・経済活動等の状況</li> <li>キ 避難指示又は警戒区域の設定（地震防災応急対策実施時のみ）</li> <li>ク 消防（水防）職員・団員等の配備命令（地震防災応急対策実施時のみ）</li> <li>ケ 地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等（地震防災応急対策実施時のみ）</li> </ul> </li> </ul>	
	<p>県警戒本部等に対する報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで若しくは警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部等への報告は、方面本部を通じて「情報広報実施要領」に定める項目について、すみやかに行うものとする。</li> <li>その主なものは、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 避難の状況</li> <li>イ 市町において東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況</li> </ul> </li> </ul>	<p>県警戒本部等に対する報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで若しくは警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部等への報告は、方面本部を通じて「情報広報実施要領」に定める項目について、すみやかに行うものとする。</li> <li>その主なものは、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 避難の状況</li> <li>イ 市町において東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況</li> </ul> </li> </ul>	

頁	旧	新	備考																									
地震 -64	<p>3 防災関係機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 226 448 268">区 分</th> <th data-bbox="448 226 1308 268">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 268 448 384">東海地震予知情報等の収集及び伝達</td> <td data-bbox="448 268 1308 384">県から伝達される東海地震注意情報、東海地震予知情報の受理については、受信方法、受領者を別に、あらかじめ県に届けるものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 384 448 651">地震防災活動に関する情報の収集及び伝達</td> <td data-bbox="448 384 1308 651">                     (1)収集方法                      各機関においては、東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施に必要な情報を自らの責任において収集するものとする。                      -----                      (2)警戒本部への報告                      「情報広報実施要領」に定める項目について、すみやかに報告するものとする。                 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	東海地震予知情報等の収集及び伝達	県から伝達される東海地震注意情報、東海地震予知情報の受理については、受信方法、受領者を別に、あらかじめ県に届けるものとする。	地震防災活動に関する情報の収集及び伝達	(1)収集方法 各機関においては、東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施に必要な情報を自らの責任において収集するものとする。 ----- (2)警戒本部への報告 「情報広報実施要領」に定める項目について、すみやかに報告するものとする。	<p>3 防災関係機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1350 226 1576 268">区 分</th> <th data-bbox="1576 226 2436 268">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1350 268 1576 384">東海地震予知情報等の収集及び伝達</td> <td data-bbox="1576 268 2436 384">県から伝達される東海地震注意情報、東海地震予知情報の受理については、受信方法、受領者を別に、あらかじめ県に届けるものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 384 1576 651">地震防災活動に関する情報の収集及び伝達</td> <td data-bbox="1576 384 2436 651">                     (1)収集方法                      各機関においては、東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施に必要な情報を自らの責任において収集するものとする。                      -----                      (2)警戒本部への報告                      「情報広報実施要領」に定める項目について、すみやかに報告するものとする。                 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	東海地震予知情報等の収集及び伝達	県から伝達される東海地震注意情報、東海地震予知情報の受理については、受信方法、受領者を別に、あらかじめ県に届けるものとする。	地震防災活動に関する情報の収集及び伝達	(1)収集方法 各機関においては、東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施に必要な情報を自らの責任において収集するものとする。 ----- (2)警戒本部への報告 「情報広報実施要領」に定める項目について、すみやかに報告するものとする。														
	区 分	内 容																										
	東海地震予知情報等の収集及び伝達	県から伝達される東海地震注意情報、東海地震予知情報の受理については、受信方法、受領者を別に、あらかじめ県に届けるものとする。																										
	地震防災活動に関する情報の収集及び伝達	(1)収集方法 各機関においては、東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施に必要な情報を自らの責任において収集するものとする。 ----- (2)警戒本部への報告 「情報広報実施要領」に定める項目について、すみやかに報告するものとする。																										
区 分	内 容																											
東海地震予知情報等の収集及び伝達	県から伝達される東海地震注意情報、東海地震予知情報の受理については、受信方法、受領者を別に、あらかじめ県に届けるものとする。																											
地震防災活動に関する情報の収集及び伝達	(1)収集方法 各機関においては、東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施に必要な情報を自らの責任において収集するものとする。 ----- (2)警戒本部への報告 「情報広報実施要領」に定める項目について、すみやかに報告するものとする。																											
<p>第3節 広報活動</p> <p>東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに県民等が的確な応急対策ができるよう必要な広報について定める。</p> <p>広報の際には、高齢者、障害のある人、外国人等要配慮者に配慮するものとする。</p> <p>1 県</p>	<p>3 広報活動</p> <p>東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに県民等が的確な応急対策ができるよう必要な広報について定める。</p> <p>広報の際には、高齢者、障害のある人、外国人等要配慮者に配慮するものとする。</p> <p>1 県</p>																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 898 371 940">区 分</th> <th data-bbox="371 898 1308 940">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 940 371 1283">広 報 事 項</td> <td data-bbox="371 940 1308 1283"> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、県民等に対し、民心安定及び地震防災活動上広報すべき事項については、その文案、優先順位を「情報広報実施要領」に定め、これに基づき報道機関と事前に協定を締結し、防災関係機関との連携を密にして適切迅速な広報を行うものとする。</li> <li>主な広報事項は、次のとおりである。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の内容と意味</li> <li>イ 主な交通機関運行状況及び道路交通情報</li> <li>ウ 家庭において実施すべき防災対策</li> <li>エ 自主防災組織に対する防災活動の要請</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1283 371 1764">広 報 実 施 方 法</td> <td data-bbox="371 1283 1308 1764"> <p>東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで又は警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部等の広報及び情報の発表は、報道機関等の協力を得て一元的に行い、その方法は、ラジオ、テレビを中心として次の広報媒体によって行う。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="391 1486 519 1560">ラジオ放送</td> <td data-bbox="519 1486 1288 1560">NHK、SBS（静岡放送）、K・MIX（静岡エフエム放送）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 1560 519 1633">テレビ放送</td> <td data-bbox="519 1560 1288 1633">NHK、SBS（静岡放送）、SUT（テレビ静岡）、SATV（静岡朝日テレビ）、SDT（静岡第一テレビ）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 1633 519 1755" rowspan="2">その他の広報媒体</td> <td data-bbox="519 1633 1288 1686">印刷媒体 県政記者会加盟の日刊紙、その他の印刷物</td> </tr> <tr> <td data-bbox="519 1686 1288 1755">その他の媒体 同時通報用無線、有線放送、道路情報提供装置、インターネット</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	広 報 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、県民等に対し、民心安定及び地震防災活動上広報すべき事項については、その文案、優先順位を「情報広報実施要領」に定め、これに基づき報道機関と事前に協定を締結し、防災関係機関との連携を密にして適切迅速な広報を行うものとする。</li> <li>主な広報事項は、次のとおりである。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の内容と意味</li> <li>イ 主な交通機関運行状況及び道路交通情報</li> <li>ウ 家庭において実施すべき防災対策</li> <li>エ 自主防災組織に対する防災活動の要請</li> </ul> </li> </ul>	広 報 実 施 方 法	<p>東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで又は警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部等の広報及び情報の発表は、報道機関等の協力を得て一元的に行い、その方法は、ラジオ、テレビを中心として次の広報媒体によって行う。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="391 1486 519 1560">ラジオ放送</td> <td data-bbox="519 1486 1288 1560">NHK、SBS（静岡放送）、K・MIX（静岡エフエム放送）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 1560 519 1633">テレビ放送</td> <td data-bbox="519 1560 1288 1633">NHK、SBS（静岡放送）、SUT（テレビ静岡）、SATV（静岡朝日テレビ）、SDT（静岡第一テレビ）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 1633 519 1755" rowspan="2">その他の広報媒体</td> <td data-bbox="519 1633 1288 1686">印刷媒体 県政記者会加盟の日刊紙、その他の印刷物</td> </tr> <tr> <td data-bbox="519 1686 1288 1755">その他の媒体 同時通報用無線、有線放送、道路情報提供装置、インターネット</td> </tr> </tbody> </table>	ラジオ放送	NHK、SBS（静岡放送）、K・MIX（静岡エフエム放送）	テレビ放送	NHK、SBS（静岡放送）、SUT（テレビ静岡）、SATV（静岡朝日テレビ）、SDT（静岡第一テレビ）	その他の広報媒体	印刷媒体 県政記者会加盟の日刊紙、その他の印刷物	その他の媒体 同時通報用無線、有線放送、道路情報提供装置、インターネット	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1350 898 1498 940">区 分</th> <th data-bbox="1498 898 2436 940">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1350 940 1498 1283">広 報 事 項</td> <td data-bbox="1498 940 2436 1283"> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、県民等に対し、民心安定及び地震防災活動上広報すべき事項については、その文案、優先順位を「情報広報実施要領」に定め、これに基づき報道機関と事前に協定を締結し、防災関係機関との連携を密にして適切迅速な広報を行うものとする。</li> <li>主な広報事項は、次のとおりである。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の内容と意味</li> <li>イ 主な交通機関運行状況及び道路交通情報</li> <li>ウ 家庭において実施すべき防災対策</li> <li>エ 自主防災組織に対する防災活動の要請</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 1283 1498 1764">広 報 実 施 方 法</td> <td data-bbox="1498 1283 2436 1764"> <p>東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで又は警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部等の広報及び情報の発表は、報道機関等の協力を得て一元的に行い、その方法は、ラジオ、テレビを中心として次の広報媒体によって行う。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1519 1486 1647 1560">ラジオ放送</td> <td data-bbox="1647 1486 2415 1560">NHK、SBS（静岡放送）、K・MIX（静岡エフエム放送）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1519 1560 1647 1633">テレビ放送</td> <td data-bbox="1647 1560 2415 1633">NHK、SBS（静岡放送）、SUT（テレビ静岡）、SATV（静岡朝日テレビ）、SDT（静岡第一テレビ）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1519 1633 1647 1755" rowspan="2">その他の広報媒体</td> <td data-bbox="1647 1633 2415 1686">印刷媒体 県政記者会加盟の日刊紙、その他の印刷物</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1647 1686 2415 1755">その他の媒体 同時通報用無線、有線放送、道路情報提供装置、インターネット</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	広 報 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、県民等に対し、民心安定及び地震防災活動上広報すべき事項については、その文案、優先順位を「情報広報実施要領」に定め、これに基づき報道機関と事前に協定を締結し、防災関係機関との連携を密にして適切迅速な広報を行うものとする。</li> <li>主な広報事項は、次のとおりである。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の内容と意味</li> <li>イ 主な交通機関運行状況及び道路交通情報</li> <li>ウ 家庭において実施すべき防災対策</li> <li>エ 自主防災組織に対する防災活動の要請</li> </ul> </li> </ul>	広 報 実 施 方 法	<p>東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで又は警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部等の広報及び情報の発表は、報道機関等の協力を得て一元的に行い、その方法は、ラジオ、テレビを中心として次の広報媒体によって行う。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1519 1486 1647 1560">ラジオ放送</td> <td data-bbox="1647 1486 2415 1560">NHK、SBS（静岡放送）、K・MIX（静岡エフエム放送）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1519 1560 1647 1633">テレビ放送</td> <td data-bbox="1647 1560 2415 1633">NHK、SBS（静岡放送）、SUT（テレビ静岡）、SATV（静岡朝日テレビ）、SDT（静岡第一テレビ）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1519 1633 1647 1755" rowspan="2">その他の広報媒体</td> <td data-bbox="1647 1633 2415 1686">印刷媒体 県政記者会加盟の日刊紙、その他の印刷物</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1647 1686 2415 1755">その他の媒体 同時通報用無線、有線放送、道路情報提供装置、インターネット</td> </tr> </tbody> </table>	ラジオ放送	NHK、SBS（静岡放送）、K・MIX（静岡エフエム放送）	テレビ放送	NHK、SBS（静岡放送）、SUT（テレビ静岡）、SATV（静岡朝日テレビ）、SDT（静岡第一テレビ）	その他の広報媒体	印刷媒体 県政記者会加盟の日刊紙、その他の印刷物	その他の媒体 同時通報用無線、有線放送、道路情報提供装置、インターネット	
区 分	内 容																											
広 報 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、県民等に対し、民心安定及び地震防災活動上広報すべき事項については、その文案、優先順位を「情報広報実施要領」に定め、これに基づき報道機関と事前に協定を締結し、防災関係機関との連携を密にして適切迅速な広報を行うものとする。</li> <li>主な広報事項は、次のとおりである。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の内容と意味</li> <li>イ 主な交通機関運行状況及び道路交通情報</li> <li>ウ 家庭において実施すべき防災対策</li> <li>エ 自主防災組織に対する防災活動の要請</li> </ul> </li> </ul>																											
広 報 実 施 方 法	<p>東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで又は警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部等の広報及び情報の発表は、報道機関等の協力を得て一元的に行い、その方法は、ラジオ、テレビを中心として次の広報媒体によって行う。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="391 1486 519 1560">ラジオ放送</td> <td data-bbox="519 1486 1288 1560">NHK、SBS（静岡放送）、K・MIX（静岡エフエム放送）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 1560 519 1633">テレビ放送</td> <td data-bbox="519 1560 1288 1633">NHK、SBS（静岡放送）、SUT（テレビ静岡）、SATV（静岡朝日テレビ）、SDT（静岡第一テレビ）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 1633 519 1755" rowspan="2">その他の広報媒体</td> <td data-bbox="519 1633 1288 1686">印刷媒体 県政記者会加盟の日刊紙、その他の印刷物</td> </tr> <tr> <td data-bbox="519 1686 1288 1755">その他の媒体 同時通報用無線、有線放送、道路情報提供装置、インターネット</td> </tr> </tbody> </table>	ラジオ放送	NHK、SBS（静岡放送）、K・MIX（静岡エフエム放送）	テレビ放送	NHK、SBS（静岡放送）、SUT（テレビ静岡）、SATV（静岡朝日テレビ）、SDT（静岡第一テレビ）	その他の広報媒体	印刷媒体 県政記者会加盟の日刊紙、その他の印刷物	その他の媒体 同時通報用無線、有線放送、道路情報提供装置、インターネット																				
ラジオ放送	NHK、SBS（静岡放送）、K・MIX（静岡エフエム放送）																											
テレビ放送	NHK、SBS（静岡放送）、SUT（テレビ静岡）、SATV（静岡朝日テレビ）、SDT（静岡第一テレビ）																											
その他の広報媒体	印刷媒体 県政記者会加盟の日刊紙、その他の印刷物																											
	その他の媒体 同時通報用無線、有線放送、道路情報提供装置、インターネット																											
区 分	内 容																											
広 報 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、県民等に対し、民心安定及び地震防災活動上広報すべき事項については、その文案、優先順位を「情報広報実施要領」に定め、これに基づき報道機関と事前に協定を締結し、防災関係機関との連携を密にして適切迅速な広報を行うものとする。</li> <li>主な広報事項は、次のとおりである。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の内容と意味</li> <li>イ 主な交通機関運行状況及び道路交通情報</li> <li>ウ 家庭において実施すべき防災対策</li> <li>エ 自主防災組織に対する防災活動の要請</li> </ul> </li> </ul>																											
広 報 実 施 方 法	<p>東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで又は警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部等の広報及び情報の発表は、報道機関等の協力を得て一元的に行い、その方法は、ラジオ、テレビを中心として次の広報媒体によって行う。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1519 1486 1647 1560">ラジオ放送</td> <td data-bbox="1647 1486 2415 1560">NHK、SBS（静岡放送）、K・MIX（静岡エフエム放送）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1519 1560 1647 1633">テレビ放送</td> <td data-bbox="1647 1560 2415 1633">NHK、SBS（静岡放送）、SUT（テレビ静岡）、SATV（静岡朝日テレビ）、SDT（静岡第一テレビ）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1519 1633 1647 1755" rowspan="2">その他の広報媒体</td> <td data-bbox="1647 1633 2415 1686">印刷媒体 県政記者会加盟の日刊紙、その他の印刷物</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1647 1686 2415 1755">その他の媒体 同時通報用無線、有線放送、道路情報提供装置、インターネット</td> </tr> </tbody> </table>	ラジオ放送	NHK、SBS（静岡放送）、K・MIX（静岡エフエム放送）	テレビ放送	NHK、SBS（静岡放送）、SUT（テレビ静岡）、SATV（静岡朝日テレビ）、SDT（静岡第一テレビ）	その他の広報媒体	印刷媒体 県政記者会加盟の日刊紙、その他の印刷物	その他の媒体 同時通報用無線、有線放送、道路情報提供装置、インターネット																				
ラジオ放送	NHK、SBS（静岡放送）、K・MIX（静岡エフエム放送）																											
テレビ放送	NHK、SBS（静岡放送）、SUT（テレビ静岡）、SATV（静岡朝日テレビ）、SDT（静岡第一テレビ）																											
その他の広報媒体	印刷媒体 県政記者会加盟の日刊紙、その他の印刷物																											
	その他の媒体 同時通報用無線、有線放送、道路情報提供装置、インターネット																											
<p>市町からの広報要請の処理</p> <p>東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで又は警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部等は、市町からの</p>	<p>市町からの広報要請の処理</p> <p>東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで又は警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部等は、市町からの</p>																											

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧		新		備考
		広報の要請があった場合は、報道機関等の協力を得てこれを処理するものとし、市町の県に対する広報の要請には、広報文案を添えるものとする。		広報の要請があった場合は、報道機関等の協力を得てこれを処理するものとし、市町の県に対する広報の要請には、広報文案を添えるものとする。	
	県民からの問い合わせ等の処理	東海地震注意情報・東海地震予知情報・警戒宣言等の内容や意味、公共交通機関やライフラインの状況、家庭内の防災対策等の問い合わせに対応するため、県民サービスセンターに窓口を設置する。	県民からの問い合わせ等の処理	東海地震注意情報・東海地震予知情報・警戒宣言等の内容や意味、公共交通機関やライフラインの状況、家庭内の防災対策等の問い合わせに対応するため、県民サービスセンターに窓口を設置する。	
	2 市町		2 市町		
	区分	内 容	区分	内 容	
	広報事項	市町は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。広報すべき事項は県に準ずるものとし、特に重要な広報事項については、広報文案をあらかじめ作成しておくものとする。	広報事項	市町は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。広報すべき事項は県に準ずるものとし、特に重要な広報事項については、広報文案をあらかじめ作成しておくものとする。	
	広報実施方法	ア 同時通報用無線、有線放送、コミュニティFM、CATV、広報車等 イ 自主防災組織を通じての連絡 ウ 県に対する広報の要請	広報実施方法	ア 同時通報用無線、有線放送、コミュニティFM、CATV、広報車等 イ 自主防災組織を通じての連絡 ウ 県に対する広報の要請	
	3 防災関係機関		3 防災関係機関		
	区分	内 容	区分	内 容	
	広報事項	・防災関係機関は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。広報する事項は別に定める「情報広報実施要領」による。 ・その主なものは、次のとおりである。 ア 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の運営状況 イ 東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況	広報事項	・防災関係機関は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。広報する事項は別に定める「情報広報実施要領」による。 ・その主なものは、次のとおりである。 ア 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の運営状況 イ 東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況	
	広報実施方法	広報は、各防災関係機関の責任において報道機関等の協力を得て行う。この場合、県及び市町と連携を密にするものとする。	広報実施方法	広報は、各防災関係機関の責任において報道機関等の協力を得て行う。この場合、県及び市町と連携を密にするものとする。	
	4 地域住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法 地域住民等に対しては、次の方法により、それぞれ情報が伝達されるので、各人がそれぞれ正確に情報を把握し、的確な防災活動を行うものとする。		4 地域住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法 地域住民等に対しては、次の方法により、それぞれ情報が伝達されるので、各人がそれぞれ正確に情報を把握し、的確な防災活動を行うものとする。		
	情報源	情報内容	情報源	情報内容	
	緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ	警戒宣言	緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ	警戒宣言	
	ラジオ、テレビ	東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況、地域の情報・指示・指導等	ラジオ、テレビ	東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況、地域の情報・指示・指導等	
	同時通報用無線、有線放送、コミュニティFM、CATV、広報車	主として市町域内の情報、指示、指導等	同時通報用無線、有線放送、コミュニティFM、CATV、広報車	主として市町域内の情報、指示、指導等	
	携帯電話、スマートフォン	緊急地震速報、地域の情報・指示・指導等	携帯電話、スマートフォン	緊急地震速報、地域の情報・指示・指導等	

頁	旧		新		備考
地震 -66	自主防災組織を通じての連絡	主として市町からの指示、指導、救助措置等	自主防災組織を通じての連絡	主として市町からの指示、指導、救助措置等	
	サイレン、半鐘	警戒宣言が発せられたことの伝達	サイレン、半鐘	警戒宣言が発せられたことの伝達	
	インターネット	地域の情報・指示・指導等	インターネット	地域の情報・指示・指導等	
	デジタルサイネージ	地域の情報・指示・指導等	デジタルサイネージ	地域の情報・指示・指導等	
	<p>第4節 自主防災活動</p> <p>東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言発令時から地震が発生するまで又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、県、市町が東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災組織が行う対策活動を定める。</p> <p>【東海地震注意情報発表時】</p> <p>警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備的措置を実施する。</p>		<p>第4節 自主防災活動</p> <p>東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言発令時から地震が発生するまで又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、県、市町が東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災組織が行う対策活動を定める。</p> <p>【東海地震注意情報発表時】</p> <p>警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備的措置を実施する。</p>		
	準備的措置	<p>(1) 自主防災組織の役員等の所在確認等の連絡体制の確保</p> <p>(2) 警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認</p> <p>(3) 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかけ</p> <p>(4) 住民等に東海地震注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動の呼びかけ</p> <p>(5) 東海地震注意情報発表時に、津波・山がけ崩れの危険が予想される避難対象地区内の災害時要援護者が避難を開始する場合にあっては、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。</p> <p>なお、避難の実施にあたっては、市町や避難地の施設管理者等と十分な連携を確保する。</p>	準備的措置	<p>(1) 自主防災組織の役員等の所在確認等の連絡体制の確保</p> <p>(2) 警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認</p> <p>(3) 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかけ</p> <p>(4) 住民等に東海地震注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動の呼びかけ</p> <p>(5) 東海地震注意情報発表時に、津波・山がけ崩れの危険が予想される避難対象地区内の災害時要援護者が避難を開始する場合にあっては、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。</p> <p>なお、避難の実施にあたっては、市町や避難地の施設管理者等と十分な連携を確保する。</p>	
		【警戒宣言発令時】		【警戒宣言発令時】	
	区分	内 容	区分	内 容	
		自主防災組織本部の設営		自主防災組織本部の設営	
	情報の収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。</li> <li>東海地震予知情報等をテレビ、ラジオで入手するように努める。</li> <li>応急対策の実施状況について、必要に応じ市町へ報告する。</li> </ul>	情報の収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。</li> <li>東海地震予知情報等をテレビ、ラジオで入手するように努める。</li> <li>応急対策の実施状況について、必要に応じ市町へ報告する。</li> </ul>	
	初期消火の準備	可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。	初期消火の準備	可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。	
	防災用資機材等の配備・活用	防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。	防災用資機材等の配備・活用	防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。	
	家庭内対策の徹底	次の事項について、各家庭へ呼びかける。	家庭内対策の徹底	次の事項について、各家庭へ呼びかける。	
		家具の転倒防止		家具類の固定状況を確認する。	家具の転倒防止
		落下等防止		落下等防止	
		タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスに		タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスに	

頁	旧		新		備考								
		<p>ガムテープを貼る等安全対策を施す。</p> <p>出火防止 火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。</p> <p>備蓄食料・飲料水の確認 備蓄食料及び飲料水を確認する。</p> <p>病院・診療所の外来診療 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。</p>		<p>ガムテープを貼る等安全対策を施す。</p> <p>出火防止 火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。</p> <p>備蓄食料・飲料水の確認 備蓄食料及び飲料水を確認する。</p> <p>病院・診療所の外来診療 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。</p>									
地震	避難活動	<p>避難行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波、山・がけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して市町長等の避難指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後市町に報告する。</li> <li>自力避難の困難な避難行動要支援者については、必要な場合には、自主防災組織において避難地まで搬送する。</li> <li>山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区又は半島部で避難地または避難対象地区外までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な地区（警戒宣言が発せられた時に市町長の避難指示の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市町長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。</li> <li>避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。</li> </ul> <p>避難生活</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。</li> <li>医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。</li> <li>飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、市町等と連絡を取り、その確保に努める。</li> </ul>	避難活動	<p>避難行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波、山・がけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して市町長等の避難指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後市町に報告する。</li> <li>自力避難の困難な避難行動要支援者については、必要な場合には、自主防災組織において避難地まで搬送する。</li> <li>山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区又は半島部で避難地または避難対象地区外までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な地区（警戒宣言が発せられた時に市町長の避難指示の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市町長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。</li> <li>避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。</li> </ul> <p>避難生活</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。</li> <li>医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。</li> <li>飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、市町等と連絡を取り、その確保に努める。</li> </ul>	社会秩序の維持								
-67	第5節 緊急輸送活動	<p>警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に行うため、必要な車両、人員、機材等の確保について定める。</p> <p>地震発生後の緊急輸送を円滑に行うための準備について定める。</p> <p>東海地震注意情報発表時においては、警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に実施するために必要な輸送手段や人員・資機材の点検や確認、連絡体制の確保などの準備的措置を実施する。</p> <p>1 県</p> <table border="1" data-bbox="210 1780 1329 1862"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急輸送</td> <td>(1) 警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低必要な人員、</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	緊急輸送	(1) 警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低必要な人員、	第5節 緊急輸送活動	<p>警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に行うため、必要な車両、人員、機材等の確保について定める。</p> <p>地震発生後の緊急輸送を円滑に行うための準備について定める。</p> <p>東海地震注意情報発表時においては、警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に実施するために必要な輸送手段や人員・資機材の点検や確認、連絡体制の確保などの準備的措置を実施する。</p> <p>1 県</p> <table border="1" data-bbox="1329 1780 2448 1862"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急輸送</td> <td>(1) 警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低必要な人員、</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	緊急輸送	(1) 警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低必要な人員、	
区分	内 容												
緊急輸送	(1) 警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低必要な人員、												
区分	内 容												
緊急輸送	(1) 警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低必要な人員、												

頁	旧		新		備考																
	対象の基本方針	物資について行う。 (2) 地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、船舶、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行う。 (3) 警戒宣言発令後相当期間が経過し、県内における食料、その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ国の現地警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。	対象の基本方針	物資について行う。 (2) 地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、船舶、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行う。 (3) 警戒宣言発令後相当期間が経過し、県内における食料、その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ国の現地警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。																	
	緊急輸送の対象となる人員、物資等	ア 防災活動要員の配備又は配備替え及び防災活動に要する最小限の資機材 イ 緊急の処置を要する患者 ウ その他 輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送を行う。 (ア) 食料 (イ) 日用品等 (ウ) その他緊急に輸送を必要とするもの。	緊急輸送の対象となる人員、物資等	ア 防災活動要員の配備又は配備替え及び防災活動に要する最小限の資機材 イ 緊急の処置を要する患者 ウ その他 輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送を行う。 (ア) 食料 (イ) 日用品等 (ウ) その他緊急に輸送を必要とするもの。																	
	輸送体制の確立	(1) 輸送の方法 <table border="1" data-bbox="400 735 1291 1050"> <tr> <td>陸上輸送</td> <td>・緊急輸送路により必要な輸送を行う。 ・国等からの応援活動を円滑に実施するため、県境等に警戒本部方面本部指令班交通誘導係の要員を派遣する。</td> </tr> <tr> <td>海上輸送</td> <td>・原則として海上輸送は行わないものとする。</td> </tr> <tr> <td>航空輸送</td> <td>・県等のヘリコプターによるほか、国の現地警戒本部又は関係省庁に対し、航空輸送を要請するものとする。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。</td> </tr> </table> (2) 輸送手段の確保 次により、輸送手段の確保を図る。 ア 県有車両の活用 イ 民間車両等の借上げ ウ 輸送手段確保のための国への協力要請 エ 燃料等の確保のための関係業界への協力要請	陸上輸送	・緊急輸送路により必要な輸送を行う。 ・国等からの応援活動を円滑に実施するため、県境等に警戒本部方面本部指令班交通誘導係の要員を派遣する。	海上輸送	・原則として海上輸送は行わないものとする。	航空輸送	・県等のヘリコプターによるほか、国の現地警戒本部又は関係省庁に対し、航空輸送を要請するものとする。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。	輸送体制の確立	(1) 輸送の方法 <table border="1" data-bbox="1528 735 2418 1050"> <tr> <td>陸上輸送</td> <td>・緊急輸送路により必要な輸送を行う。 ・国等からの応援活動を円滑に実施するため、県境等に警戒本部方面本部指令班交通誘導係の要員を派遣する。</td> </tr> <tr> <td>海上輸送</td> <td>・原則として海上輸送は行わないものとする。</td> </tr> <tr> <td>航空輸送</td> <td>・県等のヘリコプターによるほか、国の現地警戒本部又は関係省庁に対し、航空輸送を要請するものとする。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。</td> </tr> </table> (2) 輸送手段の確保 次により、輸送手段の確保を図る。 ア 県有車両の活用 イ 民間車両等の借上げ ウ 輸送手段確保のための国への協力要請 エ 燃料等の確保のための関係業界への協力要請	陸上輸送	・緊急輸送路により必要な輸送を行う。 ・国等からの応援活動を円滑に実施するため、県境等に警戒本部方面本部指令班交通誘導係の要員を派遣する。	海上輸送	・原則として海上輸送は行わないものとする。	航空輸送	・県等のヘリコプターによるほか、国の現地警戒本部又は関係省庁に対し、航空輸送を要請するものとする。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。					
陸上輸送	・緊急輸送路により必要な輸送を行う。 ・国等からの応援活動を円滑に実施するため、県境等に警戒本部方面本部指令班交通誘導係の要員を派遣する。																				
海上輸送	・原則として海上輸送は行わないものとする。																				
航空輸送	・県等のヘリコプターによるほか、国の現地警戒本部又は関係省庁に対し、航空輸送を要請するものとする。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。																				
陸上輸送	・緊急輸送路により必要な輸送を行う。 ・国等からの応援活動を円滑に実施するため、県境等に警戒本部方面本部指令班交通誘導係の要員を派遣する。																				
海上輸送	・原則として海上輸送は行わないものとする。																				
航空輸送	・県等のヘリコプターによるほか、国の現地警戒本部又は関係省庁に対し、航空輸送を要請するものとする。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。																				
	緊急輸送の調整	・市町及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは県警戒本部において調整を行う。 ・この場合、次により調整することを原則とする。 <table border="1" data-bbox="400 1396 1216 1606"> <tr> <th>優先順位</th> <th>内 容</th> </tr> <tr> <td>第1順位</td> <td>県民の生命の安全を確保するため必要な輸送</td> </tr> <tr> <td>第2順位</td> <td>防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送</td> </tr> <tr> <td>第3順位</td> <td>地震発生後の活動の準備のための輸送</td> </tr> </table>	優先順位	内 容	第1順位	県民の生命の安全を確保するため必要な輸送	第2順位	防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送	第3順位	地震発生後の活動の準備のための輸送	緊急輸送の調整	・市町及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは県警戒本部において調整を行う。 ・この場合、次により調整することを原則とする。 <table border="1" data-bbox="1528 1396 2344 1606"> <tr> <th>優先順位</th> <th>内 容</th> </tr> <tr> <td>第1順位</td> <td>県民の生命の安全を確保するため必要な輸送</td> </tr> <tr> <td>第2順位</td> <td>防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送</td> </tr> <tr> <td>第3順位</td> <td>地震発生後の活動の準備のための輸送</td> </tr> </table>	優先順位	内 容	第1順位	県民の生命の安全を確保するため必要な輸送	第2順位	防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送	第3順位	地震発生後の活動の準備のための輸送	
優先順位	内 容																				
第1順位	県民の生命の安全を確保するため必要な輸送																				
第2順位	防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送																				
第3順位	地震発生後の活動の準備のための輸送																				
優先順位	内 容																				
第1順位	県民の生命の安全を確保するため必要な輸送																				
第2順位	防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送																				
第3順位	地震発生後の活動の準備のための輸送																				
	2 市町及び防災関係機関 <table border="1" data-bbox="222 1711 1320 1881"> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> <tr> <td>市 町</td> <td>・市町の地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、市町が行うことを原則とする。 ・市町は、自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し、</td> </tr> </table>		実施主体	内 容	市 町	・市町の地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、市町が行うことを原則とする。 ・市町は、自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し、	2 市町及び防災関係機関 <table border="1" data-bbox="1350 1711 2448 1881"> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> <tr> <td>市 町</td> <td>・市町の地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、市町が行うことを原則とする。 ・市町は、自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し、</td> </tr> </table>		実施主体	内 容	市 町	・市町の地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、市町が行うことを原則とする。 ・市町は、自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し、									
実施主体	内 容																				
市 町	・市町の地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、市町が行うことを原則とする。 ・市町は、自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し、																				
実施主体	内 容																				
市 町	・市町の地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、市町が行うことを原則とする。 ・市町は、自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し、																				

頁	旧		新		備考
地震 -69		必要な措置を要求するものとする。 ・緊急輸送の方針、輸送する人員、物資については、県に準ずる。		必要な措置を要求するものとする。 ・緊急輸送の方針、輸送する人員、物資については、県に準ずる。	
	防災関係機関	地震防災応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うことを原則とする。	防災関係機関	地震防災応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うことを原則とする。	
	3 中部運輸局 中部運輸局は、静岡運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車並びに船舶の出動可能数の確認を行う。		3 中部運輸局 中部運輸局は、静岡運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車並びに船舶の出動可能数の確認を行う。		
	第6節 自衛隊の支援 警戒宣言が発せられた場合、知事は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、国の現地警戒本部又は防衛省に対して自衛隊の地震防災派遣を要請するものとする。		第6節 自衛隊の支援 警戒宣言が発せられた場合、知事は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、国の現地警戒本部又は防衛省に対して自衛隊の地震防災派遣を要請するものとする。		
	区分	内 容	区分	内 容	
	国の現地警戒本部等に対する要請	・知事は、国の現地警戒本部又は防衛省に対し、派遣を要請する事由、派遣を希望する期間、派遣を希望する区域及びその他参考となるべき事項を示して、自衛隊の派遣を要請する。 ・依頼する業務は、次のとおりである。 ア 航空偵察による避難、交通状況等の情報の提供 イ 地震発生直前の航空写真の作成 ウ 特定の緊急患者の移送 エ 防災要員等の輸送	国の現地警戒本部等に対する要請	・知事は、国の現地警戒本部又は防衛省に対し、派遣を要請する事由、派遣を希望する期間、派遣を希望する区域及びその他参考となるべき事項を示して、自衛隊の派遣を要請する。 ・依頼する業務は、次のとおりである。 ア 航空偵察による避難、交通状況等の情報の提供 イ 地震発生直前の航空写真の作成 ウ 特定の緊急患者の移送 エ 防災要員等の輸送	
	自衛隊との連絡調整	・警戒本部は、各種情報を的確に把握するため、陸上自衛隊東部方面総監部と情報交換を行う。 ・警戒本部は、自衛隊の地震防災派遣が実施される場合、支援活動の細部に関し、関係部隊等と連絡調整するものとする。	自衛隊との連絡調整	・警戒本部は、各種情報を的確に把握するため、陸上自衛隊東部方面総監部と情報交換を行う。 ・警戒本部は、自衛隊の地震防災派遣が実施される場合、支援活動の細部に関し、関係部隊等と連絡調整するものとする。	
	地震防災派遣部隊の受入	・警戒本部は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、必要な受入体制をとる。 ・市町へ自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、市町警戒本部との連絡調整を行う。	地震防災派遣部隊の受入	・警戒本部は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、必要な受入体制をとる。 ・市町へ自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、市町警戒本部との連絡調整を行う。	
地震 -69	第7節 避難活動 市町長その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下「避難実施等措置者」という。）は、警戒宣言が発せられたときは、地域住民、施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう、避難の計画を定める。 東海地震注意情報が発表されたときであっても、避難地までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、市町や自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分調整の上、避難行動要支援者等（介護者も含む）の避難を実施することができるものとする。 この避難計画を定めるに当たっての基本とすべき事項を示す。		第7節 避難活動 市町長その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下「避難実施等措置者」という。）は、警戒宣言が発せられたときは、地域住民、施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう、避難の計画を定める。 東海地震注意情報が発表されたときであっても、避難地までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、市町や自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分調整の上、避難行動要支援者等（介護者も含む）の避難を実施することができるものとする。 この避難計画を定めるに当たっての基本とすべき事項を示す。		
	1 避難対策	区分	内 容	1 避難対策	区分

頁	旧		新		備考												
	基本方針	<p>(1)市町が、市町地域防災計画において明らかにした、津波の浸水及び山・がけ崩れの発生の危険が予想されるため、警戒宣言時に避難指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の住民等は、警戒宣言が発せられた時は、速やかに危険予想地域以外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。</p> <p>また、東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域であって、かつ当該地区の住民等のうち避難行動要支援者等(介護者等を含む)に限り、避難を実施することができるものとする。</p> <p>なお、この場合、市町は、あらかじめ自主防災組織や避難地の施設管理者等と十分調整を図り、避難行動要支援者の避難を実施する地域を地域防災計画に定めておくものとする。</p> <p>(2) 避難対象地区の住民等が避難地まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。</p> <p>ただし、山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な「避難対象地区」の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。</p> <p>(3) 避難地では、自主防災組織の単位で行動するものとする。</p> <p>(4) 避難誘導や避難地での生活に当たっては、要配慮者に配慮するものとする。</p> <p>(5) その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、自主防災組織が定める付近の安全な空地等へ避難する。</p>	基本方針	<p>(1)市町が、市町地域防災計画において明らかにした、津波の浸水及び山・がけ崩れの発生の危険が予想されるため、警戒宣言時に避難指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の住民等は、警戒宣言が発せられた時は、速やかに危険予想地域以外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。</p> <p>また、東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域であって、かつ当該地区の住民等のうち避難行動要支援者等(介護者等を含む)に限り、避難を実施することができるものとする。</p> <p>なお、この場合、市町は、あらかじめ自主防災組織や避難地の施設管理者等と十分調整を図り、避難行動要支援者の避難を実施する地域を地域防災計画に定めておくものとする。</p> <p>(2) 避難対象地区の住民等が避難地まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。</p> <p>ただし、山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な「避難対象地区」の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。</p> <p>(3) 避難地では、自主防災組織の単位で行動するものとする。</p> <p>(4) 避難誘導や避難地での生活に当たっては、要配慮者に配慮するものとする。</p> <p>(5) その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、自主防災組織が定める付近の安全な空地等へ避難する。</p>													
	避難のための指示	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="332 966 463 1050">指示の基準</td> <td data-bbox="463 966 1335 1050">市町長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として「避難の指示」を行うものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="332 1050 463 1249">指示の伝達方法</td> <td data-bbox="463 1050 1335 1249"> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同時通報用無線、有線放送、広報車等により避難指示を行うものとする。また、警察官、海上保安官に対し、避難指示の伝達について協力を要請するものとする。</li> <li>市町は、必要に応じ避難指示に関する放送を県に依頼する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="332 1249 463 1753">避難に関する周知事項</td> <td data-bbox="463 1249 1335 1753"> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町（消防機関及び水防団を含む。）及び警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図る。</li> <li>東海地震注意情報が発表された時は、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあっては避難行動要支援者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発せられた時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。</li> <li>ア 避難対象地区の地区名</li> <li>イ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施</li> <li>ウ 避難経路及び避難先</li> <li>エ 避難する時期</li> <li>オ 避難行動における注意事項（携行品、服装等）</li> </ul> </td> </tr> </table>	指示の基準	市町長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として「避難の指示」を行うものとする。	指示の伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同時通報用無線、有線放送、広報車等により避難指示を行うものとする。また、警察官、海上保安官に対し、避難指示の伝達について協力を要請するものとする。</li> <li>市町は、必要に応じ避難指示に関する放送を県に依頼する。</li> </ul>	避難に関する周知事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町（消防機関及び水防団を含む。）及び警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図る。</li> <li>東海地震注意情報が発表された時は、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあっては避難行動要支援者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発せられた時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。</li> <li>ア 避難対象地区の地区名</li> <li>イ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施</li> <li>ウ 避難経路及び避難先</li> <li>エ 避難する時期</li> <li>オ 避難行動における注意事項（携行品、服装等）</li> </ul>	避難のための指示	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1466 966 1596 1050">指示の基準</td> <td data-bbox="1596 966 2457 1050">市町長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として「避難の指示」を行うものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1466 1050 1596 1249">指示の伝達方法</td> <td data-bbox="1596 1050 2457 1249"> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同時通報用無線、有線放送、広報車等により避難指示を行うものとする。また、警察官、海上保安官に対し、避難指示の伝達について協力を要請するものとする。</li> <li>市町は、必要に応じ避難指示に関する放送を県に依頼する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1466 1249 1596 1753">避難に関する周知事項</td> <td data-bbox="1596 1249 2457 1753"> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町（消防機関及び水防団を含む。）及び警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図る。</li> <li>東海地震注意情報が発表された時は、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあっては避難行動要支援者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発せられた時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。</li> <li>ア 避難対象地区の地区名</li> <li>イ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施</li> <li>ウ 避難経路及び避難先</li> <li>エ 避難する時期</li> <li>オ 避難行動における注意事項（携行品、服装等）</li> </ul> </td> </tr> </table>	指示の基準	市町長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として「避難の指示」を行うものとする。	指示の伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同時通報用無線、有線放送、広報車等により避難指示を行うものとする。また、警察官、海上保安官に対し、避難指示の伝達について協力を要請するものとする。</li> <li>市町は、必要に応じ避難指示に関する放送を県に依頼する。</li> </ul>	避難に関する周知事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町（消防機関及び水防団を含む。）及び警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図る。</li> <li>東海地震注意情報が発表された時は、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあっては避難行動要支援者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発せられた時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。</li> <li>ア 避難対象地区の地区名</li> <li>イ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施</li> <li>ウ 避難経路及び避難先</li> <li>エ 避難する時期</li> <li>オ 避難行動における注意事項（携行品、服装等）</li> </ul>	
指示の基準	市町長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として「避難の指示」を行うものとする。																
指示の伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同時通報用無線、有線放送、広報車等により避難指示を行うものとする。また、警察官、海上保安官に対し、避難指示の伝達について協力を要請するものとする。</li> <li>市町は、必要に応じ避難指示に関する放送を県に依頼する。</li> </ul>																
避難に関する周知事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町（消防機関及び水防団を含む。）及び警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図る。</li> <li>東海地震注意情報が発表された時は、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあっては避難行動要支援者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発せられた時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。</li> <li>ア 避難対象地区の地区名</li> <li>イ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施</li> <li>ウ 避難経路及び避難先</li> <li>エ 避難する時期</li> <li>オ 避難行動における注意事項（携行品、服装等）</li> </ul>																
指示の基準	市町長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として「避難の指示」を行うものとする。																
指示の伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同時通報用無線、有線放送、広報車等により避難指示を行うものとする。また、警察官、海上保安官に対し、避難指示の伝達について協力を要請するものとする。</li> <li>市町は、必要に応じ避難指示に関する放送を県に依頼する。</li> </ul>																
避難に関する周知事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町（消防機関及び水防団を含む。）及び警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図る。</li> <li>東海地震注意情報が発表された時は、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあっては避難行動要支援者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発せられた時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。</li> <li>ア 避難対象地区の地区名</li> <li>イ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施</li> <li>ウ 避難経路及び避難先</li> <li>エ 避難する時期</li> <li>オ 避難行動における注意事項（携行品、服装等）</li> </ul>																
警戒区域の設定	警戒区域設定対象地	市町は、警戒宣言が発令された場合に、避難対象地区のうち、大規模地震対策特別措置法第26条において準用する災害対策基本法第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、	警戒区域の設定	市町は、警戒宣言が発令された場合に、避難対象地区のうち、大規模地震対策特別措置法第26条において準用する災害対策基本法第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、													

頁	旧			新			備考
	域	前記の「避難に関する周知事項」に準じて周知を図る。		域	前記の「避難に関する周知事項」に準じて周知を図る。		
	警戒区域設定に伴う規制内容及び実施方法	市町長は、警戒宣言が発せられた時は速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入り禁止の措置をとる。市町長は、警察官、海上保安官の協力を得て、住民等の退去を確認するとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するように努める。		警戒区域設定に伴う規制内容及び実施方法	市町長は、警戒宣言が発せられた時は速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入り禁止の措置をとる。市町長は、警察官、海上保安官の協力を得て、住民等の退去を確認するとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するように努める。		
	避難計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難実施等措置者は、あらかじめ市町、自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分に調整を図り、避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を別に定める指針により作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。</li> <li>避難計画の策定に当たっては、要配慮者の避難誘導、避難地での生活等に配慮するものとする。</li> </ul>		避難計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難実施等措置者は、あらかじめ市町、自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分に調整を図り、避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を別に定める指針により作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。</li> <li>避難計画の策定に当たっては、要配慮者の避難誘導、避難地での生活等に配慮するものとする。</li> </ul>		
	避難状況の報告	<p>(1)市町は、自主防災組織及び避難地の施設管理者等から次に掲げる避難状況の報告を求める。</p> <p>ただし、避難対象地区以外の地域にあつては、原則として、次のイに関する報告を求めないものとする。</p> <p>ア 避難の経過に関する報告－危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。</p> <p>(ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）</p> <p>(イ) 上記事態に対し、応急的にとられた措置</p> <p>(ウ) 市町等に対する要請事項</p> <p>イ 避難の完了に関する報告－避難完了後、速やかに行う。</p> <p>(ア) 避難地名</p> <p>(イ) 避難者数</p> <p>(ウ) 必要な救助・保護の内容</p> <p>(エ) 市町等に対する要請事項</p> <hr/> <p>(2)市町は、避難状況について県へ報告する。</p>		避難状況の報告	<p>(1)市町は、自主防災組織及び避難地の施設管理者等から次に掲げる避難状況の報告を求める。</p> <p>ただし、避難対象地区以外の地域にあつては、原則として、次のイに関する報告を求めないものとする。</p> <p>ア 避難の経過に関する報告－危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。</p> <p>(ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）</p> <p>(イ) 上記事態に対し、応急的にとられた措置</p> <p>(ウ) 市町等に対する要請事項</p> <p>イ 避難の完了に関する報告－避難完了後、速やかに行う。</p> <p>(ア) 避難地名</p> <p>(イ) 避難者数</p> <p>(ウ) 必要な救助・保護の内容</p> <p>(エ) 市町等に対する要請事項</p> <hr/> <p>(2)市町は、避難状況について県へ報告する。</p>		
	2 避難地の設置及び避難生活			2 避難地の設置及び避難生活			
	区分	内 容		区分	内 容		
	基本方針	市町は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、避難を必要とする者のために避難地を設置するとともに、避難地ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。		基本方針	市町は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、避難を必要とする者のために避難地を設置するとともに、避難地ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。		
	避難地の設置	避難生活者	避難地で避難生活をする者は、津波や山・がけ崩れ危険予想地域に住む者、帰宅できない旅行者等で居住する場所を確保できない者とする。	避難地の設置	避難生活者	避難地で避難生活をする者は、津波や山・がけ崩れ危険予想地域に住む者、帰宅できない旅行者等で居住する場所を確保できない者とする。	

頁	旧			新			備考
	及び避難生活	設置場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波や山・がけ崩れの危険のない地域に設置する。</li> <li>原則として公園、学校グラウンド等の野外に設置する。ただし、要配慮者の保護を行う上でやむを得ないと判断した場合には、耐震性があり、落下物対策等の措置を講じてある建物内にも設置することができる。</li> </ul>	及び避難生活	設置場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波や山・がけ崩れの危険のない地域に設置する。</li> <li>原則として公園、学校グラウンド等の野外に設置する。ただし、要配慮者の保護を行う上でやむを得ないと判断した場合には、耐震性があり、落下物対策等の措置を講じてある建物内にも設置することができる。</li> </ul>	
		設置期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。</li> <li>避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、東海地震注意情報が発表されてから東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発せられるまでの期間も、要配慮者の迅速・円滑な避難を実施するために避難地を設置することができる。</li> </ul>		設置期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。</li> <li>避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、東海地震注意情報が発表されてから東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発せられるまでの期間も、要配慮者の迅速・円滑な避難を実施するために避難地を設置することができる。</li> </ul>	
		避難地の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て避難地を運営する。</li> <li>避難地には避難地の運営等を行うために必要な市町職員を配置する。また、避難地の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。</li> <li>避難地の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。</li> <li>自主防災組織は、避難地の運営に関して市町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。</li> </ul>		避難地の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て避難地を運営する。</li> <li>避難地には避難地の運営等を行うために必要な市町職員を配置する。また、避難地の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。</li> <li>避難地の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。</li> <li>自主防災組織は、避難地の運営に関して市町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。</li> </ul>	
地震 -71	<p>第8節 社会秩序を維持する活動</p> <p>東海地震注意情報が発表された場合や警戒宣言が発せられた場合、社会生活の秩序が破壊され、種々の混乱が生ずる可能性がある。これらの混乱を鎮め、民生の安定を図り、県民的的確な防災対策を促進する。</p>			<p>第8節 社会秩序を維持する活動</p> <p>東海地震注意情報が発表された場合や警戒宣言が発せられた場合、社会生活の秩序が破壊され、種々の混乱が生ずる可能性がある。これらの混乱を鎮め、民生の安定を図り、県民的的確な防災対策を促進する。</p>			
	区分	内 容		区分	内 容		
	予想される混乱	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 東海地震注意情報、東海地震予知情報等に関する流言</li> <li>イ 帰宅者による道路の混乱</li> <li>ウ 電話のふくそう</li> <li>エ 避難による混乱</li> <li>オ 自動車による道路交通の混乱</li> <li>カ 買出し、旅行者等の混乱</li> </ul>		予想される混乱	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 東海地震注意情報、東海地震予知情報等に関する流言</li> <li>イ 帰宅者による道路の混乱</li> <li>ウ 電話のふくそう</li> <li>エ 避難による混乱</li> <li>オ 自動車による道路交通の混乱</li> <li>カ 買出し、旅行者等の混乱</li> </ul>		
	県の実施事項	<p>(1) 知事は、東海地震注意情報の発表や警戒宣言の発令に伴い、警察及び市町の情報等により、各種の混乱の生ずるおそれのあると認めるとき、又は混乱が生じたときは、県民のとるべき措置について呼びかけを実施するものとする。</p> <p>(2) 県警察本部は、警戒宣言が発せられたときは、次の活動を行う。また、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられた時に次の活動が円滑に実施できるように準備的措置を実施する。</p> <p>ア 警戒区域、避難地等に対しては、警ら活動を強化するとともに、無</p>		県の実施事項	<p>(1) 知事は、東海地震注意情報の発表や警戒宣言の発令に伴い、警察及び市町の情報等により、各種の混乱の生ずるおそれのあると認めるとき、又は混乱が生じたときは、県民のとるべき措置について呼びかけを実施するものとする。</p> <p>(2) 県警察本部は、警戒宣言が発せられたときは、次の活動を行う。また、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられた時に次の活動が円滑に実施できるように準備的措置を実施する。</p> <p>ア 警戒区域、避難地等に対しては、警ら活動を強化するとともに、無</p>		

頁	旧		新		備考												
		<p>線自動車の効果的運用を図り、混乱防止、犯罪の予防取締りを行う。                      なお、必要により臨時交番を設置して防犯活動を行う。                      イ 犯罪情報の収集を行う。                      ウ 駅、生活物資集積所等の重要施設に対しては、必要により警備部隊を配備し、関係機関との連携を配意した警戒活動を行う。                      エ 集団不法行為、暴利行為の予防、取締りを行う。                      オ 流言飛語が横行した場合には、その原因を究明し、適切な情報提供を行う。                      カ 自主防災組織や民間企業内組織等が効率的に活動できるよう支援を行う。                      キ 放射性物質、火薬類の運搬の届出があったときは、運搬の中止又は延期をするよう指導する。                      なお、運搬途上にある危険物については、直ちに運搬を中止し、安全な場所に管理するよう指導する。                      (3) 物資、物価対策                      ア 東海地震注意情報発表中や警戒宣言発令中において、社会状況に応じ、警戒本部等を通じて生活物資の買占め、売り惜しみ防止を啓発する。                      イ 生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、状況に応じ、「静岡県消費生活条例（平成11年条例第35号）」に基づき、特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する。</p>		<p>線自動車の効果的運用を図り、混乱防止、犯罪の予防取締りを行う。                      なお、必要により臨時交番を設置して防犯活動を行う。                      イ 犯罪情報の収集を行う。                      ウ 駅、生活物資集積所等の重要施設に対しては、必要により警備部隊を配備し、関係機関との連携を配意した警戒活動を行う。                      エ 集団不法行為、暴利行為の予防、取締りを行う。                      オ 流言飛語が横行した場合には、その原因を究明し、適切な情報提供を行う。                      カ 自主防災組織や民間企業内組織等が効率的に活動できるよう支援を行う。                      キ 放射性物質、火薬類の運搬の届出があったときは、運搬の中止又は延期をするよう指導する。                      なお、運搬途上にある危険物については、直ちに運搬を中止し、安全な場所に管理するよう指導する。                      (3) 物資、物価対策                      ア 東海地震注意情報発表中や警戒宣言発令中において、社会状況に応じ、警戒本部等を通じて生活物資の買占め、売り惜しみ防止を啓発する。                      イ 生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、状況に応じ、「静岡県消費生活条例（平成11年条例第35号）」に基づき、特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する。</p>													
	<p>関東経済産業局が実施する物資物価対策</p>	<p>・所管に係る生活必需品等の物資の異常な価格の高騰、買占め又は、売り惜しみに関して、これをしないよう呼びかけるとともに、関係事業者等を監視していくものとする。</p>	<p>関東経済産業局が実施する物資物価対策</p>	<p>・所管に係る生活必需品等の物資の異常な価格の高騰、買占め又は、売り惜しみに関して、これをしないよう呼びかけるとともに、関係事業者等を監視していくものとする。</p>													
<p>地震 -72</p>	<p>第9節 交通の確保活動                      警戒宣言発令時の陸上交通、海上交通及び航空交通の混乱を防止し、避難の円滑な実施と地震防災応急対策に係る緊急輸送を確保するため、車両、船舶、航空機又は歩行者に対し、必要な交通規制を実施する。                      東海地震注意情報発表時においては、社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施する。                      1 陸上交通の確保対策                      (1)自動車運転者のとるべき措置</p> <table border="1" data-bbox="222 1470 1308 1864"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海地震注意情報発表時</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>走行中の車両は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により東海地震注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。</li> <li>東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>警戒宣言発令時</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>走行中の車両は次により行動する。</li> <li>ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、東海地震予知情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。</li> <li>イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこ</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		区分	内容	東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>走行中の車両は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により東海地震注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。</li> <li>東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛する。</li> </ul>	警戒宣言発令時	<ul style="list-style-type: none"> <li>走行中の車両は次により行動する。</li> <li>ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、東海地震予知情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。</li> <li>イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこ</li> </ul>	<p>第9節 交通の確保活動                      警戒宣言発令時の陸上交通、海上交通及び航空交通の混乱を防止し、避難の円滑な実施と地震防災応急対策に係る緊急輸送を確保するため、車両、船舶、航空機又は歩行者に対し、必要な交通規制を実施する。                      東海地震注意情報発表時においては、社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施する。                      1 陸上交通の確保対策                      (1)自動車運転者のとるべき措置</p> <table border="1" data-bbox="1350 1470 2436 1864"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海地震注意情報発表時</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>走行中の車両は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により東海地震注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。</li> <li>東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>警戒宣言発令時</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>走行中の車両は次により行動する。</li> <li>ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、東海地震予知情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。</li> <li>イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこ</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		区分	内容	東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>走行中の車両は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により東海地震注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。</li> <li>東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛する。</li> </ul>	警戒宣言発令時	<ul style="list-style-type: none"> <li>走行中の車両は次により行動する。</li> <li>ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、東海地震予知情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。</li> <li>イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこ</li> </ul>	
区分	内容																
東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>走行中の車両は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により東海地震注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。</li> <li>東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛する。</li> </ul>																
警戒宣言発令時	<ul style="list-style-type: none"> <li>走行中の車両は次により行動する。</li> <li>ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、東海地震予知情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。</li> <li>イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこ</li> </ul>																
区分	内容																
東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>走行中の車両は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により東海地震注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。</li> <li>東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛する。</li> </ul>																
警戒宣言発令時	<ul style="list-style-type: none"> <li>走行中の車両は次により行動する。</li> <li>ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、東海地震予知情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。</li> <li>イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこ</li> </ul>																

頁	旧		新		備考
	<p>と。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停止させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉めドアはロックしない。</p> <p>ウ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。</p> <p>・避難のために車両を使用しない。</p>			<p>と。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停止させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉めドアはロックしない。</p> <p>ウ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。</p> <p>・避難のために車両を使用しない。</p>	
	(2)交通規制の方針		(2)交通規制の方針		
	区 分	内 容	区 分	内 容	
	東海地震注意情報発表時	<p>東海地震注意情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 不要不急の旅行や出張等を自粛するように呼びかける。</p> <p>イ 警戒宣言が発せられた時の交通規制についての情報提供を行い、混乱防止に努める。</p> <p>ウ 警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急時のルートを選定作業を円滑に進めるために、道路管理者等との調整、工事等による通行規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。</p>	東海地震注意情報発表時	<p>東海地震注意情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 不要不急の旅行や出張等を自粛するように呼びかける。</p> <p>イ 警戒宣言が発せられた時の交通規制についての情報提供を行い、混乱防止に努める。</p> <p>ウ 警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急時のルートを選定作業を円滑に進めるために、道路管理者等との調整、工事等による通行規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。</p>	
	警戒宣言発令時	<p>警戒宣言が発せられた場合は、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 強化地域内における一般車両の運行は極力抑制する。また強化地域内への流入は極力制限し、強化地域外への流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。</p> <p>イ 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るための交通規制を実施する。</p> <p>ウ 東名高速道路及び新東名高速道路については、一般車両の強化地域への流入を制限するとともに強化地域内におけるインターチェンジからの流入を制限する。</p> <p>エ 広域交通規制対象道路については、必要な交通規制又は指導を行うとともに自動車利用の抑制を図る。</p> <p>オ 交通規制に際しては、警察庁、管区警察局、各都道府県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター及び報道機関等を通じ広報の徹底を図る。</p>	警戒宣言発令時	<p>警戒宣言が発せられた場合は、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 強化地域内における一般車両の運行は極力抑制する。また強化地域内への流入は極力制限し、強化地域外への流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。</p> <p>イ 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るための交通規制を実施する。</p> <p>ウ 東名高速道路及び新東名高速道路については、一般車両の強化地域への流入を制限するとともに強化地域内におけるインターチェンジからの流入を制限する。</p> <p>エ 広域交通規制対象道路については、必要な交通規制又は指導を行うとともに自動車利用の抑制を図る。</p> <p>オ 交通規制に際しては、警察庁、管区警察局、各都道府県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター及び報道機関等を通じ広報の徹底を図る。</p>	
	(3)交通規制計画		(3)交通規制計画		
	<p>県公安委員会は警戒宣言が発せられた場合、大規模地震対策特別措置法第24条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急交通路を確保する。</p>		<p>県公安委員会は警戒宣言が発せられた場合、大規模地震対策特別措置法第24条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急交通路を確保する。</p>		
	区 分	内 容	区 分	内 容	
	県内への一般車両の流入制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣接県境の主要道路においては県内へ流入する車両（軽車両を除く。）のうち、大規模地震対策特別措置法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下この編において「緊急輸送車両」という。）以外の車両を極力制限する。</li> <li>この場合県外への流出については交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。</li> </ul>	県内への一般車両の流入制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣接県境の主要道路においては県内へ流入する車両（軽車両を除く。）のうち、大規模地震対策特別措置法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下この編において「緊急輸送車両」という。）以外の車両を極力制限する。</li> <li>この場合県外への流出については交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。</li> </ul>	
	県内におけ	県内における一般車両の走行は極力抑制する。	県内におけ	県内における一般車両の走行は極力抑制する。	

頁	旧	新	備考																																								
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="222 184 400 262">る車両の走行抑制</td> <td data-bbox="400 184 1308 262"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 262 400 457">交通規制</td> <td data-bbox="400 262 1308 457"> <ul style="list-style-type: none"> <li>警察庁が制定した南海トラフ地震発生時の交通規制計画の緊急交通路指定予定路線において、必要な交通規制を実施する。</li> <li>緊急交通路指定予定路線は、次のとおりである。 新東名高速道路、東名高速道路、東富士五湖道路、東駿河湾環状道路、国道138号バイパス、西富士道路</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 457 400 934">緊急交通路等を確保するための措置</td> <td data-bbox="400 457 1308 934"> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急交通路等については、各インターチェンジ等において交通検問所を設置し、緊急輸送車両以外の通行を禁止する。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="421 535 658 577">路線</th> <th data-bbox="658 535 1288 577">検問所設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="421 577 658 697">新東名高速道路</td> <td data-bbox="658 577 1288 697">長泉沼津 IC、新富士 IC、新清水 IC、清水いはら IC、新静岡 IC、藤枝岡部 IC、島田金谷 IC、森掛川 IC、浜松浜北 IC</td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 697 658 739">東名高速道路</td> <td data-bbox="658 697 1288 739">御殿場 IC、裾野 IC、沼津 IC、浜松西 IC、三ヶ日 IC</td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 739 658 781">東富士五湖道路</td> <td data-bbox="658 739 1288 781">須走 IC</td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 781 658 823">東駿河湾環状道路</td> <td data-bbox="658 781 1288 823">三島塚原 IC、三島萩 IC、長泉 IC、沼津岡宮 IC</td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 823 658 907">国道138号バイパス</td> <td data-bbox="658 823 1288 907">仁杉 IC、ぐみ沢 IC</td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 907 658 934">西富士道路</td> <td data-bbox="658 907 1288 934">広見 IC、小泉若宮交差点</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </table>	る車両の走行抑制		交通規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察庁が制定した南海トラフ地震発生時の交通規制計画の緊急交通路指定予定路線において、必要な交通規制を実施する。</li> <li>緊急交通路指定予定路線は、次のとおりである。 新東名高速道路、東名高速道路、東富士五湖道路、東駿河湾環状道路、国道138号バイパス、西富士道路</li> </ul>	緊急交通路等を確保するための措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急交通路等については、各インターチェンジ等において交通検問所を設置し、緊急輸送車両以外の通行を禁止する。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="421 535 658 577">路線</th> <th data-bbox="658 535 1288 577">検問所設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="421 577 658 697">新東名高速道路</td> <td data-bbox="658 577 1288 697">長泉沼津 IC、新富士 IC、新清水 IC、清水いはら IC、新静岡 IC、藤枝岡部 IC、島田金谷 IC、森掛川 IC、浜松浜北 IC</td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 697 658 739">東名高速道路</td> <td data-bbox="658 697 1288 739">御殿場 IC、裾野 IC、沼津 IC、浜松西 IC、三ヶ日 IC</td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 739 658 781">東富士五湖道路</td> <td data-bbox="658 739 1288 781">須走 IC</td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 781 658 823">東駿河湾環状道路</td> <td data-bbox="658 781 1288 823">三島塚原 IC、三島萩 IC、長泉 IC、沼津岡宮 IC</td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 823 658 907">国道138号バイパス</td> <td data-bbox="658 823 1288 907">仁杉 IC、ぐみ沢 IC</td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 907 658 934">西富士道路</td> <td data-bbox="658 907 1288 934">広見 IC、小泉若宮交差点</td> </tr> </tbody> </table>	路線	検問所設置場所	新東名高速道路	長泉沼津 IC、新富士 IC、新清水 IC、清水いはら IC、新静岡 IC、藤枝岡部 IC、島田金谷 IC、森掛川 IC、浜松浜北 IC	東名高速道路	御殿場 IC、裾野 IC、沼津 IC、浜松西 IC、三ヶ日 IC	東富士五湖道路	須走 IC	東駿河湾環状道路	三島塚原 IC、三島萩 IC、長泉 IC、沼津岡宮 IC	国道138号バイパス	仁杉 IC、ぐみ沢 IC	西富士道路	広見 IC、小泉若宮交差点	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1350 184 1528 262">る車両の走行抑制</td> <td data-bbox="1528 184 2436 262"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 262 1528 457">交通規制</td> <td data-bbox="1528 262 2436 457"> <ul style="list-style-type: none"> <li>警察庁が制定した南海トラフ地震発生時の交通規制計画の緊急交通路指定予定路線において、必要な交通規制を実施する。</li> <li>緊急交通路指定予定路線は、次のとおりである。 新東名高速道路、東名高速道路、東富士五湖道路、東駿河湾環状道路、国道138号バイパス、西富士道路</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 457 1528 934">緊急交通路等を確保するための措置</td> <td data-bbox="1528 457 2436 934"> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急交通路等については、各インターチェンジ等において交通検問所を設置し、緊急輸送車両以外の通行を禁止する。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1549 535 1786 577">路線</th> <th data-bbox="1786 535 2415 577">検問所設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1549 577 1786 697">新東名高速道路</td> <td data-bbox="1786 577 2415 697">長泉沼津 IC、新富士 IC、新清水 IC、清水いはら IC、新静岡 IC、藤枝岡部 IC、島田金谷 IC、森掛川 IC、浜松浜北 IC</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1549 697 1786 739">東名高速道路</td> <td data-bbox="1786 697 2415 739">御殿場 IC、裾野 IC、沼津 IC、浜松西 IC、三ヶ日 IC</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1549 739 1786 781">東富士五湖道路</td> <td data-bbox="1786 739 2415 781">須走 IC</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1549 781 1786 823">東駿河湾環状道路</td> <td data-bbox="1786 781 2415 823">三島塚原 IC、三島萩 IC、長泉 IC、沼津岡宮 IC</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1549 823 1786 907">国道138号バイパス</td> <td data-bbox="1786 823 2415 907">仁杉 IC、ぐみ沢 IC</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1549 907 1786 934">西富士道路</td> <td data-bbox="1786 907 2415 934">広見 IC、小泉若宮交差点</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </table>	る車両の走行抑制		交通規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察庁が制定した南海トラフ地震発生時の交通規制計画の緊急交通路指定予定路線において、必要な交通規制を実施する。</li> <li>緊急交通路指定予定路線は、次のとおりである。 新東名高速道路、東名高速道路、東富士五湖道路、東駿河湾環状道路、国道138号バイパス、西富士道路</li> </ul>	緊急交通路等を確保するための措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急交通路等については、各インターチェンジ等において交通検問所を設置し、緊急輸送車両以外の通行を禁止する。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1549 535 1786 577">路線</th> <th data-bbox="1786 535 2415 577">検問所設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1549 577 1786 697">新東名高速道路</td> <td data-bbox="1786 577 2415 697">長泉沼津 IC、新富士 IC、新清水 IC、清水いはら IC、新静岡 IC、藤枝岡部 IC、島田金谷 IC、森掛川 IC、浜松浜北 IC</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1549 697 1786 739">東名高速道路</td> <td data-bbox="1786 697 2415 739">御殿場 IC、裾野 IC、沼津 IC、浜松西 IC、三ヶ日 IC</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1549 739 1786 781">東富士五湖道路</td> <td data-bbox="1786 739 2415 781">須走 IC</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1549 781 1786 823">東駿河湾環状道路</td> <td data-bbox="1786 781 2415 823">三島塚原 IC、三島萩 IC、長泉 IC、沼津岡宮 IC</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1549 823 1786 907">国道138号バイパス</td> <td data-bbox="1786 823 2415 907">仁杉 IC、ぐみ沢 IC</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1549 907 1786 934">西富士道路</td> <td data-bbox="1786 907 2415 934">広見 IC、小泉若宮交差点</td> </tr> </tbody> </table>	路線	検問所設置場所	新東名高速道路	長泉沼津 IC、新富士 IC、新清水 IC、清水いはら IC、新静岡 IC、藤枝岡部 IC、島田金谷 IC、森掛川 IC、浜松浜北 IC	東名高速道路	御殿場 IC、裾野 IC、沼津 IC、浜松西 IC、三ヶ日 IC	東富士五湖道路	須走 IC	東駿河湾環状道路	三島塚原 IC、三島萩 IC、長泉 IC、沼津岡宮 IC	国道138号バイパス	仁杉 IC、ぐみ沢 IC	西富士道路	広見 IC、小泉若宮交差点	
る車両の走行抑制																																											
交通規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察庁が制定した南海トラフ地震発生時の交通規制計画の緊急交通路指定予定路線において、必要な交通規制を実施する。</li> <li>緊急交通路指定予定路線は、次のとおりである。 新東名高速道路、東名高速道路、東富士五湖道路、東駿河湾環状道路、国道138号バイパス、西富士道路</li> </ul>																																										
緊急交通路等を確保するための措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急交通路等については、各インターチェンジ等において交通検問所を設置し、緊急輸送車両以外の通行を禁止する。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="421 535 658 577">路線</th> <th data-bbox="658 535 1288 577">検問所設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="421 577 658 697">新東名高速道路</td> <td data-bbox="658 577 1288 697">長泉沼津 IC、新富士 IC、新清水 IC、清水いはら IC、新静岡 IC、藤枝岡部 IC、島田金谷 IC、森掛川 IC、浜松浜北 IC</td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 697 658 739">東名高速道路</td> <td data-bbox="658 697 1288 739">御殿場 IC、裾野 IC、沼津 IC、浜松西 IC、三ヶ日 IC</td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 739 658 781">東富士五湖道路</td> <td data-bbox="658 739 1288 781">須走 IC</td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 781 658 823">東駿河湾環状道路</td> <td data-bbox="658 781 1288 823">三島塚原 IC、三島萩 IC、長泉 IC、沼津岡宮 IC</td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 823 658 907">国道138号バイパス</td> <td data-bbox="658 823 1288 907">仁杉 IC、ぐみ沢 IC</td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 907 658 934">西富士道路</td> <td data-bbox="658 907 1288 934">広見 IC、小泉若宮交差点</td> </tr> </tbody> </table>	路線	検問所設置場所	新東名高速道路	長泉沼津 IC、新富士 IC、新清水 IC、清水いはら IC、新静岡 IC、藤枝岡部 IC、島田金谷 IC、森掛川 IC、浜松浜北 IC	東名高速道路	御殿場 IC、裾野 IC、沼津 IC、浜松西 IC、三ヶ日 IC	東富士五湖道路	須走 IC	東駿河湾環状道路	三島塚原 IC、三島萩 IC、長泉 IC、沼津岡宮 IC	国道138号バイパス	仁杉 IC、ぐみ沢 IC	西富士道路	広見 IC、小泉若宮交差点																												
路線	検問所設置場所																																										
新東名高速道路	長泉沼津 IC、新富士 IC、新清水 IC、清水いはら IC、新静岡 IC、藤枝岡部 IC、島田金谷 IC、森掛川 IC、浜松浜北 IC																																										
東名高速道路	御殿場 IC、裾野 IC、沼津 IC、浜松西 IC、三ヶ日 IC																																										
東富士五湖道路	須走 IC																																										
東駿河湾環状道路	三島塚原 IC、三島萩 IC、長泉 IC、沼津岡宮 IC																																										
国道138号バイパス	仁杉 IC、ぐみ沢 IC																																										
西富士道路	広見 IC、小泉若宮交差点																																										
る車両の走行抑制																																											
交通規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察庁が制定した南海トラフ地震発生時の交通規制計画の緊急交通路指定予定路線において、必要な交通規制を実施する。</li> <li>緊急交通路指定予定路線は、次のとおりである。 新東名高速道路、東名高速道路、東富士五湖道路、東駿河湾環状道路、国道138号バイパス、西富士道路</li> </ul>																																										
緊急交通路等を確保するための措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急交通路等については、各インターチェンジ等において交通検問所を設置し、緊急輸送車両以外の通行を禁止する。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1549 535 1786 577">路線</th> <th data-bbox="1786 535 2415 577">検問所設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1549 577 1786 697">新東名高速道路</td> <td data-bbox="1786 577 2415 697">長泉沼津 IC、新富士 IC、新清水 IC、清水いはら IC、新静岡 IC、藤枝岡部 IC、島田金谷 IC、森掛川 IC、浜松浜北 IC</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1549 697 1786 739">東名高速道路</td> <td data-bbox="1786 697 2415 739">御殿場 IC、裾野 IC、沼津 IC、浜松西 IC、三ヶ日 IC</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1549 739 1786 781">東富士五湖道路</td> <td data-bbox="1786 739 2415 781">須走 IC</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1549 781 1786 823">東駿河湾環状道路</td> <td data-bbox="1786 781 2415 823">三島塚原 IC、三島萩 IC、長泉 IC、沼津岡宮 IC</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1549 823 1786 907">国道138号バイパス</td> <td data-bbox="1786 823 2415 907">仁杉 IC、ぐみ沢 IC</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1549 907 1786 934">西富士道路</td> <td data-bbox="1786 907 2415 934">広見 IC、小泉若宮交差点</td> </tr> </tbody> </table>	路線	検問所設置場所	新東名高速道路	長泉沼津 IC、新富士 IC、新清水 IC、清水いはら IC、新静岡 IC、藤枝岡部 IC、島田金谷 IC、森掛川 IC、浜松浜北 IC	東名高速道路	御殿場 IC、裾野 IC、沼津 IC、浜松西 IC、三ヶ日 IC	東富士五湖道路	須走 IC	東駿河湾環状道路	三島塚原 IC、三島萩 IC、長泉 IC、沼津岡宮 IC	国道138号バイパス	仁杉 IC、ぐみ沢 IC	西富士道路	広見 IC、小泉若宮交差点																												
路線	検問所設置場所																																										
新東名高速道路	長泉沼津 IC、新富士 IC、新清水 IC、清水いはら IC、新静岡 IC、藤枝岡部 IC、島田金谷 IC、森掛川 IC、浜松浜北 IC																																										
東名高速道路	御殿場 IC、裾野 IC、沼津 IC、浜松西 IC、三ヶ日 IC																																										
東富士五湖道路	須走 IC																																										
東駿河湾環状道路	三島塚原 IC、三島萩 IC、長泉 IC、沼津岡宮 IC																																										
国道138号バイパス	仁杉 IC、ぐみ沢 IC																																										
西富士道路	広見 IC、小泉若宮交差点																																										
	<p>(4) 緊急輸送車両の確認等</p> <p>ア 緊急輸送車両の確認は、大規模地震対策特別措置法第21条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行うものとする。</p> <p>イ 確認手続きの効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。</p> <p>ウ これらの届出等及び確認の手続きについては、別に定める。</p> <p>2 海上交通の確保対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 1291 281 1354">区分</th> <th data-bbox="281 1291 1308 1354">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 1354 281 1732">東海地震注意情報発表時</td> <td data-bbox="281 1354 1308 1732"> <ul style="list-style-type: none"> <li>海上保安部、港湾管理者、漁港管理者等は、警戒宣言が発令された時に講ずる措置を円滑に実施するため、次に掲げる措置を講ずる。</li> <li>ア 港及び沿岸付近にある船舶及び荷役業者、漁業者等の港の利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨を伝達する。</li> <li>イ 利用者に対して、必要に応じて、耐震強化岸壁等の港湾施設の利用や、大型船舶、中型船舶の入港を差し控えるよう協力を要請する。</li> <li>ウ 船舶の避難・係留など警戒宣言が発令されたときに講ずる措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、船員の確保や荷役作業の中止準備、船舶の退避準備等の準備的措置の実施を要請するとともに退避準備を終えた船舶への自主的な避難行動の開始を要請する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>海上保安部、港湾管理者、漁港管理者等は、警戒宣言が発令された時に講ずる措置を円滑に実施するため、次に掲げる措置を講ずる。</li> <li>ア 港及び沿岸付近にある船舶及び荷役業者、漁業者等の港の利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨を伝達する。</li> <li>イ 利用者に対して、必要に応じて、耐震強化岸壁等の港湾施設の利用や、大型船舶、中型船舶の入港を差し控えるよう協力を要請する。</li> <li>ウ 船舶の避難・係留など警戒宣言が発令されたときに講ずる措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、船員の確保や荷役作業の中止準備、船舶の退避準備等の準備的措置の実施を要請するとともに退避準備を終えた船舶への自主的な避難行動の開始を要請する。</li> </ul>	<p>(4) 緊急輸送車両の確認等</p> <p>ア 緊急輸送車両の確認は、大規模地震対策特別措置法第21条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行うものとする。</p> <p>イ 確認手続きの効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。</p> <p>ウ これらの届出等及び確認の手続きについては、別に定める。</p> <p>2 海上交通の確保対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1350 1291 1409 1354">区分</th> <th data-bbox="1409 1291 2436 1354">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1350 1354 1409 1732">東海地震注意情報発表時</td> <td data-bbox="1409 1354 2436 1732"> <ul style="list-style-type: none"> <li>海上保安部、港湾管理者、漁港管理者等は、警戒宣言が発令された時に講ずる措置を円滑に実施するため、次に掲げる措置を講ずる。</li> <li>ア 港及び沿岸付近にある船舶及び荷役業者、漁業者等の港の利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨を伝達する。</li> <li>イ 利用者に対して、必要に応じて、耐震強化岸壁等の港湾施設の利用や、大型船舶、中型船舶の入港を差し控えるよう協力を要請する。</li> <li>ウ 船舶の避難・係留など警戒宣言が発令されたときに講ずる措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、船員の確保や荷役作業の中止準備、船舶の退避準備等の準備的措置の実施を要請するとともに退避準備を終えた船舶への自主的な避難行動の開始を要請する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>海上保安部、港湾管理者、漁港管理者等は、警戒宣言が発令された時に講ずる措置を円滑に実施するため、次に掲げる措置を講ずる。</li> <li>ア 港及び沿岸付近にある船舶及び荷役業者、漁業者等の港の利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨を伝達する。</li> <li>イ 利用者に対して、必要に応じて、耐震強化岸壁等の港湾施設の利用や、大型船舶、中型船舶の入港を差し控えるよう協力を要請する。</li> <li>ウ 船舶の避難・係留など警戒宣言が発令されたときに講ずる措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、船員の確保や荷役作業の中止準備、船舶の退避準備等の準備的措置の実施を要請するとともに退避準備を終えた船舶への自主的な避難行動の開始を要請する。</li> </ul>																																	
区分	内容																																										
東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>海上保安部、港湾管理者、漁港管理者等は、警戒宣言が発令された時に講ずる措置を円滑に実施するため、次に掲げる措置を講ずる。</li> <li>ア 港及び沿岸付近にある船舶及び荷役業者、漁業者等の港の利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨を伝達する。</li> <li>イ 利用者に対して、必要に応じて、耐震強化岸壁等の港湾施設の利用や、大型船舶、中型船舶の入港を差し控えるよう協力を要請する。</li> <li>ウ 船舶の避難・係留など警戒宣言が発令されたときに講ずる措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、船員の確保や荷役作業の中止準備、船舶の退避準備等の準備的措置の実施を要請するとともに退避準備を終えた船舶への自主的な避難行動の開始を要請する。</li> </ul>																																										
区分	内容																																										
東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>海上保安部、港湾管理者、漁港管理者等は、警戒宣言が発令された時に講ずる措置を円滑に実施するため、次に掲げる措置を講ずる。</li> <li>ア 港及び沿岸付近にある船舶及び荷役業者、漁業者等の港の利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨を伝達する。</li> <li>イ 利用者に対して、必要に応じて、耐震強化岸壁等の港湾施設の利用や、大型船舶、中型船舶の入港を差し控えるよう協力を要請する。</li> <li>ウ 船舶の避難・係留など警戒宣言が発令されたときに講ずる措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、船員の確保や荷役作業の中止準備、船舶の退避準備等の準備的措置の実施を要請するとともに退避準備を終えた船舶への自主的な避難行動の開始を要請する。</li> </ul>																																										

頁	旧		新		備考
	警戒宣言発令時	<p>海上、港湾及び港則法の適用を受ける漁港</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外又は沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内停泊中の船舶に対して、移動を命ずる等、船舶交通の制限を行う。</li> <li>イ 港内又は船舶交通のふくそうが予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。</li> </ul> </li> </ul> <p>港則法の適用を受けない漁港</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>漁港の管理者は、漁業協同組合及び船舶管理者との協議に基づき、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるよう要請するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 停泊中の大型・中型船舶については、港外に避難する。</li> <li>イ 避難できない船舶については、係留を完全に行う。</li> <li>ウ 大型・中型船舶は、入港をさしひかえる。</li> </ul> </li> </ul>	警戒宣言発令時	<p>海上、港湾及び港則法の適用を受ける漁港</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外又は沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内停泊中の船舶に対して、移動を命ずる等、船舶交通の制限を行う。</li> <li>イ 港内又は船舶交通のふくそうが予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。</li> </ul> </li> </ul> <p>港則法の適用を受けない漁港</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>漁港の管理者は、漁業協同組合及び船舶管理者との協議に基づき、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるよう要請するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 停泊中の大型・中型船舶については、港外に避難する。</li> <li>イ 避難できない船舶については、係留を完全に行う。</li> <li>ウ 大型・中型船舶は、入港をさしひかえる。</li> </ul> </li> </ul>	
	3 航空交通の確保対策		3 航空交通の確保対策		
	東海地震注意情報発表時	<p>区分</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空港管理者は、警戒宣言が発令された場合に適切な対応が図られるよう、次に掲げる措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 空港の運用は、継続する。</li> <li>イ 空港利用者及び空港施設内事業者に対して、東海地震注意情報が発表された旨を伝達する。</li> <li>ウ 警戒宣言が発令された場合に速やかな空港の運用休止が行えるように、要員の確保、緊急車両及び保安車両の点検整備、工事の中止、火気取扱いの原則中止など必要な措置を講ずる。</li> </ul> </li> </ul>	東海地震注意情報発表時	<p>区分</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空港管理者は、警戒宣言が発令された場合に適切な対応が図られるよう、次に掲げる措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 空港の運用は、継続する。</li> <li>イ 空港利用者及び空港施設内事業者に対して、東海地震注意情報が発表された旨を伝達する。</li> <li>ウ 警戒宣言が発令された場合に速やかな空港の運用休止が行えるように、要員の確保、緊急車両及び保安車両の点検整備、工事の中止、火気取扱いの原則中止など必要な措置を講ずる。</li> </ul> </li> </ul>	
地震 -74	警戒宣言発令時	<ul style="list-style-type: none"> <li>空港管理者は、警戒宣言が発令された場合は、次の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 緊急輸送等の機能を除き、航空機の離着陸の原則禁止等の制限を行うとともに、空港への入場制限等を実施し、緊急輸送等の機能を確保する。</li> <li>イ 空港利用者及び空港施設内事業者に対して、警戒宣言が発令された旨を伝達するとともに、公共交通機関の運行停止等の情報を提供する。</li> </ul> </li> </ul>	警戒宣言発令時	<ul style="list-style-type: none"> <li>空港管理者は、警戒宣言が発令された場合は、次の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 緊急輸送等の機能を除き、航空機の離着陸の原則禁止等の制限を行うとともに、空港への入場制限等を実施し、緊急輸送等の機能を確保する。</li> <li>イ 空港利用者及び空港施設内事業者に対して、警戒宣言が発令された旨を伝達するとともに、公共交通機関の運行停止等の情報を提供する。</li> </ul> </li> </ul>	
	第10節 地域への救援活動		第10節 地域への救援活動		
	警戒宣言発令時における飲料水、食料、日用品、医薬品などの必要物資及び応急復旧資材の確保並びに医療救護、廃棄物処理・清掃、防疫及びその他の保健に関する活動又はその準備について定める。		警戒宣言発令時における飲料水、食料、日用品、医薬品などの必要物資及び応急復旧資材の確保並びに医療救護、廃棄物処理・清掃、防疫及びその他の保健に関する活動又はその準備について定める。		
	東海地震注意情報発表時においては、県、市町及び防災関係機関等は、警戒宣言発令時における緊急物資の調達及びあっせん等の地震防災応急対策を円滑に実施するために、準備的措置を実施することができるものとする。		東海地震注意情報発表時においては、県、市町及び防災関係機関等は、警戒宣言発令時における緊急物資の調達及びあっせん等の地震防災応急対策を円滑に実施するために、準備的措置を実施することができるものとする。		
	【東海地震注意情報発表時】		【東海地震注意情報発表時】		
	準備的措置	ア 緊急物資等の供給協定を締結した物資保有者等との連絡体制を確認するとともに、協定に定められた警戒宣言発令時の円滑な措置ができるように準備体制の確保を要請する。	準備的措置	ア 緊急物資等の供給協定を締結した物資保有者等との連絡体制を確認するとともに、協定に定められた警戒宣言発令時の円滑な措置ができるように準備体制の確保を要請する。	
		イ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を確認する。		イ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を確認する。	

頁	旧	新	備考																
	<p>ウ 県及び市町は、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策の準備をするとともに、県民に対して貯水の励行を呼びかける。</p> <p>エ 県及び市町は医療救護、保健衛生及び廃棄物処理活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。</p> <p>オ 県及び市町は、広域搬送拠点の立上の準備等、広域搬送活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。</p> <p>カ 県民は、備蓄食料・飲料水・生活必需品、非常持出品の点検・確認及び生活用水の貯水に努める。</p>	<p>ウ 県及び市町は、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策の準備をするとともに、県民に対して貯水の励行を呼びかける。</p> <p>エ 県及び市町は医療救護、保健衛生及び廃棄物処理活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。</p> <p>オ 県及び市町は、広域搬送拠点の立上の準備等、広域搬送活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。</p> <p>カ 県民は、備蓄食料・飲料水・生活必需品、非常持出品の点検・確認及び生活用水の貯水に努める。</p>																	
	<p><b>【警戒宣言発令時】</b></p> <p>1 食料及び日用品の確保</p> <p>(1)調達方針</p> <p>ア 警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、地域住民等が自主防災活動等による自助努力によって確保することを基本とする。</p> <p>イ 県又は市町の緊急物資の供給は、前号を補完するものとし、その供給は、原則として有償とする。</p> <p>ウ 住民等の生活を維持するため、食料等生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業に必要な緊急輸送のため、車両の確保等必要な対策を実施する。</p>	<p><b>【警戒宣言発令時】</b></p> <p>1 食料及び日用品の確保</p> <p>(1)調達方針</p> <p>ア 警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、地域住民等が自主防災活動等による自助努力によって確保することを基本とする。</p> <p>イ 県又は市町の緊急物資の供給は、前号を補完するものとし、その供給は、原則として有償とする。</p> <p>ウ 住民等の生活を維持するため、食料等生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業に必要な緊急輸送のため、車両の確保等必要な対策を実施する。</p>																	
	<p>(2)県、市町及び防災関係機関等がとる措置</p>	<p>(2)県、市町及び防災関係機関等がとる措置</p>																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="210 982 329 1024">実施主体</th> <th data-bbox="329 982 1329 1024">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="210 1024 329 1373">県</td> <td data-bbox="329 1024 1329 1373"> <p>ア 市町長の要請に応じ、当該市町域外からの緊急物資の調達及びあっせんを行う。この場合の調達先は、原則として県と緊急物資の供給協定を締結した県内の物資保有者とする。</p> <p>イ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を、必要に応じて確認する。</p> <p>ウ 必要量の調達が困難と想定される緊急物資については、国に対し調達を要請する。</p> <p>エ 緊急物資の円滑な流通のため、適切な広報を行うとともに、必要により物資の保有者等に対し、保管命令を発する。</p> <p>オ 広域物資拠点の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 1373 329 1688">市町</td> <td data-bbox="329 1373 1329 1688"> <p>ア 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域住民で非常持出しができなかった者や県外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して、配分する。</p> <p>イ 県に対する緊急物資の調達あっせんの要請を行う。</p> <p>ウ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。</p> <p>エ 緊急物資集積所の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 1688 329 1881">防災関係機関</td> <td data-bbox="329 1688 1329 1881"> <p><b>農林水産省政策統括官付貿易業務課</b></p> <p>県又は市町の要請に基づき、政府所有米穀の供給措置を講ずる。</p> <p><b>農林水産省関東農政局静岡県拠点</b></p> <p>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</p> </td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	県	<p>ア 市町長の要請に応じ、当該市町域外からの緊急物資の調達及びあっせんを行う。この場合の調達先は、原則として県と緊急物資の供給協定を締結した県内の物資保有者とする。</p> <p>イ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を、必要に応じて確認する。</p> <p>ウ 必要量の調達が困難と想定される緊急物資については、国に対し調達を要請する。</p> <p>エ 緊急物資の円滑な流通のため、適切な広報を行うとともに、必要により物資の保有者等に対し、保管命令を発する。</p> <p>オ 広域物資拠点の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。</p>	市町	<p>ア 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域住民で非常持出しができなかった者や県外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して、配分する。</p> <p>イ 県に対する緊急物資の調達あっせんの要請を行う。</p> <p>ウ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。</p> <p>エ 緊急物資集積所の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。</p>	防災関係機関	<p><b>農林水産省政策統括官付貿易業務課</b></p> <p>県又は市町の要請に基づき、政府所有米穀の供給措置を講ずる。</p> <p><b>農林水産省関東農政局静岡県拠点</b></p> <p>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1329 982 1448 1024">実施主体</th> <th data-bbox="1448 982 2448 1024">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1329 1024 1448 1373">県</td> <td data-bbox="1448 1024 2448 1373"> <p>ア 市町長の要請に応じ、当該市町域外からの緊急物資の調達及びあっせんを行う。この場合の調達先は、原則として県と緊急物資の供給協定を締結した県内の物資保有者とする。</p> <p>イ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を、必要に応じて確認する。</p> <p>ウ 必要量の調達が困難と想定される緊急物資については、国に対し調達を要請する。</p> <p>エ 緊急物資の円滑な流通のため、適切な広報を行うとともに、必要により物資の保有者等に対し、保管命令を発する。</p> <p>オ 広域物資拠点の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1373 1448 1688">市町</td> <td data-bbox="1448 1373 2448 1688"> <p>ア 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域住民で非常持出しができなかった者や県外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して、配分する。</p> <p>イ 県に対する緊急物資の調達あっせんの要請を行う。</p> <p>ウ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。</p> <p>エ 緊急物資集積所の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1688 1448 1881">防災関係機関</td> <td data-bbox="1448 1688 2448 1881"> <p><b>農林水産省政策統括官付貿易業務課</b></p> <p>県又は市町の要請に基づき、政府所有米穀の供給措置を講ずる。</p> <p><b>農林水産省関東農政局静岡県拠点</b></p> <p>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</p> </td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	県	<p>ア 市町長の要請に応じ、当該市町域外からの緊急物資の調達及びあっせんを行う。この場合の調達先は、原則として県と緊急物資の供給協定を締結した県内の物資保有者とする。</p> <p>イ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を、必要に応じて確認する。</p> <p>ウ 必要量の調達が困難と想定される緊急物資については、国に対し調達を要請する。</p> <p>エ 緊急物資の円滑な流通のため、適切な広報を行うとともに、必要により物資の保有者等に対し、保管命令を発する。</p> <p>オ 広域物資拠点の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。</p>	市町	<p>ア 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域住民で非常持出しができなかった者や県外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して、配分する。</p> <p>イ 県に対する緊急物資の調達あっせんの要請を行う。</p> <p>ウ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。</p> <p>エ 緊急物資集積所の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。</p>	防災関係機関	<p><b>農林水産省政策統括官付貿易業務課</b></p> <p>県又は市町の要請に基づき、政府所有米穀の供給措置を講ずる。</p> <p><b>農林水産省関東農政局静岡県拠点</b></p> <p>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</p>	
実施主体	内 容																		
県	<p>ア 市町長の要請に応じ、当該市町域外からの緊急物資の調達及びあっせんを行う。この場合の調達先は、原則として県と緊急物資の供給協定を締結した県内の物資保有者とする。</p> <p>イ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を、必要に応じて確認する。</p> <p>ウ 必要量の調達が困難と想定される緊急物資については、国に対し調達を要請する。</p> <p>エ 緊急物資の円滑な流通のため、適切な広報を行うとともに、必要により物資の保有者等に対し、保管命令を発する。</p> <p>オ 広域物資拠点の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。</p>																		
市町	<p>ア 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域住民で非常持出しができなかった者や県外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して、配分する。</p> <p>イ 県に対する緊急物資の調達あっせんの要請を行う。</p> <p>ウ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。</p> <p>エ 緊急物資集積所の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。</p>																		
防災関係機関	<p><b>農林水産省政策統括官付貿易業務課</b></p> <p>県又は市町の要請に基づき、政府所有米穀の供給措置を講ずる。</p> <p><b>農林水産省関東農政局静岡県拠点</b></p> <p>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</p>																		
実施主体	内 容																		
県	<p>ア 市町長の要請に応じ、当該市町域外からの緊急物資の調達及びあっせんを行う。この場合の調達先は、原則として県と緊急物資の供給協定を締結した県内の物資保有者とする。</p> <p>イ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を、必要に応じて確認する。</p> <p>ウ 必要量の調達が困難と想定される緊急物資については、国に対し調達を要請する。</p> <p>エ 緊急物資の円滑な流通のため、適切な広報を行うとともに、必要により物資の保有者等に対し、保管命令を発する。</p> <p>オ 広域物資拠点の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。</p>																		
市町	<p>ア 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域住民で非常持出しができなかった者や県外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して、配分する。</p> <p>イ 県に対する緊急物資の調達あっせんの要請を行う。</p> <p>ウ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。</p> <p>エ 緊急物資集積所の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。</p>																		
防災関係機関	<p><b>農林水産省政策統括官付貿易業務課</b></p> <p>県又は市町の要請に基づき、政府所有米穀の供給措置を講ずる。</p> <p><b>農林水産省関東農政局静岡県拠点</b></p> <p>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</p>																		

頁	旧	新	備考																
	<p><b>経済産業省関東経済産業局</b>                      県の要請に基づき、所掌に係る生活必需品、災害復旧資材等の防災関係物資の適正な価格による円滑な供給、あっせん又はその準備措置を講ずる。</p> <p><b>日本赤十字社静岡県支部</b>                      地震発生後、速やかに救援物資の配布ができるよう、県を通して県トラック協会等の協力を求めて配布の準備を行う。</p>	<p><b>経済産業省関東経済産業局</b>                      県の要請に基づき、所掌に係る生活必需品、災害復旧資材等の防災関係物資の適正な価格による円滑な供給、あっせん又はその準備措置を講ずる。</p> <p><b>日本赤十字社静岡県支部</b>                      地震発生後、速やかに救援物資の配布ができるよう、県を通して県トラック協会等の協力を求めて配布の準備を行う。</p>																	
<p>自主防災組織及び県民</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織は、助け合い運動、共同備蓄物資の点検・確認等緊急物資確保のための措置を実施する。</li> <li>また、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行う。</li> </ul>	<p>自主防災組織及び県民</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織は、助け合い運動、共同備蓄物資の点検・確認等緊急物資確保のための措置を実施する。</li> <li>また、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行う。</li> </ul>																	
	<p>(3)調達が必要となる緊急物資                      警戒宣言発令時に必要な緊急物資については、県民がそれぞれ確保することを原則とするが、警戒宣言の発令期間が長期化し、緊急物資が不足する場合、市町は、県に対して緊急物資の調達を要請する。</p> <p>2 飲料水等の確保                      県、市町及び県民は地震発生後における飲料水等を確保するため、次の事項を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="222 892 1305 1480"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>ア 県民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水と呼びかける。                      イ 市町が実施する飲料水対策を指導する。                      ウ 広域的な応援体制を確立する。                      エ 水道用水供給施設については、飲料水を確保するための必要な措置を講ずる。</td> </tr> <tr> <td>市 町</td> <td>ア 住民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水と呼びかける。                      イ 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。                      ウ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。                      エ 応急復旧体制の準備をする。</td> </tr> <tr> <td>県 民</td> <td>ア 備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。                      イ 自主防災組織の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	県	ア 県民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水と呼びかける。 イ 市町が実施する飲料水対策を指導する。 ウ 広域的な応援体制を確立する。 エ 水道用水供給施設については、飲料水を確保するための必要な措置を講ずる。	市 町	ア 住民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水と呼びかける。 イ 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。 ウ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。 エ 応急復旧体制の準備をする。	県 民	ア 備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。 イ 自主防災組織の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。	<p>(3)調達が必要となる緊急物資                      警戒宣言発令時に必要な緊急物資については、県民がそれぞれ確保することを原則とするが、警戒宣言の発令期間が長期化し、緊急物資が不足する場合、市町は、県に対して緊急物資の調達を要請する。</p> <p>2 飲料水等の確保                      県、市町及び県民は地震発生後における飲料水等を確保するため、次の事項を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1350 892 2433 1480"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>ア 県民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水と呼びかける。                      イ 市町が実施する飲料水対策を指導する。                      ウ 広域的な応援体制を確立する。                      エ 水道用水供給施設については、飲料水を確保するための必要な措置を講ずる。</td> </tr> <tr> <td>市 町</td> <td>ア 住民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水と呼びかける。                      イ 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。                      ウ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。                      エ 応急復旧体制の準備をする。</td> </tr> <tr> <td>県 民</td> <td>ア 備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。                      イ 自主防災組織の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	県	ア 県民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水と呼びかける。 イ 市町が実施する飲料水対策を指導する。 ウ 広域的な応援体制を確立する。 エ 水道用水供給施設については、飲料水を確保するための必要な措置を講ずる。	市 町	ア 住民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水と呼びかける。 イ 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。 ウ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。 エ 応急復旧体制の準備をする。	県 民	ア 備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。 イ 自主防災組織の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。	
実施主体	内 容																		
県	ア 県民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水と呼びかける。 イ 市町が実施する飲料水対策を指導する。 ウ 広域的な応援体制を確立する。 エ 水道用水供給施設については、飲料水を確保するための必要な措置を講ずる。																		
市 町	ア 住民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水と呼びかける。 イ 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。 ウ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。 エ 応急復旧体制の準備をする。																		
県 民	ア 備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。 イ 自主防災組織の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。																		
実施主体	内 容																		
県	ア 県民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水と呼びかける。 イ 市町が実施する飲料水対策を指導する。 ウ 広域的な応援体制を確立する。 エ 水道用水供給施設については、飲料水を確保するための必要な措置を講ずる。																		
市 町	ア 住民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水と呼びかける。 イ 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。 ウ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。 エ 応急復旧体制の準備をする。																		
県 民	ア 備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。 イ 自主防災組織の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。																		
	<p>3 医療救護、防疫・保健衛生活動及び廃棄物処理                      県、市町及び県民は、救急患者の医療救護及び地震発生後の医療救護活動の準備並びに防疫・保健衛生及び廃棄物処理のため、次の活動を行う。</p> <p>(1)医療救護活動                      県及び市町は、東海地震注意情報発表時に引き続き、次の活動を行う。</p> <table border="1" data-bbox="222 1522 1305 1871"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>ア 災害拠点病院に対し、医療救護活動の準備を要請する。                      イ 医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院協会、看護協会等の医療関係団体及び</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	県	ア 災害拠点病院に対し、医療救護活動の準備を要請する。 イ 医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院協会、看護協会等の医療関係団体及び	<p>3 医療救護、防疫・保健衛生活動及び廃棄物処理                      県、市町及び県民は、救急患者の医療救護及び地震発生後の医療救護活動の準備並びに防疫・保健衛生及び廃棄物処理のため、次の活動を行う。</p> <p>(1)医療救護活動                      県及び市町は、東海地震注意情報発表時に引き続き、次の活動を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1350 1522 2433 1871"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>ア 災害拠点病院に対し、医療救護活動の準備を要請する。                      イ 医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院協会、看護協会等の医療関係団体及び</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	県	ア 災害拠点病院に対し、医療救護活動の準備を要請する。 イ 医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院協会、看護協会等の医療関係団体及び									
実施主体	内 容																		
県	ア 災害拠点病院に対し、医療救護活動の準備を要請する。 イ 医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院協会、看護協会等の医療関係団体及び																		
実施主体	内 容																		
県	ア 災害拠点病院に対し、医療救護活動の準備を要請する。 イ 医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院協会、看護協会等の医療関係団体及び																		

頁	旧		新		備考	
		<p>国等に対し、医療救護の応援準備を要請する。                      ウ 広域搬送拠点施設との連絡調整や、SCUの設備及び資器材を点検・配置する等、広域医療搬送の準備を行う。                      エ 国に対して医薬品等の応援の準備を要請する。</p>		<p>国等に対し、医療救護の応援準備を要請する。                      ウ 広域搬送拠点施設との連絡調整や、SCUの設備及び資器材を点検・配置する等、広域医療搬送の準備を行う。                      エ 国に対して医薬品等の応援の準備を要請する。</p>		
	市 町	<p>ア 医療救護活動の準備を関係機関に要請する。                      イ 救護所の設備及び資器材を点検・配置し、救護所の開設準備を開始する。                      ウ 患者搬送体制を確認し、必要な準備、関係機関との調整を行う。                      エ 住民に対し、医療救護施設情報を周知する。                      オ 警戒宣言が発せられた場合も、救急医療体制が維持できるように、関係機関と調整を図る。</p>	市 町	<p>ア 医療救護活動の準備を関係機関に要請する。                      イ 救護所の設備及び資器材を点検・配置し、救護所の開設準備を開始する。                      ウ 患者搬送体制を確認し、必要な準備、関係機関との調整を行う。                      エ 住民に対し、医療救護施設情報を周知する。                      オ 警戒宣言が発せられた場合も、救急医療体制が維持できるように、関係機関と調整を図る。</p>		
	(2)防疫及び保健衛生活動		(2)防疫及び保健衛生活動			
	実施主体	内 容		実施主体	内 容	
	県	国等に対して、健康支援活動の応援の準備を要請する。		県	国等に対して、健康支援活動の応援の準備を要請する。	
	市 町	<p>ア 防疫のための資機材及び仮設便所の資機材を準備する。                      イ 避難所生活等での健康支援活動に対応するための準備をする。</p>		市 町	<p>ア 防疫のための資機材及び仮設便所の資機材を準備する。                      イ 避難所生活等での健康支援活動に対応するための準備をする。</p>	
	自主防災組織	自主防災組織の防疫のための班を中心として、防疫用資機材の点検及び仮設便所の設置の準備を行う。		自主防災組織	自主防災組織の防疫のための班を中心として、防疫用資機材の点検及び仮設便所の設置の準備を行う。	
	(3)廃棄物処理		(3)廃棄物処理			
	①し尿処理		①し尿処理			
	実施主体	内 容		実施主体	内 容	
	県	<p>ア 関係機関との連絡体制等について確認する。                      イ 応急対策等を実施するに当たり、協定を締結した民間団体等に対し、発災時の協力を要請する。                      ウ 保健所は、市町に対して応急対策を徹底し、地震発生後は、速やかにし尿処理施設の被害状況を保健所に連絡するよう指示する。</p>		県	<p>ア 関係機関との連絡体制等について確認する。                      イ 応急対策等を実施するに当たり、協定を締結した民間団体等に対し、発災時の協力を要請する。                      ウ 保健所は、市町に対して応急対策を徹底し、地震発生後は、速やかにし尿処理施設の被害状況を保健所に連絡するよう指示する。</p>	
	市 町	<p>ア 関係機関との連絡体制等について確認する。                      イ 医療・救護施設への仮設便所の設置を進めるとともに、設置状況の把握を行う。                      ウ し尿収集業者等へ発災時の協力を要請する。                      エ し尿収集車の緊急車両手続を準備する。</p>		市 町	<p>ア 関係機関との連絡体制等について確認する。                      イ 医療・救護施設への仮設便所の設置を進めるとともに、設置状況の把握を行う。                      ウ し尿収集業者等へ発災時の協力を要請する。                      エ し尿収集車の緊急車両手続を準備する。</p>	
	②廃棄物(生活系)・がれき・残骸物処理		②廃棄物(生活系)・がれき・残骸物処理			
	実施主体	内 容		実施主体	内 容	
	県	<p>ア 関係機関との連絡体制等について確認する。                      イ 応急対策等を実施するに当たり、協定を締結した民間団体等に対し、発災時の協力を要請する。                      ウ 保健所は、市町に対して応急対策を徹底し、地震発生後は、速やかにごみ処理施設の被害状況及びがれき・残骸物の発生見込みを保健所に連絡するよう指示する。</p>		県	<p>ア 関係機関との連絡体制等について確認する。                      イ 応急対策等を実施するに当たり、協定を締結した民間団体等に対し、発災時の協力を要請する。                      ウ 保健所は、市町に対して応急対策を徹底し、地震発生後は、速やかにごみ処理施設の被害状況及びがれき・残骸物の発生見込みを保健所に連絡するよう指示する。</p>	
	市 町	<p>ア 関係機関との連絡体制等について確認する。                      イ 仮集積場の確認を行う。                      ウ ごみ収集業者へ発災時の協力を要請する。</p>		市 町	<p>ア 関係機関との連絡体制等について確認する。                      イ 仮集積場の確認を行う。                      ウ ごみ収集業者へ発災時の協力を要請する。</p>	
	4 応急復旧資材の確保		4 応急復旧資材の確保			

頁	旧	新	備考																								
地震 -77	<p>県は、地震発生後に速やかに応急復旧に要する資機材を供給できるよう、必要に応じて関係団体等へ供給可能量の確認を行うとともに、発災時の協力を要請する。</p> <p>5 応急仮設住宅の建設 県は、応急仮設住宅の建設に関する協定に基づき、社団法人プレハブ建築協会、静岡県木造応急仮設住宅建設協議会へ発災時の協力を要請する。</p> <p>第11節 県有施設設備の防災措置 防災上重要な施設、設備等について、警戒宣言発令時において県が行う点検、整備等について定め、地震防災応急対策の円滑な実施を確保する。 東海地震注意情報が発表された時は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策の円滑な実施を確保するための準備的措置を講ずるとともに、必要に応じて、県民等の日常の社会生活等に支障を来さない範囲内で、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。</p> <p>1 無線通信施設等 ○無線機器管理取扱規程に定めるところより、警戒宣言発令時に次の措置を迅速・円滑に実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に次の措置を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="222 924 1320 1165"> <tr><td>ア</td><td>通信施設(予備電源を含む。)を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講ずる。</td></tr> <tr><td>イ</td><td>充電式携帯無線については、完全充電を行い、その他の携帯無線機の乾電池を確保する。</td></tr> <tr><td>ウ</td><td>災害現場からの映像送信及び現地本部等との通信手段を確保するために、応急用資機材の準備及び確保を行う。</td></tr> <tr><td>エ</td><td>保守委託業者に保守体制の確立を要請する。</td></tr> </table> <p>2 公共施設等 ○東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、港湾、漁港、河川、海岸、ため池、道路、砂防、空港等、工事中の施設等、庁舎については、職員等の安全を配慮し概ね次の措置を講ずるよう努める。 ○東海地震注意情報発表時には県の管理する公共土木施設の地震防災応急対策や災害応急対策・復旧対策の実施のため、協定締結業者との連絡体制の確保等の準備的な措置を建設業協会等に要請し、警戒宣言発令時には、別に定める協定に基づき、応急復旧出動体制の確立を要請する。</p> <p>【東海地震注意情報発表時】</p> <table border="1" data-bbox="222 1543 1320 1785"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾及び漁港施設等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>次の施設について、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、準備的措置を実施する。</li> <li>特定の者のみが利用する施設であって、地震防災応急対策の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて東海地震注意情報発表の段階から、当該地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	ア	通信施設(予備電源を含む。)を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講ずる。	イ	充電式携帯無線については、完全充電を行い、その他の携帯無線機の乾電池を確保する。	ウ	災害現場からの映像送信及び現地本部等との通信手段を確保するために、応急用資機材の準備及び確保を行う。	エ	保守委託業者に保守体制の確立を要請する。	区分	内容	港湾及び漁港施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の施設について、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、準備的措置を実施する。</li> <li>特定の者のみが利用する施設であって、地震防災応急対策の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて東海地震注意情報発表の段階から、当該地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。</li> </ul>	<p>県は、地震発生後に速やかに応急復旧に要する資機材を供給できるよう、必要に応じて関係団体等へ供給可能量の確認を行うとともに、発災時の協力を要請する。</p> <p>5 応急仮設住宅の建設 県は、応急仮設住宅の建設に関する協定に基づき、社団法人プレハブ建築協会、静岡県木造応急仮設住宅建設協議会へ発災時の協力を要請する。</p> <p>第11節 県有施設設備の防災措置 防災上重要な施設、設備等について、警戒宣言発令時において県が行う点検、整備等について定め、地震防災応急対策の円滑な実施を確保する。 東海地震注意情報が発表された時は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策の円滑な実施を確保するための準備的措置を講ずるとともに、必要に応じて、県民等の日常の社会生活等に支障を来さない範囲内で、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。</p> <p>1 無線通信施設等 ○無線機器管理取扱規程に定めるところより、警戒宣言発令時に次の措置を迅速・円滑に実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に次の措置を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1350 924 2448 1165"> <tr><td>ア</td><td>通信施設(予備電源を含む。)を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講ずる。</td></tr> <tr><td>イ</td><td>充電式携帯無線については、完全充電を行い、その他の携帯無線機の乾電池を確保する。</td></tr> <tr><td>ウ</td><td>災害現場からの映像送信及び現地本部等との通信手段を確保するために、応急用資機材の準備及び確保を行う。</td></tr> <tr><td>エ</td><td>保守委託業者に保守体制の確立を要請する。</td></tr> </table> <p>2 公共施設等 ○東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、港湾、漁港、河川、海岸、ため池、道路、砂防、空港等、工事中の施設等、庁舎については、職員等の安全を配慮し概ね次の措置を講ずるよう努める。 ○東海地震注意情報発表時には県の管理する公共土木施設の地震防災応急対策や災害応急対策・復旧対策の実施のため、協定締結業者との連絡体制の確保等の準備的な措置を建設業協会等に要請し、警戒宣言発令時には、別に定める協定に基づき、応急復旧出動体制の確立を要請する。</p> <p>【東海地震注意情報発表時】</p> <table border="1" data-bbox="1350 1543 2448 1785"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾及び漁港施設等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>次の施設について、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、準備的措置を実施する。</li> <li>特定の者のみが利用する施設であって、地震防災応急対策の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて東海地震注意情報発表の段階から、当該地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	ア	通信施設(予備電源を含む。)を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講ずる。	イ	充電式携帯無線については、完全充電を行い、その他の携帯無線機の乾電池を確保する。	ウ	災害現場からの映像送信及び現地本部等との通信手段を確保するために、応急用資機材の準備及び確保を行う。	エ	保守委託業者に保守体制の確立を要請する。	区分	内容	港湾及び漁港施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の施設について、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、準備的措置を実施する。</li> <li>特定の者のみが利用する施設であって、地震防災応急対策の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて東海地震注意情報発表の段階から、当該地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。</li> </ul>	
ア	通信施設(予備電源を含む。)を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講ずる。																										
イ	充電式携帯無線については、完全充電を行い、その他の携帯無線機の乾電池を確保する。																										
ウ	災害現場からの映像送信及び現地本部等との通信手段を確保するために、応急用資機材の準備及び確保を行う。																										
エ	保守委託業者に保守体制の確立を要請する。																										
区分	内容																										
港湾及び漁港施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の施設について、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、準備的措置を実施する。</li> <li>特定の者のみが利用する施設であって、地震防災応急対策の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて東海地震注意情報発表の段階から、当該地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。</li> </ul>																										
ア	通信施設(予備電源を含む。)を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講ずる。																										
イ	充電式携帯無線については、完全充電を行い、その他の携帯無線機の乾電池を確保する。																										
ウ	災害現場からの映像送信及び現地本部等との通信手段を確保するために、応急用資機材の準備及び確保を行う。																										
エ	保守委託業者に保守体制の確立を要請する。																										
区分	内容																										
港湾及び漁港施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の施設について、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、準備的措置を実施する。</li> <li>特定の者のみが利用する施設であって、地震防災応急対策の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて東海地震注意情報発表の段階から、当該地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。</li> </ul>																										

頁	旧		新		備考																
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="451 226 587 342">防潮施設等</td> <td data-bbox="587 226 1317 342"> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波の危険がある地域においては、必要に応じて水門、陸閘、樋門等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、住民や利用者等の避難、施設利用等に支障を来さない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 342 587 464">水面貯木場</td> <td data-bbox="587 342 1317 464"> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて、利用者に対し、施設利用に支障を来さない範囲内で、貯木の流出防止、係留柵の強化等の実施に努めるよう要請することができる。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 464 587 621">陸上貯木場(港湾施設内)</td> <td data-bbox="587 464 1317 621"> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて、利用者に対し、施設利用に支障を来さない範囲内で、貯木の流出防止・転落防止の強化、出入口の締切り、部外者立入禁止の措置を要請することができる。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 621 587 772">岸壁等</td> <td data-bbox="587 621 1317 772"> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震強化岸壁等緊急輸送に必要な岸壁については、警戒宣言発令と同時に一般使用を禁止できるよう、必要に応じて、利用者に対して、段階的又は部分的に使用範囲の縮小や中止・制限を要請することができる</li> </ul> </td> </tr> </table>	防潮施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波の危険がある地域においては、必要に応じて水門、陸閘、樋門等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、住民や利用者等の避難、施設利用等に支障を来さない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。</li> </ul>	水面貯木場	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて、利用者に対し、施設利用に支障を来さない範囲内で、貯木の流出防止、係留柵の強化等の実施に努めるよう要請することができる。</li> </ul>	陸上貯木場(港湾施設内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて、利用者に対し、施設利用に支障を来さない範囲内で、貯木の流出防止・転落防止の強化、出入口の締切り、部外者立入禁止の措置を要請することができる。</li> </ul>	岸壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震強化岸壁等緊急輸送に必要な岸壁については、警戒宣言発令と同時に一般使用を禁止できるよう、必要に応じて、利用者に対して、段階的又は部分的に使用範囲の縮小や中止・制限を要請することができる</li> </ul>		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1570 226 1706 342">防潮施設等</td> <td data-bbox="1706 226 2436 342"> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波の危険がある地域においては、必要に応じて水門、陸閘、樋門等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、住民や利用者等の避難、施設利用等に支障を来さない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1570 342 1706 464">水面貯木場</td> <td data-bbox="1706 342 2436 464"> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて、利用者に対し、施設利用に支障を来さない範囲内で、貯木の流出防止、係留柵の強化等の実施に努めるよう要請することができる。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1570 464 1706 621">陸上貯木場(港湾施設内)</td> <td data-bbox="1706 464 2436 621"> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて、利用者に対し、施設利用に支障を来さない範囲内で、貯木の流出防止・転落防止の強化、出入口の締切り、部外者立入禁止の措置を要請することができる。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1570 621 1706 772">岸壁等</td> <td data-bbox="1706 621 2436 772"> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震強化岸壁等緊急輸送に必要な岸壁については、警戒宣言発令と同時に一般使用を禁止できるよう、必要に応じて、利用者に対して、段階的又は部分的に使用範囲の縮小や中止・制限を要請することができる</li> </ul> </td> </tr> </table>	防潮施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波の危険がある地域においては、必要に応じて水門、陸閘、樋門等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、住民や利用者等の避難、施設利用等に支障を来さない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。</li> </ul>	水面貯木場	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて、利用者に対し、施設利用に支障を来さない範囲内で、貯木の流出防止、係留柵の強化等の実施に努めるよう要請することができる。</li> </ul>	陸上貯木場(港湾施設内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて、利用者に対し、施設利用に支障を来さない範囲内で、貯木の流出防止・転落防止の強化、出入口の締切り、部外者立入禁止の措置を要請することができる。</li> </ul>	岸壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震強化岸壁等緊急輸送に必要な岸壁については、警戒宣言発令と同時に一般使用を禁止できるよう、必要に応じて、利用者に対して、段階的又は部分的に使用範囲の縮小や中止・制限を要請することができる</li> </ul>	
防潮施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波の危険がある地域においては、必要に応じて水門、陸閘、樋門等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、住民や利用者等の避難、施設利用等に支障を来さない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。</li> </ul>																				
水面貯木場	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて、利用者に対し、施設利用に支障を来さない範囲内で、貯木の流出防止、係留柵の強化等の実施に努めるよう要請することができる。</li> </ul>																				
陸上貯木場(港湾施設内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて、利用者に対し、施設利用に支障を来さない範囲内で、貯木の流出防止・転落防止の強化、出入口の締切り、部外者立入禁止の措置を要請することができる。</li> </ul>																				
岸壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震強化岸壁等緊急輸送に必要な岸壁については、警戒宣言発令と同時に一般使用を禁止できるよう、必要に応じて、利用者に対して、段階的又は部分的に使用範囲の縮小や中止・制限を要請することができる</li> </ul>																				
防潮施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波の危険がある地域においては、必要に応じて水門、陸閘、樋門等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、住民や利用者等の避難、施設利用等に支障を来さない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。</li> </ul>																				
水面貯木場	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて、利用者に対し、施設利用に支障を来さない範囲内で、貯木の流出防止、係留柵の強化等の実施に努めるよう要請することができる。</li> </ul>																				
陸上貯木場(港湾施設内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて、利用者に対し、施設利用に支障を来さない範囲内で、貯木の流出防止・転落防止の強化、出入口の締切り、部外者立入禁止の措置を要請することができる。</li> </ul>																				
岸壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震強化岸壁等緊急輸送に必要な岸壁については、警戒宣言発令と同時に一般使用を禁止できるよう、必要に応じて、利用者に対して、段階的又は部分的に使用範囲の縮小や中止・制限を要請することができる</li> </ul>																				
河川及び海岸保全施設	津波の危険がある地域においては、必要に応じて水門、閘門、樋門等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、住民や利用者等の避難、施設利用等に支障を来さない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。		河川及び海岸保全施設	津波の危険がある地域においては、必要に応じて水門、閘門、樋門等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、住民や利用者等の避難、施設利用等に支障を来さない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。																	
ダム、ため池及び用水路	警戒宣言の発令と同時に、必要に応じた放流、用水路の断水又は減水を実施できるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。		ダム、ため池及び用水路	警戒宣言の発令と同時に、必要に応じた放流、用水路の断水又は減水を実施できるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。																	
道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路利用者に対して、パトロールカー・道路情報表示装置等により、東海地震注意情報の発表を周知する。</li> <li>道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えるとともに、警戒宣言発令後の速やかな交通規制実施の協力などの地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。</li> </ul>		道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路利用者に対して、パトロールカー・道路情報表示装置等により、東海地震注意情報の発表を周知する。</li> <li>道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えるとともに、警戒宣言発令後の速やかな交通規制実施の協力などの地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。</li> </ul>																	
砂防、地すべり、急傾斜地、治山等	土砂災害に関する情報収集・伝達のための配備体制、県・市町・住民間の連絡体制の確認等の準備的措置を講ずる。		砂防、地すべり、急傾斜地、治山等	土砂災害に関する情報収集・伝達のための配備体制、県・市町・住民間の連絡体制の確認等の準備的措置を講ずる。																	
工事中の公共施設、建築物、その他	警戒宣言発令と同時に工事を中止し、保安措置を講ずることができるよう準備的措置を実施する。また、必要に応じて工事を中断するとともに、立入禁止措置、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。		工事中の公共施設、建築物、その他	警戒宣言発令と同時に工事を中止し、保安措置を講ずることができるよう準備的措置を実施する。また、必要に応じて工事を中断するとともに、立入禁止措置、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。																	
本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎	本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。		本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎	本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。																	
水道用水供給施設及び工業用水道施設	警戒宣言発令に備え、溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。 ただし、東駿河湾工業用水道は送水を停止する。		水道用水供給施設及び工業用水道施設	警戒宣言発令に備え、溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。 ただし、東駿河湾工業用水道は送水を停止する。																	
静岡空港	第9節「交通の確保活動」の3「航空交通の確保対策」の【東海地震注意情報発表時】に準じる。		静岡空港	第9節「交通の確保活動」の3「航空交通の確保対策」の【東海地震注意情報発表時】に準じる。																	
3 コンピュータ	コンピュータ・システムについては、警戒宣言発令時に概ね次の措置を実施するため、東海		3 コンピュータ	コンピュータ・システムについては、警戒宣言発令時に概ね次の措置を実施するため、東海																	

頁	旧	新	備考																								
	<p>地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に実施する。</p> <p>ア コンピュータ本体及び端末機等の固定を確認する。                      イ 重要なデータから順次安全な場所に保管する。                      ウ 警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除いて、運用を停止する。</p> <p>第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置                      東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、県民の生活に密接に関係のある防災関係機関が県民の生活を確保し、又は安全等を確保するために講ずる措置を示す。                      東海地震注意情報が発表された時は、県民生活の確保のため、平常の業務や営業をできる限り継続することを原則としつつ、県民の生命の安全確保のため、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、必要な地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。                      これらの応急対策の実施にあたっては、できる限り、住民等の日常の社会生活や経済活動を継続・維持できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。</p> <p>【東海地震注意情報発表時】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道(市町)</td> <td>飲料水の供給を継続するとともに、警戒宣言発令に備え、緊急貯水を行うよう広報する。</td> </tr> <tr> <td>電力 東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。</li> <li>浜岡原子力発電所については、安定供給に必要な代替電力の確保等を行うとともに、電力の需給状況を勘案しながら、段階的な停止などの準備的措置を講ずる。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>ガス(都市ガス会社)</td> <td>ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。</td> </tr> <tr> <td>通信 西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社</td> <td>平常どおり一般通話を確保する。ただし、ふくそう等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の重要通信を優先して接続し、一般通話を制限する。また、状況により安否確認等に必要な措置を実施する。</td> </tr> <tr> <td>放送</td> <td>東海地震注意情報の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、地方公共団体の要請に応じて、東海地震注意情報発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等の取るべき行動等について放送を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	水道(市町)	飲料水の供給を継続するとともに、警戒宣言発令に備え、緊急貯水を行うよう広報する。	電力 東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。</li> <li>浜岡原子力発電所については、安定供給に必要な代替電力の確保等を行うとともに、電力の需給状況を勘案しながら、段階的な停止などの準備的措置を講ずる。</li> </ul>	ガス(都市ガス会社)	ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。	通信 西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社	平常どおり一般通話を確保する。ただし、ふくそう等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の重要通信を優先して接続し、一般通話を制限する。また、状況により安否確認等に必要な措置を実施する。	放送	東海地震注意情報の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、地方公共団体の要請に応じて、東海地震注意情報発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等の取るべき行動等について放送を実施する。	<p>地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に実施する。</p> <p>ア コンピュータ本体及び端末機等の固定を確認する。                      イ 重要なデータから順次安全な場所に保管する。                      ウ 警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除いて、運用を停止する。</p> <p>第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置                      東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、県民の生活に密接に関係のある防災関係機関が県民の生活を確保し、又は安全等を確保するために講ずる措置を示す。                      東海地震注意情報が発表された時は、県民生活の確保のため、平常の業務や営業をできる限り継続することを原則としつつ、県民の生命の安全確保のため、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、必要な地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。                      これらの応急対策の実施にあたっては、できる限り、住民等の日常の社会生活や経済活動を継続・維持できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。</p> <p>【東海地震注意情報発表時】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道(市町)</td> <td>飲料水の供給を継続するとともに、警戒宣言発令に備え、緊急貯水を行うよう広報する。</td> </tr> <tr> <td>電力 東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。</li> <li>浜岡原子力発電所については、安定供給に必要な代替電力の確保等を行うとともに、電力の需給状況を勘案しながら、段階的な停止などの準備的措置を講ずる。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>ガス(都市ガス会社)</td> <td>ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。</td> </tr> <tr> <td>通信 西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社</td> <td>平常どおり一般通話を確保する。ただし、ふくそう等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の重要通信を優先して接続し、一般通話を制限する。また、状況により安否確認等に必要な措置を実施する。</td> </tr> <tr> <td>放送</td> <td>東海地震注意情報の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、地方公共団体の要請に応じて、東海地震注意情報発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等の取るべき行動等について放送を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	水道(市町)	飲料水の供給を継続するとともに、警戒宣言発令に備え、緊急貯水を行うよう広報する。	電力 東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。</li> <li>浜岡原子力発電所については、安定供給に必要な代替電力の確保等を行うとともに、電力の需給状況を勘案しながら、段階的な停止などの準備的措置を講ずる。</li> </ul>	ガス(都市ガス会社)	ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。	通信 西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社	平常どおり一般通話を確保する。ただし、ふくそう等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の重要通信を優先して接続し、一般通話を制限する。また、状況により安否確認等に必要な措置を実施する。	放送	東海地震注意情報の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、地方公共団体の要請に応じて、東海地震注意情報発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等の取るべき行動等について放送を実施する。	
区 分	内 容																										
水道(市町)	飲料水の供給を継続するとともに、警戒宣言発令に備え、緊急貯水を行うよう広報する。																										
電力 東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。</li> <li>浜岡原子力発電所については、安定供給に必要な代替電力の確保等を行うとともに、電力の需給状況を勘案しながら、段階的な停止などの準備的措置を講ずる。</li> </ul>																										
ガス(都市ガス会社)	ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。																										
通信 西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社	平常どおり一般通話を確保する。ただし、ふくそう等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の重要通信を優先して接続し、一般通話を制限する。また、状況により安否確認等に必要な措置を実施する。																										
放送	東海地震注意情報の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、地方公共団体の要請に応じて、東海地震注意情報発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等の取るべき行動等について放送を実施する。																										
区 分	内 容																										
水道(市町)	飲料水の供給を継続するとともに、警戒宣言発令に備え、緊急貯水を行うよう広報する。																										
電力 東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。</li> <li>浜岡原子力発電所については、安定供給に必要な代替電力の確保等を行うとともに、電力の需給状況を勘案しながら、段階的な停止などの準備的措置を講ずる。</li> </ul>																										
ガス(都市ガス会社)	ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。																										
通信 西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社	平常どおり一般通話を確保する。ただし、ふくそう等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の重要通信を優先して接続し、一般通話を制限する。また、状況により安否確認等に必要な措置を実施する。																										
放送	東海地震注意情報の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、地方公共団体の要請に応じて、東海地震注意情報発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等の取るべき行動等について放送を実施する。																										

頁	旧		新		備考								
		<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒宣言発令時の臨時ニュース、特別番組の編成等のために必要な準備的措置を実施する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒宣言発令時の臨時ニュース、特別番組の編成等のために必要な準備的措置を実施する。</li> </ul>									
	市中金融	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関、保険会社及び証券会社については、平常どおり営業・業務を継続するとともに、東海地震注意情報の発表を顧客等に周知する。</li> <li>警戒宣言発令時の営業の停止の周知、稼動する現金自動預払機の準備等の地震防災応急対策の準備的措置を実施する。</li> </ul>	市中金融	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関、保険会社及び証券会社については、平常どおり営業・業務を継続するとともに、東海地震注意情報の発表を顧客等に周知する。</li> <li>警戒宣言発令時の営業の停止の周知、稼動する現金自動預払機の準備等の地震防災応急対策の準備的措置を実施する。</li> </ul>									
	鉄道	<table border="1"> <tr> <td>列車の運転規制等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>旅客列車については、運行を継続する。但し、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。</li> <li>貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>旅客等に対する対応</td> <td>東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。</td> </tr> </table>	列車の運転規制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅客列車については、運行を継続する。但し、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。</li> <li>貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。</li> </ul>	旅客等に対する対応	東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。	鉄道	<table border="1"> <tr> <td>列車の運転規制等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>旅客列車については、運行を継続する。但し、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。</li> <li>貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>旅客等に対する対応</td> <td>東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。</td> </tr> </table>	列車の運転規制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅客列車については、運行を継続する。但し、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。</li> <li>貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。</li> </ul>	旅客等に対する対応	東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。	
列車の運転規制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅客列車については、運行を継続する。但し、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。</li> <li>貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。</li> </ul>												
旅客等に対する対応	東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。												
列車の運転規制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅客列車については、運行を継続する。但し、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。</li> <li>貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。</li> </ul>												
旅客等に対する対応	東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。												
	バス	<ul style="list-style-type: none"> <li>平常どおり運行を継続し、乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。</li> <li>警戒宣言発令後のバスの運転規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。</li> <li>帰宅困難者の発生に備え、必要に応じ、臨時バスの増発等を検討し輸送力の確保を図る。</li> <li>警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法、必要な資機材の確認などの準備的措置を実施する。</li> </ul>	バス	<ul style="list-style-type: none"> <li>平常どおり運行を継続し、乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。</li> <li>警戒宣言発令後のバスの運転規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。</li> <li>帰宅困難者の発生に備え、必要に応じ、臨時バスの増発等を検討し輸送力の確保を図る。</li> <li>警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法、必要な資機材の確認などの準備的措置を実施する。</li> </ul>									
	道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>平常どおり円滑な交通を確保し、運転者等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。</li> <li>警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。</li> <li>警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。</li> </ul>	道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>平常どおり円滑な交通を確保し、運転者等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。</li> <li>警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。</li> <li>警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。</li> </ul>									
	旅客船	<ul style="list-style-type: none"> <li>平常どおり運航を継続するものとするが、必要に応じて新たな運航を中止することができる。</li> <li>乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。</li> <li>警戒宣言発令後の運航中止等の地震防災応急対策の内容についても周知する。</li> <li>警戒宣言発令時の運航中止等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、乗客の避難方法、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。</li> </ul>	旅客船	<ul style="list-style-type: none"> <li>平常どおり運航を継続するものとするが、必要に応じて新たな運航を中止することができる。</li> <li>乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。</li> <li>警戒宣言発令後の運航中止等の地震防災応急対策の内容についても周知する。</li> <li>警戒宣言発令時の運航中止等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、乗客の避難方法、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。</li> </ul>									
	病院・診療所	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。(外来患者の受入れを制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。)</li> <li>設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ず</li> </ul>	病院・診療所	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。(外来患者の受入れを制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。)</li> <li>設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ず</li> </ul>									

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧		新		備考
		<p>るとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。(必要に応じて入院患者の引渡しを実施できる。)</li> <li>建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。(必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施できる。)</li> </ul>		<p>るとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。(必要に応じて入院患者の引渡しを実施できる。)</li> <li>建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。(必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施できる。)</li> </ul>	
	百貨店・スーパー等	<ul style="list-style-type: none"> <li>百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあつては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して東海地震注意情報の発表を周知する。</li> <li>警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。</li> <li>営業の継続にあつては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。</li> </ul>	百貨店・スーパー等	<ul style="list-style-type: none"> <li>百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあつては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して東海地震注意情報の発表を周知する。</li> <li>警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。</li> <li>営業の継続にあつては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。</li> </ul>	
	静岡空港	<ul style="list-style-type: none"> <li>平常どおり運用を継続し、旅客等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、警戒宣言発令後の空港の運用休止(緊急輸送等を除く)等についても周知する。</li> <li>警戒宣言発令時の空港の運用休止(緊急輸送等を除く)等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客等の避難方法、必要な資機材の確認などの準備的措置を講ずる。</li> </ul>	静岡空港	<ul style="list-style-type: none"> <li>平常どおり運用を継続し、旅客等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、警戒宣言発令後の空港の運用休止(緊急輸送等を除く)等についても周知する。</li> <li>警戒宣言発令時の空港の運用休止(緊急輸送等を除く)等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客等の避難方法、必要な資機材の確認などの準備的措置を講ずる。</li> </ul>	
	<b>【警戒宣言発令時】</b>		<b>【警戒宣言発令時】</b>		
	区分	内容	区分	内容	
	水道(市町)	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲料水の供給は継続する。</li> <li>地震発生に備え、緊急貯水を行うよう広報するとともに応急給水の準備をする。</li> </ul>	水道(市町)	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲料水の供給は継続する。</li> <li>地震発生に備え、緊急貯水を行うよう広報するとともに応急給水の準備をする。</li> </ul>	
	電力 東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力の供給は継続する。</li> <li>地震発生に対する備え、需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害予防措置、資機材の確保等の措置を行う。</li> <li>浜岡原子力発電所については、電力の需給状況を勘案しながら運転を停止する。</li> </ul>	電力 東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力の供給は継続する。</li> <li>地震発生に対する備え、需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害予防措置、資機材の確保等の措置を行う。</li> <li>浜岡原子力発電所については、電力の需給状況を勘案しながら運転を停止する。</li> </ul>	
	ガス(都市ガス会社)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガスの供給は、ガス使用者が支障を来さない範囲において、ガス圧力を減じ、供給を継続する。</li> <li>重要施設の点検、要員の配備、緊急供給制限の準備等防災措置を講ず</li> </ul>	ガス(都市ガス会社)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガスの供給は、ガス使用者が支障を来さない範囲において、ガス圧力を減じ、供給を継続する。</li> <li>重要施設の点検、要員の配備、緊急供給制限の準備等防災措置を講ず</li> </ul>	

頁	旧		新		備考
	<p>通信</p> <p>西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東海支社</p>	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかじめ指定された防災関係機関の重要通信を優先して接続する。</li> <li>・このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、西日本電信電話株式会社及び東日本電信電話株式会社の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。</li> <li>・災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害用音声お届けの開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。</li> <li>・地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資機材、要員を準備する。</li> </ul>	<p>通信</p> <p>西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東海支社</p>	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかじめ指定された防災関係機関の重要通信を優先して接続する。</li> <li>・このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、西日本電信電話株式会社及び東日本電信電話株式会社の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。</li> <li>・災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害用音声お届けの開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。</li> <li>・地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資機材、要員を準備する。</li> </ul>	
	<p>放送</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し社会的混乱の防止を目的として、東海地震予知情報等の正確、迅速な伝達に努める。</li> <li>・地方公共団体等の要請に応じて、的確な防災対策が講ぜられるよう地震防災活動の実施状況、防災措置の状況等有効適切な放送を行う。</li> </ul>	<p>放送</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し社会的混乱の防止を目的として、東海地震予知情報等の正確、迅速な伝達に努める。</li> <li>・地方公共団体等の要請に応じて、的確な防災対策が講ぜられるよう地震防災活動の実施状況、防災措置の状況等有効適切な放送を行う。</li> </ul>	
<p>市中金融</p>	<p>金融機関の営業</p> <p>ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、次による。</p> <p>(ア) 正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、営業所等の窓口においては普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻し業務を除く全ての業務の営業を停止する。</p> <p>(イ) 営業所等の窓口における普通預金の払戻し業務の営業については、顧客及び従業員の安全に十分配慮しながら、店内顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努める。</p> <p>(ウ) 現金自動預払機（以下「ATM」という。）については、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続に努める。</p> <p>(エ) 「避難対象地区」内に所在する店舗は、普通預金の払戻しを含む全ての業務の営業を直ちに停止することとする。また、窓口及びATMでの普通預金の払戻し業務についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。</p> <p>イ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、次による。</p> <p>(ア) 営業所等の窓口における営業の開始又は再開は行わない。</p> <p>(イ) ATMについては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続に努める。</p> <p>(ウ) ATMの稼働についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。</p> <p>ウ 営業停止等を取引者に周知徹底するため、金融機関において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。</p> <p>エ 手形交換所は、警戒宣言が発せられた場合は、手形交換の停止あるいは休止、不渡処分猶予等の措置を適宜講ずる。</p> <p>オ 警戒宣言が解除された場合は、金融機関が営業することのでき</p>	<p>市中金融</p> <p>金融機関の営業</p> <p>ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、次による。</p> <p>(ア) 正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、営業所等の窓口においては普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻し業務を除く全ての業務の営業を停止する。</p> <p>(イ) 営業所等の窓口における普通預金の払戻し業務の営業については、顧客及び従業員の安全に十分配慮しながら、店内顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努める。</p> <p>(ウ) 現金自動預払機（以下「ATM」という。）については、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続に努める。</p> <p>(エ) 「避難対象地区」内に所在する店舗は、普通預金の払戻しを含む全ての業務の営業を直ちに停止することとする。また、窓口及びATMでの普通預金の払戻し業務についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。</p> <p>イ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、次による。</p> <p>(ア) 営業所等の窓口における営業の開始又は再開は行わない。</p> <p>(イ) ATMについては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続に努める。</p> <p>(ウ) ATMの稼働についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。</p> <p>ウ 営業停止等を取引者に周知徹底するため、金融機関において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。</p> <p>エ 手形交換所は、警戒宣言が発せられた場合は、手形交換の停止あるいは休止、不渡処分猶予等の措置を適宜講ずる。</p> <p>オ 警戒宣言が解除された場合は、金融機関が営業することのでき</p>			

頁	旧				新				備考
			る状況が整い次第速やかに平常の営業を再開するものとする。				る状況が整い次第速やかに平常の営業を再開するものとする。		
		保険会社及び証券会社の営業		ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、営業所等における業務を停止する。		ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、営業所等における業務を停止する。			
				イ 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、各会社において、営業停止等を行う営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。		イ 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、各会社において、営業停止等を行う営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。			
				ウ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、営業の開始又は再開は行わない。		ウ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、営業の開始又は再開は行わない。			
				エ 警戒宣言が解除された場合は、速やかに平常の営業を再開する。		エ 警戒宣言が解除された場合は、速やかに平常の営業を再開する。			
	鉄道	指定公共機関である鉄道	列車の運転規制等	新幹線	ア 想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止する。 イ 想定震度が6弱以上の地域内を運行中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転して停車する。 ウ 想定震度が6弱未満の地域において、名古屋・新大阪駅間については運行を継続する。この場合、強化地域内については、安全な速度で運転する。	新幹線	ア 想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止する。 イ 想定震度が6弱以上の地域内を運行中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転して停車する。 ウ 想定震度が6弱未満の地域において、名古屋・新大阪駅間については運行を継続する。この場合、強化地域内については、安全な速度で運転する。		
				在来線	ア 強化地域への進入を禁止する。 イ 強化地域内を運行中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。 ウ 強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。	在来線	ア 強化地域への進入を禁止する。 イ 強化地域内を運行中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。 ウ 強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。		
			旅客に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。</li> <li>滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係地方自治体の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。</li> </ul>	旅客に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。</li> <li>滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係地方自治体の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。</li> </ul>			
		指定地方公共機関である鉄道	<ul style="list-style-type: none"> <li>列車は指定した安全区域に停車させ、乗客を避難させる。</li> <li>旅客の避難、救護に関する事項は指定公共機関である鉄道に準ずる。</li> </ul>	指定地方公共機関である鉄道	<ul style="list-style-type: none"> <li>列車は指定した安全区域に停車させ、乗客を避難させる。</li> <li>旅客の避難、救護に関する事項は指定公共機関である鉄道に準ずる。</li> </ul>				
	バス	<ul style="list-style-type: none"> <li>バスには、営業所・出張所等から警戒宣言や東海地震予知情報が伝達される。また、市町のサイレン・半鐘によって警戒宣言の発令を覚知する。</li> <li>警戒宣言が発せられたときは、会社が定める場所又は、安全な場所に停車し、必要により乗客を避難させる。</li> </ul>	バス	<ul style="list-style-type: none"> <li>バスには、営業所・出張所等から警戒宣言や東海地震予知情報が伝達される。また、市町のサイレン・半鐘によって警戒宣言の発令を覚知する。</li> <li>警戒宣言が発せられたときは、会社が定める場所又は、安全な場所に停車し、必要により乗客を避難させる。</li> </ul>					
	道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>強化地域内への一般車両の流入は、極力抑制する。このため、交通規制を行う。</li> <li>強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通混乱が生じない限り原則として制限しない。</li> <li>強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制するよう交通整理・指導を行うほか、緊急輸送路・避難路を確保するため、交通要所において必要により交通規制を行う。</li> </ul>	道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>強化地域内への一般車両の流入は、極力抑制する。このため、交通規制を行う。</li> <li>強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通混乱が生じない限り原則として制限しない。</li> <li>強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制するよう交通整理・指導を行うほか、緊急輸送路・避難路を確保するため、交通要所において必要により交通規制を行う。</li> </ul>					

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高速道路・自動車専用道路では、一般車両の強化地域への流入を制限し、強化地域内のインターチェンジからの流入を制限する。</li> <li>・走行車両は低速走行する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高速道路・自動車専用道路では、一般車両の強化地域への流入を制限し、強化地域内のインターチェンジからの流入を制限する。</li> <li>・走行車両は低速走行する。</li> </ul>	
	<p>旅客船</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中の旅客船は、安全な海域に避難又は、津波の危険がなく入港を制限しない港に入港する。</li> <li>・航行中の旅客船であっても、河川又は湖沼に就航するもの及び夜間航行を禁止されているものにあつては、速やかに最寄りの港に着棧し乗客を下船させ必要に応じ乗客を避難誘導する。警戒宣言発令中は運航しない。</li> <li>・着棧中の旅客船は、直ちに乗客を下船させ、必要に応じ乗客を避難誘導する。警戒宣言発令中は運航しない。</li> <li>・海上避難する旅客船は、数日分の食料、水を準備する。</li> </ul>	<p>旅客船</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中の旅客船は、安全な海域に避難又は、津波の危険がなく入港を制限しない港に入港する。</li> <li>・航行中の旅客船であっても、河川又は湖沼に就航するもの及び夜間航行を禁止されているものにあつては、速やかに最寄りの港に着棧し乗客を下船させ必要に応じ乗客を避難誘導する。警戒宣言発令中は運航しない。</li> <li>・着棧中の旅客船は、直ちに乗客を下船させ、必要に応じ乗客を避難誘導する。警戒宣言発令中は運航しない。</li> <li>・海上避難する旅客船は、数日分の食料、水を準備する。</li> </ul>	
	<p>三保飛行場（一社）日本飛行連盟・赤十字飛行隊</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波による被害が予想されるため利用しない。</li> <li>・ただし、津波の被害が微少の場合の航空偵察や緊急輸送に備え、滑走路は利用できるよう準備する。</li> </ul>	<p>三保飛行場（一社）日本飛行連盟・赤十字飛行隊</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波による被害が予想されるため利用しない。</li> <li>・ただし、津波の被害が微少の場合の航空偵察や緊急輸送に備え、滑走路は利用できるよう準備する。</li> </ul>	
	<p>病院・診療所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。</li> <li>・建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。</li> <li>・建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。</li> </ul>	<p>病院・診療所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。</li> <li>・建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。</li> <li>・建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。</li> </ul>	
	<p>百貨店・スーパー等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であつて、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。</li> <li>・顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。</li> <li>・営業を継続する場合にあつては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。</li> </ul>	<p>百貨店・スーパー等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であつて、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。</li> <li>・顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。</li> <li>・営業を継続する場合にあつては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。</li> </ul>	
<p>静岡空港</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空機の離着陸を原則禁止し、旅客等に対して警戒宣言発令及び空港の運用休止（緊急輸送等を除く）、公共交通機関の運行停止等を周知する。</li> <li>・滞留旅客等が発生した場合は、あらかじめ決められた避難地等へ避難させるなど必要な措置を講じる。</li> </ul>	<p>静岡空港</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空機の離着陸を原則禁止し、旅客等に対して警戒宣言発令及び空港の運用休止（緊急輸送等を除く）、公共交通機関の運行停止等を周知する。</li> <li>・滞留旅客等が発生した場合は、あらかじめ決められた避難地等へ避難させるなど必要な措置を講じる。</li> </ul>		
<p>地震 -83</p>	<p>第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策 大規模地震対策特別措置法第7条第1項第1号から第4号までに掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営する者は、当該施設の利用者、顧客、従業員等の安全確保、</p>	<p>第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策 大規模地震対策特別措置法第7条第1項第1号から第4号までに掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営する者は、当該施設の利用者、顧客、従業員等の安全確保、</p>	

頁	旧	新	備考										
	<p>周辺地域への被害拡大防止等を図るため、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において実施する応急対策を地震防災応急計画において定めるものとし、当該計画策定にあたっては次に掲げる事項に留意する。</p> <p>&lt;各施設・事業所に共通の事項&gt; 各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。</p> <p><b>【東海地震注意情報発表時】</b> ○東海地震注意情報が発表された場合は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。 ○建物の耐震性等の安全性に応じ、また、帰宅困難者等の発生を抑制するため、必要に応じて、施設利用者、顧客、従業員等の安全確保に必要な施設の使用制限、営業の中止、帰宅要請、避難誘導措置等の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。 ○地震防災応急計画に定める必要のある準備的措置及び応急対策の主な内容は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="222 766 1320 1669"> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">共通に定めるべき事項</td> <td>(1)東海地震注意情報発表時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項</td> </tr> <tr> <td>(2)警戒宣言の発令に備えて実施する準備的措置に関する事項 ・東海地震注意情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項 ・情報収集・伝達手段の確保に関する事項 ・施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項 ・施設内外の設備・機器等の転倒・落下防止等の安全措置に関する事項 ・避難誘導の方法、近隣避難地・避難路等の確認等の避難誘導に関する事項 ・警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手順等の確認 ・その他各施設や地域の実情に応じた必要な応急措置に関する事項</td> </tr> <tr> <td>(3)施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関する事項 ・東海地震注意情報の内容と意味等 ・当該施設における東海地震注意情報発表時の応急対策の内容 ・冷静な対応の実施 ・公共交通機関の運行状況、道路交通等の情報 ・当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容 ・警戒宣言発令後の公共交通機関の運転中止、道路交通規制等の措置内容 ・その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報</td> </tr> <tr> <td>(4)避難対象地区内にある施設の準備的措置 避難対象地区内にある施設においては、警戒宣言発令と同時に迅速・円滑な避難対策を実施できるよう、必要に応じて段階的又は部分的に施設の利用や営業等を制限するなどの準備的措置を講ずることができる。</td> </tr> </table> <p><b>【警戒宣言発令時】</b> ○警戒宣言が発令された場合は、原則として施設の利用、営業等を中止し、地震防災応急計画に定める地震防災応急対策を実施する。 ○ただし、建物の耐震性等の安全性が確保されている施設においては、施設管理者の判断によ</p>	共通に定めるべき事項	(1)東海地震注意情報発表時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項	(2)警戒宣言の発令に備えて実施する準備的措置に関する事項 ・東海地震注意情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項 ・情報収集・伝達手段の確保に関する事項 ・施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項 ・施設内外の設備・機器等の転倒・落下防止等の安全措置に関する事項 ・避難誘導の方法、近隣避難地・避難路等の確認等の避難誘導に関する事項 ・警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手順等の確認 ・その他各施設や地域の実情に応じた必要な応急措置に関する事項	(3)施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関する事項 ・東海地震注意情報の内容と意味等 ・当該施設における東海地震注意情報発表時の応急対策の内容 ・冷静な対応の実施 ・公共交通機関の運行状況、道路交通等の情報 ・当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容 ・警戒宣言発令後の公共交通機関の運転中止、道路交通規制等の措置内容 ・その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報	(4)避難対象地区内にある施設の準備的措置 避難対象地区内にある施設においては、警戒宣言発令と同時に迅速・円滑な避難対策を実施できるよう、必要に応じて段階的又は部分的に施設の利用や営業等を制限するなどの準備的措置を講ずることができる。	<p>周辺地域への被害拡大防止等を図るため、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において実施する応急対策を地震防災応急計画において定めるものとし、当該計画策定にあたっては次に掲げる事項に留意する。</p> <p>&lt;各施設・事業所に共通の事項&gt; 各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。</p> <p><b>【東海地震注意情報発表時】</b> ○東海地震注意情報が発表された場合は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。 ○建物の耐震性等の安全性に応じ、また、帰宅困難者等の発生を抑制するため、必要に応じて、施設利用者、顧客、従業員等の安全確保に必要な施設の使用制限、営業の中止、帰宅要請、避難誘導措置等の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。 ○地震防災応急計画に定める必要のある準備的措置及び応急対策の主な内容は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1350 766 2448 1669"> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">共通に定めるべき事項</td> <td>(1)東海地震注意情報発表時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項</td> </tr> <tr> <td>(2)警戒宣言の発令に備えて実施する準備的措置に関する事項 ・東海地震注意情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項 ・情報収集・伝達手段の確保に関する事項 ・施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項 ・施設内外の設備・機器等の転倒・落下防止等の安全措置に関する事項 ・避難誘導の方法、近隣避難地・避難路等の確認等の避難誘導に関する事項 ・警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手順等の確認 ・その他各施設や地域の実情に応じた必要な応急措置に関する事項</td> </tr> <tr> <td>(3)施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関する事項 ・東海地震注意情報の内容と意味等 ・当該施設における東海地震注意情報発表時の応急対策の内容 ・冷静な対応の実施 ・公共交通機関の運行状況、道路交通等の情報 ・当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容 ・警戒宣言発令後の公共交通機関の運転中止、道路交通規制等の措置内容 ・その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報</td> </tr> <tr> <td>(4)避難対象地区内にある施設の準備的措置 避難対象地区内にある施設においては、警戒宣言発令と同時に迅速・円滑な避難対策を実施できるよう、必要に応じて段階的又は部分的に施設の利用や営業等を制限するなどの準備的措置を講ずることができる。</td> </tr> </table> <p><b>【警戒宣言発令時】</b> ○警戒宣言が発令された場合は、原則として施設の利用、営業等を中止し、地震防災応急計画に定める地震防災応急対策を実施する。 ○ただし、建物の耐震性等の安全性が確保されている施設においては、施設管理者の判断によ</p>	共通に定めるべき事項	(1)東海地震注意情報発表時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項	(2)警戒宣言の発令に備えて実施する準備的措置に関する事項 ・東海地震注意情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項 ・情報収集・伝達手段の確保に関する事項 ・施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項 ・施設内外の設備・機器等の転倒・落下防止等の安全措置に関する事項 ・避難誘導の方法、近隣避難地・避難路等の確認等の避難誘導に関する事項 ・警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手順等の確認 ・その他各施設や地域の実情に応じた必要な応急措置に関する事項	(3)施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関する事項 ・東海地震注意情報の内容と意味等 ・当該施設における東海地震注意情報発表時の応急対策の内容 ・冷静な対応の実施 ・公共交通機関の運行状況、道路交通等の情報 ・当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容 ・警戒宣言発令後の公共交通機関の運転中止、道路交通規制等の措置内容 ・その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報	(4)避難対象地区内にある施設の準備的措置 避難対象地区内にある施設においては、警戒宣言発令と同時に迅速・円滑な避難対策を実施できるよう、必要に応じて段階的又は部分的に施設の利用や営業等を制限するなどの準備的措置を講ずることができる。	
共通に定めるべき事項	(1)東海地震注意情報発表時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項												
	(2)警戒宣言の発令に備えて実施する準備的措置に関する事項 ・東海地震注意情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項 ・情報収集・伝達手段の確保に関する事項 ・施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項 ・施設内外の設備・機器等の転倒・落下防止等の安全措置に関する事項 ・避難誘導の方法、近隣避難地・避難路等の確認等の避難誘導に関する事項 ・警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手順等の確認 ・その他各施設や地域の実情に応じた必要な応急措置に関する事項												
	(3)施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関する事項 ・東海地震注意情報の内容と意味等 ・当該施設における東海地震注意情報発表時の応急対策の内容 ・冷静な対応の実施 ・公共交通機関の運行状況、道路交通等の情報 ・当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容 ・警戒宣言発令後の公共交通機関の運転中止、道路交通規制等の措置内容 ・その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報												
	(4)避難対象地区内にある施設の準備的措置 避難対象地区内にある施設においては、警戒宣言発令と同時に迅速・円滑な避難対策を実施できるよう、必要に応じて段階的又は部分的に施設の利用や営業等を制限するなどの準備的措置を講ずることができる。												
共通に定めるべき事項	(1)東海地震注意情報発表時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項												
	(2)警戒宣言の発令に備えて実施する準備的措置に関する事項 ・東海地震注意情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項 ・情報収集・伝達手段の確保に関する事項 ・施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項 ・施設内外の設備・機器等の転倒・落下防止等の安全措置に関する事項 ・避難誘導の方法、近隣避難地・避難路等の確認等の避難誘導に関する事項 ・警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手順等の確認 ・その他各施設や地域の実情に応じた必要な応急措置に関する事項												
	(3)施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関する事項 ・東海地震注意情報の内容と意味等 ・当該施設における東海地震注意情報発表時の応急対策の内容 ・冷静な対応の実施 ・公共交通機関の運行状況、道路交通等の情報 ・当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容 ・警戒宣言発令後の公共交通機関の運転中止、道路交通規制等の措置内容 ・その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報												
	(4)避難対象地区内にある施設の準備的措置 避難対象地区内にある施設においては、警戒宣言発令と同時に迅速・円滑な避難対策を実施できるよう、必要に応じて段階的又は部分的に施設の利用や営業等を制限するなどの準備的措置を講ずることができる。												

頁	旧	新	備考																						
	<p>り、当該施設の利用、営業等を継続することができる。地震防災応急計画に定める必要がある主な地震防災応急対策の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1)警戒宣言発令時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項</p> <p>(2)地震防災応急対策を実施する組織の確立に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震防災応急対策の実施に必要な防災要員の参集人員及び組織体制</li> <li>防災要員の参集連絡方法、参集手段等</li> </ul> <p>(3)地震発生に備えて実施する地震防災応急対策に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者、顧客、従業員等の避難誘導措置に関する事項</li> <li>情報収集・伝達手段の確保</li> <li>救急医薬品の準備、負傷者等の移送方法等の応急救護に関する事項</li> <li>施設内の出火防止措置、施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項</li> <li>設備、機器等の点検、転倒・落下防止措置に関する事項</li> <li>備蓄物資や非常持出品の確認、緊急貯水の実施、非常用発電装置の確認等の地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事項</li> <li>警戒宣言時の公共交通機関の運行停止や道路交通規制に伴う利用者・顧客・従業員等の帰宅対策に関する事項</li> <li>商品・製品等の輸送中や営業中の車両等の措置に関する事項</li> <li>その他各施設や地域の実情に応じた必要な地震防災応急対策に関する事項</li> </ul> <p>(4)施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警戒宣言発令、東海地震予知情報の内容と意味等</li> <li>当該施設における地震防災応急対策の内容</li> <li>公共交通機関の運行状況、道路交通規制等の情報</li> <li>その他利用者、従業員等の安全を確保するために必要な情報</li> </ul> <p>(5)避難対象地区内の施設の避難対策</p> <p>避難対象地区に所在する施設においては、あらかじめ市町と協議して定めた避難地等への避難誘導措置を速やかに実施し、施設の利用、営業等を中止する。</p>	<p>り、当該施設の利用、営業等を継続することができる。地震防災応急計画に定める必要がある主な地震防災応急対策の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1)警戒宣言発令時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項</p> <p>(2)地震防災応急対策を実施する組織の確立に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震防災応急対策の実施に必要な防災要員の参集人員及び組織体制</li> <li>防災要員の参集連絡方法、参集手段等</li> </ul> <p>(3)地震発生に備えて実施する地震防災応急対策に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者、顧客、従業員等の避難誘導措置に関する事項</li> <li>情報収集・伝達手段の確保</li> <li>救急医薬品の準備、負傷者等の移送方法等の応急救護に関する事項</li> <li>施設内の出火防止措置、施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項</li> <li>設備、機器等の点検、転倒・落下防止措置に関する事項</li> <li>備蓄物資や非常持出品の確認、緊急貯水の実施、非常用発電装置の確認等の地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事項</li> <li>警戒宣言時の公共交通機関の運行停止や道路交通規制に伴う利用者・顧客・従業員等の帰宅対策に関する事項</li> <li>商品・製品等の輸送中や営業中の車両等の措置に関する事項</li> <li>その他各施設や地域の実情に応じた必要な地震防災応急対策に関する事項</li> </ul> <p>(4)施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警戒宣言発令、東海地震予知情報の内容と意味等</li> <li>当該施設における地震防災応急対策の内容</li> <li>公共交通機関の運行状況、道路交通規制等の情報</li> <li>その他利用者、従業員等の安全を確保するために必要な情報</li> </ul> <p>(5)避難対象地区内の施設の避難対策</p> <p>避難対象地区に所在する施設においては、あらかじめ市町と協議して定めた避難地等への避難誘導措置を速やかに実施し、施設の利用、営業等を中止する。</p>																							
	<p>共通に定めるべき事項</p> <p>&lt;各施設・事業所の計画において定める個別事項&gt;</p> <p>各施設の特異性・公益性等に応じて、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。</p> <table border="1" data-bbox="222 1318 1320 1871"> <thead> <tr> <th>施設・事業所</th> <th colspan="2">地震防災応急計画に定める個別事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">病院・診療所</td> <td>東海地震注意情報発表時</td> <td>第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】病院・診療所に準ずる。</td> </tr> <tr> <td>警戒宣言発令時</td> <td>第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】病院・診療所に準ずる。</td> </tr> <tr> <td>百貨店・スーパー等</td> <td>東海地震注意情報発表時</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあつては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。</li> <li>警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあつては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。</li> <li>県や市町等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、協定先との連絡体制の確保、協定内容</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	施設・事業所	地震防災応急計画に定める個別事項		病院・診療所	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】病院・診療所に準ずる。	警戒宣言発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】病院・診療所に準ずる。	百貨店・スーパー等	東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあつては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。</li> <li>警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあつては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。</li> <li>県や市町等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、協定先との連絡体制の確保、協定内容</li> </ul>	<p>共通に定めるべき事項</p> <p>&lt;各施設・事業所の計画において定める個別事項&gt;</p> <p>各施設の特異性・公益性等に応じて、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。</p> <table border="1" data-bbox="1350 1318 2448 1871"> <thead> <tr> <th>施設・事業所</th> <th colspan="2">地震防災応急計画に定める個別事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">病院・診療所</td> <td>東海地震注意情報発表時</td> <td>第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】病院・診療所に準ずる。</td> </tr> <tr> <td>警戒宣言発令時</td> <td>第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】病院・診療所に準ずる。</td> </tr> <tr> <td>百貨店・スーパー等</td> <td>東海地震注意情報発表時</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあつては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。</li> <li>警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあつては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。</li> <li>県や市町等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、協定先との連絡体制の確保、協定内容</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	施設・事業所	地震防災応急計画に定める個別事項		病院・診療所	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】病院・診療所に準ずる。	警戒宣言発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】病院・診療所に準ずる。	百貨店・スーパー等	東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあつては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。</li> <li>警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあつては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。</li> <li>県や市町等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、協定先との連絡体制の確保、協定内容</li> </ul>	
施設・事業所	地震防災応急計画に定める個別事項																								
病院・診療所	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】病院・診療所に準ずる。																							
	警戒宣言発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】病院・診療所に準ずる。																							
百貨店・スーパー等	東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあつては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。</li> <li>警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあつては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。</li> <li>県や市町等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、協定先との連絡体制の確保、協定内容</li> </ul>																							
施設・事業所	地震防災応急計画に定める個別事項																								
病院・診療所	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】病院・診療所に準ずる。																							
	警戒宣言発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】病院・診療所に準ずる。																							
百貨店・スーパー等	東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあつては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。</li> <li>警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあつては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。</li> <li>県や市町等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、協定先との連絡体制の確保、協定内容</li> </ul>																							

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧		新		備考		
		<p>の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。</li> </ul>		<p>の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。</li> </ul>			
		<p>・建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により県民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。</p> <p>・営業の継続にあたっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。</p> <p>・建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。</p> <p>・県や市町等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等の確保に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。</li> </ul>		<p>・建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により県民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。</p> <p>・営業の継続にあたっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。</p> <p>・建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。</p> <p>・県や市町等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等の確保に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。</li> </ul>			
	石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設 <small>(大規模地震対策特別措置法第7条第1項第2号に掲げる施設又は事業所)</small>	東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒宣言発令時に実施する応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。</li> <li>・応急的保安措置の実施に相当の時間を要する場合には、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。</li> </ul>	石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設 <small>(大規模地震対策特別措置法第7条第1項第2号に掲げる施設又は事業所)</small>	東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒宣言発令時に実施する応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。</li> <li>・応急的保安措置の実施に相当の時間を要する場合には、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。</li> </ul>	
		警戒宣言発令時	火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。		警戒宣言発令時	火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。	
	鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業 <small>(大規模地震対策特別措置法第7条第1項第3号に掲げる事業所)</small>	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】鉄道、バス、旅客船、静岡空港に準ずる。	鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業 <small>(大規模地震対策特別措置法第7条第1項第3号に掲げる事業所)</small>	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】鉄道、バス、旅客船、静岡空港に準ずる。	
		警戒宣言発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】鉄道、バス、旅客船、静岡空港に準ずる。		警戒宣言発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】鉄道、バス、旅客船、静岡空港に準ずる。	
	学校・幼稚園・保育所・認定こども園		<p>○県教育委員会は、公立の学校等に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル(災害安全)」等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災応急対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。また、県は保育所、私立の学校等に対して、この指針に準じた対策を実施するよう指導する。</p> <p>○学校等は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等の設置者や保護者と協議、連携して、生徒等の安全確保のために必要な計画を策定し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施にあたっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮するものとする。</p> <p>○生徒等の安全確保のために必要な対策としては、概ね次の措置を講ずる</p>	学校・幼稚園・保育所・認定こども園		<p>○県教育委員会は、公立の学校等に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル(災害安全)」等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災応急対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。また、県は保育所、私立の学校等に対して、この指針に準じた対策を実施するよう指導する。</p> <p>○学校等は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等の設置者や保護者と協議、連携して、生徒等の安全確保のために必要な計画を策定し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施にあたっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮するものとする。</p> <p>○生徒等の安全確保のために必要な対策としては、概ね次の措置を講ずる</p>	

頁	旧		新		備考
		<p>こととするが、生徒等の帰宅や家族等への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園(所)の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者等と十分に協議して定めるものとする。</p> <p>東海地震注意情報発表時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒等が在校・在園(所)中の場合、各学校等は次の措置を講ずる。</li> <li>ア 避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、生徒等の安全が確保できる場所への避難誘導及び帰宅又は家族等への引渡しを実施する。</li> <li>イ 避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学・通園(所)者が多いなど、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは生徒等の安全確保が困難なことが予想される場合は、帰宅又は家族等への引渡しを実施する。</li> <li>また、このほかの場合においても、授業や保育等を中止するなど、生徒等の安全確保のために必要な対策の準備を開始する。</li> <li>ウ 家族等への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。</li> </ul> <p>警戒宣言発令時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒等が在校中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止し、原則として安全が確認(警戒宣言の解除等)されるまで学校への待機又は帰宅や家族等への引渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。</li> <li>・家族等への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。</li> </ul>		<p>こととするが、生徒等の帰宅や家族等への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園(所)の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者等と十分に協議して定めるものとする。</p> <p>東海地震注意情報発表時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒等が在校・在園(所)中の場合、各学校等は次の措置を講ずる。</li> <li>ア 避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、生徒等の安全が確保できる場所への避難誘導及び帰宅又は家族等への引渡しを実施する。</li> <li>イ 避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学・通園(所)者が多いなど、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは生徒等の安全確保が困難なことが予想される場合は、帰宅又は家族等への引渡しを実施する。</li> <li>また、このほかの場合においても、授業や保育等を中止するなど、生徒等の安全確保のために必要な対策の準備を開始する。</li> <li>ウ 家族等への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。</li> </ul> <p>警戒宣言発令時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒等が在校中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止し、原則として安全が確認(警戒宣言の解除等)されるまで学校への待機又は帰宅や家族等への引渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。</li> <li>・家族等への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。</li> </ul>	
	<p>社会福祉施設</p>	<p>東海地震注意情報発表時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては設備等の転倒・落下防止措置等の必要な安全措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。</li> <li>・建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。</li> <li>ア 家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置</li> <li>イ 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡体制や移送方法・手段の確認などの準備的措置</li> </ul> <p>警戒宣言発令時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、入所者については入所を継続し、通所者は家族等への引渡しを実施する。</li> <li>・建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。</li> </ul>	<p>社会福祉施設</p>	<p>東海地震注意情報発表時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては設備等の転倒・落下防止措置等の必要な安全措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。</li> <li>・建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。</li> <li>ア 家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置</li> <li>イ 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡体制や移送方法・手段の確認などの準備的措置</li> </ul> <p>警戒宣言発令時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、入所者については入所を継続し、通所者は家族等への引渡しを実施する。</li> <li>・建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。</li> </ul>	

頁	旧			新			備考
			ア 家族等への引渡し イ 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送			ア 家族等への引渡し イ 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送	
	放送事業	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】の5放送に準ずる。	放送事業	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】の5放送に準ずる。	
		警戒宣言発令時	・第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】の5放送に準ずる。		警戒宣言発令時	・第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】の5放送に準ずる。	
その他の施設又は事業	鉾山	東海地震注意情報発表時	・警戒宣言発令時に実施する退避措置や応急的保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。 ・応急的保安措置等の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。	鉾山	東海地震注意情報発表時	・警戒宣言発令時に実施する退避措置や応急的保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。 ・応急的保安措置等の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。	
		警戒宣言発令時	構内作業員に対して退避措置を実施するとともに、集積場等において必要な応急的保安措置を実施する。		警戒宣言発令時	構内作業員に対して退避措置を実施するとともに、集積場等において必要な応急的保安措置を実施する。	
	貯木場	東海地震注意情報発表時	第11節 県有施設設備の防災措置の2公共施設等の【東海地震注意情報発表時】港湾及び漁港施設等に準ずる。	貯木場	東海地震注意情報発表時	第11節 県有施設設備の防災措置の2公共施設等の【東海地震注意情報発表時】港湾及び漁港施設等に準ずる。	
		警戒宣言発令時	第11節 県有施設設備の防災措置の2公共施設等の【警戒宣言発令時】港湾及び漁港施設等に準ずる。		警戒宣言発令時	第11節 県有施設設備の防災措置の2公共施設等の【警戒宣言発令時】港湾及び漁港施設等に準ずる。	
	動物園	東海地震注意情報発表時	・警戒宣言発令時に実施する応急的保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。 ・応急的保安措置等の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。	動物園	東海地震注意情報発表時	・警戒宣言発令時に実施する応急的保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。 ・応急的保安措置等の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。	
		警戒宣言発令時	特定動物の動物舎への収容その他必要な応急的保安措置を実施する。		警戒宣言発令時	特定動物の動物舎への収容その他必要な応急的保安措置を実施する。	
	道路	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】道路に準ずる。	道路	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】道路に準ずる。	
		警戒宣言発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】道路に準ずる。		警戒宣言発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】道路に準ずる。	
	ガス事業	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】ガスに準ずる。	ガス事業	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】ガスに準ずる。	
		警戒宣言発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】ガスに準ずる。		警戒宣言発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】ガスに準ずる。	
	水道事業	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】水道に準ずる。	水道事業	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】水道に準ずる。	

頁	旧				新				備考
		発表時 警戒宣言発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】水道に準ずる。		発表時 警戒宣言発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】水道に準ずる。			
	電気事業	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】電力に準ずる。	電気事業	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】電力に準ずる。			
		警戒宣言発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】電力に準ずる。		警戒宣言発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】電力に準ずる。			
	従業員1000人以上の工場	東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒宣言発令時の安全保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。</li> <li>従業員の通勤手段・時間等を勘案し、必要に応じて帰宅等の措置を段階的又は部分的に実施する。</li> </ul>	従業員1000人以上の工場	東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒宣言発令時の安全保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。</li> <li>従業員の通勤手段・時間等を勘案し、必要に応じて帰宅等の措置を段階的又は部分的に実施する。</li> </ul>			
		警戒宣言発令時	防災要員を除く従業員の工場等から退避、帰宅等の安全保安措置を実施する。		警戒宣言発令時	防災要員を除く従業員の工場等から退避、帰宅等の安全保安措置を実施する。			
地震 -87	第14節 県が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策			第14節 県が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策					
	<p>県が管理し、又は運営する施設又は事業の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策の概要を示す。</p> <p>県が管理する施設等の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策については、それぞれ施設の管理者が定めるものとする。</p> <p>計画すべき対策の要点は次のとおりである。</p>			<p>県が管理し、又は運営する施設又は事業の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策の概要を示す。</p> <p>県が管理する施設等の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策については、それぞれ施設の管理者が定めるものとする。</p> <p>計画すべき対策の要点は次のとおりである。</p>					
	【東海地震注意情報発表時】			【東海地震注意情報発表時】					
	区分	内 容		区分	内 容				
	各施設が共通して定める事項	ア 東海地震注意情報、応急対策の内容等の施設利用者への伝達 イ 東海地震注意情報発表時の応急対策を実施する体制の確立 ウ 施設利用者等の混乱防止のための広報、必要に応じて避難誘導等の安全確保措置 エ 施設及び設備の点検及び安全措置の準備、備蓄物資・資機材等の確認・点検		各施設が共通して定める事項	ア 東海地震注意情報、応急対策の内容等の施設利用者への伝達 イ 東海地震注意情報発表時の応急対策を実施する体制の確立 ウ 施設利用者等の混乱防止のための広報、必要に応じて避難誘導等の安全確保措置 エ 施設及び設備の点検及び安全措置の準備、備蓄物資・資機材等の確認・点検				
	施設の特性に応じた主要な個別事項	病院	東海地震注意情報発表時の診療体制	施設の特性に応じた主要な個別事項	病院	東海地震注意情報発表時の診療体制			
		学校	ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置(家族等への引渡し方法等) イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等		学校	ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置(家族等への引渡し方法等) イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等			
		社会福祉施設	入所者の移送又は家族等への引渡し方法		社会福祉施設	入所者の移送又は家族等への引渡し方法			

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧			新			備考
	水道用水供給施設及び工業用水道施設	警戒宣言発令に備えた溢水等による災害予防措置の準備		水道用水供給施設及び工業用水道施設	警戒宣言発令に備えた溢水等による災害予防措置の準備		
	【警戒宣言発令時】			【警戒宣言発令時】			
	区分	内容		区分	内容		
各施設が共通して定める事項		ア 東海地震予知情報等の施設利用者等への伝達 イ 地震防災応急対策を実施する組織の確立 ウ 避難誘導等利用者等の安全確保措置 エ 消防、水防等の事前措置 オ 応急救護 カ 施設及び設備の整備及び点検 キ 防災訓練及び教育、広報			ア 東海地震予知情報等の施設利用者等への伝達 イ 地震防災応急対策を実施する組織の確立 ウ 避難誘導等利用者等の安全確保措置 エ 消防、水防等の事前措置 オ 応急救護 カ 施設及び設備の整備及び点検 キ 防災訓練及び教育、広報		
施設の特性に応じた主要な個別事項	病院、学校、社会福祉施設、空港等において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13節の規定に準ずる。			病院、学校、社会福祉施設、空港等において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13節の規定に準ずる。			
	病院	警戒宣言発令時の診療体制		病院	警戒宣言発令時の診療体制		
	学校	ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等引渡し方法等） イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における難者の受入方法等		学校	ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等引渡し方法等） イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における難者の受入方法等		
	社会福祉施設	入所者の移送又は家族等への引渡し方法		社会福祉施設	入所者の移送又は家族等への引渡し方法		
	水道用水供給施設及び工業用水道施設	溢水等による災害予防措置		水道用水供給施設及び工業用水道施設	溢水等による災害予防措置		

頁	旧	新	備考																				
地震 -89	第5章 災害応急対策 (略) 第1節 防災関係機関の活動 (略) 1 県	第5章 災害応急対策 (略) 第1節 防災関係機関の活動 (略) 1 県																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 386 388 420">区分</th> <th data-bbox="388 386 1317 420">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 420 388 653">災害対策本部の設置</td> <td data-bbox="388 420 1317 653"> <ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、地震が発生し気象庁が東海地震と判定したとき又は地震が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、静岡県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。</li> <li>災害対策本部の規模は、災害の規模に応じて別に定める。</li> <li>警戒本部から災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 653 388 1591">組織及び所掌事務</td> <td data-bbox="388 653 1317 1591"> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部、災害対策本部の方面本部（以下この編で「方面本部」という。）及び現地災害対策本部（以下この編で「現地本部」という。）の編成及び運営は、静岡県災害対策本部条例（昭和37年条例第43号）及び静岡県災害対策本部運営要領（昭和37年12月14日施行）（以下「災害対策本部運営要領」という。）の定めるところによる。</li> <li>災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。                              なお、方面本部管内の範囲で対策実施又は調整できる事務は、方面本部において対処する。                              また、現地本部をおいた場合は、人命の救助その他の応急対策を迅速に実施するために必要な事務は、現地本部において対処する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達</li> <li>イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報</li> <li>ウ 水防その他の応急措置</li> <li>エ 被災者の救助、救護、その他の保護</li> <li>オ 施設及び設備の応急の復旧</li> <li>カ 防疫その他の保健衛生</li> <li>キ 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持</li> <li>ク 緊急輸送の確保及び調整</li> <li>ケ 国その他の防災関係機関に対する災害応急対策の実施又は支援の要請並びに支援の受入調整</li> <li>コ 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による応援の受入及び調整</li> <li>サ その他の災害の発生の防御又は拡大の防止</li> <li>シ ボランティアの受入れの調整</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1591 388 1749">国の現地対策本部との連携</td> <td data-bbox="388 1591 1317 1749">                     国の非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置され、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれた場合は、静岡県災害対策本部は、当該現地対策本部との連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努めるものとする。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1749 388 1864">職員動員及び配備</td> <td data-bbox="388 1749 1317 1864"> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員の動員及び配備は、災害対策本部運営要領及び地震防災応急対策要員及び災害対策要員指名要領の定めるところによる。</li> <li>本部長、副本部長及び本部員並びに指令部各班員等及び各部各班員のうち初</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	災害対策本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、地震が発生し気象庁が東海地震と判定したとき又は地震が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、静岡県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。</li> <li>災害対策本部の規模は、災害の規模に応じて別に定める。</li> <li>警戒本部から災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。</li> </ul>	組織及び所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部、災害対策本部の方面本部（以下この編で「方面本部」という。）及び現地災害対策本部（以下この編で「現地本部」という。）の編成及び運営は、静岡県災害対策本部条例（昭和37年条例第43号）及び静岡県災害対策本部運営要領（昭和37年12月14日施行）（以下「災害対策本部運営要領」という。）の定めるところによる。</li> <li>災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。                              なお、方面本部管内の範囲で対策実施又は調整できる事務は、方面本部において対処する。                              また、現地本部をおいた場合は、人命の救助その他の応急対策を迅速に実施するために必要な事務は、現地本部において対処する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達</li> <li>イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報</li> <li>ウ 水防その他の応急措置</li> <li>エ 被災者の救助、救護、その他の保護</li> <li>オ 施設及び設備の応急の復旧</li> <li>カ 防疫その他の保健衛生</li> <li>キ 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持</li> <li>ク 緊急輸送の確保及び調整</li> <li>ケ 国その他の防災関係機関に対する災害応急対策の実施又は支援の要請並びに支援の受入調整</li> <li>コ 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による応援の受入及び調整</li> <li>サ その他の災害の発生の防御又は拡大の防止</li> <li>シ ボランティアの受入れの調整</li> </ul> </li> </ul>	国の現地対策本部との連携	国の非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置され、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれた場合は、静岡県災害対策本部は、当該現地対策本部との連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努めるものとする。	職員動員及び配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の動員及び配備は、災害対策本部運営要領及び地震防災応急対策要員及び災害対策要員指名要領の定めるところによる。</li> <li>本部長、副本部長及び本部員並びに指令部各班員等及び各部各班員のうち初</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1359 386 1525 420">区分</th> <th data-bbox="1525 386 2436 420">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1359 420 1525 653">災害対策本部の設置</td> <td data-bbox="1525 420 2436 653"> <ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、地震が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、静岡県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。</li> <li>災害対策本部の規模は、災害の規模に応じて別に定める。</li> <li>警戒本部から災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 653 1525 1591">組織及び所掌事務</td> <td data-bbox="1525 653 2436 1591"> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部、災害対策本部の方面本部（以下この編で「方面本部」という。）及び現地災害対策本部（以下この編で「現地本部」という。）の編成及び運営は、静岡県災害対策本部条例（昭和37年条例第43号）及び静岡県災害対策本部運営要領（昭和37年12月14日施行）（以下「災害対策本部運営要領」という。）の定めるところによる。</li> <li>災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。                              なお、方面本部管内の範囲で対策実施又は調整できる事務は、方面本部において対処する。                              また、現地本部をおいた場合は、人命の救助その他の応急対策を迅速に実施するために必要な事務は、現地本部において対処する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達</li> <li>イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報</li> <li>ウ 水防その他の応急措置</li> <li>エ 被災者の救助、救護、その他の保護</li> <li>オ 施設及び設備の応急の復旧</li> <li>カ 防疫その他の保健衛生</li> <li>キ 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持</li> <li>ク 緊急輸送の確保及び調整</li> <li>ケ 国その他の防災関係機関に対する災害応急対策の実施又は支援の要請並びに支援の受入調整</li> <li>コ 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による応援の受入及び調整</li> <li>サ その他の災害の発生の防御又は拡大の防止</li> <li>シ ボランティアの受入れの調整</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1591 1525 1749">国の現地対策本部との連携</td> <td data-bbox="1525 1591 2436 1749">                     政府本部が設置され、特定災害現地対策本部、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれた場合は、静岡県災害対策本部は、当該現地対策本部との連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努めるものとする。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1749 1525 1864">職員動員及び配備</td> <td data-bbox="1525 1749 2436 1864"> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員の動員及び配備は、災害対策本部運営要領及び災害対策要員指名要領の定めるところによる。</li> <li>本部長、副本部長及び本部員並びに指令部各班員等及び各部各班員のうち初</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	災害対策本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、地震が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、静岡県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。</li> <li>災害対策本部の規模は、災害の規模に応じて別に定める。</li> <li>警戒本部から災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。</li> </ul>	組織及び所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部、災害対策本部の方面本部（以下この編で「方面本部」という。）及び現地災害対策本部（以下この編で「現地本部」という。）の編成及び運営は、静岡県災害対策本部条例（昭和37年条例第43号）及び静岡県災害対策本部運営要領（昭和37年12月14日施行）（以下「災害対策本部運営要領」という。）の定めるところによる。</li> <li>災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。                              なお、方面本部管内の範囲で対策実施又は調整できる事務は、方面本部において対処する。                              また、現地本部をおいた場合は、人命の救助その他の応急対策を迅速に実施するために必要な事務は、現地本部において対処する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達</li> <li>イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報</li> <li>ウ 水防その他の応急措置</li> <li>エ 被災者の救助、救護、その他の保護</li> <li>オ 施設及び設備の応急の復旧</li> <li>カ 防疫その他の保健衛生</li> <li>キ 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持</li> <li>ク 緊急輸送の確保及び調整</li> <li>ケ 国その他の防災関係機関に対する災害応急対策の実施又は支援の要請並びに支援の受入調整</li> <li>コ 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による応援の受入及び調整</li> <li>サ その他の災害の発生の防御又は拡大の防止</li> <li>シ ボランティアの受入れの調整</li> </ul> </li> </ul>	国の現地対策本部との連携	政府本部が設置され、特定災害現地対策本部、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれた場合は、静岡県災害対策本部は、当該現地対策本部との連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努めるものとする。	職員動員及び配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の動員及び配備は、災害対策本部運営要領及び災害対策要員指名要領の定めるところによる。</li> <li>本部長、副本部長及び本部員並びに指令部各班員等及び各部各班員のうち初</li> </ul>	<p>東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正</p> <p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)を踏まえた修正</p>
区分	内容																						
災害対策本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、地震が発生し気象庁が東海地震と判定したとき又は地震が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、静岡県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。</li> <li>災害対策本部の規模は、災害の規模に応じて別に定める。</li> <li>警戒本部から災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。</li> </ul>																						
組織及び所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部、災害対策本部の方面本部（以下この編で「方面本部」という。）及び現地災害対策本部（以下この編で「現地本部」という。）の編成及び運営は、静岡県災害対策本部条例（昭和37年条例第43号）及び静岡県災害対策本部運営要領（昭和37年12月14日施行）（以下「災害対策本部運営要領」という。）の定めるところによる。</li> <li>災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。                              なお、方面本部管内の範囲で対策実施又は調整できる事務は、方面本部において対処する。                              また、現地本部をおいた場合は、人命の救助その他の応急対策を迅速に実施するために必要な事務は、現地本部において対処する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達</li> <li>イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報</li> <li>ウ 水防その他の応急措置</li> <li>エ 被災者の救助、救護、その他の保護</li> <li>オ 施設及び設備の応急の復旧</li> <li>カ 防疫その他の保健衛生</li> <li>キ 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持</li> <li>ク 緊急輸送の確保及び調整</li> <li>ケ 国その他の防災関係機関に対する災害応急対策の実施又は支援の要請並びに支援の受入調整</li> <li>コ 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による応援の受入及び調整</li> <li>サ その他の災害の発生の防御又は拡大の防止</li> <li>シ ボランティアの受入れの調整</li> </ul> </li> </ul>																						
国の現地対策本部との連携	国の非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置され、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれた場合は、静岡県災害対策本部は、当該現地対策本部との連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努めるものとする。																						
職員動員及び配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の動員及び配備は、災害対策本部運営要領及び地震防災応急対策要員及び災害対策要員指名要領の定めるところによる。</li> <li>本部長、副本部長及び本部員並びに指令部各班員等及び各部各班員のうち初</li> </ul>																						
区分	内容																						
災害対策本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、地震が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、静岡県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。</li> <li>災害対策本部の規模は、災害の規模に応じて別に定める。</li> <li>警戒本部から災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。</li> </ul>																						
組織及び所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部、災害対策本部の方面本部（以下この編で「方面本部」という。）及び現地災害対策本部（以下この編で「現地本部」という。）の編成及び運営は、静岡県災害対策本部条例（昭和37年条例第43号）及び静岡県災害対策本部運営要領（昭和37年12月14日施行）（以下「災害対策本部運営要領」という。）の定めるところによる。</li> <li>災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。                              なお、方面本部管内の範囲で対策実施又は調整できる事務は、方面本部において対処する。                              また、現地本部をおいた場合は、人命の救助その他の応急対策を迅速に実施するために必要な事務は、現地本部において対処する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達</li> <li>イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報</li> <li>ウ 水防その他の応急措置</li> <li>エ 被災者の救助、救護、その他の保護</li> <li>オ 施設及び設備の応急の復旧</li> <li>カ 防疫その他の保健衛生</li> <li>キ 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持</li> <li>ク 緊急輸送の確保及び調整</li> <li>ケ 国その他の防災関係機関に対する災害応急対策の実施又は支援の要請並びに支援の受入調整</li> <li>コ 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による応援の受入及び調整</li> <li>サ その他の災害の発生の防御又は拡大の防止</li> <li>シ ボランティアの受入れの調整</li> </ul> </li> </ul>																						
国の現地対策本部との連携	政府本部が設置され、特定災害現地対策本部、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれた場合は、静岡県災害対策本部は、当該現地対策本部との連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努めるものとする。																						
職員動員及び配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の動員及び配備は、災害対策本部運営要領及び災害対策要員指名要領の定めるところによる。</li> <li>本部長、副本部長及び本部員並びに指令部各班員等及び各部各班員のうち初</li> </ul>																						

頁	旧		新		備考
	<p>動体制を確保するために必要な要員は、直ちに災害対策本部の業務に就く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>方面本部長、副方面本部長及び方面本部員並びに方面本部指令班員及び被害情報等を収集するために市町に派遣する要員並びに方面本部各班員のうち初動体制を確保するために必要な要員は、直ちに方面本部の業務に就く。</li> <li>それ以外の要員は、その他の要員として、あらかじめ指定された業務に就く。</li> </ul>		<p>動体制を確保するために必要な要員は、直ちに災害対策本部の業務に就く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>方面本部長、副方面本部長及び方面本部員並びに方面本部指令班員及び被害情報等を収集するために市町に派遣する要員並びに方面本部各班員のうち初動体制を確保するために必要な要員は、直ちに方面本部の業務に就く。</li> <li>それ以外の要員は、その他の要員として、あらかじめ指定された業務に就く。</li> </ul>		
	(略)		(略)		
	2 市町		2 市町		
	券	内容	券	内容	
	市町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町長は、地震災害が発生し災害応急対策を実施する必要があると認められた時は、市町災害対策本部を設置する。</li> <li>市町警戒本部から市町災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。</li> </ul>	市町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町長は、地震災害が発生し災害応急対策を実施する必要があると認められた時は、市町災害対策本部を設置する。</li> <li>市町警戒本部から市町災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。</li> </ul>	東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正
所掌事務		<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達</li> <li>イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報</li> <li>ウ 消防、水防その他の応急措置</li> <li>エ <b>東海地震応急対策活動要領</b>に基づく応援部隊等の受入</li> <li>オ 被災者の救助、救護、その他の保護</li> <li>カ 施設及び設備の応急の復旧</li> <li>キ 防疫その他の保健衛生</li> <li>ク 避難指示又は警戒区域の設定</li> <li>ケ 緊急輸送の実施</li> <li>コ 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給</li> <li>サ 県への要請、報告等、県との災害応急対策の連携</li> <li>シ 自主防災組織との連携及び指導</li> <li>ス ボランティアの受入れ</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達</li> <li>イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報</li> <li>ウ 消防、水防その他の応急措置</li> <li>エ <b>「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」</b>に基づく応援部隊等の受入</li> <li>オ 被災者の救助、救護、その他の保護</li> <li>カ 施設及び設備の応急の復旧</li> <li>キ 防疫その他の保健衛生</li> <li>ク 避難指示又は警戒区域の設定</li> <li>ケ 緊急輸送の実施</li> <li>コ 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給</li> <li>サ 県への要請、報告等、県との災害応急対策の連携</li> <li>シ 自主防災組織との連携及び指導</li> <li>ス ボランティアの受入れ</li> </ul>	
	消防、水防機関の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 被害状況等の情報の収集と伝達</li> <li>イ 消火・救急・救助活動</li> <li>ウ 地域住民等への避難指示の伝達</li> <li>エ 火災予防の広報</li> </ul>	消防、水防機関の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 被害状況等の情報の収集と伝達</li> <li>イ 消火・救急・救助活動</li> <li>ウ 地域住民等への避難指示の伝達</li> <li>エ 火災予防の広報</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 被害状況等の情報の収集と伝達</li> <li>イ 消火活動、水防活動及び救助活動</li> <li>ウ 一次避難地の安全確保及び避難路の確保</li> <li>エ 地域住民等の避難地への誘導</li> <li>オ 危険区域からの避難の確認</li> <li>カ 自主防災組織との連携、指導、支援</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 被害状況等の情報の収集と伝達</li> <li>イ 消火活動、水防活動及び救助活動</li> <li>ウ 一次避難地の安全確保及び避難路の確保</li> <li>エ 地域住民等の避難地への誘導</li> <li>オ 危険区域からの避難の確認</li> <li>カ 自主防災組織との連携、指導、支援</li> </ul>	
	3 防災関係機関		3 防災関係機関		
	<p><b>防災関係機関は、災害応急対策として概ね次の措置を講ずるものとする。</b></p> <p><b>(1)指定地方行政機関</b></p>		<p><b>(共通対策編第1章総則第1節「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。)</b></p>		地震対策編構成の見直し
	機 関 名	災害応急対策として講ずる措置			
	警察庁関東管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整</li> <li>イ 隣接管区警察局及び管区内防災関係機関との連携</li> <li>ウ 警察通信施設の防護並びに通信統制</li> </ul>			

頁	旧	新	備考
	エ 管区内各県警察の相互援助の調整		
	総務省東海総合通信局 電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理		
	財務省東海財務局 ア 被災者の資金需要状況等に応じ、 <u>適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請</u> イ <u>地方公共団体において国有財産（普通財産）を災害応急対策の実施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置</u>		
	厚生労働省東海北陸厚生局 ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整		
	厚生労働省静岡労働局 ア 事業所等の被災状況の把握 イ <u>大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導</u>		
	農林水産省関東農政局 ア <u>農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること</u> イ <u>応急用食料・物資の支援に関すること</u> ウ <u>食品の需給・価格動向の調査に関すること</u> エ <u>飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること</u> オ <u>飼料、種子等の安定供給対策に関すること</u> カ <u>病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること</u> キ <u>営農技術指導及び家畜の移動に関すること</u> ク <u>被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること</u> ケ <u>ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること</u> コ <u>農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること</u> サ <u>被害農業者に対する金融対策に関すること</u>		
	農林水産省関東農政局 静岡県拠点 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握		
	林野庁関東森林管理局 県及び市町からの要請に対する災害復旧用材（国有林材）の供給		
	経済産業省関東経済産業局 ア <u>防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保</u> イ <u>商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保</u> ウ <u>電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡）</u> エ <u>ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成</u>		

頁	旧	新	備考
	<p>17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。)及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る)を除く。)</p>		
<p>経済産業省中部経済産業局</p>	<p>ア 電気の安定供給に関すること(熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。)</p> <p>イ ガスの安定供給に関すること(磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。))及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))</p>		
<p>経済産業省関東東北産業保安監督部</p>	<p>ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること</p> <p>イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること</p> <p>ウ 電気の安全確保に関すること(熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡)</p> <p>エ ガスの安全確保に関すること(磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。))及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))を除く。)</p>		
<p>経済産業省中部近畿産業保安監督部</p>	<p>ア 電気の安全確保に関すること(熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。)</p> <p>イ ガスの安全確保に関すること(磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。))及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))</p>		
<p>国土交通省関東地方整備局 国土交通省中部地方整備局</p>	<p>管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める</p> <p>ア 施設対策等</p> <p>(ア) 河川管理施設等の対策等</p> <p>(イ) 道路施設対策等</p> <p>(ウ) 港湾施設対策等</p> <p>(エ) 営繕施設対策等</p> <p>(オ) 電気通信施設対策等</p> <p>イ 初動対応</p> <p>地方整備局災害対策本部等の指示により、大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、緊急調査の実施、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊(T E C - F O R C E)を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災</p>		

頁	旧	新	備考
	<p>状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ 災害対策用建設機械等の出動及び管理 エ 他機関との協力 オ 広報</p>		
	<p>国土交通省中部運輸局</p> <p>陸上輸送に関すること ア 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関する措置 イ 県からの要請に対する車両等の調達のあっせん 海上輸送に関すること ア 県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請 イ 県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請</p>		
	<p>国土交通省東京航空局 東京空港事務所</p> <p>ア 災害時における航空機の運航に関し、安全を確保するための必要な措置 イ 遭難航空機の捜索及び救助 ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底</p>		
	<p>国土地理院 中部地方測量部</p> <p>ア 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 イ 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 ウ 地理情報システムの活用を図る。</p>		
	<p>気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)</p> <p>ア 大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報(東海地震に関連する情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説 イ 異常現象(異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等)に関する情報が市町長から通報された時、気象庁への報告及び適切な措置 ウ 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする エ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める</p>		
	<p>海上保安庁第三管区 海上保安本部</p> <p>ア 在港船舶及び沿岸住民に対する津波警報等の伝達周知 イ 海難等の海上における災害時の救助・救急活動 ウ 巡視船艇による主要港湾等の被害調査 エ 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告等海上交通の安全確保に必要な措置 オ 排出油等その他船舶交通の障害となる物の除去 カ 船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置 キ 海上における災害に係る救助・救急活動 ク 船艇による沿岸周辺海域における治安の維持</p>		
	<p>環境省 関東地方環境事務所</p> <p>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情</p>		

頁	旧	新	備考																
	<p>報収集</p> <p>ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</p>																		
	<p>環境省 中部地方環境事務所</p> <p>廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p>																		
	<p>防衛省 南関東防衛局</p> <p>ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</p>																		
	<b>(2)指定公共機関</b>																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 541 537 583">機 関 名</th> <th data-bbox="537 541 1317 583">災害応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 583 537 667">独立行政法人国立病院機構</td> <td data-bbox="537 583 1317 667">知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 667 537 751">独立行政法人水資源機構</td> <td data-bbox="537 667 1317 751">佐久間導水路等の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 751 537 1129">日本郵便株式会社東海支社</td> <td data-bbox="537 751 1317 1129">ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施 (ア) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1129 537 1329">日本銀行</td> <td data-bbox="537 1129 1317 1329">ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ 各種措置に関する広報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1329 537 1560">日本赤十字社静岡県支部</td> <td data-bbox="537 1329 1317 1560">ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1560 537 1791">日本放送協会</td> <td data-bbox="537 1560 1317 1791">ア 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1791 537 1871">中日本高速道路株式会社</td> <td data-bbox="537 1791 1317 1871">ア 交通状況に関する関係機関との情報連絡 イ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災害応急対策として講ずる措置	独立行政法人国立病院機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う	独立行政法人水資源機構	佐久間導水路等の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報	日本郵便株式会社東海支社	ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施 (ア) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める	日本銀行	ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ 各種措置に関する広報	日本赤十字社静岡県支部	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項	日本放送協会	ア 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送	中日本高速道路株式会社	ア 交通状況に関する関係機関との情報連絡 イ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施		
機 関 名	災害応急対策として講ずる措置																		
独立行政法人国立病院機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う																		
独立行政法人水資源機構	佐久間導水路等の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報																		
日本郵便株式会社東海支社	ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施 (ア) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める																		
日本銀行	ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ 各種措置に関する広報																		
日本赤十字社静岡県支部	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項																		
日本放送協会	ア 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送																		
中日本高速道路株式会社	ア 交通状況に関する関係機関との情報連絡 イ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施																		

頁	旧	新	備考
	ウ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力 エ 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力		
	東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 ア 災害時における応急救護活動 イ 応急復旧用資材等の確保 ウ 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導 エ 鉄道施設の早期復旧		
	西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社 ア 防災関係機関の重要通信の優先確保 イ 被害施設の早期復旧 ウ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供		
	岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社 LP ガスタンクローリー等によるLP ガス輸入基地、2次基地から充填所へのLP ガスの配送		
	日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社 緊急輸送車両の確保及び運行		
	東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社 ア 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用しての広報		
	電源開発株式会社 電源開発送変電ネットワーク株式会社 ア 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用しての広報		
	KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社 重要な通信を確保するために必要な措置の実施		
	一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力		
	株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブ 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施		

頁	旧	新	備考
	<p>ン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&amp;アイ・ホールディングス</p>		
	(3)指定地方公共機関		
	機 関 名	災害応急対策として講ずる措置	
	<p>一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会</p>	<p>ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会及び社団法人静岡県看護協会を除く） ウ 災害時口腔ケアの実施（社団法人静岡県歯科医師会）</p>	
	都市ガス会社	<p>ア 二次災害の発生防止のための緊急遮断 イ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 ウ 必要に応じて代替燃料の供給 エ 災害応急復旧の早期実施</p>	
	一般社団法人静岡県LPガス協会	<p>ア 需要家へのガス栓の閉止等の広報 イ 必要に応じた代替燃料の供給の協力</p>	
	静岡県道路公社	<p>ア 交通状況に関する関係防災機関との情報連絡 イ 緊急輸送路確保のための応急復旧 ウ 県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力 エ 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力</p>	
	<p>静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 伊豆急行株式会社 岳南電車株式会社 大井川鐵道株式会社 遠州鐵道株式会社 天竜浜名湖鐵道株式会社</p>	<p>災害発生時の防衛及び災害の拡大防止のための緊急措置の実施</p>	
	<p>静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会</p>	<p>あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく放送</p>	

頁	旧	新	備考
	<p><b>社</b></p> <p>一般社団法人静岡県トラック協会 協会加盟事業所からの緊急通行車両の確保及び運行</p> <p>土地改良区 ア 用水の緊急遮断 イ 災害応急復旧の実施 ウ 地震発生時に消防機関が行う消火活動への協力</p> <p>一般社団法人静岡県建設業協会 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</p> <p>富士山静岡空港株式会社 ア 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置 イ 空港利用者の避難場所等の確保及び調整 ウ 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等 エ 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援</p> <p>公益社団法人静岡県栄養士会 ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力</p>	<p>(略)</p>	
<p>地震 -96</p>	<p>(略)</p> <p>第4節 緊急輸送活動 災害応急対策要員、緊急物資及び応急復旧資機材の緊急輸送を円滑に行うため、必要な体制、車両、人員、資機材等の確保、緊急輸送の調整などについて定める。 なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。</p> <p><b>1 県</b></p> <p>緊急輸送対策の基本方針 (1) 交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、災害応急対策の各段階に応じた的確な対応をとるものとする。 (2) 緊急輸送は県民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とする。 (3) 県内で輸送手段等の調整ができないときは、国又は全国知事会に協力を要請する。</p> <p>緊急輸送の対象等 ア 災害応急対策要員として配備される者、又は配置替えされる者 イ 医療、助産その他救護等のため輸送を必要とする者 ウ 食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資 エ り災者を受け入れるため必要な資機材 オ 公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材 カ その他知事が必要と認めるもの</p> <p>緊急輸送体制の確立 ・交通施設の被害状況を勘案し、状況に応じた緊急輸送計画を作成する。 ・なお、緊急輸送計画の作成に当たっては乗員、機材、燃料の確保状況、輸送施設の被害状況、復旧状況、輸送必要物資の量を勘案する。</p> <p>(1) 陸上輸送体制</p>	<p>(略)</p> <p>第4節 緊急輸送活動 共通対策編第3章災害応急対策計画第19節「輸送計画」に準ずる。 なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。</p>	<p>地震対策編構成の見直し</p>

頁	旧		新	備考
	区分	内容		
	輸送路の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路管理者は警察、自衛隊等の協力を得て通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。</li> <li>・災害対策本部は、緊急輸送ルート上の被害状況を把握し、通行可否を確認する。</li> <li>・道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。更にあらかじめ指定された第1次、第2次、第3次の緊急輸送路の順を基本に緊急輸送路等の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。</li> </ul>		
	輸送手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送は、自衛隊、東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本通運株式会社等の協力を得て次の車両により行う。</li> <li>・知事は県内において輸送手段の調達ができない場合、又は、県外から輸送を行う場合が必要があるときは、国又は全国知事会に協力を要請する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 県有車両</li> <li>イ 自衛隊の車両</li> <li>ウ 鉄道輸送会社等の車両</li> <li>鉄道輸送会社等との連絡体制は、「共通対策編」による。</li> <li>エ 運送業者等の車両</li> </ul> </li> </ul>		
	広域物資拠点及び要員の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方面本部ごとの広域物資拠点は、別に定める。</li> <li>・緊急物資の荷捌業務等を円滑に行うため、広域物資拠点到県職員を派遣する。</li> </ul>		
	(2)海上輸送体制			
	区分	内容		
	輸送路の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾及び漁港の管理者は、市町、自衛隊、海上保安庁等の協力を得て交通の可能な航路、港湾等の施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。</li> <li>・災害対策本部は、港湾施設等の被害状況や荷役業者の確保等を勘案し、使用可能な港湾を選定する。</li> <li>・港湾及び漁港の管理者は、自衛隊、海上保安庁の協力を得て、港内の航行可能路を選定するとともに海上輸送ルートの確保に努める。</li> </ul>		
	輸送手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送は、海上自衛隊、海上保安庁、中部運輸局及び防災関係機関等の協力を得て次の船舶により行う。</li> <li>なお、知事は必要に応じて、国又は全国知事会に対して、協力を要請する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 県有船舶</li> <li>イ 海上自衛隊の艦艇</li> <li>ウ 海上保安庁の船艇</li> <li>エ その他官公庁船</li> <li>オ 民間船舶及び漁船</li> </ul> </li> </ul>		
	緊急物資集積場所及び要員の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾及び漁港の管理者は、港湾・漁港施設、公共用地等を利用して緊急物資集積場所を確保する。</li> <li>・緊急物資の荷捌業務等を円滑に行うため、緊急物資集積場所に県職員を派遣する。</li> </ul>		

頁	旧	新	備考								
	<b>(3)航空輸送体制</b>										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 235 400 268">区 分</th> <th data-bbox="400 235 1317 268">内 容</th> </tr> </thead> </table>			区 分	内 容						
区 分	内 容										
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 277 400 686">輸送施設の確保</td> <td data-bbox="400 277 1317 686"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部は、航空緊急輸送計画を作成するため、静岡空港の利用可能状況を把握するとともに、自衛隊に要請し浜松基地、静浜基地、板妻駐屯地の利用可能状況を把握する。</li> <li>・ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めたヘリポートで行うことを原則とする。</li> <li>・方面本部は、管内市町を通じあらかじめ定めたヘリポートの使用可能状況を把握し、災害対策本部に報告する。</li> <li>・必要に応じて、三保飛行場の利用可能状況を把握する。</li> <li>・一時に多量の緊急物資の輸送が必要になった場合は、自衛隊に空中投下による輸送を依頼する。</li> <li>・なお、投下場所の選定、安全の確保についてはその都度定める。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>			輸送施設の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部は、航空緊急輸送計画を作成するため、静岡空港の利用可能状況を把握するとともに、自衛隊に要請し浜松基地、静浜基地、板妻駐屯地の利用可能状況を把握する。</li> <li>・ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めたヘリポートで行うことを原則とする。</li> <li>・方面本部は、管内市町を通じあらかじめ定めたヘリポートの使用可能状況を把握し、災害対策本部に報告する。</li> <li>・必要に応じて、三保飛行場の利用可能状況を把握する。</li> <li>・一時に多量の緊急物資の輸送が必要になった場合は、自衛隊に空中投下による輸送を依頼する。</li> <li>・なお、投下場所の選定、安全の確保についてはその都度定める。</li> </ul>						
輸送施設の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部は、航空緊急輸送計画を作成するため、静岡空港の利用可能状況を把握するとともに、自衛隊に要請し浜松基地、静浜基地、板妻駐屯地の利用可能状況を把握する。</li> <li>・ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めたヘリポートで行うことを原則とする。</li> <li>・方面本部は、管内市町を通じあらかじめ定めたヘリポートの使用可能状況を把握し、災害対策本部に報告する。</li> <li>・必要に応じて、三保飛行場の利用可能状況を把握する。</li> <li>・一時に多量の緊急物資の輸送が必要になった場合は、自衛隊に空中投下による輸送を依頼する。</li> <li>・なお、投下場所の選定、安全の確保についてはその都度定める。</li> </ul>										
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 703 400 917">輸送の手段</td> <td data-bbox="400 703 1317 917"> <p>緊急輸送は、他都道府県等及び自衛隊、日本赤十字社静岡県支部等の協力を得て次の航空機により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 自衛隊等の航空機</li> <li>イ 県等のヘリコプター</li> <li>ウ 他の都道府県等のヘリコプター</li> <li>エ 赤十字飛行隊及び民間の航空機</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>			輸送の手段	<p>緊急輸送は、他都道府県等及び自衛隊、日本赤十字社静岡県支部等の協力を得て次の航空機により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 自衛隊等の航空機</li> <li>イ 県等のヘリコプター</li> <li>ウ 他の都道府県等のヘリコプター</li> <li>エ 赤十字飛行隊及び民間の航空機</li> </ul>						
輸送の手段	<p>緊急輸送は、他都道府県等及び自衛隊、日本赤十字社静岡県支部等の協力を得て次の航空機により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 自衛隊等の航空機</li> <li>イ 県等のヘリコプター</li> <li>ウ 他の都道府県等のヘリコプター</li> <li>エ 赤十字飛行隊及び民間の航空機</li> </ul>										
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 934 400 1043">緊急物資集積場所及び要員の確保</td> <td data-bbox="400 934 1317 1043">自衛隊の各部隊と事前の協議を行い、必要に応じて、浜松基地、静浜基地、板妻駐屯地内に緊急物資集積場所を設けるとともに必要に応じ連絡調整に当るため、県職員を派遣する。</td> </tr> </tbody> </table>			緊急物資集積場所及び要員の確保	自衛隊の各部隊と事前の協議を行い、必要に応じて、浜松基地、静浜基地、板妻駐屯地内に緊急物資集積場所を設けるとともに必要に応じ連絡調整に当るため、県職員を派遣する。						
緊急物資集積場所及び要員の確保	自衛隊の各部隊と事前の協議を行い、必要に応じて、浜松基地、静浜基地、板妻駐屯地内に緊急物資集積場所を設けるとともに必要に応じ連絡調整に当るため、県職員を派遣する。										
	<b>(4)緊急輸送のための燃料確保対策</b>										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 1102 400 1136">区 分</th> <th data-bbox="400 1102 1317 1136">内 容</th> </tr> </thead> </table>			区 分	内 容						
区 分	内 容										
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 1144 400 1390">自動車、船舶の燃料</td> <td data-bbox="400 1144 1317 1390"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県有車両、県有船舶の燃料、その他県の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。</li> <li>・県は、緊急車両等に対する優先的な給油が実施されるよう調整を行うと共に、燃料の不足が見込まれる場合は、供給を要請する。</li> <li>・給油所等の稼働状況及び燃料保有状況について、関係者間で共有する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>			自動車、船舶の燃料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県有車両、県有船舶の燃料、その他県の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。</li> <li>・県は、緊急車両等に対する優先的な給油が実施されるよう調整を行うと共に、燃料の不足が見込まれる場合は、供給を要請する。</li> <li>・給油所等の稼働状況及び燃料保有状況について、関係者間で共有する。</li> </ul>						
自動車、船舶の燃料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県有車両、県有船舶の燃料、その他県の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。</li> <li>・県は、緊急車両等に対する優先的な給油が実施されるよう調整を行うと共に、燃料の不足が見込まれる場合は、供給を要請する。</li> <li>・給油所等の稼働状況及び燃料保有状況について、関係者間で共有する。</li> </ul>										
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 1407 400 1549">航空機の燃料</td> <td data-bbox="400 1407 1317 1549">県の所有する防災ヘリコプター、県内で運行するドクターヘリ及び他の都道府県からの応援ヘリコプターの災害応急対策活動等のため必要な燃料については、静岡空港の防災用備蓄燃料を使用するとともに、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。</td> </tr> </tbody> </table>			航空機の燃料	県の所有する防災ヘリコプター、県内で運行するドクターヘリ及び他の都道府県からの応援ヘリコプターの災害応急対策活動等のため必要な燃料については、静岡空港の防災用備蓄燃料を使用するとともに、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。						
航空機の燃料	県の所有する防災ヘリコプター、県内で運行するドクターヘリ及び他の都道府県からの応援ヘリコプターの災害応急対策活動等のため必要な燃料については、静岡空港の防災用備蓄燃料を使用するとともに、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。										
	<b>(5)燃料の調整等</b>										
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは災害対策本部において調整を行う。なお、この場合、次により調整することを原則とする。</li> </ul>										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 1722 430 1755">優先順位</th> <th data-bbox="430 1722 1317 1755">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 1755 430 1789">第1順位</td> <td data-bbox="430 1755 1317 1789">県民の生命の安全を確保するために必要な輸送</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1789 430 1822">第2順位</td> <td data-bbox="430 1789 1317 1822">災害の拡大防止のために必要な輸送</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1822 430 1856">第3順位</td> <td data-bbox="430 1822 1317 1856">災害応急対策のために必要な輸送</td> </tr> </tbody> </table>			優先順位	内 容	第1順位	県民の生命の安全を確保するために必要な輸送	第2順位	災害の拡大防止のために必要な輸送	第3順位	災害応急対策のために必要な輸送
優先順位	内 容										
第1順位	県民の生命の安全を確保するために必要な輸送										
第2順位	災害の拡大防止のために必要な輸送										
第3順位	災害応急対策のために必要な輸送										

頁	旧	新	備考								
	<p>・「災害救助法」適用に基づく県の実施事項については「共通対策編」による。</p> <p><b>2 市町及び防災関係機関の緊急輸送</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 304 415 336">実施主体</th> <th data-bbox="415 304 1320 336">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 336 415 651">市町</td> <td data-bbox="415 336 1320 651"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町の災害応急対策を実施するため必要な緊急輸送は市町が行うことを原則とする。</li> <li>・市町長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、県に対し必要な措置を要請する。</li> <li>・緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については県に準ずる。</li> <li>・市町は、管内のヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 651 415 766">防災関係機関</td> <td data-bbox="415 651 1320 766">                     防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は災害対策本部に必要な措置を要請する。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 766 415 934">国土交通省中部運輸局</td> <td data-bbox="415 766 1320 934">                     中部運輸局は、静岡運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車並びに船舶の出動可能数の確認を行うとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。                 </td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町の災害応急対策を実施するため必要な緊急輸送は市町が行うことを原則とする。</li> <li>・市町長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、県に対し必要な措置を要請する。</li> <li>・緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については県に準ずる。</li> <li>・市町は、管内のヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。</li> </ul>	防災関係機関	防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は災害対策本部に必要な措置を要請する。	国土交通省中部運輸局	中部運輸局は、静岡運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車並びに船舶の出動可能数の確認を行うとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。		
実施主体	内 容										
市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町の災害応急対策を実施するため必要な緊急輸送は市町が行うことを原則とする。</li> <li>・市町長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、県に対し必要な措置を要請する。</li> <li>・緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については県に準ずる。</li> <li>・市町は、管内のヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。</li> </ul>										
防災関係機関	防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は災害対策本部に必要な措置を要請する。										
国土交通省中部運輸局	中部運輸局は、静岡運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車並びに船舶の出動可能数の確認を行うとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。										
地震 -98	<p>第5節 広域応援活動</p> <p>広域激甚な災害に対応する県、警察、市町、自衛隊等の応援活動の概要を示す。</p> <p>災害の発生時には、その規模に応じて、国、地方公共団体等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。</p> <p>なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入は、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。</p> <p>相互応援協定の締結に当たっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。</p> <p><b>1 行政機関及び民間団体の応援活動</b></p> <p><b>(1) 県</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 1396 400 1428">区 分</th> <th data-bbox="400 1396 1320 1428">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 1428 400 1795">指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請</td> <td data-bbox="400 1428 1320 1795">                     (1) 知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条の規定に基づき、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等に対し、次の事項を明らかにして職員の派遣を要請する。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 派遣を要請する理由</li> <li>イ 派遣を要請する職員の職種別人員数</li> <li>ウ 派遣を必要とする期間</li> <li>エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件</li> <li>オ その他職員の派遣について必要な事項</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請	(1) 知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条の規定に基づき、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等に対し、次の事項を明らかにして職員の派遣を要請する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 派遣を要請する理由</li> <li>イ 派遣を要請する職員の職種別人員数</li> <li>ウ 派遣を必要とする期間</li> <li>エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件</li> <li>オ その他職員の派遣について必要な事項</li> </ul>	<p>第5節 広域応援活動</p> <p>共通対策編第3章災害応急対策計画第3節「応援・受援計画」に準ずる。</p> <p>なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。</p> <p>相互応援協定の締結に当たっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。</p>	地震対策編構成の見直し				
区 分	内 容										
指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請	(1) 知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条の規定に基づき、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等に対し、次の事項を明らかにして職員の派遣を要請する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 派遣を要請する理由</li> <li>イ 派遣を要請する職員の職種別人員数</li> <li>ウ 派遣を必要とする期間</li> <li>エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件</li> <li>オ その他職員の派遣について必要な事項</li> </ul>										

頁	旧	新	備考						
	<p>(2) 知事は、必要があると認めるときは、災害対策基本法第30条の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、次の事項を明らかにして職員の派遣についてあつせんを求める。</p> <p>ア 派遣のあつせんを求める理由</p> <p>イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数</p> <p>ウ 派遣を必要とする期間</p> <p>エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件</p> <p>オ その他職員の派遣あつせんについて必要な事項</p>								
	<p>全国知事会に対する応援要請</p> <p>知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、相互応援協定に基づき、全国知事会に応援を要請する。</p>								
	<p>市町に対する応援</p> <p>・知事は、市町から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限の協力をする。</p> <p>・知事は市町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町長に対し次の事項を示して当該市町の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。</p> <p>ア 応援を必要とする理由</p> <p>イ 応援を必要とする人員、装備、資機材等</p> <p>ウ 応援を必要とする場所</p> <p>エ 応援を必要とする期間</p> <p>オ その他応援に関し必要な事項</p>								
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="210 1087 638 1245">対象となる民間団体等</td> <td data-bbox="638 1087 1332 1245"> <p>ア 青年団、女性団体、商工団体、農林水産団体、赤十字奉仕団</p> <p>イ 大学、高校、県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 1245 638 1518">民間団体等に対する応援協力の要請</td> <td data-bbox="638 1245 1332 1518"> <p>知事は、市町から要請があったとき、又は知事が必要と認めるときは、次の事項を示して応援協力を要請する。</p> <p>ア 応援協力を要請する人員</p> <p>イ 作業内容</p> <p>ウ 作業場所</p> <p>エ 集合場所</p> <p>オ その他応援協力要請に関し必要な事項</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 1518 638 1596">実施方法</td> <td data-bbox="638 1518 1332 1596"> <p>応援協力要請の具体的実施方法は「共通対策編」による。</p> </td> </tr> </table>	対象となる民間団体等	<p>ア 青年団、女性団体、商工団体、農林水産団体、赤十字奉仕団</p> <p>イ 大学、高校、県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒</p>	民間団体等に対する応援協力の要請	<p>知事は、市町から要請があったとき、又は知事が必要と認めるときは、次の事項を示して応援協力を要請する。</p> <p>ア 応援協力を要請する人員</p> <p>イ 作業内容</p> <p>ウ 作業場所</p> <p>エ 集合場所</p> <p>オ その他応援協力要請に関し必要な事項</p>	実施方法	<p>応援協力要請の具体的実施方法は「共通対策編」による。</p>		
対象となる民間団体等	<p>ア 青年団、女性団体、商工団体、農林水産団体、赤十字奉仕団</p> <p>イ 大学、高校、県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒</p>								
民間団体等に対する応援協力の要請	<p>知事は、市町から要請があったとき、又は知事が必要と認めるときは、次の事項を示して応援協力を要請する。</p> <p>ア 応援協力を要請する人員</p> <p>イ 作業内容</p> <p>ウ 作業場所</p> <p>エ 集合場所</p> <p>オ その他応援協力要請に関し必要な事項</p>								
実施方法	<p>応援協力要請の具体的実施方法は「共通対策編」による。</p>								
	<p>(2) 県警察</p> <p>県公安委員会は、大規模な被害が発生した場合、次の事項を明らかにして警察庁又は他の都道府県警察に対し「警察法(昭和29年法律第162号)」第60条第1項に基づく援助を要求することができる。</p> <p>ただし、機動警察通信隊については管区警察局に要請する。</p> <p>ア 援助を必要とする理由</p>								

頁	旧	新	備考						
	<p>イ 援助を必要とする人員、航空機、装備、資機材、服装、携行品等及び期間</p> <p>ウ 援助を必要とする場所</p> <p>エ 県内経路(特に道路の破損がある場合)</p> <p>オ その他必要事項</p> <p>(3)消防</p> <p>知事は、災害の状況により消防の県外からの広域応援の必要があると認めるときは、「消防組 織法(昭和22年法律第226号)」第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し、次の事項を明ら かにして緊急消防援助隊の応援を要請する。</p> <p>ア 災害の種別・状況</p> <p>イ 人的・物的被害の状況</p> <p>ウ 必要な応援部隊の種類と部隊数</p> <p>エ 応援部隊の集結場所及び到達ルート</p> <p>(4)市町</p> <table border="1" data-bbox="222 766 1320 1396"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 766 400 808">区 分</th> <th data-bbox="400 766 1320 808">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 808 400 1123">知事等に対 する応援要 請等</td> <td data-bbox="400 808 1320 1123"> <p>市町長は、当該市町の災害応急対策を実施するため必要があると認めると きは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請 する。</p> <p>ア 応援を必要とする理由</p> <p>イ 応援を必要とする人員、資機材等</p> <p>ウ 応援を必要とする場所</p> <p>エ 応援を必要とする期間</p> <p>オ その他応援に関し必要な事項</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1123 400 1396">他の市町長 に対する応 援要請</td> <td data-bbox="400 1123 1320 1396"> <p>・市町長は、当該市町の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があ ると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した 他の市町長に対し応援を求めるものとする。</p> <p>・「消防組織法」第39条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」に基 づき、協定している他の市町長に対し応援を求めるものとする。この場合 応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必 要な応援をするものとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(5)応援要員の受入れ体制</p> <p>防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が県外から必要な応援要員を導入 した場合、知事及び派遣先の市町長はこれらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要 請に応じて、可能な限り準備する。</p> <p>2 自衛隊の支援</p> <p>知事は、自衛隊の災害派遣を必要とするときは、自衛隊法第83条第1項に基づき支援を要 請する事項等を明らかにして派遣を要請するものとする。</p> <p>また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。</p> <p>(1)派遣要請</p>	区 分	内 容	知事等に対 する応援要 請等	<p>市町長は、当該市町の災害応急対策を実施するため必要があると認めると きは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請 する。</p> <p>ア 応援を必要とする理由</p> <p>イ 応援を必要とする人員、資機材等</p> <p>ウ 応援を必要とする場所</p> <p>エ 応援を必要とする期間</p> <p>オ その他応援に関し必要な事項</p>	他の市町長 に対する応 援要請	<p>・市町長は、当該市町の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があ ると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した 他の市町長に対し応援を求めるものとする。</p> <p>・「消防組織法」第39条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」に基 づき、協定している他の市町長に対し応援を求めるものとする。この場合 応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必 要な応援をするものとする。</p>		
区 分	内 容								
知事等に対 する応援要 請等	<p>市町長は、当該市町の災害応急対策を実施するため必要があると認めると きは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請 する。</p> <p>ア 応援を必要とする理由</p> <p>イ 応援を必要とする人員、資機材等</p> <p>ウ 応援を必要とする場所</p> <p>エ 応援を必要とする期間</p> <p>オ その他応援に関し必要な事項</p>								
他の市町長 に対する応 援要請	<p>・市町長は、当該市町の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があ ると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した 他の市町長に対し応援を求めるものとする。</p> <p>・「消防組織法」第39条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」に基 づき、協定している他の市町長に対し応援を求めるものとする。この場合 応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必 要な応援をするものとする。</p>								

頁	旧		新		備考											
	<p>区分</p>	<p>内容</p> <p>ア 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握                      イ 避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助                      ウ 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助                      エ 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動                      オ 火災に対し、消防機関に協力しての消火活動                      カ 道路又は水路の確保の措置                      キ 被災者に対する応急医療、救護及び防疫                      ク 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送                      ケ 被災者に対する炊飯及び給水支援                      コ 防災要員等の輸送                      サ 連絡幹部の派遣                      シ その他知事が必要と認める事項</p>														
	<p>要請事項</p>	<p>ア 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握                      イ 避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助                      ウ 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助                      エ 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動                      オ 火災に対し、消防機関に協力しての消火活動                      カ 道路又は水路の確保の措置                      キ 被災者に対する応急医療、救護及び防疫                      ク 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送                      ケ 被災者に対する炊飯及び給水支援                      コ 防災要員等の輸送                      サ 連絡幹部の派遣                      シ その他知事が必要と認める事項</p>														
	<p>要請手続</p>	<p>・知事は、次の事項を明らかにした要請書により、陸上自衛隊第34普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊浜松基地第1航空団司令に対して、要請する。                      ・ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。                      ア 災害の情况及び派遣を要請する理由                      イ 派遣を希望する期間                      ウ 派遣を希望する区域及び活動内容                      エ その他参考となるべき事項</p>														
	<p>市町長の災害派遣要請の要求</p>	<p>・市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記のア～エの事項を明示した要請書により、自衛隊の派遣要請を行うよう要求する。                      ・ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要求する。                      ・また、知事への要求ができない場合は、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は、最寄りの部隊長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。</p>														
	<p>(2) 自衛隊との連絡</p>															
	<p>区分</p>	<p>内容</p> <p>知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、陸上自衛隊にあつては第34普通科連隊を通じて東部方面総監部、海上自衛隊にあつては横須賀地方総監部と、航空自衛隊にあつては第1航空団（浜松基地）と密接な情報交換を行う。</p> <table border="1" data-bbox="359 1633 1329 1871"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関 名</th> <th rowspan="2">電 話 番 号</th> <th colspan="2">県防災行政無線</th> </tr> <tr> <th>音 声</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">陸上自衛隊 第34普通科連隊 第2科</td> <td rowspan="2">0550-89-1310</td> <td>地上系 5-150-9000</td> <td>地上系 5-150-8001</td> </tr> <tr> <td>衛星系 8-150-9000</td> <td>衛星系 8-150-8001</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	電 話 番 号	県防災行政無線		音 声	F A X	陸上自衛隊 第34普通科連隊 第2科	0550-89-1310	地上系 5-150-9000	地上系 5-150-8001	衛星系 8-150-9000	衛星系 8-150-8001		
機 関 名	電 話 番 号	県防災行政無線														
		音 声	F A X													
陸上自衛隊 第34普通科連隊 第2科	0550-89-1310	地上系 5-150-9000	地上系 5-150-8001													
		衛星系 8-150-9000	衛星系 8-150-8001													

頁	旧				新	備考	
		海上自衛隊 横須賀地方総監 部	046-822-3500	衛星系 8-156- 9001	衛星系 8-156- 8001		
		航空自衛隊 第1航空団(浜松 基地)	053-472-1111	地上系 5-153- 9001 衛星系 8-153- 9001	地上系 5-153- 8001 衛星系 8-153- 8001		
連絡班 の派遣 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、陸上自衛隊第34普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊第1航空団司令(浜松基地)に対して、連絡班の派遣を要請する。</li> <li>自衛隊派遣業務の円滑化を図るため災害対策本部及び方面本部に自衛隊連絡室を設置し連絡調整を行う。</li> </ul>						
自衛隊 支援活 動の総 合調整	知事は、派遣部隊の長と協議し対策の緊急性、重要性を判断し支援活動の優先順位を定め、自衛隊の実施する活動が円滑かつ効果的に実施されるよう調整を行う。						
(3)受入れ体制・撤収要請・経費区分							
災害派遣部 隊の受入れ 体制	<p>区分 内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県及び市町は、自衛隊の活動が他の機関の活動と競合重複しないよう効率的な作業分担を定める。</li> <li>市町長は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め支援活動に支障のないよう措置を講ずる。</li> <li>市町長は、派遣された自衛隊の宿泊施設等必要な設備を可能な限り準備する。</li> </ul>						
災害派遣部 隊の撤収要 請	知事は、当該市町長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなったと認めた場合は、陸上自衛隊第34普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊第1航空団司令(浜松基地)に対して、派遣部隊の撤収を要請する。						
経費の 負担区分	自衛隊が災害応急対策又は、災害復旧作業を実施するために必要な資機材、宿泊施設等の借上料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品等は、原則として当該市町が負担するものとする。						
3 海上保安庁の支援							
知事は、海上保安庁の支援を必要とするときは、支援を要請する事項等を明らかにして支援を要請するものとする。							
(1)支援要請							
要請事項	<p>区分 内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送</li> <li>イ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供</li> </ul>						

頁	旧	新	備考						
	<p>ウ その他、県及び市町が行う災害応急対策の支援</p> <p><b>要請手続</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、次の事項を明らかにした要請書により、清水海上保安部又は下田海上保安部を窓口として海上保安庁第三管区海上保安本部長に要請する。 ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。</li> <li>清水海上保安部又は下田海上保安部との連絡が困難である場合には、第三管区海上保安本部もしくは他の海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとする（海上保安庁の巡視船艇・航空機は、防災相互通信波の受信機を搭載）。 ア 災害の状況及び支援活動を要請する理由 イ 支援活動を必要とする期間 ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容 エ その他参考となるべき事項</li> </ul> <p><b>市町長の支援要請の依頼手続</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記のア～エの事項を明示した要請書により、海上保安庁へ支援要請を行うよう依頼する。</li> <li>ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。</li> <li>知事への依頼ができない場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。</li> </ul>								
	<p><b>(2)海上保安庁との連絡</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 997 371 1039">区 分</th> <th data-bbox="371 997 1317 1039">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 1050 371 1123"><b>情報交換</b></td> <td data-bbox="371 1050 1317 1123">知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、第三管区海上保安本部と密接な情報交換を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1123 371 1197"><b>連絡員の派遣</b></td> <td data-bbox="371 1123 1317 1197">知事は、清水海上保安部又は下田海上保安部に対して連絡員の派遣を要請する。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	<b>情報交換</b>	知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、第三管区海上保安本部と密接な情報交換を行う。	<b>連絡員の派遣</b>	知事は、清水海上保安部又は下田海上保安部に対して連絡員の派遣を要請する。		
区 分	内 容								
<b>情報交換</b>	知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、第三管区海上保安本部と密接な情報交換を行う。								
<b>連絡員の派遣</b>	知事は、清水海上保安部又は下田海上保安部に対して連絡員の派遣を要請する。								
	<p><b>4 富士山静岡空港の活用</b></p> <p>県は、全国の防災関係機関等から災害応急対策活動に係る広域応援を受け入れるため、救助・消火活動、医療活動等を総合的かつ広域的に行う大規模な広域防災拠点として富士山静岡空港を活用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 1396 341 1438">区 分</th> <th data-bbox="341 1396 1317 1438">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 1512 341 1732"><b>富士山静岡空港</b></td> <td data-bbox="341 1438 1317 1732"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○警察災害派遣隊航空機、緊急消防援助隊航空機、自衛隊災害派遣部隊航空機、ドクターヘリ等の駐機・給油等を行う救助活動拠点</li> <li>○災害派遣医療チーム（DMAT）の空路参集拠点</li> <li>○広域医療搬送等を行う航空搬送拠点</li> <li>○広域物資輸送拠点の補完（航空輸送拠点）</li> <li>○陸上自衛隊が設置する後方支援拠点</li> <li>○警察災害派遣隊、緊急消防援助隊等の陸路での集結及び活動等の拠点</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	<b>富士山静岡空港</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警察災害派遣隊航空機、緊急消防援助隊航空機、自衛隊災害派遣部隊航空機、ドクターヘリ等の駐機・給油等を行う救助活動拠点</li> <li>○災害派遣医療チーム（DMAT）の空路参集拠点</li> <li>○広域医療搬送等を行う航空搬送拠点</li> <li>○広域物資輸送拠点の補完（航空輸送拠点）</li> <li>○陸上自衛隊が設置する後方支援拠点</li> <li>○警察災害派遣隊、緊急消防援助隊等の陸路での集結及び活動等の拠点</li> </ul>				
区 分	内 容								
<b>富士山静岡空港</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警察災害派遣隊航空機、緊急消防援助隊航空機、自衛隊災害派遣部隊航空機、ドクターヘリ等の駐機・給油等を行う救助活動拠点</li> <li>○災害派遣医療チーム（DMAT）の空路参集拠点</li> <li>○広域医療搬送等を行う航空搬送拠点</li> <li>○広域物資輸送拠点の補完（航空輸送拠点）</li> <li>○陸上自衛隊が設置する後方支援拠点</li> <li>○警察災害派遣隊、緊急消防援助隊等の陸路での集結及び活動等の拠点</li> </ul>								
地震 -102	<p>第6節 災害の拡大及び二次災害防止活動</p> <p>災害の拡大を防止するため消防活動、水防活動、救出活動及び被災建築物等に対する安全対策について、県、市町、自主防災組織並びに県民が実施すべき事項を示す。</p>	<p>第6節 災害の拡大及び二次災害防止活動</p>							

頁	旧	新	備考								
	<p>降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止対策を講じることとする。特に海岸保全施設等に被害があった地域では二次災害の防止に十分留意するものとする。</p> <p>1 消防活動</p> <p>地震により発生する火災は、各地に同時に多発する可能性が大きい。したがって次の基本方針により消防活動を行う。</p> <p>基本方針</p> <p>(1) 県民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。</p> <p>(2) 地域の住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては二次災害の防止に努める。</p> <p>(3) 消防本部及び消防団は、地震時の同時多発火災に対処するための市町消防計画の定めるところにより多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。</p> <p>(4) 消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</p>	<p>1 消防活動</p> <p>(共通対策編第3章災害応急対策計画第24節「消防計画」に準ずる。)</p>	地震対策編構成の見直し								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 772 371 814">実施主体</th> <th data-bbox="371 772 1317 814">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 814 371 1087">火災発生状況等の把握</td> <td data-bbox="371 814 1317 1087"> <p>消防長は消防署及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、市町災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。</p> <p>ア 延焼火災の状況</p> <p>イ 自主防災組織の活動状況</p> <p>ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路</p> <p>エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1087 371 1556">消防本部及び消防団</td> <td data-bbox="371 1087 1317 1556"> <p>消防長は地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を指揮する。</p> <p>ア 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。</p> <p>イ 多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。</p> <p>ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。</p> <p>エ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。</p> <p>オ 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1556 371 1829">事業所(研究室、実験室を含む。)</td> <td data-bbox="371 1556 1317 1829"> <p>火災予防措置</p> <p>火気が発生した場合の措置</p> <p>火気の消火及びLPガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。</p> <p>・自衛消防隊(班)等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。</p> <p>・必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	火災発生状況等の把握	<p>消防長は消防署及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、市町災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。</p> <p>ア 延焼火災の状況</p> <p>イ 自主防災組織の活動状況</p> <p>ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路</p> <p>エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況</p>	消防本部及び消防団	<p>消防長は地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を指揮する。</p> <p>ア 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。</p> <p>イ 多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。</p> <p>ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。</p> <p>エ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。</p> <p>オ 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。</p>	事業所(研究室、実験室を含む。)	<p>火災予防措置</p> <p>火気が発生した場合の措置</p> <p>火気の消火及びLPガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。</p> <p>・自衛消防隊(班)等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。</p> <p>・必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。</p>		
実施主体	内 容										
火災発生状況等の把握	<p>消防長は消防署及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、市町災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。</p> <p>ア 延焼火災の状況</p> <p>イ 自主防災組織の活動状況</p> <p>ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路</p> <p>エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況</p>										
消防本部及び消防団	<p>消防長は地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を指揮する。</p> <p>ア 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。</p> <p>イ 多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。</p> <p>ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。</p> <p>エ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。</p> <p>オ 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。</p>										
事業所(研究室、実験室を含む。)	<p>火災予防措置</p> <p>火気が発生した場合の措置</p> <p>火気の消火及びLPガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。</p> <p>・自衛消防隊(班)等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。</p> <p>・必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。</p>										

頁	旧	新	備考						
	<p>・都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。</p> <p>イ 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。</p> <p>ウ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。</p> <p>災害拡大防止措置</p> <p>自主防災組織</p> <p>・各家庭等におけるガス栓の閉止、LPガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。</p> <p>・火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。</p> <p>・消防隊（消防署、消防団）が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。</p> <p>県民</p> <p>使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターガス栓、LPガスは容器のバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。</p> <p>初期消火活動</p> <p>火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消火活動を行う。</p>								
2	<p>水防活動</p> <p>地震による洪水に対する水防活動の概要を示す。</p> <p>なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、県及び市町の水防計画の定めるところによる。</p> <table border="1" data-bbox="222 1123 1320 1858"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 1123 371 1165">区分</th> <th data-bbox="371 1123 1320 1165">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 1165 371 1522">水防管理者及び水防管理団体の活動</td> <td data-bbox="371 1165 1320 1522"> <p>・地震による洪水の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、知事の命を受けた職員又は水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。なお、呼びかけを行った旨を当該地域を管轄する警察署長に通知する。</p> <p>・水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防上危険な個所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。</p> <p>・河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講ずるものとする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1522 371 1858">水防活動の応援要請</td> <td data-bbox="371 1522 1320 1858"> <p>(1)水防管理団体は、相互に協力するとともに、必要に応じ応援を要請する。</p> <p>ア 水防管理者は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定した隣接水防管理者に対し応援を要請する。</p> <p>イ 水防管理者は、必要があれば市町長に対し応援を求める。</p> <p>ウ 水防管理者は、水防のために必要があるときは、警察署長に対して、警察官の出動を要請する。</p> <p>(2)市町長は、必要があるときは、次の事項を示し、県に自衛隊の派遣要請を要求する。</p> <p>ア 応援を必要とする理由</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	水防管理者及び水防管理団体の活動	<p>・地震による洪水の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、知事の命を受けた職員又は水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。なお、呼びかけを行った旨を当該地域を管轄する警察署長に通知する。</p> <p>・水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防上危険な個所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。</p> <p>・河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講ずるものとする。</p>	水防活動の応援要請	<p>(1)水防管理団体は、相互に協力するとともに、必要に応じ応援を要請する。</p> <p>ア 水防管理者は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定した隣接水防管理者に対し応援を要請する。</p> <p>イ 水防管理者は、必要があれば市町長に対し応援を求める。</p> <p>ウ 水防管理者は、水防のために必要があるときは、警察署長に対して、警察官の出動を要請する。</p> <p>(2)市町長は、必要があるときは、次の事項を示し、県に自衛隊の派遣要請を要求する。</p> <p>ア 応援を必要とする理由</p>	<p>2 水防活動</p> <p>静岡県水防計画書及び市町の水防計画の定めるところによる。</p>	<p>令和3年2月16日付け府政防第108号・消防災第12号・国水環防第30号「地域防災計画と水防計画の策定事務等の簡素化について」を受けた地域防災計画と水防計画書の重複の排除</p>
区分	内容								
水防管理者及び水防管理団体の活動	<p>・地震による洪水の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、知事の命を受けた職員又は水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。なお、呼びかけを行った旨を当該地域を管轄する警察署長に通知する。</p> <p>・水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防上危険な個所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。</p> <p>・河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講ずるものとする。</p>								
水防活動の応援要請	<p>(1)水防管理団体は、相互に協力するとともに、必要に応じ応援を要請する。</p> <p>ア 水防管理者は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定した隣接水防管理者に対し応援を要請する。</p> <p>イ 水防管理者は、必要があれば市町長に対し応援を求める。</p> <p>ウ 水防管理者は、水防のために必要があるときは、警察署長に対して、警察官の出動を要請する。</p> <p>(2)市町長は、必要があるときは、次の事項を示し、県に自衛隊の派遣要請を要求する。</p> <p>ア 応援を必要とする理由</p>								

頁	旧	新	備考										
	<p>イ 応援を必要とする人員、資機材等                      ウ 応援を必要とする場所                      エ 期間その他応援に必要な事項                      (3)水防区長は、管轄区域の相互応援についての調整を行うとともに、必要に応じ自衛隊及び警察官の出動を水防本部に要請する。</p>												
	<p>3 人命の救出活動</p> <p>基本方針</p> <p>(1)救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。)に対する救出活動は、市町長が行うことを原則とする。                      (2)県、県警察及び自衛隊は、市町長が行う救出活動に協力する。                      (3)県は救出活動に関する応援について市町間の総合調整を行う。                      (4)市町は、当該市町の区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。                      (5)自主防災組織、事業所等及び県民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。                      (6)自衛隊の救出活動は「第5節 広域応援活動」の定めるところにより行う。                      (7)救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</p>	<p>3 人命の救出活動</p> <p>(共通対策編第3章災害応急対策計画第7節「避難救出計画」に準ずる。)</p>	<p>地震対策編構成の見直し</p>										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 926 359 968">実施主体</th> <th data-bbox="359 926 1317 968">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 968 359 1360">県</td> <td data-bbox="359 968 1317 1360"> <ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、市町から負傷者等の救出活動について応援を求められ、特に必要があると認めるときは、その状況に応じ次の措置を講ずる。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 県職員を派遣し救出活動を支援する。</li> <li>イ 他の市町長に対し応援を指示する。</li> <li>ウ 自衛隊に対し支援を要請する。</li> <li>エ 救出活動の総合調整を行う。</li> <li>オ 行方不明者の捜索・救助を容易にするため、航空機等による騒音の発生を禁止するサイレントタイムの設定を行い、関係機関に対し協力を要請する。</li> </ul> </li> <li>災害救助法に基づく県の実施事項については、「共通対策編」による。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1360 359 1402">県警察</td> <td data-bbox="359 1360 1317 1402">                     被害状況に応じて可能な限り警察官を派遣し、負傷者等の救出にあたる。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1402 359 1753">市町</td> <td data-bbox="359 1402 1317 1753"> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員を動員し負傷者等を救出する。</li> <li>市町長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 応援を必要とする理由</li> <li>イ 応援を必要とする人員、資機材等</li> <li>ウ 応援を必要とする場所</li> <li>エ 応援を必要とする期間</li> <li>オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1753 359 1869">自主防災組織、事業所等</td> <td data-bbox="359 1753 1317 1869">                     自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。                      (1)組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。                 </td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、市町から負傷者等の救出活動について応援を求められ、特に必要があると認めるときは、その状況に応じ次の措置を講ずる。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 県職員を派遣し救出活動を支援する。</li> <li>イ 他の市町長に対し応援を指示する。</li> <li>ウ 自衛隊に対し支援を要請する。</li> <li>エ 救出活動の総合調整を行う。</li> <li>オ 行方不明者の捜索・救助を容易にするため、航空機等による騒音の発生を禁止するサイレントタイムの設定を行い、関係機関に対し協力を要請する。</li> </ul> </li> <li>災害救助法に基づく県の実施事項については、「共通対策編」による。</li> </ul>	県警察	被害状況に応じて可能な限り警察官を派遣し、負傷者等の救出にあたる。	市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員を動員し負傷者等を救出する。</li> <li>市町長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 応援を必要とする理由</li> <li>イ 応援を必要とする人員、資機材等</li> <li>ウ 応援を必要とする場所</li> <li>エ 応援を必要とする期間</li> <li>オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項</li> </ul> </li> </ul>	自主防災組織、事業所等	自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。 (1)組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。		
実施主体	内 容												
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、市町から負傷者等の救出活動について応援を求められ、特に必要があると認めるときは、その状況に応じ次の措置を講ずる。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 県職員を派遣し救出活動を支援する。</li> <li>イ 他の市町長に対し応援を指示する。</li> <li>ウ 自衛隊に対し支援を要請する。</li> <li>エ 救出活動の総合調整を行う。</li> <li>オ 行方不明者の捜索・救助を容易にするため、航空機等による騒音の発生を禁止するサイレントタイムの設定を行い、関係機関に対し協力を要請する。</li> </ul> </li> <li>災害救助法に基づく県の実施事項については、「共通対策編」による。</li> </ul>												
県警察	被害状況に応じて可能な限り警察官を派遣し、負傷者等の救出にあたる。												
市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員を動員し負傷者等を救出する。</li> <li>市町長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 応援を必要とする理由</li> <li>イ 応援を必要とする人員、資機材等</li> <li>ウ 応援を必要とする場所</li> <li>エ 応援を必要とする期間</li> <li>オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項</li> </ul> </li> </ul>												
自主防災組織、事業所等	自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。 (1)組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。												

頁	旧	新	備考																
	<p>(2)救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。</p> <p>(3)自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。</p> <p>(4)自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。</p> <p>(5)救出活動を行うときは、可能な限り市町、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受けるものとする。</p> <p>自衛隊 県の要請に基づき救出活動を実施する。</p>																		
地震 -105	<p>4 被災建築物等に対する安全対策</p> <p>地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、次の安全対策（被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定）を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="222 651 1320 1438"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 651 311 693">実施主体</th> <th data-bbox="311 651 1320 693">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 693 311 934">県</td> <td data-bbox="311 693 1320 934"> <p>建築物 県は、被災状況に応じて地震被災建築物応急危険度判定支援本部及び地震被災建築物応急危険度判定支援支部を設置し、その旨を各市町、国及び建築関係団体へ連絡するとともに、支援要請等必要な調整を行う。</p> <p>宅地等 県は、市町から支援要請を受けたときは、被災宅地危険度判定士に協力を要請する等の支援措置を講ずることとし、また、被災規模により必要があると認めるときは、国又は他の都道府県に対して支援を要請する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 934 311 1123">市町</td> <td data-bbox="311 934 1320 1123"> <p>建築物 ・市町は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。 ・併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1123 311 1281">市町</td> <td data-bbox="311 1123 1320 1281"> <p>宅地等 市町は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1281 311 1438">県民</td> <td data-bbox="311 1281 1320 1438"> <p>・県民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。 ・県民は判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>5 災害危険区域の指定</p> <p>知事又は市町長は、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。</p> <table border="1" data-bbox="222 1596 1320 1774"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 1596 311 1638">区 分</th> <th data-bbox="311 1596 1320 1638">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 1638 311 1722">指定の目的</td> <td data-bbox="311 1638 1320 1722"> <p>・災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築に関する制限を定める。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1722 311 1774">指定の方法</td> <td data-bbox="311 1722 1320 1774"> <p>・条例により区域を指定し、周知する。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>第7節 避難活動</p> <p>災害が発生したときの避難対策及び避難生活の基本となる事項を示す。</p>	実施主体	内 容	県	<p>建築物 県は、被災状況に応じて地震被災建築物応急危険度判定支援本部及び地震被災建築物応急危険度判定支援支部を設置し、その旨を各市町、国及び建築関係団体へ連絡するとともに、支援要請等必要な調整を行う。</p> <p>宅地等 県は、市町から支援要請を受けたときは、被災宅地危険度判定士に協力を要請する等の支援措置を講ずることとし、また、被災規模により必要があると認めるときは、国又は他の都道府県に対して支援を要請する。</p>	市町	<p>建築物 ・市町は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。 ・併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。</p>	市町	<p>宅地等 市町は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。</p>	県民	<p>・県民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。 ・県民は判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	区 分	内 容	指定の目的	<p>・災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築に関する制限を定める。</p>	指定の方法	<p>・条例により区域を指定し、周知する。</p>	<p>4 被災建築物等に対する安全対策</p> <p>(共通対策編第3章災害応急対策計画第12節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。)</p> <p>5 災害危険区域の指定</p> <p>(共通対策編第3章災害応急対策計画第12節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。)</p> <p>第7節 避難活動</p> <p>(共通対策編第3章災害応急対策計画第7節「避難救出計画」に準ずる。)</p>	<p>地震対策編構成の見直し</p> <p>地震対策編構成の見直し</p>
実施主体	内 容																		
県	<p>建築物 県は、被災状況に応じて地震被災建築物応急危険度判定支援本部及び地震被災建築物応急危険度判定支援支部を設置し、その旨を各市町、国及び建築関係団体へ連絡するとともに、支援要請等必要な調整を行う。</p> <p>宅地等 県は、市町から支援要請を受けたときは、被災宅地危険度判定士に協力を要請する等の支援措置を講ずることとし、また、被災規模により必要があると認めるときは、国又は他の都道府県に対して支援を要請する。</p>																		
市町	<p>建築物 ・市町は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。 ・併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。</p>																		
市町	<p>宅地等 市町は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。</p>																		
県民	<p>・県民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。 ・県民は判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>																		
区 分	内 容																		
指定の目的	<p>・災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築に関する制限を定める。</p>																		
指定の方法	<p>・条例により区域を指定し、周知する。</p>																		
			<p>地震対策編構成の見直し</p>																

頁	旧	新	備考										
	<p><b>1 避難対策</b></p> <p><b>(1) 基本方針</b></p> <p>ア 地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、県及び市町は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体、安全確保に努める。</p> <p>イ 情報提供、避難誘導及び避難所の運営に当たっては、要配慮者等に配慮するものとする。</p> <p>ウ 避難対策の周知に当たっては、住民においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。</p> <p><b>(2) 情報・広報活動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県、市町及び防災関係機関は、地震等に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は「第2節 情報活動」に準ずる。</li> <li>・県、市町及び防災関係機関は、地震等に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は「第3節 広報活動」に準ずる。また、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者への的確な情報提供に配慮する。</li> <li>・住民は、適切な避難行動のため、同時通報用無線、ラジオ、テレビ等を通じ、可能な限り地震等に関する情報を入手するよう努める。</li> </ul> <p><b>(3) 避難のための指示</b></p> <table border="1" data-bbox="222 926 1320 1749"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 926 350 961">区 分</th> <th data-bbox="350 926 1320 961">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 961 350 1434">指示の基準</td> <td data-bbox="350 961 1320 1434"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町長は、災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の指示をする。</li> <li>・警察官又は海上保安官は、市町長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市町長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市町長に通知する。</li> <li>・知事は、災害の発生により市町長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長に代わって避難指示をする。この場合、知事はその旨を公示する。</li> <li>・災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1434 350 1633">指示の内容</td> <td data-bbox="350 1434 1320 1633">                     避難指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。                      ア 避難指示が出された地域名                      イ 避難路及び避難先                      ウ 避難時の服装、携行品                      エ 避難行動における注意事項                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1633 350 1749">指示の伝達方法</td> <td data-bbox="350 1633 1320 1749">                     市町長又は知事は、避難指示をしたときは、直ちに指示が出された地域の住民に対して、同時通報用無線等により広報するほか、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。                 </td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(4) 警戒区域の設定</b></p> <table border="1" data-bbox="222 1787 1320 1829"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 1787 350 1829">区 分</th> <th data-bbox="350 1787 1320 1829">内 容</th> </tr> </thead> </table>	区 分	内 容	指示の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町長は、災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の指示をする。</li> <li>・警察官又は海上保安官は、市町長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市町長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市町長に通知する。</li> <li>・知事は、災害の発生により市町長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長に代わって避難指示をする。この場合、知事はその旨を公示する。</li> <li>・災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。</li> </ul>	指示の内容	避難指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。 ア 避難指示が出された地域名 イ 避難路及び避難先 ウ 避難時の服装、携行品 エ 避難行動における注意事項	指示の伝達方法	市町長又は知事は、避難指示をしたときは、直ちに指示が出された地域の住民に対して、同時通報用無線等により広報するほか、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。	区 分	内 容		
区 分	内 容												
指示の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町長は、災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の指示をする。</li> <li>・警察官又は海上保安官は、市町長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市町長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市町長に通知する。</li> <li>・知事は、災害の発生により市町長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長に代わって避難指示をする。この場合、知事はその旨を公示する。</li> <li>・災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。</li> </ul>												
指示の内容	避難指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。 ア 避難指示が出された地域名 イ 避難路及び避難先 ウ 避難時の服装、携行品 エ 避難行動における注意事項												
指示の伝達方法	市町長又は知事は、避難指示をしたときは、直ちに指示が出された地域の住民に対して、同時通報用無線等により広報するほか、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。												
区 分	内 容												

頁	旧	新	備考										
	<p><b>設定の基準</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。</li> <li>・警察官又は海上保安官は市町長（権限の委託を受けた市町の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市町長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は直ちにその旨を市町長に通知する。</li> <li>・知事は、災害の発生により市町長が警戒区域を設定することができなくなったときは、市町長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。</li> <li>・災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市町長（権限の委託を受けた市町の職員を含む。）、警察官又は海上保安官がその場にいる場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちにその旨を市町長に通知する。</li> </ul> <p><b>規制内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。</li> </ul> <p><b>実施方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町長、警察官及び海上保安官は協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。</li> </ul>												
	(5)避難方法等												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 854 371 888">区分</th> <th data-bbox="371 854 1317 888">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 888 371 1003">避難地への市町職員等の配置</td> <td data-bbox="371 888 1317 1003">市町が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市町職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1003 371 1791">避難方法</td> <td data-bbox="371 1003 1317 1791"> <p>災害の状況により異なるが原則として次により避難する。</p> <p><b>要避難地区で避難を要する場合</b></p> <p>ア 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域</p> <p>(7) 火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。</p> <p>(イ) 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。</p> <p>(ロ) 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により一次避難地又は広域避難地へ避難する。</p> <p>(エ) 一次避難地へ避難した住民等は、当該一次避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市町職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに、幹線避難路を経て広域避難地へ避難する。</p> <p>イ 山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。</p> <p><b>その他の区域で避難を要する場合</b></p> <p>住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1791 371 1864">幹線避難路の確保</td> <td data-bbox="371 1791 1317 1864">市町は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。</td> </tr> </tbody> </table>			区分	内容	避難地への市町職員等の配置	市町が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市町職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。	避難方法	<p>災害の状況により異なるが原則として次により避難する。</p> <p><b>要避難地区で避難を要する場合</b></p> <p>ア 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域</p> <p>(7) 火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。</p> <p>(イ) 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。</p> <p>(ロ) 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により一次避難地又は広域避難地へ避難する。</p> <p>(エ) 一次避難地へ避難した住民等は、当該一次避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市町職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに、幹線避難路を経て広域避難地へ避難する。</p> <p>イ 山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。</p> <p><b>その他の区域で避難を要する場合</b></p> <p>住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。</p>	幹線避難路の確保	市町は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。		
区分	内容												
避難地への市町職員等の配置	市町が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市町職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。												
避難方法	<p>災害の状況により異なるが原則として次により避難する。</p> <p><b>要避難地区で避難を要する場合</b></p> <p>ア 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域</p> <p>(7) 火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。</p> <p>(イ) 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。</p> <p>(ロ) 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により一次避難地又は広域避難地へ避難する。</p> <p>(エ) 一次避難地へ避難した住民等は、当該一次避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市町職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに、幹線避難路を経て広域避難地へ避難する。</p> <p>イ 山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。</p> <p><b>その他の区域で避難を要する場合</b></p> <p>住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。</p>												
幹線避難路の確保	市町は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。												

頁	旧	新	備考				
	<p>・要請等により避難地に配置された市町職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。</p> <p>ア 火災等の危険の状況に関する情報の収集</p> <p>イ 地震等に関する情報の伝達</p> <p>ウ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）</p> <p>エ 必要な応急救護</p> <p>オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動</p> <p>・市町が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。</p> <p>避難状況の報告 「第4章 地震防災応急対策（津波対策を含む） 第7節 避難活動 1 避難対策」の項の「避難状況の報告」に準ずる。</p>						
	<p>2 避難所の設置及び避難生活</p> <p>(1)基本方針</p> <p>市町は避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、避難所ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。</p> <p>避難所の運営に当たっては、避難所ごとに予め定めたルールやマニュアル、各市町の「避難所運営マニュアル」や「避難生活の手引き」・「避難所運営マニュアル」（静岡県）、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府）等を参考として、要配慮者及び居室・トイレ等の衛生環境の保持に配慮するものとする。</p> <p>(2)避難所の設置及び避難生活</p> <table border="1" data-bbox="222 1123 1320 1249"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 1123 371 1165">区 分</th> <th data-bbox="371 1123 1320 1165">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 1165 371 1249">避難生活者</td> <td data-bbox="371 1165 1320 1249">避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>・山・がけ崩れ等の危険のない地域に設置する。</p> <p>・避難所の設置に当たっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。</p> <p>ア 学校、体育館、公民館等の公共建築物</p> <p>イ あらかじめ協定した民間の建築物</p> <p>ウ 広域避難地、一次避難地等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。）</p> <p>・安全性の確認にあたり、県は「災害時における被災建築物応急危険度判定に関する協定書」に基づいて被災建築物の応急危険度判定を依頼するものとする。</p> <p>・障害のある人、高齢者、乳幼児等については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を事前に指定し確保する。</p> <p>・状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設、ゴルフ場施設等を確保する。</p> <p>・状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を經由して中部運輸局静岡運輸支局に船舶のあっせんを要請する。</p> <p>・避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は当該地域の避難所を維持することの適否を</p>	区 分	内 容	避難生活者	避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。		
区 分	内 容						
避難生活者	避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。						

頁	旧	新	備考
	<p>検討するものとする。</p>		
	<p>・市町は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公示するものとする。</p> <p>・市町は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。</p> <p>・市町は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル(県モデル)」に基づいた「市町福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。</p> <p>・市町は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。</p> <p>・市町は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。</p>		
	<p>福祉避難所</p>		
	<p>・2次的避難所は、市町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。</p> <p>・市町及び県は、大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。</p> <p>・市町及び県は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。</p>		
	<p>2次的避難所</p>		
	<p>市町長は、地震情報、降雨等による災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決める。</p>		
	<p>設置期間</p>		
	<p>・市町は、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て避難所を運営する。</p> <p>・避難所には避難所等の運営を行うために必要な市町職員を配置する。また避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。</p> <p>・避難所での避難生活の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。</p> <p>・自主防災組織は、避難所の運営に関して市町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。</p> <p>・運営が軌道に乗り次第、市町、自主防災組織及び避難所の施設管理者中心の運営から、避難所利用者中心の体制に切り替える。市町、自主防災組織及び避難所の施設管理者は運営をサポートする。</p> <p>・市町は、援助が必要な者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、この内、避難生活が困難な者の社会福祉施設等への移送に努める。</p> <p>・生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</p>		
	<p>避難所の運営</p>		

頁	旧	新	備考					
地震 -108	<p>・食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県等へ報告を行うものとする。</p> <p>その他</p> <p>・災害救助法に基づく県の実施事項は「共通対策編」による。</p> <p>・県管理施設の避難所としての利用については、「共通対策編」による。</p>							
	<p>(略)</p> <p>第9節 交通の確保対策</p> <p>災害応急対策及び災害応急復旧対策を円滑に行うため、陸上、海上及び航空交通機能の早期回復、混乱の防止等交通確保対策の概要を示す。</p> <p>1 陸上交通の確保</p> <p>(1)自動車運転者のとるべき措置</p> <table border="1" data-bbox="222 619 1320 1858"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 619 371 661">区 分</th> <th data-bbox="371 619 1320 661">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 661 371 808">緊急地震速報を聞いたとき</td> <td data-bbox="371 661 1320 808">                     ・ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。                      ・急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。                      ・大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 808 371 1858">地震が発生したとき</td> <td data-bbox="371 808 1320 1858">                     ・走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。                      ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。                      イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。                      ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。                      ・避難のために車両を使用しないこと。                      ・災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間（以下「指定道路区間」という）においても、同様とする。                      ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。                      (ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所                      (イ) 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所                      イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。                      ウ 通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自ら                 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	緊急地震速報を聞いたとき	・ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。 ・急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。 ・大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。	地震が発生したとき	・走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。 ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。 イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。 ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。 ・避難のために車両を使用しないこと。 ・災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間（以下「指定道路区間」という）においても、同様とする。 ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。 (ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所 (イ) 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所 イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。 ウ 通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自ら	<p>第9節 交通の確保対策</p> <p>(共通対策編第3章災害応急対策計画第20節「交通応急対策計画」に準ずる。)</p>
区 分	内 容							
緊急地震速報を聞いたとき	・ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。 ・急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。 ・大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。							
地震が発生したとき	・走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。 ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。 イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。 ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。 ・避難のために車両を使用しないこと。 ・災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間（以下「指定道路区間」という）においても、同様とする。 ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。 (ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所 (イ) 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所 イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。 ウ 通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自ら							

頁	旧	新	備考																						
	<p>その措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。</p>																								
	(2) 県、県公安委員会（県警察）、道路管理者等																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 304 371 346">区 分</th> <th data-bbox="371 304 1317 346">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 367 371 420">情報の収集</td> <td data-bbox="371 367 1317 420">県は、国土交通省、中日本高速道路株式会社、市町、自衛隊、鉄道事業者等の協力を求め主要道路及び鉄道の被害状況について情報の収集を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 567 371 682">陸上交通確保の基本方針</td> <td data-bbox="371 567 1317 682"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県公安委員会（県警察）は、緊急交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限することができる。</li> <li>・道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1018 371 1123">交通規制の実施</td> <td data-bbox="371 1018 1317 1123"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察官は、道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において交通規制を行う。</li> <li>・県公安委員会（県警察）は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。</li> <li>・知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1165 371 1270">交通規制実施後の広報</td> <td data-bbox="371 1165 1317 1270">県公安委員会（県警察）は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1312 371 1417">道路交通確保の実施体制</td> <td data-bbox="371 1312 1317 1417">道路管理者、県警察は他の防災関係機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1438 371 1543">道路交通確保の措置</td> <td data-bbox="371 1438 1317 1543">道路管理者は、建設業協会等の協力を求め道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1564 371 1669">交通安全施設の復旧</td> <td data-bbox="371 1564 1317 1669">県公安委員会（県警察）は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1690 371 1795">警察官の措置命令等</td> <td data-bbox="371 1690 1317 1795">ア 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとる</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	情報の収集	県は、国土交通省、中日本高速道路株式会社、市町、自衛隊、鉄道事業者等の協力を求め主要道路及び鉄道の被害状況について情報の収集を行う。	陸上交通確保の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県公安委員会（県警察）は、緊急交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限することができる。</li> <li>・道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。</li> </ul>	交通規制の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察官は、道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において交通規制を行う。</li> <li>・県公安委員会（県警察）は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。</li> <li>・知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。</li> </ul>	交通規制実施後の広報	県公安委員会（県警察）は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。	道路交通確保の実施体制	道路管理者、県警察は他の防災関係機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。	道路交通確保の措置	道路管理者は、建設業協会等の協力を求め道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。	交通安全施設の復旧	県公安委員会（県警察）は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。	警察官の措置命令等	ア 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。		イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとる				
区 分	内 容																								
情報の収集	県は、国土交通省、中日本高速道路株式会社、市町、自衛隊、鉄道事業者等の協力を求め主要道路及び鉄道の被害状況について情報の収集を行う。																								
陸上交通確保の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県公安委員会（県警察）は、緊急交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限することができる。</li> <li>・道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。</li> </ul>																								
交通規制の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察官は、道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において交通規制を行う。</li> <li>・県公安委員会（県警察）は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。</li> <li>・知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。</li> </ul>																								
交通規制実施後の広報	県公安委員会（県警察）は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。																								
道路交通確保の実施体制	道路管理者、県警察は他の防災関係機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。																								
道路交通確保の措置	道路管理者は、建設業協会等の協力を求め道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。																								
交通安全施設の復旧	県公安委員会（県警察）は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。																								
警察官の措置命令等	ア 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。																								
	イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとる																								

頁	旧	新	備考
	<p>ことを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。</p> <p>ウ 警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p>エ 警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p>オ 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するためア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p>		
	<p>除去障害物の処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に処分する。</li> <li>・適当な処分場所がない場合は避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。</li> </ul>		
	<p>由比地区における緊急輸送路の確保</p> <p>由比地区における緊急輸送を確保するため、東名高速道路と国道1号の相互利用を必要とし、それが可能な場合は同所に設けた開口部を利用する。</p>		
	<p>・緊急通行車両の確認は、「災害対策基本法」第50条第1項に掲げる災害応急対策に従事する車両について行う。</p> <p>県知事又は 県公安委員会（県警察）による緊急通行車両の確認等</p> <p>ア 確認事務処理、受付、手続等は別に定める</p> <p>イ 確認の手続きの効率化・簡略化を図り、かつ、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急通行車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。事前届出及び確認の手続きについては、別に定める。</p> <p>ウ 警戒宣言発令時に交付した緊急標章及び緊急輸送車両確認証明書は、地震発生後においては、「災害対策基本法施行令」第33条第2項の規定による緊急標章及び緊急通行車両確認証明書とみなす。</p>		
	<p>鉄道確保の措置</p> <p>崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等、応急復旧を要する被害が発生した場合は、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じ崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の仮設等応急工事を行う。</p>		
	<p>2 海上交通の確保</p>		
	<p>区分</p> <p>情報の収集</p>	<p>内容</p> <p>県は地方整備局、運輸局、海上保安庁、自衛隊、市町、漁業協同組合等の協力を</p>	

頁	旧	新	備考								
	<p>求め、海岸施設、港湾施設の被害状況、水路、航路標識の異常の有無、石油コンビナートの被害状況、港内の状況等について情報の収集を行う。</p> <p>海上交通の制限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海上保安庁は、海難船舶、危険物の流出域、損壊した係留施設・海上構築物及び流出した船舶、木材、筏等が船舶交通に及ぼす影響を調査し、必要な安全対策を講じる。</li> <li>海上保安庁は、海難船舶、漂流物又は沈没した物件等が船舶交通に障害となる場合には、これらの所有者に除去を命じ又は勧告を行う。</li> <li>海上保安庁は、船舶交通の安全を図るため、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行う。</li> </ul> <p>海上交通確保の措置</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>海上交通の調整 県は、海上保安庁等、防災関係機関と相互に連絡し、県内の海上交通確保について必要な輸送路の選定等の調整を行う。</li> <li>港湾施設等の応急措置 港湾及び漁港の管理者は、管理する港湾、漁港について障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急措置を講ずる。</li> <li>海上自衛隊及び海上保安庁等に対する支援要請 知事は、市町又は港湾及び漁港の管理者から、油の流出による火災の鎮圧、水路・航路の確保のための措置の実施等、海上交通の確保のため必要な措置の実施について、応援要請があったときは、海上自衛隊、海上保安庁等に対し応援を要請する。</li> <li>海上保安庁等は、水路の水深に異常が生じた時は、必要に応じ調査を行い、標識等の設置により航路の安全を確保する。</li> <li>海上保安庁等は、航路標識が損壊又は流出した時は、速やかに復旧に努めるほか、必要な応急措置を講ずる。</li> <li>海上保安庁は、警報の伝達、排出油の防除、危険物の保安、海難救助等の適切な措置を講ずる。</li> </ol>										
	<p>3 航空交通の確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 1276 368 1318">区分</th> <th data-bbox="368 1276 1317 1318">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 1318 368 1430">情報の収集</td> <td data-bbox="368 1318 1317 1430">空港管理者は、滑走路、誘導路、エプロン及び航空保安施設等の空港施設の被害状況、航空機の被害状況、空港利用者の被災状況等空港内及び空港周辺の状況についての情報収集を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1430 368 1619">空港の運用制限</td> <td data-bbox="368 1430 1317 1619"> <ul style="list-style-type: none"> <li>空港管理者は、滑走路、誘導路、エプロン及び航空保安施設が被害を受け、航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じるときは、直ちに運用を一時休止し、航空機の離着陸の原則禁止等の制限を行う。</li> <li>空港管理者は、空港の安全を図るため、空港利用者の混乱防止及び避難誘導、空港への入場制限等必要な措置を講ずる。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1619 368 1780">空港機能確保の措置</td> <td data-bbox="368 1619 1317 1780"> <ul style="list-style-type: none"> <li>空港管理者は、県及び東京航空局等関係機関と相互に連絡し、空港機能の確保について必要な調整を行う。</li> <li>空港管理者は、空港機能を確保するため、障害物の除去、応急修理等の応急措置を講ずる。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	情報の収集	空港管理者は、滑走路、誘導路、エプロン及び航空保安施設等の空港施設の被害状況、航空機の被害状況、空港利用者の被災状況等空港内及び空港周辺の状況についての情報収集を行う。	空港の運用制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>空港管理者は、滑走路、誘導路、エプロン及び航空保安施設が被害を受け、航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じるときは、直ちに運用を一時休止し、航空機の離着陸の原則禁止等の制限を行う。</li> <li>空港管理者は、空港の安全を図るため、空港利用者の混乱防止及び避難誘導、空港への入場制限等必要な措置を講ずる。</li> </ul>	空港機能確保の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>空港管理者は、県及び東京航空局等関係機関と相互に連絡し、空港機能の確保について必要な調整を行う。</li> <li>空港管理者は、空港機能を確保するため、障害物の除去、応急修理等の応急措置を講ずる。</li> </ul>		
区分	内容										
情報の収集	空港管理者は、滑走路、誘導路、エプロン及び航空保安施設等の空港施設の被害状況、航空機の被害状況、空港利用者の被災状況等空港内及び空港周辺の状況についての情報収集を行う。										
空港の運用制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>空港管理者は、滑走路、誘導路、エプロン及び航空保安施設が被害を受け、航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じるときは、直ちに運用を一時休止し、航空機の離着陸の原則禁止等の制限を行う。</li> <li>空港管理者は、空港の安全を図るため、空港利用者の混乱防止及び避難誘導、空港への入場制限等必要な措置を講ずる。</li> </ul>										
空港機能確保の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>空港管理者は、県及び東京航空局等関係機関と相互に連絡し、空港機能の確保について必要な調整を行う。</li> <li>空港管理者は、空港機能を確保するため、障害物の除去、応急修理等の応急措置を講ずる。</li> </ul>										
第10節 地域への救援活動		第10節 地域への救援活動									

頁	旧	新	備考
地震 -112	(略) 1 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保	(略) 1 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保	地震対策編構成の見直し
	<p>緊急物資の確保計画量</p> <p>県及び市町は、別に定める各品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。</p> <p>大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。</p>	<p>(共通対策編第3章災害応急対策計画第9節「食料供給計画」及び第10節「衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画」に準ずる。)</p>	
	<p>実施主体</p> <p>内 容</p>		
	<p>県</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知事は、市町から緊急物資の調達又はあっせんの要請があったときは、調達又はあっせんに努める。</li> <li>・災害の規模に鑑み、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制、調達体制、輸送体制の整備を図るものとする。</li> <li>・緊急物資の調達先は、原則として、あらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。これによっても不足するときは、他の物資保有者から調達する。</li> <li>・緊急物資の輸送は当該物資調達先に依頼する。当該物資調達先に依頼できないときは、輸送計画の定めるところにより輸送する。</li> <li>・災害応急対策が完了するまでの間、必要に応じて、協定を締結した物資保有者の緊急物資の在庫量の把握を行う。</li> <li>・知事は、必要量の調達が困難な緊急物資について、国に対して、調達又はあっせんを要請する。</li> <li>・必要に応じて、保管命令、収用等物資の供給を確保する措置を講ずる。</li> <li>・知事は、国に対する応援要請によっても緊急物資が不足する場合は、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、緊急物資の調達を要請する。</li> <li>・「災害救助法」に基づく県の実施事項は「共通対策編」による。</li> </ul>		
	<p>市町</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して緊急物資を配分する。</li> <li>・緊急物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達する。市町長は、必要に応じ次の事項を示して県に調達、又はあっせんを要請する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 調達又はあっせんを必要とする理由</li> <li>イ 必要な緊急物資の品目及び数量</li> <li>ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者</li> <li>エ 連絡課及び連絡責任者</li> <li>オ 荷役作業員の派遣の必要の有無</li> <li>カ 経費負担区分</li> <li>キ その他参考となる事項</li> </ul> </li> <li>・緊急物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。</li> <li>・避難所、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊き出しの施設を設け、又は食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。</li> </ul>		
	<p>県民及び自主防災組織</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急物資は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに県民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市町に供給を要請する。</li> <li>・自主防災組織は市町が行う緊急物資の配分に協力する。</li> </ul>		

頁	旧	新	備考								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織は必要により炊き出しを行う。</li> </ul>										
	<p>日本赤十字社静岡県支部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本赤十字社静岡県支部が備蓄している非常災害用救援物資を被災者のニーズに応じて、速やかに市町を通じ被災者に配分する。</li> </ul>										
	<p>農林水産省、経済産業省</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県から緊急物資の調達について協力要請があった時は、緊急物資をあっせんし又は調達する。</li> </ul>										
	<p>2 給水活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 541 371 583">実施主体</th> <th data-bbox="371 541 1317 583">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 583 371 932">県</td> <td data-bbox="371 583 1317 932"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知事は、市町から飲料水の調達について、あっせんの要請があったときは、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、飲料水の提供及びあっせんを要請するとともに、隣接市町、自衛隊又は国に対し協力を要請する。</li> <li>・知事は、市町から応急給水を実施するため必要な資機材等の調達について要請があったときは、市町間の調整を行い、必要なときは国に対し調整の要請を行う。</li> <li>・知事は、災害の程度及び給水活動の実施状況の把握に努めるとともに、その適切な実施を図るための指示、指導を行う。</li> <li>・「災害救助法」に基づく県の実施事項は、「共通対策編」による。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 932 371 1440">市町</td> <td data-bbox="371 932 1317 1440"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水の確保が困難な地域に対し給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。</li> <li>・市町長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんに要請する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 給水を必要とする人員</li> <li>イ 給水を必要とする期間及び給水量</li> <li>ウ 給水する場所</li> <li>エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量</li> <li>オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数</li> </ul> </li> <li>・自己努力によって飲料水を確保する住民に対し衛生上の注意を広報する。</li> <li>・地震発生後約8日を目途に仮設共用栓等を設置し最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は1人1日20リットルを目標とし、飲料水の供給期間については上水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1440 371 1675">県民及び自主防災組織</td> <td data-bbox="371 1440 1317 1675"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。</li> <li>・地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市町の応急給水により飲料水を確保する。</li> <li>・地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。</li> <li>・市町の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事は、市町から飲料水の調達について、あっせんの要請があったときは、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、飲料水の提供及びあっせんを要請するとともに、隣接市町、自衛隊又は国に対し協力を要請する。</li> <li>・知事は、市町から応急給水を実施するため必要な資機材等の調達について要請があったときは、市町間の調整を行い、必要なときは国に対し調整の要請を行う。</li> <li>・知事は、災害の程度及び給水活動の実施状況の把握に努めるとともに、その適切な実施を図るための指示、指導を行う。</li> <li>・「災害救助法」に基づく県の実施事項は、「共通対策編」による。</li> </ul>	市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水の確保が困難な地域に対し給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。</li> <li>・市町長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんに要請する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 給水を必要とする人員</li> <li>イ 給水を必要とする期間及び給水量</li> <li>ウ 給水する場所</li> <li>エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量</li> <li>オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数</li> </ul> </li> <li>・自己努力によって飲料水を確保する住民に対し衛生上の注意を広報する。</li> <li>・地震発生後約8日を目途に仮設共用栓等を設置し最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は1人1日20リットルを目標とし、飲料水の供給期間については上水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。</li> </ul>	県民及び自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。</li> <li>・地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市町の応急給水により飲料水を確保する。</li> <li>・地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。</li> <li>・市町の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。</li> </ul>	<p>2 給水活動</p> <p>(共通対策編第3章災害応急対策計画第11節「給水計画」に準ずる。)</p>	地震対策編構成の見直し
実施主体	内 容										
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事は、市町から飲料水の調達について、あっせんの要請があったときは、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、飲料水の提供及びあっせんを要請するとともに、隣接市町、自衛隊又は国に対し協力を要請する。</li> <li>・知事は、市町から応急給水を実施するため必要な資機材等の調達について要請があったときは、市町間の調整を行い、必要なときは国に対し調整の要請を行う。</li> <li>・知事は、災害の程度及び給水活動の実施状況の把握に努めるとともに、その適切な実施を図るための指示、指導を行う。</li> <li>・「災害救助法」に基づく県の実施事項は、「共通対策編」による。</li> </ul>										
市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水の確保が困難な地域に対し給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。</li> <li>・市町長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんに要請する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 給水を必要とする人員</li> <li>イ 給水を必要とする期間及び給水量</li> <li>ウ 給水する場所</li> <li>エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量</li> <li>オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数</li> </ul> </li> <li>・自己努力によって飲料水を確保する住民に対し衛生上の注意を広報する。</li> <li>・地震発生後約8日を目途に仮設共用栓等を設置し最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は1人1日20リットルを目標とし、飲料水の供給期間については上水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。</li> </ul>										
県民及び自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。</li> <li>・地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市町の応急給水により飲料水を確保する。</li> <li>・地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。</li> <li>・市町の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。</li> </ul>										
	<p>3 燃料の確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 1759 371 1801">実施主体</th> <th data-bbox="371 1759 1317 1801">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 1801 371 1871">県</td> <td data-bbox="371 1801 1317 1871"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知事は、市町から炊き出しに必要なLPガス及び燃料器具の調達について、あっせんの要請があったときは、一般社団法人静岡県LPガス協会に対し、その調達</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事は、市町から炊き出しに必要なLPガス及び燃料器具の調達について、あっせんの要請があったときは、一般社団法人静岡県LPガス協会に対し、その調達</li> </ul>	<p>3 燃料の確保</p> <p>(共通対策編第3章災害応急対策計画第10節「衣料、生活必需品その他の物資及び燃料供給計画」に準ずる。)</p>	地震対策編構成の見直し				
実施主体	内 容										
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事は、市町から炊き出しに必要なLPガス及び燃料器具の調達について、あっせんの要請があったときは、一般社団法人静岡県LPガス協会に対し、その調達</li> </ul>										

頁	旧	新	備考						
	<p>につき協力を要請する。</p> <p>・県は、県内の重要施設等の燃料需要を取りまとめ、緊急性に応じて優先順位を決定した上で、政府現地対策本部等に対して、燃料の供給を要請する。</p> <p>市町</p> <p>・市町は炊き出しに必要なLPガス及び器具等の支給又はあっせんを行う。</p> <p>・市町長は、炊き出しに必要とするLPガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんを要請する。</p> <p>ア 必要なLPガスの量</p> <p>イ 必要な器具の種類及び個数</p> <p>県民及び自主防災組織</p> <p>地域内のLPガス販売業者等の協力を得て、使用可能なLPガス、及び器具等を確保するものとする。</p>								
	<p>4 医療救護活動</p> <p>(1)基本方針</p> <p>ア 市町は、当該市町域内の医療救護を行うため、救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。</p> <p>イ 県は、あらかじめ指定した災害拠点病院により、他の医療救護施設で処置の困難な重症患者の処置及び受入を広域的に行い、市町独自では対応できない事態に対応する。</p> <p>ウ 県は、県内での治療が困難な重症患者を、航空機により、被災地外の医療機関へ搬送（以下「広域医療搬送」という。）するとともに、被災地外からのDMAT(災害派遣医療チーム)、DPAT(災害派遣精神医療チーム)等医療チーム（救護班）受入による治療を実施する。</p> <p>エ 県は、災害拠点病院及び市町等の要請により、災害拠点病院及び救護病院等の最寄りのヘリポートから重症患者の地域医療搬送を行う。なお、ヘリポートまでの重症患者の搬送については、災害拠点病院等の要請により市町が行う。</p> <p>オ 県及び市町は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。</p> <p>カ 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け（以下「トリアージ」という。）を行い、効率的な活動に努めるものとする。</p> <p>キ 県及び市町は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、救護班の派遣等を行うものとする。</p> <p>ク 県は、国、他の都道府県及び医療関係団体等と連携し、県が委嘱する災害医療コーディネーター等の協力の下、広域的な医療救護活動を実施する。</p>	<p>4 医療救護活動</p> <p>(共通対策編第3章災害応急対策計画第13節「医療・助産計画」に準ずる。)</p>	地震対策編構成の見直し						
	<p>(2)救護所、救護病院及び災害拠点病院</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 1591 371 1633">区分</th> <th data-bbox="371 1591 1317 1633">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 1633 371 1717">設置</td> <td data-bbox="371 1633 1317 1717">市町は、あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1717 371 1873">活動</td> <td data-bbox="371 1717 1317 1873"> <p>ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）。</p> <p>イ 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置</p> <p>ウ 中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院への搬送手配</p> <p>エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	設置	市町は、あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。	活動	<p>ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）。</p> <p>イ 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置</p> <p>ウ 中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院への搬送手配</p> <p>エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配</p>		
区分	内容								
設置	市町は、あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。								
活動	<p>ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）。</p> <p>イ 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置</p> <p>ウ 中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院への搬送手配</p> <p>エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配</p>								

頁	旧		新	備考
		<p>オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告</p> <p>カ その他必要な事項</p>		
	救護病院	<p>設置 市町は、あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。</p> <p>活動 ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）。 イ 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ ウ 重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点へ搬送手配 エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配 オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への受入状況等の報告 カ その他必要な事項</p>		
	災害拠点病院	<p>設置 県は、あらかじめ、国の定める指定要件を満たす「地域災害拠点病院」を、原則として二次保健医療圏に1か所指定するとともに、災害拠点病院のうち、災害医療に関して県の中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」について、原則として1か所指定する。</p> <p>活動 ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ） イ 他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置 ウ 重症患者の航空搬送拠点への搬送手配 エ DMA T等医療チームの受入れ及び派遣 オ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し</p>		
	(3) 県、市町、県民及び自主防災組織			
	実施主体	内 容		
	県	<p>あらかじめ定める県医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知事は、市町から救護班の派遣要請があったときは関係機関に対して救護班の派遣を要請する。</li> <li>・知事は、市町から医薬品等の調達について要請があったときは医薬品備蓄センター及び静岡県医薬品卸業協会等から調達・あっせんを図る。</li> <li>・知事は、市町から輸血用血液の調達・あっせんについて要請があったときは、静岡県赤十字血液センターへ供給を要請する。</li> <li>・知事は、市町から救護班の派遣や患者輸送及び医薬品等の輸送について要請があり、必要と認めるときは緊急輸送計画の定めるところにより緊急輸送を行う。</li> <li>・知事は、市町から薬剤師等の派遣要請があったときは、公益社団法人静岡県薬剤師会に対して、その確保及び派遣を要請する。</li> <li>・被害の状況の推移に応じて、救護病院で医療救護ができないときは、市町間の医療救護活動について必要な調整を行い、又は災害拠点病院への受入れのため必要な措置を講ずる。</li> <li>・被害の状況に応じて県内の医療救護施設で対応できないときは、重症患者を広域医療搬送するために必要な措置を講ずる。</li> <li>・災害救助法に基づく医療及び助産に関する県の実施事項は、「共通対策編」による。</li> </ul>		
	市町	<p>あらかじめ定める医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。</li> </ul>		

頁	旧	新	備考						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病者を必要に応じて、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。</li> <li>・傷病者の受入に当たっては医療救護施設が効果的に機能するよう受入状況の把握につとめ、必要な調整を行う。</li> <li>・救護所、救護病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。</li> <li>・医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんを要請する。</li> <li>・市町長は、救護病院において医療救護活動に従事する医師等が不足したときは、次の事項を示して県に派遣を要請する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 必要な救護班数</li> <li>イ 救護班の派遣場所</li> <li>ウ その他必要事項</li> </ul> </li> <li>・被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。</li> </ul> <p>県民及び自主防災組織</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病者については家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。</li> <li>・傷病者で救護を要する者を最寄りの救護所又は救護病院に搬送する。</li> </ul>								
	(4) 日本赤十字社静岡県支部の活動								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 896 350 928">区分</th> <th data-bbox="350 896 1317 928">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 928 350 1087">医療救護班の派遣</td> <td data-bbox="350 928 1317 1087"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本赤十字社静岡県支部長は、県から医療救護班の派遣要請があったときは、ただちに出勤させる。</li> <li>・医療救護班は医療救護を行う地域の市町と連携を保ち、医療救護、助産及び遺体の措置等の応援を行う。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1087 350 1316">広域応援</td> <td data-bbox="350 1087 1317 1316"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本赤十字社静岡県支部長は、災害の状況に応じ第3ブロック代表支部長（日本赤十字社愛知県支部長）に対し、医療救護班の派遣を要請する。</li> <li>・日本赤十字社静岡県支部長は、日本赤十字社に対し、必要に応じ輸血用血液の確保及び緊急輸送について援助を要請する。</li> <li>・医療救護班及び輸血用血液の輸送のためのヘリポート、輸送車両の確保について必要があるときは県に必要な措置を要請する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	医療救護班の派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本赤十字社静岡県支部長は、県から医療救護班の派遣要請があったときは、ただちに出勤させる。</li> <li>・医療救護班は医療救護を行う地域の市町と連携を保ち、医療救護、助産及び遺体の措置等の応援を行う。</li> </ul>	広域応援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本赤十字社静岡県支部長は、災害の状況に応じ第3ブロック代表支部長（日本赤十字社愛知県支部長）に対し、医療救護班の派遣を要請する。</li> <li>・日本赤十字社静岡県支部長は、日本赤十字社に対し、必要に応じ輸血用血液の確保及び緊急輸送について援助を要請する。</li> <li>・医療救護班及び輸血用血液の輸送のためのヘリポート、輸送車両の確保について必要があるときは県に必要な措置を要請する。</li> </ul>		
区分	内容								
医療救護班の派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本赤十字社静岡県支部長は、県から医療救護班の派遣要請があったときは、ただちに出勤させる。</li> <li>・医療救護班は医療救護を行う地域の市町と連携を保ち、医療救護、助産及び遺体の措置等の応援を行う。</li> </ul>								
広域応援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本赤十字社静岡県支部長は、災害の状況に応じ第3ブロック代表支部長（日本赤十字社愛知県支部長）に対し、医療救護班の派遣を要請する。</li> <li>・日本赤十字社静岡県支部長は、日本赤十字社に対し、必要に応じ輸血用血液の確保及び緊急輸送について援助を要請する。</li> <li>・医療救護班及び輸血用血液の輸送のためのヘリポート、輸送車両の確保について必要があるときは県に必要な措置を要請する。</li> </ul>								
	5 し尿処理								
	<p>基本方針</p> <p>し尿の処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。</p>	<p>5 し尿処理</p> <p>(共通対策編第3章災害応急対策計画第15節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。)</p>	地震対策編構成の見直し						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 1564 350 1596">実施主体</th> <th data-bbox="350 1564 1317 1596">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 1596 350 1862">県</td> <td data-bbox="350 1596 1317 1862"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町の要請に基づき、市町が行うし尿処理について必要な指導を行う。</li> <li>・市町の要請に基づき、県内市町、他県、国又は関係団体に対して、し尿処理の応援を要請する。</li> <li>ただし、被災状況に応じ、必要と認めた場合は、市町の要請の有無にかかわらず国等に応援を要請する。</li> <li>・流域下水道の被災状況を把握し、必要に応じて水洗便所の使用の制限について流域関係市町に連絡を行う。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内容	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町の要請に基づき、市町が行うし尿処理について必要な指導を行う。</li> <li>・市町の要請に基づき、県内市町、他県、国又は関係団体に対して、し尿処理の応援を要請する。</li> <li>ただし、被災状況に応じ、必要と認めた場合は、市町の要請の有無にかかわらず国等に応援を要請する。</li> <li>・流域下水道の被災状況を把握し、必要に応じて水洗便所の使用の制限について流域関係市町に連絡を行う。</li> </ul>				
実施主体	内容								
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町の要請に基づき、市町が行うし尿処理について必要な指導を行う。</li> <li>・市町の要請に基づき、県内市町、他県、国又は関係団体に対して、し尿処理の応援を要請する。</li> <li>ただし、被災状況に応じ、必要と認めた場合は、市町の要請の有無にかかわらず国等に応援を要請する。</li> <li>・流域下水道の被災状況を把握し、必要に応じて水洗便所の使用の制限について流域関係市町に連絡を行う。</li> </ul>								

頁	旧	新	備考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>速やかに流域下水道施設の応急復旧に努めるものとする。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず仮設便所等で処理するよう広報を行う。</li> </ul>		
市 町	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設便所等のし尿の収集・処理体制を速やかに整備するとともに、必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。</li> <li>速やかに下水道施設、し尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。</li> </ul>		
県民及び自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し処理することとする。</li> <li>自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。</li> </ul>		
6 廃棄物(生活系)処理		6 廃棄物(生活系)処理	
基本方針	生活系ごみの処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。	(共通対策編第3章災害応急対策計画第15節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。)	地震対策編構成の見直し
実施主体	内 容		
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町の要請に基づき市町が行うごみ処理について必要な指導を行う。</li> <li>市町の要請に基づき、県内市町、他県、国に対して、ごみ処理の応援を要請する。</li> <li>ただし、被災状況に応じ、必要と認められた場合は、市町の要請の有無にかかわらず国等に応援を要請する。</li> </ul>		
市 町	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況から判断し、可能な収集・処理体制を確保するとともに収集体制を住民に広報する。</li> <li>収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。</li> </ul>		
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設置し住民に周知する。</li> <li>仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。</li> </ul>		
県 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの分別、搬出については、市町の指導に従う。</li> <li>河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。</li> </ul>		
7 災害廃棄物処理		7 災害廃棄物処理	
基本方針	<p>応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物を「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。</p> <p>災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。</p> <p>災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。</p>	(共通対策編第3章災害応急対策計画第15節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。)	地震対策編構成の見直し
実施主体	内 容		
県	<p>災害廃棄物処理対策組織を設置する。</p>		

頁	旧	新	備考
	<p><b>策組織の設置</b></p> <p><b>情報の収集</b></p> <p><b>関係団体等への協力要請</b></p> <p><b>処理方法の市町への周知</b></p>	<p>・災害廃棄物に関する被災状況の把握について、市町を支援・指導する。</p> <p>・市町の被災状況を集計し、県全体の被災状況を把握する。</p> <p>収集、整理した情報に基づき、災害廃棄物の処理について、以下の機関へ協力を要請する。</p> <p>ア 国、近隣都県、県内非被災市町</p> <p>イ 関係団体 (7) 公益社団法人静岡県産業廃棄物協会 (1) 静岡県環境整備事業協同組合 (ウ) 日本環境保全協会静岡県連合会</p> <p>災害廃棄物の処理を円滑に推進するため、「静岡県災害廃棄物処理計画」等による「災害廃棄物処理実行計画」(以下「実行計画」という。)を被災市町へ周知し、対応状況の把握・助言を行う。</p>	
	<p><b>災害廃棄物処理対策組織の設置</b></p> <p><b>情報の収集</b></p> <p><b>発生量の推計</b></p> <p><b>仮置場、仮設処理場の確保</b></p> <p><b>処理施設の確保</b></p> <p><b>関係団体への協力の要請</b></p> <p><b>災害廃棄物の処理の実施</b></p> <p><b>解体家屋の撤去</b></p>	<p>市町内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。</p> <p>市町内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。</p> <p>ア 家屋の被害棟数等の被災状況</p> <p>イ ごみ処理施設等の被災状況</p> <p>ウ 産業廃棄物処理施設等の被災状況</p> <p>エ 災害廃棄物処理能力の不足量の推計</p> <p>オ 仮置場、仮設処理場の確保状況</p> <p>収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。</p> <p>推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。</p> <p>中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。</p> <p>収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。</p> <p>県が示す処理方針に基づき、また事前に策定した市町災害廃棄物処理計画に則り、被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。</p> <p>解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。</p>	
	<p><b>市 町</b></p>		
	<p><b>企 業</b></p>	<p>・自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。</p>	

頁	旧	新	備考
	<p>・市町から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を 行う。</p> <p>県民 ・災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、市町の指示する方法にて 搬出等を行う。 ・河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。</p>		
	<p>8 防疫活動</p>	<p>8 防疫活動</p>	
	<p>実施主体</p>	<p>(共通対策編第3章災害応急対策計画第14節「防疫計画」に準ずる。)</p>	<p>地震対策編構成の見直し</p>
	<p>県</p> <p>ア 知事は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下この項において「法」という。）第17条に基づく健康診断を実施し、患者及び保菌者を早期発見することで感染症のまん延防止を図る。 イ 知事は、感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにするため法第15条に基づく調査を実施する。 ウ 知事は、法第28条2項に基づき汚染場所・物件の消毒及びねずみ族・昆虫の駆除を実施し、又は市町に対しその措置を指示する。 エ 知事は、法第31条に基づき生活用水の供給を制限又は禁止すべきことをその管理者に命ずる。 オ 市町から要請があったときは、防疫薬品及び資機材の供給の調整を行う。</p>		
	<p>市町</p> <p>ア 知事の指示により必要な防疫活動を行う。 イ 被災後、速やかに状況に応じた防疫活動を行う。 ウ 県の項のエに定める措置が講じられた場合、使用者に対し生活用水の供給を行う。 エ 防疫薬品が不足したときは卸売業者等から調達するほか、県に対し供給の調整を要請する。 オ 厚生労働大臣が定める疾病のまん延予防上、緊急の必要があると認められる場合、知事の指示に基づき臨時の予防接種を行う。 カ 保健所を設置する市は、県の項のア及びイに定める措置をとる。</p>		
	<p>県民及び自主防災組織</p> <p>飲食物の衛生に注意して感染症及び食中毒の発生を防止する。</p>		
	<p>関係団体</p> <p>飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止について、県及び市町から要請があった場合は、積極的に協力をを行う。</p>		
	<p>○ 地震・津波被害の被災地においては、津波汚泥や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。</p>		
	<p>9 遺体の搜索及び措置</p>	<p>9 遺体の搜索及び措置</p>	
	<p>基本方針</p> <p>(1)市町は、県が作成した遺体処理計画策定の手引に基づいて遺体処理計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。 (2)遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。 (3)県は、市町の遺体処理計画の策定状況を把握するとともに、策定及びその内容について市町に助言する。</p>	<p>(共通対策編第3章災害応急対策計画第16節「遺体の搜索及び措置埋葬計画」に準ずる。)</p>	<p>地震対策編構成の見直し</p>

頁	旧	新	備考
	<p>(4)当該地域内の遺体の捜索及び措置は、市町が行うことを原則とし、海上保安庁、警察等は遺体の捜索及び措置に協力する。</p> <p>(5)市町はあらかじめ遺体収容施設を定めることが困難な場合には、県と協議し、遺体収容施設をあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>(6)市町は、遺体の措置を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。</p> <p>(7)県は、市町が遺体措置を行う必要が生じた場合において、市町から要請があったときは、必要に応じて大規模な遺体収容施設を設置する。</p>		
	<p>実施主体</p> <p>内 容</p>		
	<p>遺体の捜索</p> <p>市町職員、消防吏員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。</p>		
	<p>設置</p> <p>市町は、地震災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。</p>		
	<p>遺体収容施設</p> <p>活動</p> <p>市町は、遺体収容施設において次の活動を行う。</p> <p>ア 警察の協力を得て遺体措置を行う。</p> <p>イ 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。</p> <p>ウ 被災現場、救護所、救護病院（仮設救護病院）、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。</p> <p>エ 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。</p> <p>オ 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。</p>		
	<p>市 町</p> <p>遺体の処置</p> <p>市町は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な処置（洗浄、縫合、消毒、一時保存）を行い、親族等に引き渡す。相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。</p>		
	<p>広 域 火 葬</p> <p>大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。</p>		
	<p>県 へ の 要 請</p> <p>市町長は、遺体の捜索、措置、火葬について、当該市町で対応できないときは、次の事項を明らかにして県へ要請する。</p> <p>ア 捜索、措置、火葬に必要な職員数</p> <p>イ 捜索が必要な地域</p> <p>ウ 火葬施設の使用可否</p> <p>エ 必要な輸送車両の台数</p> <p>オ 遺体措置に必要な器材、資材の数量</p> <p>カ 広域火葬の応援が必要な遺体数</p>		
	<p>県</p> <p>市町長から遺体の捜索及び措置に関し、要請があった場合、次の措置を講ずる。</p> <p>・知事は、市町から医師の派遣の要請があったときは、医師に対する協力要請派</p>		

頁	旧	新	備考																			
	<p>遺のため必要な措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知事は、遺体の捜索及び措置に必要な要員の派遣、遺体の措置に必要な器具、資材、輸送車両等の調達又はあっせんを行う。</li> <li>・知事は、静岡県広域火葬計画に基づき、県内の市町、さらには他の都道府県の応援を得て、火葬場の割り振り調整、応援資機材集積拠点の指定等、広域火葬を行うために必要な措置を講ずる。</li> </ul>																					
	<p>県民及び自主防災組織</p> <p>行方不明者についての情報を、市町に提供するよう努める。</p>																					
	<p>10 応急住宅の確保</p>	<p>10 応急住宅の確保</p>																				
	<p>基本方針</p> <p>避難所生活を早期に解消するために、マニュアル(災害時の応急住宅対策マニュアル)等に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。</p>	<p>(共通対策編第3章災害応急対策計画第12節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。)</p>	地震対策編構成の見直し																			
	<p>(1) 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害状況の把握</td> <td>市町の被災状況により、県下全体の被災状況を把握する。</td> </tr> <tr> <td>体制の整備</td> <td>応急住宅対策に関する体制を整備する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">応急住宅の確保</td> <td>建設型応急住宅の建設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況等を基に、県下の建設戸数を決定する。</li> <li>・あらかじめ協定した社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設を行う。この場合において、被災者に関する世帯人員数や高齢者・障害のある人等に配慮した仕様の設定及び設計を行う。</li> <li>・知事が、状況により必要と認めた場合は、応急仮設住宅の建設を市町長が行うこととする。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>賃貸型応急住宅の借上げ</td> <td>民間賃貸住宅を必要に応じ、応急住宅として確保する。なお、不動産業界団体等に対し必要に応じ、協力を要請する。</td> </tr> <tr> <td>公営住宅等の一時入居</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急住宅として活用可能な県内の公営住宅等の空家状況を把握する。</li> <li>・県営住宅等の空家に必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。</li> <li>・国及び他県等へ必要に応じ、被災者の一時入居について要請する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>応急住宅の入居者の認定及び管理</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知事は、応急住宅の入居者の認定及び管理について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。</li> <li>・入居者の認定に当たっては、一人暮らしの高齢者や障害のある人、乳幼児、妊産婦等、要配慮者を優先的に入居させると共に、従前地区のコミュニティの維持に配慮するよう努める。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td>・知事は、住宅の応急修理及びその対象者の認定について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。</td> </tr> <tr> <td>建築資機材及び建築業者等の調</td> <td>・県の実施する住宅の応急修理に必要な建築資機材は、「住宅の応急復旧に必要な資機材の供給に関する同意書」を提出した業者等に協力を求</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	被害状況の把握	市町の被災状況により、県下全体の被災状況を把握する。	体制の整備	応急住宅対策に関する体制を整備する。	応急住宅の確保	建設型応急住宅の建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況等を基に、県下の建設戸数を決定する。</li> <li>・あらかじめ協定した社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設を行う。この場合において、被災者に関する世帯人員数や高齢者・障害のある人等に配慮した仕様の設定及び設計を行う。</li> <li>・知事が、状況により必要と認めた場合は、応急仮設住宅の建設を市町長が行うこととする。</li> </ul>	賃貸型応急住宅の借上げ	民間賃貸住宅を必要に応じ、応急住宅として確保する。なお、不動産業界団体等に対し必要に応じ、協力を要請する。	公営住宅等の一時入居	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急住宅として活用可能な県内の公営住宅等の空家状況を把握する。</li> <li>・県営住宅等の空家に必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。</li> <li>・国及び他県等へ必要に応じ、被災者の一時入居について要請する。</li> </ul>	応急住宅の入居者の認定及び管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事は、応急住宅の入居者の認定及び管理について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。</li> <li>・入居者の認定に当たっては、一人暮らしの高齢者や障害のある人、乳幼児、妊産婦等、要配慮者を優先的に入居させると共に、従前地区のコミュニティの維持に配慮するよう努める。</li> </ul>	住宅の応急修理	・知事は、住宅の応急修理及びその対象者の認定について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。	建築資機材及び建築業者等の調	・県の実施する住宅の応急修理に必要な建築資機材は、「住宅の応急復旧に必要な資機材の供給に関する同意書」を提出した業者等に協力を求		
区分	内容																					
被害状況の把握	市町の被災状況により、県下全体の被災状況を把握する。																					
体制の整備	応急住宅対策に関する体制を整備する。																					
応急住宅の確保	建設型応急住宅の建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況等を基に、県下の建設戸数を決定する。</li> <li>・あらかじめ協定した社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設を行う。この場合において、被災者に関する世帯人員数や高齢者・障害のある人等に配慮した仕様の設定及び設計を行う。</li> <li>・知事が、状況により必要と認めた場合は、応急仮設住宅の建設を市町長が行うこととする。</li> </ul>																				
	賃貸型応急住宅の借上げ	民間賃貸住宅を必要に応じ、応急住宅として確保する。なお、不動産業界団体等に対し必要に応じ、協力を要請する。																				
	公営住宅等の一時入居	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急住宅として活用可能な県内の公営住宅等の空家状況を把握する。</li> <li>・県営住宅等の空家に必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。</li> <li>・国及び他県等へ必要に応じ、被災者の一時入居について要請する。</li> </ul>																				
応急住宅の入居者の認定及び管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事は、応急住宅の入居者の認定及び管理について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。</li> <li>・入居者の認定に当たっては、一人暮らしの高齢者や障害のある人、乳幼児、妊産婦等、要配慮者を優先的に入居させると共に、従前地区のコミュニティの維持に配慮するよう努める。</li> </ul>																					
住宅の応急修理	・知事は、住宅の応急修理及びその対象者の認定について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。																					
建築資機材及び建築業者等の調	・県の実施する住宅の応急修理に必要な建築資機材は、「住宅の応急復旧に必要な資機材の供給に関する同意書」を提出した業者等に協力を求																					

頁	旧	新	備考																						
	<p>達、あつせん</p> <p>めて調達する。 また、建築業者の応援動員、国有林材の購入及び県営林材の利用については、一般対策編による。 ・市町長からあつせんの要請があったときは、知事はアに定める者に対し協力を要請する。 ・資機材の輸送については、原則として、当該物資発注先に依頼するものとする。 なお、当該物資発注先において輸送できないときは、緊急輸送計画の定めるところにより措置する。</p>																								
	<p>住居等に流入した土石等障害物の除去</p> <p>知事は、市町長から要請があったときは、障害物除去要員の派遣及び機械器具の調達・あつせんを行う。</p>																								
	<b>(2)市町</b>																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 730 400 772">区分</th> <th data-bbox="400 730 1317 772">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 772 400 856">被害状況の把握</td> <td data-bbox="400 772 1317 856">「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 856 400 898">体制の整備</td> <td data-bbox="400 856 1317 898">応急住宅対策に関する体制を整備する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 898 400 1092"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="222 898 311 1092">応急仮設住宅の確保</td> <td data-bbox="311 898 400 1092">建設型応急住宅の建設</td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="400 898 1317 1092"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。</li> <li>・建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1092 400 1327"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="222 1092 311 1327">応急仮設住宅の管理運営</td> <td data-bbox="311 1092 400 1327">賃貸型応急住宅の借上げ</td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="400 1092 1317 1327"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1327 400 1444">応急仮設住宅の管理運営</td> <td data-bbox="400 1327 1317 1444"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。</li> <li>・その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1444 400 1596">応急住宅の入居者の認定</td> <td data-bbox="400 1444 1317 1596"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。</li> <li>・入居者の認定を市町長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1596 400 1713">市町営住宅等の一時入居</td> <td data-bbox="400 1596 1317 1713">市町営住宅等の空家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1713 400 1873">応急住宅の管理</td> <td data-bbox="400 1713 1317 1873"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。</li> <li>・入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	被害状況の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。	体制の整備	応急住宅対策に関する体制を整備する。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="222 898 311 1092">応急仮設住宅の確保</td> <td data-bbox="311 898 400 1092">建設型応急住宅の建設</td> </tr> </table>	応急仮設住宅の確保	建設型応急住宅の建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。</li> <li>・建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="222 1092 311 1327">応急仮設住宅の管理運営</td> <td data-bbox="311 1092 400 1327">賃貸型応急住宅の借上げ</td> </tr> </table>	応急仮設住宅の管理運営	賃貸型応急住宅の借上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。</li> </ul>	応急仮設住宅の管理運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。</li> <li>・その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。</li> </ul>	応急住宅の入居者の認定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。</li> <li>・入居者の認定を市町長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。</li> </ul>	市町営住宅等の一時入居	市町営住宅等の空家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。	応急住宅の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。</li> <li>・入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。</li> </ul>		
区分	内容																								
被害状況の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。																								
体制の整備	応急住宅対策に関する体制を整備する。																								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="222 898 311 1092">応急仮設住宅の確保</td> <td data-bbox="311 898 400 1092">建設型応急住宅の建設</td> </tr> </table>	応急仮設住宅の確保	建設型応急住宅の建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。</li> <li>・建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。</li> </ul>																						
応急仮設住宅の確保	建設型応急住宅の建設																								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="222 1092 311 1327">応急仮設住宅の管理運営</td> <td data-bbox="311 1092 400 1327">賃貸型応急住宅の借上げ</td> </tr> </table>	応急仮設住宅の管理運営	賃貸型応急住宅の借上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。</li> </ul>																						
応急仮設住宅の管理運営	賃貸型応急住宅の借上げ																								
応急仮設住宅の管理運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。</li> <li>・その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。</li> </ul>																								
応急住宅の入居者の認定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。</li> <li>・入居者の認定を市町長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。</li> </ul>																								
市町営住宅等の一時入居	市町営住宅等の空家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。																								
応急住宅の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。</li> <li>・入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。</li> </ul>																								

頁	旧	新	備考				
	<p><b>住宅の応急修理</b>                      建築業関係団体の協力を得て、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。</p> <p><b>建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請</b>                      ・市町長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。</p> <table border="1" data-bbox="418 499 1308 968"> <tr> <td data-bbox="418 499 706 737"><b>応急仮設住宅の場合</b></td> <td data-bbox="706 499 1308 737">                             ① 被害世帯数(全焼、全壊、流失)                              ② 設置を必要とする住宅の戸数                              ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量                              ④ 派遣を必要とする建築業者数                              ⑤ 連絡責任者                              ⑥ その他参考となる事項                         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="418 737 706 968"><b>住宅応急修理の場合</b></td> <td data-bbox="706 737 1308 968">                             ① 被害世帯数(半焼、半壊)                              ② 修理を必要とする住宅の戸数                              ③ 修理に必要な資機材の品目及び数量                              ④ 派遣を必要とする建築業者数                              ⑤ 連絡責任者                              ⑥ その他参考となる事項                         </td> </tr> </table> <p>・市町は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市町の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。</p> <p><b>住居等に流入した土石等障害物の除去</b>                      ・住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救援活動を行う。なお、市町長は、市町のみによって対応できないときは、次の事項を示して知事に応援を要請する。</p> <p>ア 除去を必要とする住家戸数(半壊、床上浸水別)                      イ 除去に必要な人員                      ウ 除去に必要な期間                      エ 除去に必要な機械器具の品目別数量                      オ 除去した障害物の集積場所の有無</p>	<b>応急仮設住宅の場合</b>	① 被害世帯数(全焼、全壊、流失) ② 設置を必要とする住宅の戸数 ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項	<b>住宅応急修理の場合</b>	① 被害世帯数(半焼、半壊) ② 修理を必要とする住宅の戸数 ③ 修理に必要な資機材の品目及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項	<p>11 ボランティア活動への支援                      (共通対策編第3章災害応急対策計画第26節「ボランティア活動支援計画」に準ずる。)</p>	
<b>応急仮設住宅の場合</b>	① 被害世帯数(全焼、全壊、流失) ② 設置を必要とする住宅の戸数 ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項						
<b>住宅応急修理の場合</b>	① 被害世帯数(半焼、半壊) ② 修理を必要とする住宅の戸数 ③ 修理に必要な資機材の品目及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項						
	<p>11 ボランティア活動への支援</p> <p><b>基本方針</b>                      応急対策に関する様々な局面において、ボランティアの能力が最大限に発揮されるよう、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重しつつ、マニュアル(災害時のボランティア受入れ手引き)を踏まえ、ボランティア活動への支援体制を速やかに整える。</p> <p><b>実施主体</b>                      静岡県災害ボランティア本部・情報</p> <p><b>内容</b>                      ・県は、災害対策本部を設置した場合、静岡県総合社会福祉会館に(福)静岡県社会福祉協議会及び(特活)静岡県ボランティア協会と連携して、ボランティア活動の申出者に対する情報の提供、参</p>	<p>11 ボランティア活動への支援                      (共通対策編第3章災害応急対策計画第26節「ボランティア活動支援計画」に準ずる。)</p>	<p>地震対策編構成の見直し</p>				

頁	旧	新	備考
	<p>センターの設置及び運用</p> <p>加要請、ボランティアの配置調整等を行う静岡県災害ボランティア本部・情報センターを設置する。</p> <p>・静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、(福)静岡県社会福祉協議会ボランティアセンター及び(特活)静岡県ボランティア協会の職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営するものとする。</p> <p>・静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、必要により、市町災害ボランティアセンターの支援、市町災害ボランティアセンターとの連絡調整及び近隣市町間の調整を行う市町支援チームを組織し、市町へ派遣する。</p> <p>・県は、随時、静岡県災害ボランティア本部・情報センターと情報交換、協議等を行う。</p> <p>・県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センターの構成員の宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。</p>		
	<p>ボランティア団体等に対する情報の提供</p> <p>県は、(福)静岡県社会福祉協議会及び(特活)静岡県ボランティア協会と連携して、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する</p>		
	<p>ボランティア活動経費の助成</p> <p>県は、「静岡県災害ボランティア活動ファンド」の基金を取り崩し、静岡県災害ボランティア本部・情報センターの活動経費に充当する。</p>		
	<p>ボランティア活動資機材の提供</p> <p>県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センター・情報センターにおけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。</p>		
市 町	<p>市町災害ボランティアセンターの設置、運用</p> <p>・市町は、災害対策本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設に市町社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う市町災害ボランティアセンターを設置する。</p> <p>・市町災害ボランティアセンターは、市町社会福祉協議会ボランティアセンターの職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営する。</p> <p>・市町は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として市町災害ボランティアセンターに配置し、その活動を支援する。</p>		
	<p>ボランティア活動拠点の設置</p> <p>・市町は、必要により、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握及びボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。</p> <p>・市町は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。</p>		
	<p>ボランティア団体等に</p> <p>市町は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランテ</p>		

頁	旧	新	備考																
<p>地震 -122</p>	<table border="1" data-bbox="222 184 1317 384"> <tr> <td data-bbox="222 184 341 268">対する情報の提供</td> <td data-bbox="341 184 1317 268">ィア団体等に的確に提供する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 268 341 384">ボランティア活動資機材の提供</td> <td data-bbox="341 268 1317 384">市町は、市町災害ボランティアセンター及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。</td> </tr> </table> <p data-bbox="222 426 1317 573">第11節 学校における災害応急対策及び応急教育 小・中・高・特別支援学校（以下この章において「学校」という。）の児童、生徒、教職員及び施設、設備が災害をうけ正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。</p> <p data-bbox="222 625 1317 657">1 基本方針</p> <p data-bbox="222 657 1317 804">(1) 県教育委員会は、公立学校に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施をする。また、県は私立学校に対し、この指針に準じた対策等を実施するよう指導する。</p> <p data-bbox="222 804 1317 919">(2) また、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、市町、市町教育委員会又は県立学校等の要請により、必要な措置を講ずる。なお、「災害救助法」に基づく教科書、学用品等の給与に関する措置は、共通対策編による。</p> <p data-bbox="222 919 1317 1035">(3) 学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。</p> <p data-bbox="222 1035 1317 1119">(4) 中学生及び高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。</p> <p data-bbox="222 1161 1317 1192">2 計画の作成</p> <table border="1" data-bbox="222 1192 1317 1881"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 1192 341 1234">区分</th> <th data-bbox="341 1192 1317 1234">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 1234 341 1549">災害応急対策</td> <td data-bbox="341 1234 1317 1549"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。</li> <li>・計画に定める項目は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 学校の防災組織と教職員の任務</li> <li>イ 教職員動員計画</li> <li>ウ 情報連絡活動</li> <li>エ 生徒等の安全確保のための措置</li> <li>オ その他、「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1549 341 1881">応急教育</td> <td data-bbox="341 1549 1317 1881"> <p>計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。</p> <table border="1" data-bbox="371 1591 1288 1881"> <tr> <td data-bbox="371 1591 549 1665">被害状況の把握</td> <td data-bbox="549 1591 1288 1665">・生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="371 1665 549 1791">施設・設備の確保</td> <td data-bbox="549 1665 1288 1791"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。</li> <li>・被害の状況により、必要に応じて市町又は地域住民等の協力を求める。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="371 1791 549 1881">教育再開の決定・連絡</td> <td data-bbox="549 1791 1288 1881">・生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	対する情報の提供	ィア団体等に的確に提供する。	ボランティア活動資機材の提供	市町は、市町災害ボランティアセンター及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。	区分	内容	災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。</li> <li>・計画に定める項目は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 学校の防災組織と教職員の任務</li> <li>イ 教職員動員計画</li> <li>ウ 情報連絡活動</li> <li>エ 生徒等の安全確保のための措置</li> <li>オ その他、「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策</li> </ul> </li> </ul>	応急教育	<p>計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。</p> <table border="1" data-bbox="371 1591 1288 1881"> <tr> <td data-bbox="371 1591 549 1665">被害状況の把握</td> <td data-bbox="549 1591 1288 1665">・生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="371 1665 549 1791">施設・設備の確保</td> <td data-bbox="549 1665 1288 1791"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。</li> <li>・被害の状況により、必要に応じて市町又は地域住民等の協力を求める。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="371 1791 549 1881">教育再開の決定・連絡</td> <td data-bbox="549 1791 1288 1881">・生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び</td> </tr> </table>	被害状況の把握	・生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。	施設・設備の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。</li> <li>・被害の状況により、必要に応じて市町又は地域住民等の協力を求める。</li> </ul>	教育再開の決定・連絡	・生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び	<p data-bbox="1341 426 2448 489">第11節 学校における災害応急対策及び応急教育 (共通対策編第3章災害応急対策計画第21節「応急教育計画」に準ずる。)</p>	<p data-bbox="2472 468 2890 489">地震対策編構成の見直し</p>
対する情報の提供	ィア団体等に的確に提供する。																		
ボランティア活動資機材の提供	市町は、市町災害ボランティアセンター及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。																		
区分	内容																		
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。</li> <li>・計画に定める項目は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 学校の防災組織と教職員の任務</li> <li>イ 教職員動員計画</li> <li>ウ 情報連絡活動</li> <li>エ 生徒等の安全確保のための措置</li> <li>オ その他、「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策</li> </ul> </li> </ul>																		
応急教育	<p>計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。</p> <table border="1" data-bbox="371 1591 1288 1881"> <tr> <td data-bbox="371 1591 549 1665">被害状況の把握</td> <td data-bbox="549 1591 1288 1665">・生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="371 1665 549 1791">施設・設備の確保</td> <td data-bbox="549 1665 1288 1791"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。</li> <li>・被害の状況により、必要に応じて市町又は地域住民等の協力を求める。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="371 1791 549 1881">教育再開の決定・連絡</td> <td data-bbox="549 1791 1288 1881">・生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び</td> </tr> </table>	被害状況の把握	・生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。	施設・設備の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。</li> <li>・被害の状況により、必要に応じて市町又は地域住民等の協力を求める。</li> </ul>	教育再開の決定・連絡	・生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び												
被害状況の把握	・生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。																		
施設・設備の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。</li> <li>・被害の状況により、必要に応じて市町又は地域住民等の協力を求める。</li> </ul>																		
教育再開の決定・連絡	・生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び																		

頁	旧	新	備考										
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="359 184 552 304"></td> <td data-bbox="552 184 1317 304"> <p>保護者に連絡する。</p> <p>・教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 304 552 424">教育環境の整備</td> <td data-bbox="552 304 1317 424"> <p>・不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 424 552 499">給食業務の再開</td> <td data-bbox="552 424 1317 499"> <p>・施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 499 552 737">学校が地域の避難所となる場合の対応</td> <td data-bbox="552 499 1317 737"> <p>・各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市町、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。</p> <p>・避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市町等と必要な協議を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 737 552 968">生徒等の心のケア</td> <td data-bbox="552 737 1317 968"> <p>・生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておく必要がある。</p> </td> </tr> </table>		<p>保護者に連絡する。</p> <p>・教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。</p>	教育環境の整備	<p>・不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。</p>	給食業務の再開	<p>・施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。</p>	学校が地域の避難所となる場合の対応	<p>・各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市町、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。</p> <p>・避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市町等と必要な協議を行う。</p>	生徒等の心のケア	<p>・生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておく必要がある。</p>		
	<p>保護者に連絡する。</p> <p>・教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。</p>												
教育環境の整備	<p>・不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。</p>												
給食業務の再開	<p>・施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。</p>												
学校が地域の避難所となる場合の対応	<p>・各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市町、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。</p> <p>・避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市町等と必要な協議を行う。</p>												
生徒等の心のケア	<p>・生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておく必要がある。</p>												
地震 -123	<p>第12節 被災者の生活再建等への支援</p> <p>り災者のうち援助を必要とする住民に対して、生活保護の適用、福祉資金その他の資金の貸付等の援助を迅速に行い、保護を図る。</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1)市町その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。</p> <p>(2)健康福祉センターは、必要に応じ民間団体に可能な分野における協力を依頼する。</p> <p>(3)各実施機関の体制をもってしては、援護措置の実施が困難な場合は、知事は、要請に基づき応援要員を派遣する。</p> <p>(4)市町は、速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設し、健康福祉センターはこれに協力する。</p> <p>(5)生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、実効のある当面の措置を講ずる。</p> <p>2 実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 1633 359 1675">区分</th> <th data-bbox="359 1633 1317 1675">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 1675 359 1795">県又は市町が実施する事項</td> <td data-bbox="359 1675 1317 1795"> <p>・り災した社会福祉施設入所者を他の施設等へ一時保護する場合のあっせん</p> <p>・生活困窮者に対する生活保護の緊急適用</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1795 359 1871">県又は市町が民間</td> <td data-bbox="359 1795 1317 1871"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="371 1795 507 1871">り災者に 対する生</td> <td data-bbox="507 1795 626 1871">実施機 関</td> <td data-bbox="626 1795 1317 1871">市町（被害が大きい場合は県と共催）</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	県又は市町が実施する事項	<p>・り災した社会福祉施設入所者を他の施設等へ一時保護する場合のあっせん</p> <p>・生活困窮者に対する生活保護の緊急適用</p>	県又は市町が民間	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="371 1795 507 1871">り災者に 対する生</td> <td data-bbox="507 1795 626 1871">実施機 関</td> <td data-bbox="626 1795 1317 1871">市町（被害が大きい場合は県と共催）</td> </tr> </table>	り災者に 対する生	実施機 関	市町（被害が大きい場合は県と共催）	<p>第15節 被災者の生活再建等への支援</p> <p>(共通対策編第3章災害応急対策計画第22節「社会福祉計画」に準ずる。)</p>	地震対策編構成の見直し	
区分	内 容												
県又は市町が実施する事項	<p>・り災した社会福祉施設入所者を他の施設等へ一時保護する場合のあっせん</p> <p>・生活困窮者に対する生活保護の緊急適用</p>												
県又は市町が民間	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="371 1795 507 1871">り災者に 対する生</td> <td data-bbox="507 1795 626 1871">実施機 関</td> <td data-bbox="626 1795 1317 1871">市町（被害が大きい場合は県と共催）</td> </tr> </table>	り災者に 対する生	実施機 関	市町（被害が大きい場合は県と共催）									
り災者に 対する生	実施機 関	市町（被害が大きい場合は県と共催）											

頁	旧				新	備考
	<p>の協力を 得て実施 する事項</p> <p>り 災 母 子・寡婦 世帯に対 する 母 子・寡婦 福祉資金 の貸付け</p> <p>り 災 身 体 障 害 児 者 に 対 す る 補 装 具 の 交 付 等</p> <p>義 援 金 の 募 集 及 び 配 分</p> <p>義 援 品 の 受 入 れ</p>	活相談	相談種 目	生活、資金、法律、健康、身上等の相談		
協力機 関		県、社会福祉協議会（県、市町）、法テラス静岡、日本赤 十字社静岡県支部、民生委員・児童委員、その他関係機関				
実施機 関		県（健康福祉センター）、市（中核市に限る。）				
協力機 関		市町、民生委員・児童委員、母子福祉協力員				
貸付額		「母子及び寡婦福祉法施行令」第7条に規定する額				
実施機 関		児 童 県、市町 18 歳以上 市町				
協力機 関		児 童 民生委員・児童委員、身体障害者相談員 18 歳以上 民生委員・児童委員、身体障害者相談員、身 体障害者更生相談所				
対 象		り 災 身 体 障 害 児 者				
交 付 等 の 内 容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害により補装具を亡失又はき損した身体障害児者に 対する修理又は交付</li> <li>・災害により負傷又は疾病にかかった身体障害児者の更 生(育成)医療の給付</li> <li>・り 災 身 体 障 害 児 者 の 更 生 相 談</li> </ul>				
実施機 関		県、市町				
協力機 関		教育委員会（県、市町）、日本赤十字社静岡県支部、県共 同募金会、社会福祉協議会（県、市町）、報道機関、その 他関係機関				
募集方 法		災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を 設け協議決定する。				
配分方 法		関係機関により構成する配分委員会を設け、協議決定す る。				
実施機 関		県、市町				
協力機 関	報道機関、その他関係機関					
受入方 法	被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を 通じて迅速に公表すること等により受入れの調整に努め る。					

頁	旧	新	備考										
地震 -124	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="222 193 371 386" rowspan="4">民間団体 等が他の 協力を得 て実施す る事項</td> <td data-bbox="371 193 1317 235">り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け</td> </tr> <tr> <td data-bbox="371 235 549 277">実施機関</td> <td data-bbox="549 235 1317 277">社会福祉協議会（県、市町）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="371 277 549 319">協力機関</td> <td data-bbox="549 277 1317 319">県、市町、民生委員・児童委員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="371 319 549 386">貸付額</td> <td data-bbox="549 319 1317 386">「生活福祉資金貸付制度要綱」第5に規定する額</td> </tr> </table>	民間団体 等が他の 協力を得 て実施す る事項	り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け	実施機関	社会福祉協議会（県、市町）	協力機関	県、市町、民生委員・児童委員	貸付額	「生活福祉資金貸付制度要綱」第5に規定する額				
	民間団体 等が他の 協力を得 て実施す る事項		り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け										
			実施機関	社会福祉協議会（県、市町）									
			協力機関	県、市町、民生委員・児童委員									
		貸付額	「生活福祉資金貸付制度要綱」第5に規定する額										
	<p>第13節 県有施設及び設備等の対策</p> <p>災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な県有施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。</p>	<p>第13節 県有施設及び設備等の対策</p> <p>(共通対策編第3章災害応急対策計画第34節「県有施設及び設備等の対策計画」に準ずる。)</p>	地震対策編構成の見直し										
	<p>1 県防災行政無線</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 598 400 640">区 分</th> <th data-bbox="400 598 1317 640">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 640 400 898">県庁統制局の機能確保</td> <td data-bbox="400 640 1317 898"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統制局に障害がある場合は、予備機切替により、復旧時間を短縮し、保守要員による速やかな復旧措置を講ずる。(なお、接続ケーブルに異常が生じた時は、予備ケーブルを使用する。)</li> <li>・県出先機関等及び市町との連絡に障害がある場合は、孤立防止用衛星電話、防災相互無線、移動系無線等を使用し、中継局経由、又は口頭中継により応急連絡を行う。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 898 400 1157">中継局の機能確保</td> <td data-bbox="400 898 1317 1157"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中継局施設に障害がある場合は、予備機切替により復旧時間の短縮を図るとともに保守要員による復旧措置を講ずる。</li> <li>・多重区間に障害があり中継が困難な場合は、衛星系によるが、その他移動系無線機を使用して連絡を確保する。</li> <li>・上記2つの措置によっても中継局の機能を確保することが困難なときは、海上自衛隊に要請し県下の東西2点において無線機を使用して海上中継による応急中継回線を確保する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1157 400 1367">総合庁舎局等の機能確保</td> <td data-bbox="400 1157 1317 1367"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合庁舎・土木多重局施設に障害がある場合は、予備機切替により復旧時間を短縮し、保守要員により復旧措置を講ずる。</li> <li>・電源部の故障、建築物の破損等関連施設の損壊が発生し、無線通信施設が使用不能のときは、可搬型衛星地球局のほか移動系無線機を活用して応急回線の設定を行い通信を確保する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1367 400 1570">市町及び他機関端末局</td> <td data-bbox="400 1367 1317 1570"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・端末局に障害がある場合は、基板交換による応急措置を行い、通信の確保を図る。</li> <li>・障害が発生したときは孤立防止用無線、防災相互無線、市町地域防災無線及び消防無線等を使用して応急回線を設定し、方面本部と市町、方面本部と県庁の間の通信を確保する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	県庁統制局の機能確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統制局に障害がある場合は、予備機切替により、復旧時間を短縮し、保守要員による速やかな復旧措置を講ずる。(なお、接続ケーブルに異常が生じた時は、予備ケーブルを使用する。)</li> <li>・県出先機関等及び市町との連絡に障害がある場合は、孤立防止用衛星電話、防災相互無線、移動系無線等を使用し、中継局経由、又は口頭中継により応急連絡を行う。</li> </ul>	中継局の機能確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中継局施設に障害がある場合は、予備機切替により復旧時間の短縮を図るとともに保守要員による復旧措置を講ずる。</li> <li>・多重区間に障害があり中継が困難な場合は、衛星系によるが、その他移動系無線機を使用して連絡を確保する。</li> <li>・上記2つの措置によっても中継局の機能を確保することが困難なときは、海上自衛隊に要請し県下の東西2点において無線機を使用して海上中継による応急中継回線を確保する。</li> </ul>	総合庁舎局等の機能確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合庁舎・土木多重局施設に障害がある場合は、予備機切替により復旧時間を短縮し、保守要員により復旧措置を講ずる。</li> <li>・電源部の故障、建築物の破損等関連施設の損壊が発生し、無線通信施設が使用不能のときは、可搬型衛星地球局のほか移動系無線機を活用して応急回線の設定を行い通信を確保する。</li> </ul>	市町及び他機関端末局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・端末局に障害がある場合は、基板交換による応急措置を行い、通信の確保を図る。</li> <li>・障害が発生したときは孤立防止用無線、防災相互無線、市町地域防災無線及び消防無線等を使用して応急回線を設定し、方面本部と市町、方面本部と県庁の間の通信を確保する。</li> </ul>		
	区 分	内 容											
	県庁統制局の機能確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統制局に障害がある場合は、予備機切替により、復旧時間を短縮し、保守要員による速やかな復旧措置を講ずる。(なお、接続ケーブルに異常が生じた時は、予備ケーブルを使用する。)</li> <li>・県出先機関等及び市町との連絡に障害がある場合は、孤立防止用衛星電話、防災相互無線、移動系無線等を使用し、中継局経由、又は口頭中継により応急連絡を行う。</li> </ul>											
中継局の機能確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中継局施設に障害がある場合は、予備機切替により復旧時間の短縮を図るとともに保守要員による復旧措置を講ずる。</li> <li>・多重区間に障害があり中継が困難な場合は、衛星系によるが、その他移動系無線機を使用して連絡を確保する。</li> <li>・上記2つの措置によっても中継局の機能を確保することが困難なときは、海上自衛隊に要請し県下の東西2点において無線機を使用して海上中継による応急中継回線を確保する。</li> </ul>												
総合庁舎局等の機能確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合庁舎・土木多重局施設に障害がある場合は、予備機切替により復旧時間を短縮し、保守要員により復旧措置を講ずる。</li> <li>・電源部の故障、建築物の破損等関連施設の損壊が発生し、無線通信施設が使用不能のときは、可搬型衛星地球局のほか移動系無線機を活用して応急回線の設定を行い通信を確保する。</li> </ul>												
市町及び他機関端末局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・端末局に障害がある場合は、基板交換による応急措置を行い、通信の確保を図る。</li> <li>・障害が発生したときは孤立防止用無線、防災相互無線、市町地域防災無線及び消防無線等を使用して応急回線を設定し、方面本部と市町、方面本部と県庁の間の通信を確保する。</li> </ul>												
<p>2 警察通信無線</p>													
<p>(1)固定局の障害については、高出力型携帯無線機又は無線自動車を固定局の代行として運用する。</p> <p>(2)中継局施設に障害がある場合は、代行中継局を開設して通信の確保を図る。</p>													
<p>3 公共施設等</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 1774 400 1816">区 分</th> <th data-bbox="400 1774 1317 1816">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 1816 400 1879"></td> <td data-bbox="400 1816 1317 1879"></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容											
区 分	内 容												

頁	旧		新	備考
	道路	<p>被害状況の収集、施設の点検、情報連絡</p> <p>道路管理者相互に連携し、パトロール等により被害情報の収集、橋梁等施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。</p> <p>応急措置の実施、2次災害の防止</p> <p>県公安委員会及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、緊急輸送路を基本とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。</p> <p>緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施</p> <p>緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。</p>		
	河川及び海岸保全施設	<p>被害情報の収集、施設の点検、情報連絡</p> <p>パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。</p> <p>水門等の操作</p> <p>津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。</p> <p>応急措置の実施、2次災害の防止</p> <p>従前の防災機能が損なわれ2次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。</p> <p>資機材の確保、応急復旧工事の実施</p> <p>施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。</p> <p>市町長への連絡</p> <p>避難等が必要な場合は、すみやかに当該市町長へ状況の連絡に努める。</p>		
	砂防、地すべり及び急傾斜地等	<p>被害情報の収集、施設の点検、情報連絡</p> <p>パトロールや砂防ボランティア・地域住民からの情報連絡等により、指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。</p> <p>応急措置の実施、2次災害の防止</p> <p>2次災害のおそれのある場合、危険箇所への立ち入り禁止措置等、必要な応急措置を講ずる。</p> <p>資機材の確保、応急工事の実施</p> <p>2次災害の発生等、危険性を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。</p> <p>市町長への連絡</p> <p>避難等が必要な場合は、すみやかに当該市町長へ状況の連絡に努める。</p>		
	港湾及び漁港施設等	<p>被害状況の収集、施設の点検、情報連絡</p> <p>パトロール等により岸壁等港湾及び漁港施設の被害情報の収集、施設機能の点検を行うとともに、港湾及び漁港施設利用者に対し、被害状況の調査及び点検の実施を要請する。また、関係機関に情報を伝達する。</p> <p>応急措置の実施、2次災害の防止</p> <p>危険箇所の立ち入り禁止措置や、水閘門等の機能欠損箇所における応急修繕等の応急措置を講ずる。</p>		

頁	旧		新		備考								
	<p><b>防止</b></p> <p>緊急輸送岸壁の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施</p>	<p>・緊急輸送岸壁の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、応急復旧工事を実施する。</p> <p>・また、港湾及び漁港施設利用者に対し、港湾機能の障害となるもの等への早期対策を要請する。</p>											
ダム、ため池及び用水路	<p>被害状況の把握</p> <p>応急措置の実施及び下流域の市町又は警察署長への必要な措置の要請</p>	<p>ダム、ため池及び用水路の被害状況を調査する。</p> <p>施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに被害の及ぶおそれがある下流域の市町長又は警察署長に対し状況を連絡し、避難指示等必要な措置をとるよう要請するとともに迅速に応急措置を講ずる。</p>											
本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎等	<p>被害状況の把握</p> <p>緊急措置の実施</p>	<p>庁舎管理者は、本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎の施設及び設備を点検し、被害状況を確認する。</p> <p>施設及び設備が破損した場合は、防災機関として機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。</p>											
危険物保有施設	<p>発火危険物、有毒薬品、有毒ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のため必要な応急措置を講ずる。</p>	<p>発火危険物、有毒薬品、有毒ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のため必要な応急措置を講ずる。</p>											
水道用水供給及び工業用水道施設	<p>・災害の発生状況に応じて、取水、送水を停止し、施設の被害状況を調査し必要な措置を講ずる。</p> <p>・被害の拡大防止と応急復旧を行い、用水の確保に努める。</p>	<p>・災害の発生状況に応じて、取水、送水を停止し、施設の被害状況を調査し必要な措置を講ずる。</p> <p>・被害の拡大防止と応急復旧を行い、用水の確保に努める。</p>											
静岡空港	<p>第9節「交通の確保対策」の3「航空交通の確保」に準じる。</p>	<p>第9節「交通の確保対策」の3「航空交通の確保」に準じる。</p>											
地震 -126	<p><b>4 コンピュータ</b></p> <p>(1) コンピュータ・システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。</p> <p>(2) コンピュータ・システムに障害が生じた場合には、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。</p> <p>第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策</p> <p>県民生活に密接な関係のある防災関係機関等が実施する災害応急対策の概要を示す。</p> <table border="1" data-bbox="222 1539 1320 1738"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道(市町)</td> <td>ア 災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講ずる。 イ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。 ウ 配管の仮設等による応急給水に努める。 エ 医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。</td> </tr> </tbody> </table>		区分	内容	水道(市町)	ア 災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講ずる。 イ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。 ウ 配管の仮設等による応急給水に努める。 エ 医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。	<p>第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策</p> <p>県民生活に密接な関係のある防災関係機関等が実施する災害応急対策の概要を示す。</p> <table border="1" data-bbox="1344 1539 2442 1738"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道(市町)</td> <td>ア 災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講ずる。 イ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。 ウ 配管の仮設等による応急給水に努める。 エ 医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。</td> </tr> </tbody> </table>		区分	内容	水道(市町)	ア 災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講ずる。 イ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。 ウ 配管の仮設等による応急給水に努める。 エ 医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。	
区分	内容												
水道(市町)	ア 災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講ずる。 イ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。 ウ 配管の仮設等による応急給水に努める。 エ 医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。												
区分	内容												
水道(市町)	ア 災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講ずる。 イ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。 ウ 配管の仮設等による応急給水に努める。 エ 医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。												

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧		新		備考
	電力 (東京電力パワーグリッド株式会社) (中部電力株式会社) (中部電力パワーグリッド株式会社)	ア 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によって危険防止のため送電を停止する。 イ 電力が不足する場合は、電力広域的運営推進機関と協調し、電力供給の確保に努めると共に、必要に応じて他電力会社へ資機材や要員派遣等の依頼を行う。 ウ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 エ 電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。 オ 水力、原子力の各発電所は、直ちに各種装置及び施設を巡回点検し安全確保の応急措置を講ずる	電力 (東京電力パワーグリッド株式会社) (中部電力株式会社) (中部電力パワーグリッド株式会社)	ア 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によって危険防止のため送電を停止する。 イ 電力が不足する場合は、電力広域的運営推進機関と協調し、電力供給の確保に努めると共に、必要に応じて他電力会社へ資機材や要員派遣等の依頼を行う。 ウ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 エ 電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。 オ 水力、原子力の各発電所は、直ちに各種装置及び施設を巡回点検し安全確保の応急措置を講ずる	関係機関の意見の反映
	ガス	ア 都市ガスは、ガス事業者が設置する地震計により <b>60 カインを目途に</b> 、ガスの供給を停止する。 イ 都市ガス及びLP ガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。 ウ 都市ガス及びLP ガスの施設の安全点検を実施する。 エ 都市ガスは供給の安全が確認された区域から順次供給を再開する。 オ 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。 カ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。	ガス	ア 都市ガスは、ガス事業者が設置する地震計により <b>各社が定める停止基準値を超えた場合は</b> 、ガスの供給を停止する。 イ 都市ガス及びLP ガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。 ウ 都市ガス及びLP ガスの施設の安全点検を実施する。 エ 都市ガスは供給の安全が確認された区域から順次供給を再開する。 オ 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。 カ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。	
通 信	西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社  株式会社NTT ドコモ東海支社	ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため次により必要な措置をとる。 (ア) 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話等を運用し、臨時公衆電話を設置する。 (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171 サービスを提供する。 (ウ) 防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。 イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 ウ 通信の早期疎通を図るため工事業者に出勤を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。	西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社  株式会社NTT ドコモ東海支社	ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため次により必要な措置をとる。 (ア) 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話等を運用し、臨時公衆電話を設置する。 (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171 サービスを提供する。 (ウ) 防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。 イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 ウ 通信の早期疎通を図るため工事業者に出勤を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。	
放送 (日本放送協会、民間放送会社)	放送(日本放送協会、民間放送会社)	ア 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。 イ 応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置	放送(日本放送協会、民間放送会社)	ア 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。 イ 応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置	

頁	旧	新	備考
	<p>を講ずる。 ウ 臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、地震情報等、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。</p> <p>ア 被災金融機関は営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。 イ 災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講ずる。 ウ 財務省東海財務局静岡財務事務所は、日本銀行静岡支店と協議のうえ相互の申合わせを行い次の措置を講ずる。 (ア) 必要に応じての営業時間延長、休日臨時営業等 (イ) 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い (ウ) 被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等</p> <p>ア 不通区間が生じた場合は迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めるとともに、併行社線との振替輸送等の措置を講ずる。 イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。 ウ 早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。</p> <p>ア 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に連携し道路施設の点検巡視を行い被害箇所を迅速に把握する。 イ 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に協力し緊急輸送路の早期確保に努める。 ウ 道路管理者は、道路の応急復旧のため建設業協会等の協力を求め必要な措置を講ずる。 エ 県警察は、交通信号機が倒壊、断線等により機能を失った場合は、応急復旧工事を実施する。</p> <p>ア 早期運行の再開を期するため、船舶の修理、機器設備等の機能回復に必要な措置を講ずる。 イ 海上運送事業者は、防災関係機関の要請に基づき、災害応急対策に協力する。</p> <p>ア 空港管理者は、空港施設の点検巡視を行い、被害箇所を迅速に把握する。 イ 空港管理者は、空港機能を早期に確保するため、応急工事を実施する。</p>	<p>を講ずる。 ウ 臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、地震情報等、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。</p> <p>ア 被災金融機関は営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。 イ 災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講ずる。 ウ 財務省東海財務局静岡財務事務所は、日本銀行静岡支店と協議のうえ相互の申合わせを行い次の措置を講ずる。 (ア) 必要に応じての営業時間延長、休日臨時営業等 (イ) 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い (ウ) 被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等</p> <p>ア 不通区間が生じた場合は迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めるとともに、併行社線との振替輸送等の措置を講ずる。 イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。 ウ 早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。</p> <p>ア 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に連携し道路施設の点検巡視を行い被害箇所を迅速に把握する。 イ 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に協力し緊急輸送路の早期確保に努める。 ウ 道路管理者は、道路の応急復旧のため建設業協会等の協力を求め必要な措置を講ずる。 エ 県警察は、交通信号機が倒壊、断線等により機能を失った場合は、応急復旧工事を実施する。</p> <p>ア 早期運行の再開を期するため、船舶の修理、機器設備等の機能回復に必要な措置を講ずる。 イ 海上運送事業者は、防災関係機関の要請に基づき、災害応急対策に協力する。</p> <p>ア 空港管理者は、空港施設の点検巡視を行い、被害箇所を迅速に把握する。 イ 空港管理者は、空港機能を早期に確保するため、応急工事を実施する。</p>	
<p>地震 -127</p>	<p>第15節 <b>地震防災応急計画及び</b>対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策 <b>地震防災応急計画及び</b>対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。 計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2節に定めるものの他、次のとおりとするが、平常時対策、<b>東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策</b>との整合性の確保に留意する。 また、津波に関する具体的な安全対策、避難対策等に関する事項については、津波避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者に適用するものとする。 (略)</p>	<p>第15節 対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策 対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。 計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2節に定めるものの他、次のとおりとするが、平常時対策との整合性の確保に留意する。  また、津波に関する具体的な安全対策、避難対策等に関する事項については、津波避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者に適用するものとする。 (略)</p>	<p>東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正</p>

頁	旧	新	備考																										
地震 -142	<p>第6章 復旧・復興対策 (略)</p> <p>第8節 被災者の生活再建支援 (略)</p> <p>6 生活再建支援策等の広報・PR</p> <table border="1"> <tr> <td>基本方針</td> <td>被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>内 容</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県</td> <td>ラジオ・テレビ等のマスメディアや県民だより等を用い、次のような生活情報等を整理し広報・PRする。 ア 義援金の募集等 イ 各種相談窓口の案内 ウ 災害弔慰金の支給等に関する情報 エ 公営住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報 オ 被災者（自立）生活再建支援金に関する情報 カ ボランティアに関する情報</td> </tr> <tr> <td>キ 雇用に関する情報 ク 融資・助成情報 ケ その他生活情報 等</td> </tr> <tr> <td>外国人への広報</td> <td>外国人を対象とした外国語の情報紙等を作成し、配布する。</td> </tr> <tr> <td>県外疎開者への広報・PRの実施</td> <td>全国紙や全国版のテレビ・ラジオや県外の地方公共団体の広報紙等を活用し、県外疎開者に対し震災関連情報を提供する。</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>生活再建支援策の広報・PR 市町だより等を活用し、震災関連情報の広報・PRを行う。</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	基本方針	被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。	実施主体	内 容	県	ラジオ・テレビ等のマスメディアや県民だより等を用い、次のような生活情報等を整理し広報・PRする。 ア 義援金の募集等 イ 各種相談窓口の案内 ウ 災害弔慰金の支給等に関する情報 エ 公営住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報 オ 被災者（自立）生活再建支援金に関する情報 カ ボランティアに関する情報	キ 雇用に関する情報 ク 融資・助成情報 ケ その他生活情報 等	外国人への広報	外国人を対象とした外国語の情報紙等を作成し、配布する。	県外疎開者への広報・PRの実施	全国紙や全国版のテレビ・ラジオや県外の地方公共団体の広報紙等を活用し、県外疎開者に対し震災関連情報を提供する。	市町	生活再建支援策の広報・PR 市町だより等を活用し、震災関連情報の広報・PRを行う。	<p>第6章 復旧・復興対策 (略)</p> <p>第8節 被災者の生活再建支援 (略)</p> <p>6 生活再建支援策等の広報・PR</p> <table border="1"> <tr> <td>基本方針</td> <td>被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>内 容</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県</td> <td>ラジオ・テレビ等のマスメディア等を用い、次のような生活情報等を整理し広報・PRする。 ア 義援金の募集等 イ 各種相談窓口の案内 ウ 災害弔慰金の支給等に関する情報 エ 公営住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報 オ 被災者（自立）生活再建支援金に関する情報 カ ボランティアに関する情報</td> </tr> <tr> <td>キ 雇用に関する情報 ク 融資・助成情報 ケ その他生活情報 等</td> </tr> <tr> <td>外国人への広報</td> <td>外国人を対象とした外国語の情報紙等を作成し、配布する。</td> </tr> <tr> <td>県外疎開者への広報・PRの実施</td> <td>全国紙や全国版のテレビ・ラジオや県外の地方公共団体の広報紙等を活用し、県外疎開者に対し震災関連情報を提供する。</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>生活再建支援策の広報・PR 市町だより等を活用し、震災関連情報の広報・PRを行う。</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	基本方針	被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。	実施主体	内 容	県	ラジオ・テレビ等のマスメディア等を用い、次のような生活情報等を整理し広報・PRする。 ア 義援金の募集等 イ 各種相談窓口の案内 ウ 災害弔慰金の支給等に関する情報 エ 公営住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報 オ 被災者（自立）生活再建支援金に関する情報 カ ボランティアに関する情報	キ 雇用に関する情報 ク 融資・助成情報 ケ その他生活情報 等	外国人への広報	外国人を対象とした外国語の情報紙等を作成し、配布する。	県外疎開者への広報・PRの実施	全国紙や全国版のテレビ・ラジオや県外の地方公共団体の広報紙等を活用し、県外疎開者に対し震災関連情報を提供する。	市町	生活再建支援策の広報・PR 市町だより等を活用し、震災関連情報の広報・PRを行う。	<p>「大規模地震等に関する情報及び広報活動実施要領」及び「大規模地震等に関する情報及び広報活動実施細則」の改訂に伴う修正</p>
基本方針	被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。																												
実施主体	内 容																												
県	ラジオ・テレビ等のマスメディアや県民だより等を用い、次のような生活情報等を整理し広報・PRする。 ア 義援金の募集等 イ 各種相談窓口の案内 ウ 災害弔慰金の支給等に関する情報 エ 公営住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報 オ 被災者（自立）生活再建支援金に関する情報 カ ボランティアに関する情報																												
	キ 雇用に関する情報 ク 融資・助成情報 ケ その他生活情報 等																												
外国人への広報	外国人を対象とした外国語の情報紙等を作成し、配布する。																												
県外疎開者への広報・PRの実施	全国紙や全国版のテレビ・ラジオや県外の地方公共団体の広報紙等を活用し、県外疎開者に対し震災関連情報を提供する。																												
市町	生活再建支援策の広報・PR 市町だより等を活用し、震災関連情報の広報・PRを行う。																												
基本方針	被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。																												
実施主体	内 容																												
県	ラジオ・テレビ等のマスメディア等を用い、次のような生活情報等を整理し広報・PRする。 ア 義援金の募集等 イ 各種相談窓口の案内 ウ 災害弔慰金の支給等に関する情報 エ 公営住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報 オ 被災者（自立）生活再建支援金に関する情報 カ ボランティアに関する情報																												
	キ 雇用に関する情報 ク 融資・助成情報 ケ その他生活情報 等																												
外国人への広報	外国人を対象とした外国語の情報紙等を作成し、配布する。																												
県外疎開者への広報・PRの実施	全国紙や全国版のテレビ・ラジオや県外の地方公共団体の広報紙等を活用し、県外疎開者に対し震災関連情報を提供する。																												
市町	生活再建支援策の広報・PR 市町だより等を活用し、震災関連情報の広報・PRを行う。																												

頁	旧	新	備考								
津波 -1	<p>3 津波対策編</p> <p>第1章 総則</p> <p>この計画は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第40条の規定に基づき作成する「静岡県地域防災計画」の「津波対策編」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び「首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）」第22条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」を含むものである。</p> <p>津波対策編は、以下の各章から構成する。なお、「地震防災施設緊急整備計画」及び「地震防災応急対策」については、「地震対策編」によるものとする。また、復旧・復興については、「共通対策編」第4章復旧・復興対策によるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>県、市町、県の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ東海地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。</p> <p>1 県</p> <p>(1) 津波防災に関する組織の整備</p> <p>(2) 自主防災組織の育成指導、その他県民の津波対策の促進</p> <p>(3) 防災思想の普及</p> <p>(4) 防災訓練の実施</p> <p>(5) 津波防災のための施設等の緊急整備</p> <p>(6) 大津波警報、津波警報、津波注意報、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報</p> <p>(7) 避難指示に関する事項</p> <p>(8) 水防その他の応急措置</p> <p>(9) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項</p> <p>(10) 災害時における県有施設及び設備の整備又は点検</p> <p>(11) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持</p> <p>(12) 緊急輸送の確保</p> <p>(13) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施</p> <p>(14) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整</p> <p>(15) その他津波災害の発生の防止又は拡大防止のための措置</p> <p>(略)</p> <p>3 防災関係機関</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="222 1743 1308 1860"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構</td> <td>知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣、被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	独立行政法人国立病院機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣、被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う	<p>3 津波対策編</p> <p>第1章 総則</p> <p>この計画は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第40条の規定に基づき作成する「静岡県地域防災計画」の「津波対策編」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び「首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）」第22条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」を含むものである。</p> <p>津波対策編は、以下の各章から構成する。なお、「地震防災施設緊急整備計画」については、「地震対策編」によるものとする。また、復旧・復興については、「共通対策編」第4章復旧・復興対策によるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>県、市町、県の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。</p> <p>1 県</p> <p>(1) 津波防災に関する組織の整備</p> <p>(2) 自主防災組織の育成指導、その他県民の津波対策の促進</p> <p>(3) 防災思想の普及</p> <p>(4) 防災訓練の実施</p> <p>(5) 津波防災のための施設等の緊急整備</p> <p>(6) 大津波警報、津波警報、津波注意報、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報</p> <p>(7) 避難指示に関する事項</p> <p>(8) 水防その他の応急措置</p> <p>(9) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項</p> <p>(10) 災害時における県有施設及び設備の整備又は点検</p> <p>(11) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持</p> <p>(12) 緊急輸送の確保</p> <p>(13) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施</p> <p>(14) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の災害応急対策の連絡調整</p> <p>(15) その他津波災害の発生の防止又は拡大防止のための措置</p> <p>(略)</p> <p>3 防災関係機関</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1350 1743 2436 1860"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構</td> <td>知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣、被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	独立行政法人国立病院機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣、被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う	<p>東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正</p> <p>東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正</p>
機 関 名	処理すべき事務又は業務										
独立行政法人国立病院機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣、被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う										
機 関 名	処理すべき事務又は業務										
独立行政法人国立病院機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣、被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う										

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	独立行政法人水資源機構 ア 佐久間ダムからの取水の停止等防災応急対策の実施 イ 警戒体制確立等災害応急対策の実施	独立行政法人水資源機構 ア 佐久間ダムからの取水の停止等防災応急対策の実施 イ 警戒体制確立等災害応急対策の実施	関係機関からの意見を反映
	日本郵便株式会社 東海支社 ア 郵便事業の運営に関する事 イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること ウ 施設等の被災防止に関する事 エ 利用者の避難誘導に関する事	日本郵便株式会社 東海支社 ア 郵便事業の運営に関する事 イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること ウ 施設等の被災防止に関する事 エ 利用者の避難誘導に関する事	
	日本銀行 ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請	日本銀行 ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ 各種措置に関する広報	
	日本赤十字社静岡県支部 ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関する事 イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項	日本赤十字社静岡県支部 ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関する事 イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項	
	日本放送協会 ア 津波災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の津波防災に関する認識の向上 イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、津波に関する情報の正確迅速な提供に努めること ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと エ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること	日本放送協会 ア 津波災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の津波防災に関する認識の向上 イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、津波に関する情報の正確迅速な提供に努めること ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと エ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること	
	中日本高速道路株式会社 ア 交通対策に関する事 イ 災害応急対策に関する事	中日本高速道路株式会社 ア 交通対策に関する事 イ 災害応急対策に関する事	
	東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 ア 津波警報等の伝達 イ 列車の運転規制措置 ウ 旅客の避難、救護 エ 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 オ 津波発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 カ 施設等の整備	東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 ア 津波警報等の伝達 イ 列車の運転規制措置 ウ 旅客の避難、救護 エ 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 オ 津波発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 カ 施設等の整備	
	西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社 ア 災害時における重要通信の確保 イ 災害時における通信疎通状況等の広報 ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配	西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社 ア 災害時における重要通信の確保 イ 災害時における通信疎通状況等の広報 ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配	
	岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパングスエナジー ENEOS グローブ株式 LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2次基地から充填所への LP ガスの配送	岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパングスエナジー ENEOS グローブ株式 LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2次基地から充填所への LP ガスの配送	

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧		新		備考	
	会社 ジクシス株式会社		会社 ジクシス株式会社			
	日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保	日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保		
	東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社	ア 災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 イ 復旧用資材等の整備 ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施	東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社	ア 災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 イ 復旧用資材等の整備 ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施		
	電源開発株式会社 電源開発送電ネットワーク株式会社	ア 災害時における電力施設の巡視、点検等災害予防措置 イ 災害予防広報	電源開発株式会社 電源開発送電ネットワーク株式会社	ア 災害時における電力施設の巡視、点検等災害予防措置 イ 災害予防広報		誤記の修正
	KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施	KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施		指定公共機関の新規指定に伴う修正 (令和4年2月1日内閣府告示第5号)
	一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力		
	株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する	株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する		
	(2)指定地方公共機関		(2)指定地方公共機関			
	機 関 名	処理すべき事務又は業務	機 関 名	処理すべき事務又は業務		

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧		新		備考
	一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。） ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）	一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。） ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）	
	都市ガス会社	ア 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報 イ 災害時におけるガス供給の確保 ウ 施設設備の耐震予防対策の実施 エ 災害令時における防災広報、施設の点検等災害予防措置	都市ガス会社	ア 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報 イ 災害時におけるガス供給の確保 ウ 施設設備の耐震予防対策の実施 エ 災害令時における防災広報、施設の点検等災害予防措置	
	一般社団法人静岡県LPガス協会	ア 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報 イ 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施 ウ 災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施 エ 燃料の確保に関する協力 オ 協会加入事業所に被害状況調査及び応急復旧	一般社団法人静岡県LPガス協会	ア 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報 イ 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施 ウ 災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施 エ 燃料の確保に関する協力 オ 協会加入事業所に <b>よる</b> 被害状況調査及び応急復旧	誤記の修正
	静岡県道路公社	ア 避難路、緊急輸送路の道路施設及び占有物の点検 イ 緊急輸送路を確保するために緊急に対策を必要とする箇所の整備 ウ 緊急輸送路の利用を円滑に行うための交通規制広報、障害物の除去及び応急復旧	静岡県道路公社	ア 避難路、緊急輸送路の道路施設及び占有物の点検 イ 緊急輸送路を確保するために緊急に対策を必要とする箇所の整備 ウ 緊急輸送路の利用を円滑に行うための交通規制広報、障害物の除去及び応急復旧	
	静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 伊豆急行株式会社 岳南電車株式会社 大井川鐵道株式会社 遠州鐵道株式会社 天竜浜名湖鐵道株式会社	ア 津波警報等津波に関する情報の伝達 イ 列車の運転規制措置 ウ 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報	静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鐵道株式会社 伊豆急行株式会社 岳南電車株式会社 大井川鐵道株式会社 遠州鐵道株式会社 天竜浜名湖鐵道株式会社	ア 津波警報等津波に関する情報の伝達 イ 列車の運転規制措置 ウ 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報	
	静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	ア 津波防災に関するキャンペーン番組、定時ニュース番組等による防災知識の普及 イ 災害時において特別番組を編成し、津波警報等津波に関する情報、国、県、市町、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること ウ 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備	静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	ア 津波防災に関するキャンペーン番組、定時ニュース番組等による防災知識の普及 イ 災害時において特別番組を編成し、津波警報等津波に関する情報、国、県、市町、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること ウ 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備	
	一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バ	防災関係機関の要請に基づき、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保	一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バ	防災関係機関の要請に基づき、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保	

頁	旧	新	備考
	ス協会 商業組合静岡県タクシ ー協会	ス協会 商業組合静岡県タクシ ー協会	
	社団法人静岡県警備業 協会	社団法人静岡県警備業 協会	
	土地改良区	土地改良区	
	ア 災害予防 イ 応急・復旧 (ア) 関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 所管施設の緊急点検 (ウ) 農業用水及び非常用水の確保	ア 災害予防 イ 応急・復旧 (ア) 関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 所管施設の緊急点検 (ウ) 農業用水及び非常用水の確保	
	公益社団法人静岡県栄 養士会	公益社団法人静岡県栄 養士会	
	一般社団法人静岡県建 設業協会	一般社団法人静岡県建 設業協会	
	富士山静岡空港株式会 社	富士山静岡空港株式会 社	
	(略)	(略)	
津波 -23	第2章 平常時対策 津波発生時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、 防災訓練等について定める。	第2章 平常時対策 津波発生時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、 防災訓練等について定める。	
津波 -23	(略) 第3節 防災訓練の実施 ○津波災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。 ○県民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として県や市町の実施する訓練に 積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。 ○なお、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮した 訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違 い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。 1 県 (1) 防災訓練の内容 ○県は、国、関係都道府県、市町及び防災関係機関と共同し、又は単独で次の訓練を行 う。 ○訓練に当たっては、東海地震に関連する情報が発表され、警戒宣言が発令される場合及 び突然地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施し、訓練のシナリオ に緊急地震速報を取り入れる等逐次訓練内容の高度化を図り、初動体制及び情報収集・伝 達体制の強化等により実効性の上がる訓練を行い、防災対応への習熟度を高める。 ○訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を 行う。 ○随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資する。 (略)	(略) 第3節 防災訓練の実施 ○津波災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。 ○県民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として県や市町の実施する訓練に 積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。 ○なお、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮した 訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違 い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。 1 県 (1) 防災訓練の内容 ○県は、国、関係都道府県、市町及び防災関係機関と共同し、又は単独で次の訓練を行 う。 ○訓練に当たっては、南海トラフ地震に関連する情報が発表される場合及び突然地震が発 生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施し、訓練のシナリオに緊急地震速報 を取り入れる等逐次訓練内容の高度化を図り、初動体制及び情報収集・伝達体制の強化等 により実効性の上がる訓練を行い、防災対応への習熟度を高める。 ○訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を 行う。 ○随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資する。 (略)	東海地震に関連する情報の運用が停 止され、令和元年5月に南海トラフ 地震臨時情報の運用が開始されたこ とに伴う修正

頁	旧	新	備考																
津波 -24	<p>第4節 津波災害予防対策の推進 (略)</p> <p>1 避難誘導體制の確保 (略)</p> <p>1-2 平常時に実施する災害予防措置 (1) 避難誘導體制整備</p> <p>○ 市町長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障害のある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p>○ 県及び市町等は、防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。また、特に市町等が、消防機関及び水防団による津波からの円滑な避難の確保等のために実施すべき事項は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波警報等の情報の的確な収集及び伝達</li> <li>津波からの避難誘導</li> <li>自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援</li> <li>津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立等</li> </ul> <p>○ 市町は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。</p>	<p>第4節 津波災害予防対策の推進 (略)</p> <p>1 避難誘導體制の確保 (略)</p> <p>1-2 平常時に実施する災害予防措置 (1) 避難誘導體制整備</p> <p>○ 市町長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障害のある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p>○ 県及び市町等は、防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。また、特に市町等が、消防機関及び水防団による津波からの円滑な避難の確保等のために実施すべき事項は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波警報等の情報の的確な収集及び伝達</li> <li>津波からの避難誘導</li> <li>自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援</li> <li>津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立等</li> </ul> <p>○ 市町は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とし、<b>津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、</b>具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。</p>	<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○市町村は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準を設定するものとする。</p>																
津波 -30	<p>第3章 災害応急対策 (略)</p> <p>第1節 防災関係機関の活動 (略)</p> <p>3 防災関係機関</p> <p>防災関係機関は、災害応急対策として概ね次の措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="222 1354 1320 1862"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災害応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察庁関東管区警察局</td> <td>ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整 イ 隣接管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 ウ 警察通信施設の防護並びに通信統制 エ 管区内各県警察の相互援助の調整</td> </tr> <tr> <td>総務省東海総合通信局</td> <td>電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理</td> </tr> <tr> <td>財務省東海財務局</td> <td>ア 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請 イ 地方公共団体において国有財産(普通財産)を災害応急対策の実</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災害応急対策として講ずる措置	警察庁関東管区警察局	ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整 イ 隣接管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 ウ 警察通信施設の防護並びに通信統制 エ 管区内各県警察の相互援助の調整	総務省東海総合通信局	電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理	財務省東海財務局	ア 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請 イ 地方公共団体において国有財産(普通財産)を災害応急対策の実	<p>第3章 災害応急対策 (略)</p> <p>第1節 防災関係機関の活動 (略)</p> <p>3 防災関係機関</p> <p>防災関係機関は、災害応急対策として概ね次の措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1350 1354 2448 1862"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災害応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察庁関東管区警察局</td> <td>ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整 イ 隣接管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 ウ 警察通信施設の防護並びに通信統制 エ 管区内各県警察の相互援助の調整</td> </tr> <tr> <td>総務省東海総合通信局</td> <td>電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理</td> </tr> <tr> <td>財務省東海財務局</td> <td>ア 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請 イ 地方公共団体において国有財産(普通財産)を災害応急対策の実</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災害応急対策として講ずる措置	警察庁関東管区警察局	ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整 イ 隣接管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 ウ 警察通信施設の防護並びに通信統制 エ 管区内各県警察の相互援助の調整	総務省東海総合通信局	電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理	財務省東海財務局	ア 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請 イ 地方公共団体において国有財産(普通財産)を災害応急対策の実	
機 関 名	災害応急対策として講ずる措置																		
警察庁関東管区警察局	ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整 イ 隣接管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 ウ 警察通信施設の防護並びに通信統制 エ 管区内各県警察の相互援助の調整																		
総務省東海総合通信局	電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理																		
財務省東海財務局	ア 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請 イ 地方公共団体において国有財産(普通財産)を災害応急対策の実																		
機 関 名	災害応急対策として講ずる措置																		
警察庁関東管区警察局	ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整 イ 隣接管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 ウ 警察通信施設の防護並びに通信統制 エ 管区内各県警察の相互援助の調整																		
総務省東海総合通信局	電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理																		
財務省東海財務局	ア 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請 イ 地方公共団体において国有財産(普通財産)を災害応急対策の実																		

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧		新		備考
		施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置		施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置	
	厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整	厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整	
	厚生労働省静岡労働局	ア 事業所等の被災状況の把握 イ 大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導	厚生労働省静岡労働局	ア 事業所等の被災状況の把握 イ 大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導	
	農林水産省関東農政局	ア 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること イ 被害農業者に対する金融対策に関すること	農林水産省関東農政局	ア 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること イ 被害農業者に対する金融対策に関すること	
	農林水産省関東農政局静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握	農林水産省関東農政局静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握	
	林野庁関東森林管理局	県及び市町からの要請に対する災害復旧用材（国有林材）の供給	林野庁関東森林管理局	県及び市町からの要請に対する災害復旧用材（国有林材）の供給	
	経済産業省関東経済産業局	ア 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 ウ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る）を除く。）	経済産業省関東経済産業局	ア 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 ウ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る）を除く。）	
	経済産業省中部経済産業局	ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。） イ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）	経済産業省中部経済産業局	ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。） イ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）	
	経済産業省関東東北産業保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を	経済産業省関東東北産業保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を	

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	除く。)	除く。)	
	<p>ア 電気の安全確保に関すること(熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。)</p> <p>イ ガスの安全確保に関すること(磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。))及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))</p>	<p>ア 電気の安全確保に関すること(熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。)</p> <p>イ ガスの安全確保に関すること(磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。))及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))</p>	
	<p>管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。</p> <p>ア 施設対策等                      (ア) 河川管理施設等の対策等                      (イ) 道路施設対策等                      (ウ) 港湾施設対策等                      (エ) 営繕施設対策等                      (オ) 電気通信施設対策等</p> <p>イ 初動対応                      地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ 災害対策用建設機械等の出動及び管理                      エ 他機関との協力                      オ 広報</p>	<p>管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。</p> <p>ア 施設対策等                      (ア) 河川管理施設等の対策等                      (イ) 道路施設対策等                      (ウ) 港湾施設対策等                      (エ) 営繕施設対策等                      (オ) 電気通信施設対策等</p> <p>イ 初動対応                      地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ 災害対策用建設機械等の出動及び管理                      エ 他機関との協力                      オ 広報</p>	
	<p><b>陸上輸送に関すること</b></p> <p>ア 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関する措置</p> <p>イ 県からの要請に対する車両等の調達のあっせん</p> <p><b>海上輸送に関すること</b></p> <p>ア 県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請</p> <p>イ 県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請</p>	<p><b>陸上輸送に関すること</b></p> <p>ア 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関する措置</p> <p>イ 県からの要請に対する車両等の調達のあっせん</p> <p><b>海上輸送に関すること</b></p> <p>ア 県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請</p> <p>イ 県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請</p>	
	<p>ア 災害時における航空機の運航に関し、安全を確保するための必要な措置</p> <p>イ 遭難航空機の捜索及び救助</p> <p>ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底</p>	<p>ア 災害時における航空機の運航に関し、安全を確保するための必要な措置</p> <p>イ 遭難航空機の捜索及び救助</p> <p>ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底</p>	
	<p>ア 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</p> <p>イ 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。</p> <p>ウ 地理情報システムの活用を図る。</p>	<p>ア 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</p> <p>イ 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。</p> <p>ウ 地理情報システムの活用を図る。</p>	
	<p>ア 大津波警報及び津波警報、津波注意報の通知、津波情報等の発表</p>	<p>ア 大津波警報及び津波警報、津波注意報の通知、津波情報等の発表</p>	

頁	旧		新		備考
	台（静岡地方气象台）	<p>又は通報並びに解説</p> <p>イ 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市町長から通報された時、気象庁への報告及び適切な措置</p> <p>ウ 必要に応じて気象警報及び注意報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。</p> <p>エ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。</p>	台（静岡地方气象台）	<p>又は通報並びに解説</p> <p>イ 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市町長から通報された時、気象庁本庁への報告及び適切な措置</p> <p>ウ 必要に応じて気象警報及び注意報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。</p> <p>エ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。</p>	表現の修正
	海上保安庁第三管区 海上保安本部	<p>ア 在港船舶及び沿岸住民に対する津波警報等の伝達周知</p> <p>イ 海難船舶等の海上における人命の安全確保</p> <p>ウ 巡視船艇による主要港湾等の被害調査</p> <p>エ 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告等海上交通の安全確保に必要な措置</p> <p>オ 船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置</p> <p>カ 海上における災害に係る救助・救急活動</p> <p>キ 船艇による沿岸周辺海域における治安の維持</p>	海上保安庁第三管区 海上保安本部	<p>ア 在港船舶及び沿岸住民に対する津波警報等の伝達周知</p> <p>イ 海難船舶等の海上における人命の安全確保</p> <p>ウ 巡視船艇による主要港湾等の被害調査</p> <p>エ 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告等海上交通の安全確保に必要な措置</p> <p>オ 船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置</p> <p>カ 海上における災害に係る救助・救急活動</p> <p>キ 船艇による沿岸周辺海域における治安の維持</p>	
	環境省 関東地方環境事務所	<p>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p> <p>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p> <p>ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</p>	環境省 関東地方環境事務所	<p>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p> <p>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p> <p>ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</p>	
	環境省 中部地方環境事務所	<p>廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p>	環境省 中部地方環境事務所	<p>廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p>	
	防衛省 南関東防衛局	<p>ア 所管財産使用に関する連絡調整</p> <p>イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整</p> <p>ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</p>	防衛省 南関東防衛局	<p>ア 所管財産使用に関する連絡調整</p> <p>イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整</p> <p>ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</p>	
	(2)指定公共機関		(2)指定公共機関		
	機 関 名	災害応急対策として講ずる措置	機 関 名	災害応急対策として講ずる措置	
	独立行政法人国立病院機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣、及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う	独立行政法人国立病院機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣、及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う	
	独立行政法人水資源機構	佐久間導水路等の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報	独立行政法人水資源機構	佐久間導水路等の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報	
	日本郵便株式会社東海支社	<p>ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施</p> <p>(ア) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付</p> <p>(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>(ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> <p>(エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</p> <p>イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に</p>	日本郵便株式会社東海支社	<p>ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施</p> <p>(ア) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付</p> <p>(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>(ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> <p>(エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</p> <p>イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に</p>	

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧		新		備考
		連携し、迅速・適切な対応に努める		連携し、迅速・適切な対応に努める	
	日本銀行	ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ 各種措置に関する広報	日本銀行	ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ 各種措置に関する広報	
	日本赤十字社静岡県支部	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項	日本赤十字社静岡県支部	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項	
	日本放送協会	ア 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送	日本放送協会	ア 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送	
	中日本高速道路株式会社	ア 交通状況に関する関係機関との情報連絡 イ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 ウ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力 エ 津波発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力	中日本高速道路株式会社	ア 交通状況に関する関係機関との情報連絡 イ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 ウ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力 エ 津波発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力	
	東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア 災害時における応急救護活動 イ 応急復旧用資材等の確保 ウ 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導 エ 鉄道施設の早期復旧	東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア 災害時における応急救護活動 イ 応急復旧用資材等の確保 ウ 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導 エ 鉄道施設の早期復旧	
	西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社	ア 防災関係機関の重要通信の優先確保 イ 被害施設の早期復旧 ウ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害用伝言板、災害用音声お届けサービスの提供	西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社	ア 防災関係機関の重要通信の優先確保 イ 被害施設の早期復旧 ウ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害用伝言板、災害用音声お届けサービスの提供	
	岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパングスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等によるLP ガス輸入基地、2次基地から充填所へのLP ガスの配送	岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパングスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等によるLP ガス輸入基地、2次基地から充填所へのLP ガスの配送	
	日本通運株式会社	緊急輸送車両の確保及び運行	日本通運株式会社	緊急輸送車両の確保及び運行	

頁	旧		新		備考
	福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社		福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社		誤記の修正  指定公共機関の新規指定に伴う修正 (令和4年2月1日内閣府告示第5号)
東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社	ア 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用したの広報	東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社	ア 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用したの広報		
電源開発株式会社 電源開発送配電ネットワーク株式会社	ア 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用したの広報	電源開発株式会社 電源開発送変電ネットワーク株式会社	ア 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用したの広報		
KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施	KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施		
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力		
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施	株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施		
津波 -35	第2節 情報活動 (略) 2 津波情報等の伝達系統図		第2節 情報活動 (略) 2 津波情報等の伝達系統図		



頁	旧	新	備考																				
	<p>るとき又は市町長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市町長に通知する。</p> <p>ウ 知事は、災害の発生により市町長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長に代わって避難指示又は高齢者等避難の発令（以下、「指示等」という。）をする。この場合、知事はその旨を公示する。</p> <p>エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。</p>	<p>るとき又は市町長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市町長に通知する。</p> <p>ウ 知事は、災害の発生により市町長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長に代わって避難指示の発令（以下、「指示」という。）をする。この場合、知事はその旨を公示する。</p> <p>エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。</p>																					
	<p>避難の指示等を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。</p> <p>ア 避難の指示等が出された地域名</p> <p>イ 避難路及び避難先</p> <p>ウ 避難時の服装、携行品</p> <p>エ 避難行動における注意事項</p>	<p>避難の指示等を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。</p> <p>ア 避難の指示が出された地域名</p> <p>イ 避難路及び避難先</p> <p>ウ 避難時の服装、携行品</p> <p>エ 避難行動における注意事項</p>																					
	<p>指示等の伝達方法</p> <p>市町長又は知事は、避難の指示等をしたときは、直ちに指示等が出された地域の住民に対して、同時通報用無線等により放送するほか、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。</p>	<p>指示の伝達方法</p> <p>市町長又は知事は、避難の指示をしたときは、直ちに指示が出された地域の住民に対して、同時通報用無線等により放送するほか、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。</p>																					
	<p>(3)津波からの避難対策 (略)</p> <p>①市町が実施する自衛措置 沿岸地域の市町においては、次の措置をとるものとする。</p>	<p>(3)津波からの避難対策 (略)</p> <p>①市町が実施する自衛措置 沿岸地域の市町においては、次の措置をとるものとする。</p>																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波注意報が発表された場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市町長は住民に対して避難指示（緊急）を伝達するなどの必要な措置をとる。なお、市町長が行う避難指示（緊急）については、「1 避難対策」の「(2) 避難のための指示等」に準ずる。</li> <li>住民、漁業・港湾関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市町が広報する情報に注意するよう呼びかける。</li> <li>海水浴客、釣り人及びサーファー等（以下「海水浴客等」という。）に対し、避難指示（緊急）の伝達に努める。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>大津波警報・津波警報が発表された場合</td> <td>市町長は、直ちに住民、漁業・港湾関係者等及び海水浴客等に対して、あらゆる手段をもって緊急に避難指示（緊急）を伝達するなどの必要な措置をとる。</td> </tr> <tr> <td>震度6弱以上の強い揺れを感じた場合</td> <td>市町長は、直ちに要避難地区にある住民、海水浴客等に対して、避難指示（緊急）を伝達するなどの必要な措置をとる。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報又は津波警報は発表されていない</td> <td>ア 海面の監視 気象官署から津波警報・注意報並びに津波予報が届くまでの間、少なくとも30分間は、安全を確保の上、海面の状態を監視するものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	津波注意報が発表された場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市町長は住民に対して避難指示（緊急）を伝達するなどの必要な措置をとる。なお、市町長が行う避難指示（緊急）については、「1 避難対策」の「(2) 避難のための指示等」に準ずる。</li> <li>住民、漁業・港湾関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市町が広報する情報に注意するよう呼びかける。</li> <li>海水浴客、釣り人及びサーファー等（以下「海水浴客等」という。）に対し、避難指示（緊急）の伝達に努める。</li> </ul>	大津波警報・津波警報が発表された場合	市町長は、直ちに住民、漁業・港湾関係者等及び海水浴客等に対して、あらゆる手段をもって緊急に避難指示（緊急）を伝達するなどの必要な措置をとる。	震度6弱以上の強い揺れを感じた場合	市町長は、直ちに要避難地区にある住民、海水浴客等に対して、避難指示（緊急）を伝達するなどの必要な措置をとる。	津波注意報又は津波警報は発表されていない	ア 海面の監視 気象官署から津波警報・注意報並びに津波予報が届くまでの間、少なくとも30分間は、安全を確保の上、海面の状態を監視するものとする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波注意報が発表された場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市町長は住民に対して避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。なお、市町長が行う避難指示については、「1 避難対策」の「(2) 避難のための指示等」に準ずる。</li> <li>住民、漁業・港湾関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市町が広報する情報に注意するよう呼びかける。</li> <li>海水浴客、釣り人及びサーファー等（以下「海水浴客等」という。）に対し、避難指示の伝達に努める。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>大津波警報・津波警報が発表された場合</td> <td>市町長は、直ちに住民、漁業・港湾関係者等及び海水浴客等に対して、あらゆる手段をもって緊急に避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。</td> </tr> <tr> <td>震度6弱以上の強い揺れを感じた場合</td> <td>市町長は、直ちに要避難地区にある住民、海水浴客等に対して、避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報又は津波警報は発表されていない</td> <td>ア 海面の監視 気象官署から津波警報・注意報並びに津波予報が届くまでの間、少なくとも30分間は、安全を確保の上、海面の状態を監視するものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	津波注意報が発表された場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市町長は住民に対して避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。なお、市町長が行う避難指示については、「1 避難対策」の「(2) 避難のための指示等」に準ずる。</li> <li>住民、漁業・港湾関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市町が広報する情報に注意するよう呼びかける。</li> <li>海水浴客、釣り人及びサーファー等（以下「海水浴客等」という。）に対し、避難指示の伝達に努める。</li> </ul>	大津波警報・津波警報が発表された場合	市町長は、直ちに住民、漁業・港湾関係者等及び海水浴客等に対して、あらゆる手段をもって緊急に避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。	震度6弱以上の強い揺れを感じた場合	市町長は、直ちに要避難地区にある住民、海水浴客等に対して、避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。	津波注意報又は津波警報は発表されていない	ア 海面の監視 気象官署から津波警報・注意報並びに津波予報が届くまでの間、少なくとも30分間は、安全を確保の上、海面の状態を監視するものとする。	<p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)を踏まえた修正</p>
区 分	内 容																						
津波注意報が発表された場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市町長は住民に対して避難指示（緊急）を伝達するなどの必要な措置をとる。なお、市町長が行う避難指示（緊急）については、「1 避難対策」の「(2) 避難のための指示等」に準ずる。</li> <li>住民、漁業・港湾関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市町が広報する情報に注意するよう呼びかける。</li> <li>海水浴客、釣り人及びサーファー等（以下「海水浴客等」という。）に対し、避難指示（緊急）の伝達に努める。</li> </ul>																						
大津波警報・津波警報が発表された場合	市町長は、直ちに住民、漁業・港湾関係者等及び海水浴客等に対して、あらゆる手段をもって緊急に避難指示（緊急）を伝達するなどの必要な措置をとる。																						
震度6弱以上の強い揺れを感じた場合	市町長は、直ちに要避難地区にある住民、海水浴客等に対して、避難指示（緊急）を伝達するなどの必要な措置をとる。																						
津波注意報又は津波警報は発表されていない	ア 海面の監視 気象官署から津波警報・注意報並びに津波予報が届くまでの間、少なくとも30分間は、安全を確保の上、海面の状態を監視するものとする。																						
区 分	内 容																						
津波注意報が発表された場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市町長は住民に対して避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。なお、市町長が行う避難指示については、「1 避難対策」の「(2) 避難のための指示等」に準ずる。</li> <li>住民、漁業・港湾関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市町が広報する情報に注意するよう呼びかける。</li> <li>海水浴客、釣り人及びサーファー等（以下「海水浴客等」という。）に対し、避難指示の伝達に努める。</li> </ul>																						
大津波警報・津波警報が発表された場合	市町長は、直ちに住民、漁業・港湾関係者等及び海水浴客等に対して、あらゆる手段をもって緊急に避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。																						
震度6弱以上の強い揺れを感じた場合	市町長は、直ちに要避難地区にある住民、海水浴客等に対して、避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。																						
津波注意報又は津波警報は発表されていない	ア 海面の監視 気象官署から津波警報・注意報並びに津波予報が届くまでの間、少なくとも30分間は、安全を確保の上、海面の状態を監視するものとする。																						

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧		新		備考
	<p>が、震度4程度以上の強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合</p>	<p>イ 報道の聴取 揺れを感じてから少なくとも1時間は、ラジオ及びテレビによる当該地震又は津波に関する報道を聴取するものとする。</p> <p>ウ 避難の指示等 海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市町長は住民、海水浴客等に対して避難指示(緊急)を伝達するなどの必要な措置をとる。</p>	<p>が、震度4程度以上の強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合</p>	<p>イ 報道の聴取 揺れを感じてから少なくとも1時間は、ラジオ及びテレビによる当該地震又は津波に関する報道を聴取するものとする。</p> <p>ウ 避難の指示等 海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市町長は住民、海水浴客等に対して避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。</p>	
	<p>遠地津波が発生した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁から発表される津波到達予想時間・予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立、海面の監視などの必要な措置をとる。</li> <li>・津波注意報または津波警報が発令された場合には、上記の必要な措置をとる。</li> <li>・住民、漁業・港湾関係者、海水浴客等に対して、遠地津波の特性(最大波が第1波のかなり後に襲来することがある、津波の継続時間が長いなど)を周知し、避難等の必要な措置に万全を期す。</li> </ul>	<p>遠地津波が発生した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁から発表される津波到達予想時間・予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立、海面の監視などの必要な措置をとる。</li> <li>・津波注意報または津波警報が発令された場合には、上記の必要な措置をとる。</li> <li>・住民、漁業・港湾関係者、海水浴客等に対して、遠地津波の特性(最大波が第1波のかなり後に襲来することがある、津波の継続時間が長いなど)を周知し、避難等の必要な措置に万全を期す。</li> </ul>	
	<p>②住民が実施する自衛措置</p> <p>○海浜付近の住民及び海水浴客等は、強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、避難指示(緊急)を受けるまでもなく、直ちに海浜から離れ、高台、避難地等の安全な場所に避難する。また、強い揺れを感じなかった場合でも、津波警報が発表されたときは、同様に直ちに安全な場所に避難するものとする。</p> <p>○海水浴客等は、上記の他、津波注意報が発表された場合にも直ちに海浜付近から離れるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(5)避難方法等</p>		<p>②住民が実施する自衛措置</p> <p>○海浜付近の住民及び海水浴客等は、強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、避難指示を受けるまでもなく、直ちに海浜から離れ、高台、避難地等の安全な場所に避難する。また、強い揺れを感じなかった場合でも、津波警報が発表されたときは、同様に直ちに安全な場所に避難するものとする。</p> <p>○海水浴客等は、上記の他、津波注意報が発表された場合にも直ちに海浜付近から離れるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(5)避難方法等</p>		<p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)を踏まえた修正</p>
	<p>避難地への市町職員等の配置</p>	<p>市町が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市町職員(消防職員、消防団員を含む。)を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。</p>	<p>避難地への市町職員等の配置</p>	<p>市町が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市町職員(消防職員、消防団員を含む。)を配置する。また、必要により市町職員は警察官の配置を要請する。</p>	<p>警察官の配置を要請する主体の明確化</p>
	<p>避難の方法</p>	<p>災害の状況により異なるが、徒歩による避難を原則として、以下の方法により避難する。</p> <p>ア 要避難地区の住民は、直ちに津波危険予想地域外の安全な場所へ避難する。</p> <p>イ 上記避難を行うための十分な時間が無い場合には、最寄の津波避難施設(津波避難ビル、津波避難タワー、人工高台(津波避難マウント)等)へ避難する</p> <p>ウ 要避難地区以外の住民であっても、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。</p>	<p>避難の方法</p>	<p>災害の状況により異なるが、徒歩による避難を原則として、以下の方法により避難する。</p> <p>ア 要避難地区の住民は、直ちに津波危険予想地域外の安全な場所へ避難する。</p> <p>イ 上記避難を行うための十分な時間が無い場合には、最寄の津波避難施設(津波避難ビル、津波避難タワー、人工高台(津波避難マウント)等)へ避難する</p> <p>ウ 要避難地区以外の住民であっても、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。</p>	
	<p>幹線避難路の確保</p>	<p>市町は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。</p>	<p>幹線避難路の確保</p>	<p>市町は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。</p>	

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p>避難地における業務</p> <p>(1) 要請等により避難地に配置された市町職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。                      ア 津波等の危険の状況に関する情報の収集                      イ 津波等に関する情報の伝達                      ウ 避難者の把握(避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等)                      エ 必要な応急救護                      オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動</p> <p>(2) 市町が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。</p> <p>(3) 食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等へ報告を行うものとする。</p>	<p>避難地における業務</p> <p>(1) 要請等により避難地に配置された市町職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。                      ア 津波等の危険の状況に関する情報の収集                      イ 津波等に関する情報の伝達                      ウ 避難者の把握(避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等)                      エ 必要な応急救護                      オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動</p> <p>(2) 市町が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。</p> <p>(3) 食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等へ報告を行うものとする。</p>	
	<p>避難状況の報告</p> <p>(1) 市町は、自主防災組織及び避難地の施設管理者等次に掲げる避難状況の報告を求める。                      ただし、要避難地区以外の地域にあつては、原則として、次のイに関する報告を求めないものとする。                      ア 避難の経過に関する報告－危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。                      (ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況(場所、人員を含む。)                      (イ) 上記事態に対し、応急的にとられた措置                      (ウ) 市町等に対する要請事項                      イ 避難の完了に関する報告－避難完了後、速やかに行う。                      (ア) 避難地名                      (イ) 避難者数                      (ウ) 必要な救助・保護の内容                      (エ) 市町等に対する要請事項</p> <p>(2) 市町は、避難状況について県へ報告する。</p>	<p>避難状況の報告</p> <p>(1) 市町は、自主防災組織及び避難地の施設管理者等次に掲げる避難状況の報告を求める。                      ただし、要避難地区以外の地域にあつては、原則として、次のイに関する報告を求めないものとする。                      ア 避難の経過に関する報告－危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。                      (ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況(場所、人員を含む。)                      (イ) 上記事態に対し、応急的にとられた措置                      (ウ) 市町等に対する要請事項                      イ 避難の完了に関する報告－避難完了後、速やかに行う。                      (ア) 避難地名                      (イ) 避難者数                      (ウ) 必要な救助・保護の内容                      (エ) 市町等に対する要請事項</p> <p>(2) 市町は、避難状況について県へ報告する。</p>	
(略)	(略)	(略)	

頁	旧	新	備考
風水害 -3	<p>5 風水害対策編 第1章 総則 第1節 過去の顕著な災害 (略)</p> <p><b>(新設)</b></p>	<p>5 風水害対策編 第1章 総則 第1節 過去の顕著な災害 (略)</p> <p><b>4 土石流</b> ○ 令和3年7月3日、熱海市伊豆山地区で発生した土石流は、逢初川の源頭部（海岸から約2km上流、標高約390m付近）から逢初川に沿って流下した。 ○ この土石流により被災した範囲は、延長約1km、最大幅約120mにわたり、死者27人、行方不明者1人、住家全壊53棟など甚大な被害をもたらした。</p>	<p>令和3年7月の熱海土石流に関する記述を追加</p>
風水害 -5	<p>(略)</p> <p>第2節 予想される災害と地域 (略)</p> <p>3 土石流・地すべり・がけ崩れ 県内で砂防指定地が<b>1,703</b>箇所、地すべり防止区域が<b>189</b>箇所、急傾斜地崩壊危険区域が<b>1,293</b>箇所及び土砂災害警戒区域が<b>18,213</b>箇所（いずれも令和<b>2</b>年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料編Ⅱ4-2-1～4-2-3、4-2-9参照） (略)</p>	<p>(略)</p> <p>第2節 予想される災害と地域 (略)</p> <p>3 土石流・地すべり・がけ崩れ 県内で砂防指定地が<b>1,725</b>箇所、地すべり防止区域が<b>190</b>箇所、急傾斜地崩壊危険区域が<b>1,306</b>箇所及び土砂災害警戒区域が<b>18,218</b>箇所（いずれも令和<b>3</b>年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料編Ⅱ4-2-1～4-2-3、4-2-9参照） (略)</p>	<p>時点更新</p>
風水害 -7	<p>第2章 災害予防計画 第1節総則 ○ この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。 ○ 県及び市町は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する<b>ととも</b><b>に、</b>前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。 (略)</p> <p>第2節 河川災害予防計画 (略)</p> <p>2 河川の治水対策 本県の一、二級河川は<b>533</b>河川、流路延長<b>2,861.9</b>km、要整備延長は1,882.9kmである。（平成31年4月1日現在）これに対し、県は、美しい“ふじのくに”インフラビジョンに基づき整備を促進する。</p> <p>3 浸水想定区域の指定と通知 ○ 県、国土交通省は、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位を定めその水位に達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続期間等を順次公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。</p>	<p>第2章 災害予防計画 第1節総則 ○ この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。 ○ 県及び市町は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討<b>するものとす</b><b>る。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよ</b><b>う努めるものとする。また、</b>前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。 (略)</p> <p>第2節 河川災害予防計画 (略)</p> <p>2 河川の治水対策 本県の一、二級河川は<b>534</b>河川、流路延長<b>2,863.1</b>km、要整備延長は1,882.9kmである。（平成31年4月1日現在）これに対し、県は、美しい“ふじのくに”インフラビジョンに基づき整備を促進する。</p> <p>3 浸水想定区域の指定と通知 ○ 県、国土交通省は、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位を定めその水位に達した旨の情報を提供する河川として指定した河川<b>、及び洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深等を順次公表し、洪水浸水想定区域として指定するとともに、関係市町の長に通知するも</b></p>	<p>(防災基本計画抜粋) ○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、地方公共団体は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</p> <p>時点更新</p> <p>令和3年7月の水防法改正に伴う修正</p>

頁	旧	新	備考
<p>風水害 -9</p>	<p>○河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。</p> <p>○県又は市町は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を順次公表するとともに、県知事にあつては関係市町の長に通知するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 連携体制の構築</p> <p>○水災については、県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、県、市町、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 海岸保全災害防除計画</p> <p>(略)</p> <p>3 高潮浸水想定区域の指定及び周知等</p> <p>○ 県は、高潮により相当な損害を生ずるおそれがある海岸を、水防法に基づく高潮特別警戒</p>	<p>のとする。</p> <p>○河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。</p> <p>○県又は市町は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を順次公表するとともに、県知事にあつては関係市町の長に通知するものとする。</p> <p>○知事等は、河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、都市浸水の拡大を抑制する効果があると認められる区域を、貯留機能保全区域として指定することができる。</p> <p>○県は、特定都市河川流域のうち、洪水等により住民等に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発・建築行為等の制限をすべき土地の区域について、浸水被害防止区域として指定することができる。</p> <p>(略)</p> <p>5 連携体制の構築</p> <p>○水災については、気候変動による影響を踏まえ、県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、県、市町、河川管理者、水防管理者等に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 海岸保全災害防除計画</p> <p>(略)</p> <p>3 高潮浸水想定区域の指定及び周知等</p> <p>○ 県は、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあり水防法に基づく高潮特別警戒水位を定</p>	<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○都道府県知事等は、河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、都市浸水の拡大を抑制する効果があると認められる区域を、貯留機能保全区域として指定することができる。</p> <p>○都道府県は、特定都市河川流域のうち、洪水等により住民等に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発・建築行為等の制限をすべき土地の区域について、浸水被害防止区域として指定することができる。</p> <p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国〔国土交通大臣〕及び都道府県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。</p>

頁	旧	新	備考								
風水害 -10	<p>水位を定める海岸として指定したときは、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を順次公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。</p> <p>第4節 港湾漁港保全災害防除計画</p> <p>県営の港湾海岸の総延長は87.1km、県営漁港海岸の総延長は35.4kmであり、そのうち海岸保全事業対象としている計画延長は、県営港湾にあっては清水港ほか4港(延長9.9km)、県営漁港にあっては焼津漁港ほか5港(延長6.1km)である。</p> <p>港湾管理者は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進するものとする。</p> <p>また、発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるとともに、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報共有することにより連携を強化するものとする。</p> <p>併せて、港湾管理者は、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するとともに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。</p> <p>さらに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衛工を設置するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>める海岸のほか、高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を順次公表し、高潮浸水想定区域として指定するとともに、関係市町の長に通知するものとする。</p> <p>第4節 港湾漁港保全災害防除計画</p> <p>県営の港湾海岸の総延長は87.1km、県営漁港海岸の総延長は35.4kmであり、そのうち海岸保全事業対象としている計画延長は、県営港湾にあっては清水港ほか4港(延長9.9km)、県営漁港にあっては焼津漁港ほか5港(延長6.1km)である。</p> <p>また、発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるとともに、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報共有することにより連携を強化するものとする。</p> <p>併せて、港湾管理者は、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するとともに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。</p> <p>さらに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衛工を設置するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>令和3年7月の水防法改正に伴う修正</p> <p>共通対策編第2章第7節に移設</p>								
風水害 -10	<p>第6節 土砂災害防除計画</p> <p>1 本県の土砂災害対策</p> <p>○本県は、地形的に急峻な山地やがけが多いうえに、断層や破碎帯が発達した脆い地質が広く分布しており、土砂災害警戒区域(土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊)が18,213箇所存在している。</p> <p>○土砂災害から県民の生命と財産を守るため、土砂災害対策施設の整備などのハード対策を実施するとともに、住民の早期避難等を促進するため、土砂災害防止法に基づく区域指定や防災情報の提供などのソフト対策を組み合わせ、総合的な土砂災害対策を推進する。</p> <p>(略)</p>	<p>第6節 土砂災害防除計画</p> <p>1 本県の土砂災害対策</p> <p>○本県は、地形的に急峻な山地やがけが多いうえに、断層や破碎帯が発達した脆い地質が広く分布しており、土砂災害警戒区域(土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊)が18,218箇所存在している。</p> <p>○土砂災害から県民の生命と財産を守るため、土砂災害対策施設の整備などのハード対策を実施するとともに、住民の早期避難等を促進するため、土砂災害防止法に基づく区域指定や防災情報の提供などのソフト対策を組み合わせ、総合的な土砂災害対策を推進する。</p> <p>(略)</p>	<p>時点更新</p>								
風水害 -11	<p>5 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害警戒情報の提供と活用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>県と静岡地方気象台は、県民の生命及び身体の保護を目的とした土砂災害に対する警戒避難体制の整備に資するため、大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して、共同で土砂災害警戒情報(避難が必要とされる警戒レベル4に相当)を発表する。</li> <li>県は、土砂災害警戒情報を関係のある市町の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講ずるものとする。</li> <li>市町は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令す</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	土砂災害警戒情報の提供と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>県と静岡地方気象台は、県民の生命及び身体の保護を目的とした土砂災害に対する警戒避難体制の整備に資するため、大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して、共同で土砂災害警戒情報(避難が必要とされる警戒レベル4に相当)を発表する。</li> <li>県は、土砂災害警戒情報を関係のある市町の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講ずるものとする。</li> <li>市町は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令す</li> </ul>	<p>5 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害警戒情報の提供と活用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>県と静岡地方気象台は、県民の生命及び身体の保護を目的とした土砂災害に対する警戒避難体制の整備に資するため、大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して、共同で土砂災害警戒情報(避難が必要とされる警戒レベル4に相当)を発表する。</li> <li>県は、土砂災害警戒情報を関係のある市町の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講ずるものとする。</li> <li>市町は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令す</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	土砂災害警戒情報の提供と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>県と静岡地方気象台は、県民の生命及び身体の保護を目的とした土砂災害に対する警戒避難体制の整備に資するため、大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して、共同で土砂災害警戒情報(避難が必要とされる警戒レベル4に相当)を発表する。</li> <li>県は、土砂災害警戒情報を関係のある市町の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講ずるものとする。</li> <li>市町は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令す</li> </ul>	
区分	内容										
土砂災害警戒情報の提供と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>県と静岡地方気象台は、県民の生命及び身体の保護を目的とした土砂災害に対する警戒避難体制の整備に資するため、大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して、共同で土砂災害警戒情報(避難が必要とされる警戒レベル4に相当)を発表する。</li> <li>県は、土砂災害警戒情報を関係のある市町の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講ずるものとする。</li> <li>市町は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令す</li> </ul>										
区分	内容										
土砂災害警戒情報の提供と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>県と静岡地方気象台は、県民の生命及び身体の保護を目的とした土砂災害に対する警戒避難体制の整備に資するため、大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して、共同で土砂災害警戒情報(避難が必要とされる警戒レベル4に相当)を発表する。</li> <li>県は、土砂災害警戒情報を関係のある市町の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講ずるものとする。</li> <li>市町は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令す</li> </ul>										

頁	旧	新	備考
	<p>ることを基本とする具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するものとする。</li> <li>市町は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報(気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)(気象庁ホームページ)、土砂災害警戒情報補足情報システム(県ホームページ)等)の確認・把握に努める。</li> </ul>	<p>ることを基本とする具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するものとする。</li> <li>市町は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報(気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(気象庁ホームページ)、土砂災害警戒情報補足情報システム(県ホームページ)等)の確認・把握に努める。</li> </ul>	<p>名称変更に伴う修正</p>
<p>風水害 -12</p>	<p>6 土砂災害防止法の施行</p>	<p>6 土砂災害防止法の施行</p>	
<p>区分</p>	<p>内容</p>	<p>区分</p>	<p>内容</p>
<p>土砂災害警戒区域等の指定、公表</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、土砂災害(土石流・地すべり・がけ崩れ)から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進する。</li> <li>県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果を関係のある市町に通知するとともに、公表するものとする。</li> </ul>	<p>土砂災害警戒区域等の指定、公表</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、土砂災害(土石流・地すべり・がけ崩れ)から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進する。</li> <li>県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果を関係のある市町に通知するとともに、公表するものとする。</li> </ul>
<p>土砂災害特別警戒区域における規制等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、土砂災害特別警戒区域において特定の開発行為(住宅(自己の居住の用に供するものを除く。)、社会福祉施設、学校及び医療施設)を制限する。</li> <li>県等は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。</li> </ul>	<p>土砂災害特別警戒区域における規制等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、土砂災害特別警戒区域において特定の開発行為(住宅(自己の居住の用に供するものを除く。)、社会福祉施設、学校及び医療施設)を制限する。</li> <li>県等は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。</li> </ul>
<p>市町地域防災計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、土砂災害特別警戒区域において特定の開発行為(住宅(自己の居住の用に供するものを除く。)、社会福祉施設、学校及び医療施設)を制限する。</li> <li>県等は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。</li> <li>市町防災会議は、市町地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。             <ol style="list-style-type: none"> <li>土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</li> <li>避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</li> <li>災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項</li> <li>警戒区域内に、要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。)であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地</li> <li>救助に関する事項</li> <li>①～⑤に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するため</li> </ol> </li> </ul>	<p>市町地域防災計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、土砂災害特別警戒区域において特定の開発行為(住宅(自己の居住の用に供するものを除く。)、社会福祉施設、学校及び医療施設)を制限する。</li> <li>県等は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。</li> <li>市町防災会議は、市町地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。             <ol style="list-style-type: none"> <li>土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</li> <li>避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</li> <li>災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項</li> <li>警戒区域内に、要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。)であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地</li> <li>救助に関する事項</li> <li>①～⑤に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するため</li> </ol> </li> </ul>

頁	旧		新		備考
(略)		<p>に必要な警戒避難体制に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町防災会議は、市町地域防災計画において前項④に掲げる事項を定めるときは、要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。</li> </ul>		<p>に必要な警戒避難体制に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町防災会議は、市町地域防災計画において前項④に掲げる事項を定めるときは、要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。</li> </ul>	<p>「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の改正（令和3年7月）を踏まえた修正</p>
	要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒区域内に位置し、市町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市町長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。</li> </ul> <p>また、市町長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。</p> <p>市町長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。</li> <li>県及び市町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。</li> </ul>	要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒区域内に位置し、市町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市町長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。<b>報告を受けた市町長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。</b></li> </ul> <p>また、市町長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。</p> <p>市町長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。</li> <li>県及び市町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。</li> </ul>	
	住民への周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町長は、市町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。</li> <li>県は、電子地図の提供等により、市町を支援するものとする。</li> </ul>	住民への周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町長は、市町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。</li> <li>県は、電子地図の提供等により、市町を支援するものとする。</li> </ul>	
	避難指示等の解除	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、国土交通省又は県に対して、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、国土交通省又は県は、必要な助言をするものとする。</li> </ul>	避難指示等の解除	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、国土交通省又は県に対して、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、国土交通省又は県は、必要な助言をするものとする。</li> </ul>	
	事業者の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。</li> </ul>	事業者の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。</li> </ul>	

頁	旧	新	備考
風水害 -13	<p>第7節 山地災害防除計画</p> <p>1 本県の山地災害対策</p> <p>○地形・地質・植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及ぼす危険性の高い箇所を「山地災害危険地区」に設定し、計画的に治山事業を実施して山地災害の防止、軽減を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>第7節 山地災害防除計画</p> <p>1 本県の山地災害対策</p> <p>○地形・地質・植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及ぼす危険性の高い箇所を「山地災害危険地区」に設定し、計画的に治山事業を実施して山地災害の防止、軽減を図る。</p> <p><b>○県及び市町は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携により、減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。</b></p> <p>(略)</p>	<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>国〔農林水産省〕及び地方公共団体は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。</p>
風水害 -14	<p>第10節 倒木被害防除計画</p> <p>(略)</p> <p><b>(新設)</b></p>	<p>第10節 倒木被害防除計画</p> <p>(略)</p> <p><b>第11節 盛土災害防除計画</b></p> <p><b>○県及び市町は、盛土による災害防止に向けた総点検を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。</b></p> <p><b>○県及び市町は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに是正のための行政指導や行政処分を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</b></p> <p><b>○県は、不適正な盛土事案の課題解決を図るため、副知事を座長とした部局横断組織である「静岡県盛土等対策会議」を設置する。その下部組織として、現場レベルの地域部会を置き、県と市町等の関係機関が連携し、的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行うものとする。</b></p>	<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○国〔国土交通省、農林水産省、林野庁〕は、盛土による災害防止に向けた総点検を踏まえ、都道府県等が行う人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、及び崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を支援するものとする。</p> <p>○国〔環境省〕は、盛土による災害防止に向けた総点検を踏まえ、都道府県等が行う人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれがある盛土のうち、産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土に関する詳細調査、及び崩落の危険があり、かつ産業廃棄物の不法投棄等が確認された盛土に対する支障除去等の対策を支援するものとする。</p> <p>○地方公共団体は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、都道府県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計</p>
風水害 -14	<p>第11節 避難情報の事前準備計画</p> <p>(略)</p>	<p>第12節 避難情報の事前準備計画</p> <p>(略)</p>	
風水害 -15	<p>第12節 避難誘導體制の整備計画</p> <p>(略)</p> <p>第13節 防災知識の普及計画</p> <p>(略)</p>	<p>第13節 避難誘導體制の整備計画</p> <p>(略)</p> <p>第14節 防災知識の普及計画</p> <p>(略)</p>	
風水害 -16	<p>第14節 自主防災活動</p> <p>(略)</p>	<p>第15節 自主防災活動</p> <p>(略)</p>	

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

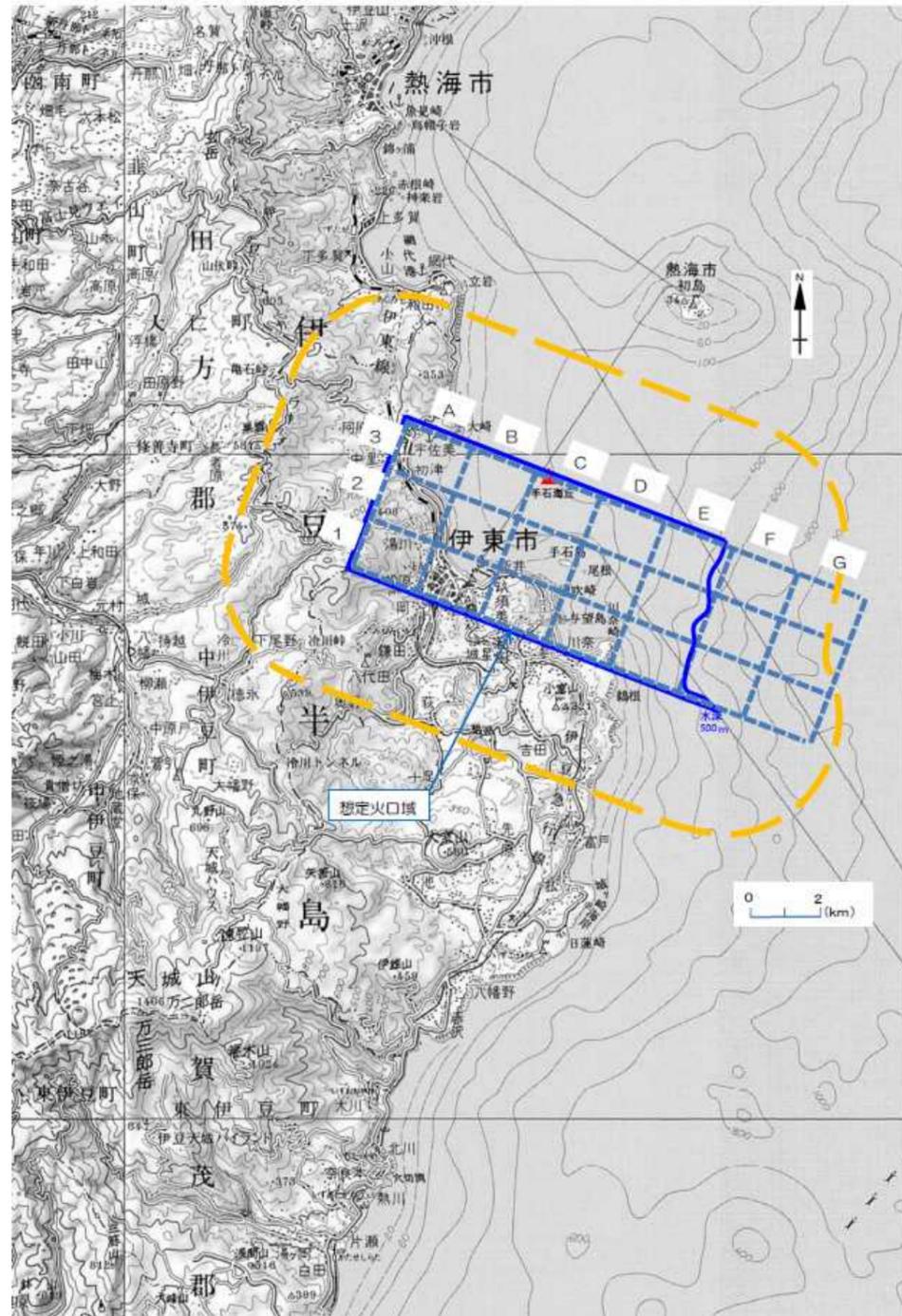
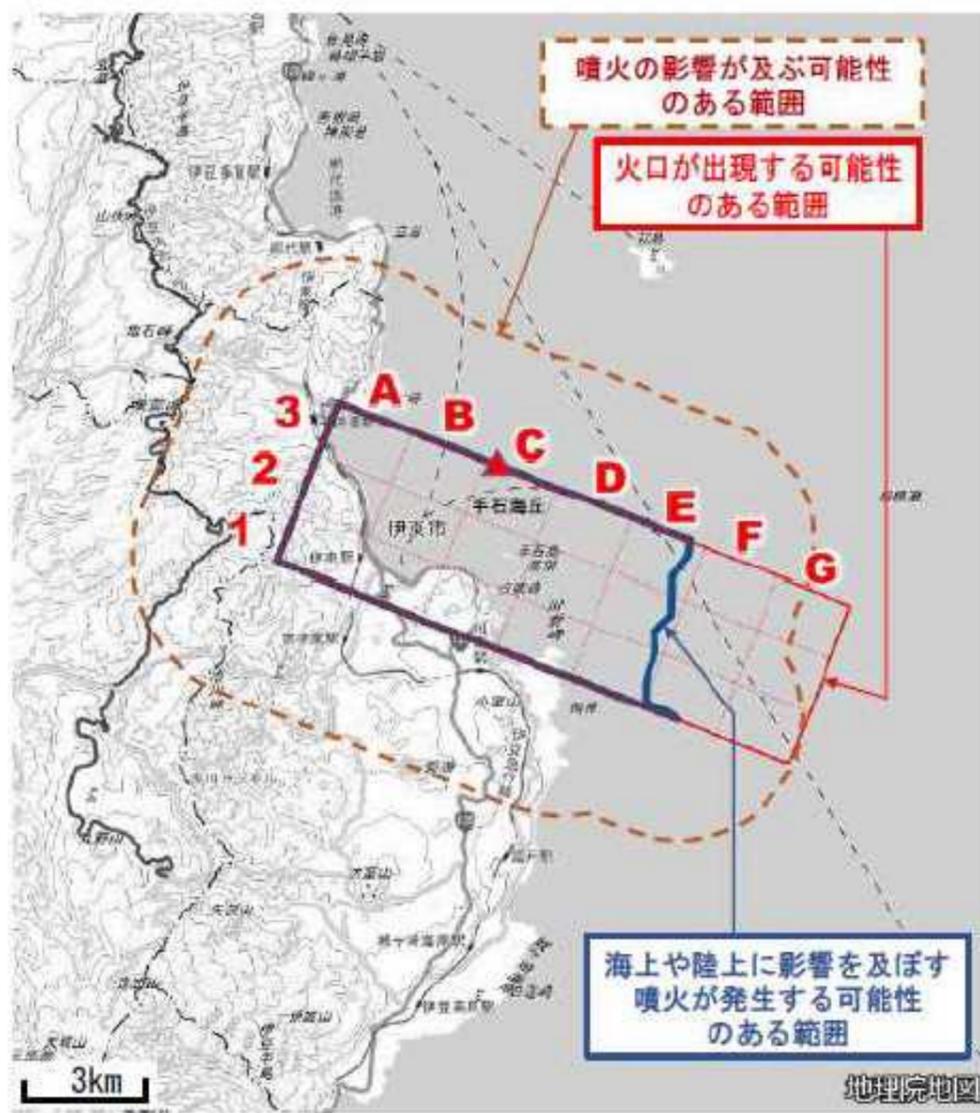
頁	旧	新	備考
風水害 -18	第3章災害応急対策計画 (略) 第6節水防に関する予警報 (略) 3 水防警報 ○ <b>洪水予報</b> は「静岡県水防計画書」(第11章)に定めるところによる。 (略)	第3章災害応急対策計画 (略) 第6節水防に関する予警報 (略) 3 水防警報 ○ <b>水防警報</b> は「静岡県水防計画書」(第11章)に定めるところによる。 (略)	画や避難情報の発令基準等の見直し が必要になった場合には、適切な助言 や支援を行うものとする。 ○本県において実施する施策の反映 誤記の修正

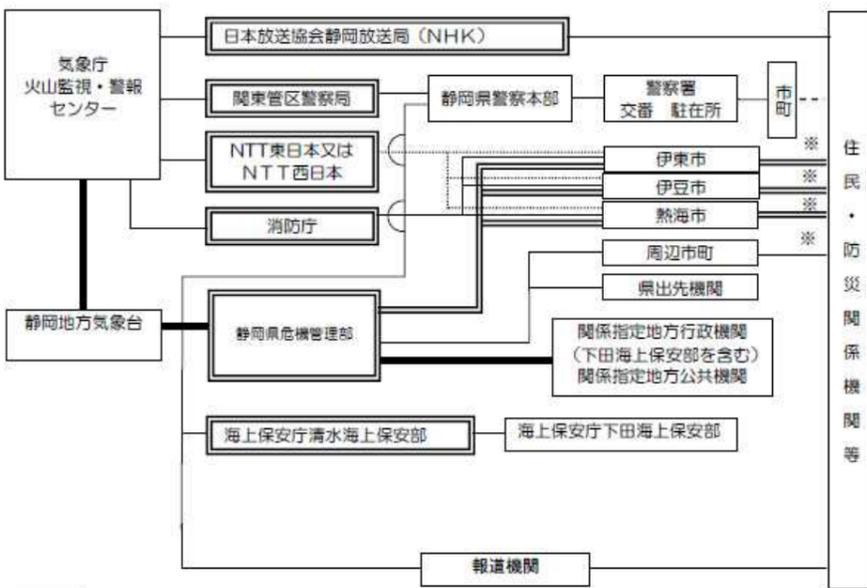
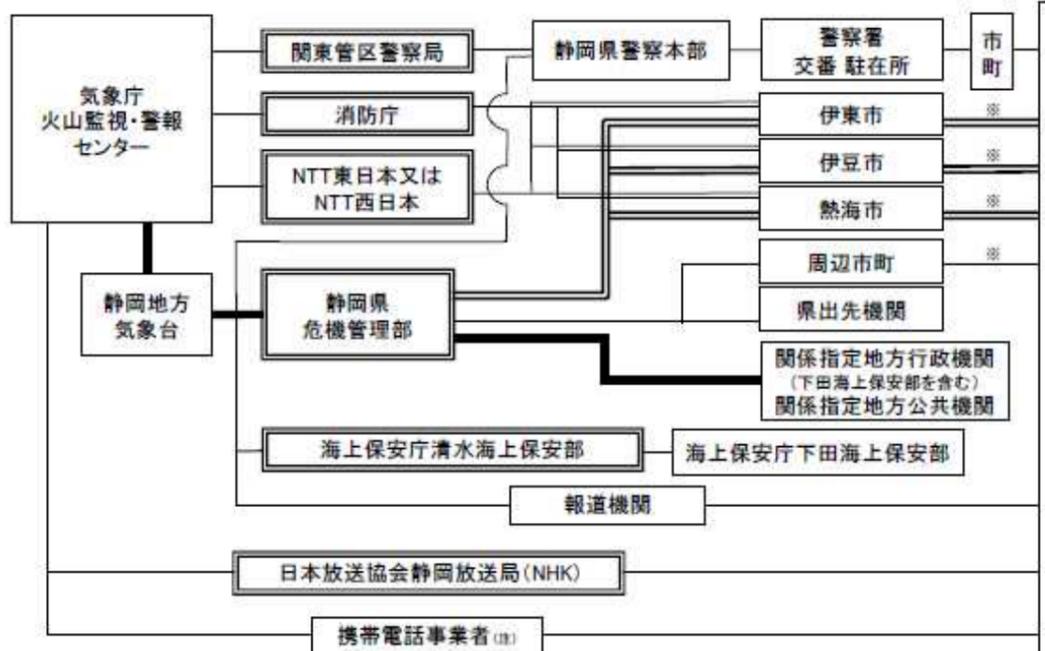
頁	旧	新	備考
火山 -10	6 火山災害対策編 (略) I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画 第1章 総則 (略) 4 火山災害警戒地域の指定 (略)	6 火山災害対策編 (略) I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画 第1章 総則 (略) 4 火山災害警戒地域の指定 (略)	
	<p>図6-1 伊豆東部火山群活動系統樹(各時点での分岐確率を示したもの)</p>	<p>(図6-1)伊豆東部火山群活動系統樹(各時点での分岐確率を示したもの)</p>	災害対策基本法改正に伴う噴火警戒レベル4のキーワード変更に伴う修正
火山 -11	5 発表される噴火警報・噴火予報等 (略) (2) 噴火警報・噴火予報等と噴火警戒レベル 気象庁火山監視・警報センターから発表される噴火警報・噴火予報及びその中で発表される噴火警戒レベルは、次のとおりである。	5 発表される噴火警報・噴火予報等 (略) (2) 噴火警報・噴火予報等と噴火警戒レベル 気象庁火山監視・警報センターから発表される噴火警報・噴火予報及びその中で発表される噴火警戒レベルは、次のとおりである。	

頁	旧	新	備考																																																								
	<p>伊豆東部火山群では、噴火が居住地域の近傍や直下で起こりうるという特殊性があり、噴火が予想されたときに大きな噴石やベースサージに対して「警戒が必要な範囲」（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ。）が居住地域まで及ぶ可能性がある。このため、レベル2（火口周辺規制）やレベル3（入山規制）の火口周辺警報が発表されることなく、噴火警報であるレベル4（<b>避難準備</b>）以上の噴火警報が発表される。</p> <p>あわせて、海域に火口の出現が予想される場合には、その周辺の海域に火山現象に関する海上警報（※1）が発表される。</p> <table border="1" data-bbox="252 478 1308 1528"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>レベル (キーワード)</th> <th>火山活動の状況</th> <th>住民等の行動</th> <th>想定される火山現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">噴火警報 又は 噴火警報 (居住地域)</td> <td>レベル5 (避難)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある</td> <td>危険な居住地域からの避難等が必要</td> <td>●マグマ水蒸気爆発の発生により大きな噴石（※2）、ベースサージが居住地域に到達する ●<b>低周波地震活動の多発、火山性微動の発生</b> 【過去事例】 平成元（1989）年7月11日の低周波地震活動の多発、火山性微動の発生、7月13日の海底噴火</td> </tr> <tr> <td>レベル4 (<b>避難準備</b>)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）</td> <td>警戒が必要な居住地域での<b>避難準備、避難行動要支援者の避難</b>等が必要</td> <td>●<b>低周波地震活動の活発化</b> 【過去事例】 平成元（1989）年7月10日の低周波地震活動の活発化</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">火口周辺警報 又は 噴火警報 (火口周辺)</td> <td>レベル3 (入山規制)</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される</td> <td>住民は通常の生活 危険な地域への立入規制等</td> <td>【レベル3（入山規制）、レベル2（火口周辺規制）の火口周辺警報の発表】 ○活動が活発化するとき ・噴火の可能性が高まっていく段階では、レベル2（火口周辺規制）、レベル3（入山規制）の発表はなく、レベル4（<b>避難準備</b>）以上が発表される。 ○活動が沈静化するとき ・火山活動が沈静化し、噴火警戒レベル5（避難）からレベルを引き下げる段階で、火口の出現位置等の状況からレベル3（入山規制）、レベル2（火口周辺規制）の火口周辺警報を発表する場合がある。</td> </tr> <tr> <td>レベル2 (火口周辺規制)</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される</td> <td>住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td>レベル1 (活火山であることに留意)  (地震活動の見通しに関する情報の発表)</td> <td>火山活動は静穏 【地震活動の見通しに関する情報の発表】 ・活動期間中に発生する最大規模のマグニチュード ・その地震による伊東市における震度 ・伊東市において震度1以上を観測する地震の回数 ・地震活動が活発な期間の長さ  (地下深部のマグマ活動により、活発な群発地震活動が発生することがある。)</td> <td>住民は通常の生活  (危険な場所を避けたり、家具を固定するなど、大きな揺れに対する対策が必要)</td> <td>●火山活動は静穏 ●活発な群発地震活動により、最大震度5弱～6弱程度の大きな揺れとなることがある。 【過去事例】 最近では、平成18（2006）年4月、平成21（2009）年12月の群発地震活動</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1）海上警報：船舶の運航に必要な海上の気象、波浪、火山現象などに関する警報。このうち、火山現象に関する海上警報をいう。警報は海上保安庁の機関を通して、一般船舶に通報される。                  ※2）大きな噴石：風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものをいう。                  ※3）伊豆東部火山群では、火山活動が活発化となり、噴火予報（レベル1（活火山であることに留意））からレベルを引き上げる過程では、レベル2（火口周辺規制）、レベル3（入山規制）の火口周辺警報は基本的に発表されない。                  ※4）噴火警報（噴火警戒レベル4（<b>避難準備</b>）、噴火警戒レベル5（避難））は、特別警報に位置付けられる。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害予防計画（平常時対策）</p>	名称	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動	想定される火山現象等	噴火警報 又は 噴火警報 (居住地域)	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	危険な居住地域からの避難等が必要	●マグマ水蒸気爆発の発生により大きな噴石（※2）、ベースサージが居住地域に到達する ● <b>低周波地震活動の多発、火山性微動の発生</b> 【過去事例】 平成元（1989）年7月11日の低周波地震活動の多発、火山性微動の発生、7月13日の海底噴火	レベル4 ( <b>避難準備</b> )	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）	警戒が必要な居住地域での <b>避難準備、避難行動要支援者の避難</b> 等が必要	● <b>低周波地震活動の活発化</b> 【過去事例】 平成元（1989）年7月10日の低周波地震活動の活発化	火口周辺警報 又は 噴火警報 (火口周辺)	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活 危険な地域への立入規制等	【レベル3（入山規制）、レベル2（火口周辺規制）の火口周辺警報の発表】 ○活動が活発化するとき ・噴火の可能性が高まっていく段階では、レベル2（火口周辺規制）、レベル3（入山規制）の発表はなく、レベル4（ <b>避難準備</b> ）以上が発表される。 ○活動が沈静化するとき ・火山活動が沈静化し、噴火警戒レベル5（避難）からレベルを引き下げる段階で、火口の出現位置等の状況からレベル3（入山規制）、レベル2（火口周辺規制）の火口周辺警報を発表する場合がある。	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等		噴火予報	レベル1 (活火山であることに留意)  (地震活動の見通しに関する情報の発表)	火山活動は静穏 【地震活動の見通しに関する情報の発表】 ・活動期間中に発生する最大規模のマグニチュード ・その地震による伊東市における震度 ・伊東市において震度1以上を観測する地震の回数 ・地震活動が活発な期間の長さ  (地下深部のマグマ活動により、活発な群発地震活動が発生することがある。)	住民は通常の生活  (危険な場所を避けたり、家具を固定するなど、大きな揺れに対する対策が必要)	●火山活動は静穏 ●活発な群発地震活動により、最大震度5弱～6弱程度の大きな揺れとなることがある。 【過去事例】 最近では、平成18（2006）年4月、平成21（2009）年12月の群発地震活動	<p>伊豆東部火山群では、噴火が居住地域の近傍や直下で起こりうるという特殊性があり、噴火が予想されたときに大きな噴石やベースサージに対して「警戒が必要な範囲」（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ。）が居住地域まで及ぶ可能性がある。このため、レベル2（火口周辺規制）やレベル3（入山規制）の火口周辺警報が発表されることなく、噴火警報であるレベル4（<b>高齢者等避難</b>）以上の噴火警報が発表される。</p> <p>あわせて、海域に火口の出現が予想される場合には、その周辺の海域に火山現象に関する海上警報（※1）が発表される。</p> <table border="1" data-bbox="1380 478 2436 1528"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>レベル (キーワード)</th> <th>火山活動の状況</th> <th>住民等の行動</th> <th>想定される火山現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">噴火警報 又は 噴火警報 (居住地域)</td> <td>レベル5 (避難)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある</td> <td>危険な居住地域からの避難等が必要</td> <td>●マグマ水蒸気爆発の発生により大きな噴石（※2）、ベースサージが居住地域に到達する ●<b>低周波地震や火山性微動の多発、顕著な火山性微動の発生</b> 【過去事例】 1989年7月11日の低周波地震の多発、顕著な火山性微動の発生、7月13日の海底噴火</td> </tr> <tr> <td>レベル4 (<b>高齢者等避難</b>)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）</td> <td>警戒が必要な居住地域での<b>高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備</b>等が必要</td> <td>●<b>低周波地震や火山性微動の増加、継続時間の長い火山性微動の発生、顕著な地殻変動</b> 【過去事例】 1989年7月10日の低周波地震の増加 1995年10月4日の継続時間の長い火山性微動の発生、低周波地震の増加</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">火口周辺警報 又は 噴火警報 (火口周辺)</td> <td>レベル3 (入山規制)</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される</td> <td>住民は通常の生活 危険な地域への立入規制等</td> <td>【レベル3（入山規制）、レベル2（火口周辺規制）の火口周辺警報の発表】 ○活動が活発化するとき ・噴火の可能性が高まっていく段階では、レベル2（火口周辺規制）、レベル3（入山規制）の発表はなく、レベル4（<b>高齢者等避難</b>）以上が発表される。 ○活動が沈静化するとき ・火山活動が沈静化し、噴火警戒レベル5（避難）からレベルを引き下げる段階で、火口の出現位置等の状況からレベル3（入山規制）、レベル2（火口周辺規制）の火口周辺警報を発表する場合がある。</td> </tr> <tr> <td>レベル2 (火口周辺規制)</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される</td> <td>住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td>レベル1 (活火山であることに留意)  (地震活動の見通しに関する情報の発表)</td> <td>火山活動は静穏 【地震活動の見通しに関する情報の発表】 ・活動期間中に発生する最大規模のマグニチュード ・その地震による伊東市における震度 ・伊東市において震度1以上を観測する地震の回数 ・地震活動が活発な期間の長さ  (地下深部のマグマ活動により、活発な群発地震活動が発生することがある。)</td> <td>住民は通常の生活  (危険な場所を避けたり、家具を固定するなど、大きな揺れに対する対策が必要)</td> <td>●火山活動は静穏 ●活発な群発地震活動により、最大震度5弱～6弱程度の大きな揺れとなることがある。 【過去事例】 1997年3月、1998年4～6月、2006年4月、2009年12月の群発地震等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1）海上警報：船舶の運航に必要な海上の気象、波浪、火山現象などに関する警報。このうち、火山現象に関する海上警報をいう。警報は海上保安庁の機関を通して、一般船舶に通報される。                  ※2）大きな噴石：風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものをいう。                  ※3）伊豆東部火山群では、火山活動が活発化となり、噴火予報（レベル1（活火山であることに留意））からレベルを引き上げる過程では、レベル2（火口周辺規制）、レベル3（入山規制）の火口周辺警報は基本的に発表されない。                  ※4）噴火警報（噴火警戒レベル4（<b>高齢者等避難</b>）、噴火警戒レベル5（避難））は、特別警報に位置付けられる。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害予防計画（平常時対策）</p>	名称	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動	想定される火山現象等	噴火警報 又は 噴火警報 (居住地域)	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	危険な居住地域からの避難等が必要	●マグマ水蒸気爆発の発生により大きな噴石（※2）、ベースサージが居住地域に到達する ● <b>低周波地震や火山性微動の多発、顕著な火山性微動の発生</b> 【過去事例】 1989年7月11日の低周波地震の多発、顕著な火山性微動の発生、7月13日の海底噴火	レベル4 ( <b>高齢者等避難</b> )	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）	警戒が必要な居住地域での <b>高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備</b> 等が必要	● <b>低周波地震や火山性微動の増加、継続時間の長い火山性微動の発生、顕著な地殻変動</b> 【過去事例】 1989年7月10日の低周波地震の増加 1995年10月4日の継続時間の長い火山性微動の発生、低周波地震の増加	火口周辺警報 又は 噴火警報 (火口周辺)	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活 危険な地域への立入規制等	【レベル3（入山規制）、レベル2（火口周辺規制）の火口周辺警報の発表】 ○活動が活発化するとき ・噴火の可能性が高まっていく段階では、レベル2（火口周辺規制）、レベル3（入山規制）の発表はなく、レベル4（ <b>高齢者等避難</b> ）以上が発表される。 ○活動が沈静化するとき ・火山活動が沈静化し、噴火警戒レベル5（避難）からレベルを引き下げる段階で、火口の出現位置等の状況からレベル3（入山規制）、レベル2（火口周辺規制）の火口周辺警報を発表する場合がある。	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等		噴火予報	レベル1 (活火山であることに留意)  (地震活動の見通しに関する情報の発表)	火山活動は静穏 【地震活動の見通しに関する情報の発表】 ・活動期間中に発生する最大規模のマグニチュード ・その地震による伊東市における震度 ・伊東市において震度1以上を観測する地震の回数 ・地震活動が活発な期間の長さ  (地下深部のマグマ活動により、活発な群発地震活動が発生することがある。)	住民は通常の生活  (危険な場所を避けたり、家具を固定するなど、大きな揺れに対する対策が必要)	●火山活動は静穏 ●活発な群発地震活動により、最大震度5弱～6弱程度の大きな揺れとなることがある。 【過去事例】 1997年3月、1998年4～6月、2006年4月、2009年12月の群発地震等	<p>災害対策基本法改正に伴う噴火警戒レベル4のキーワード変更による修正及び伊豆東部火山群の噴火警戒レベルの判定基準作成に伴う過去事例等の一部見直しによる修正</p>
名称	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動	想定される火山現象等																																																							
噴火警報 又は 噴火警報 (居住地域)	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	危険な居住地域からの避難等が必要	●マグマ水蒸気爆発の発生により大きな噴石（※2）、ベースサージが居住地域に到達する ● <b>低周波地震活動の多発、火山性微動の発生</b> 【過去事例】 平成元（1989）年7月11日の低周波地震活動の多発、火山性微動の発生、7月13日の海底噴火																																																							
	レベル4 ( <b>避難準備</b> )	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）	警戒が必要な居住地域での <b>避難準備、避難行動要支援者の避難</b> 等が必要	● <b>低周波地震活動の活発化</b> 【過去事例】 平成元（1989）年7月10日の低周波地震活動の活発化																																																							
火口周辺警報 又は 噴火警報 (火口周辺)	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活 危険な地域への立入規制等	【レベル3（入山規制）、レベル2（火口周辺規制）の火口周辺警報の発表】 ○活動が活発化するとき ・噴火の可能性が高まっていく段階では、レベル2（火口周辺規制）、レベル3（入山規制）の発表はなく、レベル4（ <b>避難準備</b> ）以上が発表される。 ○活動が沈静化するとき ・火山活動が沈静化し、噴火警戒レベル5（避難）からレベルを引き下げる段階で、火口の出現位置等の状況からレベル3（入山規制）、レベル2（火口周辺規制）の火口周辺警報を発表する場合がある。																																																							
	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等																																																								
噴火予報	レベル1 (活火山であることに留意)  (地震活動の見通しに関する情報の発表)	火山活動は静穏 【地震活動の見通しに関する情報の発表】 ・活動期間中に発生する最大規模のマグニチュード ・その地震による伊東市における震度 ・伊東市において震度1以上を観測する地震の回数 ・地震活動が活発な期間の長さ  (地下深部のマグマ活動により、活発な群発地震活動が発生することがある。)	住民は通常の生活  (危険な場所を避けたり、家具を固定するなど、大きな揺れに対する対策が必要)	●火山活動は静穏 ●活発な群発地震活動により、最大震度5弱～6弱程度の大きな揺れとなることがある。 【過去事例】 最近では、平成18（2006）年4月、平成21（2009）年12月の群発地震活動																																																							
名称	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動	想定される火山現象等																																																							
噴火警報 又は 噴火警報 (居住地域)	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	危険な居住地域からの避難等が必要	●マグマ水蒸気爆発の発生により大きな噴石（※2）、ベースサージが居住地域に到達する ● <b>低周波地震や火山性微動の多発、顕著な火山性微動の発生</b> 【過去事例】 1989年7月11日の低周波地震の多発、顕著な火山性微動の発生、7月13日の海底噴火																																																							
	レベル4 ( <b>高齢者等避難</b> )	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）	警戒が必要な居住地域での <b>高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備</b> 等が必要	● <b>低周波地震や火山性微動の増加、継続時間の長い火山性微動の発生、顕著な地殻変動</b> 【過去事例】 1989年7月10日の低周波地震の増加 1995年10月4日の継続時間の長い火山性微動の発生、低周波地震の増加																																																							
火口周辺警報 又は 噴火警報 (火口周辺)	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活 危険な地域への立入規制等	【レベル3（入山規制）、レベル2（火口周辺規制）の火口周辺警報の発表】 ○活動が活発化するとき ・噴火の可能性が高まっていく段階では、レベル2（火口周辺規制）、レベル3（入山規制）の発表はなく、レベル4（ <b>高齢者等避難</b> ）以上が発表される。 ○活動が沈静化するとき ・火山活動が沈静化し、噴火警戒レベル5（避難）からレベルを引き下げる段階で、火口の出現位置等の状況からレベル3（入山規制）、レベル2（火口周辺規制）の火口周辺警報を発表する場合がある。																																																							
	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等																																																								
噴火予報	レベル1 (活火山であることに留意)  (地震活動の見通しに関する情報の発表)	火山活動は静穏 【地震活動の見通しに関する情報の発表】 ・活動期間中に発生する最大規模のマグニチュード ・その地震による伊東市における震度 ・伊東市において震度1以上を観測する地震の回数 ・地震活動が活発な期間の長さ  (地下深部のマグマ活動により、活発な群発地震活動が発生することがある。)	住民は通常の生活  (危険な場所を避けたり、家具を固定するなど、大きな揺れに対する対策が必要)	●火山活動は静穏 ●活発な群発地震活動により、最大震度5弱～6弱程度の大きな揺れとなることがある。 【過去事例】 1997年3月、1998年4～6月、2006年4月、2009年12月の群発地震等																																																							

頁	旧	新	備考																																																																								
	<p>(略)</p> <p>第3節 避難計画</p> <p>平成7(1995)年9月から平成22(2010)年12月の間に伊東沖から川奈崎沖で発生した群発地震活動及び平成元(1989)年手石海丘での噴火活動の事例を基に、想定される火山現象を時系列にまとめると、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動期間(目安)</th> <th>火山活動の想定</th> <th>噴火警戒レベル</th> <th>噴火警報・噴火予報等(例)</th> <th>基本的な対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>平常時</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2、3時間 ～1週間程度 (※)</td> <td>マグマの貫入の開始 ・マグマの貫入を示すわずかな地殻変動 ・群発地震活動開始</td> <td rowspan="2">レベル1 (活火山であることに留意)</td> <td>・噴火予報(レベル1(活火山であることに留意))</td> <td>・情報収集</td> </tr> <tr> <td>相当量のマグマの地殻浅部への貫入 ・地殻浅部への相当量のマグマの貫入を示す顕著な地殻変動 顕著な群発地震活動 ・活発な群発地震活動 ・震源の浅部への移動</td> <td>・地震活動の見通しに関する情報 ※火山活動が活発化し、レベルを引き上げる際に、レベル1(活火山であることに留意)からレベル2(火口周辺規制)、レベル3(入山規制)の火口周辺警報は発表されず、レベル4(避難準備)又はレベル5(避難)が発表される。</td> <td>・避難行動要支援者の避難準備 ・福祉避難所の開設準備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2、3時間 ～2、3日間</td> <td>マグマが更に浅部へ上昇 ・低周波地震の活発化 ・(通常の地震に減少傾向がみられることもある)</td> <td>レベル4 (<b>避難準備</b>)</td> <td>・噴火警報(レベル4(<b>避難準備</b>)) ・火山活動解説資料(噴火の影響範囲等) ・火山の状況に関する解説情報(火山性地震活動の状況等)</td> <td>・避難対象地域の設定 ・警戒区域の設定 ・避難行動要支援者の避難 ・福祉避難所の開設 ・避難準備情報 ・避難所の開設準備</td> </tr> <tr> <td>噴火の前兆現象 ・低周波地震の多発 ・火山性微動の発生</td> <td>レベル5 (避難)</td> <td>・噴火警報(レベル5(避難)) ・火山活動解説資料(噴火の影響範囲等) ・火山の状況に関する解説情報(火山性地震活動の状況等)</td> <td>・避難対象地域の設定 ・警戒区域の設定 ・避難指示 ・避難誘導 ・陸上・海上交通規制 ・避難所の開設</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2、3週間～</td> <td>噴火発生 ○浅海域で噴火発生 ・大きな噴石の飛散 ・ベースサージの発生 ○陸域で噴火発生 ・マグマ水蒸気爆発による大きな噴石の飛散やベースサージの発生 ・スコリア、火山灰の噴出 ・溶岩流出</td> <td rowspan="2">レベル5 (避難)</td> <td>・噴火警報(レベル5(避難)) ・火山の状況に関する解説情報(噴火の状況等) ・火山活動解説資料(上空からの観測成果等)</td> <td>・避難対象地域の設定 ・警戒区域の設定 ・避難指示 ・避難誘導 ・陸上・海上交通規制 ・避難所の運営</td> </tr> <tr> <td>活動の終息 ・地震活動の低下 ・地殻変動の停止</td> <td>レベル1 (活火山であることに留意)</td> <td>・噴火予報(レベル1(活火山であることに留意)) ※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げる際に、レベル3(入山規制)、レベル2(火口周辺規制)の火口周辺警報が発表される場合がある。</td> <td>・避難所の閉鎖(住民帰宅) ・陸上・海上交通規制の解除</td> </tr> </tbody> </table> <p>※) 複数回にわたってマグマが上昇してくることがあり、活動期間が長くなる場合もある。</p>	活動期間(目安)	火山活動の想定	噴火警戒レベル	噴火警報・噴火予報等(例)	基本的な対応	—	平常時			—	2、3時間 ～1週間程度 (※)	マグマの貫入の開始 ・マグマの貫入を示すわずかな地殻変動 ・群発地震活動開始	レベル1 (活火山であることに留意)	・噴火予報(レベル1(活火山であることに留意))	・情報収集	相当量のマグマの地殻浅部への貫入 ・地殻浅部への相当量のマグマの貫入を示す顕著な地殻変動 顕著な群発地震活動 ・活発な群発地震活動 ・震源の浅部への移動	・地震活動の見通しに関する情報 ※火山活動が活発化し、レベルを引き上げる際に、レベル1(活火山であることに留意)からレベル2(火口周辺規制)、レベル3(入山規制)の火口周辺警報は発表されず、レベル4(避難準備)又はレベル5(避難)が発表される。	・避難行動要支援者の避難準備 ・福祉避難所の開設準備	2、3時間 ～2、3日間	マグマが更に浅部へ上昇 ・低周波地震の活発化 ・(通常の地震に減少傾向がみられることもある)	レベル4 ( <b>避難準備</b> )	・噴火警報(レベル4( <b>避難準備</b> )) ・火山活動解説資料(噴火の影響範囲等) ・火山の状況に関する解説情報(火山性地震活動の状況等)	・避難対象地域の設定 ・警戒区域の設定 ・避難行動要支援者の避難 ・福祉避難所の開設 ・避難準備情報 ・避難所の開設準備	噴火の前兆現象 ・低周波地震の多発 ・火山性微動の発生	レベル5 (避難)	・噴火警報(レベル5(避難)) ・火山活動解説資料(噴火の影響範囲等) ・火山の状況に関する解説情報(火山性地震活動の状況等)	・避難対象地域の設定 ・警戒区域の設定 ・避難指示 ・避難誘導 ・陸上・海上交通規制 ・避難所の開設	2、3週間～	噴火発生 ○浅海域で噴火発生 ・大きな噴石の飛散 ・ベースサージの発生 ○陸域で噴火発生 ・マグマ水蒸気爆発による大きな噴石の飛散やベースサージの発生 ・スコリア、火山灰の噴出 ・溶岩流出	レベル5 (避難)	・噴火警報(レベル5(避難)) ・火山の状況に関する解説情報(噴火の状況等) ・火山活動解説資料(上空からの観測成果等)	・避難対象地域の設定 ・警戒区域の設定 ・避難指示 ・避難誘導 ・陸上・海上交通規制 ・避難所の運営	活動の終息 ・地震活動の低下 ・地殻変動の停止	レベル1 (活火山であることに留意)	・噴火予報(レベル1(活火山であることに留意)) ※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げる際に、レベル3(入山規制)、レベル2(火口周辺規制)の火口周辺警報が発表される場合がある。	・避難所の閉鎖(住民帰宅) ・陸上・海上交通規制の解除	<p>(略)</p> <p>第3節 避難計画</p> <p>平成7(1995)年9月から平成22(2010)年12月の間に伊東沖から川奈崎沖で発生した群発地震活動及び平成元(1989)年手石海丘での噴火活動の事例を基に、想定される火山現象を時系列にまとめると、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動期間(目安)</th> <th>火山活動の想定</th> <th>噴火警戒レベル</th> <th>噴火警報・噴火予報等(例)</th> <th>基本的な対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>平常時</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2、3時間 ～1週間程度 (※)</td> <td>マグマの貫入の開始 ・マグマの貫入を示すわずかな地殻変動 ・群発地震活動開始</td> <td rowspan="2">レベル1 (活火山であることに留意)</td> <td>・噴火予報(レベル1(活火山であることに留意))</td> <td>・情報収集</td> </tr> <tr> <td>相当量のマグマの地殻浅部への貫入 ・地殻浅部への相当量のマグマの貫入を示す顕著な地殻変動 顕著な群発地震活動 ・活発な群発地震活動 ・震源の浅部への移動</td> <td>・地震活動の見通しに関する情報 ※火山活動が活発化し、レベルを引き上げる際に、レベル1(活火山であることに留意)からレベル2(火口周辺規制)、レベル3(入山規制)の火口周辺警報は発表されず、レベル4(避難準備)又はレベル5(避難)が発表される。</td> <td>・避難行動要支援者の避難準備 ・福祉避難所の開設準備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2、3時間 ～2、3日間</td> <td>マグマが更に浅部へ上昇 ・低周波地震の活発化 ・(通常の地震に減少傾向がみられることもある)</td> <td>レベル4 (<b>高齢者等避難</b>)</td> <td>・噴火警報(レベル4(<b>高齢者等避難</b>)) ・火山活動解説資料(噴火の影響範囲等) ・火山の状況に関する解説情報(火山性地震活動の状況等)</td> <td>・避難対象地域の設定 ・警戒区域の設定 ・避難行動要支援者の避難 ・福祉避難所の開設 ・避難準備情報 ・避難所の開設準備</td> </tr> <tr> <td>噴火の前兆現象 ・低周波地震の多発 ・火山性微動の発生</td> <td>レベル5 (避難)</td> <td>・噴火警報(レベル5(避難)) ・火山活動解説資料(噴火の影響範囲等) ・火山の状況に関する解説情報(火山性地震活動の状況等)</td> <td>・避難対象地域の設定 ・警戒区域の設定 ・避難指示 ・避難誘導 ・陸上・海上交通規制 ・避難所の開設</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2、3週間～</td> <td>噴火発生 ○浅海域で噴火発生 ・大きな噴石の飛散 ・ベースサージの発生 ○陸域で噴火発生 ・マグマ水蒸気爆発による大きな噴石の飛散やベースサージの発生 ・スコリア、火山灰の噴出 ・溶岩流出</td> <td rowspan="2">レベル5 (避難)</td> <td>・噴火警報(レベル5(避難)) ・火山の状況に関する解説情報(噴火の状況等) ・火山活動解説資料(上空からの観測成果等)</td> <td>・避難対象地域の設定 ・警戒区域の設定 ・避難指示 ・避難誘導 ・陸上・海上交通規制 ・避難所の運営</td> </tr> <tr> <td>活動の終息 ・地震活動の低下 ・地殻変動の停止</td> <td>レベル1 (活火山であることに留意)</td> <td>・噴火予報(レベル1(活火山であることに留意)) ※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げる際に、レベル3(入山規制)、レベル2(火口周辺規制)の火口周辺警報が発表される場合がある。</td> <td>・避難所の閉鎖(住民帰宅) ・陸上・海上交通規制の解除</td> </tr> </tbody> </table> <p>※) 複数回にわたってマグマが上昇してくることがあり、活動期間が長くなる場合もある。</p>	活動期間(目安)	火山活動の想定	噴火警戒レベル	噴火警報・噴火予報等(例)	基本的な対応	—	平常時			—	2、3時間 ～1週間程度 (※)	マグマの貫入の開始 ・マグマの貫入を示すわずかな地殻変動 ・群発地震活動開始	レベル1 (活火山であることに留意)	・噴火予報(レベル1(活火山であることに留意))	・情報収集	相当量のマグマの地殻浅部への貫入 ・地殻浅部への相当量のマグマの貫入を示す顕著な地殻変動 顕著な群発地震活動 ・活発な群発地震活動 ・震源の浅部への移動	・地震活動の見通しに関する情報 ※火山活動が活発化し、レベルを引き上げる際に、レベル1(活火山であることに留意)からレベル2(火口周辺規制)、レベル3(入山規制)の火口周辺警報は発表されず、レベル4(避難準備)又はレベル5(避難)が発表される。	・避難行動要支援者の避難準備 ・福祉避難所の開設準備	2、3時間 ～2、3日間	マグマが更に浅部へ上昇 ・低周波地震の活発化 ・(通常の地震に減少傾向がみられることもある)	レベル4 ( <b>高齢者等避難</b> )	・噴火警報(レベル4( <b>高齢者等避難</b> )) ・火山活動解説資料(噴火の影響範囲等) ・火山の状況に関する解説情報(火山性地震活動の状況等)	・避難対象地域の設定 ・警戒区域の設定 ・避難行動要支援者の避難 ・福祉避難所の開設 ・避難準備情報 ・避難所の開設準備	噴火の前兆現象 ・低周波地震の多発 ・火山性微動の発生	レベル5 (避難)	・噴火警報(レベル5(避難)) ・火山活動解説資料(噴火の影響範囲等) ・火山の状況に関する解説情報(火山性地震活動の状況等)	・避難対象地域の設定 ・警戒区域の設定 ・避難指示 ・避難誘導 ・陸上・海上交通規制 ・避難所の開設	2、3週間～	噴火発生 ○浅海域で噴火発生 ・大きな噴石の飛散 ・ベースサージの発生 ○陸域で噴火発生 ・マグマ水蒸気爆発による大きな噴石の飛散やベースサージの発生 ・スコリア、火山灰の噴出 ・溶岩流出	レベル5 (避難)	・噴火警報(レベル5(避難)) ・火山の状況に関する解説情報(噴火の状況等) ・火山活動解説資料(上空からの観測成果等)	・避難対象地域の設定 ・警戒区域の設定 ・避難指示 ・避難誘導 ・陸上・海上交通規制 ・避難所の運営	活動の終息 ・地震活動の低下 ・地殻変動の停止	レベル1 (活火山であることに留意)	・噴火予報(レベル1(活火山であることに留意)) ※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げる際に、レベル3(入山規制)、レベル2(火口周辺規制)の火口周辺警報が発表される場合がある。	・避難所の閉鎖(住民帰宅) ・陸上・海上交通規制の解除	<p>災害対策基本法改正に伴う噴火警戒レベル4のキーワード変更による修正</p>
活動期間(目安)	火山活動の想定	噴火警戒レベル	噴火警報・噴火予報等(例)	基本的な対応																																																																							
—	平常時			—																																																																							
2、3時間 ～1週間程度 (※)	マグマの貫入の開始 ・マグマの貫入を示すわずかな地殻変動 ・群発地震活動開始	レベル1 (活火山であることに留意)	・噴火予報(レベル1(活火山であることに留意))	・情報収集																																																																							
	相当量のマグマの地殻浅部への貫入 ・地殻浅部への相当量のマグマの貫入を示す顕著な地殻変動 顕著な群発地震活動 ・活発な群発地震活動 ・震源の浅部への移動		・地震活動の見通しに関する情報 ※火山活動が活発化し、レベルを引き上げる際に、レベル1(活火山であることに留意)からレベル2(火口周辺規制)、レベル3(入山規制)の火口周辺警報は発表されず、レベル4(避難準備)又はレベル5(避難)が発表される。	・避難行動要支援者の避難準備 ・福祉避難所の開設準備																																																																							
2、3時間 ～2、3日間	マグマが更に浅部へ上昇 ・低周波地震の活発化 ・(通常の地震に減少傾向がみられることもある)	レベル4 ( <b>避難準備</b> )	・噴火警報(レベル4( <b>避難準備</b> )) ・火山活動解説資料(噴火の影響範囲等) ・火山の状況に関する解説情報(火山性地震活動の状況等)	・避難対象地域の設定 ・警戒区域の設定 ・避難行動要支援者の避難 ・福祉避難所の開設 ・避難準備情報 ・避難所の開設準備																																																																							
	噴火の前兆現象 ・低周波地震の多発 ・火山性微動の発生	レベル5 (避難)	・噴火警報(レベル5(避難)) ・火山活動解説資料(噴火の影響範囲等) ・火山の状況に関する解説情報(火山性地震活動の状況等)	・避難対象地域の設定 ・警戒区域の設定 ・避難指示 ・避難誘導 ・陸上・海上交通規制 ・避難所の開設																																																																							
2、3週間～	噴火発生 ○浅海域で噴火発生 ・大きな噴石の飛散 ・ベースサージの発生 ○陸域で噴火発生 ・マグマ水蒸気爆発による大きな噴石の飛散やベースサージの発生 ・スコリア、火山灰の噴出 ・溶岩流出	レベル5 (避難)	・噴火警報(レベル5(避難)) ・火山の状況に関する解説情報(噴火の状況等) ・火山活動解説資料(上空からの観測成果等)	・避難対象地域の設定 ・警戒区域の設定 ・避難指示 ・避難誘導 ・陸上・海上交通規制 ・避難所の運営																																																																							
	活動の終息 ・地震活動の低下 ・地殻変動の停止		レベル1 (活火山であることに留意)	・噴火予報(レベル1(活火山であることに留意)) ※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げる際に、レベル3(入山規制)、レベル2(火口周辺規制)の火口周辺警報が発表される場合がある。	・避難所の閉鎖(住民帰宅) ・陸上・海上交通規制の解除																																																																						
活動期間(目安)	火山活動の想定	噴火警戒レベル	噴火警報・噴火予報等(例)	基本的な対応																																																																							
—	平常時			—																																																																							
2、3時間 ～1週間程度 (※)	マグマの貫入の開始 ・マグマの貫入を示すわずかな地殻変動 ・群発地震活動開始	レベル1 (活火山であることに留意)	・噴火予報(レベル1(活火山であることに留意))	・情報収集																																																																							
	相当量のマグマの地殻浅部への貫入 ・地殻浅部への相当量のマグマの貫入を示す顕著な地殻変動 顕著な群発地震活動 ・活発な群発地震活動 ・震源の浅部への移動		・地震活動の見通しに関する情報 ※火山活動が活発化し、レベルを引き上げる際に、レベル1(活火山であることに留意)からレベル2(火口周辺規制)、レベル3(入山規制)の火口周辺警報は発表されず、レベル4(避難準備)又はレベル5(避難)が発表される。	・避難行動要支援者の避難準備 ・福祉避難所の開設準備																																																																							
2、3時間 ～2、3日間	マグマが更に浅部へ上昇 ・低周波地震の活発化 ・(通常の地震に減少傾向がみられることもある)	レベル4 ( <b>高齢者等避難</b> )	・噴火警報(レベル4( <b>高齢者等避難</b> )) ・火山活動解説資料(噴火の影響範囲等) ・火山の状況に関する解説情報(火山性地震活動の状況等)	・避難対象地域の設定 ・警戒区域の設定 ・避難行動要支援者の避難 ・福祉避難所の開設 ・避難準備情報 ・避難所の開設準備																																																																							
	噴火の前兆現象 ・低周波地震の多発 ・火山性微動の発生	レベル5 (避難)	・噴火警報(レベル5(避難)) ・火山活動解説資料(噴火の影響範囲等) ・火山の状況に関する解説情報(火山性地震活動の状況等)	・避難対象地域の設定 ・警戒区域の設定 ・避難指示 ・避難誘導 ・陸上・海上交通規制 ・避難所の開設																																																																							
2、3週間～	噴火発生 ○浅海域で噴火発生 ・大きな噴石の飛散 ・ベースサージの発生 ○陸域で噴火発生 ・マグマ水蒸気爆発による大きな噴石の飛散やベースサージの発生 ・スコリア、火山灰の噴出 ・溶岩流出	レベル5 (避難)	・噴火警報(レベル5(避難)) ・火山の状況に関する解説情報(噴火の状況等) ・火山活動解説資料(上空からの観測成果等)	・避難対象地域の設定 ・警戒区域の設定 ・避難指示 ・避難誘導 ・陸上・海上交通規制 ・避難所の運営																																																																							
	活動の終息 ・地震活動の低下 ・地殻変動の停止		レベル1 (活火山であることに留意)	・噴火予報(レベル1(活火山であることに留意)) ※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げる際に、レベル3(入山規制)、レベル2(火口周辺規制)の火口周辺警報が発表される場合がある。	・避難所の閉鎖(住民帰宅) ・陸上・海上交通規制の解除																																																																						
火山 -18	<p>(略)</p> <p>3 策定する避難計画の具体的な内容</p> <table border="1"> <tr> <td>実施者</td> <td>具体的な内容</td> </tr> </table>	実施者	具体的な内容	<p>(略)</p> <p>3 策定する避難計画の具体的な内容</p> <table border="1"> <tr> <td>実施者</td> <td>具体的な内容</td> </tr> </table>	実施者	具体的な内容																																																																					
実施者	具体的な内容																																																																										
実施者	具体的な内容																																																																										

頁	旧	新	備考
	<p>伊東市長 熱海市長 伊豆市長</p> <p>(1) 避難の手段 ア 避難は、徒歩によることを原則とする。 イ 避難先が遠隔地であり、大量輸送手段、例えばバス等による避難が可能と判断される場合には、防災関係機関の協力を得て、住民等が速やかに安全な地域へ避難できるような手段を講ずる。</p> <p>(2) 避難者の受け入れ等に関する協定 状況に応じて周辺市町に分散して避難することを住民等に指示をする場合に備えて、事前に周辺市町長に対して避難者の受け入れ等についての応援を申し入れ、必要な事項について協定を締結しておく。</p> <p>(3) 避難所等の指定 ア 火山噴火による災害から避難する住民等を受け入れる施設としてあらかじめ避難所を指定し、必要な設備を整備する。 イ 周辺市町に避難所を確保する場合には、努めて幹線道路沿いに指定する。</p> <p>(4) 避難路の整備 ア 避難する住民等が速やかに指定された避難所に避難できるよう、必要な避難路の整備に努める。 イ 円滑な避難が行えるよう、交通規制の箇所、手段等について関係警察署及び道路管理者と事前に十分な協議を行う。</p>	<p>伊東市長 熱海市長 伊豆市長</p> <p>(1) 避難の手段 ア 避難は、徒歩によることを原則とする。※ イ 避難先が遠隔地であり、大量輸送手段、例えばバス等による避難が可能と判断される場合には、防災関係機関の協力を得て、住民等が速やかに安全な地域へ避難できるような手段を講ずる。</p> <p>(2) 避難者の受け入れ等に関する協定 状況に応じて周辺市町に分散して避難することを住民等に指示をする場合に備えて、事前に周辺市町長に対して避難者の受け入れ等についての応援を申し入れ、必要な事項について協定を締結しておく。</p> <p>(3) 避難所等の指定 ア 火山噴火による災害から避難する住民等を受け入れる施設としてあらかじめ避難所を指定し、必要な設備を整備する。 イ 周辺市町に避難所を確保する場合には、努めて幹線道路沿いに指定する。</p> <p>(4) 避難路の整備 ア 避難する住民等が速やかに指定された避難所に避難できるよう、必要な避難路の整備に努める。 イ 円滑な避難が行えるよう、交通規制の箇所、手段等について関係警察署及び道路管理者と事前に十分な協議を行う。</p>	
	<p>周辺市町長</p> <p>避難者の受け入れ等に関する協定 避難者の受け入れ等について当該市長より応援の依頼があったときはこれに応じる。このために、必要な事項については、あらかじめ締結した協定に基づいて実施する。</p>	<p>周辺市町長</p> <p>避難者の受け入れ等に関する協定 避難者の受け入れ等について当該市長より応援の依頼があったときはこれに応じる。このために、必要な事項については、あらかじめ締結した協定に基づいて実施する。</p>	
<p>火山 -18</p>	<p>(略)</p> <p>5 避難促進施設 火山災害警戒地域に指定されている市は、火山対策特別措置法第6条第1項第5号に基づき、火山災害警戒地域内にある施設で、火山現象の発生時に施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地を市地域防災計画に明記するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>5 避難促進施設 火山災害警戒地域に指定されている市は、火山対策特別措置法第6条第1項第5号に基づき、火山災害警戒地域内にある施設で、火山現象の発生時に施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地を市地域防災計画に明記するものとする。</p> <p>※伊豆東部火山群防災協議会（平成30年10月開催）において、噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲を拡大することが承認された。これにより、伊東市内における避難者数が増加し、噴火の可能性が高まった場合や噴火が発生した場合において、従前の徒歩による市内避難では対応が困難であることが明らかとなった。このため、伊東市避難計画の改定方針として、自家用車の活用を前提とした市外への広域避難を考慮することとした。</p>	<p>「伊豆東部火山群の伊東市避難計画」の改定方針承認に伴う修正</p>

頁	旧	新	備考																																								
	 <p data-bbox="623 1596 920 1627">図 10 避難対象地域の設定</p> <table border="1" data-bbox="222 1648 1305 1837"> <thead> <tr> <th>グリッド番号</th> <th>呼称</th> <th>グリッド番号</th> <th>呼称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A1、A2</td> <td>伊東白石付近</td> <td>D1、E1</td> <td>川奈崎付近</td> </tr> <tr> <td>A3</td> <td>宇佐美沿岸付近</td> <td>D2、D3、E2、E3</td> <td>川奈崎沖</td> </tr> <tr> <td>B1、C1</td> <td>伊東港付近</td> <td>F1、F2、F3、E1、E2、E3</td> <td>川奈東沖</td> </tr> <tr> <td>B2、B3、C2、C3</td> <td>伊東沖</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	グリッド番号	呼称	グリッド番号	呼称	A1、A2	伊東白石付近	D1、E1	川奈崎付近	A3	宇佐美沿岸付近	D2、D3、E2、E3	川奈崎沖	B1、C1	伊東港付近	F1、F2、F3、E1、E2、E3	川奈東沖	B2、B3、C2、C3	伊東沖			 <p data-bbox="1736 1407 2047 1438">図 10 避難対象地域の設定</p> <table border="1" data-bbox="1350 1459 2433 1648"> <thead> <tr> <th>グリッド番号</th> <th>呼称</th> <th>グリッド番号</th> <th>呼称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A1、A2</td> <td>伊東白石付近</td> <td>D1、E1</td> <td>川奈崎付近</td> </tr> <tr> <td>A3</td> <td>宇佐美沿岸付近</td> <td>D2、D3、E2、E3</td> <td>川奈崎沖</td> </tr> <tr> <td>B1、C1</td> <td>伊東港付近</td> <td>F1、F2、F3、E1、E2、E3</td> <td>川奈東沖</td> </tr> <tr> <td>B2、B3、C2、C3</td> <td>伊東沖</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	グリッド番号	呼称	グリッド番号	呼称	A1、A2	伊東白石付近	D1、E1	川奈崎付近	A3	宇佐美沿岸付近	D2、D3、E2、E3	川奈崎沖	B1、C1	伊東港付近	F1、F2、F3、E1、E2、E3	川奈東沖	B2、B3、C2、C3	伊東沖			<p data-bbox="2463 220 2745 262">図表の更新に伴う修正</p>
グリッド番号	呼称	グリッド番号	呼称																																								
A1、A2	伊東白石付近	D1、E1	川奈崎付近																																								
A3	宇佐美沿岸付近	D2、D3、E2、E3	川奈崎沖																																								
B1、C1	伊東港付近	F1、F2、F3、E1、E2、E3	川奈東沖																																								
B2、B3、C2、C3	伊東沖																																										
グリッド番号	呼称	グリッド番号	呼称																																								
A1、A2	伊東白石付近	D1、E1	川奈崎付近																																								
A3	宇佐美沿岸付近	D2、D3、E2、E3	川奈崎沖																																								
B1、C1	伊東港付近	F1、F2、F3、E1、E2、E3	川奈東沖																																								
B2、B3、C2、C3	伊東沖																																										

頁	旧	新	備考
火山 -21	<p>(略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節 噴火警報・噴火予報等の伝達</p>  <p> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span> (二重枠)で囲まれてる機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。  <span style="border-bottom: 2px solid black; width: 20px; display: inline-block;"></span> (太線)は、「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表された際に、活火山対策特別措置法第12条によって、通報もしくは要請等が義務付けられている伝達経路。  <span style="border-bottom: 2px solid black; width: 20px; display: inline-block; border-left: 1px solid black;"></span> (二重線)は、                      ・上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」の通報もしくは要請等。                      ・特別警報に位置付けられている噴火警報(居住地域)について、気象業務法第5条の2により通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。                 </p> <p>※) 火山活動により人体及び構造物等に被害を生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合には、同時通報用無線、広報車等による伝達</p> <p style="text-align: center;">図 11 噴火警報・噴火予報等の伝達系統図</p>	<p>(略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節 噴火警報・噴火予報等の伝達</p>  <p> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span> (二重枠)で囲まれてる機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。  <span style="border-bottom: 2px solid black; width: 20px; display: inline-block;"></span> (太線)は、「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表された際に、活火山対策特別措置法第12条によって、通報もしくは要請等が義務付けられている伝達経路。  <span style="border-bottom: 2px solid black; width: 20px; display: inline-block; border-left: 1px solid black;"></span> (二重線)は、                      ・上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」の通報もしくは要請等。                      ・特別警報に位置付けられている噴火警報(居住地域)について、気象業務法第15条の2による通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。                 </p> <p>                     (注)緊急速報メールは、噴火に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される                 </p> <p>※) 火山活動により人体及び構造物等に被害を生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合には、同時通報用無線、広報車等による伝達</p>	<p>居住地域に影響する特別警報「噴火警報(居住地域)」が発表された場合、携帯電話事業者による伝達も行われることから、「携帯電話事業者」も追記</p> <p>誤記の修正</p>

頁	旧	新	備考																														
	<p>&lt;表1&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 226 362 268">区分</th> <th data-bbox="362 226 1320 268">名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 268 362 655">伝達する情報</td> <td data-bbox="362 268 1320 655"> <ul style="list-style-type: none"> <li>「噴火予報（レベル1（活火山であることに留意）」</li> <li>「地震活動の見通しに関する情報」</li> <li>「噴火警報（レベル4（<b>避難準備</b>）」</li> <li>「火山活動解説資料」</li> <li>「火山の状況に関する解説情報」</li> <li>「噴火警報（レベル5（避難）」</li> <li>「噴火速報」</li> </ul> <p>※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げの際に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」</li> <li>「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」 が発表される場合がある。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	名称	伝達する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>「噴火予報（レベル1（活火山であることに留意）」</li> <li>「地震活動の見通しに関する情報」</li> <li>「噴火警報（レベル4（<b>避難準備</b>）」</li> <li>「火山活動解説資料」</li> <li>「火山の状況に関する解説情報」</li> <li>「噴火警報（レベル5（避難）」</li> <li>「噴火速報」</li> </ul> <p>※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げの際に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」</li> <li>「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」 が発表される場合がある。</li> </ul>	<p>&lt;表1&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1350 226 1489 268">区分</th> <th data-bbox="1489 226 2448 268">名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1350 268 1489 655">伝達する情報</td> <td data-bbox="1489 268 2448 655"> <ul style="list-style-type: none"> <li>「噴火予報（レベル1（活火山であることに留意）」</li> <li>「地震活動の見通しに関する情報」</li> <li>「噴火警報（レベル4（<b>高齢者等避難</b>）」</li> <li>「火山活動解説資料」</li> <li>「火山の状況に関する解説情報」</li> <li>「噴火警報（レベル5（避難）」</li> <li>「噴火速報」</li> </ul> <p>※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げの際に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」</li> <li>「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」 が発表される場合がある。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	名称	伝達する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>「噴火予報（レベル1（活火山であることに留意）」</li> <li>「地震活動の見通しに関する情報」</li> <li>「噴火警報（レベル4（<b>高齢者等避難</b>）」</li> <li>「火山活動解説資料」</li> <li>「火山の状況に関する解説情報」</li> <li>「噴火警報（レベル5（避難）」</li> <li>「噴火速報」</li> </ul> <p>※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げの際に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」</li> <li>「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」 が発表される場合がある。</li> </ul>	<p>災害対策基本法改正に伴う噴火警戒レベル4のキーワード変更による修正</p>																						
区分	名称																																
伝達する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>「噴火予報（レベル1（活火山であることに留意）」</li> <li>「地震活動の見通しに関する情報」</li> <li>「噴火警報（レベル4（<b>避難準備</b>）」</li> <li>「火山活動解説資料」</li> <li>「火山の状況に関する解説情報」</li> <li>「噴火警報（レベル5（避難）」</li> <li>「噴火速報」</li> </ul> <p>※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げの際に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」</li> <li>「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」 が発表される場合がある。</li> </ul>																																
区分	名称																																
伝達する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>「噴火予報（レベル1（活火山であることに留意）」</li> <li>「地震活動の見通しに関する情報」</li> <li>「噴火警報（レベル4（<b>高齢者等避難</b>）」</li> <li>「火山活動解説資料」</li> <li>「火山の状況に関する解説情報」</li> <li>「噴火警報（レベル5（避難）」</li> <li>「噴火速報」</li> </ul> <p>※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げの際に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」</li> <li>「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」 が発表される場合がある。</li> </ul>																																
<p>火山 -22</p>	<p>第2節 避難活動</p> <p>1 避難指示</p> <p>伊豆東部火山群では、火山活動が始まる前に、群発地震、地殻の隆起や伸び、温泉や地下水の変化、地熱の上昇、火山性微動等のうちいくつかの現象が発生する。このため、火山活動の状況に応じ、気象庁から発表される噴火警報等に基づき段階的に住民等を安全な地域へ避難させることを避難行動の基本とする。噴火警報（噴火警戒レベル）及び火山活動の状況に応じ、以下のとおり避難対応を行うこととする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 1012 362 1054">実施者</th> <th data-bbox="362 1012 1320 1054">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 1054 362 1285">伊東市長 熱海市長 伊豆市長</td> <td data-bbox="362 1054 1320 1285">                     (1) 住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難の指示をする。                      (2) 避難指示をしたときは、直ちに避難指示された地域の住民等に対して、指示の内容を伝達するほか、警察官、海上保安官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。                      (3) 避難指示をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。                 </td> </tr> </tbody> </table>	実施者	内容	伊東市長 熱海市長 伊豆市長	(1) 住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難の指示をする。 (2) 避難指示をしたときは、直ちに避難指示された地域の住民等に対して、指示の内容を伝達するほか、警察官、海上保安官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。 (3) 避難指示をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。	<p>第2節 避難活動</p> <p>1 避難指示</p> <p>伊豆東部火山群では、火山活動が始まる前に、群発地震、地殻の隆起や伸び、温泉や地下水の変化、地熱の上昇、火山性微動等のうちいくつかの現象が発生する。このため、火山活動の状況に応じ、気象庁から発表される噴火警報等に基づき段階的に住民等を安全な地域へ避難させることを避難行動の基本とする。噴火警報（噴火警戒レベル）及び火山活動の状況に応じ、以下のとおり避難対応を行うこととする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1350 1012 1489 1054">実施者</th> <th data-bbox="1489 1012 2448 1054">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1350 1054 1489 1285">伊東市長 熱海市長 伊豆市長</td> <td data-bbox="1489 1054 2448 1285">                     (1) 住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難の指示をする。                      (2) 避難指示をしたときは、直ちに避難指示された地域の住民等に対して、指示の内容を伝達するほか、警察官、海上保安官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。                      (3) 避難指示をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。                 </td> </tr> </tbody> </table>	実施者	内容	伊東市長 熱海市長 伊豆市長	(1) 住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難の指示をする。 (2) 避難指示をしたときは、直ちに避難指示された地域の住民等に対して、指示の内容を伝達するほか、警察官、海上保安官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。 (3) 避難指示をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。																							
実施者	内容																																
伊東市長 熱海市長 伊豆市長	(1) 住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難の指示をする。 (2) 避難指示をしたときは、直ちに避難指示された地域の住民等に対して、指示の内容を伝達するほか、警察官、海上保安官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。 (3) 避難指示をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。																																
実施者	内容																																
伊東市長 熱海市長 伊豆市長	(1) 住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難の指示をする。 (2) 避難指示をしたときは、直ちに避難指示された地域の住民等に対して、指示の内容を伝達するほか、警察官、海上保安官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。 (3) 避難指示をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 1327 439 1432" rowspan="2">噴火警戒レベル及び火山活動の状況</th> <th colspan="3" data-bbox="439 1327 1320 1348">市長の避難対応</th> </tr> <tr> <th data-bbox="439 1348 727 1432">住民に対して</th> <th data-bbox="727 1348 985 1432">(避難行動要支援者)</th> <th data-bbox="985 1348 1320 1432">一時滞在者に対して(観光客等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 1432 439 1705">「レベル1（活火山であることに留意）」で、「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、伊東市長・熱海市長・伊豆市長が必要と認めるとき</td> <td data-bbox="439 1432 727 1705">(レベル4（<b>避難準備</b>）の発表後、直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)</td> <td data-bbox="727 1432 985 1705">避難準備の呼び掛けを実施する。(福祉避難所の開設を準備する。)(レベル4（<b>避難準備</b>）で直ちに对应できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)</td> <td data-bbox="985 1432 1320 1705">(レベル4（<b>避難準備</b>）で直ちに对应できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1705 439 1856">「レベル4（<b>避難準備</b>）」が発表されたとき</td> <td data-bbox="439 1705 727 1856">高齢者等避難を発表する。(避難所の開設を準備する。)</td> <td data-bbox="727 1705 985 1856">避難行動要支援者の避難を行う。</td> <td data-bbox="985 1705 1320 1856">避難対象地域への立入禁止及び立入自粛の呼び掛けを実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	噴火警戒レベル及び火山活動の状況	市長の避難対応			住民に対して	(避難行動要支援者)	一時滞在者に対して(観光客等)	「レベル1（活火山であることに留意）」で、「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、伊東市長・熱海市長・伊豆市長が必要と認めるとき	(レベル4（ <b>避難準備</b> ）の発表後、直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)	避難準備の呼び掛けを実施する。(福祉避難所の開設を準備する。)(レベル4（ <b>避難準備</b> ）で直ちに对应できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)	(レベル4（ <b>避難準備</b> ）で直ちに对应できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)	「レベル4（ <b>避難準備</b> ）」が発表されたとき	高齢者等避難を発表する。(避難所の開設を準備する。)	避難行動要支援者の避難を行う。	避難対象地域への立入禁止及び立入自粛の呼び掛けを実施する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1350 1327 1567 1432" rowspan="2">噴火警戒レベル及び火山活動の状況</th> <th colspan="3" data-bbox="1567 1327 2448 1348">市長の避難対応</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1567 1348 1855 1432">住民に対して</th> <th data-bbox="1855 1348 2113 1432">(避難行動要支援者)</th> <th data-bbox="2113 1348 2448 1432">一時滞在者に対して(観光客等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1350 1432 1567 1705">「レベル1（活火山であることに留意）」で、「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、伊東市長・熱海市長・伊豆市長が必要と認めるとき</td> <td data-bbox="1567 1432 1855 1705">(レベル4（<b>高齢者等避難</b>）の発表後、直ちに对应できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)</td> <td data-bbox="1855 1432 2113 1705">避難準備の呼び掛けを実施する。(福祉避難所の開設を準備する。)(レベル4（<b>高齢者等避難</b>）で直ちに对应できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)</td> <td data-bbox="2113 1432 2448 1705">(レベル4（<b>高齢者等避難</b>）で直ちに对应できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 1705 1567 1856">「レベル4（<b>高齢者等避難</b>）」が発表されたとき</td> <td data-bbox="1567 1705 1855 1856">高齢者等避難を発表する。(避難所の開設を準備する。)</td> <td data-bbox="1855 1705 2113 1856">避難行動要支援者の避難を行う。</td> <td data-bbox="2113 1705 2448 1856">避難対象地域への立入禁止及び立入自粛の呼び掛けを実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	噴火警戒レベル及び火山活動の状況	市長の避難対応			住民に対して	(避難行動要支援者)	一時滞在者に対して(観光客等)	「レベル1（活火山であることに留意）」で、「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、伊東市長・熱海市長・伊豆市長が必要と認めるとき	(レベル4（ <b>高齢者等避難</b> ）の発表後、直ちに对应できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)	避難準備の呼び掛けを実施する。(福祉避難所の開設を準備する。)(レベル4（ <b>高齢者等避難</b> ）で直ちに对应できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)	(レベル4（ <b>高齢者等避難</b> ）で直ちに对应できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)	「レベル4（ <b>高齢者等避難</b> ）」が発表されたとき	高齢者等避難を発表する。(避難所の開設を準備する。)	避難行動要支援者の避難を行う。	避難対象地域への立入禁止及び立入自粛の呼び掛けを実施する。	<p>災害対策基本法改正に伴う噴火警戒レベル4のキーワード変更による修正</p>
噴火警戒レベル及び火山活動の状況	市長の避難対応																																
	住民に対して	(避難行動要支援者)	一時滞在者に対して(観光客等)																														
「レベル1（活火山であることに留意）」で、「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、伊東市長・熱海市長・伊豆市長が必要と認めるとき	(レベル4（ <b>避難準備</b> ）の発表後、直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)	避難準備の呼び掛けを実施する。(福祉避難所の開設を準備する。)(レベル4（ <b>避難準備</b> ）で直ちに对应できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)	(レベル4（ <b>避難準備</b> ）で直ちに对应できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)																														
「レベル4（ <b>避難準備</b> ）」が発表されたとき	高齢者等避難を発表する。(避難所の開設を準備する。)	避難行動要支援者の避難を行う。	避難対象地域への立入禁止及び立入自粛の呼び掛けを実施する。																														
噴火警戒レベル及び火山活動の状況	市長の避難対応																																
	住民に対して	(避難行動要支援者)	一時滞在者に対して(観光客等)																														
「レベル1（活火山であることに留意）」で、「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、伊東市長・熱海市長・伊豆市長が必要と認めるとき	(レベル4（ <b>高齢者等避難</b> ）の発表後、直ちに对应できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)	避難準備の呼び掛けを実施する。(福祉避難所の開設を準備する。)(レベル4（ <b>高齢者等避難</b> ）で直ちに对应できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)	(レベル4（ <b>高齢者等避難</b> ）で直ちに对应できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)																														
「レベル4（ <b>高齢者等避難</b> ）」が発表されたとき	高齢者等避難を発表する。(避難所の開設を準備する。)	避難行動要支援者の避難を行う。	避難対象地域への立入禁止及び立入自粛の呼び掛けを実施する。																														

頁	旧	新	備考								
	「レベル5（避難）」が発表されたとき	避難指示を行う。 (避難対象地域への立入を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。)									
	「レベル5（避難）」が発表された後に噴火し、「レベル4（避難準備）」又は「レベル5（避難）」が発表されたとき	避難指示を継続する。									
	「レベル4（避難準備）」又は「レベル5（避難）」が発表されずに噴火し、「レベル4（避難準備）」又は「レベル5（避難）」が発表されたとき	避難指示を行う。 (避難対象地域への立入を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。) ※自ら噴火を確認した者は、避難指示を待たず、直ちに避難する。									
	「レベル3（入山規制）」又は「レベル2（火口周辺規制）」に切り替えられたとき	立入規制地域への立入禁止及び立入自粛の呼び掛けを実施する。									
火山 -25	(略)	(略)	(防災基本計画抜粋) ○港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国〔国土交通省、農林水産省〕に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努めるものとする。								
	第4節 交通の制限 (略)	第4節 交通の制限 (略)									
	3 海上交通	3 海上交通									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>海上保安庁に対し、必要に応じ航行船舶の安全を確保するため、下田海上保安部と噴火地点周辺海域を航行する船舶に関する情報共有を図る。</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体		内 容	県	海上保安庁に対し、必要に応じ航行船舶の安全を確保するため、下田海上保安部と噴火地点周辺海域を航行する船舶に関する情報共有を図る。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>海上保安庁に対し、必要に応じ航行船舶の安全を確保するため、下田海上保安部と噴火地点周辺海域を航行する船舶に関する情報共有を図る。</td> </tr> <tr> <td>港湾管理者及び漁港管理者</td> <td>その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努めるものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	県	海上保安庁に対し、必要に応じ航行船舶の安全を確保するため、下田海上保安部と噴火地点周辺海域を航行する船舶に関する情報共有を図る。
実施主体	内 容										
県	海上保安庁に対し、必要に応じ航行船舶の安全を確保するため、下田海上保安部と噴火地点周辺海域を航行する船舶に関する情報共有を図る。										
実施主体	内 容										
県	海上保安庁に対し、必要に応じ航行船舶の安全を確保するため、下田海上保安部と噴火地点周辺海域を航行する船舶に関する情報共有を図る。										
港湾管理者及び漁港管理者	その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努めるものとする。										
火山 -27	(略)	(略)	「大規模地震等に関する情報及び広報活動実施要領」及び「大規模地震等に関する情報及び広報活動実施細則」の改訂に伴う修正								
	第4章 災害復旧計画	第4章 災害復旧計画									
	第1節 復旧	第1節 復旧									
	1 復旧対策 (略)	1 復旧対策 (略)									
	(3) 安全性の確認	(3) 安全性の確認									
	ア 応急対策が概ね完了したときは、関係部局及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。	ア 応急対策が概ね完了したときは、関係部局及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。									
	イ 安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、 <b>広報誌やインターネットなど</b> 各種広報媒体を活用して、広く県民等への周知を図る。	イ 安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、 <b>県ホームページ、SNS等</b> 各種広報媒体を活用して、広く県民等への周知を図る。									

頁	旧	新	備考												
火山 -29	<p>II 富士山の火山防災計画 (略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>県は富士山の噴火に備えるため、山梨県や神奈川県とともに、周辺市町村、国、火山専門家及び関係機関などで構成する「富士山火山防災対策協議会」を平成24年6月に設置した。</p> <p>活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域の指定があったことから、平成28年3月に活動火山対策特別措置法に基づく「富士山火山防災対策協議会(以下「協議会」という。)」を設置した。</p> <p>富士山の火山活動に伴う避難は、協議会が策定した「富士山火山広域避難計画(平成27年3月)」(以下、「広域避難計画」という。)により実施する。関係機関は、広域避難計画に基づき、あらかじめ必要な防災対応を検討しておく。</p> <p>なお、協議会では令和3年3月に富士山ハザードマップを改定したことから(下表参照)、新たな噴火想定に基づく広域避難計画の改定を令和3年度中に予定している。そのため、現時点では、避難に関する事項や必要な防災対応を現行の広域避難計画に基づき検討することとなるため、本章では引き続き、改定前のハザードマップ(平成16年版)及び現行の広域避難計画で示されている火山現象の影響想定範囲等を前提としている。</p> <p>(略)</p> <p>第1節 想定 (略)</p> <p>2 予想される火山現象とその危険性</p> <table border="1" data-bbox="222 1045 1314 1705"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 1045 350 1087">現象</th> <th data-bbox="350 1045 1314 1087">危険性等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 1087 350 1705">噴石(大きな噴石、小さな噴石)</td> <td data-bbox="350 1087 1314 1705">                     (1) 噴火の際、放出される溶岩または山体を構成する岩石の破片。火山レキ(直径2mm以上)及び火山岩塊(直径64mm以上)を合わせて噴石という。このうち比較的大きく風の影響を受けにくいものを「弾道を描いて飛散する大きな噴石」、風の影響を受けて遠くまで到達するものを「風の影響を受ける小さな噴石(火山レキ)」と区別している。                      (2) 大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することがある。特に火口から半径2km以内は、多くの噴石が飛散するため危険である。                      (3) 噴石が到達する可能性のある範囲では、噴火後の避難が困難であるため、噴火が発生する前にあらかじめ噴石の到達範囲外へ避難するか、又は長期間滞在できる準備をした上で堅牢な建物内に避難する必要がある。特に、噴石に対しては風下側でより一層の注意が必要となる。                      (4) 噴石は上空にも飛散することから、火山活動を監視する航空機は注意が必要である。                      (5) 1707年の宝永噴火では、上空の強い西風の影響を受け、火口から約10km離れた小山町須走に直径20cm程度の噴石が到達した。さらに20km離れたところでも直径数cmの噴石が到達した。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1705 350 1860">火砕流・火砕サージ</td> <td data-bbox="350 1705 1314 1860">                     (1) 火砕流は、火山灰、火山弾、火山岩塊などが、高温の火山ガスや取り込んだ空気と一団となって斜面を流下する現象である。                      (2) 火砕サージは、主に熱い空気や火山ガスなどの気体と、火山灰などが混じって高温・高速で斜面を流下する現象であり、火砕流本体より1km程度外側に到                 </td> </tr> </tbody> </table>	現象	危険性等	噴石(大きな噴石、小さな噴石)	(1) 噴火の際、放出される溶岩または山体を構成する岩石の破片。火山レキ(直径2mm以上)及び火山岩塊(直径64mm以上)を合わせて噴石という。このうち比較的大きく風の影響を受けにくいものを「弾道を描いて飛散する大きな噴石」、風の影響を受けて遠くまで到達するものを「風の影響を受ける小さな噴石(火山レキ)」と区別している。 (2) 大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することがある。特に火口から半径2km以内は、多くの噴石が飛散するため危険である。 (3) 噴石が到達する可能性のある範囲では、噴火後の避難が困難であるため、噴火が発生する前にあらかじめ噴石の到達範囲外へ避難するか、又は長期間滞在できる準備をした上で堅牢な建物内に避難する必要がある。特に、噴石に対しては風下側でより一層の注意が必要となる。 (4) 噴石は上空にも飛散することから、火山活動を監視する航空機は注意が必要である。 (5) 1707年の宝永噴火では、上空の強い西風の影響を受け、火口から約10km離れた小山町須走に直径20cm程度の噴石が到達した。さらに20km離れたところでも直径数cmの噴石が到達した。	火砕流・火砕サージ	(1) 火砕流は、火山灰、火山弾、火山岩塊などが、高温の火山ガスや取り込んだ空気と一団となって斜面を流下する現象である。 (2) 火砕サージは、主に熱い空気や火山ガスなどの気体と、火山灰などが混じって高温・高速で斜面を流下する現象であり、火砕流本体より1km程度外側に到	<p>II 富士山の火山防災計画 (略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>県は富士山の噴火に備えるため、山梨県や神奈川県とともに、周辺市町村、国、火山専門家及び関係機関などで構成する「富士山火山防災対策協議会」を平成24年6月に設置した。</p> <p>活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域の指定があったことから、平成28年3月に活動火山対策特別措置法に基づく「富士山火山防災対策協議会(以下「協議会」という。)」を設置した。</p> <p>富士山の火山活動に伴う避難は、協議会が策定した「富士山火山広域避難計画(平成27年3月)」(以下、「広域避難計画」という。)により実施する。関係機関は、広域避難計画に基づき、あらかじめ必要な防災対応を検討しておく。</p> <p>なお、協議会では令和3年3月に富士山ハザードマップを改定したことから(下表参照)、新たな噴火想定に基づく広域避難計画の改定を令和4年度中に予定している。そのため、現時点では、避難に関する事項や必要な防災対応を現行の広域避難計画に基づき検討することとなるため、本章では引き続き、改定前のハザードマップ(平成16年版)及び現行の広域避難計画で示されている火山現象の影響想定範囲等を前提としている。</p> <p>(略)</p> <p>第1節 想定 (略)</p> <p>2 予想される火山現象とその危険性</p> <table border="1" data-bbox="1356 1045 2448 1705"> <thead> <tr> <th data-bbox="1356 1045 1484 1087">現象</th> <th data-bbox="1484 1045 2448 1087">危険性等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1356 1087 1484 1705">噴石(大きな噴石、小さな噴石)</td> <td data-bbox="1484 1087 2448 1705">                     (1) 噴火の際、放出される溶岩または山体を構成する岩石の破片。火山レキ(直径2mm以上)及び火山岩塊(直径64mm以上)を合わせて噴石という。このうち比較的大きく風の影響を受けにくいものを「弾道を描いて飛散する大きな噴石」、風の影響を受けて遠くまで到達するものを「風の影響を受ける小さな噴石(火山レキ)」と区別している。                      (2) 大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することがある。特に火口から半径2km以内は、多くの噴石が飛散するため危険である。                      (3) 噴石が到達する可能性のある範囲では、噴火後の避難が困難であるため、噴火が発生する前にあらかじめ噴石の到達範囲外へ避難するか、又は長期間滞在できる準備をした上で堅牢な建物内に避難する必要がある。特に、噴石に対しては風下側でより一層の注意が必要となる。                      (4) 噴石は上空にも飛散することから、火山活動を監視する航空機は注意が必要である。                      (5) 1707年の宝永噴火では、上空の強い西風の影響を受け、火口から約10km離れた小山町須走に直径20cm程度の噴石が到達した。さらに20km離れたところでも直径数cmの噴石が到達した。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1356 1705 1484 1860">火砕流・火砕サージ</td> <td data-bbox="1484 1705 2448 1860">                     (1) 火砕流は、火山灰、火山弾、火山岩塊などが、高温の火山ガスや取り込んだ空気と一団となって斜面を流下する現象である。                      (2) 火砕サージは、主に熱い空気や火山ガスなどの気体と、火山灰などが混じって高温・高速で斜面を流下する現象であり、火砕流本体より1km程度外側に到                 </td> </tr> </tbody> </table>	現象	危険性等	噴石(大きな噴石、小さな噴石)	(1) 噴火の際、放出される溶岩または山体を構成する岩石の破片。火山レキ(直径2mm以上)及び火山岩塊(直径64mm以上)を合わせて噴石という。このうち比較的大きく風の影響を受けにくいものを「弾道を描いて飛散する大きな噴石」、風の影響を受けて遠くまで到達するものを「風の影響を受ける小さな噴石(火山レキ)」と区別している。 (2) 大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することがある。特に火口から半径2km以内は、多くの噴石が飛散するため危険である。 (3) 噴石が到達する可能性のある範囲では、噴火後の避難が困難であるため、噴火が発生する前にあらかじめ噴石の到達範囲外へ避難するか、又は長期間滞在できる準備をした上で堅牢な建物内に避難する必要がある。特に、噴石に対しては風下側でより一層の注意が必要となる。 (4) 噴石は上空にも飛散することから、火山活動を監視する航空機は注意が必要である。 (5) 1707年の宝永噴火では、上空の強い西風の影響を受け、火口から約10km離れた小山町須走に直径20cm程度の噴石が到達した。さらに20km離れたところでも直径数cmの噴石が到達した。	火砕流・火砕サージ	(1) 火砕流は、火山灰、火山弾、火山岩塊などが、高温の火山ガスや取り込んだ空気と一団となって斜面を流下する現象である。 (2) 火砕サージは、主に熱い空気や火山ガスなどの気体と、火山灰などが混じって高温・高速で斜面を流下する現象であり、火砕流本体より1km程度外側に到	<p>令和4年3月の第12回富士山火山防災対策協議会において、富士山火山広域避難計画検討委員会 中間報告が承認され、当該計画の改定に向けた検討作業を令和4年度に延期することが決定したため。</p>
現象	危険性等														
噴石(大きな噴石、小さな噴石)	(1) 噴火の際、放出される溶岩または山体を構成する岩石の破片。火山レキ(直径2mm以上)及び火山岩塊(直径64mm以上)を合わせて噴石という。このうち比較的大きく風の影響を受けにくいものを「弾道を描いて飛散する大きな噴石」、風の影響を受けて遠くまで到達するものを「風の影響を受ける小さな噴石(火山レキ)」と区別している。 (2) 大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することがある。特に火口から半径2km以内は、多くの噴石が飛散するため危険である。 (3) 噴石が到達する可能性のある範囲では、噴火後の避難が困難であるため、噴火が発生する前にあらかじめ噴石の到達範囲外へ避難するか、又は長期間滞在できる準備をした上で堅牢な建物内に避難する必要がある。特に、噴石に対しては風下側でより一層の注意が必要となる。 (4) 噴石は上空にも飛散することから、火山活動を監視する航空機は注意が必要である。 (5) 1707年の宝永噴火では、上空の強い西風の影響を受け、火口から約10km離れた小山町須走に直径20cm程度の噴石が到達した。さらに20km離れたところでも直径数cmの噴石が到達した。														
火砕流・火砕サージ	(1) 火砕流は、火山灰、火山弾、火山岩塊などが、高温の火山ガスや取り込んだ空気と一団となって斜面を流下する現象である。 (2) 火砕サージは、主に熱い空気や火山ガスなどの気体と、火山灰などが混じって高温・高速で斜面を流下する現象であり、火砕流本体より1km程度外側に到														
現象	危険性等														
噴石(大きな噴石、小さな噴石)	(1) 噴火の際、放出される溶岩または山体を構成する岩石の破片。火山レキ(直径2mm以上)及び火山岩塊(直径64mm以上)を合わせて噴石という。このうち比較的大きく風の影響を受けにくいものを「弾道を描いて飛散する大きな噴石」、風の影響を受けて遠くまで到達するものを「風の影響を受ける小さな噴石(火山レキ)」と区別している。 (2) 大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することがある。特に火口から半径2km以内は、多くの噴石が飛散するため危険である。 (3) 噴石が到達する可能性のある範囲では、噴火後の避難が困難であるため、噴火が発生する前にあらかじめ噴石の到達範囲外へ避難するか、又は長期間滞在できる準備をした上で堅牢な建物内に避難する必要がある。特に、噴石に対しては風下側でより一層の注意が必要となる。 (4) 噴石は上空にも飛散することから、火山活動を監視する航空機は注意が必要である。 (5) 1707年の宝永噴火では、上空の強い西風の影響を受け、火口から約10km離れた小山町須走に直径20cm程度の噴石が到達した。さらに20km離れたところでも直径数cmの噴石が到達した。														
火砕流・火砕サージ	(1) 火砕流は、火山灰、火山弾、火山岩塊などが、高温の火山ガスや取り込んだ空気と一団となって斜面を流下する現象である。 (2) 火砕サージは、主に熱い空気や火山ガスなどの気体と、火山灰などが混じって高温・高速で斜面を流下する現象であり、火砕流本体より1km程度外側に到														

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧		新		備考
		<p>達することが想定される。</p> <p>(3) 高温の火砕流・火砕サージに巻き込まれると、建物は焼失し、人は死傷する。</p> <p>(4) 火砕流は、急傾斜地に火砕丘が形成されるなど発生する条件が整うまでに、ある程度の時間を要すると考えられるが、火砕流の流下速度は時速数十から100km以上であり、発生後の避難は困難であることから、火砕流の発生が予測される場合には、あらかじめその到達範囲外に避難する必要がある。</p>		<p>達することが想定される。</p> <p>(3) 高温の火砕流・火砕サージに巻き込まれると、建物は焼失し、人は死傷する。</p> <p>(4) 火砕流は、急傾斜地に火砕丘が形成されるなど発生する条件が整うまでに、ある程度の時間を要すると考えられるが、火砕流の流下速度は時速数十から100km以上であり、発生後の避難は困難であることから、火砕流の発生が予測される場合には、あらかじめその到達範囲外に避難する必要がある。</p>	
	溶岩流	<p>(1) 1,000℃前後の高温の溶岩が斜面を流下する現象である。</p> <p>(2) 噴火当初に溶岩流が流出しない場合でも、噴火活動の途中から溶岩流流出に移行する可能性がある。</p> <p>(3) 溶岩流の進路にある森林、田畑、建物等は、埋没又は焼失する。</p> <p>(4) 溶岩流が流下する範囲で、湿地帯等の水が多い地域では、高圧の水蒸気を閉じ込める作用が働いてマグマ水蒸気爆発が発生することもある。</p> <p>(5) 溶岩流の流下速度が時速3km(人が歩く速度と同程度)を超えることはまれで、余裕をもって逃げるのが可能であるが、避難開始から完了までの所要時間を考慮すると、火口から3時間以内に溶岩流が到達する範囲では、噴火発生前にあらかじめ避難する必要がある。</p>	溶岩流	<p>(1) 1,000℃前後の高温の溶岩が斜面を流下する現象である。</p> <p>(2) 噴火当初に溶岩流が流出しない場合でも、噴火活動の途中から溶岩流流出に移行する可能性がある。</p> <p>(3) 溶岩流の進路にある森林、田畑、建物等は、埋没又は焼失する。</p> <p>(4) 溶岩流が流下する範囲で、湿地帯等の水が多い地域では、高圧の水蒸気を閉じ込める作用が働いてマグマ水蒸気爆発が発生することもある。</p> <p>(5) 溶岩流の流下速度が時速3km(人が歩く速度と同程度)を超えることはまれで、余裕をもって逃げるのが可能であるが、避難開始から完了までの所要時間を考慮すると、火口から3時間以内に溶岩流が到達する範囲では、噴火発生前にあらかじめ避難する必要がある。※</p>	
	融雪型火山泥流	<p>(1) 積雪期に、火砕流などによって斜面の積雪が融けて流水となり、さらに火砕流堆積物や斜面の土砂を取り込んで、ほぼ谷に沿って流下する現象である。一気に大量の泥流が流れるため、谷をあふれて流れる危険性がある。</p> <p>(2) 水深が深い場合には、巻き込まれると、人は死亡(水死等)する可能性が高いが、水深が浅く、流速が小さい区域では、建物の2階以上へ退避すれば安全を確保できる。</p> <p>(3) 融雪型火山泥流の流下速度は、時速30から60kmとなり、発生後の避難は困難であることから、発生が予測される場合には、早期の避難が必要となる。</p>	融雪型火山泥流	<p>(1) 積雪期に、火砕流などによって斜面の積雪が融けて流水となり、さらに火砕流堆積物や斜面の土砂を取り込んで、ほぼ谷に沿って流下する現象である。一気に大量の泥流が流れるため、谷をあふれて流れる危険性がある。</p> <p>(2) 水深が深い場合には、巻き込まれると、人は死亡(水死等)する可能性が高いが、水深が浅く、流速が小さい区域では、建物の2階以上へ退避すれば安全を確保できる。</p> <p>(3) 融雪型火山泥流の流下速度は、時速30から60kmとなり、発生後の避難は困難であることから、発生が予測される場合には、早期の避難が必要となる。</p>	
	空振	<p>(1) 噴火に伴う空気の振動が伝わる現象である。人体に対する直接的な影響はないが、山麓周辺では、連続的に建物の窓ガラス等が振動したり、場合によっては割れることもある。</p>	空振	<p>(1) 噴火に伴う空気の振動が伝わる現象である。人体に対する直接的な影響はないが、山麓周辺では、連続的に建物の窓ガラス等が振動したり、場合によっては割れることもある。</p>	
	降灰	<p>(1) 細かく砕けたマグマが空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象である。</p> <p>(2) 火口の近くでは厚く積もり、遠くに行くにしたがって徐々に薄くなる。</p> <p>(3) ただちに生命に危険が及ぶことはないが、火山灰を吸い込むと、呼吸器系の疾患にかかりやすくなるなどの健康被害のおそれがある。</p> <p>(4) 屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性があることから、除灰を行うか、堅牢な建物への避難が必要となる。特に、堆積した灰が降雨により水分を含んだ場合、その重量が増すため、建物倒壊の可能性が高まる。</p> <p>(5) 堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空などの交通機関に影響を及ぼすことが考えられ、降灰の状況によっては、その影響は、かなり広い範囲に及ぶ可能性もある。</p>	降灰	<p>(1) 細かく砕けたマグマが空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象である。</p> <p>(2) 火口の近くでは厚く積もり、遠くに行くにしたがって徐々に薄くなる。</p> <p>(3) ただちに生命に危険が及ぶことはないが、火山灰を吸い込むと、呼吸器系の疾患にかかりやすくなるなどの健康被害のおそれがある。</p> <p>(4) 屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性があることから、除灰を行うか、堅牢な建物への避難が必要となる。特に、堆積した灰が降雨により水分を含んだ場合、その重量が増すため、建物倒壊の可能性が高まる。</p> <p>(5) 堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空などの交通機関に影響を及ぼすことが考えられ、降灰の状況によっては、その影響は、かなり広い範囲に及ぶ可能性もある。</p>	
	降灰後土石流	<p>(1) 斜面に積もった火山灰が、その後の雨で流されて、時速50から60km以上の速度で石礫を伴って流下する現象である。</p> <p>(2) 降灰堆積厚10cm以上となった溪流において、時間雨量10mm程度以上の降雨があった場合、発生の可能性が高くなる。土石流の到達範囲にある建物等は、</p>	降灰後土石流	<p>(1) 斜面に積もった火山灰が、その後の雨で流されて、時速50から60km以上の速度で石礫を伴って流下する現象である。</p> <p>(2) 降灰堆積厚10cm以上となった溪流において、時間雨量10mm程度以上の降雨があった場合、発生の可能性が高くなる。土石流の到達範囲にある建物等は、</p>	

頁	旧	新	備考
	<p>破壊される。</p> <p>(3) 速度が速いため、発生後の避難は困難である。発生が予測される場合には、土石流の到達が予測される範囲ではあらかじめ避難する必要がある。</p> <p>火山性地震 ・地殻変動</p> <p>(1) 火山性地震は、火山の周辺で起きる震源が浅い地震であり、噴火前や噴火中に多発することがある。</p> <p>(2) 火山性地震の多くは身体に感じない小さな地震であるが、時として規模の大きな地震が発生することもあり、場所によっては震度5から6弱程度の強い揺れになるおそれがある。</p> <p>(3) 地殻変動は、マグマが地表付近まで上昇することにより、地殻が移動又は変形する現象である。</p> <p>火山ガス</p> <p>(1) マグマに溶け込んでいたガス成分が、気体となって噴き出す現象である。火山ガスの大部分は水蒸気であるが、二酸化硫黄、硫化水素、塩化水素、二酸化炭素等の有毒な成分を含むことがある。</p> <p>(2) 富士山で火山ガスによる被害があった記録はなく、被害が発生するほどの多量の有毒な火山ガスが放出される可能性は少ないと考えられる。しかし噴火等によりガスが発生した場合には、火口等のガスの放出場所周辺や窪地などガスがたまりやすいと思われる場所には近づかないなどの警戒が必要である。</p> <p>洪水氾濫</p> <p>(1) 火山活動に起因する洪水氾濫は、上流域で多量の降灰が生じた河川において、支川や溪流からの土砂流入によって本川河道の河床が上昇し河川が氾濫する現象である。</p> <p>(2) 噴火後の洪水は、土砂が多く含まれているため、水が引いた後も土砂が残留する傾向が強い。</p> <p>岩屑なだれ・山体崩壊</p> <p>(1) 強い地震や地表近くまで上昇したマグマの影響、あるいは強い爆発等により、山体の一部が大規模に崩壊する現象が山体崩壊であり、それに伴い斜面を時速100km前後の高速度で流れ下る現象が岩屑なだれである。</p> <p>(2) 発生回数は過去1万年に2回程度と極めて少ない。</p> <p>(3) 岩屑なだれが湖や海に流れ込んで、津波が発生することもあるので湖や海の沿岸では注意が必要である。</p> <p>(4) 山体の膨張・変形が観測され、山体の変状が観測された場合には避難等を検討する必要がある。</p> <p>水蒸気爆発</p> <p>(1) 熱せられた地下水が水蒸気となって爆発する現象である。</p> <p>(2) 溶岩流が湿地帯や湖に流入した場合にも、マグマ水蒸気爆発が起こることがある。</p> <p>(3) 水蒸気爆発の発生場所周辺では、噴石や爆風の危険があるので注意が必要である。</p>	<p>破壊される。</p> <p>(3) 速度が速いため、発生後の避難は困難である。発生が予測される場合には、土石流の到達が予測される範囲ではあらかじめ避難する必要がある。</p> <p>火山性地震 ・地殻変動</p> <p>(1) 火山性地震は、火山の周辺で起きる震源が浅い地震であり、噴火前や噴火中に多発することがある。</p> <p>(2) 火山性地震の多くは身体に感じない小さな地震であるが、時として規模の大きな地震が発生することもあり、場所によっては震度5から6弱程度の強い揺れになるおそれがある。</p> <p>(3) 地殻変動は、マグマが地表付近まで上昇することにより、地殻が移動又は変形する現象である。</p> <p>火山ガス</p> <p>(1) マグマに溶け込んでいたガス成分が、気体となって噴き出す現象である。火山ガスの大部分は水蒸気であるが、二酸化硫黄、硫化水素、塩化水素、二酸化炭素等の有毒な成分を含むことがある。</p> <p>(2) 富士山で火山ガスによる被害があった記録はなく、被害が発生するほどの多量の有毒な火山ガスが放出される可能性は少ないと考えられる。しかし噴火等によりガスが発生した場合には、火口等のガスの放出場所周辺や窪地などガスがたまりやすいと思われる場所には近づかないなどの警戒が必要である。</p> <p>洪水氾濫</p> <p>(1) 火山活動に起因する洪水氾濫は、上流域で多量の降灰が生じた河川において、支川や溪流からの土砂流入によって本川河道の河床が上昇し河川が氾濫する現象である。</p> <p>(2) 噴火後の洪水は、土砂が多く含まれているため、水が引いた後も土砂が残留する傾向が強い。</p> <p>岩屑なだれ・山体崩壊</p> <p>(1) 強い地震や地表近くまで上昇したマグマの影響、あるいは強い爆発等により、山体の一部が大規模に崩壊する現象が山体崩壊であり、それに伴い斜面を時速100km前後の高速度で流れ下る現象が岩屑なだれである。</p> <p>(2) 発生回数は過去1万年に2回程度と極めて少ない。</p> <p>(3) 岩屑なだれが湖や海に流れ込んで、津波が発生することもあるので湖や海の沿岸では注意が必要である。</p> <p>(4) 山体の膨張・変形が観測され、山体の変状が観測された場合には避難等を検討する必要がある。</p> <p>水蒸気爆発</p> <p>(1) 熱せられた地下水が水蒸気となって爆発する現象である。</p> <p>(2) 溶岩流が湿地帯や湖に流入した場合にも、マグマ水蒸気爆発が起こることがある。</p> <p>(3) 水蒸気爆発の発生場所周辺では、噴石や爆風の危険があるので注意が必要である。</p>	<p>令和4年3月の第12回富士山火山防災対策協議会において、富士山火山広域避難計画検討委員会 中間報告が承認され、広域避難計画の改定後に避難方針が改められるため。</p>
3	<p>火山災害警戒地域の指定</p> <p>活動火山対策特別措置法に基づき、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域(火山災害警戒地域)として指定された地域は、次のとおり</p>	<p>※富士山火山防災対策協議会(令和4年3月)において承認された、富士山火山広域避難計画検討委員会 中間報告により、溶岩流が3時間で到達する可能性のある範囲が第3次避難対象エリアとなった。当該エリアの一般住民においては、噴火直後に必要な範囲のみ避難する方針となった。この方針は、広域避難計画改定後に反映する予定。</p> <p>火山災害警戒地域の指定</p> <p>活動火山対策特別措置法に基づき、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域(火山災害警戒地域)として指定された地域は、次のとおり</p>	

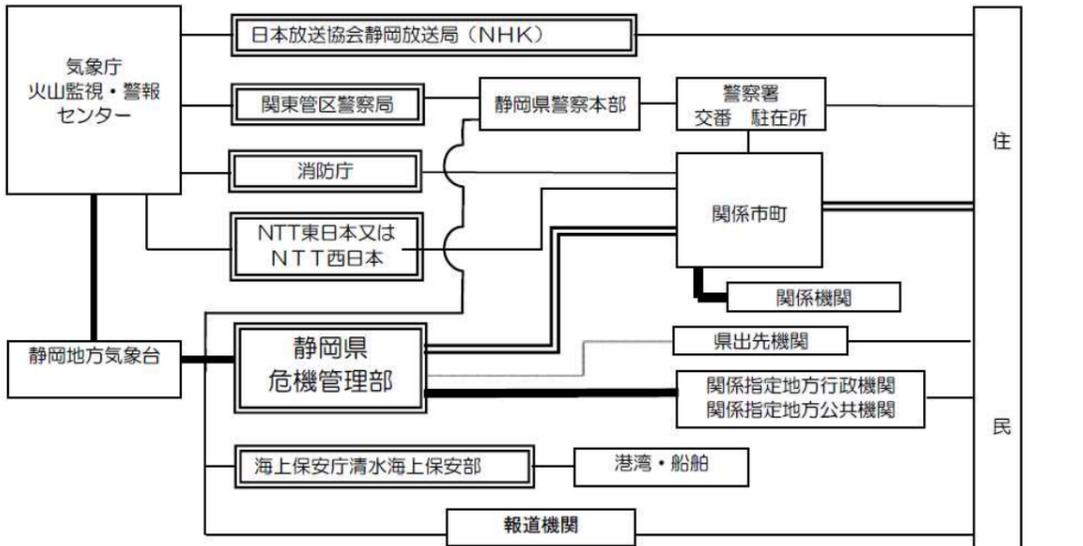
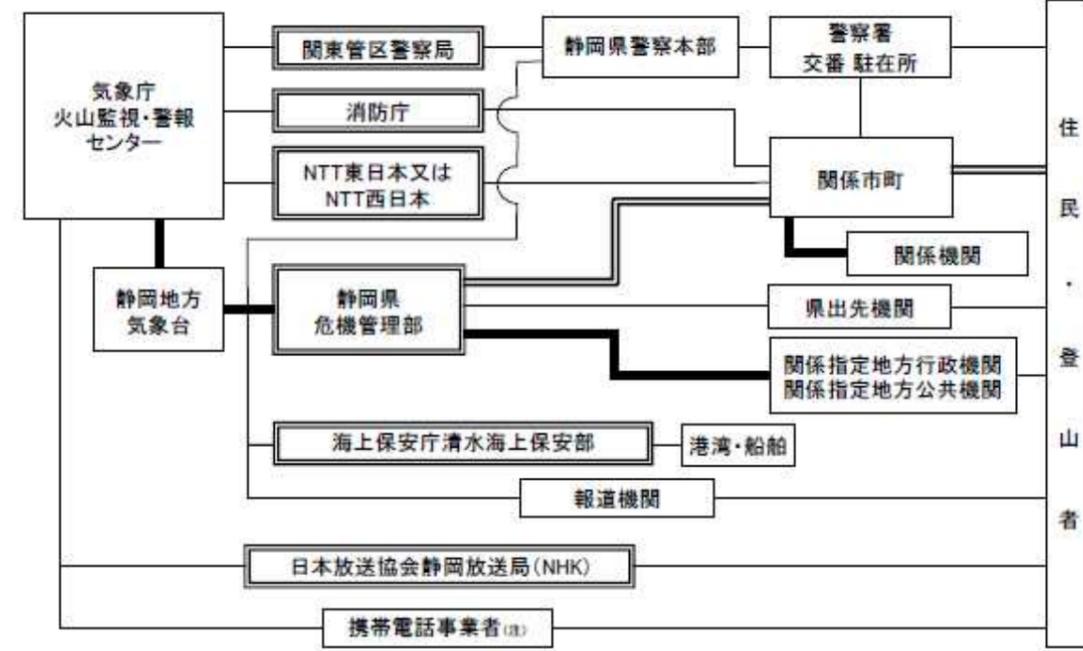
頁	旧					新					備考	
火山 -31	である。					である。					富士山ハザードマップに改定に伴い、静岡市、沼津市及び清水町が新たに火山災害警戒地域（活動火山対策特別措置第3条第1項）に指定されたため。	
	火山	都道府県	市町			火山	都道府県	市町				
	富士山	静岡県	三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、長泉町、小山町			富士山	静岡県	静岡市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町				
	第2節 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等					第2節 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等						
	1 噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル）					1 噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル）						
	噴火警戒レベルは、気象庁と自治体間の協議に基づき作成され、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分して発表する指標である。富士山においては平成19年12月から運用されており、富士山における噴火警戒レベルの取扱いは次のとおりである。					噴火警戒レベルは、気象庁と自治体間の協議に基づき作成され、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分して発表する指標である。富士山においては平成19年12月から運用されており、富士山における噴火警戒レベルの取扱いは次のとおりである。						
	レベル1は、火山活動が静穏であることを示し、現在の富士山の状態が該当する。レベル2は、噴火する場所とその影響が限定的な場合に発表されるが、富士山では、噴火前の火山活動が高まる段階で、火口の位置を特定し限定的な警戒範囲を示すのは困難なことから、レベル2の発表はしないこととしている。よって、火山活動が活発化すると、想定火口範囲を警戒範囲としてレベル3が発表され、さらに噴火が切迫した場合には居住地域を対象としてレベル4またはレベル5が発表される。					レベル1は、火山活動が静穏であることを示し、現在の富士山の状態が該当する。レベル2は、噴火する場所とその影響が限定的な場合に発表されるが、富士山では、噴火前の火山活動が高まる段階で、火口の位置を特定し限定的な警戒範囲を示すのは困難なことから、レベル2の発表はしないこととしている。よって、火山活動が活発化すると、想定火口範囲を警戒範囲としてレベル3が発表され、さらに噴火が切迫した場合には居住地域を対象としてレベル4またはレベル5が発表される。						
	なお、噴火開始後、火山活動の低下により噴火警戒レベルを上げていく段階において、火口とその周辺を限定して警戒範囲を示すことが可能な場合は、レベル2が発表される。					なお、噴火開始後、火山活動の低下により噴火警戒レベルを上げていく段階において、火口とその周辺を限定して警戒範囲を示すことが可能な場合は、レベル2が発表される。						
	名称	対象範囲	レベル（キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	名称	対象範囲	レベル（キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
	噴火警報 又は 噴火警報（居住地域）	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定） 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月16日～1月1日： 大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積</li> <li>【その他の噴火事例】 貞観噴火（864～865年）： 北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達</li> <li>延暦噴火（800～802年）： 北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達</li> <li>・顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険） 【宝永(1707年)噴火の事例】</li> </ul>	噴火警報 又は 噴火警報（居住地域）	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定） 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月16日～1月1日： 大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積</li> <li>【その他の噴火事例】 貞観噴火（864～865年）： 北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達</li> <li>延暦噴火（800～802年）： 北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達</li> <li>・顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険） 【宝永(1707年)噴火の事例】</li> </ul>

頁	旧					新					備考		
					12月15日昼～16日午前（噴火開始前日～直前）： 地震多発、東京など広域で揺れ					12月15日昼～16日午前（噴火開始前日～直前）： 地震多発、東京など広域で揺れ		災害対策基本法改正に伴う噴火警戒レベル4のキーワード変更による修正	
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での <b>避難準備、避難行動要支援者の避難</b> 等が必要。	・小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される(火口出現が想定される範囲は危険) 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月14日まで(噴火開始数日前)： 山麓で有感となる地震が増加		4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での <b>高齢者等の避難行動要支援者の避難、住民の避難の準備</b> 等が必要。	・小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される(火口出現が想定される範囲は危険) 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月14日まで(噴火開始数日前)： 山麓で有感となる地震が増加			
	噴火予報 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 ・居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月3日以降(噴火開始十数日前)： 山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった		3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 ・居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月3日以降(噴火開始十数日前)： 山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった				
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活 火口周辺への立入規制等。 ・影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等 【過去事例】 該当する記録なし		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活 火口周辺への立入規制等。 ・影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等 【過去事例】 該当する記録なし			
	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範	特になし。 ・火山活動は静穏 (深部低周波地震の多発等も含む)		噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範			

頁	旧				新				備考	
火山 -36				囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。				囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。		
	注1)	ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。				注1)	ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。			
	注2)	ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億m <sup>3</sup> を大規模噴火、2千万～2億m <sup>3</sup> を中規模噴火、2百万～2千万m <sup>3</sup> を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で想定されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。				注2)	ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億m <sup>3</sup> を大規模噴火、2千万～2億m <sup>3</sup> を中規模噴火、2百万～2千万m <sup>3</sup> を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で想定されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。			
	注3)	火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ（協議会作成）で示された範囲を指す。				注3)	火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ（協議会作成）で示された範囲を指す。			
	注4)	噴火警報（噴火警戒レベル4（ <b>避難準備</b> ）、噴火警戒レベル5（避難））は、特別警報に位置付けられる。				注4)	噴火警報（噴火警戒レベル4（ <b>高齢者等避難</b> ）、噴火警戒レベル5（避難））は、特別警報に位置付けられる。			
	(略)					(略)				
	第3節 避難計画					第3節 避難計画				
	1 火山現象の影響想定範囲と避難対象エリア					1 火山現象の影響想定範囲と避難対象エリア				
	(略)					(略)				
		広域避難計画で定める想定影響範囲と避難対象エリアは次のとおりである。					広域避難計画で定める想定影響範囲と避難対象エリアは次のとおりである。			
火山現象	避難対象			説明	火山現象	避難対象			説明	
火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流	影響想定範囲			可能性マップの示す範囲 （火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流）	影響想定範囲※1			可能性マップの示す範囲 （火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流）		
		第1次避難対象エリア				想定火口範囲	第1次避難対象エリア			想定火口範囲
		第2次避難対象エリア				火砕流、大きな噴石、溶岩流（3時間以内）到達範囲	第2次避難対象エリア			火砕流、大きな噴石、溶岩流（3時間以内）到達範囲
		第3次避難対象エリア				溶岩流（3時間～24時間）到達範囲	第3次避難対象エリア			溶岩流（3時間～24時間）到達範囲
		第4次A避難対象エリア				溶岩流（24時間～7日間）到達範囲	第4次A避難対象エリア			溶岩流（24時間～7日間）到達範囲
		第4次B避難対象エリア				溶岩流（7日間～約40日間）到達範囲	第4次B避難対象エリア			溶岩流（7日間～約40日間）到達範囲
融雪型火山泥流	影響想定範囲			可能性マップの示す範囲 ※融雪型火山泥流の想定影響範囲には、避難対象エリア外の部分もある。	影響想定範囲			可能性マップの示す範囲 ※融雪型火山泥流の想定影響範囲には、避難対象エリア外の部分もある。		
		避難対象エリア				融雪型火山泥流の流下、堆積が予想される範囲 （シミュレーション結果等により流下が想定される部分）	避難対象エリア			融雪型火山泥流の流下、堆積が予想される範囲 （シミュレーション結果等により流下が想定される部分）
降灰	影響想定範囲			降灰可能性マップの示す範囲（降灰堆積深2cm以上）	降灰	影響想定範囲			降灰可能性マップの示す範囲（降灰堆積深2cm以上）	

頁	旧		新		備考	
	避難対象エリア	降灰堆積深が 30 cm以上になると想定される範囲 ※ 1※2※3	避難対象エリア	降灰堆積深が 30 cm以上になると想定される範囲 ※ 2※3※4	令和4年3月の第12回富士山火山防災対策協議会において、富士山火山広域避難計画検討委員会 中間報告が承認され、この報告の中で、富士山ハザードマップに改定に伴う「火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流」の避難対象エリアが提示された。今後、当該計画改定後に見直し後の避難対象エリアに変更する予定であることに伴う修正	
	屋内退避対象エリア	降灰堆積深が 30cm 未満と想定される範囲 ※2	屋内退避対象エリア	降灰堆積深が 30cm 未満と想定される範囲 ※3		
噴石 小さな	影響想定範囲	1 cm以上の小さな噴石の降下が想定される範囲	噴石 小さな	影響想定範囲		1 cm以上の小さな噴石の降下が想定される範囲
降灰後土石流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 ※降灰後土石流の想定影響範囲には、避難対象エリア外の部分もある。	降灰後土石流	影響想定範囲		可能性マップの示す範囲 ※降灰後土石流の想定影響範囲には、避難対象エリア外の部分もある。
	避難対象エリア	土石流危険渓流の土石流危険区域、または土砂災害警戒区域		避難対象エリア		土石流危険渓流の土石流危険区域、または土砂災害警戒区域
<p>※1 避難対象エリアの基準となる降灰堆積深は、今後さらに検討を進め、必要に応じて見直しを行うこともある。</p> <p>※2 気象庁があらかじめ実施したシミュレーション結果を基に、噴火の可能性が高まった段階で風向等の気象条件等を加味して判断する。 また、気象庁が噴煙等の観測結果を基にリアルタイムで実施するシミュレーション結果も参考にする。</p> <p>※3 降灰堆積状況の観測により得られた降灰分布図も参考にする。</p> <p>2 段階的な避難 噴火警戒レベルや噴火の状況に応じて、以下の表に基づき段階的に避難準備や避難を行う。</p>	<p>※1 避難対象エリアは、広域避難計画改定後に見直す予定。</p> <p>※2 避難対象エリアの基準となる降灰堆積深は、今後さらに検討を進め、必要に応じて見直しを行うこともある。</p> <p>※3 気象庁があらかじめ実施したシミュレーション結果を基に、噴火の可能性が高まった段階で風向等の気象条件等を加味して判断する。 また、気象庁が噴煙等の観測結果を基にリアルタイムで実施するシミュレーション結果も参考にする。</p> <p>※4 降灰堆積状況の観測により得られた降灰分布図も参考にする。</p> <p>2 段階的な避難 噴火警戒レベルや噴火の状況に応じて、以下の表に基づき段階的に避難準備や避難を行う。</p>	<p>※1 避難対象エリアは、広域避難計画改定後に見直す予定。</p> <p>※2 避難対象エリアの基準となる降灰堆積深は、今後さらに検討を進め、必要に応じて見直しを行うこともある。</p> <p>※3 気象庁があらかじめ実施したシミュレーション結果を基に、噴火の可能性が高まった段階で風向等の気象条件等を加味して判断する。 また、気象庁が噴煙等の観測結果を基にリアルタイムで実施するシミュレーション結果も参考にする。</p> <p>※4 降灰堆積状況の観測により得られた降灰分布図も参考にする。</p> <p>2 段階的な避難 噴火警戒レベルや噴火の状況に応じて、以下の表に基づき段階的に避難準備や避難を行う。</p>				

頁	旧	新	備考																																																																																																																																						
火山 -47	<p>上段：一般住民 中段：避難行動要支援者 下段：観光客・登山者</p> <p>(1) 噴火前（噴火警戒レベルの上昇）と噴火開始直後の避難</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th rowspan="3">噴火警戒レベル</th> <th colspan="5">溶岩流</th> <th rowspan="3">融雪型 火山泥流</th> <th colspan="2">降灰</th> <th rowspan="3">小さな 噴石</th> <th rowspan="3">降灰後 土石流</th> </tr> <tr> <th colspan="2">火砕流、大きな噴石</th> <th rowspan="2">第3次 避難対象エリア</th> <th rowspan="2">第4次A 避難対象エリア</th> <th rowspan="2">第4次B 避難対象エリア</th> <th rowspan="2">避難対象エリア</th> <th rowspan="2">屋内退避対象エリア</th> <th rowspan="2">影響想定範囲</th> </tr> <tr> <th>火口形成</th> <th>火砕流、大きな噴石</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">噴火前</td> <td>3</td> <td>避難 避難 避難・入山規制 【全方位】</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>避難 避難 避難・入山規制 【全方位】</td> <td>避難準備 避難 避難・入山規制 【全方位】</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>避難準備 避難 避難・入山規制 【全方位】</td> <td colspan="2">【降灰前に避難を要する場合】</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>避難 避難 避難・入山規制 【全方位】</td> <td>避難準備 避難 避難・入山規制 【全方位】</td> <td>避難準備 避難 避難・入山規制 【全方位】</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>避難 避難 避難・入山規制 【全方位】</td> <td>避難準備 避難準備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>噴火開始直後</td> <td>避難 避難 避難・入山規制 【全方位】</td> <td>避難 避難 避難・入山規制 【全方位】</td> <td>避難 避難 避難・入山規制 【必要ライン】</td> <td>避難準備 避難 避難・入山規制 【必要なライン】</td> <td>—</td> <td>避難 避難 避難・入山規制 【必要な範囲】</td> <td>降灰可能性マップの範囲 避難準備 屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備</td> <td>屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>—：避難行動の対象外</p>	区分	噴火警戒レベル	溶岩流					融雪型 火山泥流	降灰		小さな 噴石	降灰後 土石流	火砕流、大きな噴石		第3次 避難対象エリア	第4次A 避難対象エリア	第4次B 避難対象エリア	避難対象エリア	屋内退避対象エリア	影響想定範囲	火口形成	火砕流、大きな噴石	噴火前	3	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難準備 避難 避難・入山規制 【全方位】	—	—	—	避難準備 避難 避難・入山規制 【全方位】	【降灰前に避難を要する場合】		—	—	5	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難準備 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難準備 避難 避難・入山規制 【全方位】	—	—	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難準備 避難準備	—	—	—	噴火開始直後	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難 避難 避難・入山規制 【必要ライン】	避難準備 避難 避難・入山規制 【必要なライン】	—	避難 避難 避難・入山規制 【必要な範囲】	降灰可能性マップの範囲 避難準備 屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	—	—	<p>上段：一般住民 中段：避難行動要支援者 下段：観光客・登山者</p> <p>(1) 噴火前（噴火警戒レベルの上昇）と噴火開始直後の避難</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th rowspan="3">噴火警戒レベル</th> <th colspan="5">溶岩流</th> <th rowspan="3">融雪型 火山泥流</th> <th colspan="2">降灰</th> <th rowspan="3">小さな 噴石</th> <th rowspan="3">降灰後 土石流</th> </tr> <tr> <th colspan="2">火砕流、大きな噴石</th> <th rowspan="2">第3次 避難対象エリア</th> <th rowspan="2">第4次A 避難対象エリア</th> <th rowspan="2">第4次B 避難対象エリア</th> <th rowspan="2">避難対象エリア</th> <th rowspan="2">屋内退避対象エリア</th> <th rowspan="2">影響想定範囲</th> </tr> <tr> <th>火口形成</th> <th>火砕流、大きな噴石</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">噴火前</td> <td>3</td> <td>避難 避難 避難・入山規制 【全方位】</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>避難 避難 避難・入山規制 【全方位】</td> <td>避難準備 避難 避難・入山規制 【全方位】</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>避難準備 避難 避難・入山規制 【全方位】</td> <td colspan="2">【降灰前に避難を要する場合】</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>避難 避難 避難・入山規制 【全方位】</td> <td>避難準備 避難 避難・入山規制 【全方位】</td> <td>避難準備 避難 避難・入山規制 【全方位】</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>避難 避難 避難・入山規制 【全方位】</td> <td>避難準備 避難準備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>噴火開始直後</td> <td>避難 避難 避難・入山規制 【全方位】</td> <td>避難 避難 避難・入山規制 【全方位】</td> <td>避難 避難 避難・入山規制 【必要ライン】</td> <td>避難準備 避難 避難・入山規制 【必要なライン】</td> <td>—</td> <td>避難 避難 避難・入山規制 【必要な範囲】</td> <td>降灰可能性マップの範囲 避難準備 屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備</td> <td>屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>—：避難行動の対象外</p>	区分	噴火警戒レベル	溶岩流					融雪型 火山泥流	降灰		小さな 噴石	降灰後 土石流	火砕流、大きな噴石		第3次 避難対象エリア	第4次A 避難対象エリア	第4次B 避難対象エリア	避難対象エリア	屋内退避対象エリア	影響想定範囲	火口形成	火砕流、大きな噴石	噴火前	3	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難準備 避難 避難・入山規制 【全方位】	—	—	—	避難準備 避難 避難・入山規制 【全方位】	【降灰前に避難を要する場合】		—	—	5	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難準備 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難準備 避難 避難・入山規制 【全方位】	—	—	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難準備 避難準備	—	—	—	噴火開始直後	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難 避難 避難・入山規制 【必要ライン】	避難準備 避難 避難・入山規制 【必要なライン】	—	避難 避難 避難・入山規制 【必要な範囲】	降灰可能性マップの範囲 避難準備 屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	—	—	誤記の訂正
	区分			噴火警戒レベル	溶岩流					融雪型 火山泥流	降灰			小さな 噴石	降灰後 土石流																																																																																																																										
火砕流、大きな噴石					第3次 避難対象エリア	第4次A 避難対象エリア	第4次B 避難対象エリア	避難対象エリア			屋内退避対象エリア					影響想定範囲																																																																																																																									
火口形成		火砕流、大きな噴石																																																																																																																																							
噴火前	3	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	—	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																														
	4	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難準備 避難 避難・入山規制 【全方位】	—	—	—	避難準備 避難 避難・入山規制 【全方位】	【降灰前に避難を要する場合】		—	—																																																																																																																														
	5	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難準備 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難準備 避難 避難・入山規制 【全方位】	—	—	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難準備 避難準備	—	—	—																																																																																																																														
噴火開始直後	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難 避難 避難・入山規制 【必要ライン】	避難準備 避難 避難・入山規制 【必要なライン】	—	避難 避難 避難・入山規制 【必要な範囲】	降灰可能性マップの範囲 避難準備 屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	—	—																																																																																																																															
区分	噴火警戒レベル	溶岩流					融雪型 火山泥流	降灰		小さな 噴石	降灰後 土石流																																																																																																																														
		火砕流、大きな噴石		第3次 避難対象エリア	第4次A 避難対象エリア	第4次B 避難対象エリア		避難対象エリア	屋内退避対象エリア			影響想定範囲																																																																																																																													
		火口形成	火砕流、大きな噴石																																																																																																																																						
噴火前	3	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	—	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																														
	4	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難準備 避難 避難・入山規制 【全方位】	—	—	—	避難準備 避難 避難・入山規制 【全方位】	【降灰前に避難を要する場合】		—	—																																																																																																																														
	5	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難準備 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難準備 避難 避難・入山規制 【全方位】	—	—	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難準備 避難準備	—	—	—																																																																																																																														
噴火開始直後	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難 避難 避難・入山規制 【必要ライン】	避難準備 避難 避難・入山規制 【必要なライン】	—	避難 避難 避難・入山規制 【必要な範囲】	降灰可能性マップの範囲 避難準備 屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	—	—																																																																																																																															
	<p>(2) 噴火開始後の現象発生別の避難</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="5">溶岩流</th> <th colspan="2">降灰</th> <th rowspan="2">小さな 噴石</th> <th rowspan="2">降灰後 土石流</th> </tr> <tr> <th>第1次 避難対象エリア</th> <th>第2次 避難対象エリア</th> <th>第3次 避難対象エリア</th> <th>第4次A 避難対象エリア</th> <th>第4次B 避難対象エリア</th> <th>避難対象エリア</th> <th>屋内退避対象エリア</th> <th>影響想定範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現象の発生</td> <td colspan="5">溶岩流の流下の場合</td> <td colspan="2">火山灰の降下の場合</td> <td>小さな噴石の降下の場合</td> <td>降灰後の土石流の危険がある場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">噴火開始後</td> <td>避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】</td> <td>避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】</td> <td>避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】</td> <td>避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】</td> <td>避難準備 避難 避難・入山規制 【対象ライン】</td> <td>避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】</td> <td>避難準備 避難 避難・入山規制 【対象ライン】</td> <td>屋内退避 屋内退避 屋内退避</td> <td>避難準備/避難 （降雨により） 避難準備/避難 （降雨により） 避難準備/避難 （降雨により）</td> </tr> <tr> <td>避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】</td> <td>避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】</td> <td>避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】</td> <td>避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】</td> <td>避難準備 避難 避難・入山規制 【対象ライン】</td> <td>避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】</td> <td>避難準備 避難 避難・入山規制 【対象ライン】</td> <td>屋内退避 屋内退避 屋内退避</td> <td>避難準備/避難 （降雨により） 避難準備/避難 （降雨により） 避難準備/避難 （降雨により）</td> </tr> </tbody> </table> <p>* A 第4次A避難対象エリアに流下の可能性がある場合。 * B 第4次B避難対象エリアに流下の可能性がある場合</p>	区分	溶岩流					降灰		小さな 噴石	降灰後 土石流	第1次 避難対象エリア	第2次 避難対象エリア	第3次 避難対象エリア	第4次A 避難対象エリア	第4次B 避難対象エリア	避難対象エリア	屋内退避対象エリア	影響想定範囲	現象の発生	溶岩流の流下の場合					火山灰の降下の場合		小さな噴石の降下の場合	降灰後の土石流の危険がある場合	噴火開始後	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難準備 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難準備 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	屋内退避 屋内退避 屋内退避	避難準備/避難 （降雨により） 避難準備/避難 （降雨により） 避難準備/避難 （降雨により）	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難準備 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難準備 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	屋内退避 屋内退避 屋内退避	避難準備/避難 （降雨により） 避難準備/避難 （降雨により） 避難準備/避難 （降雨により）	<p>(2) 噴火開始後の現象発生別の避難</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="5">溶岩流</th> <th colspan="2">降灰</th> <th rowspan="2">小さな 噴石</th> <th rowspan="2">降灰後 土石流</th> </tr> <tr> <th>第1次 避難対象エリア</th> <th>第2次 避難対象エリア</th> <th>第3次 避難対象エリア</th> <th>第4次A 避難対象エリア</th> <th>第4次B 避難対象エリア</th> <th>避難対象エリア</th> <th>屋内退避対象エリア</th> <th>影響想定範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現象の発生</td> <td colspan="5">溶岩流の流下の場合</td> <td colspan="2">火山灰の降下の場合</td> <td>小さな噴石の降下の場合</td> <td>降灰後の土石流の危険がある場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">噴火開始後</td> <td>避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】</td> <td>避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】</td> <td>避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】</td> <td>避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】</td> <td>避難準備 避難 避難・入山規制 【対象ライン】</td> <td>避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】</td> <td>避難準備 避難 避難・入山規制 【対象ライン】</td> <td>屋内退避 屋内退避 屋内退避</td> <td>避難準備/避難 （降雨により） 避難準備/避難 （降雨により） 避難準備/避難 （降雨により）</td> </tr> <tr> <td>避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】</td> <td>避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】</td> <td>避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】</td> <td>避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】</td> <td>避難準備 避難 避難・入山規制 【対象ライン】</td> <td>避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】</td> <td>避難準備 避難 避難・入山規制 【対象ライン】</td> <td>屋内退避 屋内退避 屋内退避</td> <td>避難準備/避難 （降雨により） 避難準備/避難 （降雨により） 避難準備/避難 （降雨により）</td> </tr> </tbody> </table> <p>* A 第4次A避難対象エリアに流下の可能性がある場合。 * B 第4次B避難対象エリアに流下の可能性がある場合</p>	区分	溶岩流					降灰		小さな 噴石	降灰後 土石流	第1次 避難対象エリア	第2次 避難対象エリア	第3次 避難対象エリア	第4次A 避難対象エリア	第4次B 避難対象エリア	避難対象エリア	屋内退避対象エリア	影響想定範囲	現象の発生	溶岩流の流下の場合					火山灰の降下の場合		小さな噴石の降下の場合	降灰後の土石流の危険がある場合	噴火開始後	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難準備 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難準備 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	屋内退避 屋内退避 屋内退避	避難準備/避難 （降雨により） 避難準備/避難 （降雨により） 避難準備/避難 （降雨により）	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難準備 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難準備 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	屋内退避 屋内退避 屋内退避	避難準備/避難 （降雨により） 避難準備/避難 （降雨により） 避難準備/避難 （降雨により）	誤記の訂正																																								
区分	溶岩流					降灰		小さな 噴石	降灰後 土石流																																																																																																																																
	第1次 避難対象エリア	第2次 避難対象エリア	第3次 避難対象エリア	第4次A 避難対象エリア	第4次B 避難対象エリア	避難対象エリア	屋内退避対象エリア			影響想定範囲																																																																																																																															
現象の発生	溶岩流の流下の場合					火山灰の降下の場合		小さな噴石の降下の場合	降灰後の土石流の危険がある場合																																																																																																																																
噴火開始後	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難準備 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難準備 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	屋内退避 屋内退避 屋内退避	避難準備/避難 （降雨により） 避難準備/避難 （降雨により） 避難準備/避難 （降雨により）																																																																																																																																
	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難準備 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難準備 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	屋内退避 屋内退避 屋内退避	避難準備/避難 （降雨により） 避難準備/避難 （降雨により） 避難準備/避難 （降雨により）																																																																																																																																
区分	溶岩流					降灰		小さな 噴石	降灰後 土石流																																																																																																																																
	第1次 避難対象エリア	第2次 避難対象エリア	第3次 避難対象エリア	第4次A 避難対象エリア	第4次B 避難対象エリア	避難対象エリア	屋内退避対象エリア			影響想定範囲																																																																																																																															
現象の発生	溶岩流の流下の場合					火山灰の降下の場合		小さな噴石の降下の場合	降灰後の土石流の危険がある場合																																																																																																																																
噴火開始後	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難準備 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難準備 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	屋内退避 屋内退避 屋内退避	避難準備/避難 （降雨により） 避難準備/避難 （降雨により） 避難準備/避難 （降雨により）																																																																																																																																
	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難準備 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難準備 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	屋内退避 屋内退避 屋内退避	避難準備/避難 （降雨により） 避難準備/避難 （降雨により） 避難準備/避難 （降雨により）																																																																																																																																
	<p>(略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節 噴火警報・噴火予報の伝達</p>	<p>(略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節 噴火警報・噴火予報の伝達</p>																																																																																																																																							

頁	旧	新	備考																								
	<p>(略)</p>  <p> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(二重枠)</span>で囲まれてる機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先  <span style="border-bottom: 2px solid black; width: 20px; display: inline-block;"></span> (太線)は、「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表された際に、活火山対策特別措置法第12条によって、通報もしくは要請等が義務付けられている伝達経路。  <span style="border-bottom: 2px solid black; width: 20px; display: inline-block;"></span> (二重線)は、                      ・上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」の通報もしくは要請等。                      ・特別警報に位置付けられている噴火警報(居住地域)について、気象業務法第5条の2により通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。                 </p> <p>&lt;表2&gt;</p> <table border="1" data-bbox="222 1459 1305 1848"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">伝達する情報</td> <td>・「噴火予報(レベル1(活火山であることに留意))」</td> </tr> <tr> <td>・「噴火警報(レベル3(入山規制))」</td> </tr> <tr> <td>・「噴火警報(レベル4(避難準備))」</td> </tr> <tr> <td>・「火山活動解説資料(噴火の影響範囲等)」</td> </tr> <tr> <td>・「火山の状況に関する解説情報(火山性地震活動の状況等)」</td> </tr> <tr> <td>・「噴火警報(レベル5(避難))」</td> </tr> <tr> <td>・「噴火速報」</td> </tr> <tr> <td>・「火山の状況に関する解説情報(噴火の状況等)」</td> </tr> <tr> <td>・「火山活動解説資料(上空からの観測成果等)」</td> </tr> </tbody> </table>	区分	名称	伝達する情報	・「噴火予報(レベル1(活火山であることに留意))」	・「噴火警報(レベル3(入山規制))」	・「噴火警報(レベル4(避難準備))」	・「火山活動解説資料(噴火の影響範囲等)」	・「火山の状況に関する解説情報(火山性地震活動の状況等)」	・「噴火警報(レベル5(避難))」	・「噴火速報」	・「火山の状況に関する解説情報(噴火の状況等)」	・「火山活動解説資料(上空からの観測成果等)」	<p>(略)</p>  <p> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(二重枠)</span>で囲まれてる機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。  <span style="border-bottom: 2px solid black; width: 20px; display: inline-block;"></span> (太線)は、「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表された際に、活火山対策特別措置法第12条によって、通報もしくは要請等が義務付けられている伝達経路。  <span style="border-bottom: 2px solid black; width: 20px; display: inline-block;"></span> (二重線)は、                      ・上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」の通報もしくは要請等。                      ・特別警報に位置付けられている噴火警報(居住地域)について、気象業務法第15条の2による通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。                 </p> <p>                     (注)緊急速報メールは、噴火に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される                 </p> <p>&lt;表2&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1350 1459 2433 1848"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">伝達する情報</td> <td>・「噴火予報(レベル1(活火山であることに留意))」</td> </tr> <tr> <td>・「噴火警報(レベル3(入山規制))」</td> </tr> <tr> <td>・「噴火警報(レベル4(高齢者等避難))」</td> </tr> <tr> <td>・「火山活動解説資料(噴火の影響範囲等)」</td> </tr> <tr> <td>・「火山の状況に関する解説情報(火山性地震活動の状況等)」</td> </tr> <tr> <td>・「噴火警報(レベル5(避難))」</td> </tr> <tr> <td>・「噴火速報」</td> </tr> <tr> <td>・「火山の状況に関する解説情報(噴火の状況等)」</td> </tr> <tr> <td>・「火山活動解説資料(上空からの観測成果等)」</td> </tr> </tbody> </table>	区分	名称	伝達する情報	・「噴火予報(レベル1(活火山であることに留意))」	・「噴火警報(レベル3(入山規制))」	・「噴火警報(レベル4(高齢者等避難))」	・「火山活動解説資料(噴火の影響範囲等)」	・「火山の状況に関する解説情報(火山性地震活動の状況等)」	・「噴火警報(レベル5(避難))」	・「噴火速報」	・「火山の状況に関する解説情報(噴火の状況等)」	・「火山活動解説資料(上空からの観測成果等)」	<p>居住地域に影響する特別警報「噴火警報(居住地域)」が発表された場合、携帯電話事業者による伝達も行われることから、「携帯電話事業者」も追記</p> <p>誤記の修正</p>
区分	名称																										
伝達する情報	・「噴火予報(レベル1(活火山であることに留意))」																										
	・「噴火警報(レベル3(入山規制))」																										
	・「噴火警報(レベル4(避難準備))」																										
	・「火山活動解説資料(噴火の影響範囲等)」																										
	・「火山の状況に関する解説情報(火山性地震活動の状況等)」																										
	・「噴火警報(レベル5(避難))」																										
	・「噴火速報」																										
	・「火山の状況に関する解説情報(噴火の状況等)」																										
	・「火山活動解説資料(上空からの観測成果等)」																										
	区分	名称																									
伝達する情報	・「噴火予報(レベル1(活火山であることに留意))」																										
	・「噴火警報(レベル3(入山規制))」																										
	・「噴火警報(レベル4(高齢者等避難))」																										
	・「火山活動解説資料(噴火の影響範囲等)」																										
	・「火山の状況に関する解説情報(火山性地震活動の状況等)」																										
	・「噴火警報(レベル5(避難))」																										
	・「噴火速報」																										
	・「火山の状況に関する解説情報(噴火の状況等)」																										
	・「火山活動解説資料(上空からの観測成果等)」																										
				<p>災害対策基本法改正に伴う噴火警戒レベル4のキーワード変更による修正</p>																							

頁	旧	新	備考																								
火山 -49	<p>・「火山の状況に関する解説情報（臨時）」 ※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げの際に、 ・「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」 ・「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」 が発表される場合がある。</p>	<p>・「火山の状況に関する解説情報（臨時）」 ※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げの際に、 ・「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」 ・「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」 が発表される場合がある。</p>																									
	<p>第2節 避難指示 (略) 3 登山の自粛・入山規制 (略) (2) 入山規制 避難実施市町は、噴火警戒レベルに応じて観光客・登山者を対象に入山規制を実施する(下表)。 また、噴火警戒レベルの引き上げに伴い、入山規制エリアの拡大を決定し、山小屋組合等に対して情報伝達するとともに、観光客・登山者への早期下山の呼びかけを要請する。 入山規制の実施後は、警察、消防及び山小屋組合等と協力して観光客・登山者の避難誘導を実施する。県及び市町は、登山者等火山に立ち入る者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山届(登山計画書)の活用、携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスの普及、火口周辺施設との連携等により、登山者等の情報の把握に努めるものとする。入山規制エリアのうち第1次及び第2次避難対象エリアでは、立て看板の設置などにより人が立ち入らないよう規制を行うが、第3次避難対象エリアより外側は、入山規制エリアが広く物理的な規制が困難であることから、広報等により入山規制の周知を行う。</p> <p style="text-align: center;">入山規制の実施基準</p> <table border="1" data-bbox="460 1115 1083 1335"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>入山規制エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警戒レベル3</td> <td>第1次避難対象エリア</td> </tr> <tr> <td>噴火警戒レベル4</td> <td>第2次避難対象エリア</td> </tr> <tr> <td>噴火警戒レベル5</td> <td>第3次避難対象エリア</td> </tr> <tr> <td>噴火開始直後</td> <td>第4次A避難対象エリア</td> </tr> <tr> <td>噴火開始後</td> <td>第4次B避難対象エリア</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	実施時期	入山規制エリア	噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア	噴火警戒レベル4	第2次避難対象エリア	噴火警戒レベル5	第3次避難対象エリア	噴火開始直後	第4次A避難対象エリア	噴火開始後	第4次B避難対象エリア	<p>第2節 避難指示 (略) 3 登山の自粛・入山規制 (略) (2) 入山規制 避難実施市町は、噴火警戒レベルに応じて観光客・登山者を対象に入山規制を実施する(下表)。 また、噴火警戒レベルの引き上げに伴い、入山規制エリアの拡大を決定し、山小屋組合等に対して情報伝達するとともに、観光客・登山者への早期下山の呼びかけを要請する。 入山規制の実施後は、警察、消防及び山小屋組合等と協力して観光客・登山者の避難誘導を実施する。県及び市町は、登山者等火山に立ち入る者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山届(登山計画書)の活用、携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスの普及、火口周辺施設との連携等により、登山者等の情報の把握に努めるものとする。入山規制エリアのうち第1次及び第2次避難対象エリアでは、立て看板の設置などにより人が立ち入らないよう規制を行うが、第3次避難対象エリアより外側は、入山規制エリアが広く物理的な規制が困難であることから、広報等により入山規制の周知を行う。</p> <p style="text-align: center;">入山規制の実施基準</p> <table border="1" data-bbox="1587 1115 2211 1335"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>入山規制エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警戒レベル3</td> <td>第1次避難対象エリア</td> </tr> <tr> <td>噴火警戒レベル4</td> <td>第2次避難対象エリア</td> </tr> <tr> <td>噴火警戒レベル5</td> <td>第3次避難対象エリア</td> </tr> <tr> <td>噴火開始直後</td> <td>第4次A避難対象エリア</td> </tr> <tr> <td>噴火開始後</td> <td>第4次B避難対象エリア</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 入山規制の実施基準は、広域避難計画改定後に見直す予定。</p> <p>(略)</p>	実施時期	入山規制エリア	噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア	噴火警戒レベル4	第2次避難対象エリア	噴火警戒レベル5	第3次避難対象エリア	噴火開始直後	第4次A避難対象エリア	噴火開始後	第4次B避難対象エリア	<p>富士山火山広域避難計画検討委員会中間報告の中で、富士山ハザードマップに改定に伴う「各避難対象エリアと設定基準」が提示され、今後、見直し後の入山規制の実施基準に変更する予定であるため</p>
実施時期	入山規制エリア																										
噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア																										
噴火警戒レベル4	第2次避難対象エリア																										
噴火警戒レベル5	第3次避難対象エリア																										
噴火開始直後	第4次A避難対象エリア																										
噴火開始後	第4次B避難対象エリア																										
実施時期	入山規制エリア																										
噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア																										
噴火警戒レベル4	第2次避難対象エリア																										
噴火警戒レベル5	第3次避難対象エリア																										
噴火開始直後	第4次A避難対象エリア																										
噴火開始後	第4次B避難対象エリア																										
	<p>第4節 交通規制 1 一般道路の交通規制 (1) 基本的な考え方 警察及び道路管理者は、噴火警戒レベルに応じて下表に示す実施基準により交通規制を実施する。なお、積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議(または協議会)が、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、その中に含まれる道路区間を交通規制の対象とする。 市町は、一般住民等の円滑な避難のため、警察と協力して避難誘導を行う。</p>	<p>第4節 交通規制 1 一般道路の交通規制 (1) 基本的な考え方 警察及び道路管理者は、噴火警戒レベルに応じて下表に示す実施基準により交通規制を実施する。なお、積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議(または協議会)が、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、その中に含まれる道路区間を交通規制の対象とする。 市町は、一般住民等の円滑な避難のため、警察と協力して避難誘導を行う。さらに市町が</p>																									

令和4年度静岡県地域防災計画修正(案) 新旧対照表

頁	旧	新	備考
(略)	<p>警察は、市町と協力して、広域避難路や接続道路を対象として、避難車両が円滑に通行できるよう交通整理等の必要な措置を行う。<b>さらに市町が警戒区域を設定した場合には、警戒区域への立ち入りを防止するため必要な交通規制を実施する。</b>また、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要と認めた場合に、公安委員会が緊急交通路としての路線と区間を指定した際は、緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を行う。なお、緊急交通路の指定に当たっては、道路の使用に関する調整が必要となる。</p> <p>道路管理者（国・県・市町の道路管理者、中日本高速道路（株）及び県道路公社等）は、管理道路が火山現象や火山性地震等により被災、破損したときは通行止めなど必要な交通規制を行う。</p>	<p><b>警戒区域を設定した場合には、市町は区域への立ち入りを防止するため、立ち入りを制限し、若しくは禁止し、必要な措置を実施する。</b></p> <p>警察は、市町と協力して、広域避難路や接続道路を対象として、避難車両が円滑に通行できるよう交通整理等の必要な措置を行う。また、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要と認めた場合に、公安委員会が緊急交通路としての路線と区間を指定した際は、緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を行う。なお、緊急交通路の指定に当たっては、道路の使用に関する調整が必要となる。</p> <p>道路管理者（国・県・市町の道路管理者、中日本高速道路（株）及び県道路公社等）は、管理道路が火山現象や火山性地震等により被災、破損したときは通行止めなど必要な交通規制を行う。</p>	<p>災害対策基本法 63 条第 1 項、第 2 項に基づき修正</p>

頁	旧	新	備考																																																																																																																										
大火災 -14	<p>7 大火災対策編 (略)</p> <p>II 大爆発対策計画 (略)</p> <p>第1章 総則機械 (略)</p> <p>第3節 予想される災害と地域</p> <p>○ 高压ガス、危険物、火薬類等に係る爆発事故は、これらの漏洩、流出、引火等により発生する。</p> <p>○ 高压ガス、危険物、火薬類等は産業用、民生用に広く利用されており、爆発事故は県内全域で発生する危険性がある。</p> <p>○ 特に石油コンビナート等特別防災区域に指定されている清水地区をはじめ、沼津港、田子浦港、焼津漁港、大井川港、御前崎港等の周辺には石油等危険物貯蔵施設、高压ガス施設等が集中しており、防災対策について十分な配慮が必要である。</p>	<p>7 大火災対策編 (略)</p> <p>II 大爆発対策計画 (略)</p> <p>第1章 総則 (略)</p> <p>第3節 予想される災害と地域</p> <p>○ 高压ガス、危険物、火薬類等に係る爆発事故は、これらの漏洩、流出、引火等により発生する。</p> <p>○ 高压ガス、危険物、火薬類等は産業用、民生用に広く利用されており、爆発事故は県内全域で発生する危険性がある。</p> <p>○ 特に石油コンビナート等特別防災区域に指定されている清水地区をはじめ、沼津港、田子浦港、焼津漁港、大井川港、御前崎港等の周辺には石油等危険物貯蔵施設、高压ガス施設等が集中しており、防災対策について十分な配慮が必要である。</p>																																																																																																																											
	<p>県内危険物施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>県 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製 造 所</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">貯 蔵 所</td> <td>屋内 貯蔵所</td> <td>2,401</td> </tr> <tr> <td>屋外タンク "</td> <td>2,392</td> </tr> <tr> <td>屋内タンク "</td> <td>470</td> </tr> <tr> <td>地下タンク "</td> <td>2,040</td> </tr> <tr> <td>簡易タンク "</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>移動タンク "</td> <td>1,603</td> </tr> <tr> <td>屋 外 "</td> <td>399</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>9,383</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">取 扱 所</td> <td>給油 取扱所</td> <td>2,040</td> </tr> <tr> <td>第1種販売 "</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>第2種販売 "</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>移 送 "</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>一 般 "</td> <td>2,131</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>4,215</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>13,828</td> </tr> <tr> <td>事業所数</td> <td>6,404</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和3年4月1日現在</p>	区 分	県 計	製 造 所	230	貯 蔵 所	屋内 貯蔵所	2,401	屋外タンク "	2,392	屋内タンク "	470	地下タンク "	2,040	簡易タンク "	48	移動タンク "	1,603	屋 外 "	399	小 計	9,383	取 扱 所	給油 取扱所	2,040	第1種販売 "	31	第2種販売 "	5	移 送 "	8	一 般 "	2,131	小 計	4,215	合 計	13,828	事業所数	6,404	<p>県内火薬類製造施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市 町 名</th> <th>事業所名</th> <th>製造する火薬類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南伊豆町</td> <td>(株)フロンティアプライズ伊豆煙火工場</td> <td>打揚煙火、玩具煙火</td> </tr> <tr> <td>裾野市</td> <td>日邦工業(株)</td> <td>実包</td> </tr> <tr> <td>富士市</td> <td>勝亦煙火店(勝亦正幸)</td> <td>仕掛煙火</td> </tr> <tr> <td>静岡市</td> <td>(株)光屋窪田煙火工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>(株)静玉屋</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>藤枝市</td> <td>(株)白井煙火 岡部工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>(株)神戸煙火工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>(株)イケブン寺島工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>(株)イケブン野竹工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>島田市</td> <td>井上玩具煙火(株)中河工場</td> <td>玩具煙火</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>井上玩具煙火(株)大津工場</td> <td>玩具煙火</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>井上玩具煙火(株)大津第2工場</td> <td>玩具煙火</td> </tr> <tr> <td>湖西市</td> <td>三遠煙火(株)</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>浜松市</td> <td>田畑煙火(株)</td> <td>打揚煙火</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和3年4月1日現在</p>	市 町 名	事業所名	製造する火薬類	南伊豆町	(株)フロンティアプライズ伊豆煙火工場	打揚煙火、玩具煙火	裾野市	日邦工業(株)	実包	富士市	勝亦煙火店(勝亦正幸)	仕掛煙火	静岡市	(株)光屋窪田煙火工場	打揚煙火	"	(株)静玉屋	打揚煙火	藤枝市	(株)白井煙火 岡部工場	打揚煙火	"	(株)神戸煙火工場	打揚煙火	"	(株)イケブン寺島工場	打揚煙火	"	(株)イケブン野竹工場	打揚煙火	島田市	井上玩具煙火(株)中河工場	玩具煙火	"	井上玩具煙火(株)大津工場	玩具煙火	"	井上玩具煙火(株)大津第2工場	玩具煙火	湖西市	三遠煙火(株)	打揚煙火	浜松市	田畑煙火(株)	打揚煙火	<p>県内危険物施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>県 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製 造 所</td> <td>232</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">貯 蔵 所</td> <td>屋内 貯蔵所</td> <td>2,453</td> </tr> <tr> <td>屋外タンク "</td> <td>2,367</td> </tr> <tr> <td>屋内タンク "</td> <td>452</td> </tr> <tr> <td>地下タンク "</td> <td>1,955</td> </tr> <tr> <td>簡易タンク "</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>移動タンク "</td> <td>1,578</td> </tr> <tr> <td>屋 外 "</td> <td>396</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>9,248</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">取 扱 所</td> <td>給油 取扱所</td> <td>1,993</td> </tr> <tr> <td>第1種販売 "</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>第2種販売 "</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>移 送 "</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>一 般 "</td> <td>2,073</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>4,109</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>13,589</td> </tr> <tr> <td>事業所数</td> <td>6,273</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和4年4月1日現在</p>	区 分	県 計	製 造 所	232	貯 蔵 所	屋内 貯蔵所	2,453	屋外タンク "	2,367	屋内タンク "	452	地下タンク "	1,955	簡易タンク "	47	移動タンク "	1,578	屋 外 "	396	小 計	9,248	取 扱 所	給油 取扱所	1,993	第1種販売 "	30	第2種販売 "	5	移 送 "	8	一 般 "	2,073	小 計	4,109	合 計	13,589	事業所数	6,273	<p>時点更新</p>
区 分	県 計																																																																																																																												
製 造 所	230																																																																																																																												
貯 蔵 所	屋内 貯蔵所	2,401																																																																																																																											
	屋外タンク "	2,392																																																																																																																											
	屋内タンク "	470																																																																																																																											
	地下タンク "	2,040																																																																																																																											
	簡易タンク "	48																																																																																																																											
	移動タンク "	1,603																																																																																																																											
	屋 外 "	399																																																																																																																											
	小 計	9,383																																																																																																																											
取 扱 所	給油 取扱所	2,040																																																																																																																											
	第1種販売 "	31																																																																																																																											
	第2種販売 "	5																																																																																																																											
	移 送 "	8																																																																																																																											
	一 般 "	2,131																																																																																																																											
	小 計	4,215																																																																																																																											
合 計	13,828																																																																																																																												
事業所数	6,404																																																																																																																												
市 町 名	事業所名	製造する火薬類																																																																																																																											
南伊豆町	(株)フロンティアプライズ伊豆煙火工場	打揚煙火、玩具煙火																																																																																																																											
裾野市	日邦工業(株)	実包																																																																																																																											
富士市	勝亦煙火店(勝亦正幸)	仕掛煙火																																																																																																																											
静岡市	(株)光屋窪田煙火工場	打揚煙火																																																																																																																											
"	(株)静玉屋	打揚煙火																																																																																																																											
藤枝市	(株)白井煙火 岡部工場	打揚煙火																																																																																																																											
"	(株)神戸煙火工場	打揚煙火																																																																																																																											
"	(株)イケブン寺島工場	打揚煙火																																																																																																																											
"	(株)イケブン野竹工場	打揚煙火																																																																																																																											
島田市	井上玩具煙火(株)中河工場	玩具煙火																																																																																																																											
"	井上玩具煙火(株)大津工場	玩具煙火																																																																																																																											
"	井上玩具煙火(株)大津第2工場	玩具煙火																																																																																																																											
湖西市	三遠煙火(株)	打揚煙火																																																																																																																											
浜松市	田畑煙火(株)	打揚煙火																																																																																																																											
区 分	県 計																																																																																																																												
製 造 所	232																																																																																																																												
貯 蔵 所	屋内 貯蔵所	2,453																																																																																																																											
	屋外タンク "	2,367																																																																																																																											
	屋内タンク "	452																																																																																																																											
	地下タンク "	1,955																																																																																																																											
	簡易タンク "	47																																																																																																																											
	移動タンク "	1,578																																																																																																																											
	屋 外 "	396																																																																																																																											
	小 計	9,248																																																																																																																											
取 扱 所	給油 取扱所	1,993																																																																																																																											
	第1種販売 "	30																																																																																																																											
	第2種販売 "	5																																																																																																																											
	移 送 "	8																																																																																																																											
	一 般 "	2,073																																																																																																																											
	小 計	4,109																																																																																																																											
合 計	13,589																																																																																																																												
事業所数	6,273																																																																																																																												

頁	旧								新								備考						
	高圧ガス製造事業所(第1種)								高圧ガス製造事業所(第1種)														
	区分	冷凍 アンモニア	液化石油 ガスLPG	一般高圧ガス					その他	区分	冷凍 アンモニア	液化石油 ガスLPG	一般高圧ガス					その他					
酸素				水素	アンモニア	塩素		酸素					水素	アンモニア	塩素								
	下田市		3	1	1						3	1	1										
	伊東市		3	1	1						3	1	1										
	熱海市		2	1	1						2	1	1										
	三島市	6	3	1	1						6	4	1	1									
	沼津市	1	9	2	1						1	9	2	1									天然ガス1
	裾野市		2	4	1	1						2	4	1	1								天然ガス1、メタン1
	御殿場市		8	5	3	1						8	5	3	1								天然ガス1
	富士市		13	13	6	2	2	1				13	13	6	2	2	1						天然ガス2
	富士宮市	1	7	7	1						1	7	7	1									天然ガス6
	静岡市	5	19	22	12	2		2			5	19	20	12	2		2						アセチレン2、天然ガス2 液化石油ガス2
	焼津市	11	14	3	1						11	14	3	1									天然ガス2
	藤枝市	2	3								2	3											
	島田市	5	9	3							5	9	3										天然ガス3
	掛川市		14	6		2						15	6		2								天然ガス2、トリメチルアミン2
	袋井市	3	9	6				1			3	9	6			1							ブタン1、天然ガス1、ペンタン1、 塩化ビニル1、三塩化窒素1
	磐田市	1	10	14	2	2	1				1	10	14	2	2	1							塩化ビニル1、天然ガス8
	浜松市		29	22	14	2		2				30	27	16	3	2							アセチレン1、天然ガス2、シアン化 水素1
	湖西市		3	2	1	1						3	2	1	1								
	伊豆市		1									1											
	御前崎市		2	1								2	1										トリメチルアミン1
	伊豆の国市		6									6											
	菊川市		3									3											
	牧之原市		5	1								5	1										天然ガス1
	賀茂郡		4									4											
	田方郡		2									2											
	駿東郡		10	3	2							10	3	2									天然ガス1
	榛原郡	2	4	4	3						2	4	4	3									天然ガス1
	周智郡	1									1												
	計	36	197	122	51	13	6	3	49		36	200	125	53	14	6	3	51					

※令和3年4月1日現在  
 ※不活性ガス・圧縮空気を除く。  
 ※一般高圧ガス製造事業所数は、同一事業者で複数のガスを製造する場合があるため、ガス別の事業者数

※令和4年4月1日現在  
 ※不活性ガス・圧縮空気を除く。  
 ※一般高圧ガス製造事業所数は、同一事業者で複数のガスを製造する場合があるため、ガス別の事業者数

頁	旧	新	備考																																																																												
大事故 -5	<p>8 大規模事故策編 (略)</p> <p>I 道路事故対策計画 第1章 総則 (略)</p> <p>第3節 予想される事故と地域</p> <p>1 県内の道路状況 (令和2年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td>3</td> <td>363.0</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>18</td> <td>1,231.7</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>308</td> <td>3,265.6</td> </tr> <tr> <td>市町道</td> <td>109,406</td> <td>32,287.6</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>109,735</td> <td>37,147.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>3 県内の交通事故件数等 令和2年中に静岡県内で発生した交通事故は20,667件で、死者数は108人となっており、件数では全国で5番目、死者数では9番目に多い。</p> <p>(略)</p> <p>4 道路交通危険箇所 令和3年3月末における県管理道路の落石等による道路交通危険箇所数は次のとおりである。</p> <p>・落石等による道路交通危険箇所数 (平成8年度調査)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路種別</th> <th>落石・崩壊</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>150</td> <td>152</td> <td>302</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>348</td> <td>185</td> <td>533</td> </tr> <tr> <td>一般県道</td> <td>204</td> <td>106</td> <td>310</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>702</td> <td>443</td> <td>1,145</td> </tr> </tbody> </table> <p>(県道路保全課)</p>	道路の種類	路線数	実延長(km)	高速自動車国道	3	363.0	一般国道	18	1,231.7	県道	308	3,265.6	市町道	109,406	32,287.6	合計	109,735	37,147.8	道路種別	落石・崩壊	その他	計	一般国道	150	152	302	主要地方道	348	185	533	一般県道	204	106	310	計	702	443	1,145	<p>8 大規模事故策編 (略)</p> <p>I 道路事故対策計画 第1章 総則 (略)</p> <p>第3節 予想される事故と地域</p> <p>1 県内の道路状況 (令和3年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td>3</td> <td>363.0</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>18</td> <td>1,230.1</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>308</td> <td>3,263.9</td> </tr> <tr> <td>市町道</td> <td>109,609</td> <td>32,313.5</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>109,938</td> <td>37,170.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>3 県内の交通事故件数等 令和3年中に静岡県内で発生した交通事故は19,382件で、死者数は89人となっており、件数では全国で6番目、死者数では10番目に多い。</p> <p>(略)</p> <p>4 道路交通危険箇所 令和4年3月末における県管理道路の落石等による道路交通危険箇所数は次のとおりである。</p> <p>・落石等による道路交通危険箇所数 (平成8年度調査)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路種別</th> <th>落石・崩壊</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>150</td> <td>152</td> <td>302</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>348</td> <td>185</td> <td>533</td> </tr> <tr> <td>一般県道</td> <td>204</td> <td>106</td> <td>310</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>702</td> <td>443</td> <td>1,145</td> </tr> </tbody> </table> <p>(県道路保全課)</p>	道路の種類	路線数	実延長(km)	高速自動車国道	3	363.0	一般国道	18	1,230.1	県道	308	3,263.9	市町道	109,609	32,313.5	合計	109,938	37,170.5	道路種別	落石・崩壊	その他	計	一般国道	150	152	302	主要地方道	348	185	533	一般県道	204	106	310	計	702	443	1,145	<p>時点更新</p> <p>時点更新</p> <p>時点更新</p>
道路の種類	路線数	実延長(km)																																																																													
高速自動車国道	3	363.0																																																																													
一般国道	18	1,231.7																																																																													
県道	308	3,265.6																																																																													
市町道	109,406	32,287.6																																																																													
合計	109,735	37,147.8																																																																													
道路種別	落石・崩壊	その他	計																																																																												
一般国道	150	152	302																																																																												
主要地方道	348	185	533																																																																												
一般県道	204	106	310																																																																												
計	702	443	1,145																																																																												
道路の種類	路線数	実延長(km)																																																																													
高速自動車国道	3	363.0																																																																													
一般国道	18	1,230.1																																																																													
県道	308	3,263.9																																																																													
市町道	109,609	32,313.5																																																																													
合計	109,938	37,170.5																																																																													
道路種別	落石・崩壊	その他	計																																																																												
一般国道	150	152	302																																																																												
主要地方道	348	185	533																																																																												
一般県道	204	106	310																																																																												
計	702	443	1,145																																																																												
大事故 -8	<p>第2章 災害予防計画 (略)</p> <p>第5節 道路トンネル事故の予防対策</p> <p>1 主要なトンネルの現状 本県にある防災上重要なトンネル(延長2km以上又はトンネル等級A以上)は、75箇所である。トンネル内での追突事故及びこれに伴う車両火災事故は、大きな人的、物的被害をもたらす恐れがあることから、道路管理者等は事故防止のため設備及び体制の整備に努める。</p>	<p>第2章 災害予防計画 (略)</p> <p>第5節 道路トンネル事故の予防対策</p> <p>1 主要なトンネルの現状 本県にある防災上重要なトンネル(延長2km以上又はトンネル等級A以上)は、75箇所である。トンネル内での追突事故及びこれに伴う車両火災事故は、大きな人的、物的被害をもたらす恐れがあることから、道路管理者等は事故防止のため設備及び体制の整備に努める。</p>																																																																													



